吉川市地域防災計画

令和６年３月

目　　次

第１編　総則

第１章　計画の策定…… 1
　第１節　計画の理念…… 1
　　第１　計画の目的…… 1
　　第２　計画策定の基本的視点…… 1
　第２節　計画の運用…… 2
　　第１　計画の修正…… 2
　　第２　県計画との関係…… 2
　　第３　計画の習熟…… 2
　第３節　計画の構成…… 3

第２章　防災関係機関の役割…… 5
　第１節　計画の策定機関…… 5
　　第１　吉川市防災会議の目的…… 5
　　第２　吉川市防災会議の構成…… 5
　第２節　防災関係機関の業務大綱…… 7
　　第１　市…… 7
　　第２　消防機関…… 8
　　第３　指定地方行政機関…… 8
　　第４　県…… 10
　　第５　警察…… 11
　　第６　自衛隊…… 11
　　第７　指定公共機関及び指定地方公共機関…… 11
　　第８　公共的団体…… 13
　　第９　災害時応援協定締結団体・事業者…… 13

第３章　市民、地域、事業所等の役割…… 14
　第１節　市民の果たす役割…… 14
　　第１　平常時から実施する事項…… 14
　　第２　災害発生時に必要となる事項…… 14
　第２節　自主防災組織の果たす役割…… 15
　　第１　平常時から実施する事項…… 15
　　第２　災害発生時に必要となる事項…… 15
　第３節　事業所等の果たす役割…… 16
　　第１　平常時から実施する事項…… 16
　　第２　災害発生時に必要となる事項…… 16

第４章　吉川市の防災環境…… 17
　第１節　災害履歴…… 17
　　第１　地震災害…… 17
　　第２　風水害…… 17
　第２節　自然環境の特性…… 18

第１　位置…… 18
第２　地形…… 18
第３　地質…… 18
第４　地盤沈下…… 19
第５　河川…… 20
第６　気象…… 21
第３節　社会環境の特性…… 22
第１　歴史・沿革…… 22
第２　人口…… 22
第３　建物…… 26
第４　交通…… 27
第５　土地利用…… 29

第２編　震災対策計画

第１章　震災対策の総則…… 32
　第１節　地震被害想定…… 32
　　第１　県の地震被害想定…… 32
　　１．１ 想定地震…… 32
　　１．２ 想定結果…… 34
　第２節　震災対策の基本方針…… 35
　　第１　震災対策の基本的考え方…… 35
　　第２　震災対策の目標…… 35
　　２．１ 県の震災対策の目標フレーム…… 35
　　２．２ 本市の震災対策の目標フレーム…… 36

第２章　震災予防計画…… 37
　第１節　災害に強い都市環境の整備…… 38
　　第１　災害に強い都市づくり…… 39
　　１．１ 防災・減災都市づくりの推進【 都市計画課、吉川美南駅周辺地域整備課 】… 39
　　１．２ 地盤災害の予防【 都市計画課 】…… 40
　　１．３ 防災・減災空間の確保【 都市計画課、農政課 】…… 41
　　１．４ 交通ネットワークの整備【 道路課 】…… 42
　　１．５ 土地利用の適正化【 都市計画課 】…… 43
　　第２　都市施設の安全化…… 44
　　２．１ 建築物の耐震化【 開発建築課、財政課、教育総務課 】…… 45
　　２．２ 道路施設の安全化【 道路課 】…… 47
　　２．３ 河川施設の安全化【 河川下水道課 】…… 47
　　２．４ ライフライン施設の安全化…… 47
　　⑴ 上水道施設の安全化【 水道課 】…… 47
　　⑵ 下水道施設の安全化【 河川下水道課 】…… 48
　　⑶ ガス施設の安全化【 東彩ガス(株) 】…… 49
　　⑷ 電力施設の安全化【 東京電力パワーグリッド㈱川口支社 】…… 49
　　⑸ 通信設備の安全化【 東日本電信電話(株) 】…… 50
　　２．５ 文化財の災害予防【 生涯学習課 】…… 52
　　２．６ 危険物施設等の安全対策【 消防本部 】…… 54
　　第３　防災拠点の整備…… 56
　　３．１ 防災拠点施設の整備【 危機管理課、河川下水道課、都市計画課 】 56
　　３．２ 避難拠点の整備【 危機管理課、地域福祉課、障がい福祉課、長寿支援課、教育総務課 】… 58
　　３．３ 避難路の整備【 道路課、危機管理課 】…… 62
　第２節　災害に強い防災・減災体制の整備…… 64
　　第１　災害活動体制の整備…… 65
　　１．１ 活動マニュアル等の整備【 危機管理課、各課 】…… 65
　　１．２ 職員訓練の充実【 危機管理課、各課 】…… 66
　　１．３ 応援協力体制の整備【 危機管理課、消防本部、各課 】…… 66
　　第２　災害情報収集伝達体制の整備…… 69
　　２．１ 災害情報連絡体制の整備【 危機管理課 】…… 69

２．２ 被害情報の早期収集体制の整備【 危機管理課 】…… 69
２．３ 通信設備の整備【 危機管理課 】…… 70
第３ 非常用物資の備蓄…… 71
３．１ 食料供給体制の整備【 危機管理課 】…… 71
３．２ 給水体制の整備【 水道課、危機管理課 】…… 72
３．３ 生活必需品供給体制の整備【 危機管理課 】…… 74
３．４ 防災用資機材の備蓄【 危機管理課 】…… 75
３．５ 燃料の調達体制の整備【 危機管理課 】…… 76
３．６ 防災倉庫の整備【 危機管理課 】…… 76
第４ 消防・救急体制の整備…… 77
４．１ 火災予防対策の充実【 消防本部 】…… 77
４．２ 消防体制の充実【 消防本部 】…… 80
４．３ 救急・救助体制の充実【 消防本部 】…… 84
４．４ 情報通信体制の整備強化【 消防本部 】…… 85
第５ 災害時医療体制の整備…… 86
５．１ 医療体制の整備【 健康増進課、消防本部、関係機関 】…… 86
５．２ 医薬品等の確保【 危機管理課、健康増進課、消防本部 】…… 89
第６ 緊急輸送体制の整備…… 90
６．１ 緊急輸送道路の整備【 道路課 】…… 90
６．２ 緊急車両の確保【 財政課、危機管理課 】…… 92
第７ 応急住宅対策…… 94
７．１ 被災住宅の応急修理対策【 都市計画課、開発建築課、
吉川美南駅周辺地域整備課、工事検査課 】… 94
７．２ 応急仮設住宅用地の確保【 都市計画課、開発建築課、
吉川美南駅周辺地域整備課、工事検査課 】… 94
第８ 要配慮者の安全対策…… 95
８．１ 避難行動要支援者の安全対策【 危機管理課、地域福祉課、障がい福祉課、
長寿支援課、消防団、民生委員・児童委員、自治会、自主防災組織等 】… 95
８．２ 在宅の要配慮者全般の安全対策【 地域福祉課、障がい福祉課、長寿支援課、
市民参加推進課、市民課、危機管理課 】… 97
８．３ 要配慮者利用施設の安全対策【 危機管理課、障がい福祉課、長寿支援課、
保育幼稚園課、子育て支援課、健康増進課、教育総務課、消防本部、
社会福祉施設、事業所等 】… 99
第９ 帰宅困難者対策…… 100
９．１ 帰宅困難者の把握【 危機管理課 】…… 100
９．２ 帰宅困難者発生に伴う影響【 危機管理課 】…… 101
９．３ 帰宅困難者支援体制の整備【 危機管理課、鉄道事業者、学校教育課、
保育幼稚園課、保育所、事業所等 】 … 101
第１０ 遺体の埋・火葬対策【 危機管理課 】…… 103
第１１ 動物愛護【 環境課 】…… 103
第１２ 文教対策…… 104
１２．１ 市の措置【 学校教育課 】…… 104
１２．２ 学校の措置【 小・中学校 】…… 104
第３節 自助、共助による防災・減災力の向上…… 105
第１ 防災・減災意識の高揚…… 106
１．１ 啓発活動の推進【 危機管理課 】…… 106
１．２ 市民による防災・減災力の向上【 市民 】…… 108

１．３ 防災・減災教育の推進【 危機管理課、学校教育課、消防本部、事業所等 】… 108
第２ 防災・減災訓練の充実…… 110
２．１ 防災・減災訓練の種類【 関係機関 】…… 110
２．２ 消防訓練【 消防本部、消防団 】…… 111
第３ 自主防災組織等の育成・強化…… 112
３．１ 地域の自主防災組織の育成【 危機管理課、消防本部 】…… 112
３．２ 事業所等の自主防災組織の育成【 危機管理課、商工課、消防本部 】… 113
３．３ 地区防災計画の策定【 危機管理課 】…… 114
第４ 災害ボランティアとの連携…… 115
４．１ 受入・協力体制の整備【 地域福祉課 】…… 115
４．２ 災害ボランティア活動への支援体制の強化【 地域福祉課 】…… 115

第３章 震災応急対策活動計画…… 116
第１節 応急対策活動の基本方針…… 118
第１ 初動対応の時間区分【 全職員 】…… 118
第２ 体制の種別と配備基準【 全職員 】…… 118
第３ 非常配備体制と組織図【 全職員 】…… 119
第４ 非常配備体制と事務分掌【 全職員 】…… 121
第５ 緊急初動体制の編成【 全職員 】…… 129
第２節 発災直後に実施する活動…… 130
第１ 地震情報の収集【 全職員 】…… 131
第２ 勤務時間外時の職員の自主参集【 全職員 】…… 132
第３ 勤務時間外時の参集途上における被害状況の把握【 全職員 】…… 133
第４ 避難所の開設【 避難所班、教育施設班、学校教育班、住宅対策班、総括班 】… 134
第５ 重要事項の決定【 本部長等 】…… 135
第６ 災害対策本部の設置準備【 総括班、財政班 】…… 136
第７ 初動体制の準備…… 138
７．１ 動員配備【 総括班 】…… 138
７．２ 災害対策本部の設置【 総括班 】…… 141
７．３ 初動体制確立のための準備活動【 総括班 】…… 141
第８ 交通対策【 土木施設班（道路管理者） 】…… 142
第３節 混乱期から実施する活動…… 145
第１ 非常配備体制への移行…… 146
１．１ 市災害対策本部会議の開催【 総括班 】…… 146
１．２ 緊急初動体制の確立【 総括班 】…… 146
第２ 消防活動…… 148
２．１ 消防本部による消防活動【 消防本部 】…… 148
２．２ 消防団による消防活動【 消防団 】…… 151
２．３ 他消防機関に対する応援の要請【 消防本部 】…… 152
２．４ 救出活動【 消防本部、消防団、救護班、土木施設班、広報情報班】153
第３ 水防活動【 下水道・河川施設班 】…… 155
第４ 避難対策…… 156
４．１ 危険地域の把握【 広報情報班、土木施設班、消防本部 】…… 156
４．２ 避難の指示【 総括班、広報情報班、消防本部、消防団 】…… 157

４．３ 警戒区域の設定【 避難所班、土木施設班、消防本部 】…… 160
４．４ 避難誘導及び移送【 避難所班、要配慮者支援班、消防団、
自主防災組織 】… 160
４．５ 避難所等の開設【 避難所班、救護班、要配慮者支援班、
広報情報班、総括班 】… 161
４．６ 避難所の運営【 避難所班 】…… 163
４．７ 広域一時滞在【 総括班、避難所班 】…… 169
４．８ 普通生活への復帰・避難所の縮小【 総括班、避難所班 】…… 169
第５ 人命にかかわる災害情報等の収集・報告…… 171
５．１ 異常現象の収集報告【 全職員 】…… 171
５．２ 人命にかかわる災害情報等の収集【 広報情報班 】…… 171
５．３ 人命にかかわる災害情報等の報告【 広報情報班 】…… 174
５．４ 通信連絡体制の確立【 広報情報班 】…… 176
５．５ 被害写真等の撮影【 広報情報班 】…… 178
第６ 人命にかかわる広報活動…… 179
６．１ 実施機関とその役割【 広報情報班 】…… 180
６．２ 広報の手段【 広報情報班 】…… 181
６．３ 広報の方法【 広報情報班、要配慮者支援班 】…… 181
６．４ 報道機関に対する発表等【 広報情報班 】…… 183
６．５ 報道機関等に対する要請【 広報情報班 】…… 183
６．６ 来庁者・電話問い合わせ者に対する対応【 市民支援班 】…… 183
第７ 広域応援要請…… 185
７．１ 県に対する要請【 総括班 】…… 185
７．２ 自衛隊への災害派遣要請【 本部長（市長）、総括班 】 …… 187
７．３ 協定締結市町村等への要請【 総括班 】…… 189
７．４ 民間団体等への要請【 総括班 】…… 189
７．５ 震度７クラスの広域防災・減災応援【 総括班 】…… 191
７．６ 応援要員の受入れ【 総括班 】…… 191
第８ 自主防災組織の活動【 自主防災組織、自治会 】…… 193
第４節 緊急救援期から実施する活動…… 196
第１ 緊急輸送体制の確立…… 197
１．１ 緊急輸送体制の確立【 広報情報班、土木施設班 】…… 197
１．２ 緊急輸送用手段の確保【 産業物資班 】…… 199
１．３ 緊急輸送【 産業物資班 】…… 199
第２ 医療救護…… 202
２．１ 医療救護需要の把握【 救護班 】…… 202
２．２ 医療救護【 救護班 】…… 202
２．３ 負傷者の搬送【 救護班 】…… 203
第３ 緊急給水体制の確立…… 205
３．１ 給水需要の把握【 水道施設・給水班 】…… 205
３．２ 給水方針の決定【 水道施設・給水班 】…… 205
３．３ 給水【 水道施設・給水班 】…… 206
３．４ 給水施設の応急復旧【 水道施設・給水班 】…… 206
第４ 緊急食料供給体制の確立…… 207
４．１ 給食需要の把握【 避難所班、産業物資班 】…… 207
４．２ 給食能力の把握【 教育施設班、給食班 】…… 207
４．３ 給食方針の決定【 避難所班、産業物資班 】…… 207

４．４ 給食【 **避難所班、産業物資班** 】…… 208
第５　緊急生活必需品供給体制の確立…… 210
５．１ 生活必需品需要の把握【 **産業物資班** 】…… 210
５．２ 公的備蓄、業者調達可能量の把握【 **産業物資班、広報情報班** 】… 210
５．３ 生活必需品供給方針の決定【 **産業物資班** 】…… 210
５．４ 生活必需品の供給【 **産業物資班** 】…… 211
第６　防災拠点施設における通信、電力、ガスの応急復旧…… 212
６．１ 防災拠点施設における通信、電力、ガスの応急復旧【 **産業物資班、総括班** 】… 212
第７　二次災害防止活動…… 213
７．１ 危険物等による二次災害の防止【 **消防本部、関係機関** 】…… 213
７．２ 建物倒壊による二次災害の防止【 **住宅対策班** 】…… 215
第８　帰宅困難者対策…… 217
８．１ 情報の提供等【 **広報情報班** 】…… 217
８．２ 一時滞在施設の開設・運営【 **総括班、避難所班、産業物資班、吉川警察署、鉄道事業者** 】… 218
８．３ 帰宅支援【 **総括班、鉄道事業者、東京電力パワーグリッド㈱川口支社** 】…… 219
８．４ 企業・学校等における帰宅困難者対策【 **企業、保育班、学校教育班** 】…… 220
第９　行方不明者の捜索、遺体の収容処理、埋火葬…… 221
９．１ 行方不明者の捜索【 **生活再建班、要配慮者支援班** 】…… 221
９．２ 遺体の収容処理【 **生活再建班、救護班、(一社)吉川松伏医師会、吉川歯科医師会** 】… 221
９．３ 遺体の埋火葬【 **生活再建班、市民課** 】…… 223
第 10　災害ボランティアの確保 …… 225
10．１ 災害ボランティアの活動体制の確立【 **生活再建班** 】…… 225
第 11　災害救助法の適用 …… 227
11．１ 災害救助法適用に関係する被害情報の収集【 **総括班、広報情報班** 】…… 227
11．２ 災害救助法の適用【 **総括班** 】…… 227
11．３ 災害救助法が適用されない場合の措置【 **総括班** 】…… 230
第 12　防疫・保健衛生活動 …… 232
12．１ 需要把握【 **救護班** 】…… 232
12．２ 防疫・保健衛生活動【 **救護班、環境衛生班** 】…… 232
12．３ 食品衛生活動【 **救護班** 】…… 234
12．４ 動物愛護【 **環境衛生班、保健所** 】…… 234
第 13　要配慮者への配慮 …… 236
13．１ 要配慮者に対する避難対策【 **要配慮者支援班、救護班** 】…… 236
13．２ 要配慮者に対する医療活動【 **救護班** 】…… 240
13．３ 要配慮者に対する広報活動【 **広報情報班、要配慮者支援班** 】…… 240
13．４ 外国人の安全確保【 **広報情報班、市民支援班** 】…… 240
第５節　応急対策期から実施する活動…… 242
第１　応急対策期の情報管理…… 243
１．１ 応急対策期の情報管理【 **広報情報班、各班** 】…… 243
第２　応急対策に係る広報活動…… 245
２．１ 生活情報の提供【 **広報情報班** 】…… 245

２．２ 相談体制の確立【 **市民支援班** 】…… 246
２．３ 要配慮者への対応【 **要配慮者支援班、避難所班、救護班** 】…… 246
第３　土木施設被害応急復旧…… 247
３．１ 道路施設の応急復旧【 **土木施設班** 】…… 247
３．２ 河川施設の応急復旧【 **下水道・河川施設班** 】…… 248
３．３ 公園施設の応急復旧【 **土木施設班** 】…… 248
第４　災害廃棄物等の処理…… 249
４．１ ごみ処理【 **環境衛生班** 】…… 249
４．２ し尿処理【 **環境衛生班** 】…… 250
４．３ がれき・災害廃棄物処理【 **環境衛生班、救護班** 】…… 250
第５　住宅対策…… 253
５．１ 被災住宅の応急修理【 **住宅対策班** 】…… 253
５．２ 一時入居施設の確保【 **住宅対策班** 】…… 254
５．３ 応急仮設住宅の設営【 **住宅対策班** 】…… 255
５．４ 住宅関係障害物の除去【 **住宅対策班** 】…… 257
第６　農業対策…… 258
６．１ 農業対策【 **産業物資班** 】…… 258
第７　文教対策…… 259
７．１ 文教施設の応急復旧【 **教育施設班** 】…… 259
７．２ 応急教育【 **学校教育班、給食班** 】…… 259
７．３ 応急保育【 **保育班** 】…… 261
７．４ 被災児童・生徒への支援【 **学校教育班** 】…… 262
７．５ 文化財の保護【 **教育施設班** 】…… 263
第８　義援金品の受付・配分…… 264
８．１ 義援金品の募集【 **生活再建班、広報情報班** 】…… 264
８．２ 義援金品の受付け【 **生活再建班、出納班** 】…… 264
８．３ 義援金品の配分【 **生活再建班、総括班** 】…… 265
８．４ 義援金品の保管【 **生活再建班、出納班** 】…… 265
第９　ライフライン施設の応急対策…… 266
９．１ 上水道、下水道の応急対策【 **下水道・河川施設班、水道施設・給水班** 】… 266
９．２ 電力施設の応急対策【 **東京電力パワーグリッド㈱川口支社** 】…… 267
９．３ ガス施設の応急対策【 **東彩ガス(株)** 】…… 268
９．４ 電気通信施設の応急対策【 **東日本電信電話(株)** 】…… 270
９．５ 交通施設の応急対策【 **東日本旅客鉄道(株)** 】…… 272

第４章　震災復旧復興計画…… 273
第１節　生活安定のための措置…… 274
第１　災害市民相談…… 275
１．１ 総合相談窓口の開設【 **市民支援班、関係各課** 】…… 275
１．２ 尋ね人相談【 **広報情報班、市民支援班** 】…… 276
１．３ 住家の被害認定調査【 **被害調査税務班、住宅対策班** 】…… 276
１．４ 被災者台帳の作成【 **被害調査税務班、要配慮者支援班、生活再建班、市民支援班** 】…… 278
１．５ 罹災証明の発行【 **市民支援班、市民課** 】…… 279
第２　被災者の生活確保…… 281
２．１ 生活福祉資金の貸付【 **市社会福祉協議会** 】…… 281

２．２ 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付
【 地域福祉課、障がい福祉課 】… 282
２．３ 被災者生活再建支援制度【 市民課、地域福祉課 】…… 283
２．４ 埼玉県・市町村被災者安心支援制度【 市民課、地域福祉課 】…… 285
２．５ 災害復興住宅融資【 都市計画課 】…… 290
２．６ 租税等の徴収猶予及び減免等【 課税課、収納課、国保年金課、
保育幼稚園課、長寿支援課 】…… 290
２．７ 就労支援【 商工課 】…… 291
２．８ 生活保護【 地域福祉課 】…… 292
２．９ 郵便事業に係る措置【 日本郵便㈱ 】…… 292
第３ 農業・中小企業への支援…… 293
３．１ 農業関係融資等【 農政課 】…… 293
３．２ 中小企業関係融資【 商工課 】…… 294
第２節 公共施設等の復旧計画…… 295
第１ 公共土木施設の復旧計画…… 296
１．１ 基本方針【 関係各課 】…… 296
１．２ 河川【 河川下水道課 】…… 297
１．３ 道路施設【 道路課 】…… 297
第２ 都市施設の復旧計画…… 298
２．１ 水道施設【 水道課 】…… 298
２．２ 下水道施設【 河川下水道課 】…… 298
２．３ 電力施設【 東京電力パワーグリッド㈱川口支社 】…… 298
２．４ 電気通信施設【 東日本電信電話(株)埼玉事業部 】…… 299
２．５ 都市ガス施設【 東彩ガス(株) 】…… 300
２．６ 交通施設【 東日本旅客鉄道(株) 】…… 300
第３節 激甚災害の指定…… 301
第１ 激甚災害に関する調査及び指定の促進…… 302
１．１ 激甚法による財政援助【 総括班（危機管理課)、
財政班（財政課） 】…… 302
１．２ 激甚災害指定の手続き【 総括班（危機管理課)】…… 303
１．３ 激甚災害に関する被害状況等の調査・報告
【 総括班（危機管理課)】 …… 304
第２ 特別財政援助額の交付手続等【 総括班（危機管理課)、
財政班（財政課） 】… 304
第４節 災害復興の基本方針…… 305
第１ 基本方針…… 305
１．１ 防災・減災のまちづくり【 関係各課 】…… 305
１．２ 災害復興計画作成への体制づくり【 関係各課 】…… 305
１．３ 災害復興事業の実施【 都市計画課、関係各課 】…… 306

第５章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置計画…… 308
第１節 趣旨…… 308
第２節 南海トラフ地震臨時情報の関係機関への伝達…… 309
第３節 住民、企業等への呼びかけ…… 310
第４節 地震発生後の対応…… 310

第３編　風水害対策計画

第１章　風水害対策の総則…… 311
　第１節　風水害の災害特性…… 311
　　第１　風水害の災害履歴…… 311
　　第２　風水害の被害想定…… 312
　第２節　風水害対策の基本方針…… 315
　　第１　風水害対策の基本的考え方…… 315
　　第２　風水害対策の目標…… 315

第２章　風水害予防計画…… 316
　第１節　災害に強い都市環境の整備…… 317
　　第１　災害に強い都市づくり…… 317
　　１．１ 総合的な治水対策の推進【 河川下水道課、農政課、
江戸川河川事務所、埼玉県 】… 317
　　１．２ 防災・減災都市づくりの推進【 都市計画課 】…… 320
　　１．３ 地盤災害の予防【 埼玉県、環境課 】…… 320
　　１．４ 防災・減災空間の確保【 都市計画課、農政課 】…… 320
　　１．５ 交通ネットワークの整備【 道路課 】…… 321
　　１．６ 土地利用の適正化【 都市計画課 】…… 321
　　第２　都市施設の安全化…… 322
　　２．１ 建築物の安全化【 開発建築課、財政課、教育総務課 】…… 322
　　２．２ 道路施設の安全化【 道路課 】…… 322
　　２．３ ライフライン施設の安全化【 水道課、河川下水道課、東彩ガス㈱、
東京電力パワーグリッド㈱川口支社、東日本電信電話㈱埼玉事業部 】… 323
　　２．４ 文化財の災害予防【 生涯学習課 】…… 323
　　第３　防災拠点の整備…… 324
　　３．１ 防災拠点施設の整備【 危機管理課 】…… 324
　　３．２ 避難拠点の整備【 危機管理課、教育総務課、都市計画課 】…… 326
　　３．３ 避難路の整備【 道路課、危機管理課 】…… 328
　第２節　災害に強い防災・減災体制の整備…… 330
　　第１　災害活動体制の整備…… 330
　　１．１ 活動マニュアル等の整備【 危機管理課、各課 】…… 330
　　１．２ 配備体制の整備【 危機管理課 】…… 331
　　１．３ 職員訓練の充実【 危機管理課、各課 】…… 331
　　１．４ 応援協力体制の整備【 危機管理課 】…… 331
　　１．５ 水防管理団体体制の整備【 危機管理課、江戸川水防事務組合 】… 333
　　１．６ 水防計画等の作成【 江戸川河川事務所、埼玉県、
江戸川水防事務組合 】…… 333
　　第２　災害情報収集伝達体制の整備【 危機管理課 】…… 334
　　第３　避難活動体制の整備…… 335
　　３．１ 避難計画の作成【 危機管理課 】…… 335
　　３．２ 避難誘導体制の整備【 危機管理課、地域福祉課、障がい福祉課、
長寿支援課】…… 335
　　３．３ 避難所運営体制の整備【 危機管理課 】…… 335
　　第４　非常用物資の備蓄…… 336

４．１ 食料供給体制の整備【 危機管理課 】…… 336
４．２ 給水体制の整備【 水道課、危機管理課 】…… 336
４．３ 生活必需品供給体制の整備【 危機管理課 】…… 336
４．４ 防災用資機材の備蓄【 危機管理課 】…… 337
４．５ 水防用資機材の備蓄【 危機管理課、江戸川水防事務組合、河川管理者 】…… 337
第５ 消防・救急体制の整備【 消防本部 】…… 338
第６ 災害時医療体制の整備【 健康増進課、危機管理課、消防本部、関係機関 】…… 338
第７ 緊急輸送体制の整備【 道路課、財政課、危機管理課 】…… 339
第８ 応急住宅対策【 都市計画課、開発建築課、吉川美南駅周辺地域整備課 工事検査課 】…… 339
第９ 要配慮者の安全対策…… 340
９．１ 避難行動要支援者の安全対策【 危機管理課、地域福祉課、障がい福祉課、長寿支援課、消防団、民生委員・児童委員、自治会、自主防災組織等 】… 340
９．２ 在宅の要配慮者全般の安全対策【 地域福祉課、障がい福祉課、長寿支援課、市民参加推進課、市民課、危機管理課 】… 340
９．３ 要配慮者利用施設の安全対策【 危機管理課、障がい福祉課、長寿支援課、保育幼稚園課、子育て支援課、健康増進課、教育総務課、社会福祉施設、事業所等 】… 340
第 10 遺体の埋・火葬対策【 危機管理課 】 …… 342
第 11 文教対策【 学校教育課、小・中学校 】 …… 342
第３節 自助、共助による防災・減災力の向上…… 343
第１ 防災・減災意識の高揚…… 343
１．１ 啓発活動の推進【 危機管理課 】…… 343
１．２ 市民による防災・減災力の向上【 市民等 】…… 344
１．３ 防災・減災教育の推進【 危機管理課、学校教育課、消防本部、事業所等 】… 344
第２ 防災・減災訓練の充実…… 345
２．１ 防災・減災訓練の種類【 関係機関 】…… 345
２．２ 水防訓練【 江戸川水防事務組合 】…… 345
第３ 自主防災組織等の育成・強化…… 346
３．１ 水害対策の協力体制の整備【 危機管理課 】…… 346
３．２ 地域の自主防災組織の育成【 危機管理課、消防本部 】…… 346
３．３ 事業所等の自主防災組織の育成【 危機管理課、商工課、消防本部 】… 346
３．４ 地区防災計画の策定【 危機管理課 】…… 347
第４ 災害ボランティアとの連携【 地域福祉課、危機管理課 】…… 347

第３章 風水害応急対策活動計画…… 348
第１節 活動体制…… 349
第１ 初動対応【 危機管理課、河川下水道課、道路課 】…… 349
第２ 活動体制と配備基準【 全職員 】…… 349
第３ 災害対策本部（第１非常体制）の設置と運営【 全職員 】…… 353
第４ 災害対策本部（第２～第３非常体制）の設置と運営【 全職員 】…… 360
第５ 動員配備【 総括班 】…… 370
第６ 緊急初動体制の編成【 全職員 】…… 375

第７　広域応援要請…… 377
７．１ 江戸川水防事務組合に対する要請【 総括班 】…… 377
７．２ 江戸川河川事務所に対する要請【 総括班 】…… 377
７．３ 県に対する要請【 総括班 】…… 377
７．４ 自衛隊への災害派遣要請【 本部長（市長）、総括班 】 …… 377
７．５ 協定締結市町村等への要請【 総括班 】…… 378
７．６ 民間団体等への要請【 総括班 】…… 378
７．７ 応援要員の受入れ【 総括班 】…… 378
第８　市民等の活動【 市民、事業所等 】…… 379
第９　自主防災組織の活動【 自主防災組織 】…… 380
第 10　災害ボランティアの確保【 生活再建班 】…… 382
第 11　災害救助法の適用【 総括班、広報情報班 】…… 382
第２節　情報の収集伝達…… 383
第１　収集する情報【 全職員 】…… 383
第２　特別警報・警報・注意報の収集伝達【 総括班 】…… 386
第３　洪水予報、水防警報等の収集伝達【 総括班 】…… 395
第４　被害情報等の収集・報告…… 406
４．１ 被害情報等の収集【 広報情報班 】…… 406
４．２ 要配慮者の被害情報等の収集【 要配慮者支援班、救護班 】…… 408
４．３ 被害情報等の報告【 広報情報班 】…… 409
４．４ 通信連絡体制の確立【 総括班、広報情報班 】…… 412
４．５ 浸水解消後の情報管理【 広報情報班、各班 】…… 414
第３節　広報広聴活動…… 416
第１　広報活動…… 416
１．１ 実施機関とその役割【 広報情報班、消防本部、関係機関 】…… 417
１．２ 広報の手段【 広報情報班 】…… 418
１．３ 広報の方法【 広報情報班、要配慮者支援班 】…… 419
１．４ 要配慮者に対する情報伝達【 広報情報班、要配慮者支援班 】…… 419
１．５ 報道機関に対する発表等【 広報情報班 】…… 420
１．６ 報道機関等に対する要請【 広報情報班 】…… 421
１．７ 来庁者・電話問い合わせ者に対する対応【 市民支援班 】…… 421
１．８ 生活情報の提供【 広報情報班 】…… 421
第２　広聴活動…… 423
２．１ 災害相談窓口の設置【 市民支援班、生活再建班 】…… 423
第４節　水防活動…… 424
第１　水防活動体制の確立【 総括班 】…… 424
第２　水防活動の実施【 全職員、消防本部、水防団（消防団） 】…… 426
第３　警戒区域の設定【 土木施設班、消防本部、消防団 】…… 428
第４　交通対策【 土木施設班（道路管理者） 】…… 429
第５　決壊時の処置【 総括班、土木施設班、下水道・河川施設班、
消防本部、水防団（消防団）、江戸川水防事務組合、
江戸川河川事務所、越谷県土整備事務所 】… 430
第６　水防報告【 総括班、広報情報班 】…… 432
第７　二次災害防止活動【 住宅対策班、消防本部、関係機関 】…… 433
第５節　避難対策…… 434
第１　避難行動（安全確保行動）の考え方【 総括班 】…… 434

第２　避難情報の発令【 **総括班、広報情報班、避難所班、土木施設班、消防本部、消防団** 】… 437
第３　避難誘導及び移送【 **避難所班、要配慮者支援班、消防本部、消防団、自主防災組織** 】… 444
第４　避難所の開設等【 **総括班、避難所班、学校教育班** 】…… 447
第６節　救助・救出・医療救護活動…… 448
第１　救出救助活動【 **消防本部、消防団、救護班** 】…… 448
第２　医療救護【 **救護班** 】…… 452
第３　行方不明者の捜索、遺体の収容処理、埋火葬【 **要配慮者支援班、救護班、（一社）吉川松伏医師会、吉川歯科医師会、市民課** 】… 453
第７節　輸送活動…… 454
第１　緊急輸送体制の確立【 **広報情報班、土木施設班、産業物資班** 】…… 454
第８節　生活支援…… 455
第１　緊急給水体制の確立【 **水道施設・給水班** 】…… 455
第２　緊急食料供給体制の確立【 **産業物資班、避難所班、教育施設班、給食班** 】…… 455
第３　緊急生活必需品供給体制の確立【 **産業物資班、広報情報班** 】…… 455
第４　住宅対策【 **住宅対策班** 】…… 456
第５　義援金品の受付・配分【 **生活再建班、広報情報班、出納班、総括班** 】… 456
第６　農業対策【 **産業物資班** 】…… 456
第９節　ライフライン施設の応急復旧…… 457
第１　防災拠点施設における通信、電力、ガスの応急復旧【 **産業物資班、総括班** 】…… 457
第２　土木施設被害応急復旧【 **土木施設班** 】…… 457
第３　ライフライン施設の応急対策【 **土木施設班、水道施設・給水班、東京電力パワーグリッド㈱川口支社、東彩ガス㈱、東日本電信電話㈱埼玉事業部、東日本旅客鉄道㈱** 】… 457
第 10 節　保健衛生・環境衛生活動…… 458
第１　防疫・保健衛生活動【 **救護班、環境衛生班、保健所** 】…… 458
第２　災害廃棄物等の処理【 **環境衛生班** 】…… 458
第 11 節　文教対策…… 459
第１　文教対策【 **学校教育班、保育班、教育施設班** 】…… 459

第４章　風水害復旧復興計画…… 460
第１節　生活安定のための措置…… 461
第１　災害市民相談…… 461
１．１　総合相談窓口の開設【 **市民支援班、関係各課** 】…… 461
１．２　尋ね人相談【 **広報情報班、市民支援班** 】…… 461
１．３　住家の被害認定調査【 **被害調査税務班、住宅対策班** 】…… 461
１．４　被災者台帳の作成【 **被害調査税務班、要配慮者支援班、生活再建班、市民支援班** 】… 461
１．５　罹災証明の発行【 **市民支援班、市民課** 】…… 461
第２　被災者の生活確保【 **関係各課、関係機関** 】…… 462
第３　農業・中小企業への支援【 **農政課、商工課** 】…… 462
第２節　公共施設等の復旧計画…… 463
第１　公共土木施設の復旧計画【 **関係各課** 】…… 463

第２　都市施設の復旧計画【 関係各課、関係機関 】…… 463
第３節　激甚災害の指定…… 464
第１　激甚災害に関する調査及び指定の促進【 総括班（危機管理課）、
財政班（財政課） 】… 464
第２　特別財政援助額の交付手続等【 総括班（危機管理課）、
財政班（財政課） 】… 464
第４節　災害復興の基本方針…… 465
第１　基本方針【 関係各課 】…… 465

第４編　その他自然災害対策計画

第１章　その他自然災害対策の総則…… 466
　第１節　想定するその他自然災害…… 466
　第２節　その他自然災害対策の基本方針…… 466
　　第１　その他自然災害対策の基本的考え方…… 466
　　第２　その他自然災害対策の目標…… 466

第２章　その他自然災害対策計画…… 467
　第１節　竜巻災害…… 468
　　第１　竜巻等の発生状況、災害履歴、気象情報等…… 468
　　１．１ 竜巻等の種類と特徴…… 468
　　１．２ 竜巻等の発生確認状況…… 469
　　１．３ 竜巻等による災害履歴…… 470
　　１．４ 竜巻等による被害の特徴…… 471
　　１．５ 竜巻等に関する気象情報等…… 471
　　第２　竜巻災害予防計画…… 475
　　２．１ 情報収集伝達体制の整備【 危機管理課 】…… 475
　　２．２ 竜巻に関する知識の普及啓発の推進【 危機管理課 】…… 475
　　２．３ 学校・保育所・社会福祉施設等の安全対策【 学校教育課、保育幼稚園課、地域福祉課、障がい福祉課、長寿支援課 】…… 475
　　２．４ 非常用物資の備蓄【 危機管理課 】…… 476
　　第３　竜巻災害応急対策活動計画…… 477
　　３．１ 竜巻情報の収集・伝達【 危機管理課 】…… 477
　　３．２ 竜巻注意情報等の伝達系統及び伝達体制【 危機管理課 】…… 478
　　３．３ 応急対策活動…… 480
　　１ 応急対策活動（初動期：発災直後～）…… 480
　　(1) 埼玉県、消防本部、警察、熊谷地方気象台等への第１報【 総括班（危機管理課） 】… 480
　　(2) 災害対策本部の設置、緊急初動体制の編成【 総括班（危機管理課）、全職員 】… 480
　　(3) 人命にかかわる災害情報等の収集・報告・広報活動【 広報情報班 】… 481
　　(4) 救出救助・医療救護活動【 消防本部、消防団、救護班 】…… 481
　　(5) 学校、保育所、公共施設等の安全確保【 教育施設班、学校教育班、要配慮者支援班、施設管理者 】… 482
　　(6) 交通対策【 土木施設班（道路管理者）、吉川警察署 】 …… 482
　　２ 応急対策活動（救援期：概ね３時間後～）…… 482
　　(1) 災害救助法の適用【 総括班 】…… 482
　　(2) 避難所の開設等【 避難所班、救護班 】…… 482
　　(3) 応急物資の配付【 避難所班、産業物資班 】…… 483
　　(4) 応急危険度判定の実施【 住宅対策班 】…… 483
　　(5) 道路の応急復旧【 土木施設班 】…… 484
　　(6) ライフラインの応急復旧【 水道施設・給水班、ライフライン事業者 】…… 484
　　(7) 治安維持活動【 吉川警察署 】…… 484

(8) 広域応援要請【 **総括班** 】…… 484
(9) 自治会・自主防災組織への協力要請【 **広報情報班** 】…… 485
3 応急対策活動（復旧期：概ね２４時間後～）…… 485
(1) 総合相談窓口の開設【 **市民支援班** 】…… 485
(2) 住家の被害認定調査【 **被害調査税務班、住宅対策班** 】…… 485
(3) 被災者台帳の作成【 **被害調査税務班、要配慮者支援班、生活再建班、市民支援班** 】… 485
(4) 罹災証明の発行【 **市民支援班** 】…… 486
(5) がれき収集・運搬・処理【 **環境衛生班** 】…… 486
(6) 被災者への支援情報等の提供【 **広報情報班** 】…… 487
(7) 応急住宅対策【 **住宅対策班** 】…… 487
(8) 農業被害対策【 **産業物資班** 】…… 488
(9) 被災者の生活確保【 **関係各課** 】…… 488
(10) 災害ボランティア【 **生活再建班** 】…… 489
(11) 財政措置【 **財政班** 】…… 489
第２節　雪害…… 490
第１　大雪に関する記録、気象警報等…… 490
１．１ 平成２６年２月１４日から１５日にかけて発達した低気圧による大雪… 490
１．２ 大雪に関する主な特別警報・警報・注意報等の種類と発表基準等… 491
第２　雪害予防計画…… 492
２．１ 情報収集伝達体制の整備【 **危機管理課** 】…… 492
２．２ 雪害時の応急対応力の強化【 **道路課、危機管理課** 】…… 492
２．３ 建築物、ライフライン施設等の雪害予防【 **都市計画課、施設管理者、水道課、ライフライン事業者** 】… 492
２．４ 農業に係る雪害予防【 **農政課** 】…… 493
２．５ 大雪時における防災・減災知識等の普及【 **危機管理課** 】…… 493
２．６ 市民、事業所、自治会・自主防災組織等の自助・共助による予防対策【 **市民、事業所、自治会・自主防災組織** 】… 493
第３　雪害応急対策活動計画…… 494
３．１ 活動体制の確立【 **危機管理課、道路課、施設管理担当課** 】…… 494
３．２ 情報の収集・伝達・広報【 **危機管理課、道路課** 】…… 495
３．３ 道路機能の確保【 **道路管理者、吉川警察署** 】…… 496
３．４ 雪捨て場の確保【 **道路課** 】…… 496
３．５ 庁舎・公共施設等の安全確保【 **各施設管理担当課** 】…… 497
３．６ ライフライン等の応急・復旧対策【 **水道課、ライフライン事業者** 】…… 497
３．７ 被災住宅の生活支援【 **地域福祉課** 】…… 497
３．８ 救急搬送・救出救助活動【 **消防本部** 】…… 497
３．９ 農業者への支援【 **農政課** 】…… 497
３.10 市民、事業所、自治会・自主防災組織、消防団による活動【 **市民、事業所、自治会・自主防災組織、消防団** 】… 498
第３節　火山噴火降灰災害…… 499
第１　火山噴火降灰の被害想定、噴火情報等…… 499
１．１ 被害想定…… 499
１．２ 火山灰の概要…… 500
１．３ 噴火に関する警報等…… 500

第２　火山噴火降灰災害予防計画…… 506
２．１ 火山噴火に関する知識の普及【 危機管理課 】…… 506
２．２ 家庭での食料、飲料水、生活必需品等の備蓄の促進
【 危機管理課 】… 506
２．３ 事前対策の検討【 危機管理課、道路課、環境課、農政課、
健康増進課、水道課、 河川下水道課 】… 506
第３　火山噴火降灰災害応急対策活動計画…… 507
３．１ 活動体制の確立【 危機管理課 】…… 507
３．２ 被害情報等の収集・伝達【 危機管理課、環境課、健康増進課 】… 507
３．３ 警備・交通規制【 吉川警察署、道路管理者 】…… 508
３．４ 被災住宅の生活支援【 地域福祉課 】…… 508
３．５ 市民の健康管理【 健康増進課 】…… 508
３．６ 道路・ライフラインの応急・復旧対策【 道路課、水道課、
河川下水道課、ライフライン事業者 】… 508
３．７ 農業者への支援【 農政課 】…… 509
３．８ 降灰の処理【 環境課、道路課、都市計画課 】…… 509
３．９ 広域一時滞在【 危機管理課、市民課、健康長寿部、
こども福祉部 】… 511
３.10 物価の安定、物資の安定供給【 商工課 】…… 511
３.11 市民、事業所、自治会・自主防災組織、消防団による活動
【 市民、事業所、自治会・自主防災組織、消防団 】… 511

第５編　事故対策計画

第１章　事故対策の総則…… 512
　第１節　想定する事故災害…… 512
　第２節　事故対策の基本方針…… 512
　　第１　事故対策の基本的考え方…… 512
　　第２　事故対策の目標…… 512

第２章　各種事故対策計画…… 513
　第１節　大規模火災…… 514
　　第１　大規模火災予防計画…… 514
　　１．１ 防災都市づくりの推進【 都市計画課、危機管理課 】…… 514
　　１．２ 火災に対する建築物の安全化【 都市計画課、消防本部 】…… 514
　　１．３ 火災発生原因の制御【 消防本部 】…… 514
　　１．４ 消防計画の作成【 消防本部 】…… 515
　　１．５ 火災予防対策の充実【 消防本部 】…… 516
　　１．６ 避難拠点、避難路の整備【 危機管理課、地域福祉課、障がい福祉課、長寿支援課、教育総務課、道路課 】 … 518
　　第２　大規模火災応急対策活動計画…… 519
　　２．１ 災害情報の収集・連絡【 関係機関 】…… 519
　　２．２ 活動体制の確立【 危機管理課、事業所 】…… 520
　　２．３ 消防本部による消防活動【 消防本部 】…… 520
　　２．４ 消防団による消防活動【 消防団 】…… 521
　　２．５ 他消防機関に対する応援の要請【 消防本部 】…… 521
　　２．６ 緊急輸送活動【 産業物資班、土木施設班、消防本部、吉川警察署、道路管理者 】… 522
　　２．７ 避難対策【 総括班、広報情報班、避難所班、要配慮者支援班、消防本部、消防団 】… 523
　　２．８ 応急復旧活動【 土木施設班、住宅対策班、関係機関 】…… 523
　　２．９ 被災者等への情報伝達【 広報情報班、市民支援班、関係機関 】… 523
　第２節　危険物等災害…… 524
　　第１　危険物等災害予防計画…… 524
　　１．１ 危険物【 消防本部、関係機関 】…… 524
　　１．２ 高圧ガス【 消防本部、関係機関 】…… 524
　　１．３ 火薬類【 消防本部、関係機関 】…… 525
　　１．４ 毒物・劇物【 保健所、関係機関 】…… 525
　　第２　危険物等災害応急対策活動計画…… 527
　　２．１ 危険物【 事業所 】…… 527
　　２．２ 高圧ガス【 消防本部、事業所 】…… 527
　　２．３ 火薬類【 事業所 】…… 528
　　２．４ 毒物・劇物【 保健所、事業所 】…… 528
　　２．５ ＮＢＣ災害による人身被害対策【 危機管理課、消防本部、関係機関 】… 528
　第３節　放射性物質事故災害…… 530
　　第１　放射性物質事故災害予防計画…… 530

１．１ 関係機関との連携体制の整備【 危機管理課、消防本部、
東日本高速道路㈱、 放射性同位元素使用事業者 】… 531
１．２ 緊急被ばく医療機関との連携【 危機管理課、消防本部 】…… 531
１．３ 防護資機材の整備【 危機管理課、消防本部 】…… 531
１．４ 放射線量等の測定体制の整備【 環境課、消防本部 】…… 531
１．５ 避難収容活動の備え【 危機管理課 】…… 531
第２ 放射性物質事故災害応急対策活動計画…… 532
２．１ 事故情報の収集・連絡【 関係機関 】…… 532
２．２ 活動体制の確立【 危機管理課、消防本部、原子力事業者等 】…… 533
２．３ 消火活動【 消防本部、原子力事業者等 】…… 534
２．４ 災害対策本部の設置（原子力緊急事態宣言発出時の対応）
【 総括班 】 …… 534
２．５ 緊急輸送活動【 産業物資班、救護班、土木施設班、道路管理者、
消防本部、吉川警察署 】 …… 534
２．６ 警戒区域の設定【 総括班 】…… 535
２．７ 退避・避難収容活動【 避難所班、要配慮者支援班 】…… 536
２．８ 市民への情報伝達【 広報情報班、市民支援班、関係機関 】…… 536
２．９ 放射性物質等の除去【 原子力事業者 】…… 537
２．10 飲料水・飲食物の摂取制限【 水道施設・給水班、産業物資班、
救護班 】… 537
２．11 被害状況調査及び住民の健康調査【 避難所班、環境衛生班、
救護班 】…… 537
２．12 放射性物質取扱施設事故対策【 関係機関 】…… 537
２．13 原子力発電所事故応急対策【 環境衛生班、産業物資班、
広報情報班、水道施設・給水班、避難所班 】…… 538
第４節 道路災害…… 540
第１ 道路災害予防計画…… 540
１．１ 道路の安全確保【 道路課、道路管理者 】…… 540
１．２ 情報収集、連絡体制の整備【 危機管理課、道路管理者 】…… 541
第２ 道路災害応急対策活動計画…… 542
２．１ 災害情報の収集・連絡【 関係機関 】…… 542
２．２ 活動体制の確立【 危機管理課、道路課 】…… 543
２．３ 消火活動【 消防本部、道路管理者 】…… 543
２．４ 緊急輸送活動【 産業物資班、救護班、土木施設班、道路管理者、
消防本部、吉川警察署 】 … 543
２．５ 危険物の流出に対する応急対策【 消防本部、道路管理者 】…… 543
２．６ 応急復旧活動【 道路管理者 】…… 543
２．７ 被災者等への情報伝達【 広報情報班、市民支援班、関係機関 】… 544
２．８ 道路災害からの復旧【 道路管理者 】…… 544
第５節 鉄道事故災害…… 545
第１ 鉄道事故災害予防計画【 危機管理課 】…… 545
第２ 鉄道事故災害応急対策活動計画…… 546
２．１ 事業者の活動体制【 東日本旅客鉄道㈱ 】…… 546
２．２ 市の活動体制【 危機管理課 】…… 546
２．３ 連絡通報体制【 危機管理課 】…… 546
２．４ 事故後の応急措置【 総括班、避難所班、救護班、消防本部、
東日本旅客鉄道㈱ 】… 546

第６節　航空機事故災害…… 548
第１　航空機事故災害予防計画【 危機管理課 】…… 548
第２　航空機事故災害応急対策活動計画…… 549
２．１ 事業者の活動体制【 事業者 】…… 549
２．２ 市の活動体制【 危機管理課 】…… 549
２．３ 連絡通報体制【 危機管理課 】…… 549
２．４ 事故後の応急措置【 総括班、避難所班、救護班、消防本部、
事業者 】… 549

第１編　総則

第１編　総則

第１章　計画の策定

第１節　計画の理念

第１　計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第４２条の規定により、中央防災会議が作成する防災基本計画に基づき、吉川市防災会議が作成する計画であり、本市及び防災関係機関がその全機能を有効に発揮して、本市の地域に係る防災・減災に関し、市民等の協力のもと、災害予防、災害応急対策、災害復旧等を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第２　計画策定の基本的視点

本市は、「市民が安心して暮らせる災害に強いまちづくり」を目標とする。

この目標の実現のためには、過去に起きた自然災害、事故災害等の経験や教訓を踏まえ、生命及び身体の安全を最優先と考え、都市環境をはじめとするハード対策及び活動体制をはじめとするソフト対策を適切に組み合わせて推進していく必要がある。

そこで、この計画は、次の事項に視点を置いて作成するものとする。

１　生命及び身体の安全確保
２　災害に強い都市環境の整備
３　市民、地域、事業所等との協力による地域防災・減災力の向上

第２節　計画の運用

第１　計画の修正

この計画は、災害対策基本法第４２条の規定に基づき、毎年検討を行い、必要があると認めるときは、これを修正する。

また、この計画に基づく防災・減災上の諸活動を行うに当たって必要と認められる細部事項については、別に定めるものとする。

第２　県計画との関係

この計画は、災害対策基本法第４２条の規定により、県計画に抵触するものであってはならないとされており、よって、県計画を基本とし、共通する計画については県計画を準用し、その範囲内において作成するものとする。

第３　計画の習熟

本市及び各防災関係機関は、本計画の趣旨を尊重し、常に防災・減災に関する調査研究及び教育訓練を実施して本計画の習熟に努めるとともに、広く市民に対し周知徹底を図り、防災・減災に寄与するよう努めるものとする。

第３節　計画の構成

本市の地域防災計画の構成内容は、次に示すとおりである。



１　総則

計画の策定方針を示すとともに、災害時に市及び防災関係機関が行う業務等について明らかにする。

２　震災対策計画

本市において発生が懸念される地震災害に対して、地震による被害の程度を予測し、予防対策、また、災害発生後の応急対策活動、復旧復興についての計画とする。

(1) 震災対策の総則

災害が発生した場合の被害の程度を予測し、震災対策に向けて具体的な防災・減災目標を設定する。

(2) 震災予防計画

大規模地震時における被害を最小限に軽減するため、日常において実施すべき諸施策及び施設の整備等についての計画とする。

(3) 震災応急対策活動計画

大規模地震災害の発生に迅速かつ効率的に応急対策活動を実施するための体制を定め、市民の安全確保、被害の軽減及び災害の拡大防止を図るための計画とする。

(4) 震災復旧復興計画

大規模地震の発生後、被災した市民に対して、生活安定に向けた措置のほか、公共的施設の応急対策・復旧に務め、災害の拡大・再発防止を目指した計画とする。

３　風水害対策計画

本市において発生が懸念される外水氾濫及び内水氾濫の大規模水害に対して、その被害の程度を予測し、震災対策計画と同様に災害の予防対策、また、災害発生後の応急対策活動、復旧復興についての計画とする。計画の構成は、「２　震災対策計画」に準ずる計画とする。

４　その他自然災害対策計画

本市において発生が懸念される自然災害のなかで、「震災対策」や「風水害対策」を準用することでは対応できないと考えられる竜巻災害、雪害、火山噴火降灰災害の自然災害に対して、震災対策計画と同様に災害の予防対策、また、災害発生後の応急対策活動、復旧復興についての計画とする。

５　事故対策計画

本市において発生が懸念される事故災害のなかで、「震災対策」や「水害対策」、「その他自然災害対策計画」を準用することでは対応できないと考えられる大規模事故災害に対して、想定される事故災害の内容及び予防対策、応急対策活動についての計画とする。

第２章　防災関係機関の役割

第１節　計画の策定機関

第１　吉川市防災会議の目的

吉川市防災会議は、災害対策基本法第１６条及び吉川市防災会議条例に基づき、本市域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市長の諮問に応じて市域に係る防災に関する重要事項を審議することを目的とする機関である。

第２　吉川市防災会議の構成

吉川市防災会議は、市長を会長として次の委員をもって組織する。

□吉川市防災会議の組織構成（１／２）

区　　分		所属機関・団体名等
会長	吉川市	市長
１号委員	指定地方行政機関	関東地方整備局江戸川河川事務所
		関東農政局埼玉県拠点
		春日部労働基準監督署
２号委員	埼玉県	埼玉県東部地域振興センター
		埼玉県草加保健所
		埼玉県越谷県土整備事務所
３号委員	埼玉県警察	埼玉県警察吉川警察署
４号委員	吉川市	副市長
		政策室長
		総務部長
		こども福祉部長
		健康長寿部長
		市民生活部長
		産業振興部長
		都市計画部長
		教育部長
５号委員	吉川市教育委員会	教育長
６号委員	消防機関	吉川松伏消防組合消防長
		吉川松伏消防組合吉川消防署長
		吉川市消防団長
７号委員	吉川市水道事業	都市建設部長

□吉川市防災会議の組織構成（２／２）

区　　分		所属機関・団体名等
８号委員	指定公共機関及び指定地方公共機関	東京電力パワーグリッド㈱川口支社
		東日本電信電話㈱埼玉事業部埼玉南支店
		東日本旅客鉄道㈱吉川美南駅
		日本郵便㈱吉川郵便局
		東彩ガス㈱
		一般社団法人埼玉県トラック協会吉川支部
９号委員	自主防災組織又は学識経験者	吉川市自主防災組織連絡協議会
１０号委員	１～９号委員のほか、市長が防災上必要と認める機関、団体等	東武バスセントラル㈱吉川営業所
		一般社団法人吉川松伏医師会
		社会福祉法人吉川市社会福祉協議会
		吉川市自治連合会
		吉川市民生委員・児童委員協議会

『【資料】第１．１「吉川市防災会議条例」』参照

第２節　防災関係機関の業務大綱

本市の地域に係る災害については、市、消防機関、指定地方行政機関、県、警察、自衛隊、指定公共機関及び指定地方公共機関等が、その本来の任務を遂行しつつ、相互に協力し、その対策に当たる。防災関係機関が処理する事務又は業務の大綱は、おおむね次のとおりとする。

第１　市

市は、基礎的な地方公共団体として、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、市の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

また、市長は、前段の責務を遂行するため、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに市域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない。（災害対策基本法第５条第１項・第２項）

□市（１／２）

機関名	事務又は業務の大綱
吉川市	1　災害予防 (1) 防災・減災に関する組織の整備に関すること。 (2) 防災・減災に関する知識の普及、教育及び訓練の実施に関すること。 (3) 防災・減災に関する物資及び資機材の備蓄、整備及び点検に関すること。 (4) 防災・減災に関する施設及び設備の整備及び点検に関すること。 (5) 市内にある公共的団体、事業所及び自主防災組織の育成及び指導に関すること。 (6) 吉川市防災会議の事務に関すること。 (7) 防災関係機関との連絡及び調整に関すること。 (8) 防災・減災に関する調査及び研究に関すること。 (9) 防災・減災に関するまちづくり計画の推進に関すること。 2　災害応急対策 (1) 災害応急対策に必要な組織、情報の収集及び財政に関すること。 (2) 警報の伝達及び避難情報の発令又は誘導に関すること。 (3) 消防、水防その他の応急措置に関すること。 (4) 被災者の救難、救助その他保護に関すること。 (5) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関すること。 (6) 公共施設及び設備の応急復旧に関すること。 (7) 清掃、防疫その他の保健衛生措置に関すること。 (8) 犯罪の予防、交通の規制その他被災地における社会秩序の維持に関すること。 (9) 緊急道路及び緊急輸送の確保に関すること。 (10) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。 (11) その他災害の防御及び拡大防止のための措置に関すること。

□市（２／２）

機関名	事務又は業務の大綱
吉川市	3　災害復旧・復興 (1) 施設の復旧計画に関すること。 (2) 被災者の生活安定に関すること。 (3) 激甚災害の指定に関すること。

第２　消防機関

消防機関、水防団は、所掌事務を遂行するにあたっては、市の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。（災害対策基本法第５条第３項）

□消防機関

機関名	事務又は業務の大綱
吉川松伏消防組合 消防本部 吉川消防署 吉川消防署南分署 吉川市消防団	1　消防施設及び機械器具等の整備、管理に関すること。 2　救助体制及び救援施設の整備に関すること。 3　危険物等施設の実態把握と防護の指導監督に関すること。 4　消防知識の啓発、普及に関すること。 5　火災発生時の消火活動に関すること。 6　水防活動の協力、援助に関すること。 7　被災者の救助、救援に関すること。 8　被害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。

第３　指定地方行政機関

国は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することに鑑み、組織及び機能の全てを挙げて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する。（災害対策基本法第３条第１項）

□指定地方行政機関（１／２）

機関名	事務又は業務の大綱
関東地方整備局 江戸川河川事務所	1　災害予防 (1) 直轄管理区間における河川管理施設及び許可工作物の状況把握に関すること。 (2) 直轄管理区間における災害危険区域の検討及び当該箇所の補強に関すること。 (3) 防災・減災に関する施設及び設備の整備に関すること。 (4) 防災上必要な教育及び訓練に関すること。 2　災害応急対策 (1) 災害に関する予報及び警報の発表並びに伝達に関すること。 (2) 災害に関する情報の収集及び広報に関すること。 (3) 水防活動の指導及び協力に関すること。 (4) 災害時の直轄管理区間における応急復旧工事に関すること。 (5) 水門及び排水機場の管理に関すること。 3　災害復旧・復興 (1) 直轄管理区間の災害復旧工事の施工に関すること。 (2) 二次災害防止工事の施工に関すること。

□指定地方行政機関（２／２）

機関名	事務又は業務の大綱
関東農政局	1　災害予防 ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等の点検・整備事業に関すること。 2　災害応急対策 (1) 管内の農業・農地･農業用施設の被害状況の情報収集及び報告連絡に関すること。 (2) 飲食料品、油脂、農畜産物、飼料及び種子等の安定供給に関すること。 (3) 農作物・蚕・家畜等に係る管理指導及び病害虫の防除に関すること。 (4) 営農技術指導、家畜の移動に関すること。 (5) 災害応急用ポンプ等の貸出しに関すること。 (6) 応急用食料・物資の支援に関すること。 (7) 農業水利施設等の被災に起因する二次災害防止対策に関すること。 (8) 食品の需給・価格動向や表示等に関すること。 (9) 関係職員の派遣に関すること。 3　災害復旧・復興 (1) 農地・農業用施設等の復旧事業に係る災害査定と査定前工事の承認に関すること。 (2) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること。
東京管区気象台（熊谷地方気象台）	1　気象、地象、水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること 2　気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に関すること 3　気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等の突風に関する情報等の伝達・周知に関すること 4　緊急地震速報（警報）の利用の心得などの周知・広報に関すること 5　市町村が行う避難情報発令の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力に関すること 6　災害発生時（発生が予想される時を含む）において都道府県や市町村に対して気象状況の推移やその予想の解説等を行うこと 7　都道府県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関すること
春日部労働基準監督署	工場、事業所における労働災害の防止に関すること。

第４　県

県は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。（災害対策基本法第４条第１項）

機関名	事務又は業務の大綱
埼玉県	1　災害予防 (1) 防災・減災に関する組織の整備に関すること。 (2) 防災・減災に関する訓練の実施に関すること。 (3) 防災・減災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関すること。 (4) 防災・減災に関する施設及び設備の整備及び点検に関すること。 (5) その他災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善に関すること。 2　災害応急対策 (1) 警報の発令及び伝達に関すること。 (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること。 (3) 被災者の救難、救助その他の保護に関すること。 (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関すること。 (5) 施設の及び設備の応急の復旧に関すること。 (6) 清掃、防疫その他の保健衛生措置に関すること。 (7) 犯罪の予防、交通の規制その他の災害時における社会秩序の維持に関すること。 (8) 緊急輸送の確保に関すること。 (9) その他災害の防御又は拡大防止のための措置に関すること。
東部地域 振興センター	1　市災害対策本部との連絡調整（情報係の派遣等）に関すること。 2　市の被害情報の収集に関すること。 3　市の災害対策活動の支援に関すること。 4　県越谷防災基地の開設・運営に関すること。
草加保健所	1　保健衛生関係の被害状況の収集に関すること。 2　医療品、衛生材料及び各種資材の調達あっせんに関すること。 3　各種消毒の指示に関すること。 4　細菌及び飲料水の水質検査に関すること。 5　そ族昆虫駆除の指示に関すること。 6　感染症発生に伴う調査指導及び防疫活動に関すること。 7　災害救助食品の衛生に関すること。 8　病院、診療所及び助産所に関すること。 9　り災者の医療助産その他の保健衛生に関すること。 10　特定動物飼育施設の状況把握に関すること。 11　徘徊犬の捕獲等に関すること。
越谷 県土整備事務所	1　降水量及び水位等の観測通報に関すること。 2　洪水予報及び水防警報の受理並びに通報に関すること。 3　水防管理団体との連絡指導に関すること。 4　道路、河川、橋梁等の災害状況の調査及び応急修理に関すること。 5　管理道路、河川の維持管理及び災害復旧に関すること。

第５　警察

機関名	事務又は業務の大綱
吉川警察署	1　情報の収集、伝達及び広報（警察活動に関連するもの。）に関すること。 2　警告及び避難誘導に関すること。 3　人命の救助及び負傷者の救護に関すること。 4　交通秩序の維持に関すること。 5　犯罪の予防及び検挙に関すること。 6　行方不明者の捜索に関すること。 7　検視又は死体調査に関すること。 8　漂流物等の処理に関すること。 9　その他治安の維持に必要な措置に関すること。

第６　自衛隊

機関名	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 第１師団 第３２普通科連隊	1　災害派遣の準備 (1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集に関すること。 (2) 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること。 (3) 埼玉県地域防災計画と合致した防災訓練の実施に関すること。 2　災害派遣の実施 (1) 人命、身体又は財産の保護のために緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急救援又は応急復旧の実施に関すること。 (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与に関すること。

第７　指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、この法律の規定による国、都道府県及び市町村の防災計画の作成及び実施が円滑に行われるように、その業務について、当該都道府県又は市町村に対し、協力する責務を有する。（災害対策基本法第６条第１項）

□指定公共機関及び指定地方公共機関（１／２）

機関名	事務又は業務の大綱
東日本高速道路 株式会社関東支社	1　東日本高速道路の保全に関すること。 2　東日本高速道路の災害復旧に関すること。 3　災害時における緊急交通路の確保に関すること。
東京電力 パワーグリッド 株式会社川口支社	1　災害時における電力供給に関すること。 2　被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること。
東日本電信電話 株式会社埼玉事業部	1　電気通信設備の整備に関すること。 2　災害時における非常通信の確保及び警報の伝達に関すること。 3　被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること。

□指定公共機関及び指定地方公共機関（２／２）

機関名	事務又は業務の大綱
(一社)埼玉県 バス協会	災害時におけるバスによる避難者の輸送の協力に関すること。
東日本旅客鉄道 株式会社	1　災害により線路が不通となった場合の旅客の輸送手配、自動車による代行輸送及び連絡社線の振替輸送を行うこと。 2　災害により線路が不通となった場合の措置に関すること。 (1) 列車の運転整理及び折返し運転、う回を行うこと。 (2) 線路の復旧及び脱線車両の復線、修理をし、検査の上速やかに開通手配をすること。 3　線路、架線、ずい道、橋りょう等の監視及び場合によっては巡回監視を行うこと。 4　死傷者の救護及び処置を行うこと。 5　事故の程度によっては、部外への救援要請及び報道機関への連絡を行うこと。 6　停車場、その他輸送に直接関係のある建物、電力施設、信号保安施設通信施設の保守及び管理を行うこと。
日本郵便株式会社	1　郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関すること。 2　救助用物資を内容とする郵便物等の料金免除及び災害時における郵便葉書等の無償交付に関すること。
東彩ガス株式会社	1　災害時におけるガス供給に関すること。 2　被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること。
(一社)埼玉県 トラック協会	災害時におけるトラックによる救助物資等の輸送の協力に関すること。
江戸川 水防事務組合	1　水防施設資材の整備に関すること。 2　水防計画の樹立と水防訓練に関すること。 3　水防活動に関すること。 4　江戸川管轄地域の被害の軽減に関すること。 5　越水に対する連絡調整に関すること。

第８　公共的団体

地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。（災害対策基本法第７条第１項）

機関名	事務又は業務の大綱
(一社)吉川松伏医師会 吉川歯科医師会 吉川薬剤師会	1　医療及び助産活動の協力に関すること。 2　防疫その他保健衛生活動の協力に関すること。 3　災害時における医療救護活動の実施に関すること。
吉川市社会福祉協議会	1　要配慮者の支援に関すること。 2　災害時におけるボランティア活動の支援に関すること。
さいかつ農業協同組合	1　市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 2　農作物の災害応急対策の指導に関すること。 3　被災農家に対する融資、あっせんに関すること。 4　農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること。 5　農産物の需給調整に関すること。 6　建物及び施設の協力に関すること。 7　車両及び機械の協力に関すること。 8　農産物及び生鮮食料品の供給に関すること。 9　その他日常生活品等の供給に関すること。
吉川市商工会	1　市が行う商工業関係被害調査、融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関すること。 2　災害時における物価安定についての協力に関すること。 3　救援用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関すること。
病院等経営者	1　避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること。 2　被災時の病人等の収容、保護に関すること。 3　災害時における負傷者の医療と助産救助に関すること。
社会福祉施設経営者	1　避難施設の整備と避難等の訓練に関すること。 2　災害時における収容者の保護に関すること。
金融機関	被災事業者等に対する資金の融資に関すること。
学校法人	1　避難施設の整備と避難等の訓練に関すること。 2　被災時における教育対策に関すること。 3　被災施設の災害復旧に関すること。

第９　災害時応援協定締結団体・事業者

市は、災害時における応急・復旧業務を円滑に進めるため、団体・事業者と災害時応援協定を締結している。

市と協定締結団体等は、災害時に協定が有効に機能するよう、平素から連絡体制・応援要請手段等について取り決め、強固な協力関係の下に災害対応が行えるように努める。

『【資料】第１．２「災害時応援協定等一覧」』参照

第３章　市民、地域、事業所等の役割

防災活動の基本は、市民一人ひとりが防災についての知識と行動力を身に付け、「自らの身の安全は自らが守る」ということである。

市民はこの原点に立って、日ごろから食料、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組みにより防災に寄与するように努めなければならない。また、災害発生時には本市及び防災関係機関が行う消火・救援活動などの防災活動に協力しなければならない。

事業所等は、防火管理体制の強化、防災訓練の実施など、災害に即応できる防災体制の充実に努め、事業所内の安全を確保するとともに、地域住民の防災活動に積極的に協力するよう努めなければならない。また、災害時においても事業活動を継続的に実施するとともに、国又は地方公共団体が実施する防災に関する施策に協力するように努めなければならない。（災害対策基本法第７条）

第１節　市民の果たす役割

市民が、災害による被害を軽減し、拡大を防止するため、平常時から実施する事項及び災害発生時に実施が必要となる事項は次のとおりである。

第１　平常時から実施する事項

1　防災・減災に関する知識の習得
2　地域固有の災害特性の理解と認識、災害教訓の伝承
3　住宅の耐震化、ブロック塀等の改修又は生垣化
4　家具・家電製品等の転倒・落下防止対策
5　食料・飲料水・生活必需物資等の備蓄・点検（推奨１週間分、最低３日間分）
6　災害時の家族同士の連絡方法の確認（「災害用伝言ダイヤル１７１」等）
7　火気使用器具等の安全点検と火災予防措置
8　避難場所・避難経路の確認
9　各種防災・減災訓練の参加
10　地震保険・水害保険・共済等への加入

第２　災害発生時に必要となる事項

1　正確な情報の把握及び伝達
2　出火防止措置及び初期消火の実施
3　危険を察知した際の自らの判断による避難
4　組織的な応急復旧活動への参加と協力
5　避難所でのゆずりあいと助け合い

第２節　自主防災組織の果たす役割

自治会などにより組織化された自主防災組織が、災害による被害を軽減するために、平常時から実施する事項及び災害発生時に実施が必要となる事項は次のとおりである。

第１　平常時から実施する事項

1　防災・減災に関する知識の普及・啓発
2　地域内の災害の危険性・危険箇所の把握・確認
3　避難場所・避難経路の確認
4　地域内の高齢者・障がい者等の避難行動要支援者の把握・支援方法の確認
5　防災・減災訓練等の実施
6　地域住民への連絡系統の確認
7　診療所・医療機関等との事前協議
8　地域内の事業所等との事前協議
9　防災資機材の備蓄・点検
10　消防水利等の防災施設の把握

第２　災害発生時に必要となる事項

1　対策本部の設置、運営及び各班との連絡調整
2　火災の初期消火と市災害対策本部及び関係機関への連絡
3　人員の確認及び地域住民の避難誘導
4　避難行動要支援者の情報伝達・安否確認・避難支援
5　応急救助及び救護並びに医療機関との連携
6　避難所の開設・運営への積極的な協力
7　被害状況及び災害情報の収集、報告及び広報
8　救援物資の受入及び配分
9　食料、飲料水の調達及び配分
10　防災資機材の活用

第３節　事業所等の果たす役割

事業所等が、平常時から実施する事項及び災害発生時に実施が必要となる事項は、次のとおりである。

第１　平常時から実施する事項

1　防災責任者の育成、防災・減災体制の整備
2　建築物の耐震化、職場の安全対策、屋外の広告・外装材等の落下防止
3　施設及び設備の安全管理
4　防災・減災訓練等の実施
5　従業員に対する防災・減災知識の普及及び啓発
6　自衛消防隊の結成と防災計画の作成
7　地域の防災・減災活動への参加及び協力
8　防災資機材の備蓄・点検
9　従業員等の帰宅困難者対策（食料・飲料水・生活必需物資等の備蓄等）
10　事業継続計画（ＢＣＰ）や事業継続力強化計画の策定
11　緊急地震速報受信装置の整備

第２　災害発生時に必要となる事項

1　正確な情報の把握及び伝達
2　出火防止措置及び初期消火の実施
3　従業員、利用者等の避難誘導
4　応急救助及び救護
5　従業員等の帰宅困難者対策（一斉帰宅抑制）
6　事業所内施設の安全確認と可能な範囲での避難者受け入れや備蓄物資の提供
7　ＢＣＰによる早期復旧、雇用回復による経済復興

第４章　吉川市の防災環境

第１節　災害履歴

第１　地震災害

本市に被害及び影響をもたらした１９００年以降の地震は、次のとおりである。

東日本大震災では、本市では震度５強を観測し、住家の被害、ブロック塀の倒壊などの地震による被害が発生した。また、一部の地域で液状化現象が見受けられた。

発生年代	年号	震源地域	規模	本市の被害状況（人的被害・住家被害）
1923	大正12年	関東大震災	M7.9	死傷者2名、全壊111棟、半壊164棟
1924	大正13年	丹沢山塊	M7.3	被害なし
1931	昭和 6年	西埼玉地震	M6.9	〃
1968	昭和43年	埼玉県中部	M6.1	〃
1988	昭和63年	埼玉県南部	M5.0	〃
1989	平成元年	茨城県南西部	M5.6	〃
2011	平成23年	東日本大震災	M9.0	半壊1棟、一部損壊222棟

第２　風水害

本市に被害をもたらした昭和元年以降の主な風水害は、次のとおりである。

最近の水害の原因は異常気象等の大雨等による内水氾濫が多いが、これは本市の都市化による雨水の貯留･浸透機能の低下が大きな要因となっていると考えられる。

発生年代	年号	気象名	本市の被害状況（人的被害、住家被害）
1938	昭和 13 年	大　　雨	倒壊家屋 1 棟、浸水 101 棟
1947	昭和 22 年	カスリーン台風	死傷者 3 名、倒壊家屋 5 棟、浸水 2,269 棟
1966	昭和 41 年	台風 4 号	浸水 10 棟
1979	昭和 54 年	台風 20 号	床下浸水 4 棟
1982	昭和 57 年	台風 18 号	床上浸水 31 棟、床下浸水 184 棟
1985	昭和 60 年	台風 6 号	床上浸水 18 棟、床下浸水 82 棟
1986	昭和 61 年	台風 10 号	床上浸水 2 棟、床下浸水 120 棟
1989	平成 元年	台風 13 号	負傷者 1 名
1989	平成 元年	台風 22 号	床下浸水 2 棟
1991	平成 3 年	台風 18 号	床上浸水 18 棟､床下浸水 220 棟
1992	平成 4 年	大　　雨	床下浸水 50 棟
1993	平成 5 年	台風 11 号	床上浸水 25 棟、床下浸水 980 棟
1993	平成 5 年	大　　雨	床下浸水 3 棟
1996	平成 8 年	台風 17 号	床下浸水 117 棟
1999	平成 11 年	大　　雨	床上浸水 4 棟、床下浸水 10 棟
2000	平成 12 年	台風 3 号	床下浸水 35 棟
2004	平成 16 年	台風 22 号	床下浸水 19 棟
2004	平成 16 年	台風 23 号	床下浸水 35 棟
2008	平成 20 年	大　　雨	床上浸水 1 棟、床下浸水 8 棟
2009	平成 21 年	台風 9 号	床下浸水 6 棟
2011	平成 23 年	大　　雨	床下浸水 2 棟
2013	平成 25 年	台風 26 号	床上浸水 22 棟、床下浸水 13 棟
2015	平成 27 年	台風 18 号等	床上浸水 7 棟、床下浸水 13 棟
2019	令和元年	台風 19 号	床下浸水 3 棟
2023	令和 5 年	台風 2 号	床上浸水 4 棟、床下浸水 68 棟

第２節　自然環境の特性

第１　位置

本市は埼玉県の南東部に位置し、東は江戸川を挟んで千葉県野田市・流山市、西は中川を挟んで越谷市・草加市、南は三郷市、そして北は松伏町と、それぞれ境を接している。



第２　地形

本市は、中川と江戸川の間に発達する沖積低地にあり、自然堤防と後背湿地からなる平坦な地形である。自然堤防は、本市の西部にある中川沿いに長く形成し、古利根川と庄内古川の合流する川藤・須賀から下流の吉川・高富・中曽根と続いている。その他の自然堤防は、上内川・下内川・上笹塚・吉屋・会野谷・半割・三輪野江等の古い流路に沿うものや水田の中の微高地となっているものがあり、標高は、３～５ｍで、後背地の水田から１～２ｍの比高をもつ微高地をつくっている。

本市は、古くから低湿地として主に水田として耕作され、自然堤防上に集落がつくられ、自然地形を利用した生活が長い間行われてきたが、近年、都市化の進展により水田地域が埋め立てられて、市域の一番低い地形面での標高は、市の北部で約４ｍ、宅地開発計画区域が位置する南部で約３ｍとなっている。

第３　地質

本市の地質は、沖積層から成り立っている。沖積層は、江戸川東方の千葉県野田市・流山市の台地をつくる洪積層を浸食した谷地形に堆積した地層で、沖積層の厚さはこの地下谷の地形に支配されている。すなわち、沖積層の基底の深さは、この地下谷の古地形をしている。本市付近の地下谷は、南の三郷市から北東方向に伸びる支谷であり、その深さは南部約３０ｍ、北部で約１０ｍとなって傾斜の急な地形をしている。

江戸川を隔てた東側には、ローム層におおわれた下総台地が連なるが、市内に台地は１か所もなく、旧利根川沿いに発達した海抜３ｍ以内の沖積世低湿地のみであり、歴史的には、なんら地殻の変動も受けていない平坦な地層である。沖積低地は、地下水位が高く、主に砂からシルトの地質の軟弱地盤で、河川の氾濫により湿地や沼が形成されやすい。

これらの湿地は、水田等に利用されることが多かったが、近年造成が行われた場所も多く、地震による液状化現象の発生が懸念されている。

第４　地盤沈下

埼玉県では地盤沈下の実態を把握するため、精密水準測量を実施している。令和元年度は、県平野部５７市町の水準点５９４点、路線総延長１，１３５km について調査を実施した。本市を含む東部地域は、沖積低地であり、かつ軟弱地盤地域であることから地盤沈下による影響を受けやすい地域である。

近年は、昭和４７年の埼玉県公害防止条例により地下水（工業用・建築物用）の採取が規制されたこと、また、昭和４９年４月から上水道として東部第一水道による河川表流水への転換が開始されたことにより、地下水への依存度が低下し、全体的に地盤沈下は沈静化している。なお、吉川市の過去５年間の平均変動量は-4.9 cmであった。

口本市における水準測量による変動量

基準番号	測量地点 住　所	調査開始年月日	過去1年間(R4.1.1～R5.1.1)の変動量（mm）	過去5年間(H30.1.1～R5.1.1)の変動量（mm）	調査開始年からの変動量（mm）	R5.1.1の真高(T.P.)（m）
11,102	吉川市吉屋1-2	S36.2.1	-0.6	+6.6	-156.4	3.0608
11,103	吉川市三輪野江1371-1	S36.2.1	0.0	+3.9	-128.4	3.0746
42-22	吉川市吉川2-34-16	S43.2.1	-0.9	-1.3	-736.5	3.2494
42-26	吉川市平沼1-18-5	S62.1.1	+0.5	+1.3	-102.3	1.9028
42-27	吉川市栄町872	H10.1.1	+0.3	+1.8	-83.6	2.4331
42-28	吉川市中井3-256-3地先	S43.2.1	+0.7	+4.6	-217.2	2.4007
42-29	吉川市鹿見塚49	S43.2.1	+0.3	+7.3	-83.2	2.8499

出典）「埼玉県地盤沈下調査報告書（令和４年観測成果）」令和５年１２月　埼玉県

第５　河川

市内を流下する河川・水路は、すべて利根川水系に属している。市内の用・排水路は主に農業利用されており、流量は水門の開閉によって調節されている。

４本の一級河川のうち、国土交通省が江戸川と中川を、埼玉県が大場川と第二大場川をそれぞれ管理している。本市は、準用河川に分類される上第二大場川と西大場川を管理している。

口主な河川・水路の状況

種　類		河川名	本市内延長(m)
河川	一級河川	江戸川	9,200
		中川	8,000
		大場川	4,516
		第二大場川	180
	準用河川	西大場川	980
		上第二大場川	2,380
雨水幹線		木売落悪水路	（上流部）4,850 （下流部）3,180
主要幹線排水路		下八間悪水路	5,170
		東堀悪水路	1,540
		木売落旧悪水路	1,000
		広島落悪水路	1,070
主要用水路		二郷半領用水路	6,785
		元用水路	2,750
		中用水路	2,445
		新用水路	3,715
		鍋小路用水路	1,530
		新田用水路	4,804
		金野井用水路	239
		東大場川	3,200

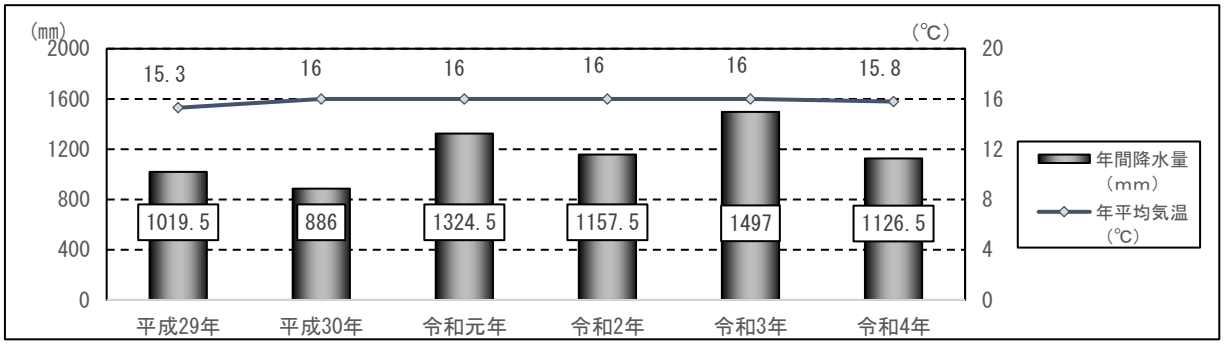
出典）「吉川市環境保全指針策定本調査」平成 11 年 3 月　吉川市
「葛西用水路土地改良区 資料」

第６　気象

令和４年の年平均気温は１５．８℃、年間降水量は１，１２６．５㎜となっている。

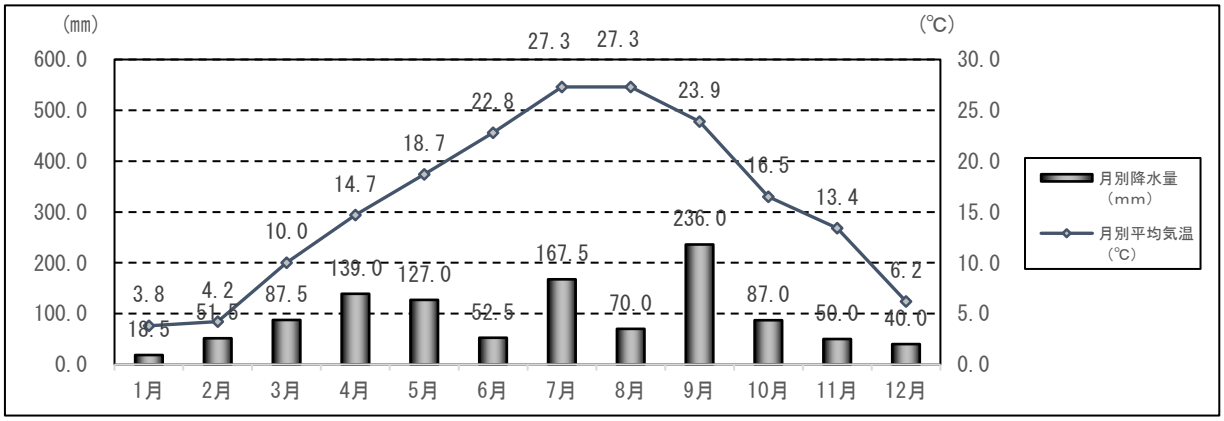
近年の年間降水量は１，０００～１，５００㎜前後で推移しており、最近では令和３年の降水量が最も多くなっている。

□年平均気温及び年間降水量の推移



資料）吉川松伏消防組合

□令和４年月別平均気温及び月別降水量



資料）吉川松伏消防組合

□令和４年気象警報・注意報月別発表回数（吉川市）

種別＼月別	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
大雨警報	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
洪水警報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大雪警報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
暴風警報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
雷注意報	0	1	2	6	5	14	16	14	5	1	0	0	64
大雨注意報	0	0	0	0	1	0	5	2	6	0	0	5	19
洪水注意報	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	1	5
大雪注意報	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
強風注意報	7	6	7	1	0	0	0	1	1	0	3	0	26

第３節　社会環境の特性

第１　歴史・沿革

太古、吉川周辺は深く入り込んだ東京湾の海の底にあり、その海が後退したあとの低地で人々が暮らし始めたのは、古墳時代後期以降のことといわれている。主に７～８世紀の歌を集めた万葉集の東歌に「鳰鳥の葛飾早稲を饗すともその愛しきを外に立てめやも」とあるところから、この地方を含む葛飾地域では、このころ以後から農耕生活が始まっていたことが分かる。

以後、吉川周辺は農村地帯として時代を経て、中世（１２～１６世紀）には、下河辺氏・風早氏などによる荘園支配、寺領による支配、武士による支配など、めまぐるしい支配の変遷があった。

１４世紀後半には、この地方の５０戸以上の集落の吉川郷・彦成郷の二郷とその南の５０戸に満たない半郷を合わせて「二郷半領」と呼ぶようになり、吉川の古名として現在に伝えられている。

近世(江戸時代)には、この地方は天領(幕府直轄領)となり、代官所の支配を受けた。この時代に新田開発が推し進められた結果、吉川周辺は有数の水田地帯となり、「早稲米」の産地として発達した。また、取れた米を江戸に積み出すため中川を利用する舟運も発達し、吉川河岸・平沼河岸は物資の集積地として栄えた。

明治４年から埼玉県に属し、明治２２年の町村制施行により吉川村、旭村、三輪野江村が誕生した。大正４年には吉川村が「吉川町」として町制を施行し、昭和３０年に吉川町、旭村、三輪野江村の１町２村が合併し、現在の市域が定まり「吉川町」が誕生した。

昭和４８年には、武蔵野線吉川駅が開業し、それに伴う吉川団地の整備等により人口は増加し、平成３年には人口が５万人を突破し、平成８年４月１日に「吉川市」として市制を施行した。

第２　人口

１　概況

本市の人口は、昭和４８年の武蔵野線の開通を契機として、急激な伸びを見せている。現在、その伸び率は緩やかではあるものの増加傾向にあり、令和５年４月１日現在で７２，８７２人に至っている。

今後においても、全国的な人口減少が予想される中で、本市においては、事業が完了又は進行中の土地区画整理事業地内への人口定着が見込まれることから、令和９年（２０２７年）の将来人口を７５，７５７人と設定している。

２　人口・世帯数の推移

国勢調査による人口・世帯数の推移をみると、武蔵野線の開通や吉川団地の整備等により、昭和４５年から昭和５０年にかけて大幅に人口・世帯数が増加し、昭和５０

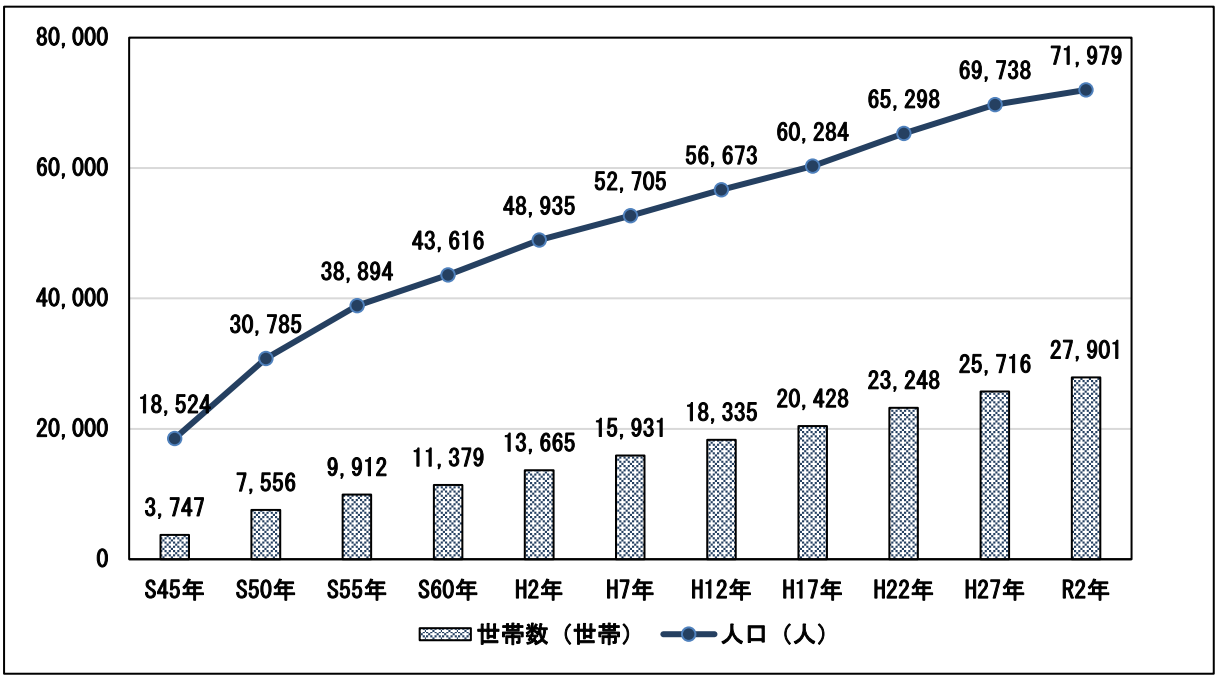
年以降も人口・世帯数の増加傾向は続いている。なお、世帯人員が年々減少しており、核家族化、単身世帯の増加がその要因と考えられ、今後、世代間の関係の希薄さや地域コミュニティの形成が課題となると考えられる。

□人口・世帯数の推移及び増加率

	S45 年	S50 年	S55 年	S60 年	H2 年	H7 年	H12 年	H17 年	H22 年	H27 年	R2 年
人　　口	18,524	30,785	38,894	43,616	48,935	52,705	56,673	60,284	65,298	69,738	71,979
世 帯 数	3,747	7,556	9,912	11,379	13,665	15,931	18,335	20,428	23,248	25,716	27,901
世帯人員	4.94	4.07	3.92	3.83	3.58	3.31	3.09	2.95	2.81	2.71	2.58
前５年人口増加率	10.5%	66.2%	26.3%	12.1%	12.2%	7.7%	7.5%	6.4%	8.3%	6.8%	3.2%
前５年世帯増加率	25.3%	101.6%	31.2%	14.8%	20.1%	16.6%	15.1%	11.4%	13.8%	13.8%	8.5%

資料）国勢調査

□人口・世帯数の推移



３　人口動態の推移

令和４年度人口動態の推移をみると、自然動態は減少しているが、社会動態は増加で推移している。

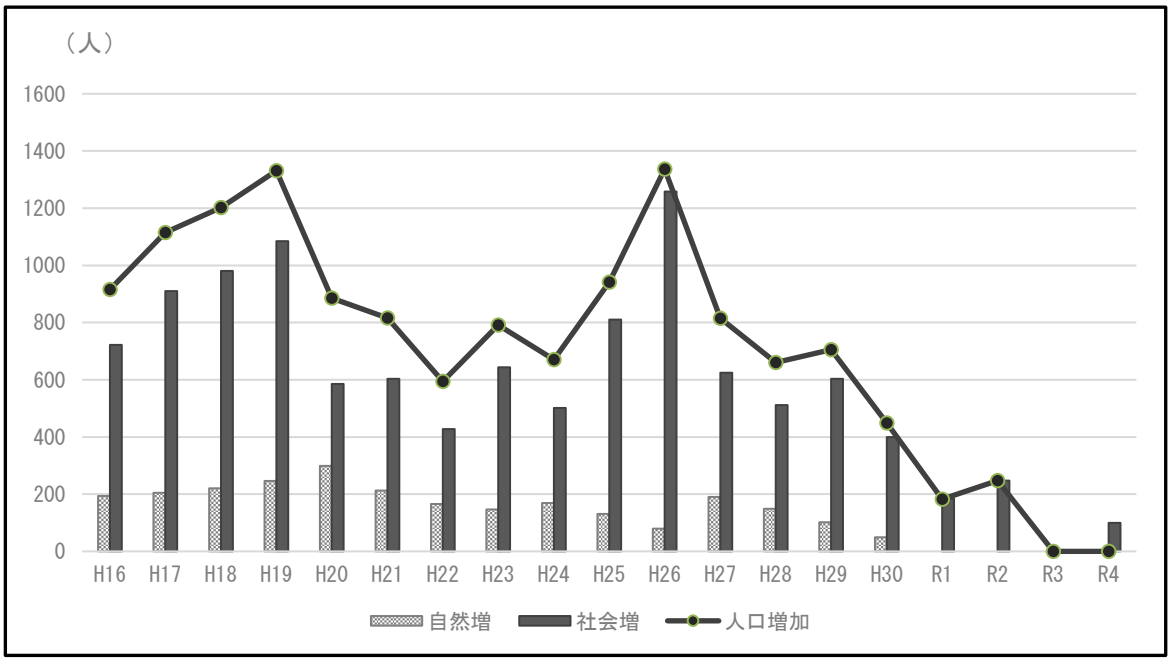
□人口動態の推移

項目／年度	人口増加	自然動態			社会動態		
		自然増	出生	死亡	社会増	転入	転出
平成16年度	916	194	552	358	722	3,210	2,488
平成17年度	1,115	205	552	347	910	3,345	2,435
平成18年度	1,202	221	610	389	981	3,484	2,503
平成19年度	1,331	246	653	407	1,085	3,560	2,475
平成20年度	885	299	704	405	586	3,014	2,428
平成21年度	816	213	608	395	603	3,058	2,455
平成22年度	594	166	612	446	428	2,937	2,509
平成23年度	791	147	560	413	644	3,175	2,531
平成24年度	671	169	597	428	502	3,108	2,606
平成25年度	941	131	628	497	810	3,318	2,508
平成26年度	1,337	79	611	532	1,258	3,897	2,639
平成27年度	815	190	648	458	625	3,233	2,608
平成28年度	661	149	644	495	512	3,162	2,650
平成29年度	705	102	640	538	603	3,291	2,688
平成30年度	449	49	623	574	400	3,112	2,712
令和元年度	182	-3	588	591	185	3,093	2,908
令和2年度	247	0	576	576	247	2,939	2,692
令和3年度	-162	-108	506	614	-54	2,742	2,796
令和4年度	-123	-223	472	695	100	2,920	2,820

注）帰化、転出取消、住所設定等による増加人口、国籍離脱、職権消除等による減少人口は除く。

資料）市民課（各年度3月31日現在）

□人口動態の推移



資料）市民課（各年度3月31日現在）

4　年齢別人口の推移

年齢別人口の推移をみると、本市では年少人口は減少傾向、老年人口は増加傾向を示している。

令和２年国勢調査時点では、本市の年少人口比率は全国平均の１４．３％、埼玉県平均の１１．９％と比較して高い割合となっている。一方、老年人口比率は、全国平均の２８．６％、埼玉県平均の２７．０％と比較して低い割合となっている。

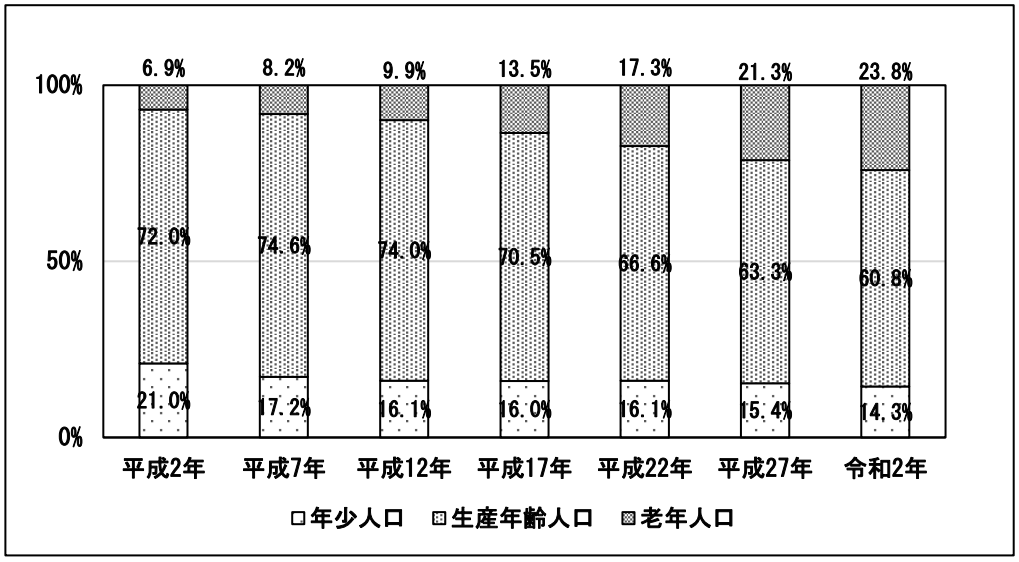
□年齢別人口の推移

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
年少人口	10,282	9,041	9,120	9,605	10,670	10,920	10,383
（0～14歳）	21.0%	17.2%	16.1%	16.0%	16.1%	15.4%	14.3%
生産年齢人口	35,187	39,267	41,952	42,310	44,509	44,889	44,153
（15～64歳）	72.0%	74.6%	74.0%	70.5%	66.6%	63.3%	60.8%
老年人口	3,380	4,318	5,601	8,116	11,183	15,064	17,315
（65歳以上）	6.9%	8.2%	9.9%	13.5%	17.3%	21.3%	23.8%
総　　数	48,849	52,626	56,673	60,031	66,362	70,873	71,851

注）総数には年齢不詳を除く。

資料）国勢調査

□年齢別人口の推移



5　流入・流出人口

令和２年国勢調査から流出・流入人口の状況をみると、流入人口１０，５７１人（通勤：１０，２６２人、通学：３０９人）に対し、流出人口は２４，１０４人（通勤：２１，６３７人、通学：２，４６７人）であり、約２倍の流出超過となっている。

本市からの通勤又は通学の流出先は埼玉県の他市町と東京都が多く、流出先全体の８５．８％を占めている。県内では越谷市、三郷市が圧倒的に多く、さいたま市、草加市、八潮市、川口市などが続いている。東京都では千代田区、中央区、港区、足立区などに多く通勤又は通学している。

本市への通勤の流入状況は、流出状況と同様に越谷市、三郷市からの流入が圧倒的に多く、松伏町などが続いている。

□通勤・通学者の流入・流出状況

市町村		流入人口（市外から吉川市へ）			流出人口（吉川市から市外へ）		
		総　数	通勤者	通学者	総　数	通勤者	通学者
県内	越谷市	2,344	2,260	84	3,309	2,940	369
	三郷市	1,552	1,521	31	3,517	3,336	181
	さいたま市	491	461	30	1,595	1,292	303
	草加市	473	439	34	1,135	958	177
	八潮市	245	232	13	786	775	11
	川口市	436	356	80	669	598	71
	松伏町	1,099	1,085	14	475	441	34
	春日部市	682	679	3	452	332	120
	その他	582	574	8	1,831	1,515	316
	総数	7,904	7,607	297	13,769	12,187	1,582
千葉県	松戸市	236	234	2	445	396	49
	野田市	749	747	2	475	453	22
	柏市	182	180	2	374	320	54
	流山市	240	237	3	273	263	10
	その他	281	281	－	967	865	102
	総数	1688	1,679	9	2,534	2,297	237
東京都	千代田区	－	－	－	904	839	65
	中央区	－	－	－	631	629	2
	港区	－	－	－	592	582	10
	新宿区	－	－	－	521	464	57
	足立区	189	188	1	626	601	25
	葛飾区	107	107	－	285	277	8
	その他	400	400	－	3,638	3,198	440
	総数	696	695	1	7,197	6,590	607
その他		283	281	2	604	563	41
合計		10,571	10,262	309	24,104	21,637	2,467

注）流入人口の東京都千代田区、中央区、港区及び新宿区は数値不明のためその他に含まれる。また、流出人口の総数には流出先の不詳を含む。

資料）令和2年国勢調査

第３　建物

本市は、土地区画整理事業による計画的な市街地整備が進められているが、都市基盤施設の整備が立ち遅れている既存市街地では、大雨時に雨水冠水が常襲化している地区や、建築物が密集している地区があるなど災害時の被害規模の増大が懸念される。

平成３０年の住宅・土地統計調査によると、市内の住宅の建築年次については、住宅総数２６，４００棟に対し、昭和５６年５月以前の建築物が５，０６０棟と約１９％を占め、既存市街地においては、建築物の密集や老朽化により延焼火災による被害の拡大を招く危険性をはらんでいる。また、空き家の総数は、１，７８０棟となっており、今後、高齢化などにより、空き家の増加が見込まれるなか、所有者による空き家の利活用や適正管理がなされない場合は、建築物が老朽化し、地震や強風等による建築物の倒壊や損壊などが懸念され、災害時の被害の拡大を招く危険性をはらんでいる。

第４　交通

１　道路

令和５年４月１日現在の本市の道路の状況は、総路線数２，７０９路線、舗装率約６６．０７％となっており、県道は１００％の舗装率となっている。

また、都市計画道路の状況は、令和５年３月末現在で計画決定延長２３．５５㎞、整備済延長１７．３９㎞となっている。

□市道の状況

年	路線数	舗装道		舗装率	未舗装道	
		延長(m)	面積(㎡)	(%)	延長(m)	面積(㎡)
令和元年	2,730	354,260	2,227,589	65.60	185,743	556,747
令和２年	2,729	354,513	2,233,816	65.66	185,383	556,312
令和３年	2,731	354,680	2,235,226	65.68	185,337	556,389
令和４年	2,728	354,154	2,218,243	65.85	183,596	549,879
令和５年	2,709	354,037	2,223,369	66.07	181,738	545,492

資料）道路課（各年4月1日）「自転車歩行者道を含む全路線」

□県道路線別道路状況

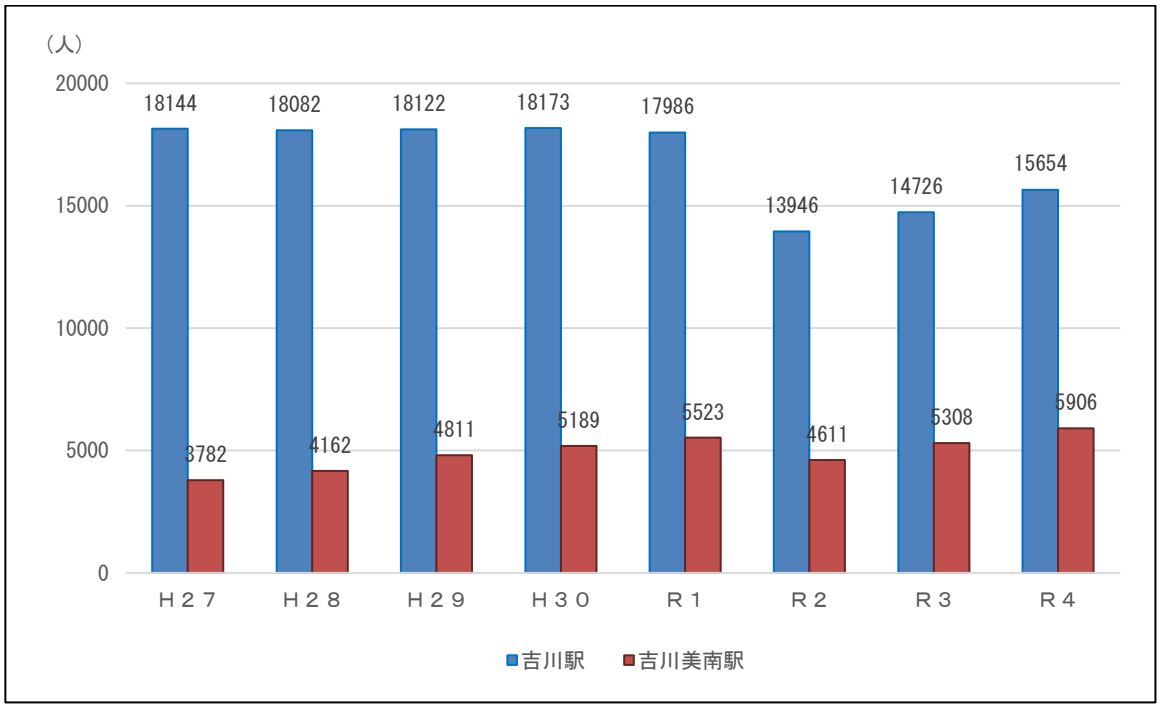
路線名	実延長(m)	標準幅員(m)		舗装面積(㎡)	舗装率(%)
		車道	道路部		
越谷野田線	790	6	12	9,480	100.0
川藤野田線	3,504	6	12	42,048	100.0
中井松伏線	5,114	6	12	61,368	100.0
葛飾吉川松伏線	4,469	6	12	53,628	100.0
三郷松伏線	9,586	7	15	143,790	100.0
加藤平沼線	3,779	6	12	45,348	100.0
越谷流山線	4,184	6	12	50,208	100.0
三郷幸手自転車道	9,237	3	3	27,711	100.0

資料）道路課（令和4年4月1日現在）

２　鉄道

ＪＲ武蔵野線吉川駅の令和４年度の１日平均乗車人数は、１５，６５４人となっている。また、平成２４年３月１７日に開業した吉川美南駅の令和４年度の１日平均乗車人数は、５，９０６人となっている。令和４年度の吉川駅、吉川美南駅の１日平均乗車人数が増加している要因として、新型コロナウイルス感染症等の規制緩和によるものだと考えられる。

□市内駅（ＪＲ吉川駅・吉川美南駅）の１日平均乗車人数の推移



資料）東日本旅客鉄道㈱ホームページ

３　路線バス

市内の路線バスは、主に吉川駅を出発地点とする路線が多く、令和５年４月現在、市内では下記の６事業者が路線バスを運行している。また、その他、ジェイアールバス関東株式会社が東京駅から市内を経由する深夜バスを運行している。

	事業者名
1	東武バスセントラル株式会社
2	メートー観光株式会社
3	株式会社グローバル交通
4	朝日自動車株式会社
5	茨城急行自動車株式会社
6	株式会社ジャパンタローズ

第５　土地利用

１　地目別土地面積の推移

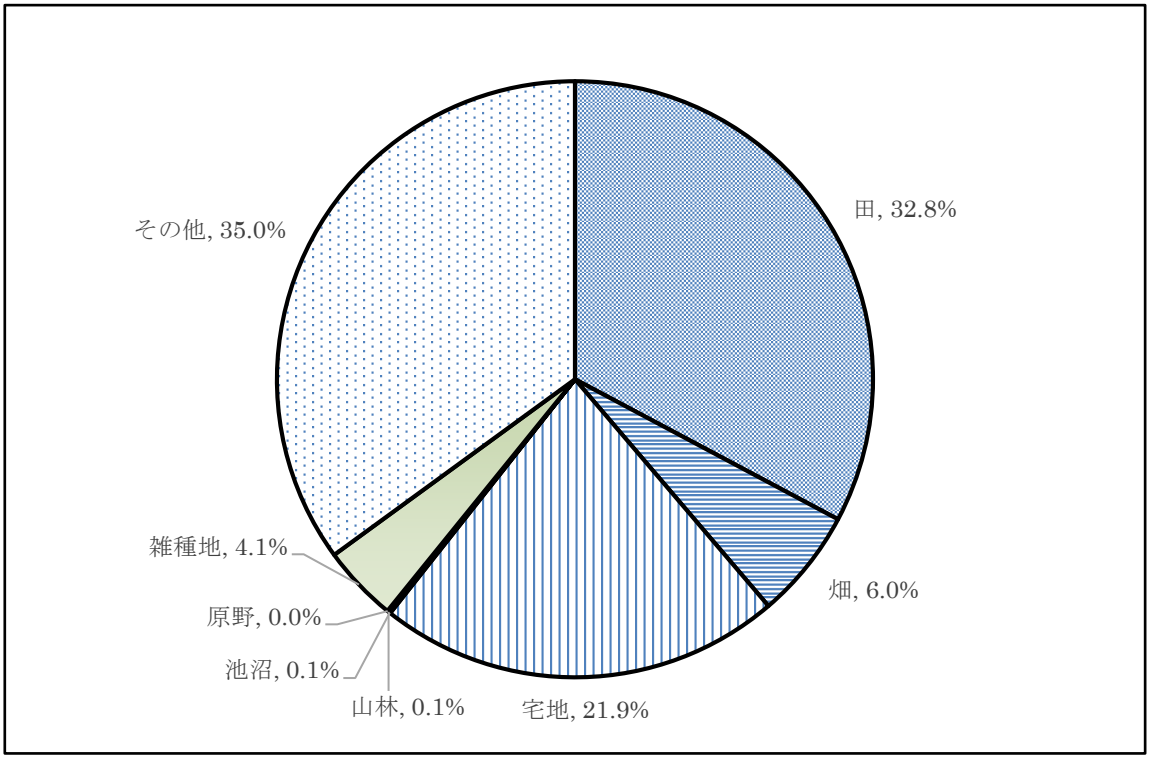
過去５年間の地目別土地面積の推移をみると、田・畑の面積が減少し、宅地の面積が増加している。

□地目別土地面積の推移　（単位：ha）

年	総数	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他
平成30年	3,166	1,052	189	682	2	4	1	142	1,094
令和元年	3,166	1,048	188	684	2	4	1	147	1,092
令和2年	3,166	1,044	188	687	2	4	1	149	1,091
令和3年	3,166	1,041	188	691	2	4	1	147	1,092
令和4年	3,166	1,038	189	693	2	3	1	131	1,109
%	100	32.8	6.0	21.9	0.1	0.1	0.0	4.1	35.0

資料）課税課（各年1月1日）

□地目別土地面積（令和４年）



２　農地転用面積の推移

過去５年間の農地転用状況をみると、平均で毎年約７．２ha程度の農地が転用されている。過去５年間の農地転用件数と面積は５８４件、約３５．８haであり、そのうち住宅用地への転用は、３０３件、約１１．２haとなっている。

□農地転用状況　（単位：㎡）

年次	総数		住宅用地		工業用地		公共用地		その他の用地	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
平成30年	114	74,272	60	24,937	1	946	－	－	53	48,389
令和元年	114	92,391	69	31,357	1	2,309	－	－	44	58,725
令和2年	76	44,819	47	20,914	－	－	－	－	29	23,905
令和3年	195	76,407	48	19,132	30	3,520	－	－	117	53,755
令和4年	85	70,838	52	16,279	－	－	－	－	33	54,559

資料）農業委員会（各年12月31日）

□用途別農地転用状況　（単位：㎡）

用途＼年次	平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
総数	114	74,272	114	92,391	76	44,819	195	76,407	85	70,838
住宅	57	22,470	65	28,505	47	20,914	43	14,840	47	14,183
貸家	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
共同住宅(集合)	3	2,467	4	2,852	—	—	5	4,292	5	2,096
店舗	3	3,280	—	—	1	1,361	2	1,211	1	615
倉庫	—	—	1	22,832	1	457	—	—	1	653
工場	1	946	1	2,309	—	—	30	3,520	—	—
道路	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
公共施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
農業施設	1	153	2	1,101	1	496	—	—	1	199
駐車場	30	24,593	25	18,480	14	9,053	12	9,643	10	20,866
保健等施設	3	3,883	1	2573	—	—	—	—	—	—
その他	16	16,480	15	13,739	12	12,538	103	42,901	20	32,226

資料）農業委員会（各年12月31日）

3　都市計画の指定状況

本市の市街化区域面積は約７４９ha（約２４％）、市街化調整区域面積は約２，４１７ha（約７６％）である。

用途地域は７４８．７haが指定されており、住居系用途地域が７８．２％、商業系用途地域が５．６％、工業系用途地域が１６．２％で、住宅を中心とした用途地域の構成となっている。

また、良好な市街地の維持・形成を図るため、現在１４地区において地区計画が定められている。

□用途地域の指定状況

用途地域	面積(ha)	割合(%)
第一種低層住居専用地域	174.6	23.3
第二種低層住居専用地域	10.0	1.3
第一種中高層住居専用地域	114.8	15.3
第二種中高層住居専用地域	85.7	11.5
第一種住居地域	127.1	17.0
第二種住居地域	28.0	3.7
準住居地域	45.5	6.1
近隣商業地域	33.9	4.5
商業地域	8.5	1.1
準工業地域	35.6	4.8
工業地域	36.3	4.9
工業専用地域	48.7	6.5
合　計	748.7	100

資料）都市計画課（令和5年7月現在）

□地区計画の指定状況

名　称	面積(ha)	当初決定日	最終変更日
吉川第一地区	189.9	S59.1.17	H25.3.12
きよみ野地区	62.6	H6.1.14	H15.2.28
吉川ネオポリス地区	10.9	H8.5.10	－
吉川・松伏工業団地地区	28.0	H10.12.25	H31.1.28
吉川中央地区	76.9	H12.7.28	H19.3.15
吉川駅南地区	84.2	H14.3.12	H21.10.16
吉川保地区	1.4	H14.3.12	－
平沼西部地区	8.2	H17.2.25	H29.6.23
武蔵野操車場跡地地区	30.0	H22.10.15	－
平沼東部地区	6.9	H25.10.22	－
本吉川地区	10.7	H28.1.8	H29.6.23
吉川橋周辺地区	5.1	H29.6.23	R3.1.27
吉越橋周辺地区	7.3	H31.1.28	－
吉川美南駅東口周辺地区	59.1	R3.1.27	R5.2.3
合　計	581.2		

資料）都市計画課（令和5年7月現在）

第２編　震災対策計画

第２編　震災対策計画

第１章　震災対策の総則

第１節　地震被害想定

地震被害想定とは、地震が発生したときの地盤の揺れの大きさや、人的被害及び建物被害などの程度を推計するもので、震災に対する防災・減災計画を作成する場合、地震が起きたときに、どの程度の被害が発生するかを推定することにより、その被害の程度に応じた効果的な防災・減災対策を立てることができる。

第１　県の地震被害想定

１．１ 想定地震

「埼玉県地震被害想定調査報告書（平成２６年３月)」において、人的・物的被害想定を行った想定地震の概要は、次のとおりである。

同報告書では、国の中央防災会議や地震調査研究推進本部の最新の成果を参考にして、埼玉県に大きな影響を及ぼす地震として、下表に示す５つの地震を想定地震として設定している。また、それらの断層位置図を次頁の図に示す。

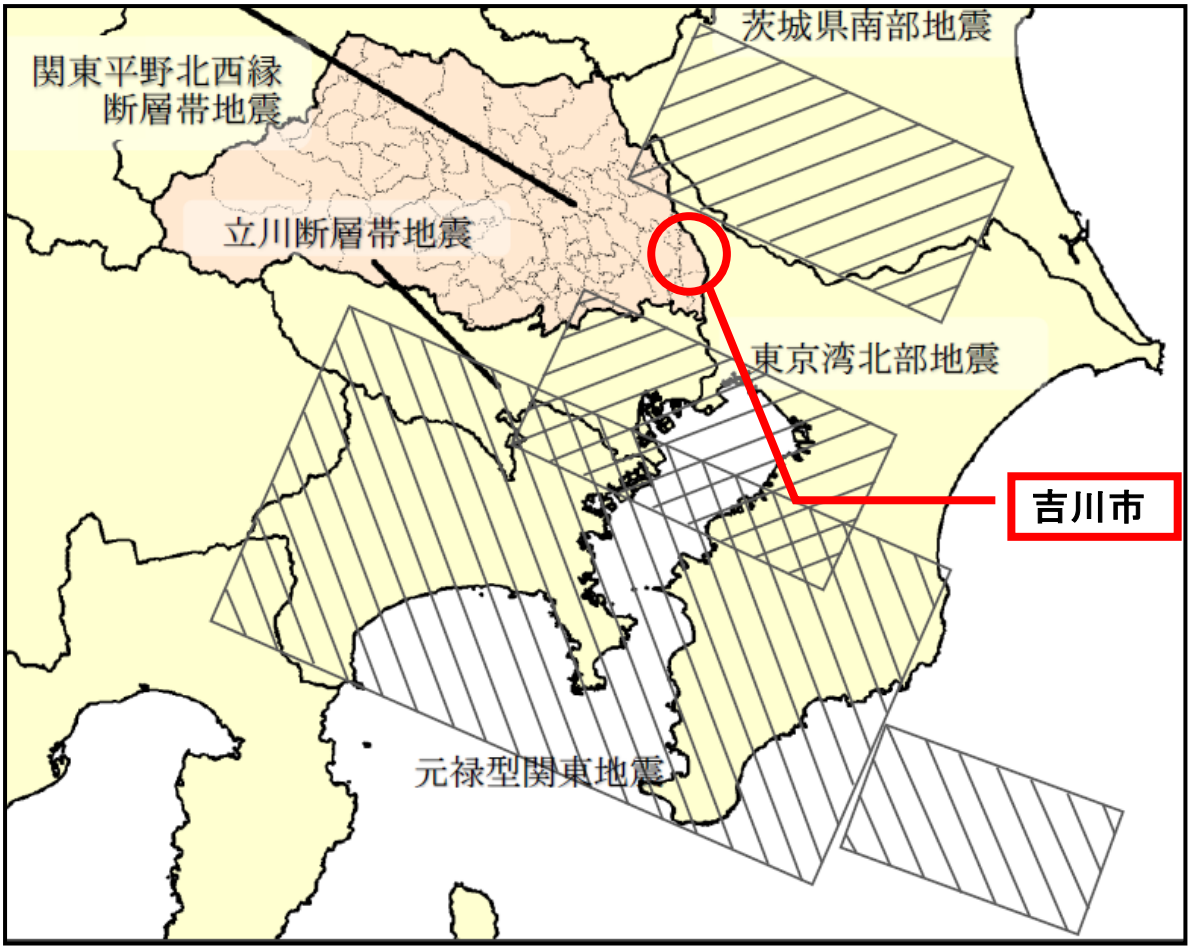
□想定地震の一覧

想定地震	マグニチュード	吉川市の最大震度	地震のタイプ	説明
東京湾北部地震	７．３	６弱	海溝型	フィリピン海プレート上面の震源深さに関する最新の知見を反映 ※今後３０年以内に南関東地域でマグニチュード７級の地震が発生する確率：７０％
茨城県南部地震	７．３	６弱		
元禄型関東地震	８．２	６弱		過去の記録等で、首都圏に大きな被害をもたらしたとされる巨大地震を想定（相模湾～房総沖） ※今後３０年以内の地震発生確率：ほぼ０％
関東平野北西縁断層帯地震	８．１	６弱	活断層型	深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として想定 ※今後３０年以内の地震発生確率：ほぼ０％～０．００８％
立川断層帯地震	７．４	５弱		最新の知見に基づく震源条件により検証 ※今後３０年以内の地震発生確率：０．５％～２％

注）※：地震調査研究推進本部による長期評価を参照

出典）「埼玉県地震被害想定調査報告書（平成 26 年 3 月)」埼玉県

口想定地震の断層位置図



出典）「埼玉県地震被害想定調査報告書（平成 26 年 3 月）」埼玉県

１．２ 想定結果

県が想定した地震のうち、本市に大きな被害をもたらすと考えられている東京湾北部地震、茨城県南部地震についての本市の被害想定結果は、次のとおりとなっている。

□想定地震別被害想定結果集計表（吉川市）

項目		予測内容	ケース	風速	東京湾北部	茨城県南部
地震動等		マグニチュード	－	－	7.3	7.3
		最大震度	－	－	6 弱	6 弱
		液状化 ※液状化の可能性が「高い」又は「やや高い」の面積率	－	－	約 8 割	約 9 割
人的被害		死者数(人)	冬 5 時	8m/S	2	2
			夏 12 時		1	1
			冬 18 時		1	1
		負傷者数(人) ※（ ）は、うち重傷者数	冬 5 時	8m/S	49(2)	50(2)
			夏 12 時		33(2)	35(2)
			冬 18 時		35(2)	37(2)
建物被害		全壊数	－	－	236	294
		半壊数	－	－	678	783
火災		焼失棟数	冬 5 時	8m/S	1	1
			夏 12 時		4	4
			冬 18 時		10	12
生活支障		避難者数　１日後(人)	冬 18 時	8m/S	1,156	1,405
		避難者数　１週間後(人) ※（ ）は、うち避難所における要配慮者数			2,092 (160)	3,204 (246)
		避難者数　１カ月後(人)			1,156	1,779
		帰宅困難者数(人)	平日 12 時	－	7,356	7,311
ライフライン	電力	電柱被害数(本)	冬 18 時	8m/S	27	32
		停電世帯数　１日後(世帯)			908	1,129
	通信	電柱被害数	冬 18 時	8m/S	9	11
		不通回線数　１日後(回線)			29	33
	都市ガス	供給停止件数　直後(件)	－	－	13,870	13,870
	上水道	配水管被害数(箇所)	－	－	39	89
		断水世帯数　１日後(世帯)	－	－	5,109	9,800
		断水人口　１日後(人)	－	－	14,351	27,525
	下水道	管渠被災距離(km)	－	－	49	49
		機能支障人口　直後(人)	－	－	18,119	18,160
その他		エレベータ閉じこめ(台)	冬 18 時	8m/S	14	16
		自力脱出困難者数(人)	冬 5 時	－	7	8
		災害廃棄物量(万トン)	冬 18 時	8m/S	5.2	6.4
		中高層階支障世帯数(世帯)	冬 18 時	8m/S	26	27

注）ケース、風速の欄にある“－”は、ケース、風速に影響されない被害を意味する。

注）建物の全壊数、半壊数には、揺れによる被害のほか、液状化による被害も含む。

注）避難者数には、避難所内での避難者のほか、避難所外での避難者も含む。

注）帰宅困難者数は、埼玉県(2007)の帰宅困難率を使用したときの想定数。

出典）「埼玉県地震被害想定調査報告書（平成 26 年 3 月）」埼玉県

第２節　震災対策の基本方針

第１　震災対策の基本的考え方

本市の震災対策は、想定する地震による被害の内容、規模等を可能な限り具体的に把握し、予想される被害の程度に応じた、より具体的な「予防対策計画」かつ実践的な「応急対策活動計画」を策定するものとする。

第２　震災対策の目標

２．１ 県の震災対策の目標フレーム

県は、「埼玉県地震被害想定調査報告書（平成２６年３月)」の５つの想定地震のなかで、東京湾北部地震の発生を想定し、減災目標を次のように設定している。

設定の理由は、東京湾北部地震は、首都圏南部、特に東京都心に大きな揺れが想定されており、被害は東京湾岸を中心に広範囲にわたる。このため、電力、石油等のエネルギーを東京湾岸に依存している埼玉県は、東京湾北部地震によって、地震による被害のほか、大規模停電、石油類燃料の枯渇といった二次被害を受けるおそれもあり、首都機能の低下による影響は全国に波及し、応急・復旧活動にも大きな支障が生じるためである。

□埼玉県の減災目標（１０年以内の達成を目標）

減災目標	目標を達成するための対策や項目
死者・負傷者を約４，０００人減少させる（約５０%）	○建物の耐震化 ○家具類の転倒防止対策の推進 ○自主防災組織、消防団の初期消火力の強化　など
避難者（１週間後）を約３万人減少させる（約５０%）	○建物の耐震化 ○被災建築物の応急危険度判定 ○ライフラインの早期復旧　など
ライフラインを６０日以内に９５%以上復旧する	○施設・設備の耐震化 ○設備構成の多重化バックアップ　など

出典)「埼玉県地域防災計画」

２．２ 本市の震災対策の目標フレーム

本市の震災対策は、県の目標設定等を参考に、地震発生の切迫性が高く、また、県において想定した５つの地震のなかで本市に大きな被害をもたらすと考えられている「東京湾北部地震（最大震度６弱）」と「茨城県南部地震（最大震度６弱）」が発生した場合を目標とする。

なお、震災対策の目標は、次に示すとおりである。

口震災対策の目標（吉川市）

項目＼対象とする地震		東京湾北部地震	茨城県南部地震
マグニチュード		7.3	7.3
本市の最大震度		6 弱	6 弱
人的被害	死者数(人)	2	2
	負傷者数(人) ※（ ）は、うち重傷者数	49 (2)	50 (2)
建物被害	全壊数	236	294
	半壊数	678	783
避難者	1 日後(人)	1,156	1,405
	1 週間後(人) ※（ ）は、うち避難所における要配慮者数	2,092 (160)	3,204 (246)
	1 ヶ月後(人)	1,156	1,779
帰宅困難者数(人)		7,356	7,311
上水道被害	1 日後(世帯数)	5,109	9,800
	1 日後(人)	14,351	27,525

注）人的被害は「冬 5 時、風速 8m/s」、避難者は「冬 18 時、風速 8m/s」、帰宅困難者は「平日 12 時」と被害が最も大きいケース・風速等を条件としている。

注）建物の全壊数、半壊数には、揺れによる被害のほか、液状化による被害も含む。

注）避難者数には、避難所内での避難者のほか、避難所外での避難者も含む。

注）帰宅困難者数は、埼玉県(2007)の帰宅困難率を使用したときの想定数。

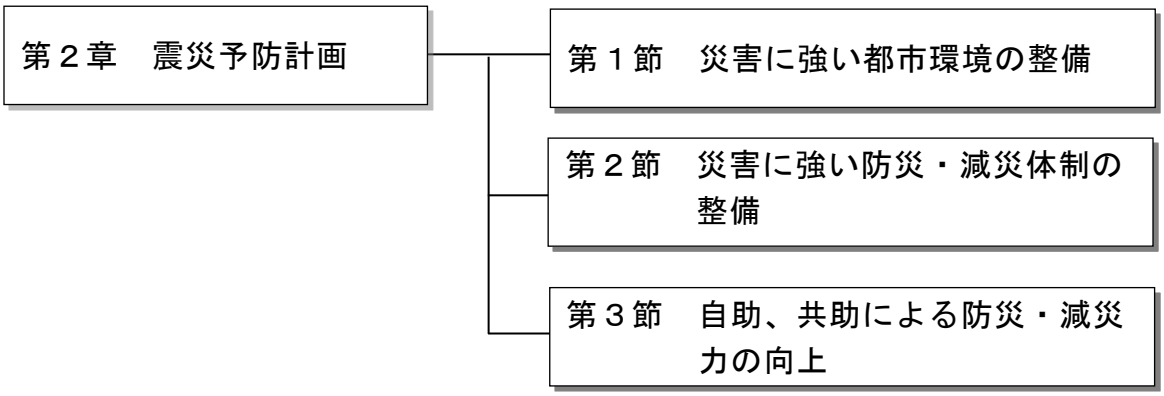
出典）「埼玉県地震被害想定調査報告書（平成 26 年 3 月）」埼玉県

第２章　震災予防計画

災害を予防するためには、災害予防計画のもと、市民・企業・行政が一体となって総合的な防災・減災体制を構築しておくことが重要である。被害軽減のための対策としては、土地利用や施設の整備等の物的整備による都市の防災・減災構造化を進め、災害に強い都市環境を整備するとともに、災害時の活動体制や非常用物資等の整備を行い、災害に強い防災・減災体制を推進していくことが必要である。

また、市民の防災・減災意識を高めるとともに、自主防災組織など地域住民の連携による活動体制の強化・育成が重要である。

≪施策の体系≫



第１節　災害に強い都市環境の整備

災害による被害を軽減し、拡大を予防するためには、防災・減災空間の確保、交通ネットワークの整備等により、災害に強い都市づくりを行うことが必要である。

ライフラインの途絶、交通網の遮断は、応急対策の実施や市民生活に多大な影響を与えることとなるため、これらの都市施設の安全化を図ることが重要である。

また、災害時に円滑な救援・救護活動を行うためには、防災拠点の整備を進めることが必要である。

第１　災害に強い都市づくり

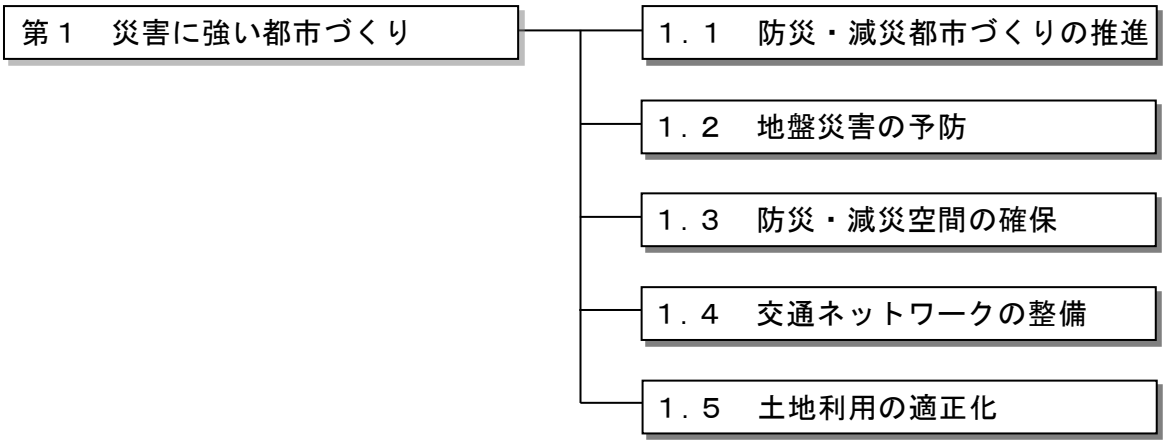
第２　都市施設の安全化

第３　防災拠点の整備

第１　災害に強い都市づくり

本市は、防災・減災都市づくりの推進、地盤災害の予防、防災・減災空間の確保、交通ネットワークの整備、土地利用の適正化を行うことにより、災害に強い都市づくりを進める。

ここでは、災害に強い都市づくりの推進のために必要な施策を定める。



１．１ 防災・減災都市づくりの推進【 都市計画課、吉川美南駅周辺地域整備課 】

本市は、災害による被害を未然に防止することはもとより、被害を最小限にとどめるため、土地区画整理事業等の各種都市計画を活用し、不燃化など個々の施設のみならず都市構造を災害に強いものとするため、都市の防災・減災構造化を図っていく。

＜現況＞

□市街地整備の状況（土地区画整理事業）

事業名	面積（ha）	事業予定期間
吉川第一土地区画整理事業	189.9	S48　～　H14
吉川特定土地区画整理事業	62.6	S63　～　H17
吉川駅南特定土地区画整理事業	82.0	H2　～　H28
吉川中央土地区画整理事業	74.8	H8　～　R8
保土地区画整理事業	1.3	H11　～　H16
武蔵野操車場跡地地区土地区画整理事業	28.8	H20　～　H24
吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業	59.1	H29　～　R8

（令和 5 年 10 月現在）

□都市計画防火地域及び準防火地域

種類	面積（ha）
防火地域	21.5
準防火地域	268.9

（令和 5 年 7 月現在）

□地区計画

名　称	面積(ha)	当初決定日	最終変更日
吉川第一地区	189.9	S59.1.17	H25.3.12
きよみ野地区	62.6	H6.1.14	H15.2.28
吉川ネオポリス地区	10.9	H8.5.10	－
吉川・松伏工業団地地区	28.0	H10.12.25	H31.1.28
吉川中央地区	76.9	H12.7.28	H19.3.15
吉川駅南地区	84.2	H14.3.12	H21.10.16
吉川保地区	1.4	H14.3.12	－
平沼西部地区	8.2	H17.2.25	H29.6.23
武蔵野操車場跡地地区	30.0	H22.10.15	－
平沼東部地区	6.9	H25.10.22	－
本吉川地区	10.7	H28.1.8	H29.6.23
吉川橋周辺地区	5.1	H29.6.23	R3.1.27
吉越橋周辺地区	7.3	H31.1.28	－
吉川美南駅東口周辺地区	59.1	R3.1.27	R5.2.3
合　計	581.2	－	－

（令和5年7月現在）

＜計画＞

新市街地については、避難路、延焼遮断空間となる広幅員道路や緑道を配置し、既成市街地については、避難路、避難地となる公共施設の整備に努めるとともに、延焼防止に有効な防火・準防火地域の活用も検討し、不燃化の促進を図っていく。

また、地区計画等を活用し、壁面の位置の制限、垣又は柵の構造の制限等を定めることにより、防災・減災性を備えた都市づくりを誘導する。

１．２ 地盤災害の予防【 都市計画課 】

地震による被害を未然に防止し、又は軽減するためには、その土地の地形、地質及び地盤を十分に理解し、その他の自然特性及び災害特性に適した土地利用を推進していく必要がある。本市は平坦な地形をしており、地質はすべて軟弱な粘土質で構成される沖積層であり、「埼玉県地震被害想定調査報告書（平成２６年３月)」では、液状化危険度の高い地域と予想されている。

＜現況＞

公共建築物の建設に際し、個別に地盤調査を行っている。

＜計画＞

公共建築物の建設等の際、ボーリングデータなど地盤情報の整理を行うとともに、その情報を適切な土地利用の推進に生かし、地盤災害の予防に努めるものとする。

また、地震発生時の液状化の危険度を示すマップ等を通じて、市民等へ液状化の危険度について周知を図る。

１．３ 防災・減災空間の確保【 都市計画課、農政課 】

＜現況＞

都市公園及び緑地は、火災における延焼防止あるいは、避難場所や救援・救護の拠点として重要な役割を持っている。それら防災・減災空間（オープンスペース）を確保することにより災害に強い都市づくりを推進する。

また、農地についても火災の延焼防止、一時的避難空間、遊水機能等、防災・減災上重要な役割を担っており、その保全を図っていく必要がある。

□吉川市の公園整備状況　（各年４月１日現在）

区　分	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
近隣公園	6(126,466)	6(126,466)	6(126,466)	6(126,464)	6(126,464)
街区公園	70(103,381)	70(103,381)	70(103,381)	70(102,136)	70(102,136)
緑　　道	110(53,774)	110(53,774)	110(53,774)	115(55,975)	115(55,975)
そ の 他	11(281,114)	11(281,114)	11(281,114)	11(281,559)	11(281,559)
合計(㎡)	197(564,735)	197(564,735)	197(564,735)	202(566,134)	202(566,134)

注）（　）内の数字は、公園の面積（㎡）を示す。

□農地地目別面積の推移　（各年１月１日現在）

区　分	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
総数（ha）	1,352	1,314	1,308	1,290	1,284
田(ha)	1,134	1,105	1,101	1,085	1,080
畑(ha)	218	209	207	205	204

資料）農業委員会

＜計画＞

(1) 公園の整備

公園は、市民のレクリエーションやスポーツの場として、また、環境保全や都市景観の骨格としての機能に加えて、火災における延焼防止の機能を持つとともに、避難場所や援護の拠点として重要な役割をもっている。このことから、今後も都市公園の新設、再整備を図るとともに、災害時の避難場所あるいは仮設住宅用地となることを想定し、災害応急対策施設として必要な設備について整備に努める。

(2) 農地の保全

農地は、防災・減災上重要な役割を担っていることから、農地法、農業振興地域の整備に関する法律、生産緑地法等による保全を図る。

１．４ 交通ネットワークの整備【 道路課 】

道路・橋梁は、単に人や物の輸送を分担する交通機能を有するのみならず、災害時においては、火災の延焼防止効果や避難路、緊急物資の輸送ルートとしての多様な機能を有している。

このことから、防災・減災効果の高い道路について、各種の道路整備事業との調整を図りながら、計画的かつ重点的に整備を進める。また、同様に災害時の橋梁の破損は、被災地の分断・孤立化を招くこととなるため、橋梁についても老朽橋及び耐荷力の不足している橋梁については架替え・補修等の整備推進を図る。

(1) 道路の整備

道路は、災害時に避難、救援・救護、消防活動等に重要な役割を果たすのみならず、沿道の家屋や施設等の不燃化を促進することにより、延焼防止のオープンスペースとして、災害に強いまちづくりに向けて重要な役割を持っている。

＜現況＞

□都市計画道路整備状況

路線名	幅員(m)	市内延長(m)	整備延長(m)
東埼玉道路	50	600	300
越谷吉川線	25	2,740	1,985
浦和野田線	25	520	0
三郷吉川線	22	4,370	3,530
三郷流山線	27	1,280	0
共保道庭線	16	1,920	1,920
木売線	16	1,270	460
木売関線	20	1,660	1,660
関会野谷線	16	1,860	1,860
越谷総合公園川藤線	16	1,180	300
中曽根線	18	690	690
高久中曽根線	16	980	980
平沼川藤線	12	1,800	1,800
関川富線	12	730	730
沼辺公園線	14	1,170	1,170
吉川美南駅東口駅前通り線	20	120	0
吉川美南駅東口中央線	18	660	0
合　計		23,550	17,385

（令和５年４月１日現在）

＜計画＞

幹線道路の整備を推進し、道路網のネットワーク化を図るとともに、救援・救護、消防活動にも有効な生活に密着した道路の整備を推進する。特に、延焼遮断帯及び避難路として重要な役割を持つ道路については、重点的に整備を進める。

(2) 橋梁の整備

本市は、河川や水路をまたがる橋梁が多くあり、災害時による橋梁の破損は、交通遮断の要因となるため、交通ネットワークを確保する上で、橋梁の耐震性を向上させることが重要である。

＜現況＞

□橋梁の状況

道路種別	橋梁数	橋梁延長（m）
国道	0	0
県道	27	1,407.1
市道	183	1,610

（令和5年4月1日現在）

＜計画＞

災害時における避難、救援・救護、復旧活動、緊急物資の輸送等に支障のないように、橋梁の点検を実施するとともに、修繕計画に基づき橋梁の補修等を実施する。

特に、市街地の幹線道路の橋梁については、架替えや補強等の整備推進を図る。

１．５ 土地利用の適正化【 都市計画課 】

防災・減災都市づくりの基本として、防災・減災面に配慮した適正な土地利用を計画的に行う。

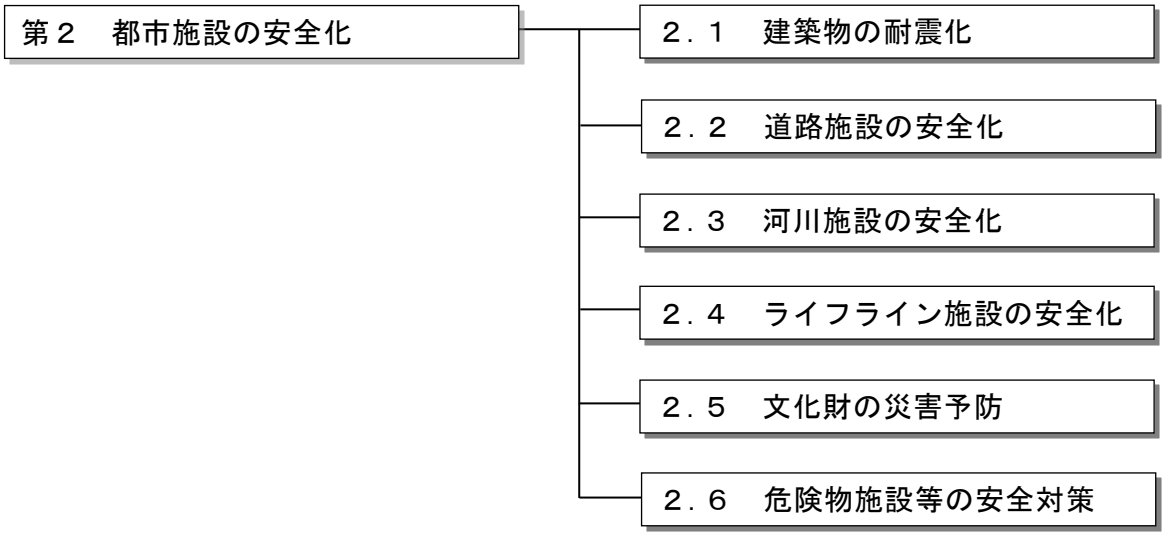
(1) 土地利用の規制・誘導

第６次吉川市総合振興計画、吉川市都市計画マスタープランなど上位・関連計画を踏まえ、計画的な土地利用を推進するとともに、都市計画法などの個別法を有機的に運用して、土地利用の適正な規制を行う。また、地区計画等、市民参加によるまちづくり手法の活用を図り、地震に強い安全なまちづくりを誘導する。

第２　都市施設の安全化

防災・減災上重要となる公共建築物、道路交通施設、河川施設及びライフライン施設の都市施設は、日常の市民生活及び社会経済活動、また、災害時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。

このため市及び関係機関は、発災後直ちに機能回復を図ることはもちろん、事前の予防措置として、施設ごとに耐震性の強化や被害軽減のための諸施策を実施し、被害を最小限にとどめるための対策を講じるものとする。



２．１ 建築物の耐震化【 開発建築課、財政課、教育総務課 】

災害時には、建築物等の倒壊及び火災による被害が想定される。被害を最小限に防ぎ、人命を保護するためには、建築物の耐震化・不燃化及びブロック塀の倒壊防止対策等を図る必要がある。

また、建築物、ブロック塀の倒壊、落下物等により道路が遮断された場合、消火活動や救急救助活動の大きな障害となることから建築物やブロック塀等の倒壊、落下対象物等の安全対策を促進する。

(1) 公共建築物の耐震化

＜現況＞

防災中枢拠点である市役所については、官庁施設の総合耐震計画基準における構造体Ⅰ類で建て替えを行い、平成 30 年 3 月に竣工した。

防災拠点施設及び避難拠点施設となる学校等については、昭和 56 年 6 月の新耐震基準以前に建築された建築物を優先的に耐震補強工事を実施してきた。

□主要な公共建築物一覧表

施　設	昭和 46 年～昭和 56 年 5 月	昭和 56 年 6 月以降	計
市役所		1	1
旧第二庁舎		1	1
保健センター		1	1
教育センター	1		1
駅前市民サービスセンター		1	1
東部地区公民館	1		1
旭地区センター		1	1
児童館ワンダーランド		1	1
保育所		2	2
老人福祉センター	1		1
小学校（校舎）	5（5）	3	8
小学校（体育館）	6（6）	2	8
中学校（校舎）	2（2）	2	4
中学校（体育館）	1（1）	3	4
中央公民館		1	1
市民交流センターおあしす		1	1
総合体育館		1	1
市民プール（屋内温水）		1	1
給食センター		1	1
会野谷浄水場・南配水場		2	2
環境センター		1	1
消防本部・消防署		2	2
合計	１７（１４）	２８	４５
県立吉川美南高校（校舎）	1（1）		1
県立吉川美南高校（体育館）	1（1）		1

注）単位は、棟数

注）（　）内は、耐震改修済みのもの

＜計画＞

防災拠点施設及び避難拠点施設となる公民館等のうち昭和56年6月の新耐震基準以前に建築された建築物で耐震補強が未実施の施設については、耐震診断を実施し、必要がある場合には補強工事を実施していく。

また、商用電源以外の電源確保に努める。

今後建設される施設については、耐震性にも優れた施設の整備を図る。防災関係機関は、所有又は使用する建築物等の耐震性の強化を図る。

(2) 一般建築物の耐震化

一般建築物の耐震化は、所有者又は使用者の責務として行うものとし、市はそのための助言、指導又は支援を行うものとする。

＜現況＞

□住宅の状況 **（単位：棟数）**

総数	建築の時期	
	昭和56年5月までの旧耐震基準の住宅	昭和56年6月以降の新耐震基準の住宅
２６，４００	５，０６０	２１，３４０

注）総数は、建築の時期「不詳」を含む。

出典）平成３０年住宅・土地統計調査

□空き家の状況 **（単位：棟数）**

総数	腐朽・損壊あり	腐朽・損壊なし
１，７８０	３８０	１，４００

出典）平成３０年住宅・土地統計調査

＜計画＞

① 耐震化の促進

ア 耐震化に関する知識の普及・啓発

市の地震ハザードマップや国・県などのパンフレットの配布等を通じ、既存建築物の耐震化の必要性、耐震診断、耐震改修等の概要について普及・啓発を行うものとする。

イ 簡易耐震診断、相談の実施

(ｱ) 木造住宅の無料簡易耐震診断の実施

(ｲ) 耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口の開設

ウ 住宅の耐震化に対する助成等

市は、国の補助事業などを活用し、旧耐震基準の木造住宅の耐震診断及び耐震改修の費用を助成するものとする。また、建築物の所有者等が耐震改修を行う場合に活用できる融資制度や税制などに関する情報の提供を行うものとする。

② ブロック塀の倒壊防止対策

ブロック塀の所有者等に対し、安全点検や耐震診断の促進、倒壊の危険性のあるブロック塀の改修指導に努めるとともに、生け垣への転換を促進する。新設に対しては、倒壊の危険のない生け垣やフェンスの設置を誘導する。

③　看板・窓ガラス等の落下・脱落防止対策

市は、看板等の安全点検及び改修指導に努めるものとする。また、県と連携し、窓ガラス等の落下防止のための安全対策の周知及び改修指導に努めるものとする。

④　自動販売機の転倒防止対策

関係団体と連携し、自動販売機の転倒の危険性に関する周知と転倒防止対策の実施を促進する。

⑤　エレベーターにおける閉じ込め防止対策

エレベーターを有する建築物の所有者又は使用者に対し、震災発生時のエレベーター閉じ込め防止のための日常点検の普及及び指導に努めるものとする。

⑥　空き家等の実態把握

空き家等の実態把握に努め、地震によって倒壊するおそれがあると認められるときは、必要に応じ県と連携し、所有者又は管理者に対して指導、助言又は勧告を行う措置を検討する。

２．２ 道路施設の安全化【 道路課 】

道路施設は、災害時において救援・救護や救援物資の輸送等の重要な役割を担っており、災害により破損した場合、応急復旧対策に大きな支障をもたらし、都市機能が麻痺することも考えられる。このことから道路施設の安全化は極めて重要な課題である。

県道、市道の各道路管理者は、既設橋梁の落橋流失防止対策を進め、災害時の避難及び緊急物資の運送に支障のないように整備推進を図る。

特に、１級・２級幹線道路や緊急輸送道路の路面性状調査を行い、修繕が必要な路線については、補修等を実施する。

２．３ 河川施設の安全化【 河川下水道課 】

災害による河川の堤防及び河道の被害を最小限にとどめるため、市管理の河川については、河川改修等を実施するとともに、災害時における被害状況等の情報収集体制の充実を図る。

また、国・県管理河川については、河川管理者との連携のもと、市域に係る河川施設の安全対策を促進する。

２．４ ライフライン施設の安全化

市民生活を維持していく上で、上下水道、ガス、電気、通信などのライフライン施設は極めて重要である。また、災害発生後の応急対策を進める上でも、ライフライン施設の果たす役割は欠かすことはできない。このため、ライフライン施設については、従来から施設の整備に加え、老朽化及び耐震性に対応した施設の整備を推進・促進し、ライフライン施設の安全化を推進する。なお、施設の安全化に当たっては、液状化対策の検討及び実施に努めるとともに、事業継続計画（BCP）や事前復旧計画の策定を推進する。

⑴ 上水道施設の安全化【 水道課 】

上水道施設の常時監視、点検を強化して保安に努め、災害時の被害を最小限にとどめるために必要な整備補強の施策を実施する。

また、上水道施設の耐震化を順次計画的に推進する。

① 浄水場の耐震化

＜現況＞

ＮＯ．１会野谷浄水場ＰＣタンクは、平成２６年度に耐震化工事を実施した。ＮＯ．２会野谷ＰＣタンク、及び南配水場ＰＣタンクの配水池や水道施設についても、耐震化の検討を進めていく必要がある。

配水池	水　位（ｍ）	貯水能力（㎥）
ＮＯ．１会野谷ＰＣタンク	11.5	6,500
ＮＯ．２会野谷ＰＣタンク	11.0	5,000
南配水場ＰＣタンク	10.0	10,000

（令和５年４月１日現在）

＜計画＞

配水池や水道施設の重要度及び更新に応じ、施設の耐震化を進める。

② 石綿セメント管・配水管の耐震化

＜現況＞

石綿セメント管からダクタイル鋳鉄管等への布設替えを計画的に実施しているが、管種別割合は次のとおりとなっており、更なる整備が必要である。

管　種	配　水　管			合　計	耐震化率（%）
	非耐震管	耐震管	石綿管		
延　長	172,190m	144,559m	24,248m	340,997m	144,559m
割　合	50.5%	42.4%	7.1%	100%	42.4%

（令和５年３月31日現在）

＜計画＞

石綿セメント管は、順次計画的に布設替えを実施する。配水管は、耐久性や可撓性を考慮した材料を使用し、耐震化を図る。

(2) 下水道施設の安全化【 河川下水道課 】

本市の下水道事業は、昭和５３年に中川流域下水道関連事業として、事業認可を得て整備を進めている。

下水道施設の維持管理の充実に努め、災害時の被害を最小限にとどめるための計画的な整備を推進するとともに、今後の施設整備においては、耐震化を効果的・効率的に進める。また、発災後における下水道施設の点検・調査・応急復旧等に向け、民間事業者等との協定締結などを検討する。

＜現況＞

① 雨水施設

主要なポンプ施設

共保雨水ポンプ場　　排水量　　４．４０㎥/s

高久雨水ポンプ場　　排水量　　７．３５㎥/s

主要な幹線

開渠　　幅８．０ｍ×高さ２．２ｍ～３．０ｍ

延長　１．５ｋｍ
ボックスカルバート　幅１．５ｍ×高さ１．５ｍ～幅３．３ｍ×高さ１．７ｍ
延長　５．２ｋｍ

② 汚水施設
主要な幹線
管渠　管径　２００～１，１００㎜　延長　１２．０ｋｍ

＜計画＞
① 重要な管渠及び施設の耐震化を進める。
② 複数の施設を集中管理するための遠隔管理システムの確立を図る。
③ 汚水管渠のカメラ等による調査を実施し、維持管理の適正化を図る。

(3) ガス施設の安全化【 東彩ガス㈱ 】

ガスの漏洩による二次災害の発生を防ぎ、ガスの安全な供給を確保することを目的として、耐震性の強化等の対策を実施する。

＜現況＞

都市ガスの供給区域は、令和６年１月３１日現在では、次のとおりである。

川野のうち市道 2-201 号線以東、川富のうち市道 2-201 号線以東、関、川藤のうち主要地方道葛飾吉川松伏線以東かつ二郷半領用水路以西、県道中井松伏線以西かつ県道川藤野田線以南かつ市道 2-124 号線以東、旭、南広島のうち県道中井松伏線以南、市道 1-550 号線以東、市道 1-327 号線以北、吉川、吉川団地、吉川一丁目、吉川二丁目、栄町、保、保一丁目、平沼、平沼一丁目、共保、中川台、木売一丁目、木売二丁目、木売三丁目、高富一丁目、高富二丁目、高久一丁目、高久二丁目、中曽根一丁目､中曽根二丁目、道庭一丁目、道庭二丁目、中野、中井三丁目のうち県道加藤平沼線以北、市道 2-303 号線以西、きよみ野一丁目（ただし 4-1、4-2 を除く。）、きよみ野二丁目、きよみ野三丁目、きよみ野四丁目、きよみ野五丁目、美南一丁目、美南二丁目、美南三丁目、美南四丁目、美南五丁目、木売のうちＪＲ武蔵野線以西、高富のうちＪＲ武蔵野線以西、高久、中曽根、道庭、大字上内川のうち市道 1-101 号線及び市道 1-102 号線及び市道 1-103 号線及び市道 1-851 号線以西、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目（ただし市道 2-421 号線以北を除く）

現在、供給設備の耐震化を図るため、次の項目を実施している。
① ガス管の材料は、耐震性の優れているポリエチレン管を全面的に使用している。
② 経年ガス管の計画的な布設替え工事を実施している。

＜計画＞
① 複数の供給経路を確保（ループ化）する。
② 供給状況の遠隔監視システムの強化を図る。

(4) 電力施設の安全化【 東京電力パワーグリッド㈱川口支社 】

電力施設の対策は、災害時においても非常電力の確保ができるよう平常時から設備の防災構造化を実施し、かつ配電、変電及び送電伝送路の整備拡充を図るとともに、災害が発生した場合においては、東京電力パワーグリッド株式会社の各機関にも災害対策本部を設置し、要員、資材及び輸送力等を最大限利用して電力供給と施設の早期復旧を図るものとする。

＜現況＞

電力施設の安全化として、計画設計時に建築基準法及び電気設備に関する技術等による風害対策を十分考慮するとともに、既存設備の弱体箇所は補強等により対処している。なお、変電所、主な供給区域は、次のとおりである。

変電所名	主な供給区域
吉川変電所	吉川地区
中曽根変電所	三輪野江地区
松伏変電所	旭地区
東越谷変電所	須賀地区

＜計画＞

① 設備の防災構造化の実施

② 配電、変電、送電伝送路の整備拡充

③ 対策活動体制、資材の整備

(5) 通信設備の安全化【 東日本電信電話㈱ 】

災害時においても重要通信の確保ができるよう平素から設備の防災構造化を実施し、かつ通信伝送路の整備拡充を図るとともに、災害が発生した場合においては、東日本電信電話株式会社の各機関にも災害対策本部を設置し、要員、資材、輸送力等を最大限利用して通信の疎通と設備の早期復旧を図るものとする。

＜現状＞

① 建物（NTT 吉川電話交換センタ　吉川市平沼一丁目２２番地４）

関東大震災級の地震に耐えられる独自の構造設計指針により耐震設計を実施している。

② 建物内設備

建物内に設置する電話交換機、伝送、無線、電力等の機器は振動による倒壊損傷を防止するため補強措置がされている。

また、災害により商用電源が停電した場合でも自家用発電機、蓄電池、移動電源設備により電源が確保されている。

③ 建物外設備

ア 耐震性の高いとう道（通信ケーブル専用）の建設を行い、逐次地下ケーブルをこれに収容している。

イ 橋梁添加ケーブルには、二次的災害の被害を想定して耐火防護及び耐震補強を実施している。

ウ 隣接構造物に対しての防護及び火災・事故等による損傷を考慮して地中化を促進してる。

④ 特設公衆電話の事前設置

災害時の避難施設等での早期の被災者、帰宅困難者等の連絡手段確保のため、特設公衆電話の事前配備を進めており、市内の指定一般避難所１９カ所に特設公衆電話の回線を各２回線整備している。

＜計画＞

① 防災の観点から設備管理を強化し、老朽又は弱体設備の計画的な補強取り替えを進める。
② 災害予防措置を円滑、迅速に実施できるよう平素から災害対策諸施策等を積極的に推進する。
③ 災害の発生を未然に防止するため、電気通信設備（建物を含む）の防災設計を実施し、災害に強く信頼性の高い通信設備を構築する。

２．５ 文化財の災害予防【 生涯学習課 】

かけがえのない文化財を災害から保護するため、所有者又は管理者の協力を得て災害による被災の防止を図る。

＜現況＞

本市における文化財の現況は次のとおりである。

□市指定文化財（１／２）

指定№	種　別	名　称	所有(管理)者	指定年月日
1	記念物・史跡	弘安七年板碑	日蔵院	S57. 4. 1
2	記念物・史跡	弥陀三尊種子板碑	薬王寺	S57. 4. 1
3	記念物・史跡	十三仏種子板碑	延命寺	S57. 4. 1
4	記念物・史跡	六字名号板碑	延命寺	S57. 4. 1
5	民俗・有形	千躰庚申塚	長福寺	H 5. 4. 1
6	有形・古文書	戸張家文書	個人蔵	H11. 3. 9
7	有形・古文書	渡辺家文書	個人蔵	H11. 3. 9
8	有形・古文書	中村家文書	個人蔵	H11. 3. 9
10	有形・古文書	川藤文書	川藤連合区長	H11. 3. 9
11	有形・建造物	定勝寺仁王門	定勝寺	H12.12.21
12	有形・歴史資料	高札	個人蔵	H14. 3.22
13	有形・古文書	深井新田絵図	個人蔵	H14. 3.22
14	有形・絵画	絹本着色親鸞聖人絵伝　付箱	清浄寺	H16. 3.24
15	有形・彫刻	木造親鸞聖人坐像付　修理銘札１枚	清浄寺	H16. 3.24
16	有形・彫刻	木造閻魔王坐像及び胎内納入仏	日蔵院	H16. 3.24
17	有形・彫刻	木造不動明王坐像及び両脇侍立像	正覚院	H16. 3.24
18	有形・彫刻	銅造菩薩形立像	正覚院	H16. 3.24
19	有形・彫刻	木造阿弥陀如来坐像及び胎内納入仏	浄幽寺	H16. 3.24
20	有形・彫刻	木造地蔵菩薩立像	密厳院	H16. 3.24
21	有形・彫刻	木造観音菩薩坐像	密厳院	H16. 3.24
22	有形・工芸品	漆喰造入江長八作　親鸞聖人坐像	清浄寺	H16.11.26
23	有形・彫刻	銅造如来形立像	西光院	H16.11.26
24	有形・工芸品	銅製華鬘	正覚院	H16.11.26
25	有形・彫刻	木造妙見菩薩立像	密厳院	H16.11.26
26	有形・彫刻	木造祐辨和尚坐像	密厳院	H16.11.26
27	民俗・有形	大絵馬高久商家河岸場の図	高久蕎高神社氏子中	H18. 3.24
28	民俗・無形	あられぶっつけ	高久蕎高神社氏子中	H18. 3.24
29	民俗・無形	あられまき	高富蕎高神社氏子中	H18. 3.24
30	民俗・無形	宮なげ	木売熊野神社氏子中	H18. 3.24

□市指定文化財（２／２）

指定No.	種　別	名　称	所有(管理)者	指定年月日
31	民俗・無形	弓取式	吉川香取神社氏子中	H18. 3.24
32	有形・古文書	三隣談　全	個人蔵	H20. 4.25
33	民俗・有形	石仏加藤の大威徳明王	加藤香取神社氏子中	H21. 4.23
34	記念物・天然記念物	加藤家のイヌマキ	個人蔵	H22. 3.24
35	有形・考古資料	正安四年銘阿弥陀三尊種子板碑	個人蔵	H23. 3.24
36	有形・考古資料	天文二十年銘題目板碑	延命寺	H23. 3.24
37	有形・考古資料	文明十三年銘阿弥陀一尊種子板碑	個人蔵	H23. 3.24
38	有形・考古資料	天文八年銘釈迦三尊種子庚申待板碑	個人蔵	H23. 3.24
39	有形・工芸品	芳川神社境内社　八坂神社神輿　付獅子頭・賽銭箱	八坂神社世話人会	H25. 8.29
40	有形・歴史資料	武蔵州葛飾郡平沼邨徳江氏吉相之家図及び徳江橋略図	個人蔵	H28.3.28
41	有形・歴史資料	平本定勝墓石	個人蔵	H29.3.31
42	有形・古文書	慶応日記帳	吉川市	H30.3.30
43	有形・考古資料	正慶二年銘阿弥陀一尊種子板碑	個人蔵	R2.3.27
44	有形・考古資料	文明十二年阿弥陀三尊種子板碑	延命寺	R2.3.27
45	有形・歴史資料	勝海舟書「郁文学校」	個人蔵	R3.3.26

※指定No.9 は平成 12 年 4 月に指定解除

□県指定文化財

指定No.	種　別	名　称	所有(管理)者	指定年月日
1	記念物・史跡	南無仏板碑	清浄寺	S35. 3. 1
2	記念物・史跡	西念法師塔	清浄寺	S35. 3. 1
3	天然記念物	密厳院のイチョウ	密厳院	S47. 3.28
4	有形・歴史資料	定勝寺銅鐘	定勝寺	S51. 3.30

（令和 5 年 4 月 1 日現在）

＜計画＞

文化財に対する災害は、有形文化財全般にわたるものとして、風水害、地震、火災、落雷などにより失われることが予想されるが、そのほとんどが火災によって失われているのが現状である。このため、文化財の防火対策を徹底するため、次の事項について徹底を期するものとする。

① 火災予防体制
　ア 火気使用の制限
　イ 火気の厳重警戒と早期発見
　ウ 自衛消防と訓練の実施
　エ 火災発生時における措置の徹底
② その他
　ア 文化財に対する防災・減災思想の普及のための広報活動
　イ 管理保護についての助言と指導

２．６ 危険物施設等の安全対策【 消防本部 】

＜現況＞

本市の危険物施設の設置状況、高圧ガス関係施設及び毒劇物取扱者は、次のとおりである。

□危険物施設の設置状況

危険物等施設			吉川市管内
〈危険物施設〉			
総　　数			１２５
	製造所		2
	貯蔵所	屋内貯蔵所	３２
		屋外タンク貯蔵所	3
		屋内タンク貯蔵所	0
		地下タンク貯蔵所	２４
		簡易タンク貯蔵所	0
		移動タンク貯蔵所	１９
		屋外貯蔵所	0
	取扱所	給油取扱所	２７
		販売取扱所	0
		一般取扱所	１８
〈高圧ガス取扱施設〉			
	製造所		5
	貯蔵所		5
	販売		３７
〈毒物・劇物取扱施設〉			
	製造業		2
	輸入業		0
	販売所		２３
	業務上取扱者		2
	特定毒物研究者		0
	特定毒物使用者		0

（令和５年４月１日現在）

＜計画＞

市内にある危険物施設等について、不測の事態に備える防災体制を整えるため次の方策をもって指導し、地震時の災害を防止する。

１　危険物保安計画

(1) 法令に基づく立入検査を実施し、危険物の貯蔵所、取扱所等の位置、構造設備の適正及び貯蔵、取扱いの基準遵守を指導して災害の未然防止を図る。

(2) 事業所の管理責任者及び危険物取扱者に対し、火災予防思想の普及を図る。

(3) 事業所等における危険物取扱者の有資格者の要請を指導し、危険物による災害防

止を図る。

(4) 危険物を貯蔵、取扱う事業所における自主管理体制の確立を図る。

2　高圧ガス保安計画

(1) 県危機管理防災部化学保安課による対応

① 高圧ガス製造事業所に対する立入検査、保安検査を行い、法令に定める技術上の基準に適合するよう指導又は措置命令を行う。

② 販売事業所に対する立入検査を行い、法令に定める技術上の基準に適合するよう指導又は措置命令を行う。

(2) 消防本部による対応

① 施設の実態を把握し、防災対策について研究する。また、教育訓練を行い、災害予防活動を推進する。

② 立入検査を実施し、防災設備の保守管理等について指導するとともに、防火管理者等による自主的保安体制の確立を図る。

③ 火災等の災害については、その原因を調査し、防災上必要な資料を収集し防災対策を樹立する。

(3) 吉川警察署による対応

防災上特に必要と認められる施設に対しては、事業者、県と連携し、災害防止上必要な事項について指導する。

(4) 市による対応

ＬＰガスを使用している一般家庭に対し、容器の転倒防止措置等保安管理について認識を高めるための普及啓発活動を行う。

3　毒物劇物保安計画

(1) 草加保健所による対応

① 毒物劇物営業者及び業務上取扱者に対し、常に登録基準等に適合する施設を維持させる。

② 取扱責任者に対し、毒物劇物によって市民の生命及び保健衛生上危害を生ずる恐れがあるときは、保健所、警察署又は消防機関に届出させるとともに、危害防止のための応急措置を構ずるよう指導する。

③ 業務上取扱者等に対する立入検査を実施し、毒物劇物の貯蔵量に応じた設備の指導を行う。

④ 薬局等に対し、可燃性薬品、毒物劇物の保管設備について、耐震性を考慮した防災上適切な措置を講ずるよう指導する。

(2) 消防本部による対応

① 貯蔵、取扱施設の実態を把握し、それらの施設に対する総合的災害予防及び対策を研究する。

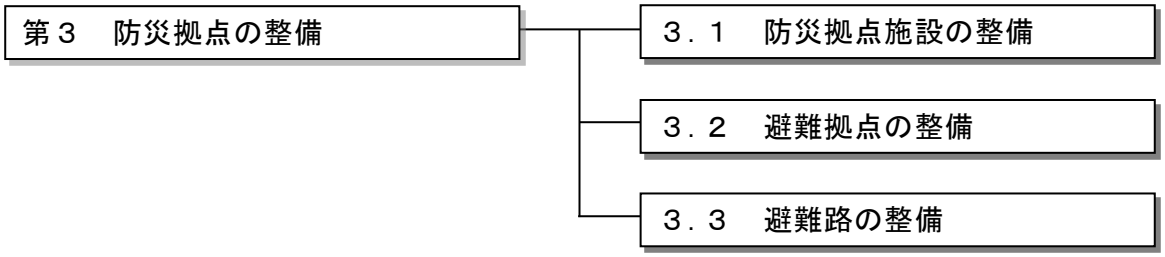
② 防火管理者等による消防計画の整備を指導する。

第３　防災拠点の整備

災害発生後の応急・復旧対策を円滑に進めていくためには、応急・復旧対策に必要な機能が防災拠点に集約されていることが必要である。

また、地震時には、家屋の倒壊、焼失、ライフラインの途絶、延焼火災の拡大等により、市民の避難を要する場合が数多く出現するものと予想される。これらの市民の迅速かつ安全な避難を実施するため､平常時から避難に必要な体制の整備を図るものとする。

ここでは、防災拠点の整備の推進のために必要な施策を定める。



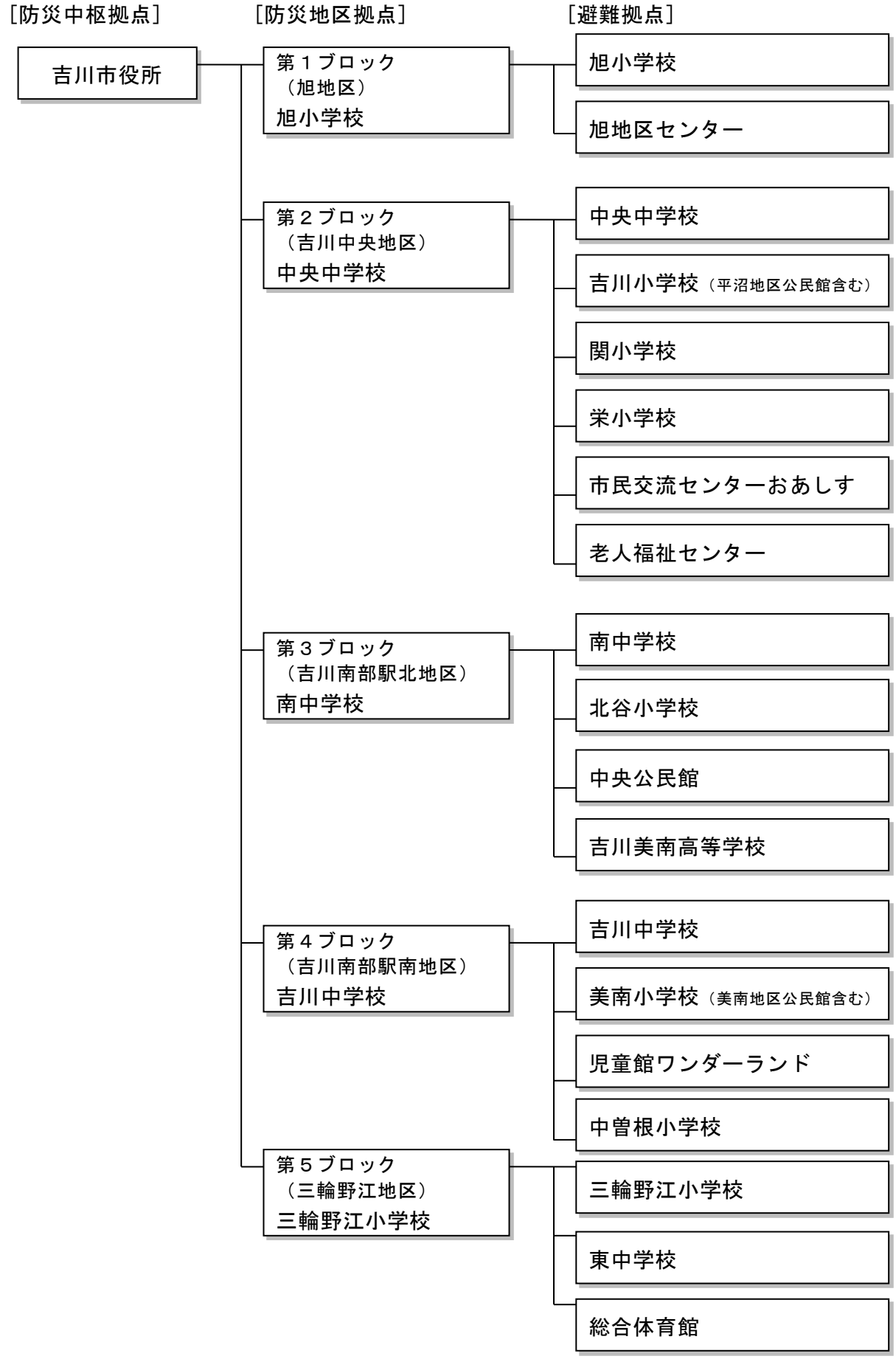
３．１ 防災拠点施設の整備【 危機管理課、河川下水道課、都市計画課 】

災害対策本部が設置される防災中枢拠点と連携を図るため、長期の避難生活に耐えられる避難拠点、地区の物資集積や応急対策の拠点となる防災地区拠点を各地区に配置するとともに、自衛隊等の活動拠点となる受援拠点を市内に配置する。

また、様々な災害時に防災・減災活動拠点となる吉川市鍋小路地区河川防災ステーションの整備を促進する。

名称	活動拠点の役割	施設名
防災中枢拠点	・災害対策本部拠点として各地区拠点へ指示 ・各関係機関、県、自衛隊等との連絡調整	吉川市役所 ※市役所が被災した場合は、 吉川松伏消防組合消防本部
防災地区拠点	・防災中枢拠点との連携 ・各地区の応急対策の拠点 ・避難拠点への物資の供給拠点	各防災ブロックごとに次の指定一般避難所を地区拠点とする。 第１ブロック：旭小学校 第２ブロック：中央中学校 第３ブロック：南中学校 第４ブロック：吉川中学校 第５ブロック：三輪野江小学校
受援拠点	・自衛隊、警察、消防の活動拠点	〈臨時ヘリポート基地〉 美南中央公園 吉川運動公園 〈野営場所〉 吉川運動公園 美南中央公園 旭公園球場 永田公園
避難拠点	・被災者の長期的な避難生活の場となる拠点 ・食料、飲料水等の配給の場となる拠点	指定一般避難所（１９箇所）

□防災拠点の概念図


［防災中枢拠点］
［防災地区拠点］
［避難拠点］
吉川市役所
第１ブロック
（旭地区）
旭小学校
旭小学校
旭地区センター
第２ブロック
（吉川中央地区）
中央中学校
中央中学校
吉川小学校（平沼地区公民館含む）
関小学校
栄小学校
市民交流センターおあしす
老人福祉センター
第３ブロック
（吉川南部駅北地区）
南中学校
南中学校
北谷小学校
中央公民館
吉川美南高等学校
第４ブロック
（吉川南部駅南地区）
吉川中学校
吉川中学校
美南小学校（美南地区公民館含む）
児童館ワンダーランド
中曽根小学校
第５ブロック
（三輪野江地区）
三輪野江小学校
三輪野江小学校
東中学校
総合体育館

３．２ 避難拠点の整備【 危機管理課、地域福祉課、障がい福祉課、長寿支援課、教育総務課 】

避難拠点は、地震による家屋の倒壊や火災による家屋の焼失により生活の場を失った被災者、及び延焼火災等により危険性の迫った地域の市民が、安全な避難活動を行えるようにするために欠かすことのできないものである。さらに、平常時には市民の防災・減災及び地域のコミュニティ活動として、災害時には被災者の収容、救援及び情報の伝達場所として整備を図る必要がある。

本市の被災者の一定期間の生活の場となる指定一般避難所の整備目標は、「茨城県南部地震」による想定避難者数（１週間後)、約３，２００人に対応可能な指定一般避難所の整備を行うものとする。

(1) 指定緊急避難場所・指定一般避難所

災害対策基本法に基づき市長が指定する地震及び大規模な火事を対象とする指定緊急避難場所及び指定一般避難所を次に示す。なお、指定緊急避難場所及び指定一般避難所については、減災マップ、市ホームページなどにより、広く市民等に周知を図る。

① 指定緊急避難場所

指定緊急避難場所は、火災の延焼や大きな余震など、地震発生後の二次災害などの危険から一時的に避難する場として、指定一般避難所と同様、本市の避難拠点である学校や主要な公共施設１９か所を指定緊急避難場所として指定する。

② 指定一般避難所

指定一般避難所は、住宅の倒壊や火災、また、ライフラインの停止などにより自宅での生活が困難になった被災者の一定期間の生活の場として、また、公共交通機関が停止した場合に発生する帰宅困難者が一時的に滞在する場などとして、本市の避難拠点である学校や主要な公共施設１９か所を指定一般避難所として指定する。なお、指定一般避難所においては、防災用資機材・備蓄物資などを保管するための防災倉庫や災害用便槽など、避難者の生活環境の改善のための整備を推進するとともに、施設の耐震化、天井材や照明器具等の落下防止、ガラスの飛散防止など、災害に対する安全対策の推進及び災害時応援協定等による通信環境の確保に努めるものとする。なお、指定緊急避難場所及び指定一般避難所は、次の指定基準をおおむね満たす施設を指定するものとする。

□指定緊急避難場所・指定一般避難所の指定基準

	指定基準
共通事項	○耐震・耐火構造の建築物であり、地震等に対して安全な構造であること ○地震発生時に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物等がないこと
指定緊急避難場所	○一時的に火災の延焼や大きな余震など、地震発生後の二次災害などの危険から避難する場所として、十分な面積を有する施設であること ○切迫した状況において、速やかに開設される管理体制を有していること ○異常な現象による災害発生のおそれがない場所に立地していること

指定 避難所	○被災者等の一定期間の生活の場として、十分な面積を有する施設であること ○被災者等の受入れや被災者等への物資等の配布が可能な施設であること ○災害による影響が少ない場所に立地している施設であること ○物資の輸送等が容易な場所に立地している施設であること ○天井材や照明器具等の落下防止、ガラスの飛散等の防止など、地震などの災害に対して安全対策が行われている施設であること

本市の指定緊急避難場所の収容能力は、次に示すとおりである。

□指定緊急避難場所一覧

番号	防災ブロック		名称	所在地	収容可能面積			想定収容人数
	区分	拠点			屋内運動場等	屋外運動場	合計	
1	第1	○	旭小学校	南広島 1940	507	10,736	11,243	5,621
2	第1		旭地区センター	旭 6-4	1,239	－	1,239	619
3	第2	○	中央中学校	中央 2-21-1	970	37,980	38,950	19,475
4	第2		吉川小学校 （平沼地区公民館含む）	平沼 73	677 （公民館：185）	1,456	2,133	1,066
5	第2		関小学校	吉川団地 1-10	520	9,777	10,297	5,148
6	第2		栄小学校	中央 3-26-1	507	12,221	12,728	6,364
7	第2		市民交流センター おあしす	きよみ野 1-1	648	－	648	324
8	第2		老人福祉センター	中央 3-50-4	452	－	452	226
9	第3	○	南中学校	保 672	1,200	17,823	19,023	9,511
10	第3		北谷小学校	高富 857	510	10,850	11,360	5,680
11	第3		中央公民館	保 577	716	－	716	358
12	第3		吉川美南高等学校	高久 600	2,032	11,965	13,997	6,998
13	第4	○	吉川中学校	美南 5-17-1	1,033	15,158	16,191	8,095
14	第4		美南小学校 （美南地区公民館含む）	美南 4-17-3	921 （公民館：251）	7,033	7,954	3,977
15	第4		児童館 ワンダーランド	美南 5-3-1	739	－	739	369
16	第4		中曽根小学校	中曽根 2-4	507	13,126	13,633	6,816
17	第5	○	三輪野江小学校	加藤 641	500	9,231	9,731	4,865
18	第5		東中学校	上笹塚 3-104-1	1,100	15,318	16,418	8,209
19	第5		総合体育館	上笹塚 1-58-1	2,689	－	2,689	1,344
合計（19か所）					17,467	172,674	190,141	95,065

注）○は各ブロックの地区拠点である。

注）収容可能面積の単位は「㎡」、収容能力の単位は「人」。

注）想定収容人数は、一人当たりの専有面積を2㎡として計算した。

本市の指定一般避難所の収容能力は、次に示すとおりである。

□指定一般避難所一覧

番号	防災ブロック 区分	防災ブロック 拠点	名称	所在地	電話番号	収容可能面積（屋内運動場等）	想定収容人数	要配慮者スペース
1	第１	○	旭小学校	南広島 1940	(991)2156	507	126	
2	第１		旭地区センター	旭 6-4	(991)8118	1,239	309	○
3	第２	○	中央中学校	中央 2-21-1	(982)0241	970	242	
4	第２		吉川小学校（平沼地区公民館含む）	平沼 73	(982)2420	677（公民館:185）	169	○
5	第２		関小学校	吉川団地 1-10	(982)6247	520	130	
6	第２		栄小学校	中央 3-26-1	(982)3771	507	126	
7	第２		市民交流センター おあしす	きよみ野 1-1	(984)1888	648	162	○
8	第２		老人福祉センター	中央 3-50-4	(982)7717	452	113	○
9	第３	○	南中学校	保 672	(982)1066	1,200	300	
10	第３		北谷小学校	高富 857	(982)5158	510	127	
11	第３		中央公民館	保 577	(981)1231	716	179	○
12	第３		吉川美南高等学校	高久 600	(982)3308	2,032	508	
13	第４	○	吉川中学校	美南 5-17-1	(984)7565	1,033	258	
14	第４		美南小学校（美南地区公民館含む）	美南 4-17-3	(984)3730	921（公民館:251）	230	○
15	第４		児童館 ワンダーランド	美南 5-3-1	(981)6811	739	184	○
16	第４		中曽根小学校	中曽根 2-4	(982)3051	507	126	
17	第５	○	三輪野江小学校	加藤 641	(982)2330	500	125	
18	第５		東中学校	上笹塚 3-104-1	(982)0244	1,100	275	
19	第５		総合体育館	上笹塚 1-58-1	(982)6800	2,689	672	○
合計（19か所）						17,467	4,361	8か所

注）○は各ブロックの地区拠点である。
注）電話番号の市外局番は、すべて「０４８」である。
注）収容可能面積の単位は「㎡」、収容能力の単位は「人」。
注）想定収容人数は、学校は屋内運動場（トイレや器具置場などを除く）、その他の公共施設は屋内運動場や会議室など、避難者を収容することが可能な収容可能面積をもとに、通路等を考慮し、一人当たりの必要面積を４㎡として計算した。

□防災ブロック別避難所の収容能力

防災ブロック	居住人口	避難所収容能力	
		収容能力（人）	収容割合（%）
第１	2,306	435	18.9%
第２	31,016	942	3%
第３	11,363	1,114	9.8%
第４	21,754	798	3.7%
第５	5,886	1,072	18.2%
計	72,872	4,361	6%

注）避難所別運営主体自治会の人口にて算出した。

注）計は、避難所別運営が越谷市となっている須賀自治会、榎戸自治会含む全人口とした。
注）「居住人口」は、令和５年４月１日現在

本市全体の指定一般避難所の長期的収容能力は、現在約４，３００人（全人口の５．９％）であり、本市の整備目標である「東京湾北部地震」による想定避難者数（１週間後）、約２，１００人、「茨城県南部地震」による想定避難者数（１週間後）、約３，２００人に対しては対応可能である。なお、避難者を収容しきれない場合は、小・中学校の校舎で補完するものとする。

(2) 要配慮者スペースがある指定一般避難所

高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者等、避難所生活において特別な配慮を必要とする要配慮者については、屋内運動場等における避難生活では生活に支障をきたすおそれがあるため、要配慮者の状態に応じて適切に対応することができるよう、指定一般避難所内に要配慮者のためのスペースを設置するよう努めるとともに、洋式ポータブルトイレ、簡易ベッド、担架、パーテーション、車いすなど、要配慮者に必要となる資機材や物資の備蓄にも努めるものとする。

また、要配慮者スペースがある施設とは、次の基準をおおむね満たす施設を指すものとする。

なお、「埼玉県地震被害想定調査報告書（平成２６年３月）」によると本市の要配慮者の想定避難者数は、「茨城県南部地震」で約２５０人（１週間後）となっている。

□要配慮者スペースがある指定一般避難所

基準
○段差の解消、スロープの設置、障がい者用トイレの設置等のバリアフリー化している施設であること ○相談や介助等の支援を受けることができる体制が整備できる施設であること ○冷暖房設備を整備している会議室・和室等（要配慮者の居室）がある施設であること

□要配慮者スペースがある指定一般避難所一覧

番号	防災ブロック区分	名称	所在地	電話番号	収容可能面積（会議室等）	和室の有無
1	第 1	旭地区センター	旭 6-4	(991)8118	267 （体育室は除く）	2 部屋
2	第 2	平沼地区公民館 （吉川小学校内）	平沼 73	(982)6297	185	1 部屋
3	第 2	市民交流センター おあしす	きよみ野 1-1	(984)1888	378 （多目的ホールは除く）	なし
4	第 2	老人福祉センター	中央 3-50-4	(982)7717	452	3 部屋
5	第 3	中央公民館	保 577	(981)1231	516 （101・102 会議室は除く）	3 部屋
6	第 4	美南地区公民館 （美南小学校内）	美南 4-17-3	(984)3732	251	1 部屋
7	第 4	児童館 ワンダーランド	美南 5-3-1	(981)6811	272 （遊戯室は除く）	1 部屋
8	第 5	総合体育館	上笹塚 1-58-1	(982)6800	1,054 （大体育室は除く）	1 部屋 （武道場）
合計（8 か所）					3,375	12 部屋

注）電話番号の市外局番は、すべて「０４８」である。
注）収容可能面積の単位は「㎡」。

(3) 指定福祉避難所の指定

前記の施設のほか、要配慮者が必要とする設備、体制の整った社会福祉施設等を指定福祉避難所へ指定することで、特別な配慮が必要な要配慮者の避難生活の場の確保に努めるものとする。なお、介護認定者や身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な者については、緊急入所、ショートステイ、緊急入院等により対応するものとする。

『【資料】第１．２「災害時応援協定等一覧」』参照

(4) 自治会・自主防災組織における防災（避難）拠点

自治会・自主防災組織において、災害時に一時的に退避するための場所、また、指定緊急避難場所へ避難する前の集合場所、さらに自治会・自主防災組織の防災・減災活動拠点などとして、都市公園や空地、自治会集会施設等を自治会・自主防災組織の防災（避難）拠点として活用する。

３．３ 避難路の整備【 道路課、危機管理課 】

安全な避難活動を実施するため、指定緊急避難場所の整備に伴い、避難路の指定、標識の整備及び避難誘導体制の確立を図る。

(1) 避難路の指定

避難路は、被災地から指定緊急避難場所を結ぶ道路であり、次の基準により指定する。

① 避難路の用件

ア 避難路は、おおむね８ｍ以上の幅員を有するものとする。

イ 避難路沿いには、火災、爆発等、危険が伴う施設がないよう配慮する。

ウ 避難路の選択に当たっては、市民の理解と協力を得て選定する。

エ 避難路については､複数の道路を選定する等､周辺地域の状況を勘案して行う。

(2) 指定緊急避難場所標識の整備

安全な避難を実施するため、指定緊急避難場所標識の整備を次の事項に従って実施する。なお、標識の設置においては，日本工業規格（JIS Z 9098「災害種別避難誘導標識システム」）に準拠した図記号等を用いる。

① 案内標識の整備

指定緊急避難場所には、指定緊急避難場所の施設とわかるように、案内標識の整備に努める。その際、災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した指定緊急避難場所であるかを明示する。なお、必要に応じて英語等を併記するなど外国人へ配慮した整備に努める。

② 誘導標識の整備

指定緊急避難場所に適切に誘導ができるように､誘導標識の整備に努める｡なお、必要に応じて英語等を併記するなど外国人へ配慮した整備に努める。

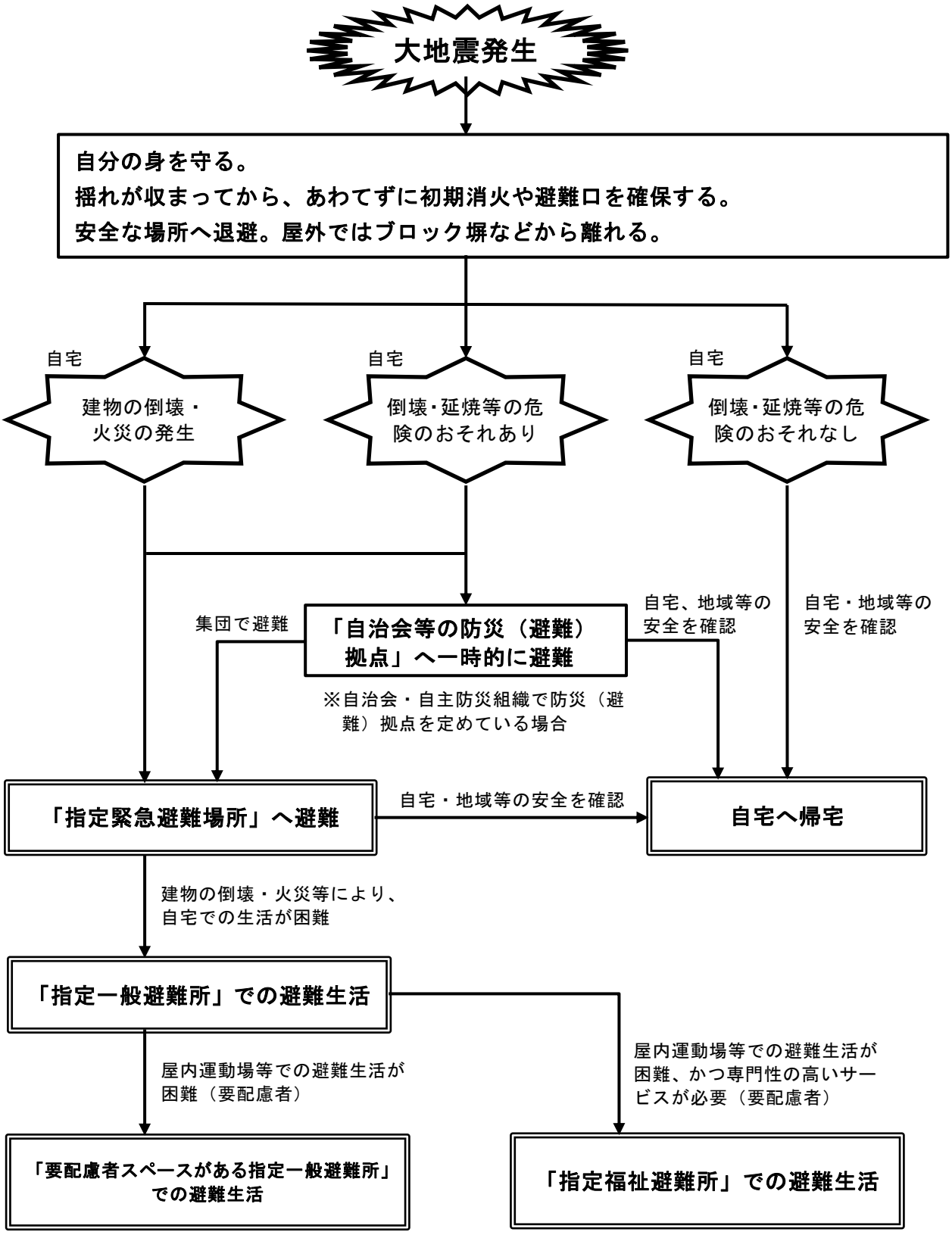
③ 一覧標識の整備

一覧標識を用いて、市民や来訪者等に対し市内の指定緊急避難場所を周知するため、駅前等を中心に、本市の施設案内や観光案内等との併記等を考慮した作成に努める。

(3) 誘導体制の確立

避難誘導は、避難措置のうちでも最も重要な部分であり、避難の指示を実施した場合には、市民を安全な場所へ確実に誘導しなければならない。このため、避難誘導に際しては、あらかじめ避難順位及び誘導体制を検討する。

□震災時の避難行動フロー（例）



第２節　災害に強い防災・減災体制の整備

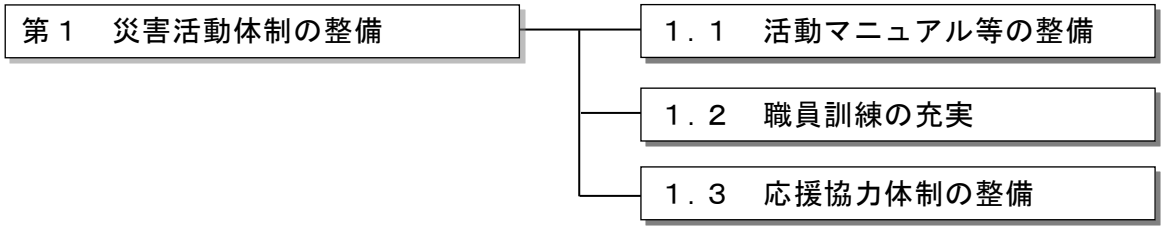
本市に災害が発生又は発生するおそれがある場合に、迅速、適切、かつ柔軟に対応するため、平常時からの備えを充実するとともに、災害発生直後の緊急時の対応力の強化を図り、人・物・情報を総合的に管理し、効率的、一体的に機能する災害に強い防災・減災体制を構築する。

第１　災害活動体制の整備
第２　災害情報収集伝達体制の整備
第３　非常用物資の備蓄
第４　消防・救急体制の整備
第５　災害時医療体制の整備
第６　緊急輸送体制の整備
第７　応急住宅対策
第８　要配慮者の安全対策
第９　帰宅困難者対策
第１０　遺体の埋・火葬対策
第１１　動物愛護
第１２　文教対策

第１　災害活動体制の整備

災害時には、迅速かつ適切な応急活動が重要である。また、あわせて、災害時であっても継続して行わなければならない通常業務がある。このため、初動体制をはじめとする緊急対応体制、応援協力体制等の災害活動体制を整備するとともに、災害時にあっても優先度の高い通常業務が適切に継続できる体制を整備する。

ここでは、災害活動体制の整備に関し必要な施策を定める。



１．１ 活動マニュアル等の整備【 危機管理課、各課 】

(1) 活動マニュアルの作成

個々の職員が、災害発生直後の初動期からその後の時系列的な状況の変化に応じて的確な対応ができるよう、実践的な活動マニュアルを作成し、周知徹底を図る。なお、活動マニュアルは組織の改編や人事異動等の状況の変化に対応し、毎年検討を加え、必要があると認める場合は修正するものとする。

活動マニュアルの内容は、次の事項とする。

①　災害時における各職員が果たすべき役割（防災・減災業務の内容）
②　災害時における体制（動員体制等）
③　災害時における参集方法及び参集基準
④　夜間、休日における緊急連絡網

(2) 避難所開設運営マニュアル、運営体制の整備

市は、避難所の運営が円滑かつ統一的に行えるよう、運営組織の構成や運営方法、業務内容、各種報告の様式などを記載した避難所開設運営マニュアルを作成したが、今後も避難所の実情や多様な性に配慮し、適宜、修正するとともに、防災・減災、福祉、男女共同参画、保健衛生などの庁内組織体制の整備を図る。また、避難者自らによる主体的な避難所運営となることを基本として、避難所の施設管理者や自主防災組織、自治会等と調整し、運営体制の確立を図る。

(3) 業務継続計画（ＢＣＰ）の作成

災害発生時に短時間で重要な機能を再開し、業務を継続するために業務継続計画を作成するものとする。なお、作成後は、計画に基づく対策を実践するとともに、その結果を点検・是正し、見直しを行うなど、継続的な取組みを実施するものとする。

(4) 罹災証明書の発行体制の整備

災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、事前より住家の被害認定調査に関する研修を計画的に実施し、調査員の育成を図ることや、他の地方公共団体や民間団体との応援協力体制・受入体制の構築、発行手段の検討等、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

① 被害家屋調査員の登録

本市職員及びボランティア調査員（民間建築士等）を事前に登録しておく。

② 判定基準等の研修

開発建築課及び課税課は、県や民間建築関係組織の協力を得て、登録された調査員に対し、調査方法や判定基準等の研修を実施する。

③ 他市町村の協力体制の確立

地震発生時､応援を求める他市町村との相互協力体制をあらかじめ確立しておく。

④ 支援システム等の発行手段の検討

災害時に罹災証明書の交付がより迅速に行われるよう、支援システムの導入等、発行手段を検討する。

１．２ 職員訓練の充実【 危機管理課、各課 】

平常時から職員に対し、本計画に関する十分な知識の習得を図るとともに、その知識に基づく適切な判断力及び行動力の養成を図るため、次の防災・減災教育を計画的に実施する。

(1) 現地想定訓練の実施

職員に対し、応急活動を想定した現地での訓練を実施する。

(2) 研修会、講演会の実施

学識経験者、防災関係機関の担当者等を講師として、震災、風水害等の災害の教訓を生かした災害予防及び災害応急活動に関する研修会、講演会を実施する。また、市長や幹部職員においては、国・県等の外部研修等の積極的な参加を推進する。

(3) 活動マニュアルの周知徹底

図上訓練やシミュレーション訓練等を実施し､職員に活動マニュアルの周知徹底を図る。

１．３ 応援協力体制の整備【 危機管理課、消防本部、各課 】

(1) 国の応援受入体制の整備

市と消防本部は、国の応援受入れに際して、災害時に協力体制が十分発揮できるよう情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化、また、応援部隊が活動するための活動拠点の選定など、応援受入体制の整備に努める。なお、国が行う活動は、次のとおりである。

・自衛隊の災害派遣
・警察災害派遣隊の派遣
・消防の緊急消防援助隊
・医療の広域医療応援（DMAT等）
・国土交通省の緊急災害対策援助隊（TEC-FORCE）　など

(2) 県からの応援受入体制の整備

災害時の県からの人的応援については、「埼玉県・市町村被災者安心支援に関する基本協定」及び「埼玉県・市町村人的相互応援に関する要綱」に基づき、県や他市町村合同の「彩の国災害派遣チーム」が派遣される計画となっている。市は、吉川市受援計画

に基づき、県への応援要請や受入体制を整備する。なお、応援の主な対象業務は、災害対策本部運営、避難所運営、物資搬出入、住家被害認定、罹災証明書の交付等の支援となる。

(3) 他市町村との相互応援

市は、市の区域に係る災害について適切な応急処置を実施するため、大規模災害時の応援要請を想定し、災害対策基本法第６７条の規定等による応援要請に関し、県内外の市町村と相互応援に関する協力協定を締結している。今後、大規模災害による同時被災とならない遠地や、対口支援（カウンターパート）なども視野に、相互応援による協力体制の更なる強化を推進する。

また、災害時の応援要請手続きを円滑に行うための受援計画を整備するとともに、平常時から協定を締結した市町村と訓練、情報交換等を実施していく。

また、協定を締結している市町村より応援要請を受けた場合において、直ちに応援の措置が講じられるよう、応援体制を整備する。

(4) 市と防災関係機関の応援協力

災害時において、防災関係機関への応援要請等の手続きが円滑に行えるよう、あらかじめ要請手続き、要請内容、経費負担等に関する事前協議を行い、その内容をマニュアル化し、職員への周知徹底を図るとともに、平常時から訓練、情報交換等を実施する。

(5) 公共的団体からの応援受入体制の整備

公共的団体に対して、応急対策等に対し、その積極的な協力が得られるよう協力体制を整えておく。これらの団体の主な協力業務は次のとおりとし、場合により協定を締結する。

① 異常現象、危険な場所等を発見したときに、関係機関に連絡すること。
② 災害時における広報等に協力すること。
③ 出火の防止及び初期消火に協力すること。
④ 避難誘導及び避難所内での救助に協力すること。
⑤ 被災者の救助業務に協力すること。
⑥ 炊き出し及び救助物資の配分に協力すること。
⑦ 被害状況の調査に協力すること。

(6) 事業所等との協力体制の確立

大規模災害時に市が行う応急対策業務に対し、市内で営業する事業所等から被災者に必要な飲料水、食料及び衣料品等を積極的かつ優先的に供給を得られるよう十分協議し、事業所等との協定締結に努める。

また、事業所等が自主防災組織・自治会等の地域と連携して、防災・救助活動等が行える体制整備に努める。

『【資料】第１．２「災害時応援協定等一覧」』参照

(7) 被災建築物応急危険度判定体制等の整備

市は、地震発生後の余震等による建築物の二次災害の防止のための判定や、防災・減災上重要な建築物の利用の可否等について判定を行い、震災後の応急復旧が順調に行われるように、県及び関係機関と協力して次の施策を行い、被災建築物応急危険度判定体制の整備を図る。

また、地震や降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害の軽減、防止に努めるとともに、市民の安全の確保を図るため、被災宅地危険度判定士制度により被災宅地危険度判定士を確保するものとする。

＜現況＞

① 応急危険度判定講習会への参加
② 応急危険度判定コーディネーター講習会への参加
③ 応急危険度判定要綱の作成
④ 判定資機材の備蓄

＜計画＞

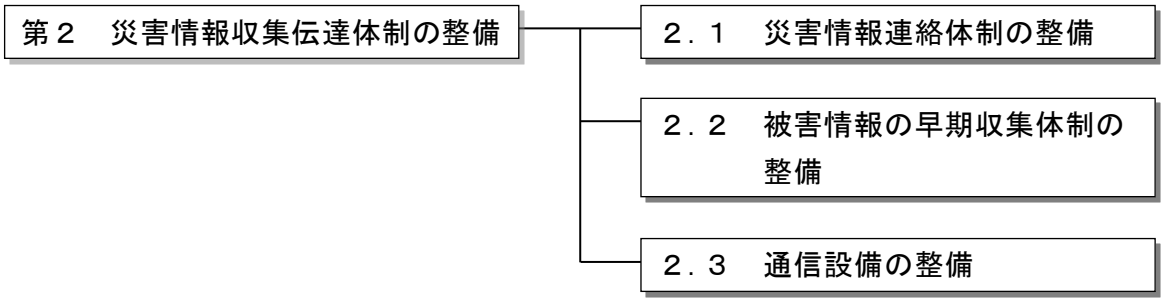
① 応急危険度判定に関する普及・啓発
② 応急危険度判定講習会への参加、受講者の把握

第２　災害情報収集伝達体制の整備

災害が発生した場合には、多種多様かつ多量の災害情報が発生する。市及び防災関係機関が防災・減災対策を実施するためには、これらの災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達・処理するソフト、ハード両面のシステムを構築する必要がある。

特に、通常の勤務時間以外に地震が発生した場合でも、迅速かつ的確な災害情報の収集、伝達が可能な体制を整備しておく必要がある。

ここでは、災害時における情報収集伝達体制の整備に必要な施策を定める。



２．１ 災害情報連絡体制の整備【 危機管理課 】

(1) 通信連絡体制の確立

市及び各防災関係機関は、保有する無線施設を中心に通信連絡体制を確立する。そのため、通信連絡責任者を選任し、常時連絡体制の確保に努める。

(2) 通信連絡方法

通信連絡は、原則として県防災行政無線、災害オペレーション支援システム、電話、ＦＡＸ、携帯電話を使用して行う。

２．２ 被害情報の早期収集体制の整備【 危機管理課 】

災害発生時、救出救助活動等の応急対策を適切かつ迅速に行うためには、災害による被害状況の把握が不可欠である。このため、災害による被害情報の早期収集体制の整備を図る。

(1) 「パトロール班」による情報収集

市域に災害の発生が想定される場合又は発生後には、交通路の遮断、電話の不通及び防災行政無線の一部不通等が予想されるため、職員が所有しているオートバイや自転車等を利用し、「広報情報班」の指示により各災害対策活動班から職員を選出したのち「パトロール班」を編成し、被害状況等の情報収集及び情報伝達を実施する。

(2) 民間協力体制の整備

被害状況の調査には、市民や自治会及び自主防災組織、さらには民間団体の協力が不可欠である。

民間協力者等から災害時に迅速かつ的確な情報提供を得る場合には、平常時から災害時における情報連絡体制の充実に努めなければならない。

２．３ 通信設備の整備【 危機管理課 】

市及び防災関係機関は、防災拠点、出先機関、公共機関、地域住民及び事業所等に対する被害情報等の収集、災害情報等の伝達をするための体制を整備する。

(1) 市防災行政無線の拡充

災害時の情報収集伝達体制の確立・強化を図るため、災害時における非常通信手段として市防災行政無線の同報系については、平成 28 年度にデジタル化への整備を行った。また、移動系については、平成 30 年度に登録局によるデジタル簡易無線機を整備し、令和 4 年度に MCA アドバンスを整備した。

(2) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達手段の確保

Ｊアラートによる自動起動による市防災行政無線（同報系）等の情報伝達手段を確保する。

(3) 多様な情報伝達手段の確保

市民等へ災害情報等を迅速に伝達するため、以下の手段により情報を伝達する。

・市ホームページ　・登録制メール　・減災アプリ　・緊急速報メール　・SNS
・電話応答サービス　・Ｌアラート（NHK ｄ放送、テレ玉ｄ放送）
・FM ラジオ（エフエムこしがや）　・ケーブルテレビ（J-COM）
・緊急時情報伝達収集システム（よしかわ安心電話）

(4) 非常用携帯電話の整備

災害時において機動性を持つ通信手段として、非常用携帯電話を整備する。

(5) 通信施設の安全化対策

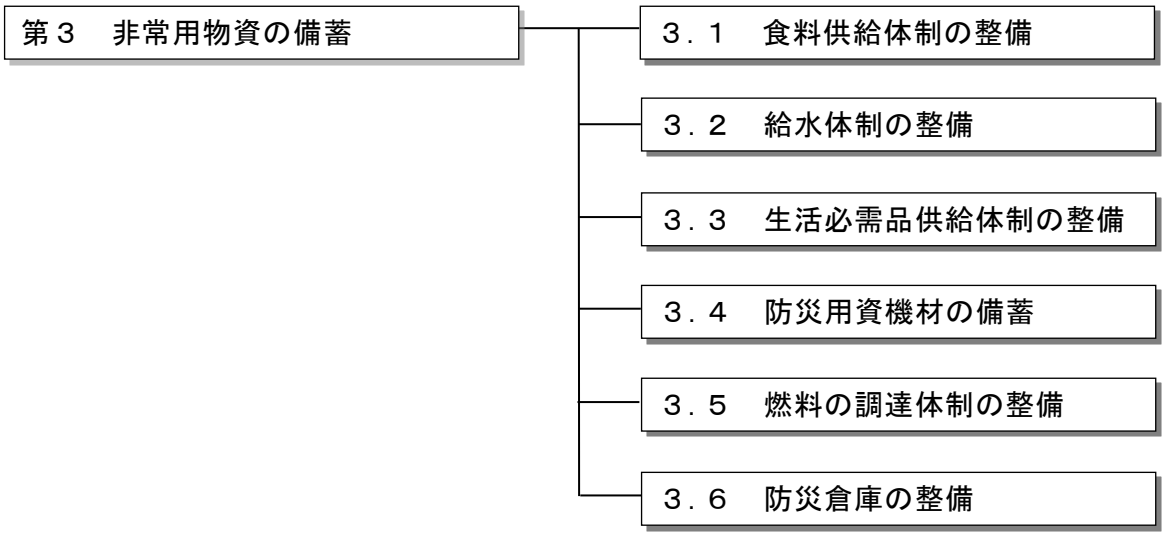
災害時に災害情報システムが十分機能し活用できる状態に保つために、非常用電源の確保に努める。

『【資料】第２．１「防災行政無線整備一覧」』参照
『【資料】第１．２「災害時応援協定等一覧」』参照

第３　非常用物資の備蓄

災害が発生した直後の市民の生活を確保するため、食料、飲料水、生活必需品等の備蓄及び調達体制の整備を推進する。

ここでは、非常用物資の備蓄に関する施策を定める。



３．１ 食料供給体制の整備【 危機管理課 】

(1) 給食用施設・資機材の整備

避難所には、給食用資機材を配備する。

(2) 市の食料備蓄

食料の備蓄にあたっては、数量、品目、保管場所等を定めた備蓄計画を作成し、備蓄計画に基づき食料を購入、更新、処分等を行うものとする。

品目は、保存期間が長く調理不要な食料とし、要配慮者や食物アレルギーを持つ者等、多様なニーズに配慮した品目の備蓄にも努めるものとする。

なお、市の備蓄で不足する場合は、民間業者や協定等により速やかに調達することとし、状況に応じて県等に応援を要請する。

＜現況＞

□非常用備蓄食料（令和 5 年 12 月 28 日現在）

備蓄場所	主食
平沼防災倉庫等	２０，０５０食

＜計画＞

□市の食料備蓄の目標

茨城県南部地震の１日後の想定避難者数は、約１，４００人であるが、１週間後の想定避難者数、約３，２００人が、１日後に避難したことを想定した数量を備蓄目標とする。

なお、避難者用は、市と県でそれぞれ１．５日分（合計３日分）、市の災害救助従事者用は、市で３日分備蓄するものとする。

また、乳幼児や帰宅困難者用の食料の備蓄にも努めるものとする。

①避難者：約３，２００人 × １日３食 × １．５日分 ＝ 約１４，４００食

②従事者：約　　７００人 × １日３食 × ３．０日分 ＝ 約　６，３００食

食料備蓄の目標数（①＋②）　約２０，０００食

≪参考≫「埼玉県地震被害想定調査報告書（平成 26 年 3 月）」による市の食料需要量

：１１，０５６食（茨城県南部地震・３日分）

⑶ 県の食料備蓄

県では、東京湾北部地震の被害想定に基づき、避難者用を県と市町村でそれぞれ１．５日分（合計３日分）以上、災害救助従事者用を県と市町村でそれぞれ３日分以上とするとともに、県内駅周辺の帰宅困難者数を県は１日分以上備蓄するものとしている。

また、県民備蓄は最低３日間（推奨１週間）分を目標としている。

⑷ 食料の調達

食料の調達は、必要数量等を把握の上、あらかじめ市が備蓄する物資以外に、保存できないものについても検討し、調達数量、品目、調達先、運送方法、その他必要事項等についての調達計画を策定する。

特に備蓄するには不適当なもの（主に保存できないもの）については、今後市内の生産者、さいかつ農業協同組合、吉川市商工会、その他販売業者等と十分協議し、その協力を得るとともに、業者との物資調達に関する契約及び協定を締結するなど物資の確保に努める。

また、災害時の食料及び生活必需品等の物資の運送拠点として、集積場所の整備を図るとともに、市域の運送業者と十分協議し、協定を締結するなど運送力の確保に努める。

⑸ 市民・事業所等の食料備蓄

各家庭において、平常時から最低３日間（推奨１週間）分の食料の備蓄に努める。なお、家族構成によっては、乳幼児や高齢者、障がい者などに配慮した食料の備蓄に努める。

事業所等においても、従業員等の帰宅困難者対策として、食料の備蓄に努める。

『【資料】第１．２「災害時応援協定等一覧」』参照

３．２ 給水体制の整備【 水道課、危機管理課 】

⑴ 市の応急給水

応急給水の対象者は、罹災者及び地震によって上水道施設が被害を受け、上水道の供給が停止した断水世帯、緊急を要する医療機関等とする。

給水量は、地震発生から３日間は１人１日３リットルを目途とし、４日目以降は需要が増えるため、復旧の状況に応じ給水を増量する。

□時系列による給水目標

地震発生からの期間	目標水量	水量の根拠
発生から　3 日	3ℓ／人・日	生命維持に最小必要な水量
発生から 10 日	20ℓ／人・日	炊事、洗面、トイレなど最低生活水準を維持するために必要な水量
発生から 21 日	100ℓ／人・日	通常の生活では不便であるが、生活可能な必要水量
発生から 28 日	250ℓ／人・日	ほぼ通常の生活に必要な水量

(2) 飲料水・生活用水の確保・備蓄

災害時の飲料水や生活用水等を確保するため、水道施設の耐震性の向上を図るとともに、飲料水兼用耐震性貯水槽の整備を推進する。また、高齢者、障がい者、乳幼児などの要配慮者などにも配付しやすいようペットボトルの飲料水の備蓄に努めるものとする。

＜現況＞

□水道施設・飲料水兼用耐震性貯水槽　（令和 5 年 4 月 1 日現在）

種別	施　設　名	所　在　地	貯水容量(㎥)	貯水量（㎥）
水道施設	会野谷浄水場	会野谷 496	１１，５００	７，０００
水道施設	南配水場	木売新田 153	１０，０００	５，０００
飲料水兼用耐震性貯水槽	吉川松伏消防組合消防本部	会野谷 481	１００	１００
飲料水兼用耐震性貯水槽	中曽根小学校	中曽根 2-4	１００	１００
飲料水兼用耐震性貯水槽	吉川小学校	平沼 73	１００	１００
飲料水兼用耐震性貯水槽	なまずの里公園	保 933	１００	１００
飲料水兼用耐震性貯水槽	旭小学校	南広島 1940	４０	４０
飲料水兼用耐震性貯水槽	三輪野江小学校	加藤 641	４０	４０
飲料水兼用耐震性貯水槽	吉川中学校	美南 5-17-1	１００	１００
貯水量合計				１５，５８０

□備蓄用飲料水　（令和 5 年 12 月 28 日現在）

備蓄場所	飲料水（２ﾘｯﾄﾙ）	飲料水（500ml）
平沼防災倉庫等	９，９２４本	１０，１０４本

＜計画＞

□市の飲料水の備蓄目標

茨城県南部地震の１日後の断水人口は、約２７，５００人（約９，８００世帯）と予想されており、３日分の給水量を備蓄目標（飲料水のみとした場合）とする。

①罹災者：約２７，５００人 × １日３ﾘｯﾄﾙ × ３日分 ＝ 約２４８㎥

②従事者：約　　７００人 × １日３ﾘｯﾄﾙ × ３日分 ＝ 約　　７㎥

給水の備蓄目標数（①＋②）　約２５５㎥

≪参考≫「埼玉県地震被害想定調査報告書（平成 26 年 3 月）」による市の飲料水需要量：２０５㎥（茨城県南部地震・３日分）

(3) 応急給水資機材の備蓄、調達体制の整備

災害時の飲料水の確保及び給水活動の円滑な対応を図るため、非常用浄水装置、給水車、給水タンクなどの応急給水資機材の整備を推進するとともに、更新及びメンテナンスを行う。

また、市の備蓄で不足する場合に備え、応急給水資機材の調達体制の整備に努めるものとする。

＜現況＞　（令和 5 年 4 月 1 日現在）

種別	容量	保有数量	保管場所
給水車	２㎥	１台	水道課
給水タンク	０．５㎥	６個	水道課
ポリ容器	２０ℓ	６０個	水道課
給水袋	６ℓ入り	１４，９００枚	水道課
	４ℓ入り	１，２５０枚	水道課
応急給水装置		１０台	水道課
パイプ圧着機		１台	水道課
ろ水機	２．５㎥/h	３台	加藤防災倉庫
応急給水資機材（飲料水兼用耐震性貯水槽用）	給水スタンド、ホース、手動・エンジンポンプ等	６式	各飲料水兼用耐震性貯水槽設置場所の防災倉庫

(4) 検水体制の整備

飲料水兼用耐震性貯水槽、井戸などの水源について、災害時に飲用の適否を調査するため、水質検査が行える検水体制を整備しておくものとする。

(5) 市民・事業所等の飲料水の備蓄

各家庭において、平常時から最低３日間（推奨１週間）分の飲料水の備蓄に努める。また、生活用水として浴槽等に貯水するよう啓発する。

事業所等においても、従業員等の帰宅困難者対策として、飲料水の備蓄に努める。

『【資料】第１．２「災害時応援協定等一覧」』参照

３．３ 生活必需品供給体制の整備【 危機管理課 】

(1) 生活必需品の備蓄

生活必需品の確保については、要配慮者や女性にも配慮した物資の備蓄を検討し、行政備蓄をはじめ協定業者からの対応と、状況に応じ県等に応援を要請する。

なお、不足の事態が生じたときには、応援物資として広く援助を求めるものとする。

＜現況＞

□毛布　（令和 5 年 12 月 28 日現在）

備蓄場所	毛布等
平沼防災倉庫等	１６，７８２枚

＜計画＞

□市の毛布備蓄の目標

茨城県南部地震の１日後の想定避難者数は、約１，４００人であるが、１週間後の想定避難者数、約３，２００人が、１日後に避難したことを想定した数量を備蓄目標とする。

①避難者：約３，２００人 × ２枚 ＝ 約６，４００枚

②従事者：約　　７００人 × ２枚 ＝ 約１，４００枚

毛布備蓄の目標数（①＋②）　約８，０００枚

≪参考≫「埼玉県地震被害想定調査報告書（平成 26 年 3 月）」による市の毛布需要量：

３，２０４枚（茨城県南部地震）

(2) 災害時民間協力体制の整備

被害想定に基づいた備蓄を計画的に整備する。また、生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、業者との物資調達に関する協定の締結、更新に努める。

『【資料】第１．２「災害時応援協定等一覧」』参照

(3) 備蓄品目の検討

備蓄品目は、市民の基本的な生活を確保する上で必要な生活必需品のほか、避難所生活に必要な物資及び感染症対策に有効と考えられる物資を配備するとともに、要配慮者や女性等の避難者のプライバシーに配慮した物資を検討し、備蓄に努めるものとする。

□備蓄品目（例）

・毛布、タオル　・下着・靴下　・弾性ストッキング　・簡易食器　・懐中電灯 ・ラップフィルム　・おむつ（子供用、大人用）　・生理用品　・液体ミルク ・石鹸　・ウェットティッシュ　・使い捨てトイレ　・トイレ衛生用品 ・簡易間仕切り、段ボールベッド、マスク、消毒液　等

(4) 市民・事業所等の生活必需品の備蓄

各家庭において、平常時から最低３日間（推奨１週間）分の生活必需品の備蓄に努める。なお、家族構成によっては、乳幼児や高齢者、障がい者などに配慮した生活必需品の備蓄に努める。

事業所等においても、従業員等の帰宅困難者対策として、生活必需品の備蓄に努める。

３．４ 防災用資機材の備蓄【 危機管理課 】

(1) 防災用資機材の備蓄

震災時における救出救援活動等の迅速かつ適切な活動を確保するために必要な資機材の備蓄を図るものとする。

避難所用資機材については、各指定一般避難所の想定収容人数、面積等を勘案した数量を各避難所の防災倉庫等に備蓄するものとする。

また、救助・救出用資機材や住宅が損壊した被災者支援用資機材などの備蓄にも努めるものとする。

□備蓄品目（例）

- ・避難所用資機材（発電機、投光器、コードリール、仮設トイレ、簡易トイレ、かまどセット、大型鍋、ガスバーナー、救急セット、ブルーシート、段ボールベッド、簡易間仕切り等）
- ・救助・救出用資機材（バール、ジャッキ、のこぎり等）
- ・被災者支援用資機材（ブルーシート等）
- ・移送用具（リヤカー、担架等）

『【資料】第１．２「災害時応援協定等一覧」』参照

『【資料】第２．２「吉川市防災倉庫防災資機材等備蓄状況」』参照

３．５ 燃料の調達体制の整備【 危機管理課 】

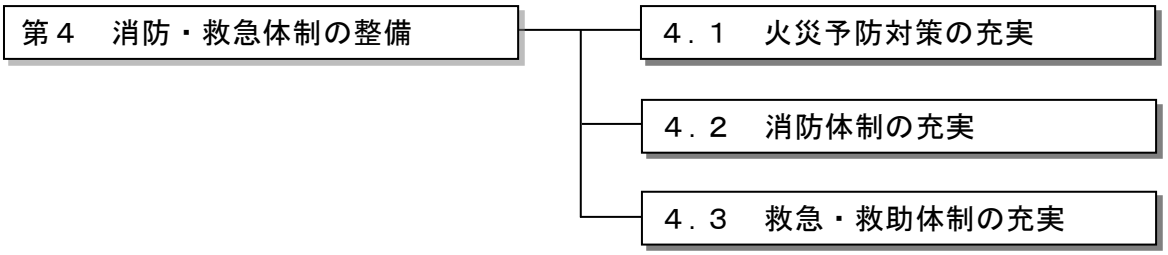
市は、災害発生後、ガソリン等の燃料の不足が想定されることから、災害対策活動に必要となる車両等の燃料の確保、また、避難所運営等に必要となる燃料を確保するため、燃料保管庫等に燃料を備蓄するとともに、あらかじめ埼玉県石油業協同組合吉川支部等との協定により、調達体制を整備する。

３．６ 防災倉庫の整備【 危機管理課 】

災害時に必要となる食料や飲料水、生活必需品、防災用資機材などの非常用物資を備蓄するため、防災倉庫の整備拡充に努める。

第４　消防・救急体制の整備

地震に伴い発生する火災の特徴は、同時多発的に発生し、さらに、発災時の気象状況や市街地の状況によっては広範囲に延焼し、甚大な被害をもたらすおそれがある。そのため、地震火災による被害を最小限に留めるには、出火の防止、初期消火及び延焼拡大の防止のための消防救援体制を整備する。



４．１ 火災予防対策の充実【 消防本部 】

(1) 火災等の防止

出火要因には、ガス、石油、電気等の火気使用設備・器具のほか、危険物、化学薬品等からの出火が考えられるため、相当数の火災が予想される。このため、出火の危険につながる要因を個々に分析、検討し、必要に応じて規制の強化を図る。

また、市民に対しては、防災・減災意識の高揚と防災・減災行動力の向上を図ることによって災害時における出火をできる限り防止する。

＜現況＞

①　予防査察

防火対象物（劇場、集会場、旅館、店舗、複合用途対象物等)、危険物施設等を対象として立入検査を行い、不備欠陥事項等について必要な措置を講じ、火災危険の排除を促している。

②　予防広報

各家庭における出火防止措置の徹底を図るため、全国火災予防運動（年２回）を中心として歳末特別警戒時や各種イベント開催に併せ、ポスター掲示、チラシ配布及び防災機器の展示を行うとともに、機会あるごとに広報紙を通じ、啓発活動を実施している。

＜計画＞

①　予防査察

市内の防火対象物及び危険物施設等に対し、査察年間計画及び消防長、署長、予防課長が特に必要と認めたとき、並びに火災予防上緊急を要する場合に実施し、地震時における出火危険を防止する。

査察対象物の区分は、次のとおりとする。

区分	用途・施設
第１対象	政令対象物のうち特定防火対象物
第２対象	政令対象物のうち特定防火対象物以外の防火対象物
第３対象	危険物製造所等
第４対象	少量危険物貯蔵取扱所、指定可燃物貯蔵取扱所、高圧ガス関係施設
第５対象	第１対象から第４対象以外の消防対象物

② 一般火気器具からの出火防止

ア 地震時における出火要因として最も大きいものがガスコンロや灯油ストーブ等の一般火気器具である。地震時には火を消すこと、火気器具周囲に可燃物を置かないこと等の防災・減災教育を積極的に推進する。また、過熱防止装置等の付いたガス器具の普及に努める。

イ 地震時における一般火気器具からの出火を防止するため、対震自動ガス遮断装置の一層の普及を図る。また、灯油ストーブ等で普及している対震自動消火装置が管理不良のためタールの付着や異物の混入等により作動しない場合があるため、管理の徹底を図る。

ウ 阪神・淡路大震災では、電熱器具、電気機器、または屋内外配線を出火原因とする火災が発生した。これらの中には倒壊家屋や避難中の留守宅に対して復旧した電気によるものもあると言われており、地震後数日間にわたって新たな出火がみられた。こうした火災の防止のため、過熱防止装置等の一層の普及を図るとともに、地震後は、ブレーカーを落としてから避難するなどの方法の普及啓発を図る。

エ 住宅用火災警報器等の設置及びその普及啓発を図る。

③ 化学薬品からの出火防止

学校や研究機関等で保有する化学薬品は、地震により落下したり、棚が転倒することにより容器が破損し､混合接触発火､自然発火等の形で出火する危険性がある。混合接触による出火の危険性のある化学薬品は、分離して保管するなど適切な管理を行う。引火性の化学薬品は、出火源となる火気器具等から離れた場所に保管し、化学薬品の容器や棚の転倒防止装置の徹底を図る。

(2) 初期消火体制の強化

延焼火災を防止するためには、出火の未然防止とともに、特に初期消火対策が重要である。このため、消防用設備の適正化、初期消火資機材の普及及び家庭、事業所及び地域における自主防災体制を充実強化し、防災・減災教育、防災・減災訓練により市民の防災・減災行動力を高め、初期消火体制の確立を図る。

＜現況＞

① 消防用設備の設置指導

消防法に基づき、建築確認申請時に消防用設備の適正な設置を指導している。

② 初期消火資機材の設置促進

初期消火資機材の設置が義務付けられた事業所に対する指導を行うとともに、任意設置の一般家庭に対しては、住宅用消火器の必要性をＰＲしている。

③　事業所における自主防災体制

消防法第８条に規定する防火対象物の管理について権原を有する者は、資格を有する者のうちから防火管理者を定め、消防計画の作成、消防訓練の実施、消防用設備等の維持管理、その他防火管理上必要な業務を行わせる義務がある。消防本部では、選任された防火管理者に対して防火管理業務の適正執行を指導助言している。

④　地域における自主防災体制

自治会等の地域単位で実施する消火訓練に際して訓練指導を行い、初期消火の重要性を啓発している。

＜計画＞

①　地域住民の初期消火力の整備

地震時においては、同時多発火災が予想され、消防力にも限界があることから、地域の自主防災体制を充実する必要がある。そのため、自主防災組織の育成を図り、市民による消火器消火、バケツリレー等初期消火力を高め、消防本部、消防団等と一体となった地震火災防止のための活動体制を確立する。

②　事業所の初期消火力の強化

事業所独自で行動できるよう自主防災・減災対策の強化を図るとともに、職場での従業員及び周辺住民の安全確保のために、平常時から初期消火等について具体的な対策計画の作成を促進する。

③　地域住民と事業所の連帯

計画的かつ効果的に防災・減災教育、防災・減災訓練を行い、市民の防災・減災行動力を一層高めていくとともに、家庭、自主防災組織、事業所等の協力・連携を促進し、地域における総合防災・減災体制を充実強化していく。

(3) 危険物

危険物関係の災害予防は、消防法の規定に基づく点検により、安全管理の徹底を図るとともに、定期的に立入検査を実施し、事故防止の万全を期する。

＜現況＞

□危険物関連施設（吉川市）　（令和５年４月１日現在）

製造所等の種別	計	製造所	貯蔵所							取扱所		
			屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	給油取扱所	販売取扱所	一般取扱所
計	125	2	32	3	0	24	0	19	0	27	0	18
		2							78			45

＜計画＞

① 危険物製造所等の位置、構造及び設備が消防法の規定による技術上の基準に適合した状態を維持するよう指導する。
② 立入検査を励行して、災害防止を指導する。
③ 危険物保安監督者の選任、解任の届出を励行させる。
④ 危険物の取扱いについて技術上の基準を遵守するよう指導する。
⑤ 保安教育を実施する。
⑥ 施設の管理に万全を期するため、施設保安員の選任を指導する。
⑦ 危険物取扱いの安全確保のため予防規定の作成遵守を指導する。

ア 石油タンク、アルコールタンク等に対する固定消火設備を消防法に基づいて、地震に耐え得るよう設備の改善を指導する。
イ 停電、断水時においても消火用送水に支障を来さないよう指導する。
ウ 防油堤外への石油、アルコール類の流出防止及び道路の亀裂に対しては、あらかじめ十分な土のうと砂利を備蓄するよう指導する。
エ 関係各業者に対し、消火用化学資材を増量保有するよう指導する。
オ その他県地域防災計画に定められた各項に準じ、消防法に基づいて設備の改善を図るよう指導する。

４．２ 消防体制の充実【 消防本部 】

災害時の応急対策が迅速かつ的確に行えるよう、通信指令体制を充実させ、効果的な部隊統制の徹底を図るとともに、消防団をはじめとする関係団体と連携を強化し総合的な消防体制を確立する。また、消防施設、消防資機材などを計画的に整備、維持管理するとともに、消防隊員の技能向上を図るため、教育訓練の充実強化を推進する。

(1) 消防資機材の整備、点検

災害等の消火活動や救助活動に対応するため、消防車両等の機能整備を充実させるとともに、救助用機材の強化を図る。

① 消防資機材の整備

＜現況＞

□吉川松伏消防組合車両経過年数別現有台数　（令和5年1月1日現在）

所属	種　別	経過年数			計
		10年以上	5年以上	5年未満	
消防本部	調査車	1	1		2
	連絡車	5			5
	マイクロバス	1			1
	災害対策車			1	1
吉川消防署	指揮車	1			1
	普通消防ポンプ自動車	1			1
	化学消防ポンプ自動車	1			1
	はしご車	1			1
	救助工作車		1		1
	資機材搬送車	1	1		2
	高規格救急自動車	1		1	2
	水難救助用ボート	1			1
吉川消防署南分署	水槽付消防ポンプ自動車		1	1	2
	普通消防ポンプ自動車			1	1
	高規格救急自動車		1	1	2
	連絡車	1			1
松伏消防署	普通消防ポンプ自動車	2	1		3
	資機材搬送車		1		1
	高規格救急自動車		1		1
	連絡車	1			1
	水難救助用ボート		1		1

□吉川市消防団車両経過年数別現有数　（令和5年1月1日現在）

所属	種　別	経過年数			計
		10年以上	5年以上	5年未満	
吉川市消防団	小型動力ポンプ付積載車	5	6	3	14

＜計画＞

□吉川松伏消防組合車両増強及び更新計画

所属	種別	年次別計画									
		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
		増車	更新	増車	更新	増車	更新	増車	更新	増車	更新
本部	連絡車										1
	吉川予防2						1				
吉川消防署	指揮車				1						
	資機材搬送車										1
	高規格救急自動車								1		
	水難救救助用ボード						1				
吉川消防署南分署	高規格救急自動車		1								

② 消防水利等の確保

大規模な地震発生時には、水道施設の被害や水圧の低下等により消火栓の使用が困難になることが予想されるため、自然水利、プール等の活用に努めるものとする。

＜現況＞

□消防水利の状況 （令和5年1月1日現在）

総数	消火栓	防火水槽			その他
		10～39㎥	40～99㎥	100㎥以上	プール
969	624	5	314	13	13

＜計画＞

火災の延焼拡大の危険性が高い地域や消防活動が困難な地域、避難所・避難場所周辺等を中心に、関係機関と連携し、飲料水兼用耐震性貯水槽や防火水槽の確保を図る。

(2) 消防教育訓練の充実

消防職員に対し、消防の責務の認識と資質の向上、技能の習得及び体力の鍛錬を図ることにより、忍耐と精神力の向上に努め、能率的に職務遂行ができるよう教育することを目的として、次の教育を実施する。

① 埼玉県消防学校

ア 初任科教育

新たに採用した消防職員のすべての者に対して、消防業務に必要な基礎的教育訓練を習得させる。

イ 専科教育

現任の消防職員に対して、特定の分野に関する専門的教育訓練を習得させる。

ウ 幹部教育

幹部又は幹部昇任予定者に対して、消防幹部として必要な管理監督の能力を習得させる。

エ 特別教育

現任の消防職員に対して、特別の目的のために行う教育を行い、指導能力を習得させる。

② 消防大学校

幹部職員に対して、消防行政に必要な総合的、かつ高度な知識及び技術を修得させるため派遣する。

(3) 広域消防相互応援体制の整備

災害が発生したとき、本市管内の消防力だけでは対処できない場合に埼玉県下の消防機関及び隣接の消防機関が相互の消防力を活用して、被害を最小限に食い止める。

＜現況＞

□埼玉県下消防相互応援協定

区分	協定市町村等	締結年月日	協定の内容
吉川松伏消防組合	市町村・組合	平成 19 年 7 月 1 日	埼玉県下消防相互応援協定及び埼玉県下消防相互応援協定に基づく覚書による。

□隣接消防相互応援協定

区分	協定市町村等	締結年月日	協定の内容
吉川松伏消防組合	春日部市	平成 17 年 12 月 1 日	各々の消防相互応援協定による。
	越谷市	昭和 47 年 2 月 25 日	
	三郷市	昭和 58 年 11 月 30 日	
	草加八潮消防組合	平成 28 年 3 月 28 日	
	野田市	昭和 47 年 2 月 20 日	

□茨城県高速自動車道等における消防相互応援協定

区分	協定市町村等	最終締結年月日	協定の内容
吉川市・吉川松伏消防組合	関係市町村・組合	令和元年10月1日	常磐自動車道等における火災・救急の応援協定による。

□埼玉県防災ヘリコプター応援協定

区分	協定市町村等	締結年月日	協定の内容
吉川松伏消防組合	埼玉県・市町村・組合	平成3年3月29日	埼玉県防災ヘリコプター応援協定による。

『【資料】第２．３「埼玉県防災ヘリコプター応援協定」』参照

(4) 消防団の充実

① 消防組織体制の強化

消防団組織の近代化や合理化に努め、消防団の効率的活動の推進や常備消防との合同訓練による消防体制の連携強化に努める。

② 防災・減災指導者

消防団員は、地域への密着性という利点を生かし、防災・減災のリーダー的存在

として、地域住民の防災・減災指導等に努める。

③　資機材の整備充実と維持管理

消防団の機械器具置場などの施設整備を行うとともに、消防資機材等の計画的な整備充実と維持管理に努める。

④　消防団の活性化と育成

消防本部は、若手リーダーの育成、地域との連携による消防団のイメージアップを図ることにより、女性や学生の入団促進など幅広い層への働きかけなどを行い、消防団員の確保を図り、消防団の育成と活性化を推進する。

『【資料】第２．４「吉川市消防団の団員、機械器具置場、消防自動車等の現況」』参照

４．３ 救急・救助体制の充実【 消防本部 】

災害発生時には、広域又は局地的に多数の救急救助体制の発生が予想される。

このため、災害時における初動体制を確立し、関係機関との連携（活動資機材等の調達を含む。）を密にして、救急救助体制の万全を期する。

また、より高度な知識を持った救助隊員の育成に努めるとともに、必要な資機材を整備し、迅速円滑な人命救助体制の充実強化を図る。

(1) 救急活動の強化

救急隊員に対する指導・助言体制の充実、救急活動の医学的観点からの事後検証体制の充実及び救急救命士の研修の充実等メディカルコントロール体制を推進するとともに、薬剤投与や気管挿管などの高度な救急救命処置を行う認定救急救命士の養成、高度救命処置用資機材の整備を行う。

また、地震等により多発する救護事象に対処するため、救急隊の体制整備や市民による地域の自主救護活動のための応急手当普及啓発活動を推進する。

①　救急資機材の整備

非常災害時の救急活動及び交通事故、火災爆発等による多発傷病者発生に対して必要な救急資機材の整備を図る。

(2) 救助活動の強化

災害時における救助体制の強化を図るため、優れた気力や体力、判断力を持ち、高度で専門的な知識と、救助技術を備えた救助隊員を育成するとともに、建物倒壊やブロック塀等が倒壊した場合に必要と予想される救出用資機材を計画的に整備する。

①　救助機動力の整備

火災危険度の高い地域及び被害想定による人的被害が多い地域内での人命救助をより効果的に行うため、災害現場に出動した各部隊を指揮し、災害状況の把握や活動方針の決定を行う最前線指揮所となる指揮車やエアーテントなどの資機材を搬送する資機材搬送車を配置する。

②　救助資機材の整備

倒壊した建物に閉じ込められた生存者を確認する画像探索機などの高度救助資器材の整備充実を図る。

(3) 救急医療機関との連携強化

医師会及び救急告示医療機関等と連携協調を図り、救急業務に支障をきたさぬよう万全の体制を図る。

① 平常時の協力体制

ア 救急患者の受入れ

イ 診療時間外及び休診日等の取扱い

ウ 診療科目及び宿直医の担当科目

エ 通常時の連絡体制

オ その他救急活動に必要な事項

② 非常時の協力体制（集団的に多数の疾病者が発生した場合）

ア 医療機関別傷病者収容能力

イ 医療救護班の編成と出動

ウ 病院車両の出動

エ 救急救護所の開設

(4) 応急手当の普及啓発

各種災害や救急事故発生に関して、救命効果の一層の向上を図るため、救急業務の高度化と合わせ多くの市民が応急手当の正しい知識と技術を体得することによって救急現場に居合わせた住民等により早期に的確な応急手当が施されることで傷病程度の軽減と救命率の向上を図るため、ＡＥＤの使用方法や心肺蘇生法などを応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱に基づき積極的に推進する。

４．４ 情報通信体制の整備強化【 消防本部 】

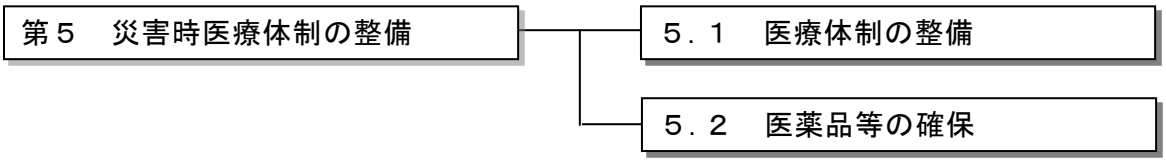
震災に対する事前の各種データの分析、整備を行い、震災時における迅速かつ的確な災害情報の収集及び指揮命令の伝達機能を確保するため、高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線の維持管理に努め、情報通信体制の整備強化を図る。

また、広域災害情報の一元化、通信受信・応援体制の強化、指令設備のコスト縮減などの効率的で効果的な運用を図る観点から、近隣消防本部等と共同運用で指令センターを運用していく。

第５　災害時医療体制の整備

大規模な災害が発生した場合、災害時における応急医療体制を確保するため、平常時から初動及び後方医療体制、医薬品等の確保について整備を図る必要がある。

ここでは、災害時の医療体制の整備に必要な施策について定める。



５．１ 医療体制の整備【 健康増進課、消防本部、関係機関 】

災害時において、被災状況に即応した医療救護活動が実施できるよう医療体制の整備を図る。

(1) 初期医療体制の整備

災害直後の負傷者への医療救護が円滑に実施できるよう初期医療体制の整備を図る。

①　医療救護活動の実施手順

被災地内における医療救護班の編成・出動の有無は、病院または診療所の被災の程度によって異なる。

基本的には、被災地内において診療可能な病院または診療所は、少なくとも発生後３日間は、２４時間の負傷者受入れ体制を整え、病院または診療所内での診察を継続する。

病院または診療所が被災により診療が不可能である場合には、市等において設置される医療救護所又はその他の診療行為が可能な病院等において、医療救護班として活動する。

□被災地内における医療救護班の活動方針

病院の被災度	基本的な活動方針
被災度が大きく 診療不能な医療機関	市等において設置される医療救護所又またはその他診療行為が可能な病院等において、医療救護班として活動する。
被災度が小さく 診療可能な医療機関	少なくても発災後３日間は、２４時間の負傷者受入れ体制を整え、病院または診療所内での診療を継続し、医療救護班としての活動は、原則として行わない。

②　医療救護所の整備

市は、(一社)吉川松伏医師会、吉川歯科医師会、日本赤十字社及び消防署と協議を行い、初動期における医療活動を実施する医療救護所の設置等の予防対策を推進する。

③　医療救護班の編成

市は､災害直後に迅速かつ円滑な初動医療が行える医療救護班を編成できるよう、（一社）吉川松伏医師会と協力した体制を整備する。

④　自主防災組織等による自主救護体制の整備・応急救護能力の強化

自主防災組織等は、避難所、医療救護所などにおいて軽微な負傷者に対し、応急救護活動を行えるなどの自主救護体制の整備を図る。

また、消防署は、自主的な救護活動が実施できるよう、止血、人口呼吸、ＡＥＤ等の応急救護訓練を通じて、応急救護能力が強化されるよう指導に努める。

『【資料】第２．５「(一社)吉川松伏医師会、吉川歯科医師会、吉川薬剤師会名簿」』参照

(2) 後方医療体制の整備

医療救護所や救急医療機関では対応できない重傷者や、高度の救命措置が必要な患者等を後方にて治療対応する広域後方医療支援の体制について、埼玉県との協議の上確立を図る。

なお、埼玉県内の第三次医療救急医療機関、災害拠点病院及び災害時連携病院は次のとおりである。

□第三次救急医療機関（１３か所）

救命救急センター（１１か所）

施設名	所在地
さいたま赤十字病院	さいたま市中央区新都心 1-5
埼玉医科大学総合医療センター	川越市大字鴨田 1981
深谷赤十字病院	深谷市上柴町西 5-8-1
防衛医科大学校病院	所沢市並木 3-2
川口市立医療センター	川口市西新井宿 180
獨協医科大学埼玉医療センター	越谷市南越谷 2-1-50
埼玉医科大学国際医療センター	日高市大字山根 1397-1
自治医科大学附属さいたま医療センター	さいたま市大宮区天沼町 1-847
さいたま市立病院	さいたま市緑区大字三室 2460
独立行政法人国立病院機構埼玉病院	和光市諏訪 2-1
社会福祉法人恩賜財団済生会支部埼玉県済生会加須病院	加須市上高柳 1680

小児救命救急センター（２か所）

施設名	所在地
埼玉医科大学総合医療センター	川越市大字鴨田 1981
埼玉県立小児医療センター	さいたま市中央区新都心 1-2

□地域災害拠点病院（１９か所）

施設名	所在地
獨協医科大学埼玉医療センター	越谷市南越谷 2-1-50
草加市立病院	草加市草加 2－21-1
埼玉県済生会川口総合病院	川口市西川口 5-11-5
さいたま市立病院	さいたま市緑区三室 2460
自治医科大学附属さいたま医療センター	さいたま市大宮区天沼町 1-847
北里大学メディカルセンター	北本市荒井 6-100
防衛医科大学校病院	所沢市並木 3-2
深谷赤十字病院	深谷市上柴町西 5-8-1
埼玉医科大学国際医療センター	日高市山根 1397-1
行田総合病院	行田市持田 376
新久喜総合病院	久喜市上早見 418-1
（独法）国立病院機構埼玉病院	和光市諏訪 2-1
埼玉医科大学病院	入間郡毛呂山町毛呂本郷 38
さいたま市民医療センター	さいたま市西区島根 299-1
上尾中央総合病院	上尾市柏座 1-10-10
羽生総合病院	羽生市大字下岩瀬 446
埼玉県立小児医療センター	さいたま市中央区新都心 1-2
戸田中央総合病院	戸田市本町 1-19-3
埼玉県済生会加須病院	加須市上高柳 1680

□災害時連携病院（１８か所）

施設名	所在地
熊谷総合病院	熊谷市中西 4-5-1
西埼玉中央病院	所沢市若狭 2-1671
埼玉成恵会病院	東松山市石橋 1721
入間川病院	狭山市祇園 17-2
埼玉石心会病院	狭山市入間川 2-37-20
越谷市立病院	越谷市東越谷 10-32
東埼玉総合病院	幸手市吉野 517-5
白岡中央総合病院	白岡市小久喜 938-12
ふじみの救急病院	入間郡三芳町北永井 997-5
小川赤十字病院	比企郡小川町小川 1525
彩の国東大宮メディカルセンター	さいたま市北区土呂町 1522
(独法)地域医療機能推進機構埼玉メディカルセンター	さいたま市浦和区北浦和 4-9-3
埼玉協同病院	川口市木曽呂 1317
秩父市立病院	秩父市桜木町 8-9

TMG あさか医療センター	朝霞市溝沼 1340-1
新座志木中央総合病院	新座市東北 1-7-2
八潮中央総合病院	八潮市南川崎 845
皆野病院	秩父郡皆野町大字皆野 2031-1

(3) 搬送体制の整備

医療救護所から後方医療機関への負傷者の搬送、又は市域外への広域搬送（二次搬送）が必要な負傷者を想定して、救急車、ヘリコプターを利用した搬送方法について、事前に関係機関と協議し、搬送体制の整備を図る。

① 臨時ヘリポートの設置

交通途絶状況下での輸送力及び重傷者の搬送を確保するため、次に示す市内の６か所に臨時ヘリポート基地を設置する。

□市内臨時ヘリポート（飛行場場外離着陸場及びドクターヘリ離着陸場）

施設名	所在地	備考
吉川運動公園	きよみ野 1-5	飛行場場外兼ドクターヘリ離着陸場
美南中央公園	美南 2 丁目 6	飛行場場外離着陸場
中央中学校	吉川 234-1	ドクターヘリ離着陸場
中曽根小学校	中曽根 2-4	ドクターヘリ離着陸場
三輪野江小学校	加藤 641	ドクターヘリ離着陸場
県営吉川公園	八子新田地内外 （江戸川右岸河川敷）	ドクターヘリ離着陸場

(4) 広域医療協力体制の整備

大規模な災害が発生すると、多数の負傷者が発生することが予想され、この場合、医師の不足及び医薬品や医療資機材の不足等の問題が生じる可能性がある。

このため、県内他地域及び県外地域からの広域医療協力の体制について、県と協議の上、調整及び整備を図る。

５．２ 医薬品等の確保【 危機管理課、健康増進課、消防本部 】

(1) 医薬品等の備蓄

発災直後に、指定緊急避難場所に開設する医療救護所において、軽傷者の応急手当に使用する災害用救急箱を指定緊急避難場所に備蓄する。

(2) 医薬品等の調達

市は、医療救護活動用の医薬品等が不足した場合における調達等に関し、吉川薬剤師会、市内の医薬品業者等と協定を締結するなどの調達体制の整備を図る。

(3) トリアージタッグ（負傷者選別標識）の周知徹底

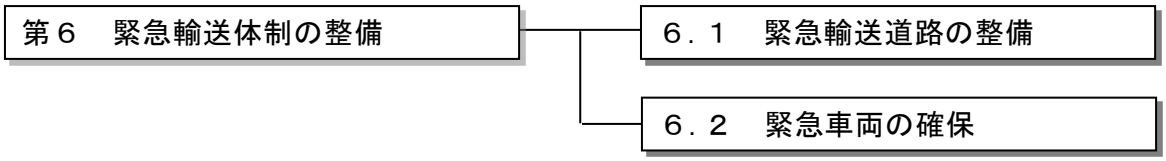
市及び医療関係機関は、初動期における医療処置の迅速化を図るため、負傷程度に応じて優先度を色別表示したトリアージタッグの周知徹底を推進する。

『【資料】第１．２「災害時応援協定等一覧」』参照

第６　緊急輸送体制の整備

災害発生後の市内において効率的な緊急輸送を行うため、地域の状況に基づいて、あらかじめ県、近隣市町、関係機関、関連企業と協議の上、市内の各防災拠点を結ぶ道路を選定し、緊急輸送道路として指定する。

ここでは、緊急輸送体制の整備の推進のために必要な施策を定める。



６．１ 緊急輸送道路の整備【 道路課 】

(1) 緊急輸送道路の指定

① 県指定の緊急輸送道路

埼玉県は、次の基準に従って緊急輸送道路を指定し、緊急輸送ネットワークを整備する。

ア　高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路

イ　上記の道路と次に掲げる施設を連結し、又は施設間を相互に連絡する道路

□施設

・県本庁舎　・県地域機関庁舎　・市町村庁舎
・防災・減災活動拠点（防災基地、県営公園、防災拠点校等）
・着岸施設（河川）

□市内の県指定緊急輸送道路

区分	基準	該当道路（市内の区間）
第一次特定緊急輸送道路	高速道路や国道など４車線道路とこれらを補完する広域幹線道路	・常磐自動車道（本市域）
第一次緊急輸送道路	地域間の支援活動としてネットワークされる主要路線	・越谷野田線（豊橋～内川橋） ・越谷流山線（吉越橋～三郷市境） ・葛飾吉川松伏線（一之橋～三郷市境）
第二次緊急輸送道路	地域内の防災拠点を連絡する路線	・葛飾吉川松伏線（松伏町境～越谷流山線交差点）

② 市指定の緊急輸送道路

県が指定している広域的な観点からの緊急輸送道路とは別に、市域内での災害応急活動を円滑に行うため、次の基準に従い選定し、主要な道路を災害時緊急輸送道路として指定する。

ア　市内で幹線道路となっている道路

イ　県指定の緊急輸送道路及び次に示す各施設を連絡する道路

□施設

・市役所　・出先機関　・消防機関　・指定一般避難所、指定緊急避難場所
・防災関係機関　・防災倉庫　・臨時ヘリポート
・防災・減災活動拠点（輸送拠点・受援拠点）

□市指定の緊急輸送道路

路線名	指定区間	施設名
県道	県指定の緊急輸送道路を除く全区間	消防本部、吉川美南高等学校、児童館ワンダーランド、県営吉川公園（ドクターヘリ離着陸場）、加藤防災倉庫
都市計画道路	整備済の都市計画道路全区間	市役所、吉川消防署南分署、関小学校、おあしす、老人福祉センター、吉川運動公園（受援拠点・飛行場場外兼ドクターヘリ離着陸場）、美南中央公園（受援拠点）
1-113 の一部	中井松伏線～旭小学校前	旭小学校
1-102・103 の一部、1-316 の全部	越谷野田線～中井松伏線	旭地区センター
2-202・480 の全部	都市計画道路関会野谷線～都市計画道路越谷吉川線～加藤平沼線	中央中学校（ドクターヘリ離着陸場）
2-346 の一部	越谷流山線～吉川小学校前	吉川小学校、平沼防災倉庫
2-205・539 の一部	都市計画道路平沼川藤線 ～栄小学校前	栄小学校
2-332 の一部	越谷流山線～南中学校前	南中学校
2-463 の一部	越谷流山線～北谷小学校前	北谷小学校
2-453 の一部	越谷流山線～中央公民館前	中央公民館
2-370・371 の全部、2-120 の一部	葛飾吉川松伏線･都市計画道路共保道庭線　～中曽根小学校前	中曽根小学校（ドクターヘリ離着陸場）
2-387 の全部	都市計画道路高久中曽根線 ～葛飾吉川松伏線	吉川中学校
2-389 の全部	都市計画道路中曽根線 ～葛飾吉川松伏線	美南小学校
3-220 の一部	加藤平沼線 ～三輪野江小学校前	三輪野江小学校（ドクターヘリ離着陸場）
3-207 の全部	中井松伏線～三郷松伏線	東中学校
3-309 の全部	川藤野田線～総合体育館前	総合体育館

③　緊急用河川敷道路

江戸川河川事務所が江戸川右岸の河川敷に整備した緊急用河川敷道路を緊急輸送道路として活用を図る。

(2) 緊急輸送道路及び沿線の整備

①　緊急輸送道路の耐震強化

緊急輸送道路に指定された道路の管理者は、施設の耐震化に努めるとともに、発災後の応急復旧作業に関する協力体制を整備する。

②　沿線地域の不燃化、閉塞建築物の耐震化の促進

指定された緊急輸送道路の沿線地域については、建築物等の不燃化及び耐震化を促進し、地震による倒壊建築物やレンガ等の障害物の発生を最小化するように努める。

③　下水道のマンホールの耐震化

下水道管理者は、液状化が想定される地域内の緊急輸送道路にある下水道のマンホールについて、液状化による浮上防止対策に努める。

④　危険箇所の調査

緊急輸送道路内における大きな障害物の発生危険箇所等について調査検討を行うものとする。

(3) 応急復旧時の活動体制の整備

①　協力体制の整備

災害後の応急復旧作業が円滑に進められるよう、国土交通省、県、近隣市町、消防機関、警察、吉川市建設業協会等との協力体制をあらかじめ整備しておく。

②　復旧状況等の情報提供体制の整備

災害時における緊急輸送道路の通行の可否、規制状況等を市民に周知するため、情報提供手段を検討し、整備する。

③　応急復旧用資機材の整備

災害時における緊急輸送道路の応急復旧活動を迅速に実施するための人員及び資機材の確保を目的として、平常時から応急復旧用資機材の整備を推進する。

『【資料】第１．２「災害時応援協定等一覧」』参照

(4) 市民への周知

緊急輸送道路の指定状況及びその役割について、平常時より市民へ周知を行う。

６．２ 緊急車両の確保【 財政課、危機管理課 】

災害発生後の応急対策において、人員及び物資の輸送を迅速かつ円滑に行うことは極めて重要である。このため緊急輸送を効率的に実施するため、緊急車両を確保するとともに、調達体制を整備する。

(1) 緊急車両の確保

災害時における人員及び物資等の緊急輸送のための車両は、市が所有する全車両を充てる。必要な車両が不足する場合には、吉川市建設業協会、埼玉県トラック協会吉川支部、バス会社等に協力を依頼するとともに、県及び関係機関に対しても調達及び

あっせんを要請するものとする。

(2) 協力体制の整備

緊急輸送力を確保するため、緊急輸送において活用が想定される車両等について、災害後、迅速に調達できるように関係機関、関連企業と協定締結等により協力体制を構築し、災害時の緊急車両等の調達体制を整備する。また併せて、必要な人員確保やノウハウ活用のため、運送事業者等との連携体制の構築に努める。

(3) 迅速な物資供給の確保

県は、甚大な被害を受けていると予測される市町村に対し、必要があると認めた場合は、要請を待たずに、食料や生活必需品等の供給を行う。

そのため、県と市は、物資拠点や避難所までの輸送方法などをあらかじめ調整しておくものとする。

(4) 輸送施設・拠点の確保

県と市は、緊急輸送活動に必要な輸送施設（道路、臨時ヘリポート等）及び輸送拠点（トラックターミナル等)、集積拠点をあらかじめ確保しておくものとする。

(5) 燃料の確保

市は、災害発生後、ガソリン等の燃料の不足が想定されることから、災害対応に必要となる車両等の燃料を確保するため、燃料保管庫等に燃料を備蓄するとともに、あらかじめ埼玉県石油業協同組合吉川支部等と協定の締結をするなど、調達体制を整備する。

(6) 緊急通行車両等の事前届出の推進

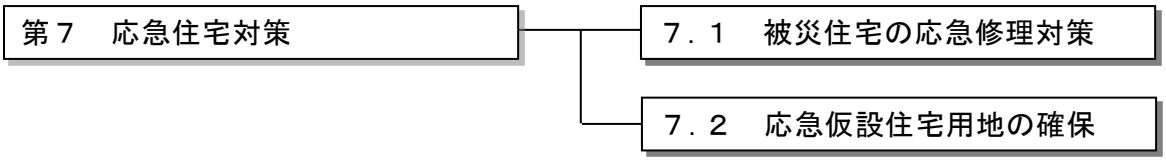
市は、災害時の応急対策活動を円滑に実施するため、埼玉県公安委員会へ緊急通行車両等の事前届出を推進する。

『【資料】第２．６「緊急通行車両等の確認事務処理要領」』参照

第７　応急住宅対策

災害による家屋の倒壊、焼失等の被害により、家屋を失い自らの資力で住宅を確保できない被災者に対しては、一時的な住居の安定を図るため、速やかに住宅の応急修理の措置や仮設住宅を供給することが必要である。

ここでは、応急住宅対策の実施のための必要な体制の整備を定める。



７．１ 被災住宅の応急修理対策

【 都市計画課、開発建築課、吉川美南駅周辺地域整備課、工事検査課 】

市は、被災住宅の応急修理及び応急復旧に関する技術的指導、相談を行うなどの運用体制の確立に努める。

７．２ 応急仮設住宅用地の確保

【 都市計画課、開発建築課、吉川美南駅周辺地域整備課、工事検査課 】

(1) 応急仮設住宅適地の基準

応急仮設住宅の用地を確保する際は、そこに居住する被災者の生活環境をできる限り考慮することが必要である。このため、応急仮設住宅適地の基準を以下のように設定し、適切な用地選定を行うものとする。

□県の建設用地の選定基準

・飲料水が得やすい場所	・保健衛生上適当な場所
・交通の便を考慮した場所	・住居地域と隔離していない場所
・土砂災害の危険箇所等に配慮した場所	・工事車両のアクセスしやすい場所
・既存生活利便施設が近い場所	・造成工事の必要性が低い場所

(2) 応急仮設住宅の用地の選定

応急仮設住宅適地の基準に従い、また、被害状況に応じて、市有地等から建設可能な応急仮設住宅建設予定地を選定する。

□必要と考えられる応急仮設住宅用地（「茨城県南部地震」への備え）

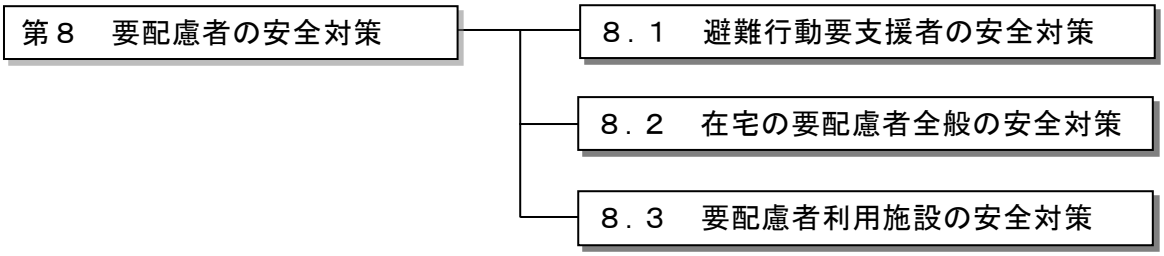
1,779 人（1 ヵ月後）／2.44 人/世帯(平均世帯人員 H30.4.1 現在)＝729 戸

『【資料】第２．７「応急仮設住宅建設適地一覧」』参照

第８　要配慮者の安全対策

平成２８年１０月に発生し、東北地方に上陸した台風１０号による災害時には、要配慮者利用施設（高齢者施設）の入居者が犠牲になったことから、避難勧告等の発令・伝達や高齢者の避難支援についての課題が明らかになった。また、平成３０年７月に発生した平成３０年７月豪雨（西日本豪雨）においても、被災地全体のうち６０歳以上の高齢者の死者数は約７割であり、改めて、高齢者などに配慮した避難を行うための情報伝達が十分に行われなかったこと、また、安否確認が円滑に進まなかったことなどの課題が浮き彫りになった。

ここでは、災害時に身体・生命を守る自衛能力が不足している高齢者や障がい者及び言葉の文化が異なり災害時に迅速で的確な行動がとりにくい外国人等のいわゆる要配慮者の安全確保に必要な施策を定める。



８．１ 避難行動要支援者の安全対策

【 危機管理課、地域福祉課、障がい福祉課、長寿支援課、消防団、民生委員・児童委員、自治会、自主防災組織　等 】

市は、災害対策基本法に基づく災害時避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を策定し、市内に居住する避難行動要支援者の支援対策を推進する。

また、支援対策を推進するにあたっては、高齢者や障がい者などの関係部局と、民生委員・児童委員、自治会や自主防災組織、消防団などと連携した協力体制の確立に努める。

(1) 災害時の要配慮者に係る定義

①　要配慮者

高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、傷病者、日本語が不自由な外国人など災害時に特に配慮を要する者をいう。

②　避難行動要支援者

市内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者をいう。

③　避難支援者

地域の実情や災害の状況に応じて、避難支援者自身や家族等の生命及び身体の安全を守ることを前提に、可能な範囲で災害時に避難の手助けを直接行う者をいう。

④　避難支援等関係者

地域の実情や災害の状況に応じて、避難支援等関係者自身や家族等の生命及び身体の安全を守ることを前提に、可能な範囲で避難行動要支援者の避難支援に携わる関係者をいう。

(2) 全体計画の策定

避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組事項のうち、重要事項については、次のとおり地域防災計画に定め、細目的な事項は、地域防災計画の下位計画として全体計画に定めるものとする。

(3) 要配慮者の把握

市は、避難行動要支援者名簿を作成するにあたり、関係部局の連携により避難行動要支援者に該当すると思われる者の把握に努める。

(4) 避難行動要支援者の範囲

避難行動要支援者は、市内に居住する要配慮者（施設入所者は除く）のうち、介護を要する者や障がい者等で、自ら避難することが困難な者とする。

(5) 避難行動要支援者名簿の作成

市は、次に掲げる事項を記載した避難行動要支援者名簿を作成する。

・氏名　・生年月日　・性別　・住所又は居所　・電話番号その他の連絡先
・避難支援等を必要とする事由　・その他市長が認める事項

(6) 避難支援等関係者となる者の範囲

次に掲げる者を避難行動要支援者の避難支援等の実施に携わる関係者とする。

・消防機関（消防本部、消防署、消防団）　・吉川警察署
・自治会及び自主防災組織　・民生委員・児童委員
・地域包括支援センター　・市社会福祉協議会
・その他市長が認める者、団体、事業所等

(7) 避難行動要支援者名簿情報の提供・利用

市は、避難支援等の実施に必要な限度で、平常時から避難支援等関係者に避難行動要支援者名簿を提供するものとし、名簿を提供するときは、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り、提供するものとする。

なお、平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することについて同意が得られない避難行動要支援者については、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に限り、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に名簿情報を提供するものとする。

また、市は、避難支援等の実施に必要な限度で、名簿情報を、その保有にあたって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができるものとする。

(8) 避難行動要支援者名簿の更新

市は、避難行動要支援者名簿に登録した情報について、関係部局や避難支援等関係者からの情報をはじめ、登録者からの申し出等により名簿情報の更新に努め、避難支援等関係者に提供するものとする。

(9) 避難行動要支援者名簿の管理

①　市は､避難行動要支援者名簿について正確かつ最新の情報で保管するものとする。

② 市は、個人情報の保護を図るため、吉川市個人情報保護条例などに基づき、適正に維持管理を行うものとする。

③ 市は、避難行動要支援者名簿を避難支援等関係者に提供するときは、名簿情報の漏えいなどを防止するため、避難支援等関係者に適正な情報管理を図るよう、次のとおり指導するものとする。

ア 避難支援等関係者は、避難行動要支援者に関する個人情報を無用に共有、利用してはならない。

イ 避難行動要支援者名簿の紛失や個人情報の漏えいなどを防止するため、施錠可能な場所に保管するなど、必要な措置を講じ、厳重に保管しなければならない。なお、万一、名簿を紛失した場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

ウ 避難行動要支援者名簿は、市長の許可なく、複製及び複写してはならない。

エ 避難支援等関係者が団体の場合は、避難行動要支援者名簿の取扱者を限定しなければならない。

オ 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人には、守秘義務が課せられているので、正当な理由がなく、知り得た秘密は漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

カ その他、名簿情報の漏えいなどを防止するため必要な措置

④ 避難支援等関係者は、名簿情報の漏えいなどを防止するため、上記の措置を適切に講じるものとする。

(10) 要配慮者が円滑に避難できるための情報伝達の配慮

市は、要配慮者が円滑に避難できるよう、避難に要する時間等を考慮し、避難指示の発令に先立って、地域防災計画に基づき高齢者等避難情報を発令するものとする。

また、緊急かつ着実な避難情報及び災害情報等が伝達されるよう、防災行政無線、市ホームページ、広報車のほか、登録制メールや緊急速報メール、減災アプリ、ＳＮＳ、電話応答サービス、Ｌアラート（NHKｄ放送、テレ玉ｄ放送)、FMラジオ（エフエムこしがや)、ケーブルテレビ（J-COM)、緊急時情報伝達収集システム（よしかわ安心電話）など、多様な情報伝達の手段を確保するとともに、避難支援等関係者との情報伝達体制を整備するものとする。

(11) 個別避難計画の作成

市は、避難行動要支援者の災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者やその家族、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者ごとに避難支援者や避難時の配慮事項などを定める個別避難計画の作成を促進する。

８．２ 在宅の要配慮者全般の安全対策【 地域福祉課、障がい福祉課、長寿支援課、市民参加推進課、市民課、危機管理課 】

避難行動要支援者を含む在宅の要配慮者全般の迅速な避難行動や避難所生活を支援するため、ハード・ソフト両面での支援体制の整備に努める。

(1) 緊急通報システムの充実

災害時における的確かつ迅速な救助活動を行うため、要配慮者に対し、緊急通報システムの充実を図る。

(2) 聴覚障がい者などの通信システムの充実

災害時における的確かつ迅速な救助活動を行うため、聴覚障がい者などに対し、緊急通信システムの充実を図る。

(3) 社会福祉施設や福祉事業所等との協力体制の整備

市は、災害時に要配慮者に対し次のような支援が図られるよう、社会福祉施設や福祉事業所等との協力体制の整備に努める。

①日常生活全般に介護を要する高齢者等の緊急入所

②要介護者の移送

③介護や育児、医療用品の調達

(4) 要配慮者に配慮した避難所における生活環境の確保

市は、指定福祉避難所の指定となり得る社会福祉施設との協力体制の整備や公共施設等を指定福祉避難所とする場合に必要な資機材を備蓄するとともに、要配慮者に配慮した食料、飲料水、生活必需品等の備蓄に努める。

(5) 要配慮者に対する支援体制の整備

要配慮者に対して、次のような支援が図られるよう、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等の避難支援等関係者や、ケアマネジャー等の福祉サービス提供者との支援体制の整備に努める。

① 避難所内での要配慮者用スペースの確保

② 育児・介護・医療用品等の調達

③ 在宅避難している要配慮者への情報の伝達、安否・健康状態の確認、支援物資等の配給、相談の窓口等

④ 人工呼吸器等の医療機器使用者への非常用電源の整備の促進及び充電用電源の確保（人工呼吸器等のバッテリーの充電・交換など）

(5) 外国人の安全確保

災害時における外国人の安全確保のために、市は必要な対策の推進に努める。

① 所在の把握

住民基本台帳を基に外国人の人数や所在の把握に努める。

② 防災基盤の整備

避難場所の表示等、災害に関する案内板について、外国語の併記表示を進める等、外国人にもわかりやすい案内板の整備に努める。

③ 防災・減災知識の普及・啓発

外国語による防災・減災に関するパンフレットを作成・配布し、外国人への防災・減災知識の普及・啓発に努める。

④ 防災・減災訓練の実施

外国人の防災・減災への行動認識を高めるため、外国人が参加できる防災・減災訓練を実施するよう努める。

⑤ 通訳・翻訳ボランティアの確保

外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるよう、通訳・翻訳ボランティアの確保を図る。

８．３ 要配慮者利用施設の安全対策

【 危機管理課、障がい福祉課、長寿支援課、保育幼稚園課、子育て支援課、健康増進課、教育総務課、消防本部、社会福祉施設、事業所等 】

(1) 要配慮者利用施設の定義

水防法に基づく要配慮者利用施設として、市地域防災計画に定める次のような施設とする。

①特別養護老人ホームや障がい者福祉施設、児童福祉施設などの社会福祉施設

②学校

③医療施設

(2) 要配慮者利用施設の安全対策

要配慮者利用施設の施設管理者が、消防法に基づく消防計画や、水防法に基づく避難確保計画を作成するよう、市は施設管理者に対し必要な情報を提供し、法令順守を促す。

なお、各計画を策定しない場合は、市は要配慮者利用施設に対し指示をする。

(3) 防災・減災計画の作成指導、防災・減災訓練の充実

市及び消防本部は、施設管理者に対し、火災や地震、水害、竜巻など、様々な災害を想定した防災・減災計画やマニュアルなどを作成するよう指導する。

また、防災・減災訓練の実施及び内容の充実を図るよう指導する。

(4) 要配慮者の受入体制の整備

市は、社会福祉施設等に対し、在宅又は避難所等では生活が困難な在宅の要配慮者の受入体制の整備に向けた指定福祉避難所の指定を推進するとともに、迅速な一時入所措置が講じられる協力体制を確保する。

(5) 施設間の相互支援システムの確立

市は、災害時の施設の建物が破損した場合には、入所者を他の施設に一時的に避難させたり、施設職員が応援するなど、市内の施設が相互に支援できるシステムの確立に努める。

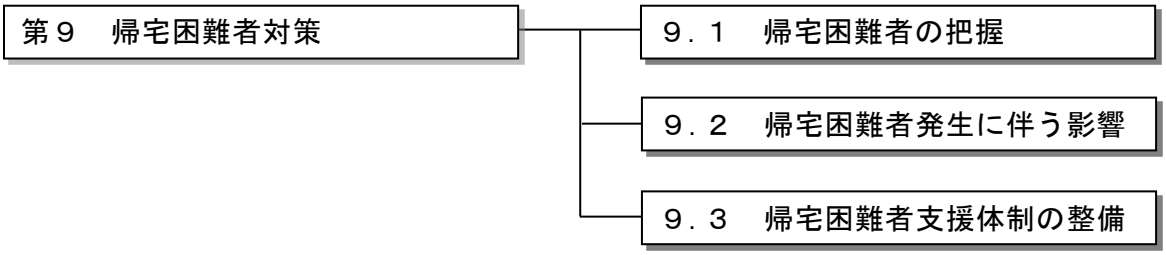
第９　帰宅困難者対策

本市では、毎日約２４，１００人の市民が市外に通勤・通学しており、そのうち約７，２００人が、都内へ通勤･通学している。

このため、東京圏で大規模地震が発生した場合には、多くの人が東京など県外で帰宅困難になることが予想される。

また、本市には市外から毎日約１０，５００人が通勤・通学しており、大規模地震により鉄道等の交通機関が停止した場合、市外に居住している多くの人が市内において帰宅困難者となることが想定される。

ここでは、帰宅困難者への支援のための必要な体制の整備を定める。



９．１ 帰宅困難者の把握【 危機管理課 】

(1) 帰宅困難者の定義

地震などの大規模災害の発生に伴い、公共交通機関の運行停止など移動手段が当分の間途絶した場合には、外出先で足止めされることとなる。

これらの者の内､徒歩により容易に帰宅することができない者を帰宅困難者とする。

(2) 帰宅困難者数の把握

市民が外出先で帰宅困難になる想定人数は､「埼玉県地震被害想定調査報告書（平成２６年３月)」によれば､「東京湾北部地震」が夏１２時に発生した場合、約１３，１００人（県内約２，７００人、東京都約７，４００人、他県約３，０００人）にのぼる。

また、市内において発生する帰宅困難者想定人数は、約７，４００人にのぼる。

≪参考≫

◆帰宅困難者の算定方法（埼玉県地域防災計画から一部抜粋（平成２６年３月））

・帰宅距離１０km 以内の者は、全員が徒歩による帰宅が可能
・帰宅距離１０km～２０kmの者は、１０kmから１km長くなるごとに帰宅可能者が１０%ずつ低減する
・帰宅距離２０km以上の者は、全員が帰宅不可能
・平常時の交通手段が徒歩や自転車の場合、災害時でも徒歩や自転車で帰宅が可能

９．２ 帰宅困難者発生に伴う影響【 危機管理課 】

帰宅困難者の発生に伴い、次のような影響が考えられる。

⑴ 地域の災害対応力の低下

平日の通勤・通学後に大規模地震が発生した場合、約１３，１００人の市民が帰宅できず地域に戻れなくなることから、大規模地震の発生直後は、マンパワー不足となり地域の災害対応力が低下する。

⑵ 市内駅周辺等での混乱の発生

市内には、約７，４００人の帰宅困難者が発生すると予測されていることから、鉄道の運行停止により、市内の駅周辺等では、帰宅できない大量の駅前滞留者が発生し混乱する。

≪参考≫東日本大震災（平成２３年３月１１日(金)午後２時４６分地震発生）では、鉄道が運行停止となり、吉川駅周辺で駅前滞留者が発生したが、中央公民館等で一時滞在した帰宅困難者数は、概ね４０人程度であった。

⑶ 被害の拡大

発災直後からの多くの徒歩帰宅者により幹線道路は混乱し、緊急車両の通行障害による救出、救助への支障の発生や二次災害などにより、被害が拡大する。

⑷ 通信手段の喪失

多くの帰宅困難者が家族等の安否確認や情報収集のために、携帯電話等で通話することによって、通信網に負荷がかかり輻輳の発生や電気通信事業者による通信規制が行われる。

９．３ 帰宅困難者支援体制の整備【 危機管理課、鉄道事業者、学校教育課、保育幼稚園課、保育所、事業所等 】

⑴ 帰宅困難者対策の普及啓発

市民や市内の事業所等に対して、「自らの安全は自ら守る」、「むやみに移動を開始しない」ことを基本として、徒歩帰宅に必要な装備（帰宅グッズ）の準備、家族との連絡手段（災害用伝言ダイヤル１７１、携帯電話事業者の災害用伝言板等）、徒歩帰宅経路の事前確認を実行するよう啓発する。

⑵ 事業所等における対策

事業所等は、上記について、自社従業員等の安否確認手段の確保に努めるとともに、自社従業員等に普及啓発を行うものとする。

また、自社従業員等を一定期間留めるために、食料、飲料水等の備蓄、災害時のマニュアル作成や情報の提供などの体制整備に努めるとともに、訪問者や利用者が事業所内で被災した場合において、自社従業員等と同様の保護ができる対策を検討する。

さらに、留まった従業員が可能な範囲で、地域の応急・復旧活動にも参加するよう努めるものとする。

⑶ 一時滞在施設の確保

市、鉄道事業者、県は、駅周辺の混乱を防止し、帰宅が可能となるまで待機場所がない者を一時的に滞在させるための施設を公共施設や民間施設を問わず、幅広く確保するとともに、一時滞在施設に食料、飲料水、看板等の必要な物資の備蓄に努めるも

のとする。

口一時滞在施設候補（市の公共施設）

駅名	施設名	一時滞在場所	想定収容人数	駅からの距離
吉川駅	視聴覚ライブラリー	多目的室	約 80 人	約 0.1km
	中央公民館	ホール	約 500 人	約 1.1km
吉川美南駅	児童館ワンダーランド	多目的ホール・体育館	約 330 人	約 1.4km
	吉川美南地区公民館	公民館貸室	約 140 人	約 1.0km

注）想定収容人数は、座席数、定員、面積等から算出

(4) 保育所、学校等における対策

保育所、学校等は、乳幼児・児童・生徒等の安全確保及び保護に万全を期すとともに、保護者が帰宅困難者となって、保護者による乳幼児等の引き取りが困難な場合に備えて、災害時における保護者との連絡方法や一定期間、保育所・校舎等に留める対策についても、防災・減災マニュアル等に定めるものとする。

また、市内の民間保育所や自治会、自主防災組織などとの協力体制の整備に努めるとともに、食料、飲料水等の必要な物資の備蓄に努める。

(5) 鉄道事業者における対策

鉄道事業者は、駅を一時滞在場所として提供できるよう受入体制の整備を図るとともに、市が一時滞在施設を開設した場合は、一時滞在施設の経路を示す地図の配布や駅頭での掲示等、必要な情報を提供できるよう支援体制の整備を図るものとする。

(6) 関係機関との連携

① 帰宅支援施設の充実

隣接している東京都や区、県内市町村と連携を図り、災害時帰宅支援ステーションの拡大・拡充を図るとともに、帰宅支援道路を整備し、沿線事業者による徒歩帰宅支援（飲料水、情報、トイレなど）を推進する。

≪参考≫

・埼玉県石油業協同組合との協定

ガソリンスタンドを一時休憩所として、徒歩帰宅者に利用させる内容の協定を九都県市（埼玉県、東京都、千葉県、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）の取組みで各都県の石油業協同組合と締結している。

・フランチャイズチェーン（コンビニエンスストア、外食店舗）、ファミリーレストランなどとの協定

コンビニエンスストア、外食店舗、ファミリーレストランなどを帰宅支援ステーションとして、トイレ、水道水、情報を提供する（ファミリーレストランについては、一時休憩所としての利用を含む）内容の協定を九都県市で締結している。

② 帰宅困難者に対する支援方策の検討

隣接している東京都や区、県内市町村、鉄道事業者等との連携を図るとともに、帰宅困難者に対する総合的な支援方策を検討する。

『【資料】第１．２「災害時応援協定等一覧」』参照

第１０　遺体の埋・火葬対策【 危機管理課 】

市は、災害時に柩、ドライアイス、遺体袋等の埋・火葬資材が不足する場合、あるいは火葬場の処理能力を超える遺体処理の必要が生じた場合に備えて、あらかじめ関係業者又は他の市町村との協定を締結するなどの事前対策を進める。

また、死者への尊厳や遺族感情に配慮するとともに、検視・検案・死体調査・身元確認の実施に資する条件を備えた施設を選定し、事前に遺体収容所として指定するよう努める。

『【資料】第２．８「火葬場」』参照

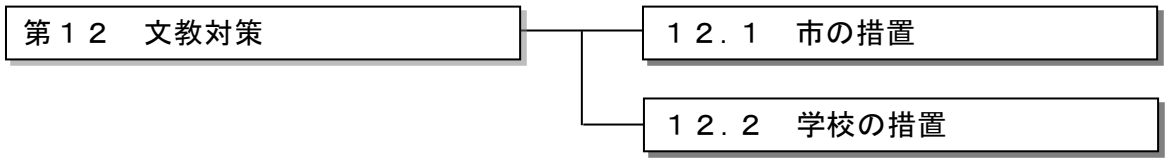
第１１　動物愛護【 環境課 】

災害時には、負傷又は逸走状態の動物が生じるとともに、動物が飼い主と避難所に避難してくることが予想される。

このため、保護された動物の飼い主の特定や避難所において他の被災者とのトラブルを回避するため、所有者の明示や災害時に備えたしつけ、餌の備蓄など、飼い主が遵守すべき事項の啓発に努める。

第１２　文教対策

震災時において、児童、生徒及び学生の生命及び身体の安全と教育活動の確保に万全を期すため事前計画を策定する。



１２．１ 市の措置【 学校教育課 】

(1) 所管する学校を指導及び支援し、災害時の教育活動を確保するための応急教育計画の策定をはじめとする応急教育に関する事前対策を推進する。

(2) 教材用品の調達及び配給の方法については、市教育委員会及び学校において、あらかじめ計画を立てておくものとする。

１２．２ 学校の措置【 小・中学校 】

(1) 学校の立地条件などを考慮したうえ、災害時の応急教育計画を樹立するとともに、指導の方法などについて明確な計画を立てる。

(2) 校長は、災害の発生に備えて以下のような措置を講じなければならない。

① 市の地域防災計画等における学校の位置付けを確認し、学校の役割分担を明確にするとともに、災害時の対応を検討して、その周知を図る。

② 児童・生徒等への防災・減災教育や災害時における保護者との連絡方法等を検討して、その周知を図る。

③ 教育委員会､警察署､消防署(団)及び保護者への連絡網及び協力体制を確立する。

④ 勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知する。

⑤ 学校においては、不時の災害発生に対処する訓練を行うものとする。

(3) 災害が発生した場合に児童、生徒及び学生の生命及び身体の安全を確保するため、防災・減災計画を作成するものとする。

なお、作成にあたっては、吉川市立小・中学校管理規則に従って計画される学校の防火及び警備の計画と整合を図るとともに、学校等の立地条件及び施設・設備を点検及び自校の弱点を確認し、防災・減災計画を作成するものとする。

(4) 児童・生徒の避難は集団行動をとるものとするが、秩序が乱れ混乱による危険のおそれが予想されるので、校長は安全な避難方法を検討するとともに、避難訓練を適宜実施するものとする。また、学校においては次のことを定め、所属職員に徹底するよう指導するものとする。

① 避難実施責任者

② 避難の順位

③ 避難誘導責任者及び補助者

④ 避難誘導の要領措置

第３節　自助、共助による防災・減災力の向上

市民や地域、事業所等の日ごろの災害への備えと災害時の的確な対応が、被害を軽減する上で最も大きな力となることは､これまでの多くの事例が示しているところであり、災害から一人でも多くの命を守るとともに、被害を軽減するために重要なのは、第一に自分や家族で取り組む「自らの身の安全は自らで守る」という自助の考え方、第二に、地域や身近にいる人同士が助け合って取り組む「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助の考え方である。

これは、市及び防災関係機関等の「公助」による災害時の火災の鎮火、救出・救助活動、避難支援、被害状況の収集、避難所運営などの応急対策活動には、限界があるからである。

このことから、市民の防災・減災思想・防災・減災知識の普及・啓発、ボランティア活動の環境整備、自主防災組織の育成強化等を図り、市民や地域、事業所等との連携による防災・減災体制の整備を推進する。

第１　防災・減災意識の高揚

第２　防災・減災訓練の充実

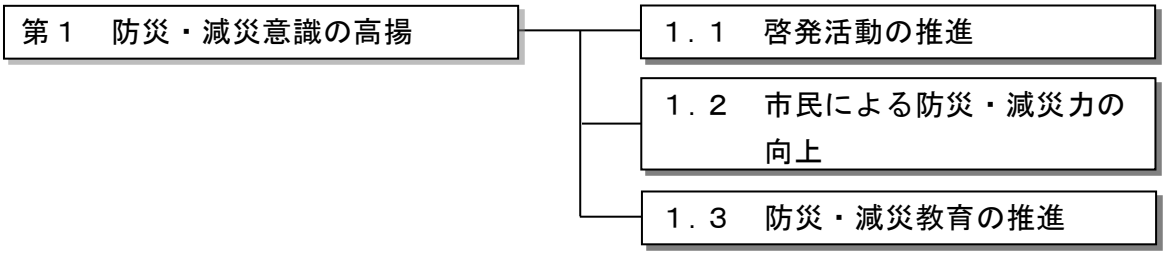
第３　自主防災組織等の育成・強化

第４　災害ボランティアとの連携

第１　防災・減災意識の高揚

災害による被害を防止し、又は軽減するためには、市及び防災関係機関等による各種の災害対策の推進とともに、市民の果たす役割は極めて大きい。

そのため、市は、市民に対し生涯を通じて体系的な教育を行うことにより、市民の災害対応力を高めるとともに、市民が地域を守る一員としての役割を認識し、積極的に防災・減災学習に取り組むための環境の整備を行う。



１．１ 啓発活動の推進【 危機管理課 】

市民を対象とする防災・減災知識の普及を図るため、啓発資料の作成及び防災・減災教育用設備や資機材の貸出し、講演会や研修会、出前講座の開催等を行う。

また、市ホームページも活用した防災・減災広報の充実を図りつつ、災害に対する知識の普及や防災・減災意識の高揚に努める。

(1) 広報紙等による防災・減災知識の普及

市発行の広報紙に防災・減災関連記事の掲載や、市ホームページへの掲載による防災・減災知識の普及・啓発を図る。

(2) 啓発資料の作成配布

防災・減災知識の普及・啓発を図るため、減災マップ、防災・減災に関するポスター、リーフレット、小冊子等の啓発資料を作成配布する。

(3) 埼玉県防災学習センター等の周知

埼玉県の防災環境や地震、暴風雨などの災害時の対処方法など、市民の自発的な防災・減災学習の促進を図るため、埼玉県防災学習センター等の周知を図る。

(4) 緊急地震速報の普及・啓発

市民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報についての普及・啓発を図る。

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きしたときは、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅など屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下等に隠れる。 ＜注意＞ ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉を開けて避難路を確保する。
駅やスーパー等の集客施設	構内放送や館内放送又は係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 ＜注意＞ ・あわてて出口・階段等に殺到しない。 ・吊り下がっている照明等の下からは退避する。
屋外	ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車の運転中	後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ハザードランプを点灯する等して、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。 大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキを避ける等、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

(5) 災害情報入手手段の普及・啓発

市民が自ら災害情報などを入手できるよう市や県、携帯電話事業者などで行っている地震や気象警報などの登録制メールを周知し、登録を促進する。

(6) 過去の災害教訓の周知

市は、過去に起こった大規模災害の教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民に閲覧できるよう公開に努めるものとする。

１．２ 市民による防災・減災力の向上【 市民 】

市民は、自分自身や家族の命、身体、財産などを守るため、自ら防災・減災意識を高めるとともに、日ごろから災害に備えた防災・減災対策に取り組むなど、防災・減災力の向上に努める。

(1) 家庭内での防災・減災対策への取組み

市民は、災害時に被害を防止し、又は軽減するため、家庭内での防災・減災対策に取り組むよう努める。特に、次の５つを重点的に取り組むよう努める。

① 住宅の耐震化
（特に昭和５６年５月３１日以前の耐震基準で建設した住宅）

② 家具、電化製品、照明等の転倒・落下・移動の防止対策
（家具等の固定、配置の工夫など）

③ 食料、飲料水、生活必需品などの備蓄
（最低３日・推奨１週間以上の備蓄、特に要配慮者用に必要な品目の備蓄）

④ 簡易トイレ・使い捨てトイレの備蓄
（最低３日・推奨１週間以上）

⑤ 災害時の家族との連絡手段の確認
（災害用伝言ダイヤル「１７１」、携帯電話の災害用伝言板の利用など）

⑥ 保険・共済等への加入
（生活再建への事前からの備えとして、地震保険・共済等への加入）

(2) 防災・減災訓練などへの参加・協力

市民は、災害時の防災・減災行動力の向上を図るため、市や自主防災組織などが行う防災・減災訓練などの防災・減災活動への協力に努めるとともに、自発的な参加に努める。

(3) 過去の災害教訓の伝承

市民は､行政などが行う災害に関する調査や資料収集などの協力に努めるとともに、自ら次世代に災害から得られた教訓の伝承に努める。

１．３ 防災・減災教育の推進【 危機管理課、学校教育課、消防本部、事業所等 】

児童･生徒や事業所の防災担当者及び防災･減災上重要な施設の防災要員等を対象に、学校教育の場や講演会等により、防災・減災知識の普及・啓発、実践的な防災・減災行動力の向上に努める。

(1) 学校における防災・減災教育の実施

学校における防災・減災教育は、学級活動や学校行事を中心として、安全教育の一環として行う。特に、避難、発災時の危険回避及び安全な行動の仕方について、児童・生徒の発達段階に即した指導を行う。

① 学校行事としての防災・減災教育
防災・減災意識の全校的な盛り上がりを図るため、防災専門家や災害体験者の講演、地震体験車等による地震模擬体験を実施する。

② 教科目による防災・減災教育
社会科や理科の授業の一環として、自然災害の発生の仕組み、現在の防災・減災

対策、災害時の正しい行動等について教育を行う。

③　教職員に対する防災・減災研修

災害時の教職員のとるべき行動とその意識、児童・生徒に対する防災・減災教育要領、負傷者の応急手当要領、火災発生時の自衛消防活動、被災した児童・生徒の心のケア、災害時に特に留意する事項について研修を行い、その内容の周知徹底を図る。

(2) 事業所等の防災・減災教育の実施

事業所の防火管理者は、企業の社会的な位置付けを十分に認識し、従業者に対して防災・減災研修や防災・減災教育を積極的に実施する。

(3) 防災・減災上重要な施設における防災・減災教育の実施

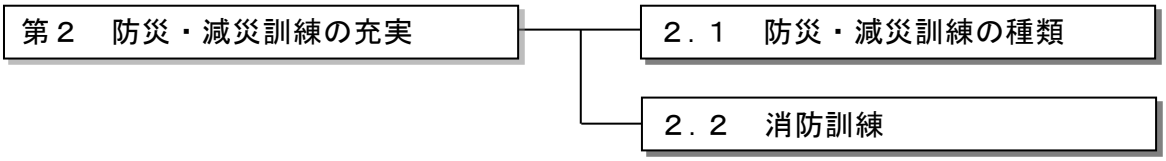
病院及び社会福祉施設の施設管理者は、施設職員等に避難誘導等に関する十分な教育、訓練活動を行うよう指導する。

第２　防災・減災訓練の充実

災害時の応急対策活動が円滑に行われるためには、平常時から防災・減災訓練を実施し、災害に備えておく必要がある。

このため、防災・減災業務に従事する関係者の防災・減災実務の習熟と実践的能力を涵養し、防災関係機関、市民との連携と防災・減災体制の強化を目指し、防災・減災訓練を継続的に実施していく。

また、市民は、防災・減災対策の重要性を理解し、各種の防災・減災訓練への積極的・自主的な参加、家庭での防災・減災会議の実施等の防災・減災行動を継続的な実施に努める。



２．１ 防災・減災訓練の種類【 関係機関 】

(1) 市、防災関係機関が実施する防災・減災訓練

①　総合防災・減災訓練等

大規模な地震、水害などの災害の発生を想定し、市民と防災関係機関が一体となり、関係機関相互の協力体制を緊密にすることを目的として総合防災・減災訓練を実施するとともに、個別に避難訓練や避難所開設・運営訓練、水防訓練等の各種応急対策活動訓練を実施する。

防災・減災訓練に際しては、災害時における市民一人ひとりの行動の重要性に鑑み、市民の防災・減災知識の普及・啓発、防災・減災意識の高揚及び防災・減災行動力の強化を図るため、広く市民の参加を求めるものとする。

②　災害図上訓練（ＤＩＧ）、避難所運営ゲーム（ＨＵＧ）

災害図上訓練（ＤＩＧ）は、地図を用いて、地域の課題などを整理し、平常時の事前対策と発災時の災害対応などを検討することを目的として実施する。

避難所運営ゲーム（ＨＵＧ）は、避難者の年齢や性別、国籍やそれぞれが抱える事情が書かれたカードを用いて、避難所内の避難者等の配置や避難所で起こる出来事にどう対応するかを模擬体験し､避難所の運営を学ぶことを目的として実施する。

(2) 事業所、自主防災組織が実施する防災・減災訓練

災害時の行動に習熟するため、住民相互の協力のもと日ごろから訓練を行い、自らの生命及び財産の安全を確保する。

①　事業所の訓練

学校、病院、工場、事業所等その他の消防法で定められた防火対象物の防火管理者は、その定める消防計画や防災・減災計画などに基づき消火・通報及び避難訓練を実施する。

また、地域の一員として地域の防災組織の実施する防災・減災訓練にも積極的に参加する。

② 自主防災組織の訓練

各自主防災組織は、市民の防災・減災行動力の強化、防災・減災意識の向上、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るために、市や消防機関の指導のもと地域の事業所とも協調して組織的な訓練を実施する。

(3) 防災・減災訓練における要配慮者、女性等の参加促進

防災・減災訓練を実施する際は、要配慮者や女性などの参加を求めるとともに、要配慮者に十分配慮し、地域の支援体制が整備されるよう努める。また、災害時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

２．２ 消防訓練【 消防本部、消防団 】

消防機関は、市民の生命、身体及び財産を保護するため、あらゆる災害形態を想定した実効性の高い訓練を実施する。

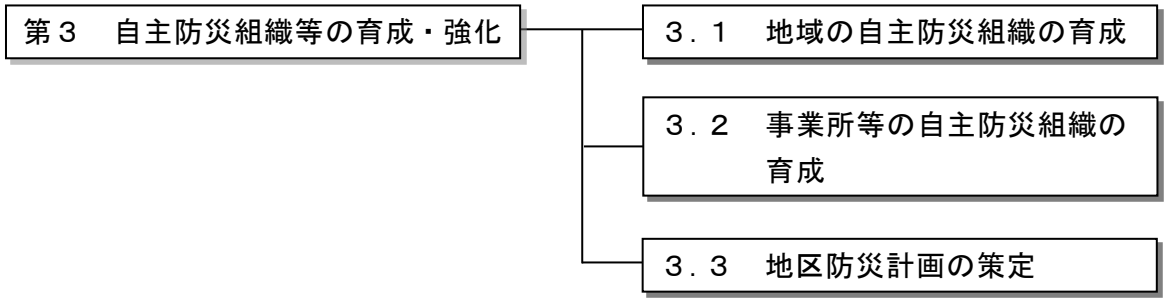
実施方法は、消防職員、消防団員を中心として、必要に応じて、関係機関の協力を得て実施する。

第３　自主防災組織等の育成・強化

大規模な災害時には、市・消防・警察等の防災関係機関は、組織の全機能を挙げて防災・減災活動を行うこととなるが、道路及び橋梁の損壊や通信施設の途絶等により災害対策活動が阻害されることが予想される。

そこで、市民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識のもと、災害から地域住民の生命、身体及び財産を守るために自主的な防災・減災活動を行う組織が必要となってくる。

このような防災・減災活動が効果的に行われるよう、地域ごとに自主的な防災組織の育成を図るとともに、日ごろから防災・減災意識の高揚と防災・減災知識の普及に努め、防災・減災体制の強化を推進するものとする。



３．１ 地域の自主防災組織の育成【 危機管理課、消防本部 】

災害による被害を防止し、又は軽減するためには、行政のみならず市民の自主的な防災・減災活動が重要である。このため、地域の実情に応じて自治会等を中心に自主防災組織の育成を図る。なお、育成にあたっては、組織の強化及び活性化を図るため、多様な世代や女性などの参画の促進に努める。

(1) 自主防災組織の結成促進

市は、自主防災組織の結成を促進するため、あらゆる機会をとらえて地域における自主防災組織の重要性を啓発し、自治会等を中心とする地域に密着した自主防災組織の組織率の向上を推進する。

① 広報活動

広報紙等を活用し、自主防災・減災に関する認識を深める広報活動を積極的に展開する。

② 出前講座等の開催

自治会等を対象として、自主防災・減災に関する出前講座等を開催する。

③ 自主防災組織づくりの支援

自主防災組織を設置するために必要な資料等を提供するとともに、自治会等を中心とした自主防災組織づくりを推進するための支援策を講じる。

(2) 自主防災組織の育成

市は、自主防災組織の防災・減災知識・技術の向上を図るため、消防機関と連携を図り、パンフレット等の作成・配布及び防災・減災訓練への助言、指導を行うとともに、自主防災組織に対してリーダーの育成や組織の更新などに対する支援を行うもの

とする。なお、自主防災組織における女性の参画を促進させるため、女性リーダーの育成に努める。

(3) 自主防災組織への支援

市は、市民の自主防災組織が活動する上で必要な防災資機材や備蓄物資の整備及び諸活動に対し支援を行うものとする。

『【資料】第２．９「自主防災組織一覧」』、【資料】第２．１０「吉川市自主防災組織助成要綱」参照

□自主防災組織の主な活動内容

班区分	平常時の活動	災害発生時の活動
総務班	・会の庶務及び経理 ・資機材の備蓄、保守管理 ・避難行動要支援者名簿の管理 ・要配慮者の把握 ・要配慮者の避難支援者の選定など	・対策本部の設置及び運営 ・市との連携 ・活動方針の企画 ・各班との連絡、調整 ・要配慮者の避難状況等の全体把握
情報班	・防災・減災知識の普及、啓発 ・防災関連情報の収集、記録	・被害状況等の収集・報告 ・防災情報等の収集・広報 ・市、消防本部等への情報伝達
初期消火班	・初期消火訓練の実施	・初期消火
避難誘導班	・避難誘導訓練の実施	・避難誘導
救出救護班	・救出救護訓練の実施 ・要配慮者の状況把握、避難支援の確認	・負傷者等の救出、救護 ・要配慮者の安否確認、情報伝達、避難支援、保護など
給食給水班	・給食給水訓練の実施	・食料、飲料水、救援物資の調達と配分

３．２ 事業所等の自主防災組織の育成【 危機管理課、商工課、消防本部 】

事業所等の防災・減災対策は、災害時の事業所等の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）の観点から重要である。このため、市は市内の事業所等の自主防災組織の育成や事業継続力強化計画または事業継続計画（ＢＣＰ）の策定を始めとした事業所等の防災・減災対策の促進に努める。

(1) 自主防災組織の設置

事業所等に対して、防火管理者を主体に自主的な防災組織の設置を促進する。

(2) 自主防災組織の育成

市は事業所等の自主防災組織に対し、必要な指導・助言を行い、自主的な防災組織の充実を図る。

また、事業所等の管理者は、防災・減災活動に関する技術の向上のための防災・減災訓練、講習会等を実施し、自主防災組織の充実・強化を図る。

(3) 事業継続計画（ＢＣＰ）の策定等の防災・減災対策の促進

事業所等の管理者は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するよう努めるとともに、防災・減災体制の整備、防災・減災訓練、各種の災害に対する事業所の施設・設備の安全化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災・減災活動の推進に努めるものとする。また市は、こうした取組みに資する情報提供等に努める。

(4) 企業の防災・減災力向上のための環境整備

市は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災・減災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災・減災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災・減災力向上の促進を図るものとする。また、市は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災・減災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災・減災に関するアドバイスを行なうものとする。

３．３ 地区防災計画の策定【 危機管理課 】

地区防災計画は、地区内の居住者及び事業者が、「自助」・「共助」の精神に基づき、自発的に地区の特性に応じた防災・減災活動を推進するために定めるものである。

市は、地区防災計画の制度内容等を周知するとともに、作成支援などを行い、地区における自発的な防災・減災活動を促進し、ボトムアップ型の防災・減災力の向上を図る。

(1) 計画の内容

地区防災計画に定める主な内容は次のとおりとする。なお、その他、地区の特性に応じた項目を地区防災計画に定めるものとする。

・計画の名称　・計画の対象範囲（位置・区域）　・基本方針（目的）
・活動目標（指標等）　・活動体制　・防災・減災訓練　・物資及び資材の備蓄
・地区居住者等の相互支援　・長期的な活動予定　など

(2) 計画の提案手続き

地区内の居住者及び事業者（以下「地区居住者等」という。）は、共同して、市防災会議に対し、市地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案するときは、次に掲げる書類等を提出するものとする。

① 共同して計画提案を行おうとする地区居住者等の全員の氏名及び住所又は所在地を記載した提案書
② 地区防災計画の素案
③ 計画提案を行うことができる者であることを証する書類
（住民票、法人の登記事項証明書など）

(3) 市地域防災計画への計画の規定

市防災会議は、地区居住者等から計画の提案が行われたときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。なお、必要がないと決定したときは、その旨及びその理由を地区居住者等に通知する。

また、地区防災計画は、地区防災計画の名称を市地域防災計画の本編に定め、当該地区防災計画の本体を資料編に定めるものとする。

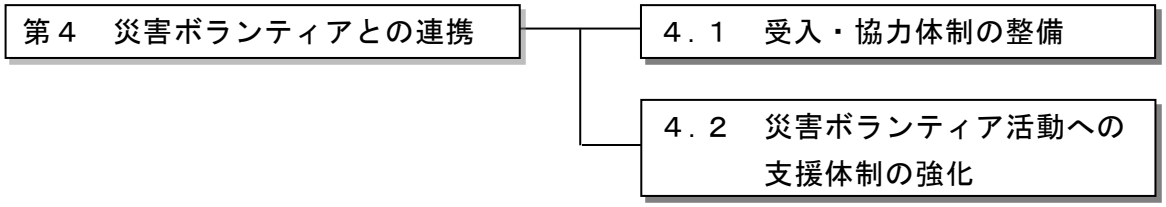
(4) 計画の促進

地区居住者等は、市地域防災計画に地区防災計画が定められた場合、地区防災計画に基づき、防災・減災活動を実施するよう努めるものとする。また、防災・減災訓練などの検証結果などを踏まえ、定期的に地区防災計画の見直しを行うよう努めるものとする。

第４　災害ボランティアとの連携

災害時におけるボランティア活動は被災地の救援・救護活動に重要な役割を担うことから、市は、民間の団体あるいは個人のボランティアとの連携協力の仕組みを平常時から構築しておく必要がある。

ここでは、災害時にボランティアとの連携協力が円滑に行えるような環境を整備するために必要な施策を定める。



４．１ 受入・協力体制の整備【 地域福祉課 】

市は、大規模な災害時に、地域外からのボランティア等を円滑に受け入れるために、市社会福祉協議会と連携し、ボランティアの受入・協力体制の整備を推進する。

吉川市内に災害が発生した場合には、市と市社会福祉協議会との協定に基づき、市から市社会福祉協議会に災害ボランティアセンターの設置・運営を要請することから、「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」の作成や開設訓練などを通じて、平常時からその連携に努める。

４．２ 災害ボランティア活動への支援体制の強化【 地域福祉課 】

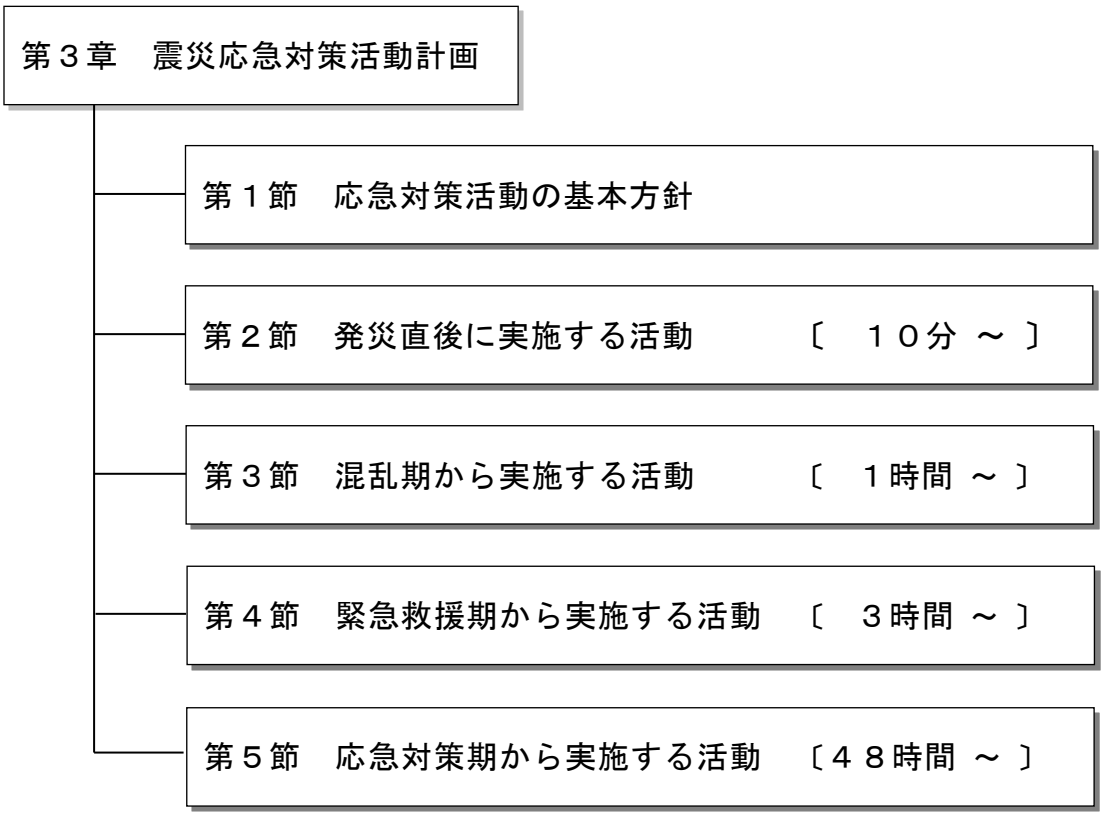
市は、災害が発生した場合、災害ボランティアの活動拠点となる災害ボランティアセンターの設置を市社会福祉協議会へ要請し、ボランティアの派遣先のコーディネートや活動に必要な資機材等を貸与する。

第３章　震災応急対策活動計画

大規模地震に対する応急対策活動計画は、組織の編成、情報の収集・伝達、人命救助、火災の消火等、発災後直ちに必要となる活動と、避難収容、給水、給食などのように、被害状況に応じ発災後ある程度の時間を経て必要となる活動とに大きく分けられる。

本章は、大規模地震発生後における応急対策活動を迅速かつ効率的に実施するため、地震発生からの時間の経過に応じた活動計画とする。

≪ 施策の体系 ≫



≪ 震災応急対策活動計画の構成内容 ≫

第１節　応急対策活動の基本方針

第１　初動対応の時間区分
第２　体制の種別と配備基準
第３　非常配備体制と組織図
第４　非常配備体制と事務分掌
第５　緊急初動体制の編成

第２節　発災直後に実施する活動（１０分～）

第１　地震情報の収集
第２　勤務時間外時の職員の自主参集
第３　勤務時間外時の参集途上における被害状況の把握
第４　避難所の開設
第５　重要事項の決定
第６　災害対策本部の設置準備
第７　初動体制の準備
第８　交通対策

第３節　混乱期から実施する活動（１時間～）

第１　非常配備体制への移行
第２　消防活動
第３　水防活動
第４　避難対策
第５　人命にかかわる災害情報等の収集・報告
第６　人命にかかわる広報活動
第７　広域応援要請
第８　自主防災組織の活動

人命の救出・救助を最優先とした活動

第４節　緊急救援期から実施する活動（３時間～）

第１　緊急輸送体制の確立
第２　医療救護
第３　緊急給水体制の確立
第４　緊急食料供給体制の確立
第５　緊急生活必需品供給体制の確立
第６　防災拠点施設における通信、電力、ガスの応急復旧
第７　二次災害防止活動
第８　帰宅困難者対策
第９　行方不明者の捜索、遺体の収容処理、埋火葬
第 10　災害ボランティアの確保
第 11　災害救助法の適用
第 12　防疫・保健衛生活動
第 13　要配慮者への配慮

被災者の生命の維持、生活確保に必要な緊急活動

第５節　応急対策期から実施する活動（４８時間～）

第１　応急対策期の情報管理
第２　応急対策に係る広報活動
第３　土木施設被害応急復旧
第４　災害廃棄物等の処理
第５　住宅対策
第６　農業対策
第７　文教対策
第８　義援金品の受付・配分
第９　ライフライン施設の応急対策

被災者の生活支援に必要な応急活動

第１節　応急対策活動の基本方針

大規模地震時には「発災直後」、「混乱期」、「緊急救援期」、「応急対策期」の４段階の時期区分を設定し、それぞれの活動目的を明確にした配備体制とする。

第１　初動対応の時間区分

第２　体制の種別と配備基準

第３　非常配備体制と組織図

第４　非常配備体制と事務分掌

第５　緊急初動体制の編成

第１　初動対応の時間区分【 全職員 】

発災に伴う応急対策の実施に際しては、次に示す時間区分を考慮して被災状況に応じて求められる応急活動をきめ細かく、適切に実施出来るよう努めるものとする。

＜応急対策に係る時間の流れ＞

発災時	⇨	発災直後	⇨	混乱期	⇨	緊急救援期	⇨	応急対策期
～１０分		１０分 ～１時間		１時間 ～３時間		３時間 ～４８時間		４８時間～

注）この区分は、あくまでも活動の目安となるものであり、災害状況に応じて弾力的な対応をとること。

第２　体制の種別と配備基準【 全職員 】

地震発生後に迅速で有効な応急対策を行うため､職員の動員配備を徹底するとともに、夜間・休日等における初動体制の確保を図る。また、災害対策の活動に当たって本市のとるべき体制の種別、配備基準は、次のとおりとする。

なお、気象庁では、震度６弱以上の緊急地震速報を特別警報に位置づけているが、緊急地震速報の発表の有無にかかわらず、本市のとるべき体制の種別、配備基準は、次のとおりとする。

＜活動体制と配備基準＞

配備の区分	地震発生時の配備基準	活動内容	災対本部の設置
警戒体制	○原則として市域に**「震度４」**の地震が発生したとき	情報の収集及び報告を任務として活動する体制（※）	無
緊急体制	○原則として市域に**「震度５弱」**の地震が発生したとき	被害状況の調査及び非常体制の実施に備えて活動する体制	無
非常体制	○原則として市域に**「震度５強以上」**の地震が発生したとき	災害対策本部を設置して、全職員を動員し、市の組織及び機能のすべてを挙げて活動する体制	有

（※震度４の地震が発生したとき､河川管理者において河川管理施設等の点検を実施する。

※「南海トラフ地震臨時情報」が発表されたときには、上表にかかわらず、その内容により必要に応じた配備区分を設定

【参考】県（令和３年３月）の地震時の配備基準等

配備区分	配備基準	活動内容	本部等の設置
情報収集体制	○原則として**「震度５弱」**の揺れが発生した場合	主として情報の収集及び報告を任務として活動する体制	災害即応室を設置する
警戒体制	○原則として**「震度５強」**の揺れが発生した場合	災害状況の調査、災害応急対策業務又は非常体制の実施に備えて活動する体制	
非常体制	○原則として**「震度６弱以上」**の揺れが発生した場	組織及び機能のすべてを挙げて活動する体制	本部を設置する

※「南海トラフ地震臨時情報」が発表されたときには、上表にかかわらず、その内容により必要に応じた配備区分を設定

≪参考：緊急地震速報の概要≫

●気象庁は、震度５弱以上の揺れが予測された場合、震度４以上が予想される区域に対し、緊急地震速報を発表する。なお、埼玉県は、「埼玉県北部」、「埼玉県南部」、「埼玉県秩父」の３つの区域に分かれており、吉川市は、「埼玉県南部」に属する。

●緊急地震速報の発表は、テレビ、ラジオ、携帯電話のエリアメール、受信端末などにより周知が行われる。その他、市では、震度５弱以上の揺れが予想された場合、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）により、市防災行政無線が自動起動し、放送が流れる。

●緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では、強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

第３　非常配備体制と組織図【 全職員 】

本市は、本市に**「震度５強以上」**の地震が発生した場合、速やかに次に示す非常配備体制に従い、応急活動を実施する。

□非常配備体制（災害対策本部）組織表

本部長：市長　副本部長：副市長、市民生活部長　本部員：参与、教育長、各室部局長、消防長				
本部員	部	班	担当課等	兼務
市民生活部長	総括部	総括班	危機管理課	道路課
			政策室（職員担当）	河川下水道課
政策室長	広報情報部	広報情報班	政策室（職員担当以外）	
			庶務課（情報管理担当）	
総務部長 会計管理者	市民財務部	市民支援班	市民課	課税課
				収納課
		被害調査税務班	課税課	
			収納課	
		財政班	財政課	
		出納班	会計課	
議会事務局長	議会部	議会班	議会事務局	
こども福祉部長	福祉救援部	生活再建班	地域福祉課	
		要配慮者支援班	障がい福祉課	
			長寿支援課	
		保育班	保育幼稚園課	
			保育所	
			こども発達センター	
			子育て支援センター	
健康長寿部長		避難所班	庶務課（文書担当）	地域福祉課
			市民サービスセンター	子育て支援センター
			子育て支援課	障がい福祉課
			児童館ワンダーランド	こども発達センター
			国保年金課	保育幼稚園課
			スポーツ推進課	保育所
			市民参加推進課	長寿支援課
			生涯学習課	学校教育課
			中央公民館	教育センター
			監査委員事務局	給食センター
	医療救護部	救護班	健康増進課	
産業振興部長	環境物資部	環境衛生班	環境課	
			環境センター	
		産業物資班	商工課	教育総務課
			企業誘致担当	
			農政課	
			農業委員会事務局	
都市計画部長	応急対策部	住宅対策班	都市計画課（公園緑地担当以外）	
			開発建築課	
			吉川美南駅周辺地域整備課	
			工事検査課	
都市建設部長		土木施設班	道路課	
			都市計画課（公園緑地担当）	
		下水道・河川施設班	河川下水道課	
		水道施設・給水班	水道課	
教育部長	教育部	教育施設班	教育総務課	生涯学習課
		学校教育班	学校教育課	
			教育センター	
		給食班	給食センター	
消防長	吉川松伏消防組合		吉川市消防団	

第４　非常配備体制と事務分掌【 全職員 】

非常配備体制における災害対策本部の応急活動内容は、別紙のとおりとする。

なお、災害対策本部の運営は次のとおりとし、あらかじめ、災害対策本部の設置及び運営に関するマニュアルを策定し、その周知徹底を図っておくものとする。

１　災害対策本部の運営

本部長は、副本部長及び本部員で構成する市災害対策本部会議を開催し、災害予防及び災害応急対策の総合的な基本方針を決定する。

２　災害対策本部の所掌事務

次の事項に関して、本部の基本方針を決定する。

(1) 本部の設置及び廃止に関すること。
(2) 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。
(3) 避難情報の発令又は解除に関すること。
(4) 避難所の開設又は閉鎖に関すること。
(5) 災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）の適用に関すること。
(6) 市町村の相互応援に関すること。
(7) 埼玉県、自衛隊及び公共機関に対する応援要請に関すること。
(8) 各部の連絡調整に関すること。
(9) 防災・減災対策に要する経費の支弁に関すること。
(10) その他、災害対策に関する重要事項の決定等に関すること。

３　部の設置

災害対策本部に部を設置し、市災害対策本部会議の決定した方針に基づき災害対策の活動の実施に当たる。

４　現地災害対策本部の設置

本部長は、被災地における応急対策を迅速かつ強力に実施する場合は、現地災害対策本部を設置することができる。

『【資料】第２．１１「吉川市災害対策本部条例」』参照

別　紙

□災害対策本部の事務分掌（災害対策本部・総括部）

部名等	班名等	担当部署等	事務分掌
災害対策本部	本部長	市　　長	●災害対策活動に係る重要事項を決定すること。
			●本部の事務を統轄し、職員の指揮監督を行うこと。
	副本部長	副　市　長 市民生活部長	●本部長を補佐し、本部長に事故のあるときは、その職務を代理すること。
	本部員	参　　与 教　育　長 政策室長 総務部長 会計管理者 議会事務局長 こども福祉部長 健康長寿部長 産業振興部長 都市計画部長 都市建設部長 教育部長 消　防　長	●収集された災害情報に基づき、災害対策活動方針の検討に関すること。 ●災害対策本部の決定事項の指揮命令に関すること。 ●本部長の命を受け本部の事務に従事するほか、必要に応じて現地におもむき指揮監督に関すること。 ●部の業務を掌理し、所属職員の指揮監督を行うこと。
	本部連絡員	市長が指名した各職員	●各部における収集情報及び災害対策活動実施状況の本部への伝達に関すること。 ●本部決定事項の各部への伝達に関すること。
総括部	総括班	危機管理課 政策室（職員担当） ※道路課 ※河川下水道課 ※は兼務	●各部職員の動員に関すること。 ●災害対策本部の設置及び開設に関すること。 ●災害対策本部会議の運営に関すること。 ●地震情報、気象予報・警報等の収集伝達に関すること。 ●防災行政無線等の運用、保安及び確保に関すること。 ●被害状況の総括取りまとめに関すること。 ●避難情報の発令等に関すること。 ●避難所・福祉避難所の開設等の指示に関すること。 ●避難状況の総括取りまとめに関すること。 ●応急・復旧対策の実施状況の総括取りまとめに関すること。 ●県災害対策本部への報告に関すること。 ●県、市町村及び防災関係機関に対する応援要請及び受入れに関すること。 ●消防、警察その他防災関係機関との連絡調整に関すること。 ●自衛隊の災害派遣要請及び受入れに関すること。 ●消防、警察、「救護班」等への救出・救助・救護の活動要請に関すること。 ●ヘリコプターによる輸送手段の確保に関すること（消防本部への離着陸場の開設及び運行支援の協力依頼含む。）。 ●本部の活動記録に関すること。 ●災害対策要員のローテーション計画の作成に関すること。 ●公用車の配車に関すること。 ●職員等の食料、飲料水等の確保に関すること。 ●災害救助法の適用事務に関すること。（広報情報班と調整）

□災害対策本部の事務分掌（広報情報部）

部名等	班名等	担当部署等	事務分掌
広報 情報部	広報 情報班	政策室（職員担当以外） 庶務課（情報管理担当）	●災害情報の現地収集(パトロール班の編成)に関すること。
			●本部長、副本部長（副市長）の秘書に関すること。
			●職員の安否確認、被災状況の把握に関すること。
			●消防本部、警察との被害状況の情報共有に関すること。
			●各班からの被害情報の収集､各班への情報伝達に関すること。
			●各班、消防、警察からの市民の人的被害情報、安否情報の収集に関すること。
			●「避難所班」からの避難施設の被害情報、及び避難者等の避難情報、被害情報の収集に関すること。
			●「要配慮者支援班」からの要配慮者の人的被害情報・安否情報・避難情報、及び要配慮者利用施設の被害情報の収集に関すること。
			●交通機関の被害情報の収集に関すること。
			●交通機関の応急・復旧対策の要請に関すること。
			●交通規制状況の把握に関すること。
			●ライフラインの被害情報の収集に関すること。
			●ライフラインの応急･復旧対策の要請に関すること。
			●近隣市町の被害状況、災害対応状況等の収集に関すること。
			●災害の撮影記録に関すること。
			●市民、来訪者への避難情報の伝達に関すること。
			●市民、帰宅困難者への災害情報の広報に関すること。
			●自治会、自主防災組織への災害情報、生活情報の伝達及び被害情報の収集に関すること。
			●外国人に対する情報提供等に関すること。
			●避難者に対する生活情報の広報に関すること。
			●被災者に対する生活支援情報等の広報に関すること
			●報道機関に対する発表、取材対応に関すること。
			●報道機関との連絡調整・情報交換・要請に関すること。
			●県、警察との広報調整に関すること。
			●関係防災機関の広報内容の把握に関すること。
			●庁内関係者への防災情報の広報に関すること。
			●情報紙の作成、配付に関すること。
			●災害見舞い及び視察者の対応に関すること。

□災害対策本部の事務分掌（市民財務部・議会部）

部名等	班名等	担当部署等	事務分掌
市民 財務部	市民 支援班	市民課 ※課税課 ※収納課 ※は兼務	●電話交換業務に関すること。
			●被災市民の総合相談窓口の開設、相談業務及び被災者支援に関する各種申請書の受理に関すること。
			●罹災証明書の発行事務に関すること。（火災以外） （被害調査、被災者台帳の作成は、「被害調査税務班」）
			●市民の安否確認、避難確認の窓口業務に関すること。
			●安否情報システムの運用等に関すること。
			●「広報情報班」からの市民の安否情報、避難情報の収集に関すること。
			●市外からの避難者の受入れ窓口業務、把握に関すること（「広報情報班」への受入れ状況の報告含む。）。
			●全国避難者情報システムの運用等に関すること。
	被害調査 税務班	課税課 収納課	●被災住宅の被害認定調査に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。
			●「広報情報班」からの市民の人的被害、建物被害等の情報の収集に関すること。
			●被災者台帳（人的・建物等）の作成に関すること。
			●被災者に対する市税の減免及び徴収猶予に関すること。
	財政班	財政課	●市庁舎、公共施設（教育部所管施設以外）の応急危険度判定調査に関すること（建築技師）。
			●市庁舎、公共施設（他課で管理している公共施設は除く。）、市有財産の被害状況の把握、応急修理に関すること（「広報情報班」への報告含む。）。
			●公用車の手配・管理、燃料の確保に関すること。
			●災害対策関係予算及び資金に関すること。
			●国、県等の補助金に関すること。
			●被災住宅の応急危険度判定調査に関すること（建築技師：住宅対策班への応援）
			●被災住宅の被害認定調査に関すること（建築技師：被害調査税務班への応援）
	出納班	会計課	●災害対策に必要な現金及び物資の出納に関すること。
議会部	議会班	議会事務局	●議会との情報共有に関すること。

□災害対策本部の事務分掌（福祉救援部）

部名等	班名等	担当部署等	事務分掌
福祉 救援部	生活再建班	地域福祉課	●救援物資、義援金品の受領及び管理・配分に関すること（総括班、避難所班と調整）。
			●災害弔慰金及び被災者生活再建支援金等の支給及び被災者に対する災害援護資金等の貸付けに関すること。
			●災害ボランティアセンターの開設及び運営に関すること（市社会福祉協議会との連絡調整）。
			●行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関すること。
	要配慮者 支援班	障がい福祉課 長寿支援課	●避難行動要支援者への情報伝達、避難支援に関すること。
			●避難行動要支援者の安否情報、避難情報の収集及び報告に関すること。
			●要配慮者利用施設への災害情報の伝達、被害情報の収集及び報告に関すること。
			●福祉避難所の開設、管理、運営に関すること（総括班、避難所班と調整）。
			●福祉避難所の食料、飲料水、生活必需品、日常用具等の需要把握、本部への調達要請、管理及び配給に関すること。
			●要配慮者の福祉避難所、社会福祉施設等への誘導・移送に関すること（避難所班と調整）。
			●行方不明者の捜索窓口の設置、遺体の収容、埋火葬に関すること。
			●「避難所班」への応援に関すること。
	保育班	保育幼稚園課 保育所 こども発達ｾﾝﾀｰ 子育て支援ｾﾝﾀｰ	●保育所児童の避難、救護及び保護（保護者の帰宅困難対策含む。）に関すること。
			●応急保育に関すること。
			●保育所施設等の応急修理及び災害復旧工事に関すること。
			●「避難所班」への応援に関すること。
	避難所班	庶務課（文書担当） 市民ｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ 子育て支援課 児童館ﾜﾝﾀﾞｰﾗﾝﾄﾞ 国保年金課 スポーツ推進課 市民参加推進課 生涯学習課 中央公民館 監査委員事務局 ※地域福祉課 ※子育て支援ｾﾝﾀｰ ※障がい福祉課 ※こども発達ｾﾝﾀｰ ※保育幼稚園課 ※保育所 ※長寿支援課 ※学校教育課 ※教育センター ※給食センター ※は兼務	●避難所の開設及び管理・運営に関すること。
			●避難所施設の被害状況の把握及び報告に関すること。
			●施設利用者の避難及び救護に関すること（施設のみ）。
			●避難者、帰宅困難者の避難所への誘導に関すること。
			●避難状況・避難者の被害状況の収集及び報告に関すること。
			●帰宅困難者の一時滞在の受入れ、把握及び報告に関すること。
			●要配慮者の配慮事項等の収集及び報告に関すること。
			●福祉避難所の本部への開設要請に関すること。
			●食料、飲料水、生活必需品等の需要把握、本部への調達要請、管理及び配給に関すること。
			●避難者等からの情報による救出・救助・救護活動の本部への活動要請に関すること。

□災害対策本部の事務分掌（医療救護部・環境物資部）

部名等	班名等	担当部署等	事務分掌
医療 救護部	救護班	健康増進課	●医療救護所の設置に関すること。
			●病院、診療所等への災害情報の伝達、被害情報の収集及び報告に関すること。
			●医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関との連絡調整・応援要請に関すること。
			●避難所、福祉避難所、在宅要配慮者宅への巡回医療の実施に関すること。
			●草加保健所との連絡調整に関すること。
			●救急医療機関との連絡調整に関すること。
			●負傷者等の搬送支援、消防との連絡調整に関すること。
			●防疫に関すること。
			●医薬品等の調達に関すること。
環境 物資部	環境 衛生班	環境課 環境ｾﾝﾀｰ	●環境衛生対策に関すること。
			●そ族昆虫駆除に関すること。
			●ごみ処理に関すること。
			●し尿処理に関すること。
			●関係団体へのがれきの撤去、運搬等の応援要請に関すること。
			●災害廃棄物の一時保管場所の確保、処理に関すること。
			●動物愛護・猛獣対策に関すること。
	産業 物資班	商工課 企業誘致担当 農政課 農業委員会事務局 ※教育総務課 ※は兼務	●食料・飲料水・生活必需品等の調達、配分、運送、及び管理に関すること（総括班と調整）。
			●救出用資機材の調達に関すること。
			●応急対策活動用資機材の調達に関すること。
			●輸送車両の調達に関すること。
			●緊急通行車両に関すること。
			●県トラック協会への協力要請に関すること。
			●農地、農業用施設の被害調査に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。
			●農地・農業用施設の応急・復旧対策に関すること。
			●農産物・園芸作物の被害調査に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。
			●農産物・園芸作物の応急・復旧対策に関すること。
			●家畜の防疫に関すること。
			●商工業関係の被害調査（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。
			●被災者台帳（農業・商工業関係）の作成に関すること。
			●被災事業者等に対する融資支援制度等の広報に関すること（広報情報班と調整）。
			●悪質商法等の防犯情報の広報に関すること（広報情報班と調整）。

□災害対策本部の事務分掌（応急対策部）

部名等	班名等	担当部署等	事務分掌
応急対策部	住宅対策班	都市計画課（公園緑地担当以外） 開発建築課 吉川美南駅周辺地域整備課 工事検査課	●避難所の応急危険度判定調査に関すること（教育施設班と調整）。
			●被災住宅の応急危険度判定調査に関すること。
			●被災住宅の応急修理に関すること。
			●被災宅地危険度判定調査に関すること。
			●災害危険区域の警戒及び巡視に関すること。
			●事業区域の被害調査に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む）。
			●事業区域の応急修理及び災害復旧工事に関すること。
			●野外避難所の設営及び管理に関すること。
			●一時入居施設の確保に関すること。
			●応急仮設住宅等の用地確保に関すること。
			●応急仮設住宅の建設及び維持・管理に関すること。
			●被災住宅の応急修理に関すること。
			●市有建物の応急修理に関すること。
	土木施設班	道路課 都市計画課（公園緑地担当）	●道路、橋梁、公園等の被害調査、記録及び応急修理に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む）。
			●道路、橋梁、公園等の災害復旧工事に関すること。
			●緊急輸送道路の確保に関すること（「広報情報班」へ確保状況の報告含む。）。
			●道路障害物の除去作業に関すること（環境衛生班と調整）。
			●市建設業協会等との連絡及び協力要請に関すること。
			●交通対策に関すること
			●「総括班」への応援に関すること（道路課のみ）。
	下水道・河川施設班	河川下水道課	●下水道施設の被害調査、記録及び応急修理に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む）。
			●下水道施設の災害復旧工事に関すること。
			●河川の被害調査、記録及び応急修理に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。
			●河川の災害復旧工事に関すること。
			●排水対策に関すること。
			●「総括班」への応援に関すること。
	水道施設・給水班	水道課	●被災者への応急給水に関すること。
			●給水方針に関すること。
			●応急給水情報の広報に関すること（広報情報班と調整）
			●水道施設の被害調査、記録及び応急修理に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。
			●水道施設の災害復旧工事に関すること。
			●災害時の水源確保に関すること。
			●吉川市管工事協同組合、日本水道協会埼玉県支部への協力要請に関すること。

□災害対策本部の事務分掌（教育部）

部名等	班名等	担当部署等	事務分掌
教育部	教育施設班	教育総務課 ※生涯学習課 ※は兼務	●避難所、社会教育施設（教育部所管施設）の応急危険度判定調査に関すること（住宅対策班と調整）。
			●学校教育施設、社会教育施設の被害調査、記録及び応急修理に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。
			●学校教育施設、社会教育施設の災害復旧工事に関すること。
			●文化財の被害調査及び記録に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。
			●文化財の復旧に関すること。
			●被災住宅の応急危険度判定調査に関すること（建築技師：住宅対策班への応援）
			●被災住宅の被害認定調査に関すること（建築技師：被害調査税務班への応援）
			●「産業物資班」への応援に関すること。（教育総務課のみ）
			●「避難所班」への応援に関すること。（生涯学習課のみ）
	学校教育班	学校教育課 教育センター	●児童、生徒の避難、救護及び保護（保護者の帰宅困難対策含む。）に関すること。
			●児童、生徒及び職員の被害状況の把握に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。
			●被災児童、生徒及び職員の保健衛生に関すること。
			●被災児童､生徒の学用品等の支給に関すること。
			●学校施設の避難所使用等に関すること。
			●応急教育に関すること。
			●「避難所班」への応援に関すること。
	給食班	給食センター	●被災者及び災害救助従事者への炊き出し及び配給に関すること。
			●応急給食に関すること。
			●「避難所班」への応援に関すること。

□災害対策本部の事務分掌（吉川松伏消防組合・吉川市消防団）

部名等	班名等	事務分掌
吉川松伏消防組合	総括班	●警防本部運営の総括に関すること。
		●災害対応の総合分析判断に関すること。
		●災害対策本部との連絡調整に関すること。
		●他都道府県及び市町村等の消防部隊の対応に関すること。
	警防班	●災害情報及び部隊、人員の整理に関すること。
		●消防班及び消防団の運用に関すること。
		●他都道府県及び市町村等の警防部隊の活動拠点確保に関すること。
		●作戦会議の運営及び庶務に関すること。
	総務班	●消防職員の人事管理に関すること。
		●庁舎に関すること。
		●報道対応に関すること。
	予防班	●警防本部各班の情報連絡に関すること。
		●災害状況及び災害活動の記録に関すること。
		●危険物施設等の安全措置に関すること。
	指令班	●消防通信の運用に関すること。
		●出動指令に関すること。
		●災害状況等の情報収集に関すること。
	指揮班	●現場指揮に関すること。
		●現地における被害の状況及びその対応状況の把握に関すること。
		●増強部隊の編成に関すること。
		●関係機関の現地派遣職員との調整。
		●現場広報に関すること。
	消防班	●増強部隊の編成に関すること。
		●現地における被害の状況及びその対応状況の把握に関すること。
		●消防車両、資機材に関すること。
		●関係機関の現地派遣職員との調整。
		●現場指揮に関すること。
		●災害の警戒、防御、鎮圧及び予防に関すること。
		●救急救助活動に関すること。
		●現場広報に関すること。
		●災害の警戒及び防御並びに警戒区域の設定に関すること。
		●避難者の誘導に関すること。
吉川市消防団	団長 副団長	●災害対応の総合分析判断に関すること。
		●現場指揮に関すること。
		●災害現場における被害の状況及びその対応状況の把握に関すること。
		●応急救護所等に関すること。
	第1分団～第13分団	●消防長または消防署長の所轄の下に消防署受持区域の災害の警戒及び防御並びに警戒区域の設定の行動に関すること。

第５　緊急初動体制の編成【 全職員 】

本市に震度５強以上の地震が勤務時間外に発生した場合、非常配備体制が整うまでに相当な時間を要すると予測される。その上、大きな被害の発生は人命にかかわる諸対策の緊急かつ優先的な実施が求められる。

そのため、本市の被災状況の情報及び職員の参集状況等を勘案し、本市の定めている非常配備体制の組織計画では、適切な応急対策活動ができないと判断した場合は、その状況に応じた緊急初動体制を編成した対応とする。

第２節　発災直後に実施する活動

地震発災直後において、班体制が確立する前に、本市が行う初動活動は次のとおりとする。

第１　地震情報の収集

第２　勤務時間外時の職員の自主参集

第３　勤務時間外時の参集途上における被害状況の把握

第４　避難所の開設

第５　重要事項の決定

第６　災害対策本部の設置準備

第７　初動体制の準備

第８　交通対策

第１　地震情報の収集【 全職員 】

職員は、地震を体感した場合、震度情報を得るように努める。

１　地震、緊急地震速報の覚知

(1) 勤務時間内

①　危機管理担当職員

ア　直ちに、自分の身を守る行動をとる。

イ　計測震度計、災害オペレーション支援システム、テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災情報の登録制メール等により地震情報の収集を行う。

※「震度５弱以上」の地震が発生した場合

ウ　庁内放送等を通して、地震情報を職員、来庁者等へ周知する。

エ　防災行政無線、登録制メール等により、震度情報等を市民等へ周知する。

オ　災害対策本部の設置（震度５強以上）など、災害対策活動体制を整備する。

②　その他職員

ア　直ちに、自分の身を守る行動をとるとともに、来庁者等の安全確保を図る。

イ　施設内が危険な場合は、屋外の安全な場所へ来庁者等とともに、避難する。

※「震度５弱以上」の地震が発生した場合

ウ　応急対策活動に備える。

(2) 勤務時間外

①　全職員

ア　直ちに、自分の身を守る行動をとるとともに、家族等の安全確保を図る。

イ　テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災情報の登録制メール等により吉川市内の地震情報の収集を行う。

ウ　職員自身の自主参集の基準に従い、参集行動などをとる。

第２　勤務時間外時の職員の自主参集【 全職員 】

勤務時間外に**「震度４」**の地震が発生した場合、あらかじめ指定された職員は勤務場所に自主参集し、地震情報、被災情報等の収集、確認に当たる。

「震度５弱以上」の地震発生を覚知した場合、職員は動員計画に従い、所定の場所へ自主参集する。

＜活動内容と手順＞

１　自主参集の開始

(1)「震度４」の場合

あらかじめ指定された職員は、勤務場所に自主参集する。

(2)「震度５弱」の場合

あらかじめ指定された職員は、勤務場所に自主参集する。

(3)「震度５強以上」の場合

全職員は、市役所等、所定の場所に自主参集する。

なお、あらかじめ指定された職員は、指定された避難所等を経由して、所定の場所に参集する。

『【本文】本編 本章 第３節「第５ 人命にかかわる災害情報等の収集・報告」(P171～178)』参照

２　参集に際しての注意

(1) 原則、オートバイ、自転車、徒歩による参集
(2) 食料、飲料水、ラジオ、最小限の衣服等の携帯
(3) 活動しやすい服装及びヘルメット・軍手等の着用
(4) 通信機器（携帯電話、アマチュア無線等）の携帯（保有者のみ）
(5) 参集途上において火災又は人身事故等に遭遇したときは、付近住民と協力して適切な処置をとること。

第３　勤務時間外時の参集途上における被害状況の把握【 全職員 】

自主参集する職員は、参集途上において人命にかかる災害情報を収集しなければならない。

なお、参集途上における被害状況の把握は、迅速な参集を第一として、その範囲で把握した情報を報告するものである。

『【本文】本編 本章 第３節「第５ 人命にかかる災害情報等の収集・報告」(P171～178)』参照

第４　避難所の開設【 避難所班、教育施設班、学校教育班、住宅対策班、総括班 】

「避難所班」は、「教育施設班」「学校教育班」の支援を受け、地域住民や自治会及び自主防災組織等と協力し、避難所を開設するとともに、避難所へ市民を誘導する。なお、避難所が崩壊等の理由で使用不能な場合は、その旨を「広報情報班」に連絡するとともに、代替場所の確保に努めるものとする。

「教育施設班」及び「住宅対策班」は、避難所の応急危険度判定を行う。

開設及び誘導を行った後は、「総括班」と連絡調整を図りながら、施設の運営体制の確立に努めるとともに、「救護班」と協力し、医療救護所等の設置準備を行うものとする。

【本文】『本編 第３章 第３節「第４ 避難対策」(P156～170)、第４節「第２ 医療救護(P202～204)」』参照

第５　重要事項の決定【 本部長等 】

災害対策本部体制が機能する以前の段階において、次の事項の意志決定を行う。

＜活動内容と手順＞

１　勤務時間外における重要事項の意志決定方法

本部長に事故があった場合又は本部長が欠けた場合の本部長代行の順位は、次のとおりである。

第１順位　副市長
第２順位　市民生活部長
第３順位　政策室長

２　勤務時間内における重要事項の意思決定方法

勤務時間内に地震が発生した場合、本部長、副本部長、本部員等は、次に示す「３　意思決定事項」で記載する項目について協議し、必要な意思決定を行う。

なお、迅速を要するときは、在庁又は連絡可能な最上級意志決定者において専決する。

３　意志決定事項

(1) 災害対策本部の設置
(2) 避難情報の発令
(3) 広域応援要請
(4) 自衛隊災害派遣要請
(5) 災害救助法の適用
(6) その他重要事項の決定
　① 配備体制
　② 災害情報、被害情報の分析とそれに伴う対策活動の基本方針
　③ 災害対策に要する経費
　④ その他

第６　災害対策本部の設置準備【 総括班、財政班 】

次の手順により、災害対策本部の設置準備を行う。

＜活動内容と手順＞

１　庁舎被災状況等の確認

「財政班」は、庁舎の被災状況等を確認する。

(1) 建物、庁内破損状況、電気、水道、ガス、ガラス等の被災状況

(2) 庁内の火気、危険物の点検

(3) 通信機器の機能点検
障害がある場合は、直ちに東日本電信電話(株)に対応を要請する。

(4) 非常電源の機能点検
故障の場合は、修理業者への連絡、又は東京電力パワーグリッド(株)川口支社へ対応を要請する。

(5) 庁舎周辺の外部状況の確認

(6) 確認事項について「広報情報班」へ報告
班員が不在のときは登庁している本部長、副本部長又は本部員へ報告する。

２　庁内での災害対策本部の設置

「総括班」は、庁舎３階会議室に災害対策本部を設営する。

３　庁舎被災時の災害対策本部の設置

庁舎が被災し、庁内での本部設置が不可能な場合は、吉川松伏消防組合消防本部に設置する。

４　電話回線の確保

(1) 災害時の緊急連絡用として、災害時優先電話の使用ルールを確認する。

(2) 一般加入電話の集中によって、防災・減災対策に支障をきたした場合には、衛星通信車載局や特設公衆電話の配備等について、東日本電信電話(株)埼玉事業部へ要請する。

５　埼玉県等への第１報

(1) 本市から県への第１報は、被害の発生直後に必要事項を報告する。なお、情報の伝達方法は、次の順位により行う。

① 災害オペレーション支援システムへの入力

② 県防災行政無線ＦＡＸ（衛星系、地上系）:「発生速報（様式第１号)」
※県に報告できない場合は、直接、消防庁を通じて内閣総理大臣に報告する。

③ 連絡員を県災害対策本部春日部支部（東部地域振興センター）へ派遣する。
※非常通信として、有線通信、防災行政無線等が使用できない場合には、電波法の規定に基づき、関東地方非常通信構成員の協力を得て、他機関の無線通信施設を

利用した非常通信を行うことができる。

(2) 報告する内容は、次のとおりとする。なお、第１報は、「総括班（危機管理課長)」が把握できた範囲の情報を直ちに報告する。

① 勤務時間外

ア 庁舎内及び庁舎周辺の被害状況

（人的・建物の被害、火災の発生、電気・水道・電話・県防災行政無線・執務室等の庁舎の設備の状況、参集人数等）

イ 自主参集時に収集した人的・建物・火災等にかかる災害情報の概数

② 勤務時間内

ア 庁舎内及び庁舎周辺の被害状況

（人的・建物の被害、火災の発生、電気・水道・電話・県防災行政無線・執務室等の庁舎の設備の状況、参集人数等）

６ その他災害対策本部設置に必要な準備活動

(1) 来庁者、庁舎内にいる職員等の安全を確認し、来庁者を避難所等安全な場所へ誘導する。

(2) テレビ、ラジオからの地震・災害情報の視聴体制をとる。

(3) 庁内の危険箇所の立入り禁止規制を実施する。

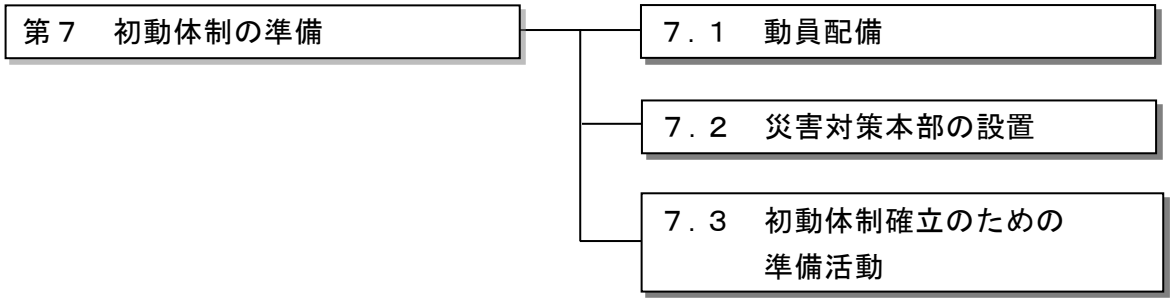
□報告先及び通信手段等

報告先		通信手段		番　号	
県	本部 （災害対策課）	一般加入電話		電話	048-830-8181
				FAX	048-830-8159
		防災行政無線電話	地上系	電話	(発信特番)-200-951
				FAX	(発信特番)-200-950
			衛星系	電話	(発信特番)-200-951
				FAX	(発信特番)-200-950
		危機管理防災部当直(時間外)		電話	048-830-8111
				FAX	048-830-8119
	春日部支部 （東部地域振興センター）	一般加入電話		電話	048-737-1110
				FAX	048-737-9958
		防災行政無線電話	地上系	電話	(発信特番)-276-951
				FAX	(発信特番)-276-950
			衛星系	電話	(発信特番)-276-951
				FAX	(発信特番)-276-950
消防庁	平日(9:30～18:15) 応急対策室	ＮＴＴ東日本回線		電話	03-5253-7527
				FAX	03-5253-7537
		消防防災行政無線		電話	TN-90-49013
				FAX	TN-90-49033
		地域衛星通信ネットワーク		電話	TN-048-500-90-49013
				FAX	TN-048-500-90-49033
	上記以外 宿直室	ＮＴＴ東日本回線		電話	03-5253-7777
				FAX	03-5253-7553
		消防防災行政無線		電話	TN-90-49102
				FAX	TN-90-49036
		地域衛星通信ネットワーク		電話	TN-048-500-90-49102
				FAX	TN-048-500-90-49036

『【様式】様式第１号「発生速報」』参照　　(注)TN は、回線選択番号を示す。

第７　初動体制の準備

本市は、勤務時間内外を問わず、人的被害の防止・軽減を図るため、いち早く被災情報の収集を行い、状況に応じた的確な応急対策活動体制をとる。なお、勤務時間外では参集した限られた職員数で効果的な活動を実施するために、**「震度５強以上」**の地震が発生した場合は、災害対策本部を速やかに設置し、被災の状況や職員の参集状況等に応じた班を編制し、緊急初動体制を準備する。



７．１ 動員配備【 総括班 】

地震災害に対処するため、本部長等は『**【本文】本編 本章 第１節「第２ 体制の種別と配備基準」**（P118～119）』に示す配備基準に応じた配備体制をとり、別紙に示す職員の動員配備を行う。

なお、本部長不在の場合の意志決定者については、『**【本文】本編 本章 第２節「第５ 重要事項の決定」**（P135）』に従うものとする。また、事前に指定された本部員の参集が不可能である場合は、副部長級をもって充てるものとする。

別紙

□配備体制別動員計画表（１／２）

災害対策本部の組織		通常組織	統括本部員/統括副本部員	班長課	警備体制（震度４）	緊急体制（震度５弱）	非常体制（震度５強）
本部長		市長					◎
副本部長		副市長					◎
		市民生活部長				※	◎
本部員		参与					◎
		教育長					◎
		政策室長				※	◎
		総務部長					◎
		会計管理者					◎
		議会事務局長					◎
		こども福祉部長					◎
		健康長寿部長					◎
		産業振興部長					◎
		都市計画部長				※	◎
		都市建設部長				※	◎
		教育部長				※	◎
		消防長					◎
総括部	総括班	危機管理課	市民生活部長	□	○	◎	◎
		政策室（職員担当）				○	◎
		＊道路課			○	◎	◎
		＊河川下水道課			○	◎	◎
広報情報部	広報情報班	政策室（職員担当以外）	政策室長	□		◎	◎
		庶務課（情報管理担当）				○	◎
市民財務部	市民支援班	市民課	総務部長 会計管理者	□		○	◎
		＊課税課					◎
		＊収納課					◎
	被害調査税務班	課税課		□			◎
		収納課					◎
	財政班	財政課		□		○	◎
	出納班	会計課		□			◎
福祉救援部	生活再建班	地域福祉課	こども福祉部長	□		○	◎
	要配慮者支援班	障がい福祉課		□		○	◎
		長寿支援課				○	◎
	保育班	保育幼稚園課		□			◎
		保育所					◎
		こども発達ｾﾝﾀｰ					◎
		子育て支援ｾﾝﾀｰ					◎

注）○印は、指定された職員の動員を示す。
注）◎印は、課等に属する職員全員又はその職にある者の動員を示す。
注）□印は、班長を担当する課を示す。
注）※印は、本部員であるが、動員する部の統括者としての動員を示す。
注）＊印は、兼務課を示す。

□配備体制別動員計画表（２／２）

災害対策本部の組織		通常組織	統括本部員/統括副本部員	班長課	警備体制（震度４）	緊急体制（震度５弱）	非常体制（震度５強）
福祉救援部	避難所班	庶務課（文書担当）	健康長寿部長			○	◎
		市民サービスセンター				○	◎
		子育て支援課		□		○	◎
		児童館ワンダーランド				○	◎
		国保年金課				○	◎
		スポーツ推進課				○	◎
		市民参加推進課				○	◎
		生涯学習課				○	◎
		中央公民館				○	◎
		監査委員事務局				○	◎
		＊地域福祉課				○	◎
		＊子育て支援センター				○	◎
		＊障がい福祉課				○	◎
		＊こども発達センター				○	◎
		＊保育幼稚園課				○	◎
		＊保育所				○	◎
		＊長寿支援課				○	◎
		＊学校教育課				○	◎
		＊教育センター				○	◎
		＊給食センター				○	◎
医療救護部	救護班	健康増進課	健康長寿部長	□			◎
環境物資部	環境衛生班	環境課	産業振興部長	□			◎
		環境センター					◎
	産業物資班	商工課		□			◎
		企業誘致担当					◎
		農政課					◎
		農業委員会事務局					◎
		＊教育総務課					◎
応急対策部	住宅対策班	都市計画課（公園緑地担当以外）	都市計画部長	□		◎	◎
		開発建築課				◎	◎
		吉川美南駅周辺地域整備課				◎	◎
		工事検査課				◎	◎
	土木施設班	道路課	都市建設部長	□	○	◎	◎
		都市計画課（公園緑地担当）			○	◎	◎
	下水道・河川施設班	河川下水道課		□	○	◎	◎
	水道施設・給水班	水道課		□	○	◎	◎
教育部	教育施設班	教育総務課	教育部長	□		◎	◎
		＊生涯学習課					◎
	学校教育班	学校教育課		□		◎	◎
		教育センター					◎
	給食班	給食センター		□			◎
吉川松伏消防組合		吉川市消防団	消防長				◎

注）○印は、指定された職員の動員を示す。
注）◎印は、課等に属する職員全員又はその職にある者の動員を示す。
注）□印は、班長を担当する課を示す。　注）＊印は、兼務課を示す。

７．２ 災害対策本部の設置【 総括班 】

勤務時間内外を問わず、**「震度５強以上」**の地震が発生した場合は、速やかに災害対策本部を設置する。災害対策本部は、庁舎３階会議室に設置し、本庁舎が被災した場合は、吉川松伏消防組合消防本部に設置する。

なお、本部長不在の場合の意志決定者については、**『【本文】本編 本章 第２節「第５ 重要事項の決定」（P135）』**に従うものとする。

『【資料】第２．１１「吉川市災害対策本部条例」』参照

＜活動内容と手順＞

１ 緊急初動体制の編成

「総括班」は、市内の被災情報、職員の参集状況等から災害対策本部の基本編成では緊急事態に対して十分な対応ができないと判断するときは、適宜人員を必要な部班に編入して対応する。

＜対応事例＞

① 避難所への食料の配給が「産業物資班」だけでは十分に実施できない場合
「環境衛生班」の編成を見直し、可能な人員を「産業物資班」に編入する。

② 傷病人が多く「救護班」だけでは対応できない場合
「保育班」を「救護班」に編入する。

２ 本部設置の報告

報告先	担当	報告・通知の方法
各部	広報情報班	庁内放送、庁内ネットワーク、ＦＡＸ、電話、口頭等
県災害対策課	総括班	災害オペレーション支援システム、県防災行政無線ＦＡＸ、電話等
市民	広報情報班	市ホームページ、登録制メール、減災アプリ、ＳＮＳ、ケーブルテレビ、広報車、報道発表等
自治会・自主防災組織	広報情報班	メール、ＦＡＸ、電話等
防災関係機関	総括班	メール、ＦＡＸ、電話等
防災会議委員	総括班	メール、ＦＡＸ、電話等
報道機関等	広報情報班	メール、ＦＡＸ、電話等

『【資料】第２．１２「防災関係機関一覧」』参照

７．３ 初動体制確立のための準備活動【 総括班 】

「総括班」は、初動活動が効率的に実施できるようにするために、物的準備や本部長、副本部長及び本部員への連絡及び初動各班の活動指示を行う。

＜活動内容と手順＞

１ 物的準備として次の活動を実施する。

(1) 災害対策本部室の確保
(2) 通信機器、テレビ、ラジオ、ＦＡＸ、パソコン、プリンター、コピー機の準備
(3) 要員用の食料、飲料水、毛布の確保

(4) 管内地図、住宅地図、掲示板、ホワイトボードの用意
(5) 車両、燃料及び駐車場の確保
(6) 被害状況連絡表その他の書式類の確保
(7) 関係防災機関の名簿・連絡先・連絡手段の用意
(8) その他災害対策用資機材の確保

２　「総括班」の指揮命令系統の確認及び事務分担の調整
各班の連絡員を選任する。

３　本部長、副本部長及び本部員の日程調整及び不在本部員への連絡

４　初動各班の参集人員の確認（定期的に各班から報告させる。）

５　被害規模の概要把握（「広報情報班」から報告を受ける。）

６　初動活動を実施するように各班へ指示する。
人的被害の防止・軽減を最重要課題とした処置をとること。

第８　交通対策【 土木施設班（道路管理者） 】

道路管理者は、発災後直ちに応急対策活動や避難路の確保等のため、吉川警察署との連携のもとに適切な処置をとるものとする。

□道路管理者等による交通対策

実施者		内　容	根拠法
道路管理者	国土交通大臣 知　事 市　長	１　道路の破損、欠壊その他の事由に因り交通が危険であると認められる場合 ２　道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法 第４６条 第１項
警察	公安委員会	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき	災害対策基本法 第７６条 第１項
		道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるとき	道路交通法 第４条 第１項
	警察署長	道路交通法第４条第１項に規定する歩行者又は車両等の通行の禁止その他の交通の規制のうち、適用期間の短いもの	道路交通法 第５条 第１項

	警 察 官	1　車両等の通行が著しく停滞したことにより道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合において、当該道路における交通の円滑を図るためやむを得ないと認めるとき 2　道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるとき	道路交通法 第６条 第２項、 第４項

＜活動内容と手順＞

１　情報の連絡、共有

道路管理者は、災害が発生した場合、道路の被害状況や障害物の状況を速やかに調査する。調査を行う際は、緊急輸送道路、緊急交通路及び避難路に指定されている路線から優先的に調査を行うものとする。なお、調査の結果、通行上の支障箇所を発見したときは、その路線名、箇所、拡大の有無、迂回路線の有無その他被災の状況等を速やかに県（統括部)、「広報情報班」、消防本部に報告するものとする。

また、道路管理者は、被災地の実情及び道路、交通の状況に関する情報を警察と相互に連絡をとる。交通対策が必要な場合は、事前に道路交通の禁止又は制限の対象、区間及び理由を相互に通知するものとし、交通規制を行ったときには、災害オペレーション支援システムにより県に報告するとともに、「広報情報班」、消防本部に報告する。

２　迂回路の選定

道路の交通対策を行った場合は、吉川警察署と連絡協議の上、迂回路の設定を行い、交通の混乱を未然に防止する。

３　道路標識等の設置

車両の通行を禁止し、又は制限する措置を講じた場合は、規制の対象、期間等を表示した標識を設置する。ただし、緊急を要する場合で、標識を設置することが困難なときは、必要に応じて警察官又は「土木施設班」が現地において指導するなどの措置を講じるものとする。

４　警戒区域の設定等

地震が発生した場合、速やかに道路、橋梁の通行可否の調査を実施し、通行不能又は障害のある地域については、警戒区域の設定、交通対策を行うとともに、障害物の除去等により災害対策に必要な車両の通行路線を確保する。なお、警戒区域を設定し、又は交通対策を行うときは、あらかじめ吉川警察署長と協議する。

５　広報

道路の交通対策等の措置を講じた場合は、表示板の掲示又は報道機関を通じ、一般通行者に対して、広報することにより、交通にできる限り支障のないように努めるとともに、交通緩和や安全に向けた協力を求めるものとする。

６　通行禁止等における義務及び措置命令

(1) 車両の運転手の義務

道路の区間にかかる通行禁止等が行われたとき、又は区域にかかる通行禁止等が行われたときは、車両を速やかに他の場所に移動する。

(2) 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両その他の物件の所有者等に対して緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命ずる。

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官又は消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両又は消防用緊急車両の通行のため、同様の措置を講ずる。（「災害対策基本法第７６条、第７６条の２、第７６条の３」要略）

(3) 道路管理者による放置車両等の措置

道路管理者は、災害復旧に関する工事又は除雪その他の道路の維持の施行のため緊急やむを得ない必要がある場合においては、道路に長時間放置された車両について、現場に当該車両の運転をする者その他当該車両の管理について責任がある者がいないときに限り、当該車両を移動することができる。（「道路法第６７条の２」要略）

また、道路管理者は、緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合においては、区間を指定し、緊急車両の妨げとなる放置車両や立ち往生車両等の運転者等に対して、移動を命令することができる。なお、運転者の不在時等においては、道路管理者自ら車両を移動することができる。（「災害対策基本法第７６条の６」要略）

□交通対策の要領

○地震発生と同時に、走行中の全車両を道路の左側に寄せて停止させ、道路中央部分を緊急輸送車両等の通行路として確保する。

○混乱している交差点や主要道路等の近くに公園、空き地その他車両の収容可能な場所があるときは、道路上の車両をできるだけそこに収容し、車道をあけるようにする。

『【本文】本編 第２章 第２節 第６「６．１ 緊急輸送道路の整備」（P90～93）』参照

第３節　混乱期から実施する活動

本市は、大規模地震の発生に伴い広範囲にわたる出火や家屋の倒壊等が考えられるため、防災関係機関と協力して一刻も早い救出活動や消火・防火活動を実施する必要がある。

そのため、本市は応急対策の活動体制を確立し、人命の救出・救助を最優先とした活動を実施するものとする。

第１　非常配備体制への移行

第２　消防活動

第３　水防活動

第４　避難対策

第５　人命にかかわる災害情報等の収集･報告

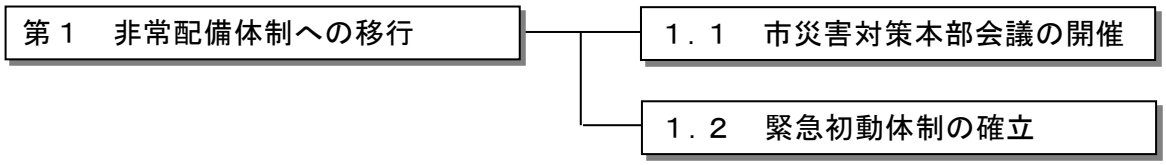
第６　人命にかかわる広報活動

第７　広域応援要請

第８　自主防災組織の活動

第１　非常配備体制への移行

本市の緊急初動体制は、災害発生時から混乱期を経て、災害事態やライフラインの復旧状況又は職員の参集状況を考慮した上で、逐次非常配備体制へ移行を図る。



１．１ 市災害対策本部会議の開催【 総括班 】

本部長は、参集している副本部長及び本部員で構成する市災害対策本部会議を開催し、当面の初動活動方針を決定する。

＜活動内容と手順＞

１　開催

(1) 会議は、本部連絡員又は庁内放送を通じて、本部長が必要の都度招集し、開催するものとする。

(2) 本部員は、それぞれの分掌事項について会議に必要な資料を提出しなければならない。

(3) 本部長は、必要と認められるときは、関係防災機関を会議に出席させるものとする。

２　協議事項

災害対策本部は、応急対策など的確、迅速な防災・減災活動を実施するに当たっての基本方針を協議し、早急に実施すべき事項を決定する。

なお、会議を開催するいとまのないときは、在庁又は連絡可能な最上級意志決定者において専決する。

３　決定事項の周知

会議の決定事項のうち、関係職員に周知を要するものについては、本部連絡員や班長を通じて、速やかにその徹底を図るものとする。

１．２ 緊急初動体制の確立【 総括班 】

＜活動内容と手順＞

１　職員の確保

(1) 「総括班」の長は、初動各班の参集状況を確認し、緊急を要する班へ職員の重点配置を行う。

(2) 各部の長は、災害対策活動を実施するに当たり職員が不足し、他部班の職員の応援を受けようとするときは、「総括班」の長あてに次の要領で要請を行う。

① 各部の長は、その所掌事務を処理するに当たり職員が不足し、自部内他班の職員

を動員してもなお不足するときは、「総括班」の長に要請する。

② 「総括班」の長は、前記の応援要請を受けた場合、市の職員をもって不足すると判断したきは、県又は他の市の職員や防災関係機関等の派遣を要請する。

２ 災害の長期化に備えた対策要員のローテーション計画作成

３ 来庁者への対応

災害対策本部へ直接来庁してくる被災者には、適宜避難所等へ誘導する。

また、苦情や相談に対する市の窓口は一本化し、「市民支援班」で対応する。

４ 報道機関への対応

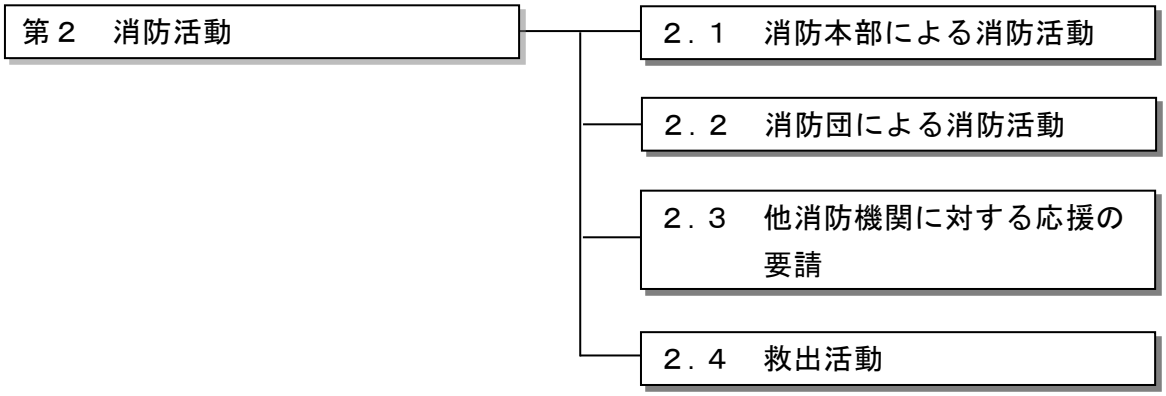
「広報情報班」は、プレスルームを設置し、取材に来る報道機関に対応する。なお、「広報情報班」からの報道機関への災害情報の提供は、提供時間を決めて行う。

第２　消防活動

地震による被害の発生は、家屋の倒壊等による被害もさることながら、同時多発的に発生する火災による被害も大きい。

そのため、消防本部は、平常時から市民や事業者に対し、出火防止と初期消火の徹底について呼びかけを行うとともに、消防団を含めて、その全機能を挙げて延焼拡大防止に努め、災害状況に対応した防御活動を展開し、大規模地震時の火災から市民の生命及び財産を守らなければならない。

吉川松伏消防組合消防本部及び消防団による震災時における消防・救出活動は次のとおりである。



２．１ 消防本部による消防活動【 消防本部 】

大規模地震の発生に伴い吉川松伏消防組合消防本部は、直ちに次の消防活動に当たるものとする。

＜活動内容と手順＞

１　情報収集及び伝達

(1) 被災情報の把握

迅速な消防・救急救助活動を実施するために、あらゆる手段を利用し、被害状況の早急かつ的確な把握に努める。

□被災情報の把握

初動活動	必要情報	収集先
消防活動	①火災の発生状況 ②延焼地域の状況 ③水道施設の被害状況 ④危険物の流出等の状況 ⑤道路の被害状況	・消防署 ・警察署 ・消防団 ・市の各機関
救急救助活動	①救急救助事案の発生状況 ②病院等医療施設の被害状況 ③道路の被害状況 ④建物の倒壊状況	・消防署 ・警察署 ・消防団 ・自主防災組織 ・市民からの通報 ・参集職員 ・テレビ等の映像情報

(2) 情報の伝達

消防本部は災害の状況を本部長に報告し、応援要請等の手続きに遅れのないよう対処する。

2　初期活動

(1) 初動体制の強化を図るとともに、被災状況の把握に努める。

(2) 消防本部庁舎の被害状況調査と応急措置に当たる。

(3) 広報車により、避難予定路線、出火頻度及び延焼拡大のおそれが著しい木造密集地域を優先し、出火防止、出火時の措置及び避難上の指示について広報する。

(4) １１９番通報、市民からの通報、消防無線、参集者職員の情報等を総合し、被害の状況を把握して初動体制を整える。

3　消火活動

地震火災は、地震の規模や発生時間により被害の程度が大きく異なるので、限られた消防力を効果的に運用するとともに、周辺地域からの迅速かつ的確な消防応援を要請するなど、臨機応変な消防活動を行う。

(1) 避難地及び避難路確保優先の原則

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消防活動を行う。

(2) 重要地域優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消火活動を行う。

(3) 消火可能地域優先の原則

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して消火活動を行う。

(4) 市街地火災消防活動優先の原則

大規模危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先する。

(5) 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の市街地から同時に出火した場合は、重要な消防対象物の防護に必要な消防活動を優先する。

(6) 火災現場活動の原則

① 出動隊の指揮者は、災害の様態を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。

② 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、攻撃的現場活動によって火災を鎮圧する。

③ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、市民の安全確保を優先とし、道路、河川、耐火造建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

4　救助及び救急活動

(1) 活動方針

救助隊及び救急隊は、人命の救助及び救急活動を優先して実施する。

(2) 事前措置

消防長は、救助・救急業務の推進に当たり、管内の各医療機関及び警察等関係機関との密接な連携により、災害発生時の迅速的な医療救護活動の方策を講ずるとともに、その徹底に努める。

(3) 活動要領

①　基本方針

ア　重傷者優先の原則

救助及び救急活動は、救命の措置を必要とする傷病者を優先とし、その他の傷病者はできる限り自主的な処置を行わせる。

イ　火災現場付近優先の原則

延焼火災が多発し、同時に多数の救急事象が併発している場合は、火災現場付近を優先する。

ウ　救助・救急の効率重視の原則

同時に小規模救助・救急事象が併発している場合は、救命効果の高い事象を優先する。

エ　大量人命危険対象物優先の原則

延焼火災が少なく、同時に多数の救助・救急事象が併発している場合は、多数の人命を救護できる事象を優先に、効率的な救助・救急活動を実施する。

②　活動内容

災害事故現場における救出、救急活動は、次のとおりとする。

ア　傷病者の救出作業

イ　傷病者の応急処置

ウ　傷病者の担架搬送及び救急搬送

エ　救急医療品、資器材及び医療班（医師、看護師）等の救急搬送

オ　仮設救護所より常設医療機関への救急搬送

カ　重傷病者等の救急搬送

(4) 実施要領

①　救助・救急事象の把握

救助事象は高所見張りでは発見が困難なので、警戒派遣署隊、参集職員、消防団員、自主防災組織、通行人、警察官等のあらゆる情報媒体を活用して、把握に努める。

②　救出

倒壊家屋等のため自力で脱出できない傷病者を各種救助用資器材及び人員を活用して、危険を排除し、生命及び身体の安全を確保する。

③　応急処置

被災傷病者に対する止血、被服処置、気道確保、人工呼吸法及び緊急処置等を実

施し、症状の悪化防止をはかる。

④　現場仮救護所の設置

傷病者が多数発生している災害現場には、現場仮救護所を設置して救護活動を行う。現場仮救護所の要員は、初期においては先着救急隊を中心に当て、その災害状況に応じて順次後着救急隊の隊員をもって増強するとともに、直近の医師又は地域防災計画に基づき編成される医療救護班の派遣を求める。

⑤　担架搬送及び救急搬送

救出された傷病者及び応急処置を施した傷病者を担架隊により医療救護所等への搬送を行う。また、傷病者の救急搬送に当たっては、軽症者等の割り込みにより救急車が占有されることのないよう、毅然たる態度で活動する。なお、このようなおそれがある場合は、現場の警察官等に協力を依頼し、混乱を避ける。

⑥　医療班及び医療品資材等の救急搬送

被災傷病者収容施設において、医師、看護師等の不足が生じたとき及び手術上必要な医薬品資器材、血液、血清等の緊急配備要請による救急搬送を行う。

⑦　消防団員、自主防災組織、市民への協力要請

救出した負傷者は救急隊に引き継ぐことを原則とするが､これができない場合は、消防団員、自主防災組織及び付近住民に指示し、現場付近の仮救護所又は医療機関に搬送させるか、医師の派遣を要請する。

《 参考（阪神･淡路大震災の場合）》

◆消防活動の問題点

①消防無線のふくそう	②患者搬送病院先が不明
③１１９番通報の殺到	④通過車両による消火ホースの破損
⑤交通渋滞	⑥情報収集・管理を行う後方部隊の必要性
⑦非常用電源の不足	⑧応援部隊の指揮命令系統が不明確
⑨応援要請ルートの複数化	⑩非常招集の困難
⑪ヘリコプターの一元管理	⑫消火栓の断水
⑬消防力の限界	

２.２ 消防団による消防活動【 消防団 】

消防団は、災害時には消防本部と連携し、次の消防活動を行う。

＜活動内容と手順＞

１　初期活動

(1) 各分団は、大規模地震時には、直ちに分団車庫に参集し、消防車等を屋外に搬出して建物倒壊に備えるとともに、必要機材を積載して出動準備を行う。

(2) 高層建築物等を利用した高所見張りや、情報の収集に努めるとともに、地域内の巡視と出火防止等の広報に当たる。

２　消防活動

地域における消火活動や避難経路を確保するため、消火活動を単独又は消防本部及び市民、自主防災組織と協力して行う。また、倒壊家屋、留守宅等の通電時の出火等の警戒活動を行う。消防団の活動内容は、以下のとおりである。

(1) 出火防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し、出火防止（火気の使用停止、ガスの元栓閉鎖、電気のブレーカー遮断等）を広報するとともに、出火した場合は住民と協力して初期消火を図る。

(2) 消火活動

地域における消火活動や避難経路確保のための消火活動を、単独もしくは消防本部と協力して行う。また、倒壊家屋、留守宅での通電時の出火等の警戒活動を行う。

(3) 救急救助

消防本部による活動を補佐し、要救助者の救出救助と負傷者に対しての応急処置を実施し、安全な場所に搬送する。

(4) 避難誘導

避難情報が発令された場合は、これを市民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。

(5) 情報の収集

消防本部による活動を補佐し、早期の災害情報の収集を行う。

(6) 応援隊の受入準備

応援隊の受入準備及び活動地域の案内等を消防本部と協力して行う。

２．３ 他消防機関に対する応援の要請【 消防本部 】

本部長又は消防長は、自地域の消防力で十分な活動が困難である場合には、隣接市町及び県及びその他関係機関に対し応援を要請する。

県下における消防機関の応援要請手順及び緊急消防援助隊に係る応援要請手順は次のとおりである。

□応援要請の手続き等

消防相互応援協定による応援要請	被災市町村長は、自地域の消防力で十分な活動が困難である場合には、あらかじめ結んだ消防相互応援協定に基づき他の消防機関に応援を要請する。
知事による応援出動の指示等	被害状況の把握の結果、埼玉県内に被害が発生しており被災地域のみでは十分な対応ができないと判断されるとき、知事は、県内の市町村長又は消防長に対して応援出動の指示を行うことができる。 被災市町村長は、自地域の消防力で十分な活動が困難である場合には、知事に対して応援要請を求めることができる。
緊急かつ広域的な応援要請	知事は、被害状況を速やかに把握し、県内の消防力をもってしても対応が不可能と認めた時は、消防組織法第 44 条、緊急消防援助隊運用要綱及び「埼玉県緊急消防援助隊受援計画」に基づき緊急消防援助隊を要請するものとする。

２．４ 救出活動【 消防本部、消防団、救護班 、土木施設班、広報情報班】

地震発生後、倒壊家屋による被災者に対し、救出活動を実施することは、初動活動の中で最優先されるべき活動である。

したがって、消防、警察その他の防災関係機関が連携して、迅速かつ効果的な救出活動を推進していくものとする。

＜活動内容と手順＞

１　救出活動の基本方針

(1) 要救出現場の早期把握
(2) 要救出現場に対する人員の投入
(3) 要救出現場に対する救出用資機材の投入
(4) 救出に従事する機関との連絡調整・役割分担・地域分担

２　要救出現場に対する人員の投入

(1) 消防職員の投入

『【本文】本編 本章 本節 第２「２．１ 消防本部による消防活動」(P148～151)』参照

(2) 消防団員の投入

『【本文】本編 本章 本節 第２「２．２ 消防団による消防活動」(P151～152)』参照

(3) 警察との連携

消防本部又は消防団は、吉川警察署と連携して倒壊・埋没家屋等からの救出、救護及び避難に遅れた者の発見、救出・救助に努める。

(4) 自衛隊派遣要請

緊急に救出を要する住民が多数であり、消防において救出困難と認められるときは、自衛隊の派遣要請を「総括班」に依頼する。

『【本文】本編 本章 第３節「第７ 広域応援要請」(P185～192)』参照

(5) 緊急消防援助隊及び広域緊急援助隊（警察）の受け入れ

(6) その他機関等からの人員の投入

地震被害の程度が大きく、従来の救出機関等での対応が困難な場合は、付近住民、

企業、各種団体等から人員の提供を受ける。

「土木施設班」は、企業、各種団体等に人員の提供を依頼する。

「広報情報班」は、報道機関や広報車等で住民への協力の呼びかけを行う。

(7) 医療機関との連絡協調

救出業務を実施するに当たり、疾病者を受け入れるべき医療機関との連絡協調については、(一社)吉川松伏医師会を通じ、各消防署に随時連携を図り、協力体制の確立を期するものとする。

『【本文】本編 第２章 第２節 第５「５．１ 医療体制の整備」(P86～89)』参照

３ 要救出現場に対する救出用資機材の投入【産業物資班】

「産業物資班」は、地震発生後直ちに建設団体等に救出用資機材の貸与依頼を行い、救出従事機関等からの提供要望に対応できる体制にしておくこと。

『【資料】第２．１３「応急対策活動の応援協力事業所」』参照

４ 救出従事機関同士の連絡調整・地域分担・役割分担

(1) 消防、警察及び自衛隊は互いに調整し、救出救助活動の役割分担を決定する。

(2) 各救出従事機関は、不足人員や資機材を融通しあうとともに、市災害対策本部に提供要請を行う。

(3) 各救出従事機関は、自ら救出活動地域内において、消防団、住民、企業等の協力を積極的に求めていくこと。

(4) 各救出従事機関は、その管轄区域の救出方法を決定する。ただし、特殊技術を要する場合は、消防本部に対し必要な救出隊の派遣を要請する。

(5) 救出活動の重複を避けるため、検索済みのところはわかるように印をつけておく。

５ その他注意事項

(1) 救出した負傷者は、直ちに救急車でその症状に応じた救急病院等へ搬送する。

負傷者多数の場合は、その状況を市災害対策本部に通報し、さらに救急車の出動を要請するものとする。

『【本文】本編 本章 第４節「第１ 緊急輸送体制の確立」(P197～201)』参照

(2) 救出のために出動を命ぜられた隊は、その主要な目的の活動が完了した場合は、別災害地への出動体制を速やかにとるものとする。

第３　水防活動【 下水道・河川施設班 】

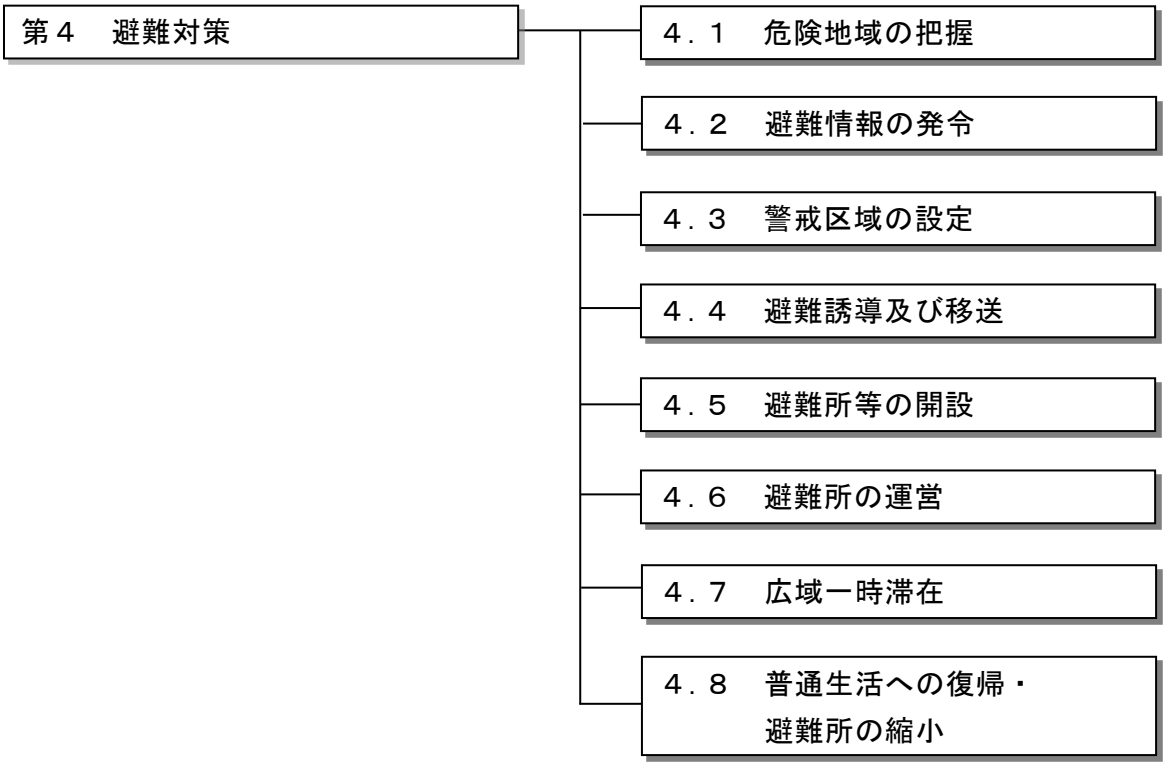
本市は、江戸川と中川の間に位置しており、大規模な災害が発生した場合、河川施設の損壊により、大規模な被害を受ける可能性がある。

そのため、地震発生に伴う河川施設の損壊による浸水被害を防止するため、応急対策を講ずる。なお、対策の内容については、**『第３編　風水害対策計画』**を準用する。

第４　避難対策

大規模地震による家屋の損壊、大規模な市街地火災などにより多数の被災者が生じることが予想されるため、避難情報の発令を的確に行う。

また、避難者の一時的な生活が円滑に行われるように努めるとともに、避難生活を適切に支援する。



４．１ 危険地域の把握【 広報情報班、土木施設班、消防本部 】

地震発生後は、危険地域の把握に努め、早期な避難情報発令の対策を準備する。

□危険地域の把握

必要情報	収集先
①延焼火災危険地域 ②危険物災害の危険地域 ③堤防等の破壊による水害危険地域 ④崩壊危険地域 ⑤建物倒壊の危険 ⑥液状化、地盤沈下の危険地域	・消防署 ・市の各機関 ・警察署 ・消防団 ・自主防災組織 ・市民からの通報、駆け込み ・パトロール班、参集職員 ・テレビ、インターネット等の情報

『【本文】本編 本章 本節「第５ 人命にかかわる災害情報等の収集・報告」(P171～178)』参照

４．２ 避難の指示【 総括班、広報情報班、消防本部、消防団 】

市街地火災、ガス等の流失拡散等から人命、身体を保護し、又は災害の拡大防止のため特に必要がある場合は、地域住民に対して避難指示の発令を行う。

＜活動内容と手順＞

１　避難指示の命令

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、本部長は、避難を要する地区の市民に対し「避難指示」を行う。

(1) 避難指示をする場合の目安

① 気象台から災害に関する警報が発せられ、避難を要すると判断されるとき。
② 県本部長から避難についての避難情報の要請があったとき。
③ 延焼火災が拡大し、又は拡大のおそれがあるとき。
④ 建物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険なとき、又は建物の倒壊により周囲に影響を及ぼすおそれがあるとき。
⑤ ガス等の危険物の漏出により、周辺の市民に危険が及ぶおそれがあるとき。
⑥ 堤防等が破損し、浸水等のおそれがあるとき。
⑦ その他市民の生命、身体を保護するため必要と認められるとき。

(2) 避難情報の発令権者及び内容

機関の名称	勧告・指示・警告・命令を行う要件等	根拠法令
本部長（市長）	①災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市長は必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。 ②災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえつて人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、市長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。	災害対策基本法 第６０条第１項、 災害対策基本法 第６０条第３項
警察官	①市長が避難のための立退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があつたときは、警察官は、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は緊急安全確保を指示することができる。	災害対策基本法 第６１条
	②人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合においては、特に急を要する場合においては、危害を受けるおそれのある者に対し、その場の危害を避けしめるために必要な限度でこれを引き留め、若しくは避難させ、又はその場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に対し、危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。	警察官職務執行法 第４条
自衛官	①災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、 警察官がその場にいない場合に限り、警察官執務執行法第４条の職務を執行できる。	自衛隊法 第９４条
知事、その命を受けた職員、水防管理者	①洪水、津波又は高潮によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。 ②地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域内の居住者に対し避難のために立ち退くべきことを指示することができる。	水防法第２９条 地すべり等防止法 第２５条
消防長又は消防署長	①ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火	消防法 第２３条の２

	災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、消防長又は消防署長は、火災警戒区域を設定して、その区域内における火気の使用を禁止し、又は総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。	

2　避難情報の発令の内容及び伝達

(1) 内　容

避難情報の発令は、次の内容を明示して行う。

①　要避難対象地域

②　避難先及び必要に応じて避難経路

③　避難理由

④　避難時の留意事項

ア　火気等危険物の始末とガスの元栓及びブレーカーの遮断

イ　貴重品、若干の食料、最低限の身の回り品等の携帯

(2) 伝達・報告

避難情報の発令を行った者は、おおむね次により必要な事項を関係機関へ通知する。

①　市長の措置

市長から県知事に速やかにその旨を報告する。また、報道機関へ情報提供を行う。

『【様式】様式第４号「避難情報等の情報提供用紙」』参照

②　警察官の措置（災害対策基本法に基づく措置）

警察官　→　吉川警察署長　→　吉川市長　→　県知事

③　自衛官の措置

自衛官　→　吉川市長　→　県知事

(3) 市民への周知

本市は、自ら避難情報の発令を行った場合、又は他機関からその旨の通知を受けた場合は、速やかにその内容を市民に対して周知する。

なお、避難の必要がなくなった場合も同様とする。また、必要に応じて隣接市町へも併せて連絡を行う。

『【本文】本編 本章 本節「第６ 人命にかかわる広報活動」(P179～184)』参照

3　避難情報の発令の解除

当該住民の身辺から災害による直接の危険がないと認められるときとする。

《 参考 》

◆災害対策基本法

第６０条第５項（市町村長の避難の指示等）

市町村長は、避難の必要がなくなったときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。

４．３ 警戒区域の設定【 避難所班、土木施設班、消防本部 】

災害が発生し、又は発生しようとしている場合、応急措置の一つとして、警戒区域を設けて、応急対策従事者以外の者の立入りを制限、禁止し、又はその区域から退去を命ずる。

＜活動内容と手順＞

１　設定権者

災害対策基本法等による警戒区域の設定権者は、次のとおりである。

□避難情報を発令する場合の目安

実施責任者	勧告・指示等の内容
市長	○市民等の生命、身体に危険を及ぼすと認めるとき。 （災害対策基本法第６３条第１項）
警察官	○市民等の生命、身体に危険を及ぼすと認める場合で、かつ市長又は委任を受けた吏員が現場にいないとき。 （災害対策基本法第６３条第２項） ○市長又は委任を受けた吏員から要求があったとき。 （災害対策基本法第６３条第２項）
自衛官	○市民等の生命、身体に危険を及ぼすと認める場合で、かつ市長又は委任を受けた吏員がその場にいないとき。 （災害対策基本法第６３条第３項）
消防長又は消防署長	○ガス等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときに、火災警戒区域を設定するとき。 （消防法第２３条の２）
消防吏員又は消防団員	○火災の現場において、消防警戒区域を設定するとき。 （消防法第２８条）

２　警戒区域を設定した場合の伝達・報告方法

「広報情報班」は、避難情報の伝達方法と同様に、県に報告するとともに、消防本部、警察その他防災関係機関及び住民にその内容を周知する。

『【本文】本編 本章 本節「第６ 人命にかかわる広報活動」(P179～184)』参照

４．４ 避難誘導及び移送【 避難所班、要配慮者支援班、消防団、自主防災組織】

避難所班、消防団員、自主防災組織等は協力して、避難場所又は避難所へ住民を避難誘導及び移送する。被害の規模等により対応が困難な場合においては、必要により、警察等に協力を要請する。

また、要配慮者支援班は、避難行動要支援者名簿を活用し、避難支援等関係者と連携のもと、避難行動要支援者の安否確認や避難支援に必要な措置をとる。

＜活動内容と手順＞

１　避難の誘導者

避難情報の発令があったにもかかわらず、避難できずに自宅に残されることがないよう、市は消防団や自主防災組織と連携し、避難誘導する。被害の規模等により対応が困難な場合においては、必要により、本部から警察等に協力を要請する。

２　避難誘導順位

避難誘導は、緊急避難の必要性が高い地域から行い、避難行動要支援者や要配慮者を優先して誘導する。

３　移送方法

避難所への移動は、原則自力で避難するか、家族や個別避難計画に基づく避難支援者等による支援を受けて避難するが、事情により避難が困難な場合は、本部へ移送支援を要請する。

４　避難行動要支援者に対する避難誘導

避難行動要支援者の避難については、「避難行動要支援者名簿」や「個別避難計画」を活用し、避難支援等関係者と連携し、避難行動要支援者の安否確認とともに避難誘導するものとする。

また、避難所までの車両移送が必要な場合は、本部へ移送支援を要請する。

『【本文】本編 本章 第４節「第１３ 要配慮者への配慮」(P236～241)』参照

５　学校、社会福祉施設、病院等における避難対策

学校、社会福祉施設、病院等においては、各施設が作成した避難確保計画などに基づき、児童・生徒、施設入所者、入院患者等の避難に万全を期するものとする。

４.５ 避難所等の開設【 避難所班、救護班、要配慮者支援班、広報情報班、総括班 】

１　避難所の開設

避難情報の発令を行った場合、又は市民が自発的に避難を開始した場合には、本部長は速やかに避難所の開設を指示する。「総括班」は、本部長の指示に基づき、「避難所班」に避難所の開設を指示する。また、併せて、要配慮者に配慮した福祉避難所の開設準備を「要配慮者支援班」に指示する。

『【本文】本編 本章 第２節 「第４　避難所の開設」(P134)』参照

２　市民等への周知

「広報情報班」は、直ちに避難情報の伝達方法と同様に、関係機関及び住民にその内容を周知する。

『【本文】本編 本章 本節「第６ 人命にかかわる広報活動」(P179～184)』参照

３　県への報告

「総括班」は、避難所を開設後、直ちに次の事項を知事に報告するとともに、災害オペレーション支援システムへ入力する。

・避難所の開設の目的、日時及び場所
・箇所数及び収容人員
・開設期間の見込み

＜活動内容と手順＞

１　避難所

原則、指定一般避難所に避難所を開設する。なお、避難者を収容するのに不足する場合は、指定一般避難所に指定されていない市の施設を充てるほか、他の公共施設及び民間施設の管理者に対して、臨時の避難所としての施設の提供を要請する。また、自治会等に対し、自治会館等を避難所として利用できるよう協力を要請する。

なお、指定した施設では、専門性の高いサービスを必要とする要配慮者の対応が困難な場合は、あらかじめ協定を締結した社会福祉施設等へ臨時の福祉避難所として開設を要請する。なお、この運営については、次に示す「４．６ 避難所の運営」を準用する。

２　収容対象者

①　住家が被害を受け、居住の場を失った者
②　ライフラインが被害を受け、通常の生活が困難になった者
③　避難情報が発せられた場合等により、緊急避難の必要がある者
④　要配慮者

３　開設の担当者

避難所等の開設は、「避難所班」、事前に指定された職員又は施設の管理者が実施する。なお、状況に応じて、地域の自治会や自主防災組織の協力を得て行う。

４　開設の手順

避難所の開設手順は、次のとおりとする。

①　避難所の被災状況を目視し、避難所の外観、内部について、崩壊の危険がないか判断し、安全が確認できた後、開設準備に移るものとする。
②　電話、ＦＡＸ、無線、使送等により避難所開設の日時、場所、施設名、避難者数等を本部に報告する。
③　施設の門扉を開鍵する。
④　避難所内に避難所の管理・運営事務を行うための事務室を設置する。

避難者からよくわかるように「事務室」と表示し、避難所を開設した以降は、事務室に必ず職員を常時配備しておく。また、事務室には、避難所の運営に必要な用品（避難者カード、事務用品等）を準備する。

⑤　避難者の受入れスペースを指定する。スペースを指定するときは、発災初期段階においては、１人当りおおむね２㎡(1m×2m)の面積を基本とし、できるだけプライバシーが確保できるように考慮する。指定の方法は、床面にテープ又は掲示等で標示する。
⑥　すでに避難している人を指定のスペースへ誘導する。

４．６ 避難所の運営【 避難所班 】

避難所の管理は、「避難所班」が当たる。施設管理者は、施設の避難所利用に対して協力する。避難所の運営は、自治会又は自主防災組織を中心とした組織が自主的に運営することを原則とする。ただし、発災初期段階においては、「避難所班」及び施設管理者が主体的に運営する。なお、「総括班」は、避難所の運営等に対し、県等の支援が必要な場合は、県に避難所への職員派遣など、支援要請を行うものとする。

また、避難所の運営にあたっては、あらかじめ定めた避難所開設運営マニュアルなどを参考に施設の設備、避難者の状況等に応じて、運営する。

＜活動内容と手順＞

１　運営上での留意点

○避難所ごとに避難者名簿を作成することにより避難者の氏名、人数等を把握するとともに、食料・物資等の需要を把握する。市で不足が見込まれる場合には県、近隣市町に応援要請する。

○避難所の開設や運営状況を把握するため通信連絡手段の確保に努める。

○避難所ごとに管理責任者を定めることとする。

○運営に当たっては避難者による自主的な運営を促し、運営組織を設置する。女性に配慮した避難所運営を行うため、運営組織には複数の女性を参加させるよう配慮する。

○避難所の運営にあたっては、ボランティアの応援を円滑に活用できるよう、活動環境の整備に努める。

○避難所生活のルールなどについて、避難所の出入口などの見やすい場所に掲示、又は、入所者へ配付するなどにより周知する。

○避難所における生活環境に注意し、良好な生活の確保に努め、間仕切りの設置等、避難者のプライバシーの確保に配慮する。

○市と県は、避難生活では、心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、良好な衛生状態を保つよう努め、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。保健師等による健康相談の実施体制、埼玉県医師会との協定に基づく医療救護班の派遣等必要な措置をとる。なお、高齢者や障がい者等の要配慮者の健康状態については、特段の配慮を行うとともに、必要に応じて、福祉避難所の設置、医療機関への移送や社会福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣等の措置をとる。

○避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内のあらかじめ定めた飼養専用スペースで飼養させることとする。なお、動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。

２　要配慮者や女性などへの配慮

○避難所内に、要配慮者のために区画された場所を提供するなど配慮する。

○出入口等の段差の解消や通路の確保に努める。

○要配慮者や女性に配慮し、男女別更衣室、男女別トイレ、障がい者用トイレ、授乳場所、クールダウンスペース等を開設当初から設置するように努める。なお、女性や子どもに対するセクシャル・ハラスメントや性犯罪を予防するため、更衣室、トイレ、入浴施設等の設置場所に配慮するとともに、注意喚起や巡回警備に努める。
○要配慮者の要望把握や相談対応のために、市及び県職員、民生委員・児童委員、ホームヘルパー、保健師、ボランティアなどにより、チームを編成し、介護、メンタルケア等の巡回サービスの実施や相談窓口の開設に努める。
○性犯罪や配偶者間の暴力等を防止するとともに、女性のニーズを把握するため、女性相談窓口を設け、女性相談員、福祉相談員を配置又は巡回の実施に努める。なお、女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営等にあたっては、男女共同参画センターや民間団体を活用する。
○男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に更衣室やトイレ、入浴施設、女性専用の物干し場所等の設置場所の選定や生理用品・女性用下着の女性による配布、注意喚起や巡回警備の実施による安心・安全の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮する。
○インフルエンザや肺炎等による避難者の身体状況の悪化に対応できるように、医師、看護師等による巡回診療を行う。
○市と県は、要配慮者に対し、手話通訳者の派遣、音声情報の提供等を行うほか、文字放送テレビ等により情報の提供に努める。
○外国人に対しては、言語や生活習慣等への配慮に努める。
○要配慮者に配慮した食事を提供（軟らかい食事、粉ミルクの提供等）する。
○障がい者に対する補装具等の迅速かつ円滑な交付又は給付手続きの簡素化を図る。
○要配慮者等のために必要と思われる物資等は速やかに調達できる体制を整備するよう努める。
○介助入浴サービスを実施する。
○避難住民との調整（孤立化しないようにする）を図る。
○ＬＧＢＴＱなど性的少数者から相談を受ける場合はプライバシーを確保するとともに、アウティング（性的少数者本人の了解なしに性的少数者であることを他人に暴露してしまうこと）をしないよう注意を要する。

□要配慮者や女性のために必要と思われる物資等の例示

・高齢者…紙おむつ、尿取りパッド（女性用、男性用）、おしりふき、嚥下しやすい食事、ポータブルトイレ、車椅子、ベッド、老眼鏡、防犯ブザーナースコール、義歯洗浄剤
・乳幼児…タオル、紙おむつ、おしりふきなどの衛生用品、哺乳瓶、人口乳首（ニップル）、コップ（コップ授乳用に使い捨て紙コップも可）、粉ミルク（アレルギー用含む）・液体ミルク、お湯、乳幼児用飲料水（軟水）離乳食（アレルギー対応食を含む）、哺乳瓶消毒剤、洗剤、洗剤ブラシ等の器具、割りばし、煮沸用なべ（食用と別にする）、沐浴用たらい、ベビーベッド、小児用薬、乳児用衣服、おぶい紐、ベビーカー等
・肢体（上肢、下肢、体幹）不自由者…紙おむつ、ベッド、車椅子、歩行器、杖、

バリアフリートイレ
・病弱者、内部障がい者…医薬品、使用装具
・膀胱又は直腸機能に障がい…オストメイトトイレ
・咽頭摘出…気管孔エプロン、人工咽頭
・呼吸機能障がい…酸素ボンベ
・聴覚障がい者…補聴器、補聴器用電池、筆談用ミニボード、マジック、文字放送テレビ
・視覚障がい者…白杖、点字器、ラジオ
・知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者…医薬品、嚥下しやすい食事、紙おむつ、洋式の簡易トイレ、簡易間仕切り、絵や文字で説明するための筆記用具
・女性…女性用下着、生理用品・おりものシート・サニタリーショーツ等の衛生用品、中身の見えないゴミ袋、防犯ブザー・ホイッスル
・妊産婦…マット、組立式ベッド
・外国人…外国語辞書、対訳カード、部屋別用ピクトグラム（絵文字）、スプーン・フォーク、ハラール食、ストール

《 参考 》

過去の大災害では、避難所の環境が良くなかったため、高齢者等の要配慮者が体調を崩したケースが多く発生した。

3　運営の手順

(1) 避難者名簿の整備

避難所ごとに避難者名簿を作成することにより避難者の氏名、人数等を把握するとともに、食料・物資等の需要を把握するものとする。市内で避難所等の不足が見込まれる場合には県、近隣市町村に応援要請する。

作成した避難者名簿の情報については、 災対法第90条の３に基づき作成する被災者台帳に引き継ぎ、継続的な被災者支援に活用する。

(2) 避難者の受付

・避難者に避難者カードの記入例を基に避難者カードを記載してもらう。

・避難所班は避難者カードの記載漏れ等の確認を行うとともに避難者の健康状態を確認する。

・避難所班は、避難者カードを確認後、受付番号を記入し、避難者収容状況集計に取りまとめたのち避難者カードを保管する。また、避難所班は避難者の状況を「広報情報班」に報告するとともに職員避難所勤務状況についても併せて「総括班」に報告する。

(2) 居住区域の割振り

部屋の割振りは、可能な限り地区ごとにまとまりがもてるように行う。

各居住区域は、適当な人員（３０人程度が目安）で構成し、居住区域ごとに代表者を選定して、以後の情報連絡等の窓口となるように要請する。

① 代表者の役割

ア 「避難所班」からの指示、伝達事項の周知

イ　避難者数、給食者数、物資の必要数の把握と報告

ウ　物資の配布の指示

エ　各避難者の要望の取りまとめ

(3) 食料、生活必需品の請求、受取り、配給

避難所ごとに集約した食料や生活必需品のうち、そこでの調達が不可能なものについては、「産業物資班」へ要請する。

また、到着した食料や物資を受け入れ、班ごとに配布する。この際、物品の受払簿に記入する。

(4) 運営状況の報告

避難所の運営について、毎日正午までに「広報情報班」に報告する。

(5) 避難所日誌の作成

避難所の運営記録として、避難所日誌を記録する。

(6) 業務スペースの確保

指定一般避難所においては、要配慮者、医療、会議、本部等に使用するスペースを確保する。

(7) 駐車対策

避難所の長期運営上欠かせないスペースであるグラウンド等には、必要最低限の駐車スペースを除き、車を駐車させないように努める。

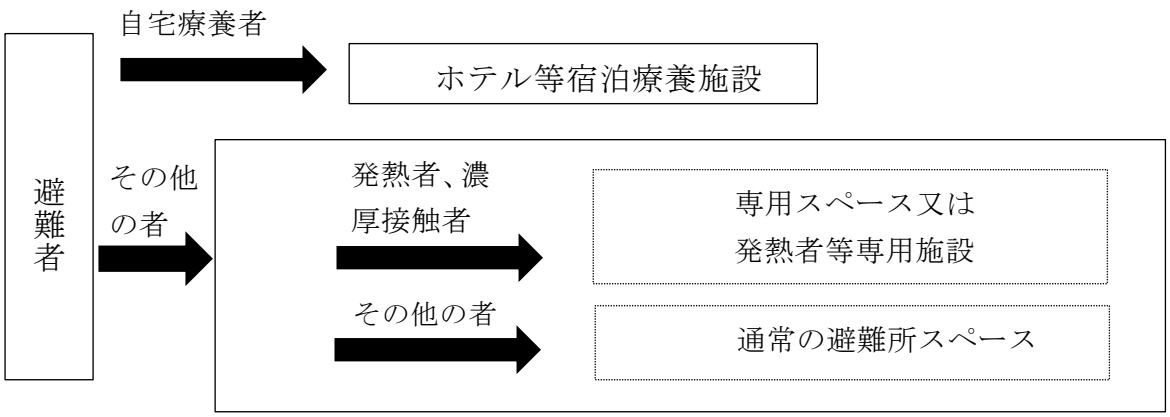
(8) その他

指定一般避難所以外に避難している住民についても同様とする。

4　避難所における新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症の伝播の恐れがある場合でも、災害の危険性が高まった際に避難所に避難すべき住民が躊躇なく避難できるよう、「避難所の運営に関する指針(新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン)」(令和2年5月埼玉県作成)及び「避難所開設・運営における新型コロナウイルス対策マニュアル」(令和3年7月(第2版)吉川市作成)に沿って、総括班、救護班、避難所班が連携し、主に以下の対策を取るものとする。

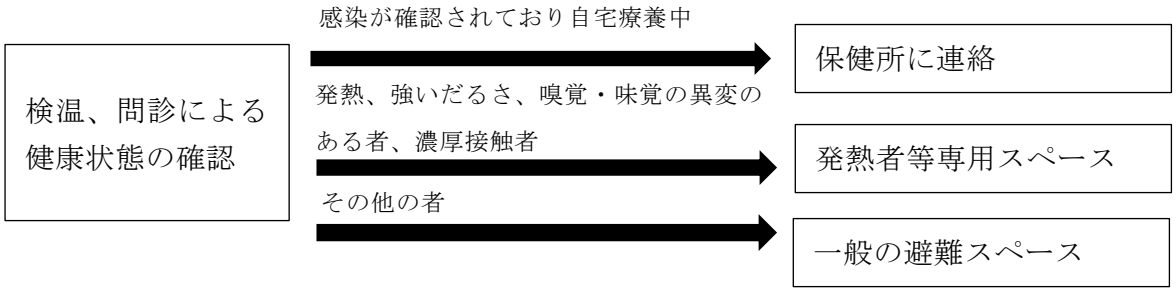
(健康状態に合わせた避難場所の確保)



※十分なスペースを確保するため指定一般避難所以外(空き教室の活用等)の確保を検討する。**(十分なスペースを確保するための避難所の確保・開設)**

・体育館が避難所となる学校施設では空き教室の活用を検討するなど指定一般避難所以外の臨時的な避難所の確保、開設を検討する。
・地域の実情に応じて県有施設やホテル・旅館等の活用を検討する。

【避難所受付時のフロー】



（避難スペースの確保）

一人当たりの占有スペースは最低３㎡で、家族単位とし、世帯間で概ね２ｍの間隔を設けたうえでパーティションを設置し、対面しないように配置する。

（避難者の健康管理）

・避難所等に保健師等を巡回させるなど、避難者の感染症予防等を図るための体制を整備する
・感染症の疑いがある者が発生した場合に備え管轄の保健所と連絡体制を整備する。

（発熱者等の専用スペースの確保）

・発熱等の症状がある者及び感染が確認されている者の濃厚接触者（以下、「発熱者」という。）のための専用スペース又は専用の避難施設を確保する。
・発熱者等の専用スペースは可能な限り個室とするとともに専用のトイレを確保する。やむを得ず複数の発熱者等を同室にする場合は、パーティション等により空間を区切る。
・発熱者等の専用スペースやトイレは、その他の避難者とはゾーン、動線を分けるよう検討する。

（物資・資材）

・マスク、消毒液、非接触型体温計、スタッフ防護用ガウン、パーティション、簡易ベッドなど感染症対策に有効と考えられる物資を可能な限り準備する。

（自宅療養者の対応）

・自宅療養者には、災害時に避難が必要な場合は保健所に連絡するよう事前に管轄の保健所から周知する。
・避難が必要な場合は保健所の指示によりホテルなどの宿泊療養施設に避難する。

（住民への周知）

広報誌、市ホームページ、ＳＮＳ等を活用し以下の事項を住民に周知する。
・自宅で安全を確保できる場合は在宅避難を検討すること。
・安全が確保できる親戚や知人宅等への避難を検討すること。

・マスク、消毒液等の衛生用品等避難生活において必要な物資を可能な限り持参して避難すること等。

（感染症対策）

・手洗い、マスクの着用など基本的は感染症対策を徹底する。
・定期的な清掃の実施。（トイレ、ドアノブ等は重点的に行う。）
・食事時間をずらして密集・密接を避ける。

（発熱者等の対応）

・避難者の体調が悪化した場合、医師に連絡し必要に応じて医師の診察を受けさせる。診察の結果、新型コロナウイルス感染症が疑われ、検査を受ける場合、結果がでるまで当面の間の当該避難者の処遇は医師の指示に従う。
・避難者が新型コロナウイルス感染症に感染したことを確認した場合、当該避難者や避難所スタッフ等の対応は保健所の指示に従う。

4　避難所の開設期間

避難所は、避難する必要がなくなった場合、又は被災者のための応急仮設住宅等による生活再建の目処が立った時点で閉鎖するものとする。

なお、避難所を閉鎖した場合、「総括班」は、その旨を速やかに県その他関係機関に報告する。

ただし、災害救助法の適用を受けるときは、同法の規定により避難所の開設期間は７日間とする。また、状況により期間を延長する場合は、県知事の事前承認を受ける必要がある。

5　要配慮者スペースがある指定一般避難所の設置運営

市は、要配慮者の状態に応じて適切に対応することができるよう、要配慮者スペースを設置した指定一般避難所を開設する。なお、特別な配慮を必要とする要配慮者へ対応が困難な場合は、あらかじめ協定を締結した社会福祉施設等へ臨時の福祉避難所として開設を要請する。

『【本文】前記「２　要配慮者や女性などへの配慮」(P163)』参照

6　車中泊避難者への支援

車中泊避難者に対して必要な支援を行う

(1) 車中泊避難者の状況の把握

指定一般避難所以外で車、テント等へ避難している避難者について、自主防災組織等の協力を得て、避難者（場所、人数、支援の要否・内容等）の把握に努める。

(2) 車中泊避難者への支援

指定一般避難所以外に避難した車中泊避難者に対して、柔軟に対応し、必要な支援に努める。

(3) エコノミークラス症候群の予防

近年の大震災では、運動不足やトイレに行く回数を減らすために水分摂取を控

えたことから、エコノミークラス症候群を発症したとの報告があることから、予防するためのストレッチ運動等を行うよう呼びかけを行う。

(4) 排気ガス車内充満の予防

積雪時の車の利用は、排気ガスの車内充満の危険性もあることから、マフラー周辺の除雪を行うよう呼びかけを行う。

7　避難所等の警戒警備

避難所及び被災地の安全を確保するため「教育施設班」及び「学校教育班」は、自主防災組織、吉川警察署その他関係機関との連携、協力のもと犯罪防止対策を重点とした警戒警備活動を実施する。

8　災害救助法が適用された場合の費用等

災害救助法が適用された場合の避難所設置の費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償について」の範囲内において県に請求できる。

避難所開設に伴う費用は、賃金職員雇上費、消耗器材費、建物及び器物の使用謝金、燃料費並びに仮設の炊事場及び便所の設置費として、県の基準に準ずるものとする。

『【資料】第２．１４「災害救助基準」』参照

４．７ 広域一時滞在【 総括班、避難所班 】

(1) 県内一時滞在

市は、大規模災害のため、災害から被災住民を避難させることが市内では困難と判断した場合、県、県内他市町村の協力を得て、被災住民を県内他市町村に避難させる。

また、県内他市町村から協力を求められた場合は、広域一時滞在のための避難所の提供に努めるとともに、提供した後に、被災者支援のための要員等が確保できなくなった場合は、県等に必要な支援を要請する。

(2) 県外一時滞在

県は、大規模災害のため、県外の広域一時滞在（他都道府県への避難）が必要な場合、市からの協議に基づき、避難先となる都道府県と受入れについて協議する。

また、市は、県知事から他都道府県からの避難者の受入れの協議があった場合は、避難所等から適切な場所を選定し、受け入れるものとする。

(3) 移送

県は、県内避難所での生活の長期化が見込まれる場合、又は県内での受入れが不可能になった場合は、十分な支援が可能な他の自治体での二次受入れを調整する。

避難者の移送については、受入れ県と調整し、輸送関係事業者と協力して行う。

４．８ 普通生活への復帰・避難所の縮小【 総括班、避難所班 】

避難所の多くは学校等の公共施設であり、いずれ本来の機能を回復しなければならない。そのため、被災家屋の応急対策による避難者の帰宅や仮設住宅の建設等の復興と連

動して避難所を縮小していくものとする。

避難所の統廃合や避難者の自立を促進するために、本市は避難所開設当初から確かな情報を基に方針・方向性・指針を打ち出し、それに向けて行政、ボランティア及び被災住民が三位一体となって作業を進めていく。

(1) 被災住民の移動を実施する場合の注意点

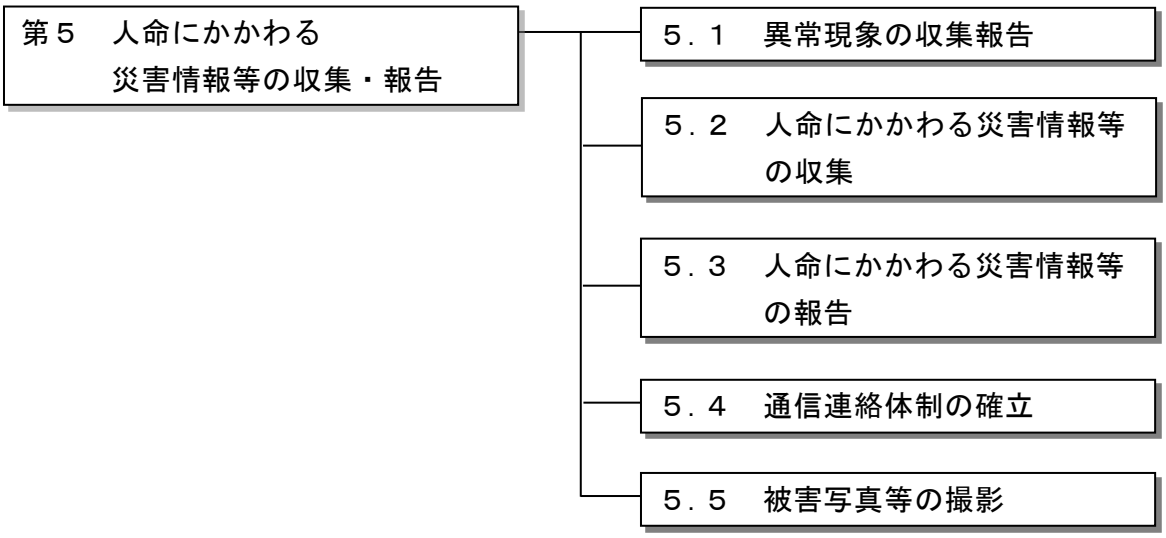
① 避難所を閉鎖し他への移動を住民に求める場合は、その建物に近く、できるだけ同一地域内の施設の準備に努めること。

② 移動先施設の生活環境のレベルを現状以上のものとすること。

③ 早めに方針を打ち出し、被災者組織と十分に協議すること。

第５　人命にかかわる災害情報等の収集・報告

初動時において、人命の救出・救助を最優先とした災害応急対策を確実かつ迅速に実施するために、災害情報及び被害情報の収集・報告を円滑に行う。



５．１ 異常現象の収集報告【 全職員 】

災害が発生し、又は発生するおそれがある異常な現象（以下「異常現象」という。）を発見した者は、直ちにその旨を「広報情報班」（非常配備体制前にあっては、危機管理課又は守衛）又は警察署、消防本部若しくは消防団に通報するものとする。

異常現象の通報を受けた「広報情報班」は「総括班」に連絡し、「総括班」は速やかに県及び関係機関に通報するものとする。

５．２ 人命にかかわる災害情報等の収集【 広報情報班 】

初動期において通信網の途絶により被災地からの情報を得ることができない場合、被災地現場で人命にかかわる災害情報等の収集等を行う。

＜活動内容と手順＞

１　「広報情報班」による情報収集

(1) **「パトロール班」の活動内容**（活動時間は、おおむね１時間以内とする。）

①　勤務時間内

人命にかかわる被害情報等を収集する。無線を携帯できる場合は携帯し、災害対策本部との連絡を行う。電話や無線が使用できないときは、直接災害対策本部に「被害状況報告書」を提出する。

②　勤務時間外

参集途上において人命にかかわる被害情報を収集する。災害対策本部へ「被害状況報告書」を提出する。

③　被害情報の収集

被害情報の収集を行う際には、消防団、自主防災組織との連携、情報交換に努め

る。

(2) 「パトロール班」の収集する人命にかかわる災害情報

① 倒壊家屋件数
② 出火件数
③ 二次災害危険箇所
④ 医療施設の被害状況

2 参集途上時の災害情報の収集

勤務時間外に参集を要する地震等が発生したときは、全職員は、参集途上において人命にかかわる災害情報を収集しなければならない。収集情報は、あらかじめ全職員に配付された被害状況報告を用いて「広報情報班」へ報告する。

3 自主防災組織

自主防災組織は、自主防災・減災活動を行うとともに、早急な救援活動を要請するために、被害情報を収集する体制を設け、民生委員・児童委員等と連携して、次の被害状況や安否情報の把握、報告に努める。

① 災害発生時、自主防災・減災活動を行うとともに、次の事項について調査する。
ア 倒壊家屋件数
イ 出火件数
ウ 二次災害危険箇所
エ 医療施設の被害状況
オ 避難行動要支援者及び地域で把握している要配慮者の安否確認、避難状況等

② 災害対策本部との連絡手段が確保できるときは､情報を災害対策本部に連絡する。
連絡手段が途絶しているときには、市役所への使送、若しくは、現場で情報収集している「パトロール班」又は消防団へ直接伝達する。

4 消防団

消防団は災害発生時に、消火活動及び救出活動に全機能を挙げて行う。

それとともに、可能な限りの被害情報収集を行い、電話を用いて災害対策本部へ連絡する。通信手段が途絶されているときには、市役所への使送、又は、現場で情報収集している「パトロール班」へ直接伝達する。

5 初動中期における被害情報の収集

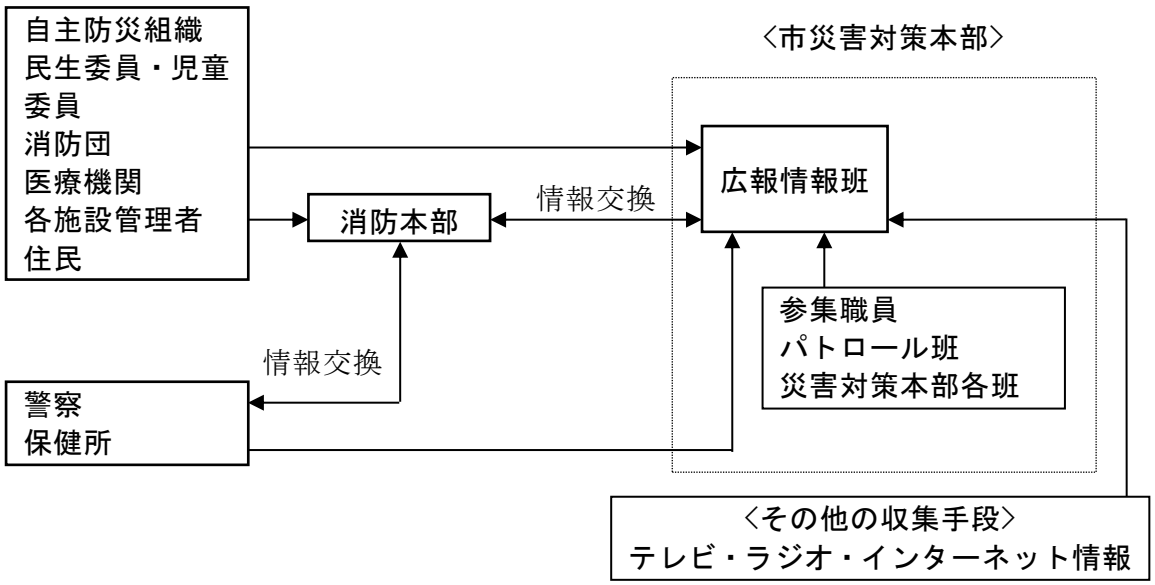
「広報情報班」は、引き続き災害対策本部各班から情報収集を行うとともに、消防本部、警察署、危険物施設管理者、ライフライン関係者等からの被害情報の収集も併せて行う。

収集すべき情報は、次のとおりである。

(1) 人命にかかわる最優先情報

火災情報	○火災の発生状況 ○延焼危険の状況 ○消火活動の状況
救出救助情報	○救出救助事案の発生状況（生き埋め、建物倒壊等） ○救出救助用人員及び資機材の充足状況 ○救出救助事案の措置状況
医療救護情報	○病院等医療施設の被害状況 ○病院等医療施設の患者収容状況 ○負傷者の発生状況 ○医療スタッフ及び医薬品・資機材の充足状況 ○応急救護所の開設状況
二次災害情報	○危険物の流出等の状況 ○危険物にかかわる火災発生の危険 ○危険物の流出等にかかわる措置情報

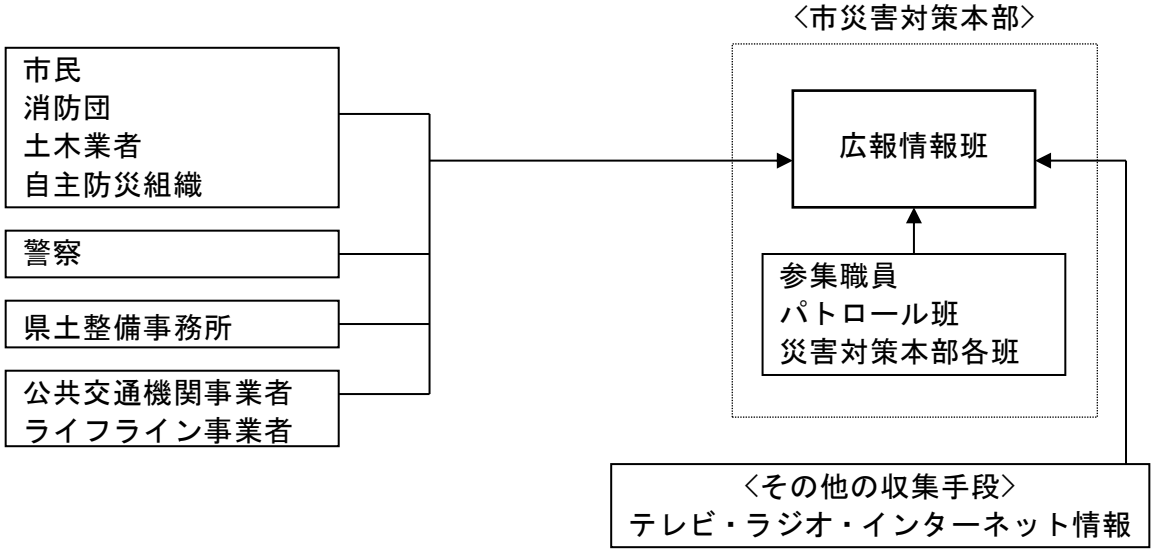
(2) 情報収集の流れ［火災・救出救助・医療救護・二次災害箇所］



(3) 人命に間接的にかかわる情報

道路･輸送情報	○道路・河川等の被害状況 ○道路の復旧状況 ○交通規制の状況 ○道路の渋滞情報 ○放置車両数
ライフライン情報	○電気、電話、ガス、水道、下水道、鉄道施設の被害及び措置情報

(4) 情報収集の流れ［道路・交通情報］



５．３ 人命にかかわる災害情報等の報告【 広報情報班 】

「パトロール班」、自主防災組織、消防団、参集職員、関係防災機関等によって収集された人命にかかわる災害情報は、「広報情報班」が集約する。

この情報は、自衛隊の派遣要請依頼や広域応援要請に係る重要情報であるため、一刻も早い集約が必要である。集約が進むか、ある程度被害が重大であることが判明したときは、早急に「総括班」に報告するとともに、「総括班」は、災害対策本部へ報告し、関係機関への応援要請を実施する。また、県等への被害報告は、「総括班」を窓口として行うものとする。

また、人命にかかわる災害情報の県等への報告については、地震発生後１時間以内に報告する。

＜活動内容と手順＞

１　報告の種別

災害対策本部の各部は、被災状況を「広報情報班」に報告する。報告を受けた「広報情報班」は各情報を集計し、「経過速報（様式第２号)」にとりまとめ「総括班」に報告する。「総括班」は、速やかに災害オペレーション支援システムにより報告する。

(1) 被害情報の報告

発生速報	被害の発生直後に災害オペレーション支援システムで報告する。 （災害オペレーション支援システムが使用不能の場合は、「発生速報（様式第１号）」により県防災行政無線ＦＡＸ等で報告する。）
経過速報	２時間ごとに逐次（県から指示があった場合は、県の指示に従う。）、災害オペレーション支援システムで報告する。 （災害オペレーション支援システムが使用不能の場合は、「経過速報（様式第２号）」により県防災行政無線ＦＡＸ等で報告する。）
確定報告	被害の確定後に災害オペレーション支援システムで報告する。 （災害オペレーション支援システムが使用不能の場合は、「被害状況調（様式第３号）」により、県消防防災課へ連絡する。災害の応急対策が終了した後７日以内に文書で報告する。）

２　報告事項及び留意点

本市が、県などの防災関係機関に報告する情報の報告事項及びその留意点は次のとおりとする。

(1) 報告事項

①　災害の種別

②　発生地域

③　被害日時

④　被害の状況（人的被害、住家被害、非住家被害、田畑被害、道路被害、その他施設被害、罹災世帯数・罹災者数、火災発生件数等）
※被害の程度等は「被害報告判定基準」に基づき判定する。

⑤　災害に対して実施した措置及び今後の措置

ア　災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況

イ　市が実施した主な応急措置の状況

ウ　応援要請又は職員派遣の状況

エ　災害救助法適用の状況

オ　避難命令・勧告の状況（地区数、対象者数等）

カ　消防機関の活動状況（活動人数、主な活動状況等）

⑥　その他必要な事項

(2) 報告の留意事項

①　人的被害、住家被害、住民避難、火災の発生・延焼の状況等、災害応急対策を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報は、他の情報に優先して収集・報告する。

②　被害等の調査・報告に当たっては、関係機関及び内部の連絡を密にし、調査漏れや重複等の無いよう十分留意するとともに、被害数値等の調整を図る。

③　情報収集の迅速・正確を期するため、情報の収集・連絡に係る組織、設備、要領等の整備を図っておくものとする。特に、発災初期の情報は、住民組織を通じて直ちに通報されるよう体制を整えておく。

④　被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施する。

⑤　罹災世帯・罹災人員等の把握に当たっては、現地調査のほか住民基本台帳等と照合して正確を期する。

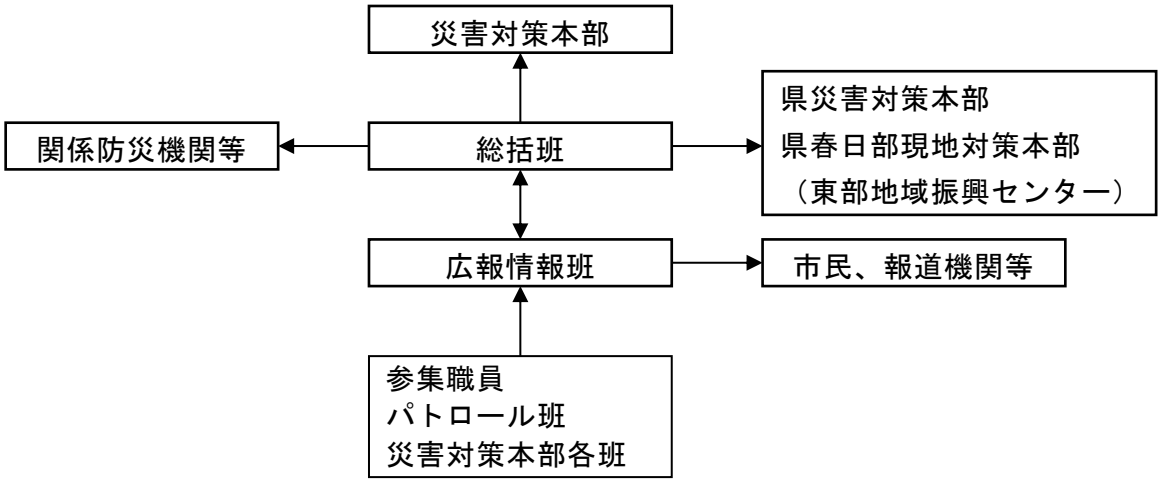
⑥　外国人の被害情報について、災害オペレーション支援システムの災害報告に際し、特記事項欄に人的被害区分ごとの内数及び国籍内訳を入力する。

『【様式】様式第１号「発生速報」』参照

『【様式】様式第２号「経過速報」』参照

『【様式】様式第３号「被害状況調」』参照

(3) 情報伝達の流れ



５．４ 通信連絡体制の確立【 広報情報班 】

本市及び関係防災機関は、情報連絡を迅速かつ的確に行うために、非常の際における通信連絡を確保する。

＜活動内容と手順＞

１　通信連絡方法の確認及び通信

(1) 基本方針

災害時における通信連絡は、災害オペレーション支援システム、県防災行政無線（地上系・衛星系）、インターネット、電話及びＦＡＸを利用して迅速かつ的確に行うものとするが、災害時における通信の混線を避けるために災害電話を指定し、窓口の統一を図る。

本市の初動期における連絡用電話は「広報情報班」に置き、また、市民等の問い合わせに対しては、窓口を一本化し「市民支援班」に置くものとする。

(2) 県及び関係防災機関との通信連絡の窓口の確認

①　県　・・・・・・・・・　「本部統括部（災害対策課）」

②　市　・・・・・・・・・　「総括班」

③　関係防災機関　・・・　「防災関係機関一覧」（**資料編第２．１２参照**）

２　有線通信途絶の場合の措置

震災時においては、有線通信施設の被災等によって、通信連絡が困難になることが予想されるので、無線設備、伝令等によって通信連絡を確保する。

(1) 県との通信連絡

県防災行政無線（地上系・衛星系）を利用し、交信を行う。

(2) 市各班との連絡

災害現場等に出動している各班員との連絡は、MCA アドバンス、デジタル簡易無線機、携帯電話によって行う。また、必要に応じて災害現場に伝令を派遣する。伝令は、徒歩、自転車、バイク又は自動車を利用する。

市防災行政無線を使用する際、通信の混乱が予想されるため、必要に応じ適切な通信統制を実施し、円滑・迅速な通信の確保に努める。

なお、通信の統制は、次によって実施する。

①　統制者の専任（「広報情報班」から１人配備する。）
②　重要通信の優先（救助、避難情報等重要性の高い通信を優先する。）
③　統制者の許可（通信に際しては、統制者の許可を得る。）
④　子局間の通信の禁止（子局間の通信に際しては、統制者の許可を得る。）
⑤　簡潔通話の実施
⑥　専任の通信担当者の設置（各子局の担当者は出来るだけ変更しない。）

(3) アマチュア無線等の活用

有線が途絶し、災害対策上必要が生じた場合は、アマチュア無線やタクシー無線等を活用する。

３　公衆通信設備の優先利用

災害時において、公共の利益のために緊急に通信を行う必要のある通話については、非常又は緊急通話として取り扱い、他に優先する。

優先利用できる電話は、あらかじめ東日本電信電話(株)埼玉事業部の承認を受けた加入電話による。

４　通信施設利用の優先順位

通信施設を優先して使用する場合の優先順位は、おおむね次の順序による。

①　住民に対する避難情報等人命に関する事項
②　応急措置の実施に必要な事項
③　災害警報
④　その他予想される災害の事態及びこれに対する事前措置に関する事項

５　臨時電話の設置

通信手段に不足するときは、東日本電信電話㈱埼玉事業部に依頼し、臨時電話を設置する。

６　電話の受付について

災害時には、関係防災機関だけではなく、吉川市内外の住民から多数の問い合わせ電話が予測できる。このため、必要に応じて、その他の班員の中から、電話受理の専任者を選び、電話対応に従事させるものとする。

なお、電話受付時の注意点とは次のとおりである。

①　電話受付担当者は、関係防災機関からの情報と住民等からの問い合わせを的確に仕分けする（問い合わせは、「市民支援班」につなぐ)。

②　電話の殺到による初動通信活動への支障が起こらないようにするために、各種問い合わせに対応する電話を事前に決めておく。

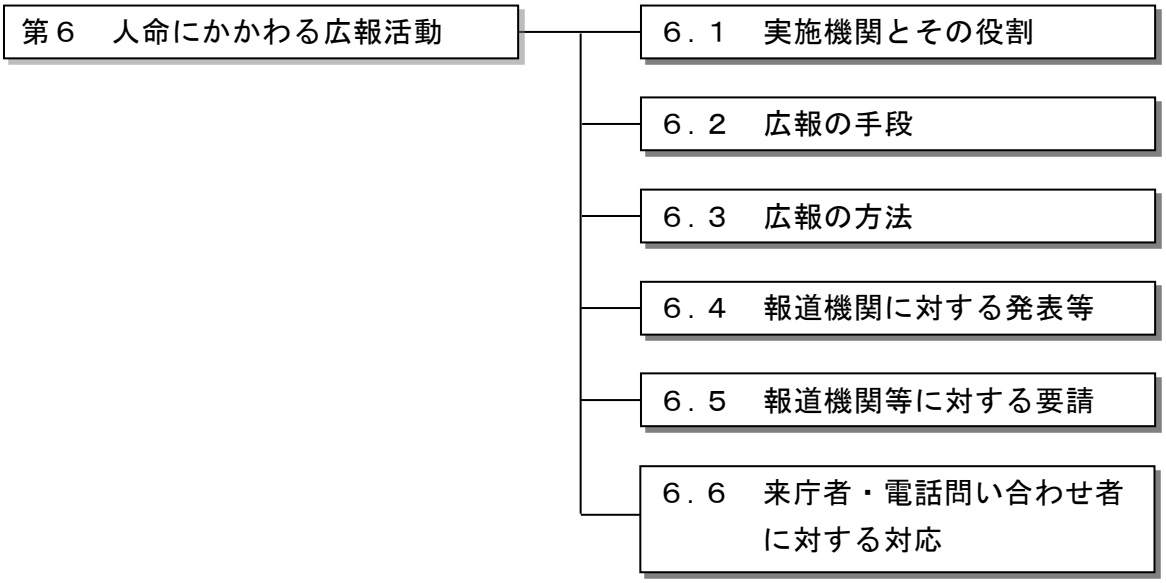
５．５ 被害写真等の撮影【 広報情報班 】

被害写真等の撮影は、被害状況確認の資料として、また、記録保存のためにも極めて重要である。

災害全般にわたって「広報情報班」が被害状況を撮影し、災害応急対策等に活用するとともに、報道機関及び市民の撮影分についても必要に応じて提供を受け、災害記録写真等の収集確保に万全を期するものとする。

第６　人命にかかわる広報活動

市及び関係防災機関は、地震発生後できる限り速やかに市民及び報道機関に対し被害の正確な情報を提供することによって、パニックの発生を未然に防止し、市民が適切な行動をとれるようにする。



６．１ 実施機関とその役割【 広報情報班 】

広報の実施機関と役割を次のとおりとする。

(1) 混乱期（１時間～３時間）から広報・報道事項

機関名	広報・報道内容
吉川市「広報情報班」	①災害による被害を最小限にとどめるための事前対策に関すること。 ②災害対策本部の設置又は解散に関すること。 ③気象情報に関すること。 ④火災状況（発生箇所、被害状況等）に関すること。 ⑤避難情報等（避難の指示、避難所の位置、経路等）に関すること。 ⑥市民の心得､人心の安定及び社会秩序保持のため必要な事項に関すること。 ⑦二次災害危険情報に関すること。 ⑧河川、橋梁等土木施設情報（被害、復旧状況）に関すること。 ⑨交通状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、道路交通状況等）に関すること。 ⑩電気、水道、ガス等事業施設被害状況(被害状況、注意事項)に関すること。 ⑪医療救護所開設状況に関すること。 ⑫給食、給水実施状況（給水日時、量、対象者）に関すること。 ⑬道路障害物、し尿の状況及び除去の見込みに関すること。 ⑭衣料、生活必需品の供給状況（供給日時、場所、種類、量、対象者等）に関すること。 ⑮個人安否情報(ＮＴＴ東日本の「災害用伝言ダイヤル（１７１)」に関すること。 ⑯防疫状況及び注意事項に関すること。 ⑰要配慮者に向けた広報に関すること。 **『【本文】本編 本章 第４節「第１３　要配慮者への配慮」(P236～241)』参照** ⑱被災地域外住民へのお願いに関すること。 （例）・被災地へは、単なる見舞い電話等不要不急の電話をしない。 ・救援物資の梱包は、仕分け作業が円滑に実施できるよう、梱包を解かなくても、物資の種類、量、サイズが分かるようにして被災地に送付する。
消防本部	①火災の発生防止及び初期消火に関すること。 ②火災の発生状況に関すること。 ③救護所の設置に関すること。 ④避難に関すること。
関係防災機関	①活動体制に関すること。 ②電気、ガス、危険物流出等の二次災害の防止に関すること。 ③所管業務の被害状況及び復旧状況に関すること。

６．２ 広報の手段【 広報情報班 】

本市が、市民等に対して実施する広報の手段は、防災行政無線、市ホームページ、広報車、登録制メール、緊急速報メール、減災アプリ、ＳＮＳ、電話応答サービス、Ｌアラート（NHKｄ放送、テレ玉ｄ放送)、FM ラジオ（エフエムこしがや)、ケーブルテレビ（J-COM)、緊急時情報伝達収集システム（よしかわ安心電話)、テレビ、新聞等によるものとする。

また、必要に応じて職員による現場での指示や看板、ビラ、広告等を作成して、現地で配付・掲示するとともに、自治会又は自主防災組織等による広報も行う。

広報の手段（媒体）の選定は、市災害対策本部会議から特に指示された場合を除き、「広報情報班」が状況を判断の上、適切なものを選定する。

① 緊急に伝達の必要があるもの（避難指示、火災防止指示等）

→ 防災行政無線、市ホームページ、広報車、登録制メール、減災アプリ、ＳＮＳ、緊急速報メール、ケーブルテレビ（J-COM)、現場での指示、自治会又は自主防災組織、FM ラジオ（エフエムこしがや)、緊急時情報伝達収集システム（よしかわ安心電話）等

② 一斉に伝達するもの（地震情報、安否情報、医療救護所等）

→ 防災行政無線、市ホームページ、広報車、登録制メール、減災アプリ、ＳＮＳ、FM ラジオ（エフエムこしがや)、ケーブルテレビ（J-COM)、緊急速報メール、緊急時情報伝達収集システム（よしかわ安心電話）

③ 時期又は地域を限って行うもの

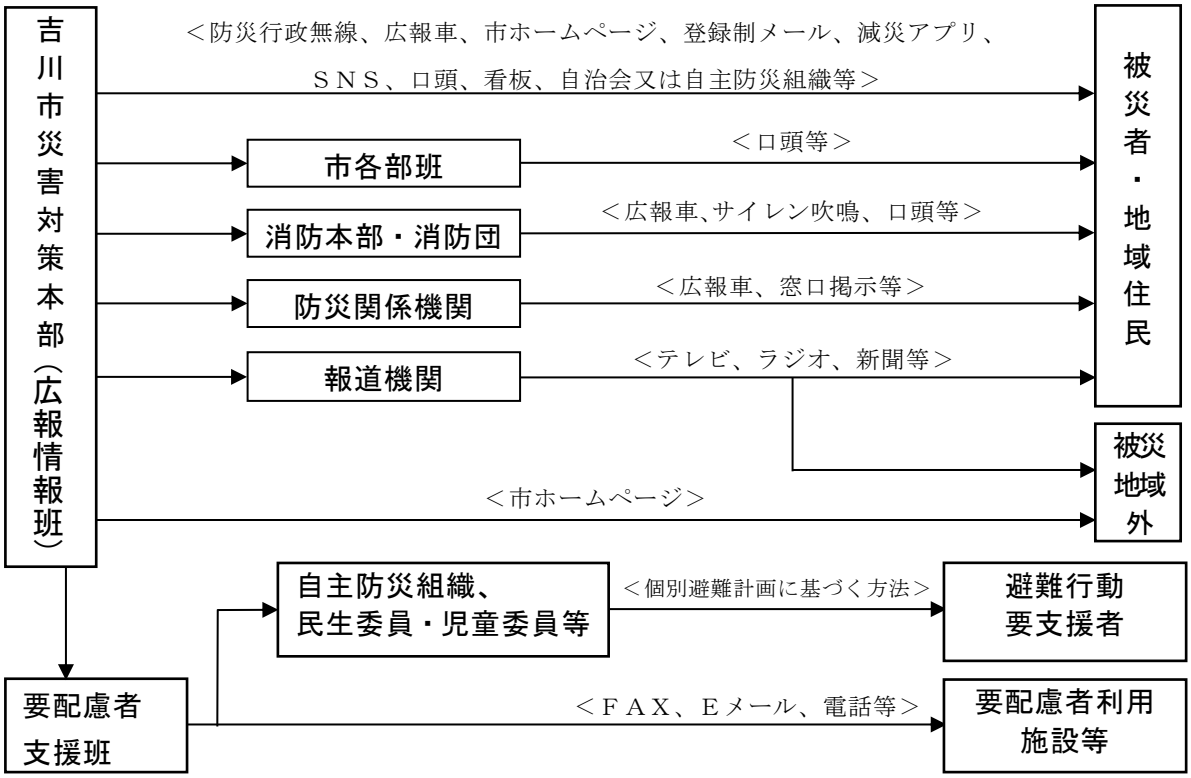
→ 防災行政無線、市ホームページ、広報車、登録制メール、減災アプリ、ＳＮＳ、FM ラジオ（エフエムこしがや)、ケーブルテレビ（J-COM)、現場での指示（口頭)、看板、ビラ、張り紙、自治会又は自主防災組織、緊急時情報伝達収集システム（よしかわ安心電話）

④ 被災地域外に対して行うもの

→ 市ホームページ、テレビ、ラジオ、新聞（報道機関に依頼）等

６．３ 広報の方法【 広報情報班、要配慮者支援班 】

広報の方法は、次の伝達経路のとおりとする。


吉川市災害対策本部（広報情報班）
＜防災行政無線、広報車、市ホームページ、登録制メール、減災アプリ、
ＳＮＳ、口頭、看板、自治会又は自主防災組織等＞
市各部班
＜口頭等＞
消防本部・消防団
＜広報車､サイレン吹鳴、口頭等＞
防災関係機関
＜広報車、窓口掲示等＞
報道機関
＜テレビ、ラジオ、新聞等＞
被災者・地域住民
被災地域外
＜市ホームページ＞
自主防災組織、
民生委員・児童委員等
＜個別避難計画に基づく方法＞
避難行動
要支援者
要配慮者
支援班
＜ＦＡＸ、Ｅメール、電話等＞
要配慮者利用
施設等

６．４ 報道機関に対する発表等【 広報情報班 】

市災害対策本部は、「広報情報班」を窓口とし、定期的に報道機関に対して災害に関する情報を発表するものとし、災害に関する情報を掲示により提供する。また、必要に応じ記者会見場や設備の準備を行う。なお、発表内容については、市災害対策本部会議に諮るものとし、記者発表に際しては、次の者を発表者とし、その後の報道機関への発表についてもできるだけ発表者を固定して行うものとする。

(1) 市の発表者及び発表内容

① 市の発表者

本部長又は副本部長

② 発表内容

ア 災害の種別、発生日時

イ 災害発生の場所

ウ 被害状況

エ 応急対策の状況

オ 市民に対する避難情報発令の状況

カ 市民及び被災者に対する協力及び注意事項

『【資料】第２．１５「広報文例」』参照

６．５ 報道機関等に対する要請【 広報情報班 】

「広報情報班」は、被害状況等により広域的な広報等が必要なときは、県災害対策本部統括部に、次のような広報活動を要請するものとする。

また、報道機関等に対し、避難所などにおいてプライバシー等に配慮した取材活動を要請する。

① 広報車

② ヘリコプター

③ 活字媒体（広報誌の号外、一般新聞等）

④ 放送媒体（ラジオ、テレビ、ケーブルテレビ、臨時災害 FM 局）

⑤ インターネット、県ホームページ、九都県市ホームページ

⑥ 民間の電光掲示板等

６．６ 来庁者・電話問い合わせ者に対する対応【 市民支援班 】

「市民支援班」は、初動活動の円滑な進行のために、市民からの問い合わせを一手に引き受けるとともに、市庁舎につめかけた被災者を適宜避難所等に誘導する。

＜活動内容と手順＞

１ 電話による問い合わせ等への対応

① 窓口の一元化

非常配備体制時における市への住民からの問い合わせに対しては、原則として「市民支援班」が対応する。

② 「市民支援班」の活動体制

「市民支援班」は、問い合わせの種類（照会、被害通報、要請等）に応じた活動体制を組む。

③ 緊急・重要情報の共有化

重要かつ緊急性の高い内容については、各班に報告する。

④ 安否情報の対応

安否情報の確認に関しては、数多くの問い合わせがあると考えられる。

「市民支援班」は、「避難所班」や「要配慮者支援班」等からの情報を整理し、また、ＮＴＴ東日本の災害用伝言ダイヤル（１７１）の活用や、インターネットによる吉川市のホームページからの情報確認を紹介するなどして可能な限り対応する。

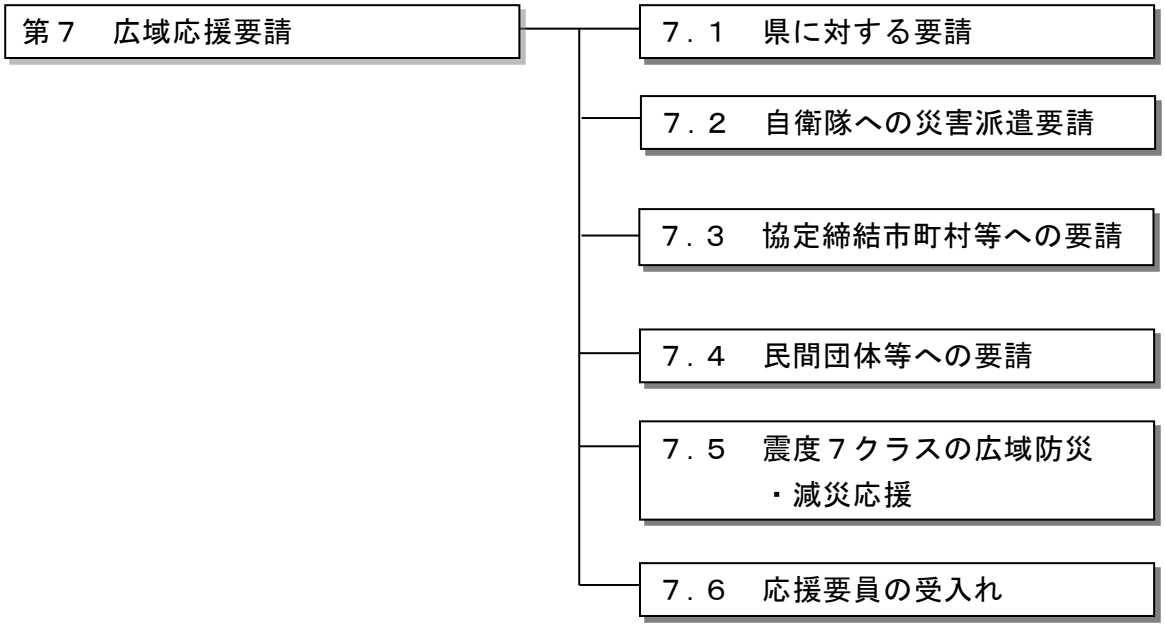
２ 来庁者への対応

地震発生後は、多数の住民が市庁舎につめかけることが予想される。

「市民支援班」は、応急対策の支障とならないように被災者を適宜避難所等に誘導するとともに、「広報情報班」を通じて庁内放送や掲示板等で情報の提供を行う。

第７　広域応援要請

災害時において、市の防災機関のみでは対処しえないと判断した場合は、速やかに県、近隣市町その他の行政機関、公共機関、自衛隊及び市内民間団体等への応援・協力の要請を実施する。



７．１ 県に対する要請【 総括班 】

大規模地震の発生に際して、本市内の防災機関のみでは対応が不可能と判断したときは、「総括班」は速やかに県災害対策本部へ応援要請を行う。

＜活動内容と手順＞

１　要請の手続き

「総括班」は、「吉川市受援計画」に基づき、各班からの要望を取りまとめ、県災害対策本部春日部支部（東部地域振興センター）に対して、「埼玉県・市町村人的相互応援（埼玉県・市町村被災者安心支援制度)」による職員の派遣を文書で要請する。ただし、緊急を要し、文書をもってすることができない場合は、口頭、電話等で要請し、事後、速やかに文書を送付するものとする。

２　要請の事項　（災害対策基本法第６８条）

要請は、次の事項を明確にして行う。

(1) 災害の状況
(2) 応援（応急措置の実施）を要請する理由
(3) 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
(4) 応援（応急措置の実施）を必要とする場所
(5) 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
(6) その他必要な事項

３　他府県、他市町村又は指定地方行政機関の職員あっせんの要請（災害対策基本法第２９条、第３０条、地方自治法第２５２条の１７）

要請は、次の事項を明確にして行う。

(1) 派遣又は派遣のあっせんを求める理由
(2) 派遣又は派遣のあっせんを求める職員の職種別人数
(3) 派遣を必要とする時期
(4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
(5) その他参考となるべき事項

４　緊急放送の要請　（災害対策基本法第５７条）

要請は、次の事項を明確にして行う。

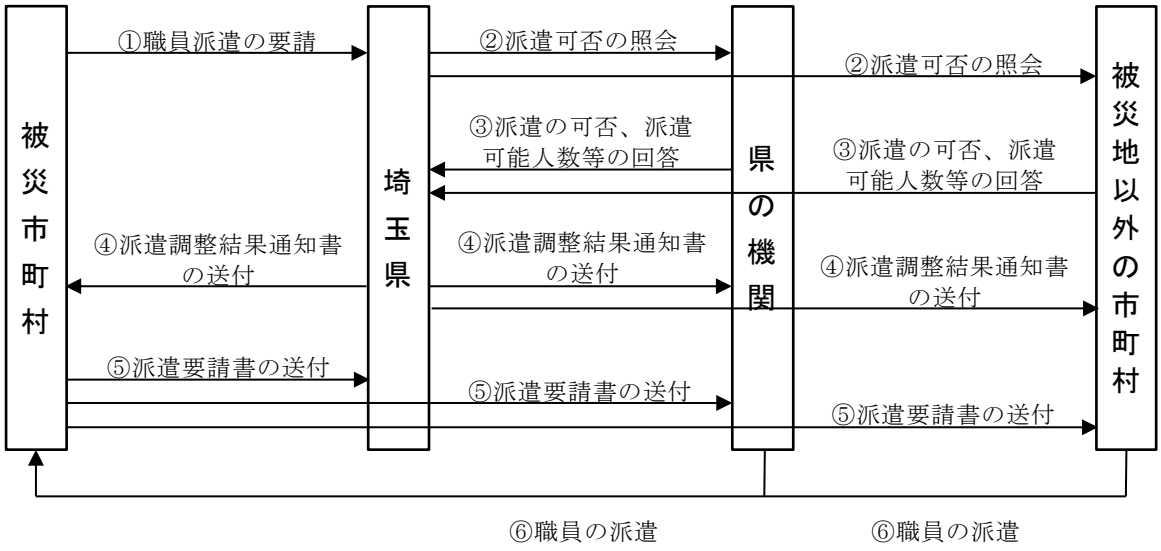
(1) 放送要請の理由
(2) 放送事項
(3) 希望する放送日時・送信系統
(4) その他必要な事項

『【様式】様式第６号「放送要請依頼用紙」』参照

５　埼玉県・市町村人的相互応援（埼玉県・市町村被災者安心支援制度）

目的	災害による被災市町村の迅速な応急対策及び復旧対策を応援することにより、被災者の速やかな生活の再建を支援する。
対象災害	災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害
応援内容	被災市町村のみでは十分かつ迅速に救助、応急対策及び復旧対策を実施することが困難な場合に、必要な技術職、事務職及び技能職等の職員を被災市町村からの要請に応じて短期間派遣するものとする。
被災市町村 （要請市町村）	①県に職員派遣の要請（派遣要請依頼書の提出） ②県から派遣調整結果通知書を受領、確認 ③派遣市町村又は県の派遣機関に対して派遣要請書を提出 ④派遣職員の受け入れ
被災地以外の市町村 （派遣市町村）	①派遣可能の可否、派遣可能職員数の回答 ②県から派遣調整結果通知書を受領、確認 ③要請市町村から派遣要請書を受領 ④職員の派遣
県（統括部、支部）	①要請市町村から職員派遣要請の受理、市町村又は県の機関に対して派遣の可否についての照会 ②派遣市町村又は県の機関と派遣人数等について調整及び派遣調整結果通知書を要請市町村、派遣市町村及び県の派遣機関に送付 ③要請市町村から派遣要請書を受領 ④県の派遣機関による職員の派遣

□埼玉県・市町村人的相互応援による職員派遣手続き



『【様式】様式第７号「応援要請書（直接応援市町村へ要請）」』参照
『【様式】様式第８号「災害時相互応援連絡表（県へ要請）」参照

７．２ 自衛隊への災害派遣要請【 本部長（市長）、総括班 】

自衛隊の災害派遣要請が必要と判断されたときは、「総括班」は、県危機管理課を通じて、県知事に災害派遣を要請するものとする。

＜活動内容と手順＞

１ 要請の手続き

市長は、速やかに県知事に対して災害派遣要請を行う。

県知事に要求ができない場合には、本市の地域に係る災害の状況を陸上自衛隊第３２普通科連隊へ直接通知することができる（災害対策基本法第６８条の２）。

県危機管理課
　○連絡先　TEL 048-830-8131　FAX 048-830-8129
陸上自衛隊第 32 普通科連隊
　○所在地　〒331-8550　埼玉県さいたま市北区日進町 1-40-7
　○連絡先　・課業時間内(8時00分～17時30分)
　　：第３科長　TEL 048-663-4241（内線：435・437）
　　・課業時間外(17 時 30 分～8 時 00 分)
　　：部隊当直司令　TEL 048-663-4241（内線：402）

２ 自衛隊の派遣要請範囲

自衛隊の災害派遣の要請は、人命の救助を優先して行うもので、次の３つの要件を勘案して行う。

1 緊急性の原則
差し迫った必要性があること。

2 公共性の原則
公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること。

3 非代替性の原則
自衛隊の部隊が派遣される以外に他に適切な手段がないこと。

要請の範囲は、おおむね次のとおりである。

(1) 被害状況の把握
(2) 避難者の誘導、輸送
(3) 避難者の捜索、救助
(4) 水防活動
(5) 消防活動
(6) 道路又は水路等交通上の障害物の除去
(7) 診察、防疫、病虫害防除等の支援
(8) 通信支援
(9) 人員及び物資の緊急輸送
(10) 炊事及び給水支援
(11) 救援物資の無償貸付又は贈与
(12) 交通規制の支援
(13) 危険物の保安及び除去
(14) 予防派遣
(15) その他

3 災害派遣要請の依頼手続き

「総括班」は、自衛隊派遣を要請する場合、県危機管理課に対し、次の事項を明記した文書（３部）をもって行うものとする。ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは電信、電話等により依頼し、事後速やかに文書（３部）を送付する。

(1) 災害の状況及び派遣を要請する事由
(2) 派遣を希望する期間
(3) 派遣を希望する区域及び活動内容
(4) その他参考となるべき事項

4 経費の負担区分

自衛隊の救助活動に要した経費は、派遣を受けた市町村が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりである。

(1) 派遣部隊が救助活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
(2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料

(3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料金等
(4) 派遣部隊の救助活動実施の際生じた（自衛隊装備に係るものを除く。）損害の補償
(5) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義ある場合は、協議するものとする。

5　災害派遣部隊の受入体制の確保

(1) 緊密な連絡協力

県、市、警察、消防機関等は、相互に派遣部隊の移動、現地進入及び災害措置のための補償問題等が発生した際の相互協力、必要な現地資材等の使用協定等に関して緊密に連絡協力するものとする。

(2) 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

県及び市は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。

(3) 作業計画及び資材等の準備

県及び市は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たっては、なるべく先行性のある計画を次の基準により樹立するとともに、作業実施に必要とする充分な資料の準備を整え、かつ諸作業に関係ある管理者の了解をとりつけるよう配慮するものとする。

① 作業箇所及び作業内容
② 作業の優先順位
③ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
④ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

7．3 協定締結市町村等への要請【 総括班 】

平素から近隣市町等の間の協力体制の確立に努めておくとともに、既に締結されている各種協定や災害対策基本法等の条項を活用し、応援要請が円滑に行われるよう手続きの方法を明確にしておく。

＜活動内容と手順＞

1　協定締結市町村への要請

協定締結市町村の応援要請が必要と判断したときは、「総括班」は、協定を締結している市町村へ応援要請するものとする。

2　指定公共機関、指定地方公共機関への要請

「総括班」は、本市域の電気、ガス、輸送、通信等の施設の被災状況に応じ、指定公共機関、指定地方公共機関に対し、速やかな対応を要請する。

7．4 民間団体等への要請【 総括班 】

本市は、災害時の応急対策をより効果的に遂行するために、関係防災機関のみならず、市の区域における民間団体の協力を得るものとする。

『【本文】本編 本章 第４節「第１０ 災害ボランティアの確保」(P225～226)』参照

＜活動内容と手順＞

１　協力団体

(1) 公共的団体

医師会、歯科医師会、薬剤師会、交通安全協会、安全運転管理者協会、交通安全母の会、女性の会、市指定水道工事店、市指定排水設備工事店、建設業協会、清掃業者衛生組合、金融団、さいかつ農業協同組合、吉川市商工会、市社会福祉協議会、シルバー人材センター、日本赤十字社吉川市地区、(一社) 埼玉県トラック協会吉川支部等

『【資料】第２．１２「防災関係機関一覧」』参照

(2) 市民の自発的組織

自治会、自主防災組織等

(3) 市民ボランティア等

２　協力活動

(1) 異常現象、危険箇所等を発見したときの災害対策本部への通報
(2) 避難誘導、負傷者の救出・搬送等市民に対する救助・救護活動
(3) 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分及び運送等の活動
(4) 被害状況の調査補助活動
(5) 被災地域内の秩序維持活動
(6) 道路、公共施設等の応急復旧作業活動
(7) 応急仮設住宅の建設活動
(8) 生活必需品の調達活動
(9) その他市が行う災害応急対策業務への応援協力
(10) 水防活動

３　協力要請の方法

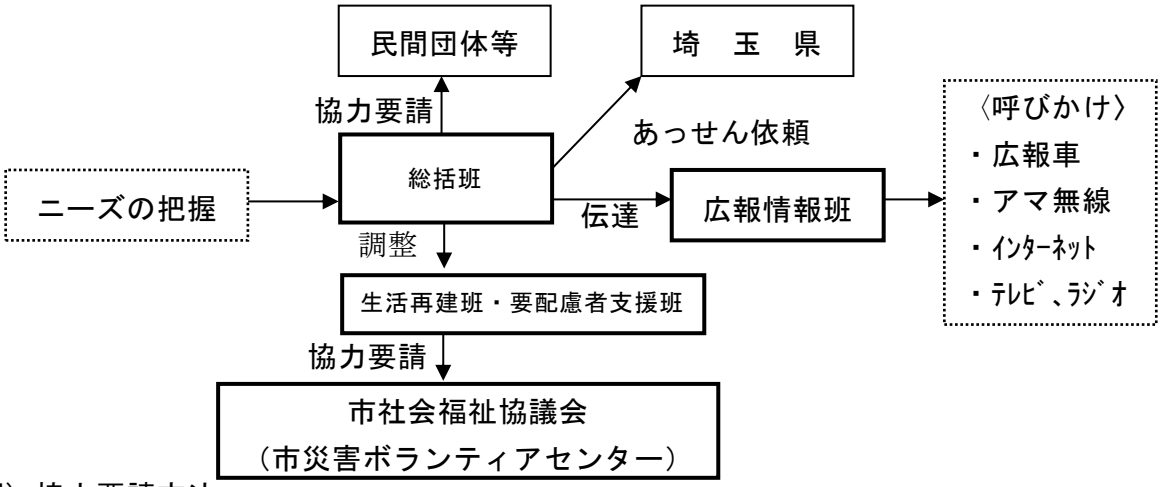
(1) 要請部署

① 公共的団体　　：「総括班」
② 災害ボランティア：「生活再建班」、災害ボランティアセンター

(2) 災害ボランティア受付場所

災害ボランティアセンター（市社会福祉協議会）

(3) 協力要請の流れ



(4) 協力要請方法

次の事項を明確にして要請する。

① 活動の内容
② 協力を希望する人数
③ 調達を要する資機材等
④ 協力を希望する地域及び期間
⑤ その他参考となるべき事項

7.5 震度７クラスの広域防災・減災応援【 総括班 】

震度７クラスの地震発生時は、被害情報の収集の遅れから、これまでに示した要請手順に沿った応援要請を行っていたのでは、タイミングを逸してしまう。

各班は、本市全域及び全市民が被災者と想定して、ニーズの把握を想定していかなければならない。

その上で「いつ、どんな状況で、どのような応援要請が必要か」をつかんでおくとともに、要請手続きに必要な項目を最小限にすることが必要である。

7.6 応援要員の受入れ【 総括班 】

「総括班」は、応援要員の受入体制を整えるものとする。

＜活動内容と手順＞

１　「総括班」の活動

「総括班」は、応援要員の活動が円滑に実施できるようにするために、関係機関と調整を図りながら、宿泊地のあっせん及び食料・資機材の調達を実施する。「総括班」は、本市のみで受入体制を整えることが困難な場合は、県災害対策本部総務部に受入れの調整を依頼する。

２　自己完結型の応援体制

自衛隊等の食料・装備等の充実している機関については、食料の持参や自ら宿泊施設を確保してもらうように依頼する。

3　指揮命令系統

応援要員は、市災害対策本部の指揮下に入るが、職員の不足等によって現実には現場での指揮は困難な場合がある。

対応策としては、応援要員の地域割・役割分担を行い、権限を与えるとともに、現地に応援部隊を統括するセクションの設置を県に依頼することなどが考えられる。

4　広域応援拠点の開設

(1) 本市が激甚被災地となった場合

本市が激甚な被害を受けた場合は、市内において応援拠点となる施設やオープンスペースの確保及び応援要員・職員の受入れが極めて困難になると予想される。その場合は、県に対し、周辺市町に広域応援拠点施設の開設とその運営を要請する。

なお、広域応援拠点の運営を円滑に進めるために、職員を連絡要員としてこれらの拠点に派遣する。

(2) 本市の被害が相対的に軽い場合

激甚被災地となった市町村に対し、県の指示等により、広域応援拠点の開設・運営、応援要員・職員に対する便宜供与等により応援を実施する。

また、状況により、応援要員・職員を激甚被災地へ派遣する。

□野営場所候補地

場所	所在地	敷地面積	備考
吉川運動公園	きよみ野1-5	19,201㎡	調節池
美南中央公園	美南2-6	35,904㎡	高低差のある公園
旭公園球場	旭2977番地	17,978㎡	球場含む公園全体
永田公園	きよみ野四丁目10番地	26,200㎡	

□ヘリコプター発着可能地点

施設名	所在地	備考
美南中央公園	美南二丁目 6 番地	
吉川運動公園	きよみ野 1-5	調節池

第８　自主防災組織の活動　【 自主防災組織、自治会 】

阪神淡路大震災に際して、行政の救急活動が十分に機能しない中、「顔見知り」という地域コミュニティが人命救助活動等に威力を発揮した。

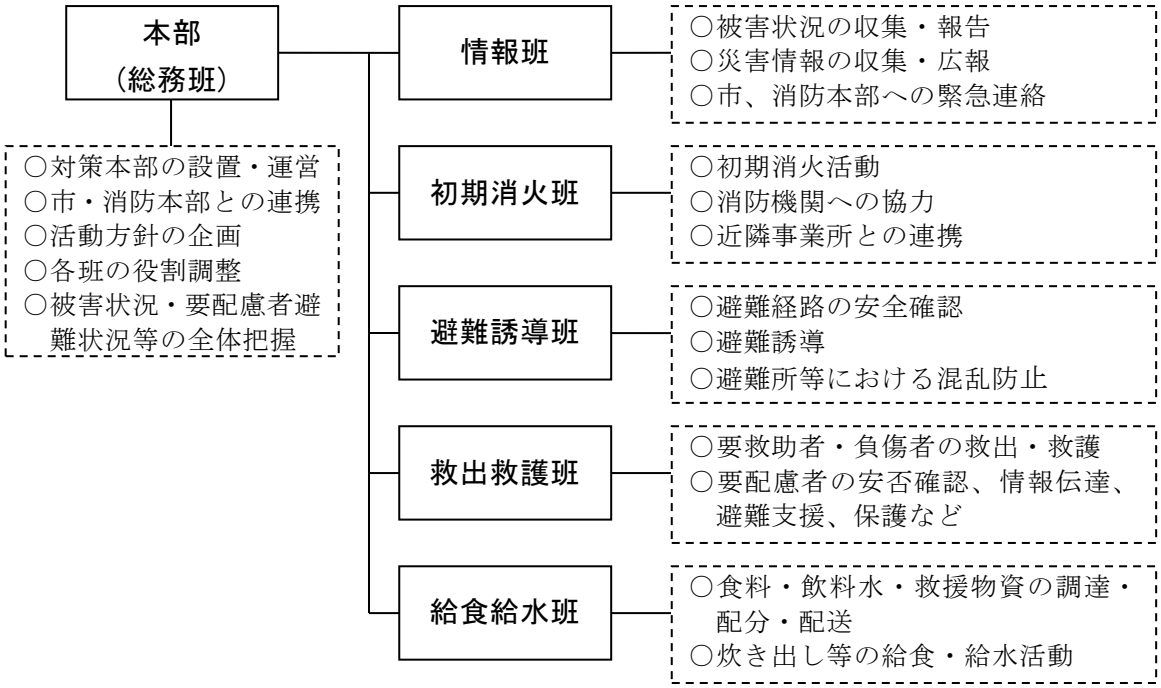
本市は、阪神淡路大震災で得られた教訓を生かし、市民による地域住民組織で結成された自主防災組織の活動を促進する。

第８　自主防災組織の活動

＜活動内容と手順＞

１　自主防災組織の活動体制

自主防災組織は、迅速かつ効率的な活動を実施するために、基本的に次の例により班編成して活動する。



２　自主防災組織の活動

(1) 情報班の活動

「情報班」は、被害状況等を迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集・分析・伝達を行う。

①　情報の収集・伝達

地域内の被害情報、関係防災機関・報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域内住民及び関係防災機関へ伝達する。

②　情報の収集・伝達の方法

情報の収集・伝達は、有線電話、テレビ、ラジオ、携帯電話、伝令、市のパトロール班に対する口頭伝達等による。

(2) 初期消火班の活動

発災時において、速やかに消火体制を確立するなど、次のような行動をとる。

① 防災倉庫への参集

消火班員は、家族の安全対策を講じた後、速やかに防災倉庫又はあらかじめ定められた場所に参集する。また、参集に際しては、次のような状況の把握に努める。

ア 参集途上における火災の有無

イ 道路の亀裂、建物の倒壊等による道路の通行障害の有無

ウ 危険物、可燃ガス等の流出の状況等

エ 電線の切断の有無

② 防火の呼び掛け

「情報班」と連絡をとりながら、地域内の各家庭に対して、出火防止、初期消火行動について呼び掛けを行う。

③ 防火パトロールと初期消火

防火パトロールを実施して、火災を早期に発見し、直ちに消火活動を行う。

④ 消火の協力要請

地域内に火災が発生した場合は、近隣事業所に協力を求める。

⑤ 消火活動の応援

消防機関が到着した場合は、消防機関に協力して消防ポンプ等を活用しながら消火活動に当たる。

(3) 避難誘導班

① 避難誘導

避難誘導班員は、市災害対策本部の避難誘導の指示に基づき、住民を避難場所に誘導する。

② 避難所における混乱防止

避難所における混乱防止のため、避難所の管理職員と協力して、人心の安定に努める。

③ 秩序維持協力

避難後における市街地の盗難防止のため、危険のない範囲で担当者を警戒に当らせる。

(4) 救出救護班の役割

① 要救出・救護者の把握

建物倒壊による要救出者及び家具の転倒､窓ガラスの落下等による負傷者の人数、症状等を調査し、その実態を把握する。

② 避難行動要支援者等の要配慮者の緊急避難

避難行動要支援者については、平常時から把握しておき、地震発生時には、優先して安全な場所に避難させる。

③ 応急救出活動

倒壊物の下敷き等により、救出を必要とする者が発生した場合には、近隣居住者

等の協力を求めるなど、組織としての救出活動を行う。また、火災が発生した場合には、消火活動の実施と併せて救出活動に当たる。大規模又は困難な救出作業が必要な場合は、速やかに消防機関等に対して出動を要請するとともに、救助隊が到着するまでの間、現場の安全確保に当たる。

④　応急救護活動

負傷者が多数発生した場合等には、自主防災組織が小・中学校の校庭、体育館等安全な場所を選定して、簡易救護所を開設する。この簡易救護所では、軽症者を対象に治療を行い、重症者については、簡単な応急処置を行うとともに、医師又は関係防災機関等の指示を受ける。

⑤　後方医療機関等への搬送

災害現場又は簡易救護所で応急処置を施した重症患者については、速やかに市が開設する救護所又は後方医療機関等へ搬送する。この場合、あらかじめ救護所や医療機関の受入体制を把握し、適切な処置が受けられるよう十分に連絡をとっておく。

⑥　関係防災機関への協力

発災時における迅速かつ適切な救出救護活動の確保を図るため、重症患者の救護所等への搬送、その他関係防災機関の指示及び要請に協力する。

(5) 給食給水班

①　給食の実施

市から提供された食料、地域内の家庭、販売業者等から提供を受けた食料等の配分、炊き出し等により給食活動を行う。

②　給水の実施

市から提供された飲料水によって給水活動を行う。

③　その他

その他物資の配付があった場合には、円滑・迅速に処理する。

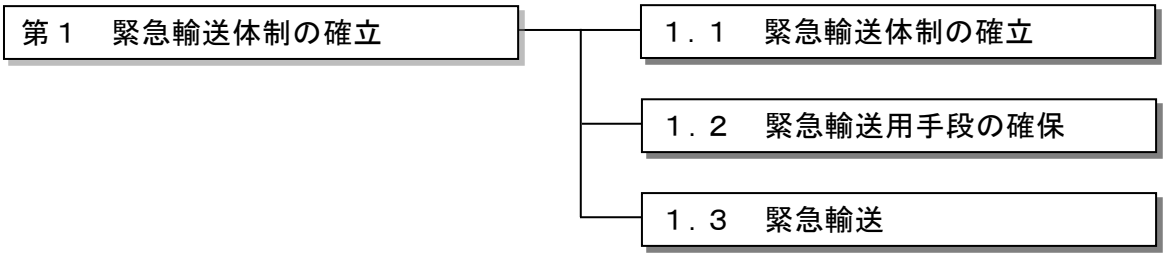
第４節　緊急救援期から実施する活動

本市は、被災者の救命救護活動を継続するとともに、情報収集活動に伴い把握した被害状況に応じて、市民の生活確保に必要な緊急活動を実施する。

- 第１　緊急輸送体制の確立
- 第２　医療救護
- 第３　緊急給水体制の確立
- 第４　緊急食料供給体制の確立
- 第５　緊急生活必需品供給体制の確立
- 第６　防災拠点施設における通信、電力、ガスの応急復旧
- 第７　二次災害防止活動
- 第８　帰宅困難者対策
- 第９　行方不明者の捜索、遺体の収容処理、埋火葬
- 第１０　災害ボランティアの確保
- 第１１　災害救助法の適用
- 第１２　防疫・保健衛生活動
- 第１３　要配慮者への配慮

第１　緊急輸送体制の確立

災害時における被災者、災害応急対策要員、災害対策用資機材及び救援物資の緊急輸送体制を速やかに確立する。



１．１ 緊急輸送体制の確立【 広報情報班、土木施設班 】

災害が発生したら、被災者、災害応急対策要員、災害対策用資機材及び救援物資を輸送するための輸送路を確保する。

確保に際しては、あらかじめ市で指定した緊急輸送路を優先する。

『【本文】本編 第２章 第２節「第６ 緊急輸送体制の整備」(P90～93)』参照

＜活動内容と手順＞

１　緊急輸送の実施責任者

市長は、災害時における緊急輸送の実施責任者となる。

ただし、市で処理できない場合は、県災害対策本部輸送部に輸送内容その他必要条件を明示して応援又はあっせんを要請する。

２　緊急輸送の対象

緊急輸送の対象は、おおむね次のとおりとする。

(1) 第一段階（被災直後）

① 救助・救急活動、医療活動の従事者及び医薬品等の物資
② 消防・水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
③ 災害対策要員、通信・電力・ガス・水道施設の保安要員等応急対策に必要な人員及び物資等
④ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設・輸送拠点の応急復旧・交通規制等に必要な人員及び物資

(2) 第二段階（おおむね被災から１週間後まで）

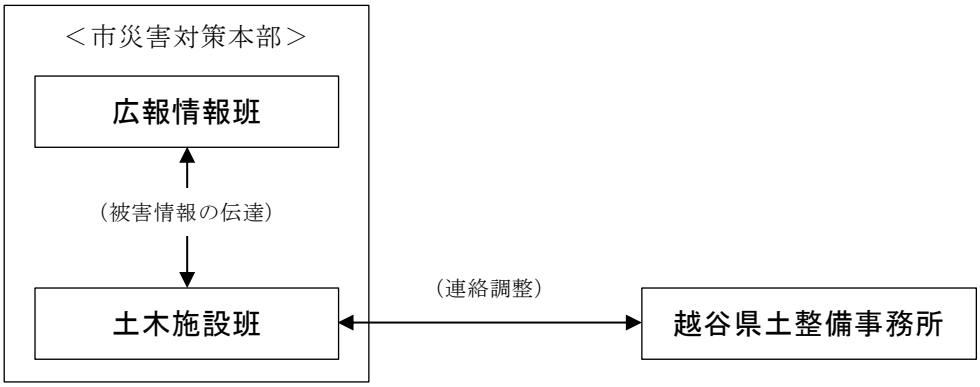
① 第一段階の続行
② 食料・飲料水等の生命の維持に必要な物資
③ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
④ 生活必需品

3　緊急輸送路線の確保

各道路管理者及び占用者は、関係防災機関が迅速かつ効果的に活動できるように、主要路線に接続する路線及び避難所に通じる道路から順次緊急輸送路を確保する。

『【本文】本編 第２章 第２節「第６ 緊急輸送体制の整備」(P90～93)』参照

□緊急輸送路確保の流れ



4　道路管理者の責務

(1) 道路被害状況の把握と報告

市は、市域の緊急輸送道路被害及び道路上の障害物の状況を調査し、速やかに県に報告する。

(2) 緊急輸送道路の応急復旧

道路管理者は、所管する道路について道路上の破損、倒壊等による障害物の除去を行い、交通の確保に努める。被害の規模等により対応が困難な場合においては、必要により、警察、自衛隊、消防機関及び占用工作物管理者等の協力を要請する。特に避難、救出及び緊急物資の輸送に必要な主要路線は重点的に優先して行う。この場合２車線を確保するのを原則とするが、やむを得ない場合には１車線とし、適当な箇所に車両のすれ違いができる待避所を設ける。

『【本文】本編 本章 第２節「第８ 交通対策」(P142～144)』参照

5　渋滞対策

輸送の最大の障害である交通渋滞を少しでも緩和するために、次の方策を検討し、実施する。

① 広域迂回ルートの設定（県災害対策本部輸送部及び応急復旧部と協議）
② 市民へ車を利用しないように呼び掛けること（報道機関）。
③ 現場における交通規制・誘導及び規制人員の補充
④ 信号機の早期復旧
⑤ ヘリ輸送の活用

１．２ 緊急輸送用手段の確保【 産業物資班 】

被災者、災害応急対策要員、災害対策用資機材、救援物資等の輸送車両の確保、配車及び輸送については、「産業物資班」が統括する。

＜活動内容と手順＞

１　車両・ヘリコプターの調達

(1) 「産業物資班」は、車両を効率的に管理し、車両に不足が生じれば、タクシー業者、貨物運送業者、バス会社等からの借上げ又は県その他関係防災機関に対する応援要請を行う。

(2) 車両の借上依頼については、（一社）埼玉県トラック協会吉川支部、バス協会等の活用を図る。

(3) 借上げに要する費用は、市が当該輸送業者等の団体、当該業者等と通常行うところにより協議して決める。

(4) ヘリコプターの調達については、県災害対策本部輸送部又は自衛隊に要請する。

２　燃料の調達

「産業物資班」は、公用車及び借上車のすべてに必要な燃料の調達を行う。

３　配車

① 各班は、車両を必要とするときは、車種、搭載量、台数、日時及び引渡し場所を明示し、「総括班」に請求する。

② 各班及び「産業物資班」は、所定の様式に必要事項を記入する。

４　緊急輸送用車両確認証明書及び標識の申請

交通規制中、災害応急対策に必要な物資の緊急運送その他応急対策を実施するための緊急輸送車両の通行確保については、県公安委員会に申し出て、緊急輸送用車両確認証明書及び標章の交付を受けるものとする。

なお、公有全車両及び関係機関又は団体からの調達車両については、事前に県公安委員会に届出を行い、発災後速やかに証明書の発行が受けられる体制にしておくものとする。

『【本文】本編 第２章 第２節「第６ 緊急輸送体制の整備」(P90～93)』参照

１．３ 緊急輸送【 産業物資班 】

車両による輸送を効率的に行うために輸送拠点及び集積場所を設定し、関係機関と協力の上、緊急輸送を実施する。

＜活動内容と手順＞

１　車両による輸送

① 基本方針

公有車両又は直接調達できる車両等で輸送を行うことを基本とする。

事前の協定書の締結等により、各業者が指示を待たずに指定されている場所に直接物資等の輸送を行う。

② 車両の確保

③ 代替輸送ルートの検討

緊急輸送ルートの被害状況を確認し、使用不可能なときは、吉川警察署、県春日部現地対策本部（東部地域振興センター）と協議の上、代替輸送ルートを決定する。

④ 輸送拠点の設定

市内に、中継物流施設として次の施設を物資の輸送拠点とする。

あらかじめ設定している輸送拠点が被災した場合や、保管スペースが不足することが見込まれる場合は、速やかに中継物流施設として利用できる指定一般避難所を輸送拠点として設定する。

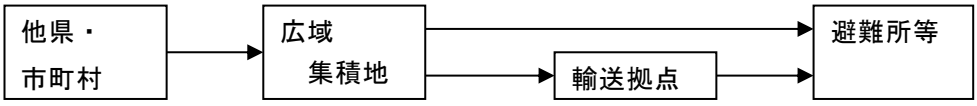
なお、輸送拠点には、風雨等によって物資が破損しないようにテントやビニールシートを用意しておくものとする。

□輸送拠点施設

施設の名称	所在地
総合体育館	上笹塚１－５８－１
旭地区センター	旭６－４

《参考》

□物資輸送の流れ



※広域集積地とは、県が指定した食料の輸送拠点で県内１７箇所をいう。

２ 鉄道輸送

被災者又は物資運送のため、車両の増結や臨時列車の増発などを必要とする場合は、東日本旅客鉄道(株)吉川美南駅と協議して適切な処置を講ずる。

『【資料】第２．１２「防災関係機関一覧」』参照

３ 航空輸送

被害状況及び道路交通状況によっては、県災害対策本部輸送部及び陸上自衛隊第一師団に対し、ヘリコプター等の出動を要請する。

「産業物資班」は、ヘリポートの開設が可能であるか予定地の状況を早急に把握しておく。

なお、ヘリポートの開設準備は次のとおりとする。

① 砂塵が舞い上がらないよう、乾燥しているときは十分に散水する。

② 風圧のため飛散する恐れのあるものは除去する。

③　上空から風向、風速が判定できるよう着陸点近くに赤白の吹き流し又は発煙筒を設置する。吹き流しは、地上４．５ｍ～５ｍ程度とする。
④　粉末消火器を準備する。
⑤　夜間にあっては、進入、離陸の方向を示す表示等を進入方向に対して直角に向け設置する。ただし、ヘリコプターに直接向けないように留意する。
⑥　着陸点には石灰等を用いて所定の目印を表示する。

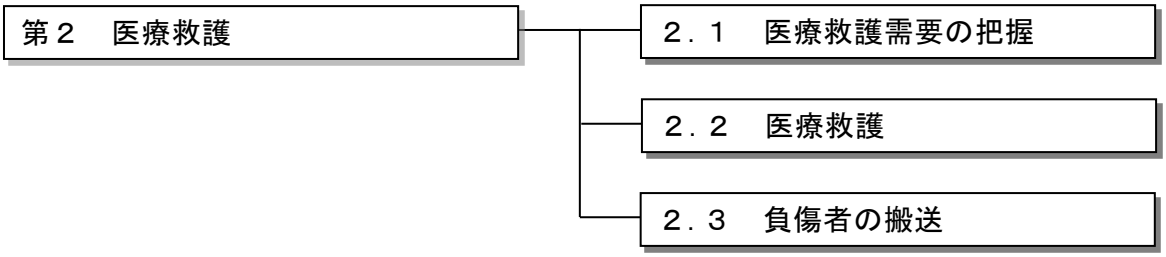
『【資料】第２．１２「防災関係機関一覧」』参照

４　費用負担

応急救助のための輸送に要した経費は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」の範囲内において市が県に請求できる。

第２　医療救護

災害のため医療機関の機能が停止し、又は著しく不足若しくは混乱により、市民が医療の途を失った場合に、応急的に医療又は助産を実施する。



２．１ 医療救護需要の把握【 救護班 】

医療を必要とする状態にある市民の人数、負傷状況等を「広報情報班」から把握する。

『【本文】本編 本章 第３節「第５ 人命にかかわる災害情報等の収集・報告」(P171～178)』参照

２．２ 医療救護【 救護班 】

医療救護活動に際しては、県、医師会、歯科医師会、薬剤師会、日本赤十字社、医療機関等と密接な連携を保ち、救急救護、医療、助産を実施し、被災者の迅速な救護を図る。

＜活動内容と手順＞

１　医療救護の流れ

『【本文】本編 第２章 第２節「第５ 災害時医療体制の整備」(P86～89)』参照

２　医療救護班の編成

被災者に対する医療及び助産を実施するため、医療関係者による医療救護班を編成し、医療救護所の開設又は巡回により医療及び助産に当たるものとするが、災害の規模及び患者の発生状況によっては、県をはじめ日本赤十字社、医師会、歯科医師会、自衛隊等の関係機関に応援を要請するものとする。

３　医療機関の確保

① 医療機関の被害状況を把握する。
② 医療機関の患者収容状況を把握し、１つの病院への過剰集中が起こらないようにする。
③ 医療機関のライフラインの早期復旧を関係機関に依頼する。
④ 被害甚大な場合は、県災害対策本部医療救急部に被災地外の医療機関の手配を依頼する。

4　透析医療の確保（建物倒壊によるクラッシュシンドローム患者の多発）

本市及び周辺市町の透析医療施設の被災状況及び透析患者の受入可能状況を把握し、被災した透析医療施設に情報を提供する。また、透析施設へ優先的に給水を実施する。

《参考》

◆クラッシュシンドローム

筋肉の長時間の圧迫によって、細胞内にあるタンパク質の一種が血液中に大量に入り、腎不全を引き起こす症状をいう。

5　精神科救急医療の確保

本市は、県と協力して被災者向けの相談窓口の開設や巡回サービス等の対策活動を通じ、環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障がい者が認められた場合は、精神科医療機関の協力を得ながら、適切な診療体制を確保する。

6　血液、医薬品の確保

医療及び助産を実施するに必要な医薬品及び衛生材料は、各病院において備蓄しているものを使用するものとし、なお不足するときは市内の医薬品取扱業者から調達するものとする。

また、状況によっては県災害対策本部医療救急部、日本赤十字社、医師会、歯科医師会等に調達についての応援要請を実施する。

『【資料】第１．２「災害時応援協定等一覧」』参照

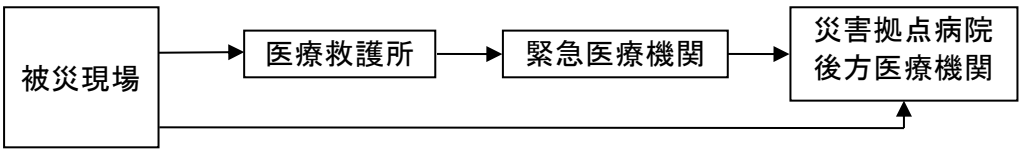
２.３ 負傷者の搬送【 救護班 】

救護班は、被災者の救命のために、消防本部、自主防災組織、地域住民等の協力を得ながら、トリアージと負傷者の搬送を実施する。

＜活動内容と手順＞

1　搬送体制

搬送体制は、原則として次のように実施する。



2　トリアージの実施

救護班は、患者の症状に応じた適切なトリアージを実施する。

『【資料】第２．１６「トリアージタッグ」』参照

《参考》

◆トリアージ

トリアージ（Triage）は、災害医療における多数の傷病者を重症度と緊急性によって分類し、治療や搬送の優先順位を決めることをいう。

３　重傷者の搬送

①　搬送内容

救護班は、消防本部、自主防災組織、地域住民等の協力を得ながら、重傷者を被災現場から救護所又は後方医療機関へ搬送する。

後方医療機関については、消防本部、医師会、県災害対策本部医療救急部の協力を得て、収容先医療機関の被害状況や空床情報を迅速・的確に把握する。

『【本文】本編 第２章 第２節 第５「５．１ 医療体制の整備」(P86～89)』参照

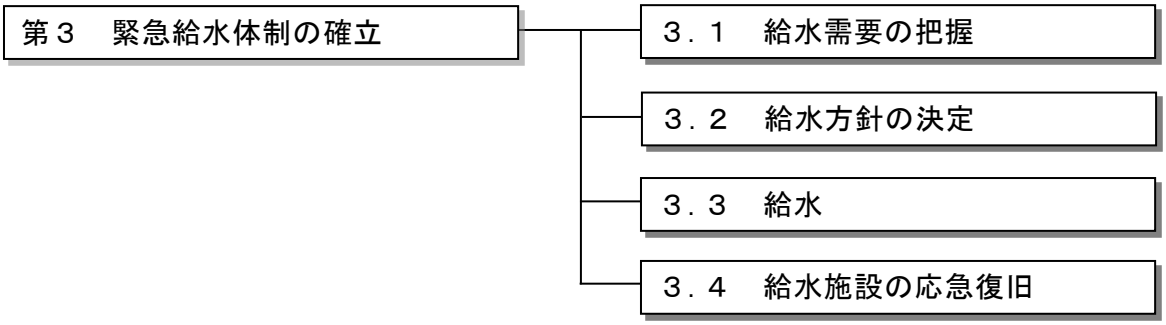
②　搬送

消防本部の救急車、市及び輸送業者の車両、自衛隊の車両及びヘリコプターを利用するとともに、県災害対策本部医療救急部に救急車及びヘリコプターの派遣要請を行うものとする。

『【本文】本編 本章 本節「第１ 緊急輸送体制の確立」(P197～201)』参照

第３　緊急給水体制の確立

災害のため飲料水が枯渇又は汚染して現に飲料水を得ることができない者に対し、飲料水を供給するとともに、給水施設の早期復旧を図る。



３．１ 給水需要の把握【 水道施設・給水班 】

避難者数や断水戸数等、災害のために現に飲料水を得ることのできない者の数を「情報班」から把握する。

『【本文】本編 本章 第３節「第５ 人命にかかわる災害情報等の収集・報告」(P171～178)』参照

３．２ 給水方針の決定【 水道施設・給水班 】

給水量、給水方法、給水施設の応急復旧順位は、給水需要の程度や給水施設の被害状況・復旧見込み、場所、施設の重要度を参考にして、その都度本部長が指示する。

また、市は、市の給水計画を樹立し、飲料水の確保を図るように努め、最低必要量（供給を要する人口×１日約３ﾘｯﾄﾙ）の水を確保できないときは、隣接市町又は県、日本水道協会埼玉県支部に速やかに応援を要請するものとする。

＜活動内容と手順＞

１　実施責任者

市長は、被災者に対する飲料水の応急供給の実施責任者となる。

ただし、市で対応が困難な場合は、県災害対策本部給水部に応援の要請及び資機材等の借入あっせん要請を行う。

２　給水対象者

災害により水道・井戸等の給水施設が破壊され、飲料水が枯渇し、又は汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない者。

３　給水量

給水量は、災害発生から３日までは、１人１日約３リットル、４日目以後は約２０リットルを目標とする。これは、飲料水及び炊事のための水を合計したものである。

『【本文】本編 第２章 第２節 第３「３．２ 給水体制の整備」(P72～74)』参照

4　供給の方法

給水にあたっては、被災現場に必要な地点に給水所を設け、臨時給水栓及び給水車等により、浄水を供給し、浄水が得られない場合には、ろ水機等の活用を図る。

3．3 給水【 水道施設・給水班 】

「3．2 給水方針の決定」の方針に基づき、給水を行う。

＜活動内容と手順＞

1　応急給水資機材等の確保

市は、必要な応急給水資機材を確保する。なお、給水用資機材に不足が生じたら次の機関に要請する。

① 県災害対策本部給水部､隣接市町 … 給水タンク、ドラム缶、ポリ袋等
② 自衛隊 … 浄水セット、ヘリコプター出動要請等

2　給水方法

① 市全体が断水の場合は、県と協議して定めた給水拠点にて応急給水を行う。
また、市内の企業及び個人所有の井戸、県災害対策本部給水部及び隣接市町から応援給水を受けるものとする。
② プール、貯水槽、井戸等の水を利用する場合は、ろ過及び消毒、衛生検査の後に給水する。
③ 医療機関の給水を優先する。

3　周知・広報

給水拠点を設定した後、被災した市民に対する広報活動を行うとともに、設定した給水拠点及びその周辺に「給水所」の掲示物を設置する。

4　応援要請

必要に応じて、県及び吉川市管工事協同組合、日本水道協会埼玉県支部等に応援要請を行う。

《参考》
◆災害救助法が適用された場合の費用等
飲料水の供給に要した経費は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」の範囲内において市町村が県に請求できる。

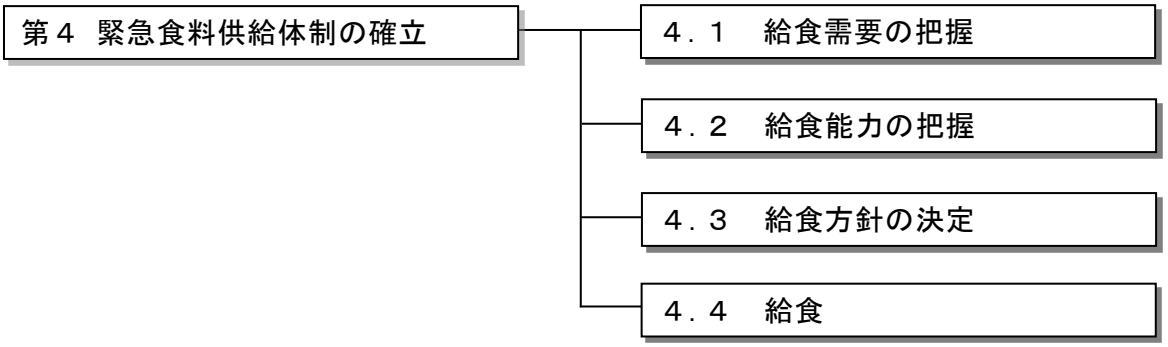
3．4 給水施設の応急復旧【 水道施設・給水班 】

給水施設の応急復旧方針に基づき、吉川市管工事協同組合をはじめ、県災害対策本部（給水部）の協力を得て復旧する。

なお、復旧に当たっては、防災拠点となっている施設（病院、避難所等）を優先するものとし、上水道等の被害状況の調査及び応急復旧工事を１週間以内に完了するよう実施するものとする。

第４　緊急食料供給体制の確立

災害によって、日常の食事に支障が生じた者及び応急対策活動に従事する者に対し、炊き出しその他によって食料を確保する。



４．１ 給食需要の把握【 避難所班、産業物資班 】

給食を支給するため、次の供給対象者等を早期に把握する。

① 避難所に収容された人数
② ミルクを必要とする乳児の数
③ 住家に被害を受けて炊事の出来ない者
④ 通常の配給機関が一時的に麻痺し、主食の配給が受けられない者
⑤ 旅行者等で現に食を得ることができない状態にある者
⑥ 応急活動に従事する者
⑦ アレルギー、持病等による食材又は調理法に制約がある者

『【本文】本編 本章 第３節「第５ 人命にかかわる災害情報等の収集・報告」(P171～178)』参照

４．２ 給食能力の把握【 教育施設班、給食班 】

市内の学校給食センター及び小・中学校等の給食能力を有する施設（給食施設等）の被害状況を把握する。

４．３ 給食方針の決定【 避難所班、産業物資班 】

給食方針は、「４．１ 給食需要の把握」及び「４．２ 給食能力の把握」の状況把握に基づき決定する。

＜活動内容と手順＞

１　実施責任者

市長は、被災者に対する炊き出しその他による食料供給の実施責任者となる。

ただし、市で対応が困難な場合は、県災害対策本部食料部に対して食料品のあっせん要請を行う。

２　給食基準

①　食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

②　配給品目は米穀を原則とする。

③　県知事が定める配給数量は、炊き出しとして配給する場合、被災者１食当たり精米２００ｇ以内、応急供給受給者１人１日当たり精米４００ｇ以内、災害救助従事者１食当たり精米３００ｇ以内である。

『【本文】本編 第２章 第２節 第３「３．１ 食料供給体制の整備」(P71～72)』参照

３　給食の方法

①　食料供給機能の停滞により生命に危険が及ぶ可能性のある要配慮者に対し、優先的に実施する。

②　現場ごとにそれぞれ実施責任者を定め、炊き出し及び食料の給与を実施する。

③　速やかに炊き出しが行われるよう給食可能設備を有する施設を調査し、協力を要請し、炊き出し体制の確立を図る。

④　状況により、地域の団体、自衛隊又はボランティア等の協力を得て実施する。

⑤　野外炊飯に備えた対応を図る。

⑥　要配慮者に対応し、栄養を考慮した給食方法を検討する。

⑦　アレルギー、持病等により食事に制約がある者については、避難所ごとで可能な限り、食材、調理を選別して対応する。

４．４ 給食【 避難所班、産業物資班 】

「４．３ 給食方針の決定」の方針に基づき給食を実施する。

＜活動内容と手順＞

１　食料の調達

①　米穀

災害の状況により、米穀小売販売業者の手持精米のみでは不足する場合は、県知事に米穀の調達を要請する。

②　副食品

必要に応じ市内販売業者から調達する。

地域内で調達不能の場合は、県知事にあっせん依頼する。

③　生鮮野菜

生産者、農業協同組合、卸売市場の協力を得る。

④　牛乳、乳製品

販売業者から購入する。

⑤　簡易ガスコンロの調達

ガス供給の停止により、調理不能な状況にあるものについては、状況により、簡易ガスコンロを貸与する。

⑥ **大型の鍋釜・コンロ（炊き出しに備える。）**
販売・製造業者から購入し、又は借り入れる。

⑦ **電気炊飯器、電磁調理器の調達**
販売・製造業者から購入し、又は借り入れる。

⑧ **県備蓄物資の要請**

２　食料の運送

「産業物資班」は、市において調達した食料及び県から支給を受けた食品について、広域集積地及び運送拠点から避難所、被災地等へ運送する（広域集積地、運送拠点までは原則として県、業者が運送する。）。

『【本文】本編 本章 本節「第１ 緊急輸送体制の確立」(P197～201)』参照

３　食品の配付

避難者等への食品の配付を行う。なお、事態がある程度落ち着いた段階では、給食対象者を避難所収容者に限定し、給食需要の明確化を図る必要がある。

４　炊き出し

被災者の健康維持と精神安定の観点から、炊き出しについては「簡易キッチンによる避難所での調理」や「食事の献立化」を図り、提供する食事形態の一つとして計画的に位置付けていく。また、高齢者、乳幼児、アレルギー、持病等の方には、それぞれの方に配慮した食事の提供に努める。作業の担い手としては、ボランティア、自治会、自主防災組織及び避難所住民を組織して活用を図る。

『【資料】第２．１「災害時応援協定等一覧」』参照

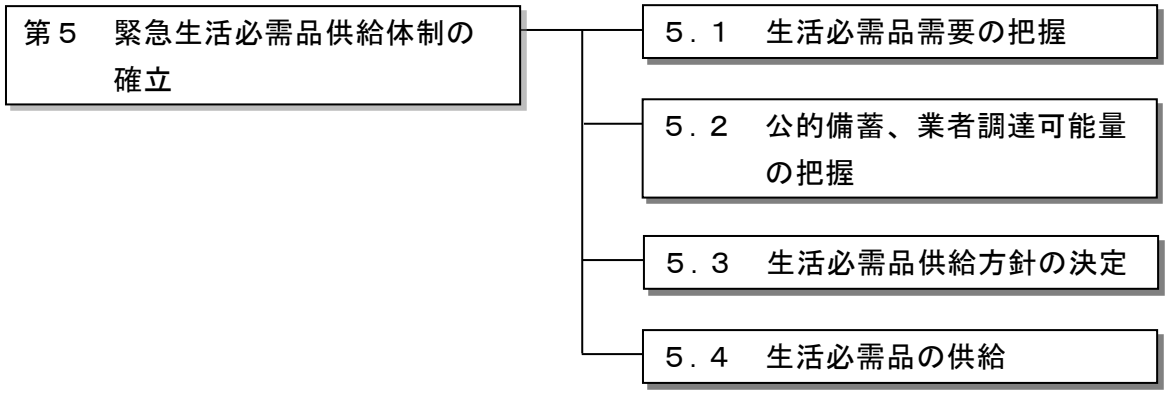
《参考》

◆災害救助法が適用された場合の費用等

炊出し等による食品の給与に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」の範囲内において市町村が県に請求できるものとする。

第５　緊急生活必需品供給体制の確立

災害によって、生活上必要な被服や寝具その他日常用品等をそう失又は破損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し、給与又は貸与する。



５．１ 生活必需品需要の把握【 産業物資班 】

「避難所班」等からの情報により、生活必需品の供給対象者数を把握する。

『【本文】本編 本章 第３節「第５ 人命にかかわる災害情報等の収集・報告」(P171～178)』参照

５．２ 公的備蓄、業者調達可能量の把握【 産業物資班、広報情報班 】

市の備蓄倉庫及び市内業者の被災状況を確認し､生活必需品の調達可能量を確認する。

『【資料】第２．２「吉川市防災倉庫防災資機材等備蓄状況」』参照

５．３ 生活必需品供給方針の決定【 産業物資班 】

「５．１ 生活必需品需要の把握」､「５．２ 公的備蓄、業者調達可能量の把握」の状況把握に基づき決定する。

＜活動内容と手順＞

１　実施責任者

市長は、被災者に対する衣料、生活必需品その他の物資供給の計画の策定及び実施に関する実施責任者となる。

また、災害救助法が適用された場合、被服や寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施する。

２　主な生活必需品

被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物を持って行う。

① 寝　　具 … 毛布、タオルケット、布団等
② 外　　衣 … 洋服、作業衣、子供服等
③ 肌　　着 … シャツ、パンツ等の下着類
④ 身の回り品 … タオル、手拭い、靴下、サンダル、傘等

⑤　炊事用具品　…　鍋､炊飯器､包丁､バケツ､カセットコンロ､洗剤､ガス器具等
⑥　食　　器　…　茶碗、皿、はし等
⑦　日　用　品　…　懐中電灯、乾電池、石鹸、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉等
⑧　光熱材料品　…　マッチ、ロウソク、ＬＰガス等
⑨　そ　の　他　…　紙おむつ、風邪薬等医薬品、ＡＭ／ＦＭラジオ等

《参考（阪神･淡路大震災の場合）》

◆生活必需品

生活必需品の中では、毛布等の寝具が直ちに必要となり（要配慮者の体調悪化の防止)、次に手拭き用のウェットティッシュ（給水停止による）や生理的に必要となるもの（紙おむつ、下着、生理用品等）のニーズが高まっていた。

３　生活必需品の配給

被害程度及び世帯構成人員に応じて配給するが、自治会・自主防災組織、民生委員・児童委員やボランティア等の協力を得て、迅速かつ正確に実施するものとする。

５．４ 生活必需品の供給【 産業物資班 】

「５．３ 生活必需品供給方針の決定」の方針に基づき生活必需品を供給する。

＜活動内容と手順＞

１　生活必需品の調達

事前の備蓄物資で対応し、なお不足するときは速やかに業者等から調達することに努め、状況により県等へ応援を要請するものとする。

２　生活必需品の運送

「産業物資班」は、市において調達した生活必需品及び県から支給を受けた生活必需品について、広域集積地、運送拠点から避難所、被災地等へ運送する。広域集積地、運送拠点までは、原則として県、業者が運送する。

『【本文】本編 本章 本節「第１ 緊急輸送体制の確立」(P197～201)』参照

３　生活必需品の配布

供給方針に基づき配付する。

《参考》

◆災害救助法が適用された場合の費用等

生活必需品の給与又は貸与に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」の範囲内において市町村が県に請求するものとする。

第６　防災拠点施設における通信、電力、ガスの応急復旧

迅速かつ的確な初動活動を実施するため、防災拠点施設においては、優先的に通信、電力、ガスの応急復旧を行う。

第６　防災拠点施設における
　　通信、電力、ガスの応急復旧

６．１ 防災拠点施設における通信、電力、ガスの応急復旧

【 産業物資班、総括班 】

次のライフライン関係者は、防災拠点施設における通信、電力、ガス被害状況の把握及び優先的な応急復旧に努めるものとする。

＜活動内容と手順＞

１　防災拠点の優先復旧

東日本電信電話㈱埼玉事業部、東京電力パワーグリッド(株)川口支社、東彩ガス(株)は、防災拠点施設の被害状況を把握し、防災・減災活動を実施する上で重要となる次の施設から優先的に復旧を行うものとする。

①市役所　②各消防署　③医療機関　④避難所
⑤輸送拠点　⑥その他「総括班」又は「産業物資班」が要請する施設

２　応急復旧

(1) 通信（東日本電信電話㈱埼玉事業部埼玉南支店）

①　通信回線の応急復旧
②　特設公衆電話の設置
③　お客様相談窓口の開設等

(2) 電力（東京電力パワーグリッド(株)川口支社）

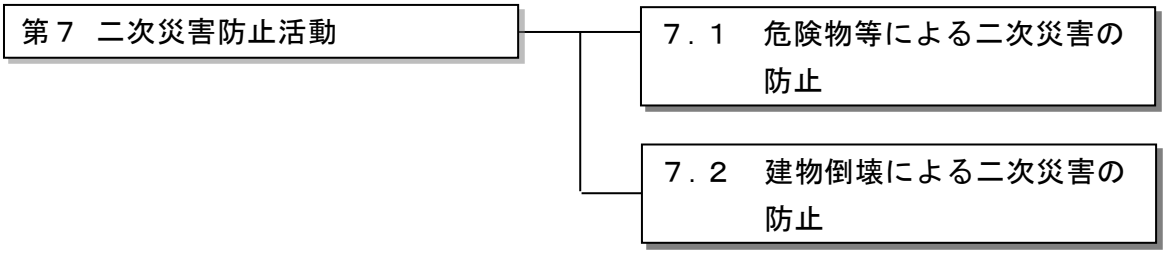
①　送電設備の応急復旧
②　変電設備の応急復旧
③　配電設備の応急復旧
④　投光器の設置
⑤　仮連絡ケーブル施設による仮送電等

(3) ガス（東彩ガス(株)）

①　ガス本管の応急復旧
②　ガス器具等の設備の応急復旧
③　移動式ガス発生設備の設置

第７　二次災害防止活動

消防本部をはじめ各機関は、危険物漏洩、建物倒壊等の二次災害による人的被害の防止対策を行い、市民の安全を図る。



７．１ 危険物等による二次災害の防止【 消防本部、関係機関 】

危険物等から災害が発生したとき、又は災害によって危険物施設等に危険が迫ったときは、関係各機関は緊密な協力のもとに活動を開始するものとする。

＜活動内容と手順＞

１　基本方針

①　危険物等施設管理者又は付近の住民等は、災害の発生又は危険を察知したときは、速やかに消防本部、市災害対策本部、吉川警察署に連絡するとともに、周辺住民に広報し、避難を呼び掛けること（地震発生時は、応急復旧が実施できないことが予想され、まず周辺住民を避難させることが最優先業務となる。）。

『【本文】本編 本章 第３節「第４ 避難対策」(P156～170)』参照

②　危険物等施設管理者は、消防本部、市災害対策本部、草加保健所等と連携して、応急復旧活動を実施する。

２　応急復旧

①　危険物保管施設応急対策

ア　消防本部

緊急措置命令により、危険物集荷の禁止、移動及び搬出の準備のための防護、その他自主的応急体制の確立等応急措置をとらせるとともに、事故発生に際しては消防部隊の効果的運用を図り、危険物排除作業を実施する。

②　火薬類保管施設応急対策計画

ア　消防本部

火災に際しては、誘発防止のため延焼拡大を阻止する消防活動を行い、施設内の救出を実施する。

③　放射線施設応急対策計画

ア　消防本部

(ｱ) 警防計画を樹立の上、火災に際しては施設の延焼を防止する消防活動を行い、汚染区域の拡大防止に努める。

(ｲ) 放出に際しては、警察と連絡を取り、危険区域内の避難誘導に努める。

イ　放射線施設管理者

放射線防止活動実施要領に基づき、災害の状況に応じておおむね次の事項を実施する。

(ｱ) 応急的危険場所の設定
(ｲ) 関係機関等への連絡
(ｳ) 危険場所の設定と放射線量の測定
(ｴ) 被災者の救出救護
(ｵ) 危険原因の応急的排除
(ｶ) 危険場所内所在者の避難誘導
(ｷ) 汚染の拡大防止
(ｸ) 必要な広報活動の実施
(ｹ) その他

④　高圧ガス保管施設応急対策計画

ア　消防本部

(ｱ) 火災に際しては、施設防火管理者と連絡を密にして、未燃焼ガスの冷却及び除去を行い、延焼拡大を防止する。
(ｲ) 関係機関との連携を保持し、被災者の救出救護、避難誘導を実施する。

イ　施設管理者

(ｱ) 災害の規模、態様、建築物の構造等を考慮し、消防隊の責任者と連絡を密にして機敏な措置を取る。
(ｲ) 爆発､火災又は可燃性ガスの漏出に際しては､状況に応じて次の措置を講ずる。

・負傷者の救出救護
・警戒区域の設定
・火気厳禁の広報
・漏出防止の措置
・避難の指示
・引火性、爆発性物品の移動

⑤　毒物劇物保管施設応急対策計画

ア　草加保健所

毒物劇物保管施設等が災害により被害を受け、毒物劇物等飛散漏洩又は地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し又はそのおそれがある場合は、保管施設等の責任者に、迅速的確な情報を保健所又は警察署に連絡させる。

また、危険防止のための応急措置を講ずるよう指示し、その毒性、劇性の及ぶ危険区域を指定して、警察、消防等関係機関と協調し、交通遮断、緊急避難及び広報活動等の必要の措置をとる。

イ　消防本部

火災に際しては、施設防火管理者と連絡を密にして、施設の延焼防止及び汚染区域の拡大を防止する。

７．２ 建物倒壊による二次災害の防止【 住宅対策班 】

市民は、自ら建物が危険と判断した場合又は倒壊危険の報告を受けたときは、速やかに避難するものとする。

「住宅対策班」は、近隣市町とも協力して民間建築士等を確保し、応急危険度判定や応急復旧などの実施のための協力を要請する。また、必要に応じて、県に対して登録ボランティアの「被災建築物応急危険度判定士」、「被災宅地危険度判定士」の派遣を要請する。

＜活動内容と手順＞

１　被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定

被災建築物応急危険度判定は、被災した建築物の余震等による倒壊の危険性及び落下物の危険性等を判定し、二次的な災害を防止することを目的としたもので、主として外観を目視等によって判定する。

被災宅地危険度判定は、被災した宅地の状況を迅速かつ的確に把握し判定することにより、二次災害を軽減・防止し、住民の安全を確保するものである。

市内に判定の実施に必要な被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士を確保できない場合は、県に支援を要請し、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を速やかに行う。

《参考》

◆被災建築物応急危険度判定の実施方法

地震で被災した建築物を目視点検し、被災度が大きく、余震等により倒壊のおそれがある建物に対して「危険」等のステッカーを建築物の見やすい場所に貼付する。

なお、判定ステッカーは、「危険」、「要注意」、「調査済」の３種類である。

２　被災度区分判定調査

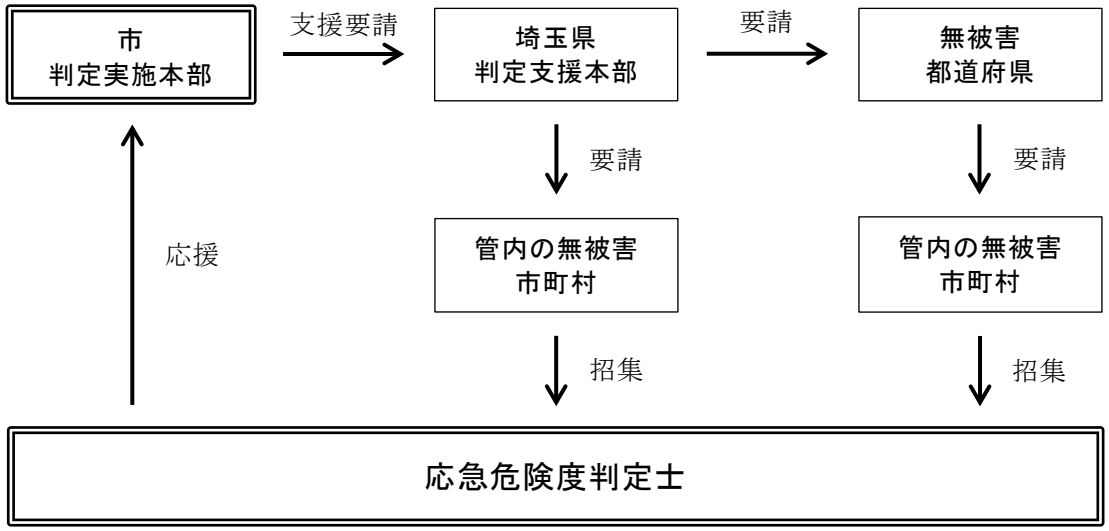
被災度区分判定調査は、地震による建物の耐震性能の劣化度を調査・判定し、建物の継続使用に際しての補修や補強の要否を検討するときの基礎資料となるものである。

「広報情報班」などからの被害状況報告に基づき、必要に応じ地方公共団体建築技術者、学識経験者、建築士団体、建設業関係団体等の協力を求め、被災度区分判定調査を実施する。

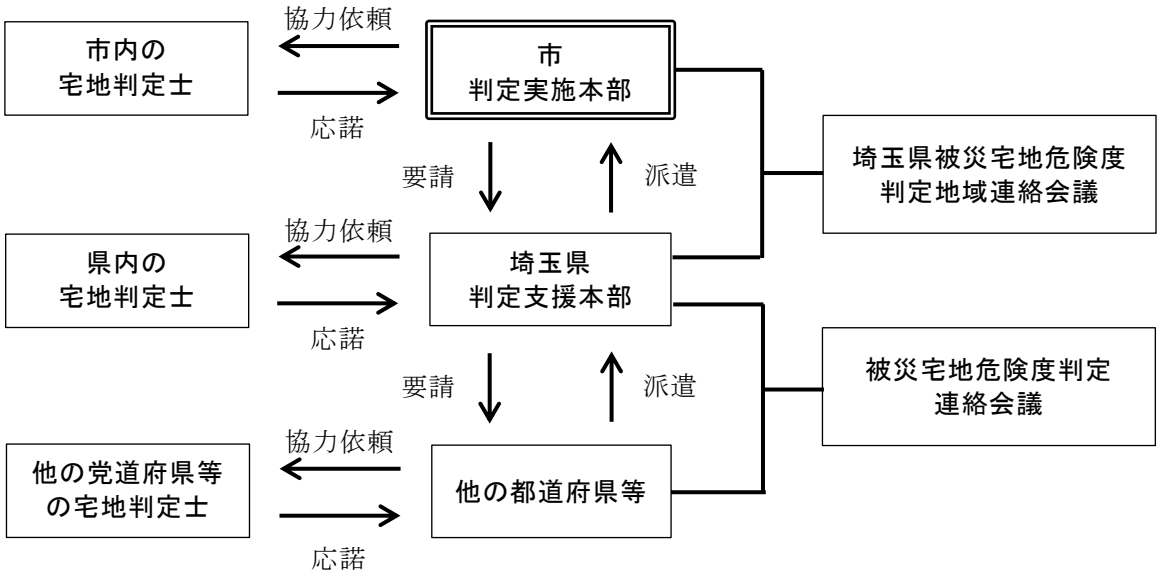
３　応急措置等に関する相談・指導

市は、被災建築物応急危険度判定等の結果に基づき、被災建築物の所有者等に対して、応急措置等の相談、指導を行い、二次災害の防止に努める。

□被災建築物応急危険度判定活動の流れ



□被災宅地危険度判定士派遣の流れ

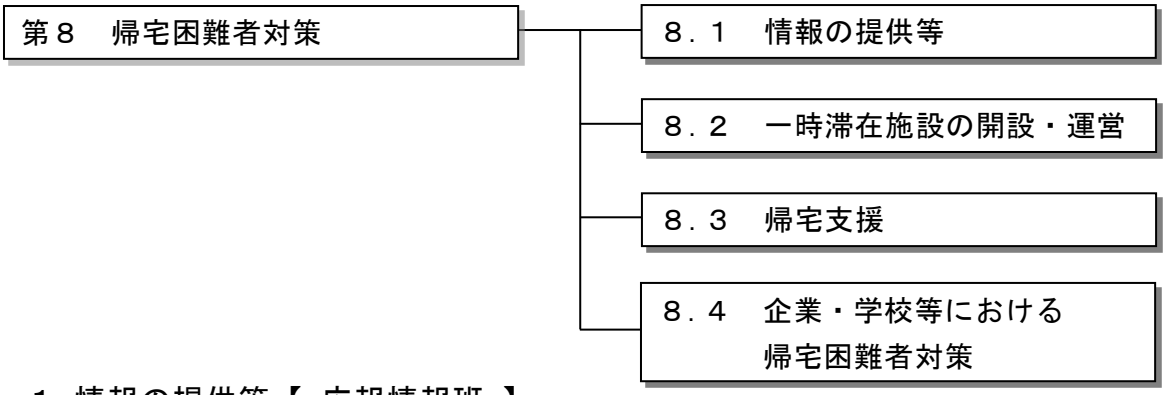


『【資料】第２．１８「吉川市被災建築物応急危険度判定要綱」』参照
『【資料】第２．１９「埼玉県被災建築物応急危険度判定要綱」』参照
『【資料】第２．２０「埼玉県被災宅地危険度判定実施要綱」』参照

第８　帰宅困難者対策

本市から東京都に通勤、通学をしている市民は、毎日約７，２００人にのぼる。このため、東京圏で大規模地震が発生した場合には、多くの市民が東京などで帰宅困難になることが予想される。

そのため、本市は、帰宅困難となった通勤、通学者等に対し、適切な情報の提供、保護・支援、代替交通手段の確保などの対策を実施する。



８．１ 情報の提供等【 広報情報班 】

帰宅困難者に対して交通情報や県内の被害状況等の情報を伝達するとともに、家族等の安否確認のための手段を確保する。

□帰宅困難者への情報提供

実施機関	項目	対策内容
市	誘導、 情報の提供	○徒歩帰宅者の誘導、簡易地図等の配布 ○市ホームページ、登録制メール、減災アプリ、SNS、防災行政無線等による情報提供 ○緊急速報メールによる発災直後の注意喚起
県	情報の提供、 広報	○テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報等を広報 ○ホームページ、メールや危機管理・災害情報ブログ等による情報提供 ○緊急速報メールによる発災直後の注意喚起
鉄道事業者	情報の提供、 広報	○鉄道の運行、復旧状況、代替輸送手段等の情報提供等 ○鉄道を利用している帰宅困難者の一時滞在場所までの誘導、簡易地図等の配布
東日本 電信電話(株)	安否確認手段 の提供	○災害用伝言ダイヤル（１７１）及び災害用伝言版（web１７１）のサービス提供 ○特設公衆電話の設置等
携帯電話事業者	安否確認手段 の提供	○災害用伝言板のサービス提供
ラジオ、テレビ等 放送報道機関	情報の提供	○帰宅困難者向けの情報の提供（県内の被害状況、安否情報、交通関係の被害復旧、運行情報）

〈帰宅困難者に伝える情報例〉

・被害状況に関する情報（震度分布、建物被害、火災、人的被害、ライフライン被害等）
・鉄道等の公共交通機関に関する情報（路線ごとの運行状況、復旧見通し、代替交通機関 の情報等）
・帰宅に当たって注意すべき情報（通行不能箇所、大規模火災箇所、規制情報等）
・支援情報（帰宅支援ステーションの開設状況、一時滞在施設の開設状況等）

８．２ 一時滞在施設の開設・運営【 総括班、避難所班、産業物資班、吉川警察署、鉄道事業者 】

市、県、鉄道事業者等が連携し、駅周辺等の帰宅困難者を収容する一時滞在施設を開設する。

□一時滞在施設の開設・運営の内容

実施機関	内容
市	○市有施設の一時滞在施設の開設、運営 ○市有施設以外の一時滞在施設の開設依頼 ○一時滞在施設の開設情報等の収集、提供 ○駅周辺から一時滞在施設への避難路の確保 ○路上で被災した等、行く場所がない帰宅困難者の一時滞在施設への誘導
県	○県有施設の一時滞在施設の開設、運営 ○一時滞在施設の開設情報等の提供 ○路上で被災した等、行く場所がなく一時滞在施設に収容された帰宅困難者に対する飲料水、食料等の確保
一時滞在施設となる施設	○一時滞在施設の開設、運営 ○帰宅困難者への飲料水、食料の提供
警察署	○駅周辺の混乱防止対策に係る支援
鉄道事業者	○利用者へ必要な情報を提供 ○利用者の保護、待機場所の提供 ○市や関係機関等と連携し、帰宅困難者を一時滞在施設への誘導又は案内

＜活動内容と手順＞

１　駅周辺等における一時滞在施設の開設

地震の発生により、鉄道等が運行停止し、駅周辺に滞留者が発生した場合、駅周辺の混乱を防止し帰宅が可能となるまで待機場所がない者を一時的に滞在させるため、公共施設や民間施設を問わず、幅広く安全な施設を一時滞在施設として開設する。 一時滞在施設を開設したときは、滞留者や徒歩帰宅者に対し、安全な待機場所であることをわかりやすく表示する。なお、一時滞在施設の受入能力には限りがあるため、要配慮者の受け入れを優先する。一時滞在施設の運営については、『「本編 第３章 第３節 第４「４．６ 避難所の運営」（P163～169）』を準用する。

□一時滞在施設の運営の流れ

① 建物の被害状況の把握や、施設の安全性の確認
② 施設内の受入スペースや女性用スペース、避難行動要支援者等のためのスペース、立入禁止区域等の設定
③ 施設利用案内等の掲示
④ 電話、特設公衆電話、ＦＡＸ等の通信手段の確保
⑤ 「広報情報班」へ一時滞在施設の開設報告

※一時滞在施設の開設運営に当たっては、事後に災害救助法による費用の支弁を求めることを考慮し、避難所の運営開設に準じて、書類・帳票等を一時滞在施設に整備、保存しておく。

□駅周辺の一時滞在施設候補（市の公共施設）

駅名	施設名	一時滞在場所	想定収容人数	駅からの距離
吉川駅	視聴覚ライブラリー	多目的室	約 80 名	約 0.1km
	中央公民館	ホール	約 500 人	約 1.1km
吉川美南駅	児童館ワンダーランド	多目的ホール・体育館	約 330 人	約 1.4km
	吉川美南地区公民館	公民館貸室	約 140 人	約 1.0km

注）想定収容人数は、座席数、定員、面積等から算出

２　一時滞在施設への誘導

一時滞在施設に帰宅困難者を迅速かつ安全に誘導又は案内をする。
また、一時滞在施設まで安全に誘導するため、地元警察署の協力を得る。

３　一時滞在施設での飲料水・食料等の提供

一時滞在施設に受け入れた帰宅困難者に対し、必要に応じ飲料水、食料等を提供する。市は、交通機関の復旧情報や道路の被災、復旧に関する情報など帰宅の可否を判断できる情報を適宜一時滞在施設に提供する。一時滞在施設の管理者は、市から提供された情報などを受け入れた帰宅困難者に提供する。運営に当たっては、自助、共助の点から、状況により受け入れた帰宅困難者も含めた運営をする。

４　災害救助法の適用の検討

大量の帰宅困難者が発生し、一時滞在施設等において、飲料水・食料等の提供を行う必要が生じた場合には、災害救助法の適用を検討する。災害救助法の適用については、『本編 本章 本節「第１１ 災害救助法の適用」(P227～231)』を準用する。

８.３ 帰宅支援【 総括班、鉄道事業者、東京電力パワーグリッド㈱川口支社 】

混乱が収束し道路の啓開等安全が確保された後、帰宅困難者が安全に帰宅できるよう、代替輸送の実施や徒歩帰宅者への休憩所の提供等の支援を実施する。

□帰宅困難者への帰宅支援

実施機関	項目	支援内容
市、県、県バス協会	帰宅支援協定に基づく一時休憩所提供の要請	○ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等の休憩所としての利用を要請
	代替輸送の提供	○バス輸送の実施 ○マリーナ、船着場を活用して、河川舟運による輸送の実施
鉄道事業者	トイレ等の提供	○トイレ等の提供
東京電力パワーグリッド㈱川口支社	沿道照明の確保	○帰宅通路となる幹線道路への照明用電力の供給

８．４　企業・学校等における帰宅困難者対策【 企業、保育班、学校教育班 】

(1) 企業等における帰宅困難者対策

企業等は、自社従業員等の安全確保、保護のため、一斉帰宅行動の抑制に努める。

また、事前対策として、自社従業員等を一定期間留めるために、食料、飲料水等の備蓄、災害時のマニュアル作成や情報の提供などの体制整備に努めるとともに、訪問者や利用者が事業所内で被災した場合において、自社従業員等と同様の保護ができる対策を検討しておくものとする。

さらに、留まった従業員が可能な範囲で、地域の応急・復旧活動にも参加するよう努めるものとする。

(2) 保育所、学校等における帰宅困難者対策

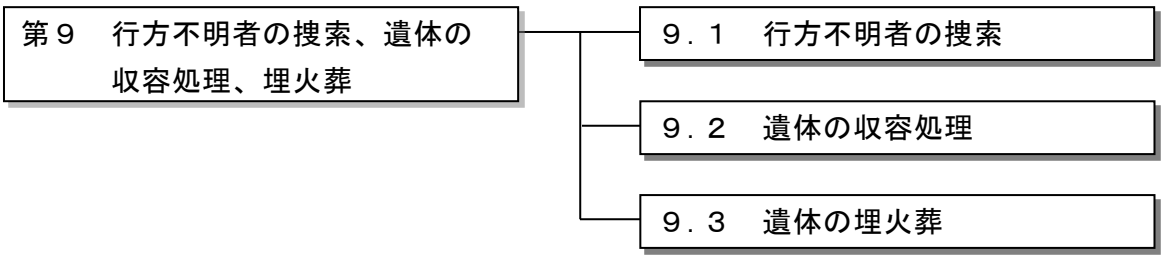
保育所、学校等は、乳幼児・児童・生徒等の安全確保及び保護に万全を期す。

また、事前対策として、保護者が帰宅困難者となって、保護者による乳幼児等の引き取りが困難な場合に備えて、災害時における保護者との連絡方法や一定期間、保育所・校舎等に留める対策についても、防災マニュアル等に定めておくものとする。

また、市内の民間保育所や自治会、自主防災組織などとの協力体制の整備に努めるとともに、食料、飲料水等の必要な物資の備蓄に努めるものとする。

第９　行方不明者の捜索、遺体の収容処理、埋火葬

大規模地震発生時には、多数の死者、行方不明者が発生することが予想される。これらの捜索、処理、埋火葬等を適切に実施する。



９．１ 行方不明者の捜索【 生活再建班、要配慮者支援班 】

遺体及び行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推定される者の捜索は、「要配慮者支援班」が、県、警察、自衛隊、消防本部、消防団、その他関係機関等の協力のもとに実施する。

＜活動内容と手順＞

１　対象者

災害により行方不明の状態にあるか又は周囲の事情から既に死亡していると推定される者。

２　方法

①　「生活再建班」及び「要配慮者支援班」は、市役所内に行方不明者の捜索依頼の受付窓口を開設する。住所（被災場所)、氏名、年齢、性別、身長、着衣その他の特徴について詳細に聞き取り、名簿を作成する。

②　名簿をもとに、まず避難所の収容者名簿の確認を行う。

③　確認ができなかった場合、消防、警察等と連絡調整を行い、行方不明者及び遺体の捜索活動を開始する。

④　県及び消防、警察等と連携し、人命を最優先とした効率的かつ円滑な災害対応を実施するため、災害発生時における安否不明者や行方不明者、死者の氏名等の公表を「災害時における安否不明者等の氏名等に関する公表方針（令和４年１０月２４日付埼玉県知事決裁)」に基づいて行うものとする。『【 資料 】第２．２７「災害時における安否不明者等の氏名等に関する公表方針(埼玉県)』参照

９．２ 遺体の収容処理【 生活再建班、救護班、（一社）吉川松伏医師会、吉川歯科医師会 】

「生活再建班」及び「救護班」は、(一社）吉川松伏医師会、吉川歯科医師会、ボランティア等の協力を得て、次のとおり収容処理を実施する。

＜活動内容と手順＞

１　対象者

災害により死亡したと推定される遺体とする。

２　方法

①　遺体収容所（安置所）の開設

「生活再建班」は、二次災害のおそれのない適当な建物（公共施設等）に遺体の収容所（安置所）を開設し、遺体を収容する。前記収容所（安置所）に遺体収容のための建家がない場合は、天幕・幕張り等を設備し、必要器具（納棺用具等）を確保する。遺体収容所（安置所）には、検視、死体調査及び検案を行うための検視所を併設する。

②　遺体の輸送

市は、県に報告の上、遺体を、警察、消防等の協力を得て遺体収容所へ輸送し、収容する。

③　遺体の一時保管

「生活再建班」は、検視、死体調査及び検案前の遺体や、火葬前の遺体の一時保管を行う。

④　死体調査等

警察官は、検視又は死体調査を行う。

「救護班」は、法歯学上の身元確認が必要な場合、吉川歯科医師会に依頼する。

⑤　検案

「救護班」は、（一社）吉川松伏医師会に検案等を依頼する。医師は、検案を行う。また、必要に応じ、遺体の洗浄・縫合・消毒等の処理（遺体の識別、確認のための撮影等を行うための措置として実施する。）を行う。

⑥　遺体処理台帳の作成

検視又は死体調査及び検案後は、検案書を市が引き継ぐ。また、「生活再建班」は、遺体処理台帳を作成し、事後確認のため遺体の写真撮影、遺留品等の整理等の措置をとり、身元の発見に努める。

⑦　遺体の収容

「生活再建班」は、遺体安置所を開設し、納棺用品、仮葬祭用品を確保するとともに、その他次の物品も用意する。

□柩その他必要物品

・柩　　・釘（柩の組み立てのため）　　・ドライアイス

・金槌（柩組み立て、ドライアイスの破砕用）　　・その他（花、線香等）

《注意》

○柩その他の必要物品を調達するときは、その時点での遺体数よりも多めに見積もっておくこと。

○市内業者からの調達不能時は、県災害対策本部医療救急部に応援要請する。

９．３ 遺体の埋火葬【 生活再建班、市民課 】

「生活再建班」は、遺体の埋葬（火葬）について次のとおり実施する。

＜活動内容と手順＞

１　対象

身元が判明しない遺体又は引き取り手のない遺体の埋・火葬は、次の基準により、市が適切に埋葬、火葬を実施する。

なお、身元が判明している遺体の埋・火葬は、原則として、その遺族・親戚縁者が行うものとするが、火葬場の損傷、葬祭業者の被災、柩やドライアイス等の不足等から埋・火葬が行えないと認める場合、市は、業者や火葬場等の調整及びあっせんを行う。また、火葬場の処理能力を大幅に超える数の遺体が発見・収容された場合には、他市町村等の協力を得て、火葬を実施する。その際の火葬場までの遺体の搬送については市が負担するものとする。

２　基準

①埋・火葬の場所	埋・火葬は原則として当該市町村内で実施する。
②他の市町村に漂着した遺体	遺体が他の市町村（災害救助法適用地域外）に漂着した場合、当該市町村は、遺体の身元が判明している場合、原則として、その遺族･親戚縁者又は法適用地の市町村に連絡して引きとらせるものとするが、法適用地が混乱のため引き取る暇がないときは、当該市町村は知事の行う救助を補助する立場において埋･火葬を実施（費用は県負担）するものとする。
③罹災地から漂着してきたと推定できる遺体	遺体の身元が判明しない場合で、罹災地から漂流してきたと推定できる場合には、遺体を撮影する等記録して前記に準じて実施するものとする。
④葬祭関係資材の支給	棺（付属品を含む）及び骨つぼ又は骨箱とし、なるべくその現物をもって支給する。

３　方法

①　「市民課」は、埋火葬許可証を発行するとともに、埋火葬台帳を作成する。なお、埋火葬許可証に代わる証明書（特例証明書）は「生活再建班」が発行するとともに、埋火葬台帳を作成する。

《参考（東日本大震災の場合）》

◆埋火葬許可証に代わる証明書（特例証明書）

東日本大震災では、死亡者が極めて多数であること、市町村における死亡届に係る確認作業が困難であること等から、厚生労働省から墓地埋葬法に基づく埋火葬許可の特例措置（埋火葬許可証に代わる証明書の発行）に関する通知が発出された。

②　「生活再建班」は、遺体を火葬に付す場合、遺体収容所から火葬場に移送する（民間葬祭業者、自衛隊等へ依頼を行う。）。この際、多数の死者発生により、越谷市火葬場の能力を超えたときには、地域外の火葬場へ移送するための処置をとることとする。

《注意》
近隣の火葬場だけでは処理能力に限界があるので、早めに県災対本部医療救急部に被災地外の火葬場の手配を要請しておく。併せて遺体の搬送体制も確立する。
○遺体の集積場の設定　○搬送手段の確保

『【本文】本編 本章 本節「第１ 緊急輸送体制の確立」(P197～201)』参照

③　焼骨は、遺留品とともに、氏名札及び遺留品処理票を添付して、納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼する。

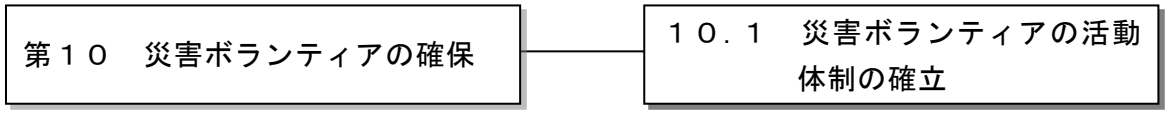
④　身元が判明次第、焼骨及び遺留品処理票により整理の上、縁故者に焼骨及び遺留品を引き渡すものとする。

⑤　仮埋葬については、適切な時期に発掘して火葬に付し、正規の墓地に改葬する。

『【資料】第２．８「火葬場」』参照

第１０　災害ボランティアの確保

災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、ボランティアの動員、必要な場合における近隣の者の協力等を確保し、労務供給の万全を図る。



１０．１ 災害ボランティアの活動体制の確立【 生活再建班 】

混乱した状況下と対策要員の不足した中で、ボランティアの積極的な活用を図ることによって、被災者の生活を支援していく。

＜活動内容と手順＞

１　市災害ボランティアセンターの設置

「生活再建班」は、総括班と調整し発災後直ちに、ボランティアの活動拠点となる災害ボランティアセンターの設置を市社会福祉協議会へ要請する。

市災害ボランティアセンターは、市社会福祉協議会、ボランティア団体等が主体となり、ボランティアの受入れ、派遣ボランティアの種別、人数の振り分けなど被災地におけるボランティアのコーディネート業務を行う。

①　災害ボランティアセンターの設置

ア　設置場所　：災害による被害状況を勘案し市内に設置

イ　運営主体　：市社会福祉協議会

市社会福祉協議会の運営マニュアルに基づく運営（ニーズ調査、マッチング等）及び、吉川市災害ボランティアセンターの設置運営等に関する協定書に基づく対応

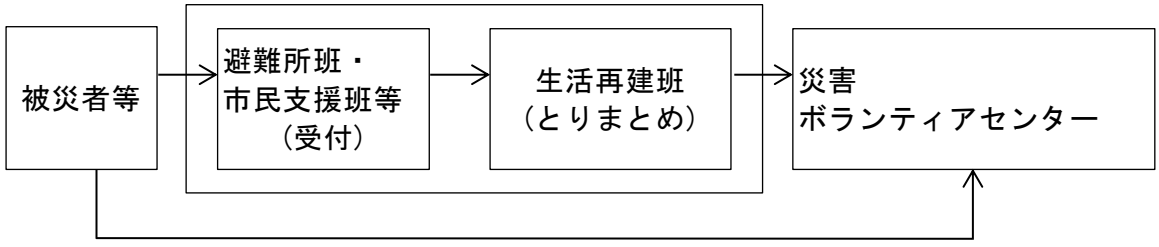
２　ニーズの把握

市災害ボランティアセンターは、避難所、活動現場からのニーズを把握し、ボランティア不足が生じたときは、県災害ボランティア支援センターに伝達する。

《参考（阪神･淡路大震災の場合）》

◆ボランティアの窓口対応

阪神・淡路大震災の場合は、被災地域内のボランティアセンターで全国からのボランティア志願者や関係者からの問い合わせに対応することは困難な状況となり、大阪府社会福祉協議会内に「社会福祉関係者救援合同対策本部」を設置して、そこが連絡調整等の窓口となった。



《参考（阪神･淡路大震災の場合）》

◆ニーズの把握

阪神・淡路大震災の場合は、県がパトロール隊を編成して、ニーズ把握を行い、各市町及びボランティアセンターに情報を伝達した（各市町は住民の緊急の生活支援に追われ、ニーズ把握はできなかった。）。

本市の場合も上記によるニーズ把握が不可能なときは、県との活動調整を実施する必要がある。

3　募集

「生活再建班」は、市社会福祉協議会と連携して、必要なボランティアを募集する。

《参考（阪神･淡路大震災の場合）》

◆ボランティアの活動

- 救出・捜索
- 救急医療
- 相談
- 救援物資車両の道案内
- 外国人の安否確認
- 運転
- 救援物資の搬入補助
- 手話通訳
- 清掃
- 建物応急危険度判定
- 被災者の介護
- 施設の応急復旧
- 被災者名簿のパソコン入力
- 炊き出し
- クリーニング
- 避難所運営補助
- 要配慮者に対する水、食事等の運搬等
- メンタルケア
- 入浴補助

4　受入れ（災害ボランティアセンター）

① 災害ボランティアの受け入れに当たっては、ニーズの把握を行いながら、県災害ボランティアセンターと連携しつつ、受け入れを行う。

② ボランティアに対する活動拠点の指示

③ 行政情報の提供（避難所情報、物資情報、交通情報）

④ ボランティア名簿の作成

5　ボランティアに対する支援

① 災害ボランティア活動に関する各種相談や問い合わせへの対応

② 行政から発信される情報やボランティア同士の情報の共有

③ 災害ボランティア活動に必要な資機材等の調達、貸出、保管および管理

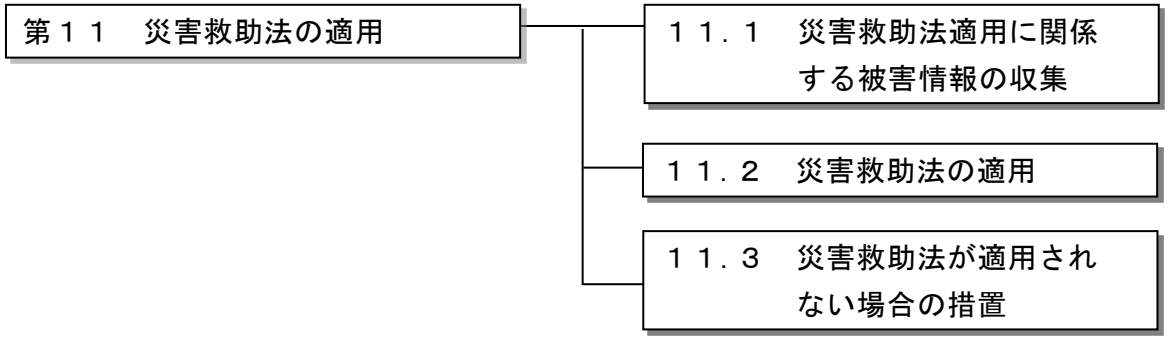
《参考》

◆災害救助法が適用された場合の費用等

応急救助のための賃金職員雇上費として要する費用については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成１３年埼玉県告示第３９３号）」の範囲内において市町村が県に請求できる。

第１１　災害救助法の適用

災害により、被害の程度が一定の基準を超える場合は、災害救助法の適用を県知事に申請し、法に基づく救助の実施の決定を求める。また、災害が発生するおそれがある場合において、国に災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置され、当該本部の所管区域が告示されたときは、県知事は当該所管区域内の市町村区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とするものに対しても、救助を行うことができる。



１１．１ 災害救助法適用に関係する被害情報の収集【 総括班、広報情報班 】

災害救助法適用に関係する住家被害等の被害情報を次により収集する。

① 緊急救援期後期においては、「広報情報班」が把握した住家被害数を用いる。

② 混乱期から緊急救援期初期においては、「広報情報班」が把握した倒壊家屋件数をもとに、「全壊家屋件数＝倒壊家屋件数×２～３倍」の数式を用いて推定する。この方法は、この段階における被害の概要を把握するための方法であり、あくまでも暫定的な方法である。

『【本文】本編 本章 第３節「第５ 人命にかかわる災害情報等の収集・報告」(P171～178)』参照

１１．２ 災害救助法の適用【 総括班 】

「１１．１ 災害救助法適用に関係する被害情報の収集」で得られた被害状況が次の適用基準を超えれば、県知事に災害救助法の適用申請をする。これによって、罹災者の生命・生活の保護と社会秩序の迅速な安定を図るための対策の実施に伴う財政的・制度的根拠が担保される。

＜活動内容と手順＞

１　本市における災害救助法の適用基準（人口：５万人以上１０万人未満）

① 市の地域内の住家のうち、滅失した世帯の数が「８０世帯以上」であること（基準１号）。

② 被害が相当広範な地域にわたり、県内の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が２，５００世帯以上であって、市の住家のうち滅失した世帯の数が基準１号の１／２（４０世帯）に達したとき（基準２号）

③　被害が広域な地域にわたり、県内の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が１２，０００世帯以上であって、当該市の区域内の被害世帯数が多数であるとき（基準３号）

④　被害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき（基準３号）

⑤　多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき（基準４号）

２　滅失世帯の算定

住家滅失した世帯数の算定方法	**住家が滅失した全世帯数** ＝（全壊、全焼もしくは流失した世帯数） ＋1/2（住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯数） ＋1/3（住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯数）
住家の滅失等の認定基準	**①住家が滅失したもの** 住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の 50%以上に達した程度のもの。 **②住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの** 損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の 20%以上 50%未満のもの。 **③住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったもの** （①）及び（②）に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等のたい積等により一時的に住居することができない状態となったもの。
住家及び世帯の単位	**住家**：現実に居住している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ１住家として取り扱う。 **世帯**：生計を一にしている実際の生活単位をいう。

３　災害救助法の適用申請

①　本部長は、１の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を県知事に報告し、災害救助法の適用を要請する。ただし、災害の事態が急迫して、県知事による救助の実施を待つことができないときは、本部長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに県知事に報告し、その後の処置に関し指示を受けるものとする。

②　本部長が災害救助法の適用を県知事に要請する場合は、県災害対策本部に対し、次に掲げる事項について口頭又は電話をもって要請し、後日文書によって改めて処理するものとする。

ア　災害発生の日時及び場所

イ　災害の原因及び被害状況

ウ　適用を要請する理由
エ　必要な救助の種類
オ　適用を必要とする期間
カ　既にとった救助措置及びとろうとする救助措置
キ　その他必要な事項

４　災害救助法に基づく救助の実施

①　救助の実施機関

救助の実施については、県知事は国の機関として救助の実施に当たることと定められている。

②　救助の種類及び職権の委任

災害救助法による救助は、災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者又は災害直後の混乱状態下における罹災者の保護及び社会秩序の保全のための応急的救助であり、混乱状態の平静化に伴い短期間に終了すべき性質のものである。

災害救助法に定める救助の種類は、次表に示すとおりである。

なお、県知事は、救助を迅速に実施するため必要があると認めるときは、救助の実施に関するその職権の一部を市長に委任することができ（災害救助法第３０条）、県では、救助に関する一部の職権を市長にあらかじめ委任している。

『【資料】第２．１４「災害救助基準」』参照
『【資料】第２．１７「災害救助法事務手順」』参照

□救助の種類と実施者

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	７日以内	市（委任）「避難所班」
炊出しその他による食品の給与	７日以内	市（委任）「給食班・産業物資班」
飲料水の供給	７日以内	市（委任）「給水班・産業物資班」
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	１０日以内に完了	市（委任）「産業物資班」
医療及び助産	１４日以内 （但し、助産分娩した日から７日間）	医療班派遣＝県及び日赤埼玉県支部 （ただし、委任したときは市） 「救護班」
学用品の給与	教科書1ヶ月以内に完了 文房具１５日以内に完了	市（委任）「学校教育班」
被災者の救出	３日以内	市（委任）「消防本部」
埋葬	１０日以内に完了	市（委任）「要配慮者支援班」
応急仮設住宅の供与	２０日以内に着工	対象者、設置箇所の選定 = 市町村 設置=県（ただし、委任したときは市） 「住宅対策班」
被災住宅の応急修理	3ヶ月以内に完了（災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6	市（委任）「住宅対策班」

	月以内）	
死体の捜索	１０日以内に完了	市（委任）「要配慮者支援班」、「消防本部」
死体の処理	１０日以内に完了	市（委任）「要配慮者支援班」
障害物の除去	１０日以内に完了	市（委任）「土木施設対策班」

注）期間については、すべて災害発生の日から起算する。ただし、県知事を通じて内閣総理大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。

③　費用

救助にかかわる費用は、救助の実施に関する職権を委任されているものについて、市長はその費用を一時繰替支弁し、繰替支弁金の交付を県知事に申請する。なお、罹災台帳の作成については次のとおりとする。

ア　本部長は、災害対策基本法による救助を必要と認める災害により、罹災した者があるときは、その被害状況を調査の上「被災者台帳」を作成し、これに登録する。

イ　本部長は、罹災者に対し、必要があると認めたときは、「被災者台帳」に基づき「罹災証明書」を発行する。

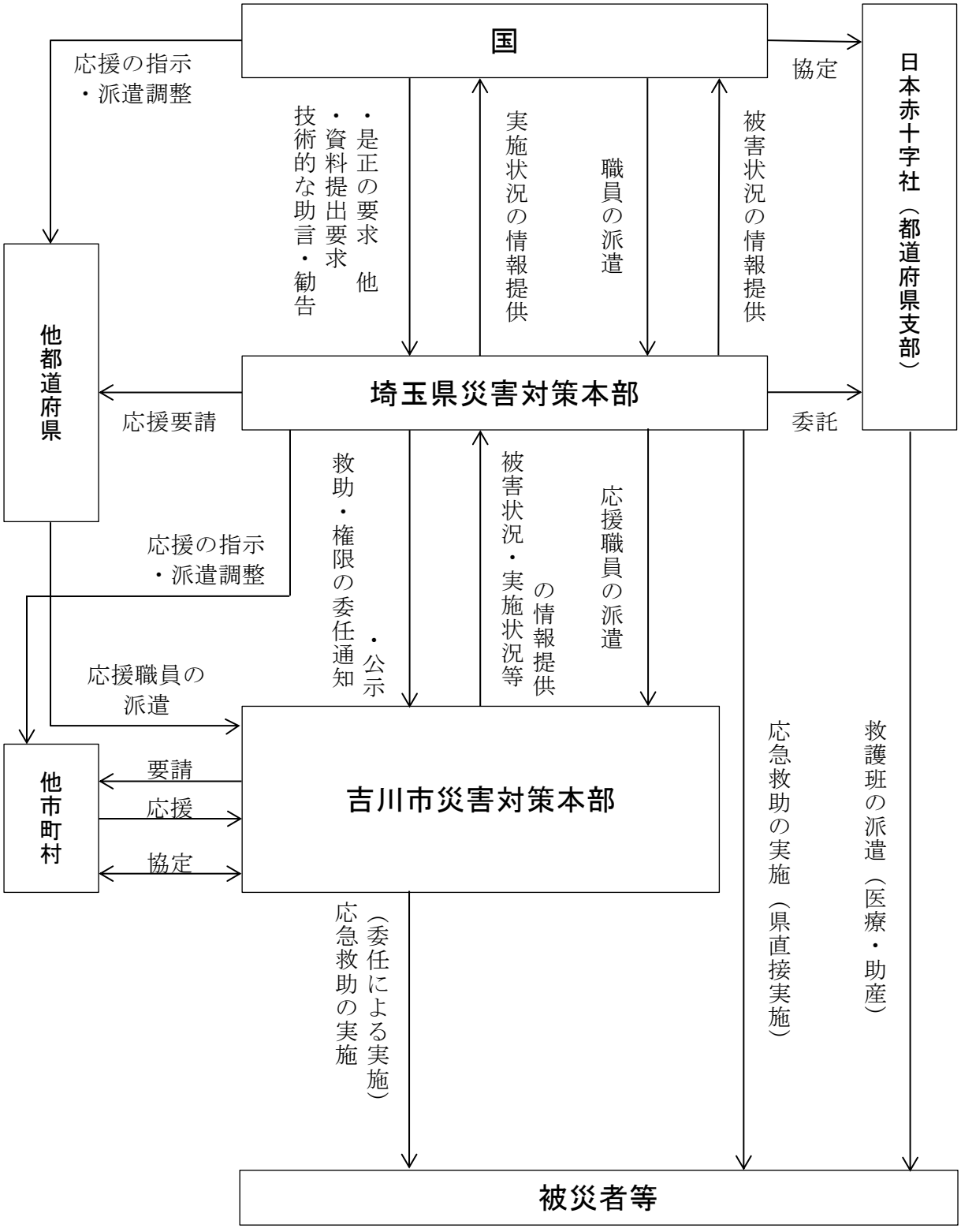
『【本文】本編 第４章 第１節 第１「１．５ 罹災証明の発行」(P279～280)』参照
『【様式】様式第５号「罹災証明書」』参照

１１．３ 災害救助法が適用されない場合の措置【 総括班 】

災害救助法による救助の対象とならない小災害の場合においても、罹災の状況により、市長の責任において救助を実施するものとする。

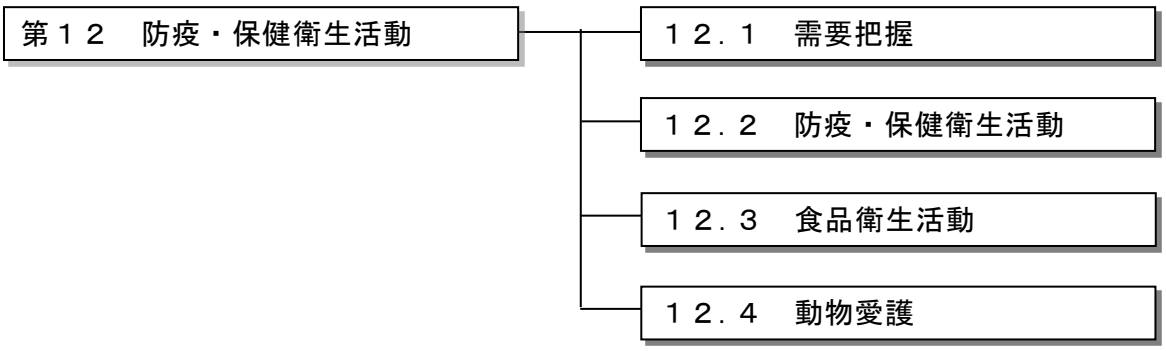
『【資料】第２．１４「災害救助基準」』参照

□災害救助法による応急救助の実施概念図



第１２　防疫・保健衛生活動

災害の被災地域においては、衛生環境が悪化し、感染症等の疾病の発生が予想されるので、これを防止するため、防疫及び保健衛生活動を実施する。



１２．１ 需要把握【 救護班 】

「広報情報班」、「避難所班」、ボランティア等からの通報などによって、感染症その他の疾病の発生又は発生が予想される被災地域、被災状況を迅速に把握する。

また、感染症が発生した場合における受入病院となっている第２種感染症指定医療機関（第２種指定医療機関は二類感染症の治療を行う。）の被害状況を把握する。

１２．２ 防疫・保健衛生活動【 救護班、環境衛生班 】

「１２．１ 需要把握」に基づいて、防疫・保健衛生班を編成し、順次消毒等の防疫活動を実施していくものとする。

＜活動内容と手順＞

１　防疫・保健衛生班の編成

防疫・保健衛生活動を迅速かつ的確に実施するため、「救護班」、「環境衛生班」は、(一社)吉川松伏医師会、吉川歯科医師会、草加保健所、ボランティア等の協力を得て、防疫・保健衛生班を編成する。

防疫・保健衛生班の構成人員数は、下表を基準とするが、災害の規模、季節、応援要員の数によりその都度定めるものとする。

人員に不足が生じたら、県災害対策本部医療救急部に応援要請を行う。

□防疫・保健衛生班の構成表

区　分	１班の所要人員			備　考
	市	その他	計	
検病疫学調査	1	2	3	
健康診断	1	3	4	医師１、看護師１
清掃	3	2	5	
消毒	3	2	5	
害虫の駆除	3	2	5	
予防接種	2	2	4	

２　防疫・保健衛生各班の活動業務

(1) 検病疫学調査班

① 被災地及び避難所における感染症患者等の早期発見

② 感染症予防に必要な防疫指導等の実施

(2) 健康診断班

① 被災地及び避難所における胸部レントゲン、心電図、検尿、血液検査等

② クラッシュシンドローム患者の発見及び医療機関への搬送

③ 風邪等にかかった被災市民に対する医療救護班等への受診指導
（特に、高齢者や障がい者、乳幼児は被災直後の抵抗力が弱まり、手当ての遅れにより肺炎や死亡につながるおそれがある。）

④ 被災市民に対する身体の保温、うがいや手洗いの励行、マスクの着用等の保健指導

⑤ 避難所における巡回栄養相談

『【本文】本編 本章 本節 第２「《参考》◆クラッシュシンドローム」(P203)』参照

《参考（阪神･淡路大震災の場合)》

◆食事に対する配慮

高血圧等慢性疾患で避難所における配付食品を食べられない又は避難所における食事だけでは栄養が不足するため、阪神・淡路大震災の場合は、栄養補助食品の提供を業者に依頼し、離乳食製品等の提供を受けた事例がある。

(3) 清掃班

① 避難所等、地域住民に対する清掃、清潔保持についての指導

(4) 消毒班

① 感染症患者等が発生し又は発生するおそれのある地域に対する重点消毒

② 仮設トイレの消毒

(5) 害虫の駆除班

感染症患者等が発生し又は発生するおそれのある地域に対する害虫等の駆除を実施する。

(6) 予防接種班

感染症等の疾病の予防接種

３　防疫・保健衛生薬剤及び資機材の確保

(1) 防疫・保健衛生活動に必要な薬剤及び資機材は、健康増進課に保管する資材薬品等を優先的に使用するものとする。

(2) 市の保有する資材薬品等が不足したときは、「救護班」又は「環境衛生班」において調達する。さらに、県災害対策本部医療救急部に依頼して、資材薬品等の調達及び搬送を要請する。

『【資料】第１．２「災害時応援等協定一覧」』参照

１２．３ 食品衛生活動【 救護班 】

本部長は、災害地の飲食による食中毒を防止するため必要があると認めたときは、食品の衛生監視を草加保健所に依頼する。

「救護班」は、草加保健所その他衛生関係機関と協力して、業務に当たっていくものとする。

食品衛生にかかわる主な活動項目は、次のとおりである。

① 臨時給食施設その他関連の食品取扱い施設の監視指導
② 緊急調達食品等の衛生指導及び不良品の排除
③ 食中毒発生時の処理
④ 被災食品等の検査
⑤ 被災不良食品の排除指導

１２．４ 動物愛護【 環境衛生班、保健所 】

災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに、避難所に避難してくることが予想される。

「環境衛生班」は、県、動物関係団体と協力して、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に努めるものとする。

なお、県では獣医師会及び動物関係団体と連携して、動物救援本部を設置し、次の事項を実施することとなっている。

・動物保護施設の設置
・所有者不明の動物の保護収容及び飼養管理
・負傷動物の保護収容、治療及び飼養管理
・飼養困難動物の一時保管
・動物の所有者や新たな所有者探しのための情報収集・提供
・動物に関する相談の実施等

＜活動内容と手順＞

１ 被災地域における動物の保護

「環境衛生班」は、県、獣医師会、動物関係団体等と協力して、所有者不明の動物、負傷動物等は保護し、動物保護施設等へ搬送する。

２ 避難所における動物の適正な飼養

「環境衛生班」は、県と協力して、飼い主とともに、避難した動物の飼養に関して適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

なお、避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取り扱いについては、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内のあらかじめ定めた飼養専用スペースで飼養させることとする。

また、動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとし、居室以外の部屋の専用スペースで飼養した場合には、撤去後に当

該動物を連れてきた者が施設を原状復旧させる全責任を負うものとする。

３　情報の交換

「環境衛生班」は、県、動物関係団体と連携して、次の情報を収集、提供する。

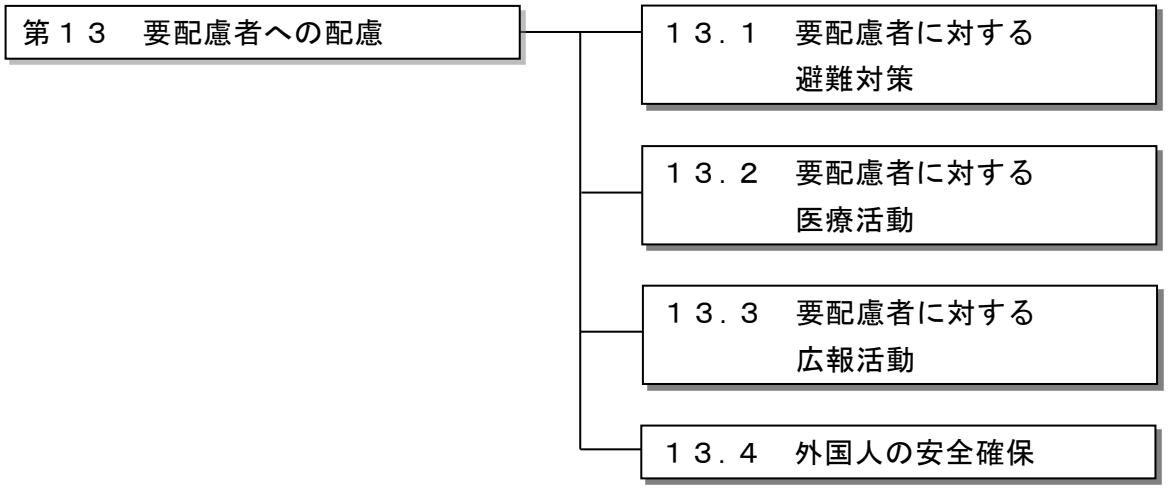
・各地域の被害及び避難所での動物飼育状況
・必要資機材、獣医師の派遣要請
・避難所から動物保護施設への動物の預け入れ希望
・他都県市への連絡調整及び応援要請

４　その他

「環境衛生班」は、動物の愛護及び管理に関する法律に規定する特定動物（危険な動物）等が逸走した場合は、草加保健所に協力する。

第１３　要配慮者への配慮

要配慮者が一人で災害に対処することは、多くの困難が伴うため、市、関係防災機関、地域住民等は、その支援に特に配慮する必要がある。



１３．１ 要配慮者に対する避難対策【 要配慮者支援班、救護班 】

＜活動内容と手順＞

１　避難行動要支援者に対する避難対策

①　情報伝達・安否確認・救助活動

「要配慮者支援班」は、避難情報を発令した場合には、避難行動要支援者に対し、着実な情報伝達及び早期の避難行動を促進できるよう、避難支援者や避難支援等関係者（消防機関、警察署、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、自治会及び自主防災組織等）等と連携し、避難行動要支援者への情報伝達、安否確認、救助活動を実施する。

なお、避難行動要支援者名簿の平常時からの提供に不同意であった者についても、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときには、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に名簿情報を提供する。

②　避難支援

「要配慮者支援班」は、避難行動要支援者の避難について、あらかじめ作成した「避難行動要支援者名簿」、「個別避難計画」等に基づき、避難支援者や避難支援等関係者等と連携し、避難行動要支援者の避難支援（避難行動要支援者宅への個別訪問や緊急連絡等による所在把握、介助者による避難誘導等）を実施する。

ただし、避難支援にあたっては、介助人の欠如、補装具の破損、避難所への案内の不備（特に知的・視覚・聴覚障がい者）等によって、避難所への移動に支障をきたすことも予測される。そのため、「要配慮者支援班」は、避難支援者や避難支援等関係者等と連携し、避難行動要支援者の誘導に努める。また、ケースワーカー等の福祉関係者は、避難行動要支援者の避難誘導を最優先として初動活動を実施するものとする。

③　移送

「要配慮者支援班」は、避難行動要支援者の負傷状態、身体状態、精神状態などを考慮し、本人・家族等の意思を尊重したうえで、避難支援者や避難支援等関係者、社会福祉施設等の協力を得て、避難所から福祉避難所、医療施設、社会福祉施設など、適切な場所へ移送を行う。

④　避難生活

市災害対策本部の各班は、「避難所班」からの情報を基に、避難所における要配慮者に配慮した生活環境を整備するため、関係防災機関やボランティア等と協力しながら、必要な施策を検討し、実施する。

なお、在宅又は避難所等では生活ができない要援護高齢者、障がい者等については、本人の意思を尊重した上で、福祉避難所への避難又は社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受け入れるよう努める。また、必要に応じて福祉関係職員の派遣や要援護高齢者等の他の地域の社会福祉施設への入所等が迅速に行えるよう県災害対策本部救援福祉部に要請する。

『【本文】本編 本章 本節 第４「４．６ 避難所の運営」(P163～169)』参照

⑤　避難状況等の把握

「要配慮者支援班」は、避難行動要支援者の安否状況、避難状況などをとりまとめ、「広報情報班」へ報告する。

２　避難行動要支援者以外の在宅の要配慮者に対する避難対策

市福祉部局、民生委員・児童委員、自治会・自主防災組織等で把握している避難行動要支援者名簿に記載されていない要配慮者に対しても、「１　避難行動要支援者に対する避難対策」と同様に優先的な避難等を実施するなど安全の確保に努める。

３　社会福祉施設等の要配慮者に対する安全対策

(1) 被害状況等の把握

「要配慮者支援班」は、次のことについて把握に努める。また、各社会福祉施設等の管理者は、被害情報について速やかに「広報情報班」へ報告を行うものとする。

①　施設入所者の被害状況
②　施設・設備の被害状況
③　他施設からの被災者の受入れ可能数
④　ライフライン、食料等に関する情報

(2) 入所者等の安全確保

施設管理者は、緊急連絡網を活用し、職員の動員・参集を迅速に行って緊急体制を確保し、避難誘導計画等に基づき、入所者の救助及び避難誘導を迅速に実施する。また、食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資を入所者に配布するとともに、不足が生ずる場合は、県及び市町村に協力を要請する。

市と県は、施設入所者の救助及び避難誘導を援助するため、近隣の社会福祉施設、自主防災組織、ボランティア団体等に協力を要請する。また、自主防災組織、ボラン

ティア団体等の協力を得ながら巡回班を編成し、被災した施設入所者や他の施設等に避難した入所者のニーズや状況を把握し、援助を行う。さらに、社会福祉施設機能の早期回復を図るため、ライフライン事業者に対して、電気、ガス、水道等の優先復旧を要請する。

① 入所者の相互受入れ

「要配慮者支援班」は、県災害対策本部救援福祉部に対し、県下の社会福祉施設の受入れの調整を要請するとともに、社会福祉施設、社会福祉協議会等の関係機関と協力し、移送を行う。

② 在宅要配慮者の受入れ

「要配慮者支援班」は、在宅又は避難所等で介護等を要する被災者を発見した場合は、県災害対策本部救援福祉部へ報告し、避難所等から社会福祉施設等へ社会福祉協議会等の関係機関と協力し、移送を行う。

(3) 入所者等の避難誘導

社会福祉施設等の入所者の多くは、起居動作の不可能又は困難な高齢者等である。

したがって、地震が発生した場合は、特に迅速かつ的確に施設の被災状況を把握するとともに、高齢者等に対しては、極度の恐怖感、不安感をなくすよう配慮して接する。また、緊急に避難が実施できるように輸送車両及び搬送用タンカ、その他必要資機材を確保し、施設職員を適切に配置する。

4 医療機関の要配慮者に対する安全確保

(1) 被害状況等の把握

「救護班」は、次のことについて把握に努める。また、各医療機関は、被害情報について速やかに「広報情報班」へ報告を行うものとする。

① 医療、助産活動が可能な病院の確認

ア 重症及び人工透析等継続治療を要する患者の受入可能限度の確認

(ｱ) 患者受入れに当たっての不足医療資機材及び不足医療従事者(医師･看護師)等

イ 救護班の派遣体制の確認

(ｱ) 派遣可能救護班数

(ｲ) 派遣可能医療従事者数

(ｳ) 救護活動のために必要な医薬品等医療資機材及び医療従事者(医師･看護師)等

② 施設・設備の損壊、ライフラインの途絶等による診療機能が麻痺又は低下している病院の確認

ア 簡易な修繕等により現状復旧可能な病院等

(ｱ) 重症及び人工透析など継続治療を要する患者の実態確認（復旧までの一時搬送）

(ｲ) 原状復旧に必要な修繕項目等

イ 修繕不可能な病院等（当分の間、診療機能の回復の目処が立たない病院等）

(ｱ) 入院患者の実態

(2) 入院患者等の安全確保

① 医療、助産活動が可能な医療機関の役割

ア 重症及び人工透析など継続治療を要する患者の受入体制を整備する。

イ 救護班を編成する。

ウ 救護活動用医療セット及び資機材を準備する。

エ 救護活動に当たって不足する医薬品等医療資機材及び医療従事者を市災害対策本部又は草加保健所へ供給要請する。

オ 市災害対策本部、草加保健所からの派遣要請又は自らの判断で救護活動を行う。

② 施設・設備の損壊、ライフラインの途絶等により診療機能が麻痺又は低下している医療機関の役割

ア 簡易な修繕等により原状復旧が可能な医療機関の場合

(ｱ) 重症及び人工透析など継続治療を要する入院患者を原状復旧するまで一時的に後方病院等へ搬送することとし、搬送先については、消防本部、草加保健所等へ協力を要請する。

(ｲ) 原状復旧に必要な修繕、不足する医薬品等医療資機材及び医療従事者等を医療救護班又は草加保健所等へ供給要請する。

(ｳ) 原状復旧後は、医療救護班及び草加保健所に報告するとともに、上記の救護活動を行う。

イ 修繕不可能な医療機関の場合（当分の間、診療機能の回復の目処がたたない病院等）

(ｱ) 入院患者を後方病院等へ搬送することとし、搬送先については、消防本部又は草加保健所等へ協力を要請する。

(3) 入院患者等の避難誘導

医療機関の入院患者等の多くは、起居動作の不可能又は困難な傷病者や高齢者等である。

したがって、地震が発生した場合は、特に迅速かつ的確に施設の被災状況を把握するとともに、患者等に対しては、極度の恐怖感、不安感をなくすよう配慮して接する。また、緊急に避難が実施できるように輸送車両及び搬送用タンカ、その他必要資機材を確保し、医師、看護師等の職員を適切に配置する。

5 避難所外も含めた要配慮者全般への支援

① 情報提供

市と県は、在宅や避難所等にいる要配慮者に対し、手話通訳者の派遣、音声情報の提供等を行うほか、ファクシミリや文字放送テレビ等により情報を随時提供していく。

② 相談窓口の開設

市と県は、支所や保健所等に相談窓口を開設する。各相談窓口には、職員、福祉関係者、医師、ソーシャルワーカー等を配置し、総合的な相談に応じる。

③ 巡回サービスの実施

市と県は、職員、民生委員・児童委員、ホームヘルパー、保健師などにより、チームを編成し、在宅、避難所、仮設住宅等で生活する要配慮者のニーズを把握し、介護、

メンタルケア等の巡回サービスを実施する。

④　物資の提供

要配慮者の被災状況を把握し、要配慮者向けの食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資の調達及び供給を行う。配布を行う際には、配布場所や配布時間を別に設けるなど配慮する。特に在宅の要配慮者に生活支援物資が確実に供給できるよう配布手段、方法を確立させる。

⑤　福祉避難所の活用

市と県は、社会福祉施設等を福祉避難所として活用し、自宅での生活が困難である要配慮者を入所させ、医療や介護など必要なサービスを提供する。

１３．２ 要配慮者に対する医療活動【 救護班 】

地震後は、要配慮者にとっては、肉体的にも、精神的にもかなり厳しい生活を強いられることになる。

「救護班」は、医師会、歯科医師会、薬剤師会、草加保健所等と協力して、避難所や仮設住宅等を巡回訪問し、要配慮者の健康の把握に努め、必要に応じた治療又は病院への移送を実施する。

１３．３ 要配慮者に対する広報活動【 広報情報班、要配慮者支援班 】

要配慮者に対する広報活動は、次のとおりとする。

(1) 高齢者、障がい者に対する広報

①　ＦＡＸや携帯電話の文字メール機能等を利用した連絡体制（聴覚障がい者）
②　手話通訳者の派遣（聴覚障がい者）
③　自主防災組織、民生委員・児童委員、ボランティアの協力
④　福祉団体の協力
⑤　相談センターに高齢者、障がい者専用の窓口を設置
⑥　視覚障がい者に対する音声による情報の提供

(2) 外国人に対する広報

①　語学ボランティアの協力
②　国際交流団体及び企業への協力要請
③　相談センターに外国人専用の窓口を設置
④　ラジオの１局を外国人専用とする。又は、外国人専用のミニＦＭ局の開局（県へ要請する。）

１３．４ 外国人の安全確保【 広報情報班、市民支援班 】

＜活動内容と手順＞

１　安否確認の実施

市は、職員や語学ボランティア等により調査班を編成し、外国人住民に係る住民票等に基づき外国人の安否確認をするとともに、その調査結果を県に報告する。

２　避難誘導の実施

市は、様々な広報媒体を活用して外国語による広報を実施することにより、外国人に対する速やかな避難誘導を行う。

３　情報提供

市及び県は、テレビ・ラジオ、インターネット通信等を活用して外国語による情報提供を行う。また、語学ボランティアの協力を得ながら、チラシ・情報誌等の発行による生活情報の提供を随時行う。

４　相談窓口の開設

市及び県は、庁舎内等に災害に関する外国人の相談窓口を開設する。各相談窓口には、職員や語学ボランティア等を配置し、総合的な相談に応じる。

第５節　応急対策期から実施する活動

地震発生後４８時間を目途に、緊急を要する救命・救護活動から被災者の生活支援に必要な応急活動へと移行していくものとする。

第１　応急対策期の情報管理

第２　応急対策に係る広報活動

第３　土木施設被害応急復旧

第４　災害廃棄物等の処理

第５　住宅対策

第６　農業対策

第７　文教対策

第８　義援金品の受付・配分

第９　ライフライン施設の応急対策

第１　応急対策期の情報管理

発災時から４８時間経過すると、ある程度沈静化していると想定される。この時期は、これまでに錯綜した災害情報の整理を行うとともに、引続き情報管理体制を強化していくものとする。

第１　応急対策期の情報管理

１．１ 応急対策期の情報管理【 広報情報班、各班 】

応急対策活動を効率よく実施するために、情報収集・整理・報告体制を確立する。

＜活動内容と手順＞

１　基本方針

応急対策期には、情報はそれぞれの各班で個別収集し、関係防災機関等への伝達もそれぞれの各班で実施する。

「広報情報班」は、各班からの情報を収集・整理を行い、情報の一元化及び共有化を図ることにより、今後の本市の有機的な活動に役立てるものとする。

２　被害状況調査

①　住家被害の迅速・正確な把握

住家被害は、災害救助法の適用（申請）、罹災証明書の発行、税の減免、救援物資の配分、義援金品の配分等、被災者に対する各種の救援活動を実施する上で最も基本となる情報である。そのため、応急対策期の情報管理は、住家被害の迅速・正確な把握を最重点課題とする。

「被害調査税務班」は、県災害対策本部応急復旧部と連携を図りながら、担当区域ごとに「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）により被害状況を把握する。

なお、「被害調査税務班」だけの体制では被害状況把握が困難なときは、「住宅対策班」の応援を得て対応する。

『【本文】本編 第４章 第１節 第１「１．５ 罹災証明の発行」(P279～280)』参照

②　その他の被害の調査（各班が実施）

住家被害調査の進捗状況をみながら、各班は所管の施設等の被害状況調査を実施する。

③　被害状況調査に当たっての留意事項

ア　関係機関、諸団体、市民組織等の協力を求めて実施する。

イ　被害が甚大なため、市において調査に専門的な技術を必要とするときは、県に応援を求めて実施する。

ウ　吉川警察署をはじめ関係機関と十分な連絡をとる。

３　県への報告

「総括班」は、「広報情報班」より得た情報をもとに被害状況を取りまとめ、災害オペレーション支援システムを用いて県災害対策本部（消防防災課）に報告するものとする。

４　情報ファイルの作成（３日に１回は更新する）

「広報情報班」は、救援活動や生活情報についてその概要、実施機関・団体、連絡先を活動項目ごとに網羅したファイルを作成し、本部各班や市の窓口に配付する。

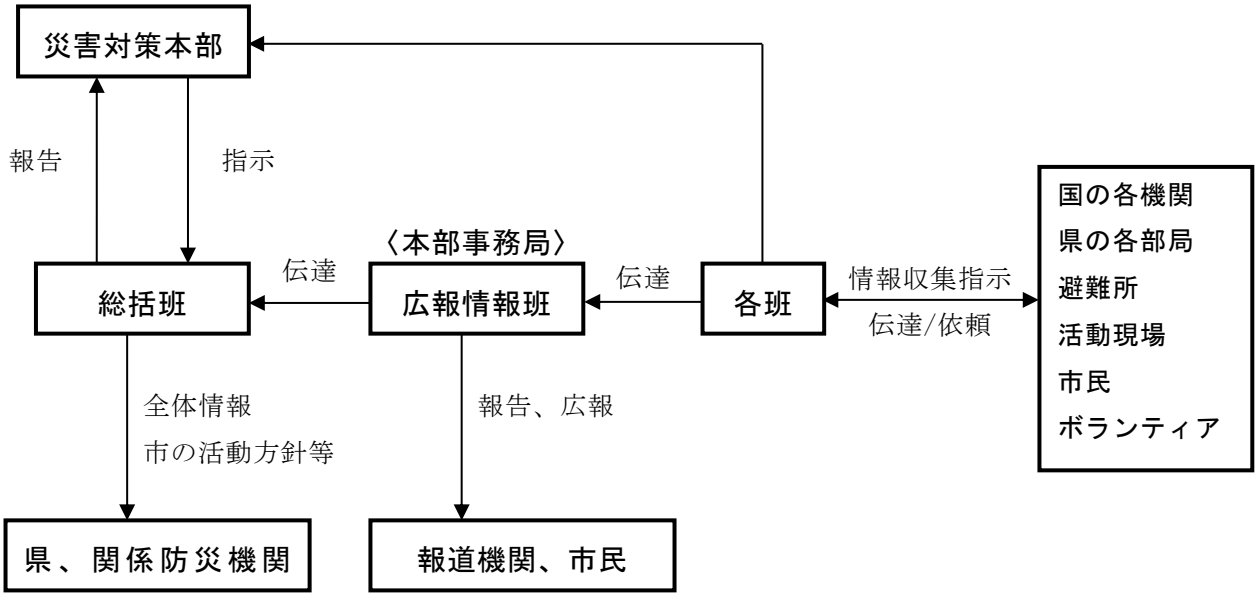
なお、活動項目の分類例は次のとおりとする。

①各対策のホットライン　②福祉　③心のケア　④法律・税金
⑤医療保健　⑥労働　⑦融資・生活資金　⑧住宅
⑨家屋解体・撤去　⑩教育　⑪外国人

５　避難所等の警戒警備

避難所及び被災地の安全を確保するため「避難所班」、「学校教育班」及び「教育施設班」は、吉川警察署その他関係機関との連携、協力のもと犯罪防止対策を重点とした警戒警備活動を実施する。

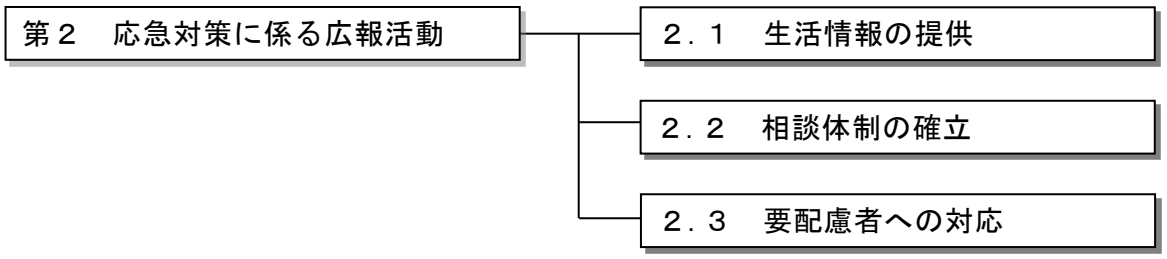
□応急対策期における情報の流れ



第２　応急対策に係る広報活動

応急対策期には、被害情報、応急対策情報に加えて生活情報も提供する。

また、市役所内に相談窓口を一本化することによって、市民からの各種相談に的確に対応できる体制づくりを実施する。



２．１ 生活情報の提供【 広報情報班 】

応急対策期には、市民の生活支援のための各種情報を提供する。

＜活動内容と手順＞

１　ニーズの把握

「広報情報班」は、以下の方法等によって広報ニーズの把握を行う。

①　他各班からの報告
②　避難所からの報告
③　ボランティアからの連絡
④　報道機関との情報交換
⑤　関係防災機関との連絡調整

２　広報内容

市が実施する被災者救援活動の内容を中心とした広報を行う。

①　衣食住関連の情報
②　医療救護所開設状況
③　避難所収容者名
④　救援物資の種類、配付場所
⑤　義援金の募集、支給
⑥　ボランティア
⑦　住宅診断
⑧　仮設トイレ、風呂の設置場所
⑨　ライフライン情報
⑩　し尿、ごみ処理情報
⑪　防疫情報と注意事項
⑫　罹災証明書
⑬　交通規制箇所
⑭　各種の相談窓口の設置場所
⑮　融資
⑯　その他被災者救援に必要な事項

３　広報手段

①　新聞、テレビ、ラジオによる広報
②　震災ニュースの発行
　　避難所生活に必要な情報を盛り込んだミニ情報誌

③　広報車
④　インターネットによる情報提供、市ホームページ
⑤　情報ボランティアの協力
⑥　聴覚障がい者、視覚障がい者、知的障がい者等への障がい特性に配慮した対応

２．２ 相談体制の確立【 市民支援班 】

総合的な情報提供・相談窓口を開設する。

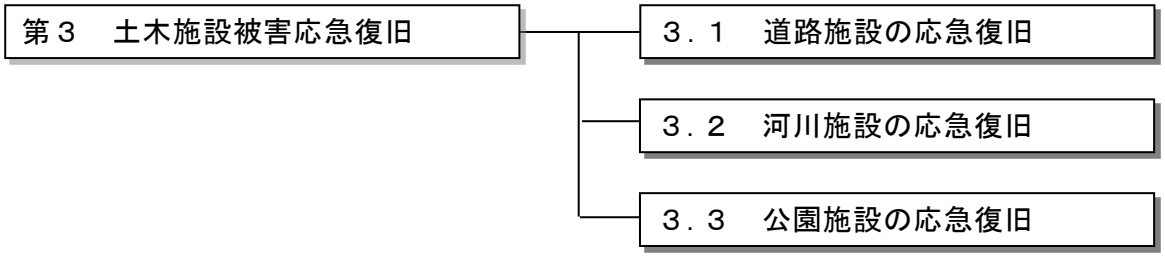
『【本文】本編 第４章 第１節「第１ 災害市民相談」(P275～280)』参照

２．３ 要配慮者への対応【 要配慮者支援班、避難所班、救護班 】

『【本文】本編 本章 第４節「第１３ 要配慮者への配慮」(P236～241)』参照

第３　土木施設被害応急復旧

災害によって被害を受けた土木施設を把握し、倒壊、破損等で利用不能となった土木施設の応急復旧を実施する。



３．１ 道路施設の応急復旧【 土木施設班 】

災害によって道路施設の欠壊や障害物による交通が途絶した道路の応急復旧を実施する。

＜活動内容と手順＞

１　道路のパトロール、道路被害状況の把握

パトロール要員、車両が不足するときは「総括班」に確保依頼をするとともに、建設業協会、業者に応援要請を行う。被害状況の調査方法、判定基準については、県災害対策本部応急復旧部と調整する。

２　技術者の派遣要請

指定地方行政機関に対し、橋梁等構造物の危険度を判定できる技術者の派遣を要請する（災害対策基本法２９条)。

□派遣と応援の違い

区分	職員派遣	応援
性質	職員個人の有する技術・知識・経験等に着目	労働力として人員に着目する場合が多い。
期間	原則として長期	短期
事務	災害応急対策又は災害復旧に関すること。	応急措置を実施するために必要なこと。
身分	派遣先の身分と併任	身分の異動を伴わない。
指揮・監督	個人的に派遣先に分属する。	応援隊が一隊となって派遣先の指揮下に入る。

３　復旧の基本方針

①　管内道路について災害時活用路線図を作成し、救助活動の円滑な運営に資する。
②　救助活動のための道路及び避難者の通路に当たる道路は、優先的に復旧する。
③　道路に被害を受けた場合には、速やかに県災害対策本部応急復旧部に報告し、直ちに排土作業、盛土作業、瀝青乳剤舗装作業等その他被害状況に応じた応急復旧作業を

行い、交通路の確保に努める。また被害の状況により応急措置ができない場合は、警察署関係機関と連絡の上、通行止め又は標示等の必要な措置を講ずる。

④　上下水道・電気・ガス・電話等道路占用施設の被害が発生した場合には、当該施設の管理者に通報する。緊急のため、そのいとまがない場合には、当該事故を知った機関が直ちに応急の措置を講じ、事後連絡するものとする。

⑤　復旧資材、材料に不足が生じたときは、適宜関係業者の協力を求めて確保するものとする。

４　広報

「土木施設班」は、「広報情報班」を通して通行不能箇所、迂回路、復旧見込み等の広報を行う。

３．２ 河川施設の応急復旧【 下水道・河川施設班 】

災害によって河川施設に被害が生じたときは、直ちに応急復旧を実施する。

＜活動内容と手順＞

１　河川のパトロール、河川被害状況の把握

パトロール要員、車両が不足するときは「総括班」に確保の依頼をするとともに、建設業協会、業者に応援要請を行う。

被害状況の調査方法及び判定基準については、県災害対策本部応急復旧部と調整する。

２　復旧の基本方針

①　江戸川、中川を巡視・警戒し、被害発生の箇所がある場合は、国土交通省江戸川河川事務所に報告する。

②　国土交通省江戸川河川事務所は、市から報告を受けたときは、応急措置に関し技術的援助及び総合調整を行うほか、応急復旧に関し相互判断のもとに実施計画を策定する。

③　復旧資機材、材料に不足が生じたときは、適宜関係業者の協力を求めて確保するものとする。

３　広報

「下水道・河川施設班」は、「広報情報班」を通して、被害箇所や復旧見込み等についての広報を行う。

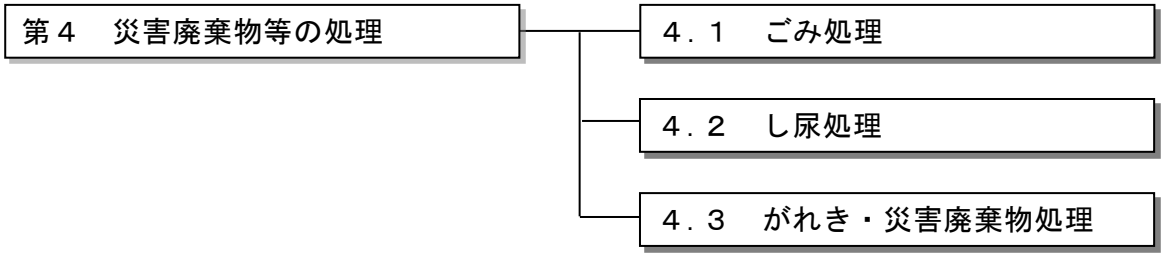
３．３ 公園施設の応急復旧【 土木施設班 】

公園施設は、避難地や救援・救護活動の場となるなど災害時の多様な用途として利用できるため、被害が生じた場合は早急に応急復旧を実施するものとする。

第４　災害廃棄物等の処理

災害時において、道路障害等により一時的にごみや、し尿の処理が困難になることが予想される。排出されたごみ等が無秩序に放置されると、地域の衛生環境に重大な影響を及ぼすだけでなく、復旧活動等の障害ともなるので、迅速に処理する。また、災害により倒壊した建築物等から発生する廃木材及びコンクリートがら等（以下「がれき」という。）を速やかに処理し、その後の復旧事業を円滑に進める。

なお、詳細については、「吉川市災害廃棄物処理計画」によるものとする。



４．１ ごみ処理【 環境衛生班 】

生活ごみ・避難所ごみの処理にあたっては、災害発生後の道路交通の状況などを勘案しつつ、速やかに収集体制を整え、衛生向上を図り、処理施設の復旧状況を踏まえ、収集品目及び量の拡大を図る。遅くとも数日後には収集を開始し、特に腐敗性廃棄物の早期の処理、感染性廃棄物の安全処理に努めるものとする。

また、建物等の倒壊、破損、焼失等によって発生するがれき・災害廃棄物以外のごみを効率的に収集し、資源化・焼却・埋め立て等の処理を実施する。

＜活動内容と手順＞

１　ごみの排出量の把握（推定）

「環境衛生班」は、被害状況を基にごみの排出量を見積もる。

２　収集運搬体制の構築

「環境衛生班」は、廃棄物処理業者等へ収集運搬の支援要請を行い、なお不足する場合は県や専門機関へ支援要請を行う。

３　ごみの臨時集積

災害時における生活ごみ・避難所ごみは、必要に応じ市有地、公園、その他空地等に臨時ごみ集積所を設け、分別を徹底させる。臨時ごみ集積所は大型車両の積込みが可能な場所をあらかじめ選定しておくものとする。なお、生活ごみは平常時と同様にごみ集積所に出すこととし、生活ごみと災害廃棄物を混合して出さないように周知する。

４　市民等への広報

次の項目について広報情報班と連携を図り広報する。

①　ごみの分別区分や収集日等の処理方針に関すること

② 臨時ごみ集積所に関すること
③ 処理施設・仮置場への直接搬入の依頼に関すること
④ し尿、浄化槽汚泥の収集方法に関すること
⑤ 仮設トイレの設置場所、使用方法に関すること

５ 応援要請

ライフラインの停止等による中間処理施設に甚大な被害が発生し、処理に長時間を要すると判断した場合は、県災害対策本部環境対策部等に応援要請を行う。

４．２ し尿処理【 環境衛生班 】

し尿処理に当たっては、延焼の状況、水洗トイレの使用の可否等その状況により、雨水貯留槽等によって水を確保し、下水道機能の活用を図る一方、仮設トイレを用意して、衛生環境を確保する。

また、被災者の生活に支障が生ずることのないよう、し尿のくみ取りを速やかに行うものとする。なお、必要な仮設トイレの設置に当たっては、障がい者等への配慮を行うものとする。

水道や下水道の復旧に伴い、水洗トイレが使用可能となった場合には、仮設トイレの撤去を速やかに進め、避難所の衛生向上を図るものとする。

＜活動内容と手順＞

１ し尿排出量の把握（推定）

「環境衛生班」は、被害状況を基にし尿の排出量を見積もる。

２ 仮設トイレ

(1) 仮設トイレの設置

「環境衛生班」は、備蓄してある仮設トイレを適宜設置するとともに、不足する場合には、県災害対策本部環境対策部及び仮設トイレの製造・レンタル会社に応援要請を行う。

なお、仮設トイレ設置に時間を要するときは、使い捨て式の簡易トイレで対応する。

(2) 仮設トイレの維持管理

① リストの作成（提供者、設置場所）及びラベルの貼付
② 収集車両の確保
③ 清掃体制の確立

３ し尿処理

① 被災地域及び避難所の衛生状況に配慮した収集を行う。
② し尿の発生量に応じて、県災害対策本部環境対策部等に応援要請を行う。

４．３ がれき・災害廃棄物処理【 環境衛生班 ・救護班】

倒壊建物等による大量のがれき、災害廃棄物処理については、分別の徹底を図り、有

害物質の除去などの環境対策を十分に行った上で、迅速に進めていく。

＜活動内容と手順＞

１　がれき排出量の把握（推定）

「環境衛生班」は、被害状況の調査結果を基にがれきの排出量を見積もる。

２　がれき・災害廃棄物処理体制の確立

(1) 実施主体

①　倒壊建物の解体、撤去、処理については、私有財産であるため、原則として所有者が実施する。

②　国庫補助を受けて市の事業として解体撤去を行う場合は、所有者からの申請に基づき、市が実施する。

《 参考（阪神･淡路大震災の場合）》

◆所有者の承諾のもとに市町村事業として実施

（費用負担　国：１／２、市町村：１／２）

(2) 基本方針

がれきの処理は、危険なもの、通行上の支障のあるもの等を優先的に収集運搬するものとする。

また、選別・保管のできる仮置き場の十分な確保を図るとともに、大量のがれきの最終処分までの処理ルートの確保を図るものとする。

応急活動後、がれきの処理・処分の進捗状況を踏まえ、破砕・分別等を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図るものとする。

(3) 仮置場、最終処分場の確保

本市の仮置場の予定地及び最終処分場は、次のとおりである。

名称	所在地	用途
吉川市環境センター	鍋小路４３１	仮置場
市資材置場	川藤４２３１	仮置場
一般廃棄物最終処分場	鍋小路４３１	最終処分場

ただし、可燃物と不燃物が混在した膨大ながれき類を処理することが困難な場合は、仮置場、最終処分場の確保について、県災害対策本部環境対策部等に応援要請を行う。

(4) 災害廃棄物の分別

災害廃棄物は、解体撤去時から分別を行い、仮置場での選別を徹底することで、がれきの再利用・再資源化を可能な限り行う。

(5) 搬送ルートの設定

「環境衛生班」は、道路管理者及び吉川警察署と協議を行い、災害廃棄物の搬送ルート、仮置場の搬入搬出ルートを設定する。

３　市民等への広報

「４．１　ごみ処理」の４に準ずる。

４　応援要請

本市の被害状況や災害廃棄物の発生量によっては、国・県および近隣市町等との協力・連携により広域的な処理を進めるため、「吉川市災害廃棄物処理計画」あるいは関連協定に基づき、必要な支援等を要請する。

５　その他の注意事項

環境汚染が懸念される廃棄物の処理にあたっては、石綿等の有害物質を含む廃棄物の飛散防止対策や有害物質取扱い事業所からの混入を防止し、適正な処置に努めるものとする。

また、仮置場の管理にあたっては、飛散防止、臭気・衛生対策、火災防止対策、搬入の監視および作業員の安全対策に努めるものとする。

なお、解体・撤去にあたり、建物内の貴金属や有価物等の動産及び位牌、アルバム等の個人にとって価値があると認められるものは、一時又は別途保管し、所有者に引き渡す機会を提供する。

(1) 石綿

石綿を使用した建築物の解体作業の際は、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」（環境省 水・大気環境局大気環境課：平成 29 年 9 月）等に準じて、飛散防止対策を講じる。

(2) ＰＣＢ廃棄物

ＰＣＢ廃棄物は、県の指導のもと排出者が専門の収集・運搬業者に適正処理を委託し、指定処理施設において処理する。

(3) 医療系廃棄物

救護所等で発生する医療系廃棄物については、担当の医師と処理方法について協議し、適正処理する。

(4) その他の処理困難物

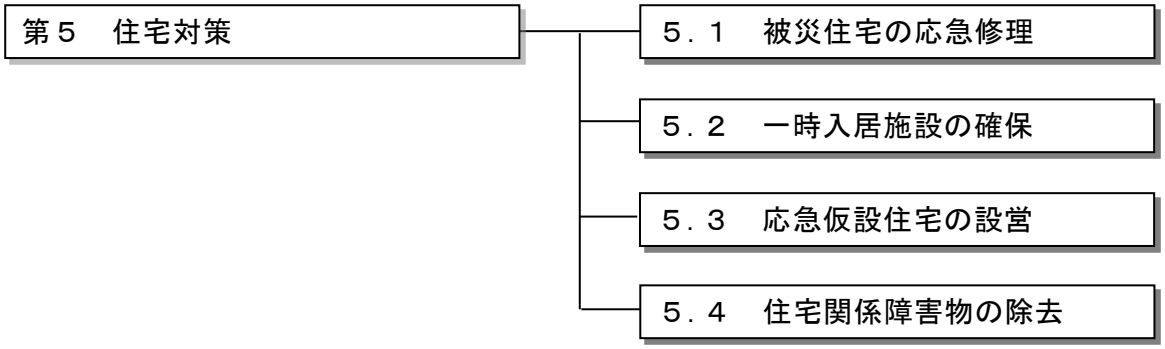
危険物、有害物は原則として所有者に対して専門機関・業者において適切な処理を行わせることを基本とする。

(5) 不法投棄のチェック

災害時の混乱に乗じた違法な処理・投棄等に対して対応を講じる。

第５　住宅対策

災害によって住家が被害を受けた者に対し、仮設住宅及び一時入居施設の提供又は応急修理を実施する。



５．１ 被災住宅の応急修理【 住宅対策班 】

災害により住宅が半焼又は半壊し、自己の資力では応急修理できない者を対象者とし、居室、便所、炊事場等、日常生活に不可欠の部分について必要最小限の修理を行う。

＜活動内容と手順＞

１　要応急修理対象住宅の把握・修理戸数の決定

市民からの申込み、「住宅対策班」、「被害調査税務班」等からの情報収集により、要応急修理対象住宅を把握し、被害状況、住宅の被害認定（罹災証明発行のため実施するもの）等より修理戸数を決定する。

２　実施主体

住宅の応急修理は、災害救助法適用後は県が行い、市はこれに協力する。

ただし、災害救助法が適用されない場合で、その他市長が特に必要と認めた場合は、市において実施する。

《参考》

◆災害救助法が適用された場合の費用等

住宅の応急修理の費用は「災害救助法による救助の程度、方法、及び期間並びに実費弁償の基準」の範囲内において市が県に請求できる。

３　応急修理の対象

応急修理の対象は、災害により住家が半焼又は半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で、自己の資力では応急修理をすることができない者とする。

４　応急修理の範囲

応急修理は、居室、便所、炊事場など生活上欠くことができない部分のみを対象とし、最小限の応急修理を行うものとする。

５　応急修理の方法

① 応急修理の対象数の算定は、世帯をもって行う。ただし、同一住家に２以上の世帯が同居している場合は、これを１世帯として取扱う。

② 市長は、住家の応急修理を実施する場合には、その責任者を定め、次の帳簿類を整備、保管しておくこと。

ア 救助実施記録日計票

イ 住宅の応急修理記録簿

ウ 住宅の応急修理のための契約書、仕様書等

エ 住宅の応急修理関係支払証拠書類

６　応急修理住宅の選定

① 県が応急修理住宅の選定を行う場合、「住宅対策班」において被害程度の調査、その他選定に協力する。

② 市が実施する場合は、「住宅対策班」をもって被害程度を調査の上、応急修理住宅の選定を行う。

５．２ 一時入居施設の確保【 住宅対策班 】

災害により住宅が全焼、全壊又は流出し、居住する住宅がなく、自らの資力では住宅を確保することができない被災者に対し、市は県に協力し、公営住宅の空家等を一時的に「応急住宅」として供給する。

＜活動内容と手順＞

１　公的住宅等の確保

県は、震災時に、県営住宅等の空家の確保に努めるとともに、他の自治体及び都市再生機構・公社等に空家の提供を依頼し、被災者に提供する。

① 入居資格

次の各号のすべてに該当する者のほか、知事が必要と認めるものとする。ただし、使用申込は一世帯一か所とする。

・住宅が全焼、全壊又は流出した者

・居住する住居のない者

・自らの資力では住宅を確保することができない者

② 入居者の選定

県は、確保した空家の募集計画を策定し、空家の管理主体に入居者の募集及び選定を依頼する。入居者の選定については、県が定める基準を基に、その他の生活条件等を考慮して各管理主体が行うものとする。

２　市内民間賃貸住宅等の空家情報の提供

公的住宅等の入居資格の条件を満たない被災者等の一時的な生活場所を確保するため、市内の民間賃貸住宅等の空家情報を収集し、被災者へ情報提供する。

５．３ 応急仮設住宅の設営【 住宅対策班 】

応急仮設住宅は、災害発生後に緊急に建設して供与する「建設仮設住宅」及び民間の賃貸住宅等を借り上げて供与する「みなし仮設住宅」があり、公的住宅等で不足した場合に供給する。

＜活動内容と手順＞

１　供給対象世帯数の把握

対象となる世帯は、次の①～③のすべてに該当する世帯とする。

① 住宅が全焼、全壊又は流出した被災者

② 居住する住居のない被災者

③ 自らの資力では住宅を確保することができない被災者

２　設営主体

応急仮設住宅の設置は、災害救助法適用後は県が行い、市はこれに協力する。

ただし、災害救助法が適用されない場合で、その他市長が特に必要と認めた場合は、市において設置する。

《参考》

◆災害救助法が適用され、応急仮設住宅の設置等について市へ委任された場合の費用等

知事が直接設置することが困難な場合でその設置等を市長に委任した場合の応急仮設住宅の設置費用は「災害救助法による救助の程度、方法、及び期間並びに実費弁償の基準」の範囲内において市町村が県に請求できる。

３　設営地の選定

本市における応急仮設住宅の候補地は、『**【資料】第２．７「応急仮設住宅建設適地一覧」**』のとおりである。

４　応急仮設住宅の建設

① 災害救助法適用後は、市長が必要があると認めた場合は、直ちに県知事に要請する。なお、設置戸数については、市からの要請に基づき、県が決定する。

② 災害救助法適用前又は、その後の状況により市が実施する場合は、本部の決定に基づき「住宅対策班」が建設する。

③ 応急仮設住宅の建設にともなう注意事項は次のとおりである。

ア 設置開始時点及び戸数は、災害の状況に応じてその都度決定する。

イ 建設の型式は、災害の状況に応じてその都度定めるが、原則としてプレハブ住宅とする。

ウ 建設資材は、原則としてプレハブ建設業者等を通じて速やかに調達し、工事はこれらの業者が施工するものとする。

エ 建設に当たっては、高齢者や障がい者に配慮するものとする。

（例）・段差の解消
・浴槽の高さ調整
・手すりの設置
・温度対策
・急病等に備えた通報装置の設置
・寮形式の地域型仮設住宅の建設

『【資料】第２．２１「応急仮設住宅設置要領（埼玉県）」』参照

５　民間賃貸住宅の利用（みなし仮設住宅）

県は、関係団体等に協力を要請し、民間賃貸住宅を借り上げて応急仮設住宅（みなし仮設住宅）として提供する。

６　入居者の選定

市は県に協力し、次により入居者の選定を行う。

①　資格基準

入居の対象となる者は災害により住家が全焼、全壊又は流失し、現に居住する家がなく、自己の資力によっては住宅を確保することができない者とする。

②　入居者の選考

入居者の選考は災害の状況に応じて選考基準を定め、罹災者の被害の程度、住宅困窮の状況、資力その他を審査の上選考する。なお、選定に当たっては、福祉業務担当者、民生委員・児童委員等による選考委員会を設置して選定するものとする。また、要配慮者を優先的に入居させるなどの配慮に努める。

③　入居に際しての配慮

入居に際しては、地域的な結びつきや近隣の状況などコミュニティの形成にも考慮するとともに、要配慮者及びペットの飼養状況に対する配慮を行う。

７　住宅の維持管理

維持管理は、市が県から委任され、「応急対策部」が公営住宅に準じて維持管理する。なお、維持管理にあたっては、ボランティアの協力を募る。

８　入居期間

入居期間は、竣工の日から原則として２年以内とする。

９　要配慮者への配慮

①　民生委員・児童委員、ボランティア等による巡回相談、情報提供、入浴サービス等の実施

②　医師会、保健所、福祉機関とのスクラム体制による巡回健康診断、メンタルケアの実施

５．４　住宅関係障害物の除去【 住宅対策班 】

「住宅対策班」は、地震による浸水等により住宅に運び込まれた障害物を除去し、住宅の応急復旧に努める。なお、必要に応じて、県に応援要請を行うものとする。

＜活動内容と手順＞

１　活動方針

①　障害物の除去は、市が行うものとする。
②　一次的には市保有の器具及び機械を使用して実施する。
③　労力又は機械力が不足する場合は、県（建築安全課）に要請し、隣接市町からの派遣を求めるものとする。
④　労力又は機械力が相当不足する場合は、建設業界からの資機材、労力等の提供を求める。
⑤　除去作業については、市と吉川市建設業協会において締結した「災害時における応急対策活動の協力に関する協定」に基づき、効率的に進める。

２　対象

住家に運び込まれた土石、竹木等の障害物の除去は、次の条件に該当する住家を早急に調査し、実施する。

①　障害物のため、当面の日常生活が営み得ない状態にあるもの。
②　障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれたもの。
③　自らの資力をもってしては、障害物の除去ができないもの
④　住家が半壊又は床上浸水したものであること。
⑤　原則として、当該災害により直接被害を受けたもの。

３　対象者の選定

障害物除去対象者の選定は市で行う。また、障害物除去戸数は半壊、床上浸水家屋の数量を把握した上で算定する。(選定基準は仮設住宅入居者資格基準の例示を準用する。)

４　期間

災害発生の日からできるだけ早い時期に完了するものとし、市長は、その結果を県へ報告する。

第６　農業対策

災害によって被害を受けた農地、農作物及び農業用施設の応急対策を実施する。

第６　農業対策

６．１ 農業対策【 産業物資班 】

農地、農作物及び農業施設の応急対策を実施する。

＜活動内容と手順＞

１　被害状況の把握

埼玉県春日部農林振興センター、さいかつ農業協同組合等の関係機関と連携し、農地、農作物及び農業施設の被害状況を調査する。

２　農地及び農作物対策

農地に散乱したがれきの処理に係る適切な情報提供等を農業者に行うとともに、埼玉県春日部農林振興センター、さいかつ農業協同組合等の関係機関と連携し、以下のような技術対策指導を速やかに行う。

①　回復対策

被害のあった農作物の回復に必要な対策の指導を行う。

②　病害虫予防薬剤の散布

災害による農作物の損傷及び環境の変化による病害虫の多発やまんえんが予想される場合、早急に防除の指導を行う。

③　種苗対策

次期栽培用の自家産の種子確保及び現在栽培中の予備種苗の確保配分等について、適切な早期処置指導を行う。

④　土壌消毒

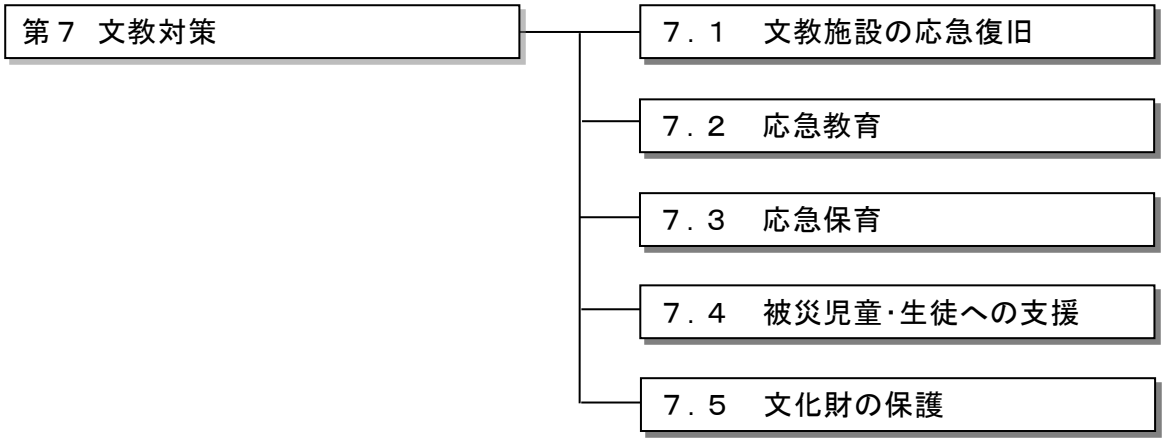
土壌病菌の多発及び侵入を防止するため、土壌消毒や石灰等による土壌改良を行うように指導する。

３　農業施設

農道、用排水路、揚排水機等の公共施設が被災した場合には、応急対策を速やかに実施する。

第７　文教対策

この対策は、本市における市立小・中学校の災害対策として、災害の予防応急対策及び復旧を通じて、児童・生徒の生命及び身体の安全と教育活動の確保を図るものとする。



７．１ 文教施設の応急復旧【 教育施設班 】

建物全壊、半壊を問わず重大な被害を受けた場合は、県災害対策本部文教部に技術職員の応援要請を行った上で建物の応急危険度を調査し、校舎再建・仮校舎建設等の計画を立てるとともに、状況に応じて使用禁止等の措置を行い、二次災害の防止に努める。

修繕で対応できる被害の場合は、被害の程度を十分に調査し、ガラス修理、給排水設備の改修等の応急整備を実施する。

７．２ 応急教育【 学校教育班、給食班 】

応急教育は、児童・生徒の精神的安定を確保する観点から実施する。

＜活動内容と手順＞

１　発災時の対応

校長は、発災時に教職員と協力して、次に掲げる措置をとる。なお、市と県は、学校を指導及び支援し、応急教育に関する災害時の対応を促進する。

① 状況に応じ、適切な緊急避難を指示する。
② 災害の規模、児童・生徒等、職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、被害状況等を市教育委員会に報告する。
③ 状況に応じ、市教育委員会と連絡の上、臨時休業等適切な措置をとる。
④ 避難所の開設等災害対策に協力し、学校管理に必要な職員を確保し万全の体制を確立する。
⑤ 準備した応急教育計画に基づき、臨機に災害状況に即した応急指導を行う。
⑥ 応急教育計画については、市教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに保護者及び児童、生徒等に周知徹底を図る。
⑦ 児童・生徒等が被害を受ける事態が発生した場合は、医療機関等への連絡、応急の救助及び手当を行うなどその万全を期する。

⑧　学校等においては、保健衛生に十分注意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び伝染病等の予防の万全を期する。

2　応急教育の準備

校長は、教職員と協力して、次に掲げる措置をとり、応急教育に向けた準備を行う。なお、市と県は、学校を指導及び支援し、応急教育に関する災害復旧時の対応を促進する。

①　教職員を掌握するとともに、校舎内外の整備を行い、児童・生徒等の被災状況を調査し、市教育委員会と連絡し、教科書及び教材の供与に協力する。

②　市教育委員会は、学校ごとに担当職員を定め、情報及び指令の伝達に万全を期する。

③　前記、連絡網の確立を図り、指示事項の徹底を期する。

④　応急教育計画に基づき、学校に収容できる児童・生徒等は、学校に収容し、指導する。教育活動の再開に当たっては、特に登下校の安全確保に留意し、指導内容は主として心身の健康、安全教育及び生徒指導に重点をおくようにする。

⑤　避難した児童・生徒等については職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして、前記（④）に準じた指導を行うように努める。

⑥　避難所に学校を提供したため長期間学校が使用不可能の場合には、市教育委員会に連絡し、他の公共施設の確保を図り、早急に授業の再開を期する。

⑦　校長は、災害の推移を把握し、市教育委員会と緊密に連絡の上、できるだけ早く平常授業にもどすように努め、その時期については早急に保護者に連絡する。

3　応急教育

①　児童・生徒の安否確認

教職員は、避難者の受入れとともに、児童・生徒の安否確認を実施する。

②　授業再開

校長は、児童・生徒や家族の被災、校舎の損壊、交通機関や水道・ガス等の復旧状況等を考慮して、授業を再開させる。

また、授業再開の方法としては、臨時校舎方式、近隣校の合併方式、近隣校への分散方式、臨時通学区域方式等を組み合わせ、昼間二部授業、時差通学、短縮授業、家庭学習等の方策を検討して実施する。

③　転校手続き

災害発生後は、家屋倒壊や焼失等による被災者の臨時的な避難場所として学校が避難所となる。このため、授業の再開見込みが困難な学校では、県内はもとより全国各地へ転校する児童・生徒が相次ぐことが予想される。このような場合には、転校手続きの円滑化のために、県災害対策本部文教部に手続きの簡素化、弾力化を要請する。

④　避難所となっている学校等の被災者への対応と授業の確保

ア　被災者への対応

発災後しばらくは、教職員は「避難所班」やボランティア等と連携を図りながら避難者の対応に当たるが、その後、学校運営と避難所運営の役割分担を明確にする。

イ　授業の確保

仮設住宅や一時入居施設の提供又は応急修理の実施に伴う避難者の縮小により、授業再開へ向け教室の確保を行う。

４　給食等の措置

①　「給食班」は、学校給食施設・設備が被災した場合、速やかに応急処理を行い給食実施に努める。

②　保管中の食材料が被害を受けた場合は、応急調達の措置を講ずる。

③　学校給食施設は、被災者用炊き出しにも供されるため、「給食班」は学校給食及び炊き出しの調整を図る。

７．３ 応急保育【 保育班 】

市立保育所長（民間保育園長を含む。）は、震災時における園児の生命及び身体の安全確保を図るため、次に示すような応急措置を講ずる。

＜活動内容と手順＞

１　発災時の対応

①　所長は、地震災害の状況に応じてあらかじめ定められた緊急避難の措置を速やかに講ずる。

②　所長は、園児及び職員の安否確認を行うとともに、施設等の被害状況を把握し、その結果を「保育班」に連絡する。さらに、職員を指揮して応急対策を実施し、保育所の安全を確保する。

２　応急保育の体制

①　所長は、園児の罹災状況を調査する。

②　「保育班」は、情報及び指令の伝達について万全の措置を講ずるものとし、所長は、職員及び保護者にその指示事項の徹底を図る。

③　所長は、受入可能な園児を保育所において保育する。

④　保育所が避難所等となった場合は、災害の推移を把握し、「避難所班」と緊密な連絡の上、平常保育の再開に努め、その時期を早急に保護者に連絡する。

３　育児用品の確保

「保育班」は、関係団体を通じて、粉ミルク、哺乳瓶、ポット、ベビーベッド、紙おむつ、乳幼児用肌着等の育児用品を確保する。また、県を通じて、関係業者に供出等を要請する。

７．４ 被災児童・生徒への支援【 学校教育班 】

被災児童・生徒等への支援として、次の対策の実施を検討する。

＜活動内容と手順＞

１　学用品の調達及び支給

①　給与の対策

災害により住家に被害を受け、学用品をそう失、又はき損し、就学上支障がある児童生徒に対し、被害の状況に応じ教科書（教材を含む。）文房具及び通学用品を支給する。災害救助法の適用に至らない災害の場合は、市が実施するものとし、災害救助法適用後は県が実施し、市は、これに協力するものとする。

②　給与の期間

教科書の支給の時期は、災害発生の日から１か月以内とする。教材、文房具及び通学用品の支給の時期は、災害発生の日から１５日以内とする。ただし、交通、通信の途絶等により学用品の調達及び運送が困難な場合は、必要な期間を延長することができる。

③　給与の方法

教科書は、県が市教育委員会からの報告に基づき、教科書供給所から一括調達し、その支給の方途を講じる。学用品の調達、配分等は、市長が行うものとする。ただし、市において調達することが困難な場合は、県が調達し、市に供給するものとする。

④　費用の限度

ア　教科書

児童・生徒に対し支給する教科書又は教材の実費

イ　文房具及び通学用品費

災害救助法施行細則で定める金額

２　相談体制

①　被災児童・生徒の心のケア事業の実施

被災した児童・生徒や保護者の教育相談に応じ、情報の提供や助言・指導を行うため、電話相談窓口を開設して、「学校教育班」が相談に当たる。

７．５ 文化財の保護【 教育施設班 】

文化財の被害状況を把握し、復原・修復等の応急対策を実施する。

＜活動内容と手順＞

１　現地調査の実施

県災害対策本部文教部に専門職員の応援要請を行った上で、現地調査を実施する。

２　被害状況の報告

所有者又は管理者は文化財の被害を発見した場合は、速やかに被害状況を「教育施設班」に報告するとともに、県指定の文化財にあっては、市を経由して県教育委員会に報告するものとする。

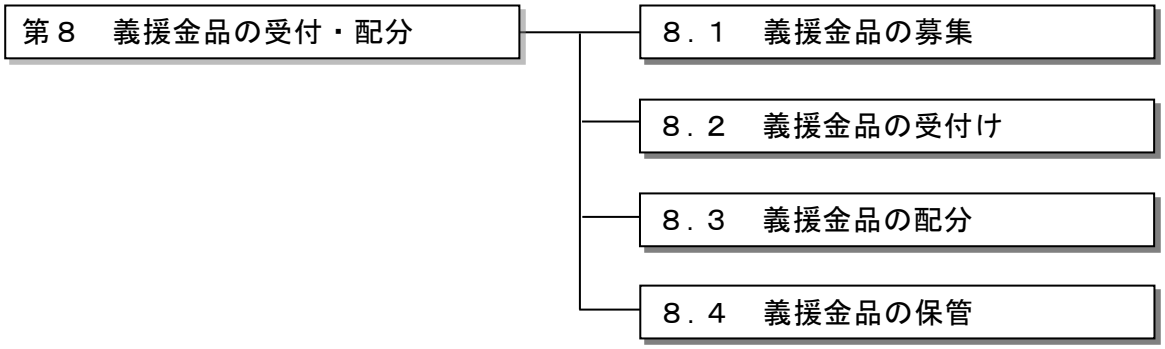
３　応急措置

関係防災機関は、ボランティアの協力を得て、罹災文化財の応急対策又は公共施設等への一時保管を行う。

『【本文】本編 第２章 第１節 第２「２．５ 文化財の災害予防」(P52～53)』参照

第８　義援金品の受付・配分

災害が発生した場合に、各方面から寄託される義援金品の受付及びこれらの配分等を適切に実施する。



８．１ 義援金品の募集【 生活再建班、広報情報班 】

災害の状況に応じ、義援金品の募集を行うものとする。

＜活動内容と手順＞

１　義援金品の募集

募集に当たっては、新聞・ラジオ・テレビ等報道機関に協力を求めるとともに、立看板・ポスターの掲示及び各種団体関係機関を通じ市民に呼び掛ける。

２　募集の際の注意事項

①　梱包を解かずにすむよう、梱包物資の内容・種類・数量を梱包の表に貼付する。また、衣服類はサイズ等を明記する。

②　古着はできる限り義援物資としない。

③　義援物資は基本的に保存の効くものとする。

８．２ 義援金品の受付け【 生活再建班、出納班 】

＜活動内容と手順＞

１　受付

市民その他から寄贈された義援金品で、市に委託されたものは、現金について「出納班」が受付け、物資については「生活再建班」が市災害ボランティアセンターと連携して受付ける。ただし、災害の状況によっては、臨時に受付場所を設ける。

２　受領書の発行

義援金品の受付けについては、寄託者に受領書を発行する。

３　その他

埼玉県及び日本赤十字社から寄託された義援金品の受領は、「生活再建班」、「出納班」が行う。

８．３ 義援金品の配分【 生活再建班、総括班 】

＜活動内容と手順＞

１　義援金品の配分

義援金品の配分は、被害状況確定後、市長の決定により配分する。ただし、災害の状況に応じて県と事前協議を行う。

２　配分計画

「生活再建班」及び「総括班」は、罹災地区、罹災人員及び世帯、罹災の状況等を勘案の上、人員を単位として義援金品の配分計画を決定し、市長が配分する。

《参考（阪神･淡路大震災の場合）》

◆義援金品の配分

兵庫県、大阪府、神戸市、兵庫県市長会、兵庫県町村会、日赤兵庫県支部、兵庫県共同募金会、その他団体で構成する「兵庫県南部地震災害義援金募集委員会」を設置し、義援金の集約と配分を行った。

３　その他

県配分委員会から送金された義援金は、県配分委員会が決定した配分計画に基づき、「生活再建班」が速やかに被災者へ支給する。また、支給状況について、県配分委員会に報告する。

８．４ 義援金品の保管【 生活再建班、出納班 】

＜活動内容と手順＞

１　義援金の一時保管

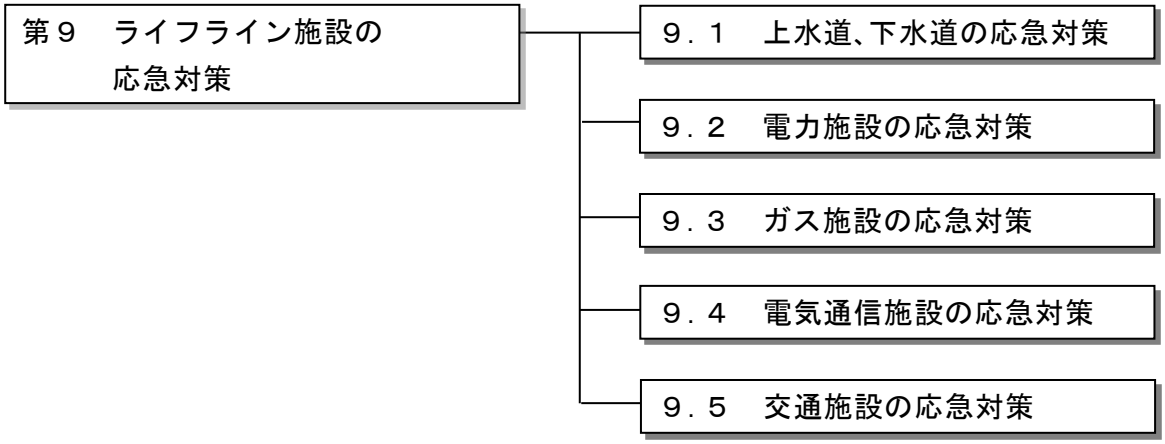
寄託された義援金については、罹災者に配付されるまでの間、会計管理者名義の普通預金口座に預金する。

２　義援品の一時保管

義援品の保管については、直接寄託された物や又は間接的に埼玉県及び日本赤十字社から配分を受けた物資を併せて市が保管する。

義援品の運送については、『**本編 本章 第４節「第１ 緊急輸送体制の確立」(P197～201)**』を参照すること。

第９　ライフライン施設の応急対策



９．１ 上水道、下水道の応急対策【 下水道・河川施設班、水道施設・給水班 】

＜活動内容と手順＞

１　上水道施設の応急対策計画

(1) 施設別応急対策の順序

施設別応急対策の順序は、次のとおりとする。

①　臨時給水せん等の設置
②　浄水場施設の復旧
③　配水施設の復旧
④　給水装置の復旧

(2) 浄水場施設

①　火災による施設への類焼等の防止に努める。
②　危険物等による被害の防止に努める。
③　配水池及びポンプ施設等の応急復旧を行う。

(3) 配水施設及び臨時給水

配水施設は特に地震による被害が多いと思われるので、応急復旧工事用資材を会野谷浄水場内に備蓄しておくものとし、復旧は次の順序により行う。

①　災害発生時における措置

被害の状況を調査し、復旧計画を適正に定め、技術者及び労務者の配分、各作業の責任者の配置、復旧工事用資材の確保と運送の迅速化を図る。応援員がある場合は、受入れと計画への組入れ、宿舎、食料、寝具などの手配を行う。また、請負工事と直営工事の区別をし、作業の記録、被害写真の撮影を行う。

②　配水管は幹線の復旧を先に行い、次に罹災者、避難所、学校、病院などの公共水道施設及びその他の配水管の復旧を行う。

③　応急給水が可能な管路に臨時給水栓を設置、又は消火栓よりホースを利用して臨時給水を行う。

④　給水開始の際には、水質の保全に注意し、管内の清掃及び塩素滅菌を十分に行う。

２　下水道施設の応急対策計画

①　下水道管渠の破損に対しては、汚水、雨水の流下に支障のないように応急措置を講じて万全を期するとともに、雨水による内水の排除を実施するため、これに必要な設備、職員の配置等を定め、被害を最少限に止めるよう努める。

②　幹線の被害は、直ちに本復旧を行うことを前提とし、枝線の被害は箇所程度に応じて応急復旧を行う。

９．２ 電力施設の応急対策【 東京電力パワーグリッド(株)川口支社 】

＜活動内容と手順＞

１　基本方針

災害による電力施設の被害の軽減及び被害の早期復旧を図り、電力供給の使命を果たすとともに、公衆の電気災害の防止を徹底する。

２　応急対策

(1) 電力供給の維持

①　電力は社会秩序の維持及び復旧活動に不可欠であるため、非常災害が発生した場合においても、電力供給は可能な限り継続する。

②　電力供給の継続が危険であると認められる場合は、その旨を関係箇所に連絡するとともに、電力供給を停止するなどの必要な措置を講じる。ただし、緊急やむを得ない場合は、必要な措置を講じた後、速やかに連絡する。

(2) 要員の確保

非常災害の発生が予想される場合又は発生した場合は、速やかに要員の確保に努める。

(3) 被害状況の把握

非常災害が発生した場合は、次に掲げる各種情報を迅速かつ的確に収集し、総合的な被害の状況把握に努める。

①　一般被害情報等

ア　気象及び地象情報

イ　一般被害情報

ウ　停電による主な影響状況

エ　地方自治体、消防機関、官公署、報道機関、顧客への対応状況

オ　その他災害に関する情報（交通情報等）

②　東京電力関連被害情報

ア　東京電力の施設の被害状況

イ　復旧資機材、応援隊、食料等の要望

ウ　人身災害、その他の災害発生状況

(4) 復旧計画

①　各設備等の被害状況を速やかに把握し、復旧計画を策定する。

②　各設備の復旧順位は、あらかじめ定めたものによることを原則とするが、災害の

状況、各設備の被害状況及び復旧の難易を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから実施する。

(5) 復旧作業者の標識

復旧作業者は所定の腕章を、また連絡車両、作業車両には、所定の標識・標章を掲示して、東京電力復旧作業であることを明示する。

(6) 復旧応援隊

被害が多大で自社の工事力では、早期復旧が困難な場合は、本店本部は、他の電力会社等に対し応援要請を行う。

(7) 広報活動

① 非常災害が発生した場合は、広報車等により、感電事故および電気火災等の防止に関する広報を行う。

② 広範囲にわたる停電事故が発生した場合は、報道機関等を通じ、電力施設の被害状況及び復旧予定等を迅速かつ適切に広報する。

③ 非常災害が発生した場合は、市の関係機関と必要に応じて連携を図る。

９．３ ガス施設の応急対策【 東彩ガス(株) 】

＜活動内容と手順＞

１ 基本方針

ガス施設の被災による二次災害の防止及び速やかな復旧により、公共施設としての機能を維持する。

２ 応急対策

(1) 震災時の初動措置

① 官公庁、報道機関及び社内事業所等から被害情報等の収集

② 事業所設備等の点検

③ 整圧室における送出量の調整又は停止

④ ガス導管網の地域ブロック化及び被害状況に応じた減圧措置

⑤ その他、状況に応じた措置の監視

(2) 応急対策

① 非常災害対策本部の指示に基づき、各事業所は有機的な連携を保ちつつ、施設の応急措置に当たる。

② 施設を点検し､機能及び安全性を確認するとともに､必要に応じて調整修理する。

③ 地震の発生直後に、どの地域でどれだけの被害が起きたかを「地震計及び遠隔監視システム」により被害推定を行い､ガスの供給停止の必要性等を総合的に評価し、適切な応急措置を行う。

④ 供給停止地域については、供給可能な範囲で供給系統の切替え等を行い、速やかなガス供給再開に努める。

⑤ その他現場の状況により適切な措置を行う。

(3) 資機材等の調達

復旧用資機材を確認し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により確保する。

① 取引先、メーカー等からの調達

② 他ガス事業者からの融通

(4) 車両の確保

会社で保有する車両に加え、取引先又は他事業者からの調達により対処する。

3 復旧対策

(1) ガス施設の復旧活動

ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、二次災害を防止するため、次の手順により慎重に進める。

① 供給施設における復旧作業

ガスの供給を一時又は一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、施設の点検、補修を行い、各設備の安全性確認の後、標準作業に基づいて、ガスの供給を再開する。

② 中圧導管の復旧作業

ア 区間遮断

イ 気密試験（漏えい箇所の発見）

ウ 漏えい箇所の修理

③ 低圧導管と需要家設備の復旧作業

ア 閉栓確認作業

イ 被災地域の復旧ブロック化

ウ 復旧ブロック内巡回点検作業

エ 復旧ブロック内の漏えい検査

オ 本支管・供内管漏えい箇所の修理

カ 本支管混入空気除去

キ 内管検査及び内管の修理

ク 点火・燃焼試験

ケ 開栓

(2) 再供給時事故防止措置

ガスの供給を停止した場合、問題となるのは再供給時の取扱いである。この操作を誤ると思わぬ事故に結びつくため、次のとおりの手順をもって慎重に行う。

① 供給施設

ガスの供給を一時又は一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、各種施設の点検と必要に応じ補修を行い、各設備の安全性を確認した後、標準作業に基づいて、ガスの供給を再開する。

また、ガス再供給時のガス漏えい等による二次災害を防止するため、点検措置を行う。

② 需要家施設

各需要家の内管検査及びガスメーターの個別点検試験を実施し、ガスの燃焼状態が正常であることを確認した後、使用再開する。

(3) 災害時における広報宣伝

災害時には被害の程度に応じて、ブロックごとに供給を停止する。ガスによる二次災害の防止及び市民の不安を除去するため、広報車による巡回のほか、消防署、警察署、報道機関等に協力を要請し、あらゆる手段を尽し被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項、ガス供給状況、供給停止地区の復旧の見通しについて広報する。

(4) 地震発生時の措置（お願い）

① 地震発生時

ア ガス栓を全部閉めること。

イ ガスメーターのそばにあるメーターコックを閉めること。

ウ ガスの臭いがする場合、火気使用は厳禁であること。この場合には、ガス栓、メーターコックを閉め、直ちに東彩ガスに連絡すること。

エ 換気扇の使用はスイッチの火花によって火災の原因ともなるので使用しないこと。

② マイコンメーターが作動してガスが出ない場合

ア 塗色がクリーム色のメーターの場合は、左上の丸い蓋を外し、中のボタンをしっかりと押し、ランプの点灯を確認する。

イ ランプの点灯後、蓋を閉め３分間経過後、ランプが消灯した後に使用する。

ウ 操作終了後約３分間は、マイコンによりガス漏えい検査をしているためガスの使用はしないこと。

③ 供給を停止した場合

ア ガス栓を開いてもガスが出ない場合は、供給を停止しているので、ガス栓・メーターコックを閉じ、東彩ガスから連絡があるまで待つこと。

イ ガスの供給が再開されるときには、必ず、あらかじめ東彩ガスが各家庭のガス設備を点検し、安全を確認するので、それまでガスを使用しないこと。

④ 供給再開時

ア あらかじめ､通知する内管検査及び点火試験等の当日はなるべく在宅すること。

イ 点火試験に合格するまでは、ガスを使用しないこと。

ウ 内管検査・点火試験等の当日に不在の場合は、必ず最寄りの事業所に連絡すること。

エ ガスの使用再開後に異常を発見した場合は、直ちにガスの使用を止め、最寄りの事業所に連絡すること。

９．４ 電気通信施設の応急対策【 東日本電信電話(株) 】

＜活動内容と手順＞

１ 基本方針

災害が発生した場合には電気通信サービスを維持し、重要通信の疎通させるための通信手段を確保する。また、被害を受けた電気通信設備をできるだけ早く復旧するととも

に、災害復旧及び被災地における情報流通について顧客、国、地方自治体、ライフライン事業者及び報道機関等と連携を図る。

2　応急対策

(1) 災害時の活動体制

①　災害対策本部の設置

災害が発生するおそれのある場合、又は発生した場合、災害の迅速かつ適切な復旧を図るため、社内規定により、埼玉事業部に災害対策本部を設置し対応する。

②　情報連絡

災害が発生するおそれのある場合、又は発生した場合、市災害対策本部、その他各関連機関と密接な連絡をとるとともに、気象情報・報道機関等の情報等に留意し、被害の状況、その他各種情報の把握に努める。

(2) 応急措置

電気通信設備に被害が発生した場合は、次の各号の応急措置を講ずる。

①　重要回線の確保

行政や災害救助活動等を担当する機関の通信を確保するため、応急回線の作成、網措置等疎通を確保する措置を講ずる。

②　特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難場所に罹災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

③　通信の利用制限

通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要がある時は、利用制限等の措置を行う。

④　災害用伝言ダイヤル等の提供

地震等の災害発生により著しく通信の輻輳が発生した場合には、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

(3) 災害時の広報

①　災害の発生が予想される場合又は発生した場合において、通信の疎通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急、復旧状況の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

②　テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてパソコン通信、支店前掲示板等により直接当該被災地に周知する。

③　災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機よりの輻輳トーキ案内、避難所等での利用案内を実施するほか、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ・ラジオ等で利用案内を実施する。

3　応急対策

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

①　被災した電気通信設備の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。

② 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係ない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行う。

③ 復旧に当っては、行政機関、ライフライン事業者と提携し、早期復旧に努める。

９．５ 交通施設の応急対策【 東日本旅客鉄道(株) 】

＜活動内容と手順＞

１ 基本方針

輸送業務を災害から未然に防止し、災害時には早期復旧に努め、輸送の確保を図るとともに、新幹線運行本部・東京・横浜・八王子・大宮・高崎・水戸・千葉各支社及びその他社内機関並びに関係会社、関係自治体、その他災害機関と密接な連携のもとに万全の措置を講ずることをもって、その基本方針とする。

２ 応急対策

(1) 応急対策本部の設置

風水害、地震その他の災害の規模、状況に応じて大宮支社、地区センター及び関係箇所に災害対策本部を設置するとともに、災害現場には現地対策本部を設置する。

(2) 復旧計画

災害の復旧に当たっては、早急な運転再開を図るため応急工事を実施し、終了後早急に本復旧計画を立て実施する。

(3) 人員・資機材等の確保

必要資機材等を常備し、関係箇所長は非常招集計画を定めるとともに、関係協力会社等との協議要領を定めておく。

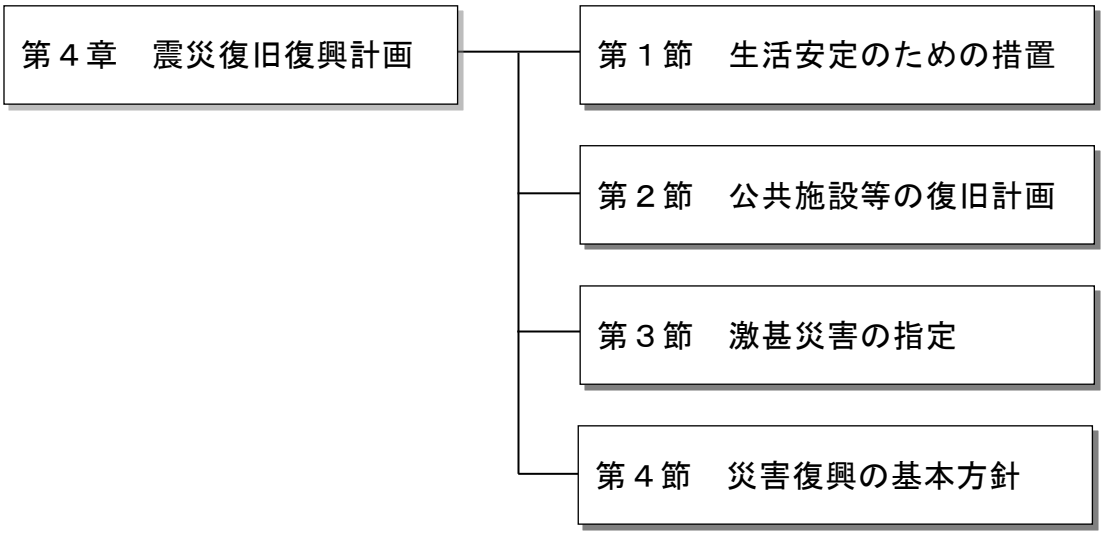
第４章　震災復旧復興計画

大規模地震の発生に伴い多くの市民が負傷し、住居や家財を失うことによる社会的混乱の発生が予想される。

本市は、人心の安定と社会的秩序の維持を図るため、各防災機関は協力して生活安定のための措置を講じるものとする。

また、被災した公共土木施設、都市施設及び農業施設に対する応急措置後は、本来の生活基盤、都市基盤及び農業生産基盤を維持するとともに、災害の拡大・再発防止を目指した災害復興計画を策定するものとする。

≪施策の体系≫



第１節　生活安定のための措置

災害により被害を受けた市民の自立復興を促進し、もって市民生活安定の早期回復を図ることを目的に、被災者の支援について次の計画を定めるものである。

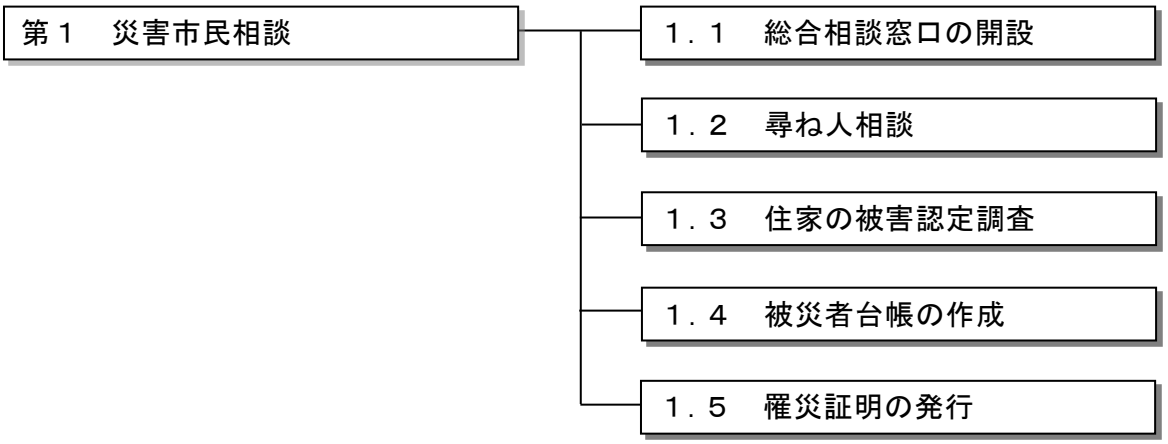
第１　災害市民相談

第２　被災者の生活確保

第３　農業・中小企業への支援

第１　災害市民相談

被災者から寄せられる多様な生活上の不安に対応できるような総合相談窓口を開設し、被災以前の状態への早期回復を図っていく。



１．１ 総合相談窓口の開設【 市民支援班、関係各課 】

被災者は、被災直後から厳しい生活環境におかれ、将来への不安を抱え込むことになる。

そのような不安を解消するために、「市民支援班」は、関係各課と協力・連携し、総合相談窓口を開設する。

総合相談窓口では、おおむね次のような業務を行うこととするが、災害の規模や範囲に応じて業務内容を調整するなど柔軟に対応する。

(1) 各種手続きの総合窓口

見舞金の交付、資金貸付、税の減免・徴収猶予、中小企業者・農業者への融資等に関する手続き及び相談を一元的に処理する。

(2) 各専門分野での相談

① 医療、保健（精神保健含む)、福祉、住宅に関する相談を受ける。

② 相談内容に的確に対応するため、国及び県の担当部局と連携し、専門家の派遣を要請する。また、ライフライン関係者もスタッフに加える。

(3) 法律相談の実施

弁護士等の協力を得て、各種法律上の相談に応じる。

(4) 情報の提供

自立を図る上でのさまざまな情報を収集し、電話での照会及び報道機関、広報誌等を通じた広報によって提供する。

(5) その他

① 被災者からの要望を聞きっぱなしに終わらせることのないようにする。

② 必要に応じて避難所の巡回相談を行う。

③ 要配慮者に対応する職員を専任で配置する。

１．２ 尋ね人相談【 広報情報班、市民支援班 】

(1) 相談窓口の開設

① 正確な情報の把握

「広報情報班」は、発災直後から警察、消防、医療等関係機関、避難所、市民組織等と緊密に連絡し、被災者に関する情報を収集し、「市民支援班」に報告する。

② 警察との連携

「市民支援班」は、「広報情報班」が収集した被災者に関する情報を整理する。

(2) 情報の提供

① 新聞、テレビ、ラジオ等マスコミ報道の利用

② 臨時広報等の発行、避難所等への掲示、市ホームページ

③ 東日本電信電話(株)の「災害用伝言ダイヤル（１７１）」の活用

《参考（阪神･淡路大震災の場合）》

情報手段の混乱等により被災者の安否や移動先について、全国各地の被災者の親戚・知人・友人等からの安否の照会が市役所、警察、避難所に寄せられた。

１．３ 住家の被害認定調査【 被害調査税務班、住宅対策班 】

(1) 被害認定調査の準備

「被害調査税務班」及び「住宅対策班」は、「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き（内閣府)」を参考に被害認定調査のための事前準備を行う。

① 調査計画の策定

調査計画を策定するため、市内家屋の被害状況を把握する。ただし、被災範囲が市全域に及ぶ場合は、必要に応じて航空写真を撮影する。また、設定した調査期間に必要な調査人数を確保できるかを把握する。

② 調査員の確保

ア 調査班の編成と調査地区割りの検討

イ 庁内のみでは必要な人数が確保できない場合、埼玉県及び他の地方公共団体等へ、応援人員数や職種、応援期間について明確にした上で応援を依頼する。

ウ 応援人員の受け入れを行う場合は、業務内容の説明や、研修会の開催、資機材の確保など受援体制を整える。

③ 調査備品等の準備

ア 調査携帯品の調達、準備（メジャー、調査票、土地家屋現況図又は住宅地図等）

イ 調査員運搬用車両の確保、手配

(2) 被災家屋調査の実施

調査班は、次の要領で調査を実施する。(詳細は「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(内閣府) 参照のこと。)

① 地震

地震により被災した住家に対する被害調査は、第１次調査、第２次調査の２段階で実施する。ただし、調査棟数が少ない場合等は、第１次調査を実施せず、第２次調査から実施することもできる。

第１次調査は、外観目視調査により、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測及び住家の主要な構成要素（外観から調査可能な部分に限る。）ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。

第２次調査は、第１次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合に実施し、外観目視調査及び内部立入調査により、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測及び住家の主要な構成要素ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。なお、第２次調査は、原則として申請者の立会いのもと、内部立入調査を行う。ただし、倒壊の危険がある等、内部立入調査ができない相当の理由がある場合は、外観目視調査のみでも可とする。

② 水害

水害により被災した住家に対する被害調査は、戸建て（木造・プレハブ）の１～２階建ての場合には、第１次調査・第２次調査の２段階で実施し、それ以外の場合には第２次調査の１段階のみで実施する。ただし、調査棟数が少ない場合においては、第１次調査を実施せず、第２次調査から実施することもできる。なお、水害による被害だけではなく風害による被害を伴う場合は、２次調査の１段階のみで実施する。

第１次調査は、戸建て（木造・プレハブ）の１～２階建ての場合に利用するもので、外観の損傷状況及び浸水深の目視による把握を行い、住家の損害割合を算定し、被害認定基準等に照らして、住家の被害の程度を判定する。なお、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突の外力が作用することによる一定以上の損傷が発生している場合と、そうでない場合とで判定の方法が異なることに留意する。

第２次調査は、第１次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合、第１次調査の対象に該当しない場合又は第１次調査を実施したが判定に至らなかった場合に実施し、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測、浸水深の確認及び住家の主要な構成要素ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。なお、第２次調査は、外観から一見して全壊と判定できる場合を除き、原則として被災者の立会いのもと、内部立入調査を行う。ただし、倒壊の危険がある等、内部立入調査ができない相当の理由がある場合は、外観目視調査のみでも可とする。

③ 風害

風害により被災した住家に対する被害調査は、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測及び住家の主要な構成要素ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。なお、調査は、外観から一見して全壊と判定できる場合及び明らかに被害の程度が半壊に至らないと判断できる場合を除き、原則として被災者の立会いのもと、内部立入調査を行う。ただし、倒壊の危険がある等、内部立入調査ができない相当の理由がある場合は、外観目視調査のみでも可とする。

④ 再調査

調査（地震・水害による被害の場合は第２次調査）実施後、被災者から判定結果に関する再調査の依頼があった場合には、当該被災者の依頼の内容を精査し、再調査が必要と考えられる点があれば、その点について再調査を行う。

また、再調査に基づく住家の被害の程度の判定結果については、理由とともに、

当該被災者に示すものとする。

⑤　応急危険度判定及び被災度区分判定との関係

応急危険度判定は、大規模地震の直後に一般的に実施されるが、これは建築の専門家が余震等による被災建築物の倒壊危険性及び建築物の部分の落下の危険性等を判定し、その結果に基づいて当該建築物の当面の使用の可否について判定することにより、二次的災害を防止することを目的とする。したがって、落下物の除去等、適切な応急措置が講じられれば判定が変更されることもあり得る。このため、応急危険度判定で「危険」と判定された住家が、必ずしも全壊又は半壊と認定されるとは限らない。

１．４ 被災者台帳の作成【 被害調査税務班、要配慮者支援班、生活再建班、市民支援班 】

「被害調査税務班」は、被災者支援について「支援漏れ」や「手続きの重複」をなくし、中長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、「要配慮者支援班」、「生活再建班」、「市民支援班」と連携し、個々の被災者の被害状況や支援状況、配慮事項等を一元的に集約する被災者台帳を作成する。

(1) 被災者台帳に記載又は記録する事項

①　氏名
②　生年月日
③　性別
④　住所又は居所
⑤　電話番号その他の連絡先
⑥　世帯の構成
⑦　住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況（家屋の被害認定調査結果）
⑧　罹災証明書の交付の状況
⑨　援護の実施の状況
⑩　要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
⑪　市長が台帳情報を市以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合は、その提出先
⑫　上記に掲げるもののほか、被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項

(2) 台帳情報の提供・利用・収集

①　本人への情報提供

市は、本人から台帳情報の提供を求められたときは、求められた台帳情報を本人へ提供することができる。

②　本人の同意を得た情報提供

市は、本人の同意があるときに限り、本人が同意した提供先へ本人の同意の範囲内で台帳情報を提供することができる。

③　内部利用

市は、被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用することができる。

④　台帳整備のための他の地方公共団体への情報提供依頼

市は、関係地方公共団体等へ被災者台帳整備に必要な情報の提供を求めることができる。

⑤　他の地方公共団体からの台帳情報提供依頼

市は、他の地方公共団体から被災者の援護のために台帳情報の提供を求められたときは、必要な限度で、台帳情報を提供することができる。（本人の同意は不要とされている。）

⑥　被災者台帳を作成している旨の伝達又は公表

市が被災者台帳を作成していることを利用申請対象者が認識できるよう、市は被災者台帳を作成した際には、被災者台帳を作成している旨及び台帳情報の事項等について、台帳情報を提供する可能性のある者等に伝達するか又は公表する。

『【様式】様式第９号「被災者台帳情報提供申請書（本人）」』参照
『【様式】様式第１０号「被災者台帳情報外部提供同意書」』参照
『【様式】様式第１１号「被災者台帳情報提供依頼書（地方公共団体）」』参照
『【様式】様式第１２号「被災者台帳情報提供依頼書（NPO・民間等）」』参照

１．５ 罹災証明の発行【 市民支援班、市民課 】

(1) 罹災証明の実施

罹災証明は、災害救助法による各種施策や市税の減免を実施するに当って必要とされる住家等の被害程度について、被災者の応急的、一時的な救済を目的に、市長が確認できる程度の被害について証明するものとする。

なお、市は、被災者から罹災証明の申請があったときは、遅滞なく、住家等の被害状況を調査し、罹災証明書を交付するものとする。

(2) 罹災証明の対象

罹災証明は、災害対策基本法第２条第１項に規定する災害により被害を受けた次に示すものを対象とする。

①住家の被害

全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）

②住家以外の被害（住家の被害に加えて次のような被害がある場合）

人的被害、非住家、構造物、動産（家財や自動車など）の被害

(3) 罹災証明を行う者

罹災証明は、市長が行うものとし、罹災証明書の発行事務は、災害対策本部が設置されている場合は「市民支援班」が担当し、それ以外の場合は市民課が担当するものとする。

ただし、火災による罹災証明は、消防本部が行うこととする。

(4) 罹災証明書の発行

罹災証明書は、罹災証明の対象となる家屋の居住世帯主、世帯構成員及び所有者の申請に基づき、市長又は消防本部が作成した、罹災証明書をこれらの者に発行することにより行うこととし、証明手数料は免除する。

なお、罹災証明書に記載する「住家の被害の程度」及び「住家以外の被害」については、原則、被災者台帳に基づき、記載するものとし、発行後は、被災者台帳に交付状況を記載するものとする。

『【様式】様式第５号「罹災証明書」』参照

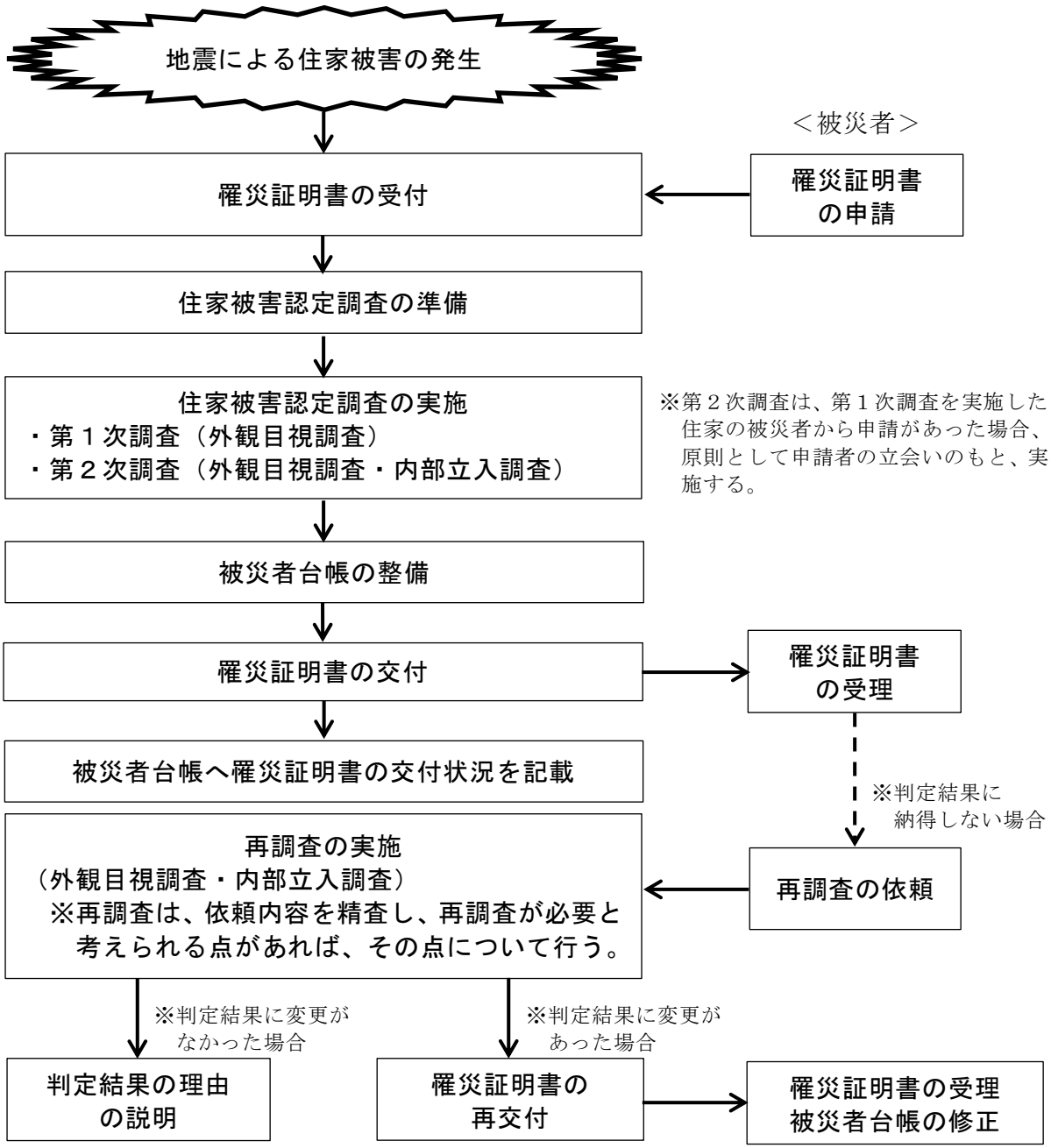
(5) 広報と相談窓口の設置

罹災証明書に関する広報を「広報情報班」に依頼し、広報紙や報道機関と連携し、被災者へ周知徹底を図ることとする。

特に、地震後に実施される被災建物応急危険度判定と住家被害認定調査の違いを正確に被災者へ伝達することが必要となる。

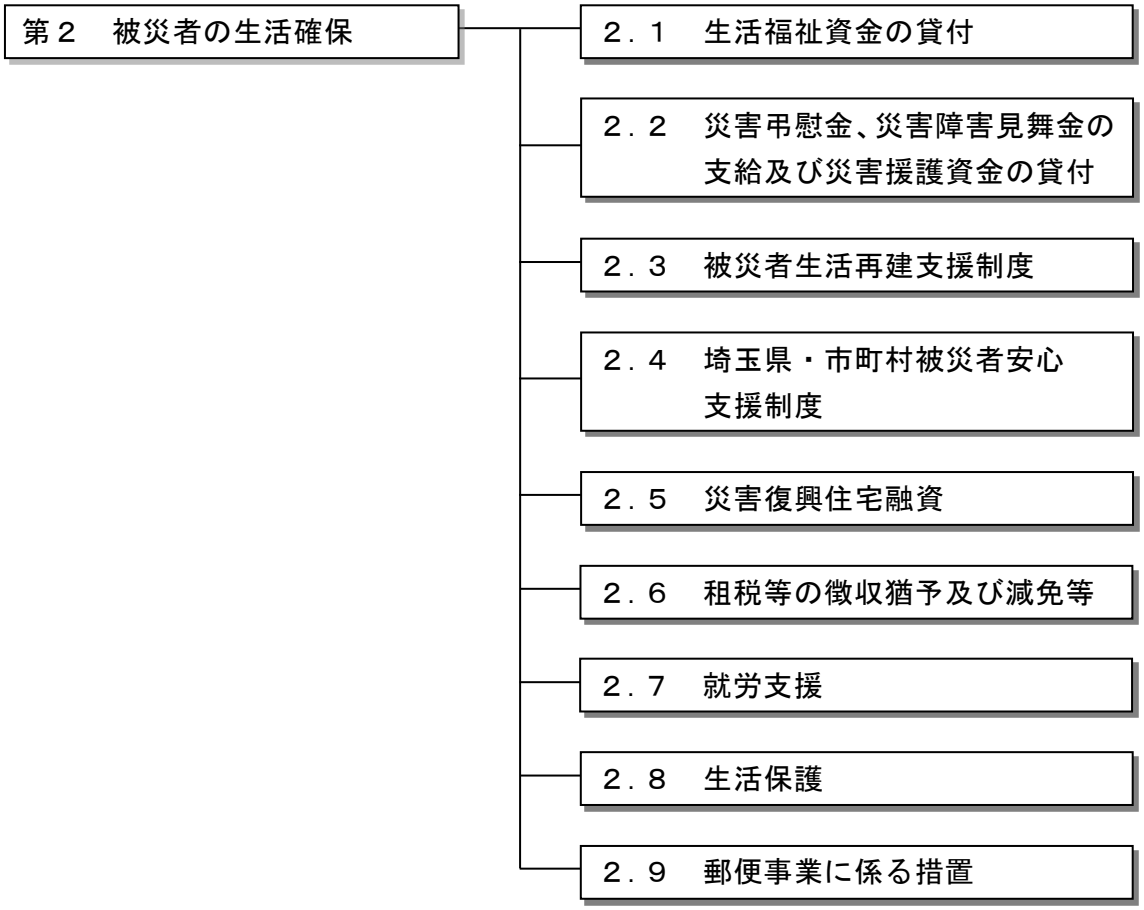
また、罹災証明書に関する相談窓口を市役所に設置し、罹災証明書の発行や再調査の受付、相談を実施する。

□大地震発生後の住家被害認定調査の実施及び罹災証明書の交付の流れ



第２　被災者の生活確保

災害により被害を受けた市民が速やかに再起し生活の安定を早期に回復するよう、被災者に対する災害弔慰金等の支給、災害援護資金・住宅資金等の貸付、住宅の再建等の施策を講ずるものとする。



２．１ 生活福祉資金の貸付【 市社会福祉協議会 】

県社会福祉協議会は、被災した低所得者等に対して速やかに自力更生をさせるため、生活福祉資金貸付制度により、民生委員・児童委員及び市社会福祉協議会の協力を得て、災害援護資金及び住宅資金の貸付を予算の範囲内で行う。

(1) 災害を受けたことにより臨時に必要となる経費

貸付対象者	低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る）※ただし、「災害弔慰金の支給に関する法律」に基づく、災害援護資金の対象とならない世帯であること
貸付限度	１５０万円以内
資金使途	滅失した家財の購入、転居費用等
貸付条件	償還期間：６か月以内の据置期間経過後７年以内 貸付利率：連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年１．５％

(2) 住宅の補修等に必要な経費

貸付対象者	低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る）※ただし、「災害弔慰金の支給に関する法律」に基づく、災害援護資金の対象とならない世帯であること
貸付限度	２５０万円以内
資金使途	現住家屋が被災したことによる補修費用や改築費用
貸付条件	償還期間：６か月以内の据置期間経過後７年以内 貸付利率：連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年１．５％

２．２ 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

【 地域福祉課、障がい福祉課 】

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、自然災害により死亡した者の遺族に対して支給する災害弔慰金、災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者に対して支給する災害障害見舞金及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付ける災害援護資金は、市が実施主体となり、条例に基づき実施する。

□災害弔慰金の支給

対象災害	①　当該市町村の区域内において自然災害により５世帯以上の住居の滅失があった場合 ⇒　当該市町村の災害による被害が対象 ②　県内において、自然災害により住居の滅失した世帯数が５以上の市町村が３以上存在する場合 ⇒　県内全市町村の同一災害による被害が対象 ③　県内において自然災害で災害救助法による救助が行われた市町村がある場合 ⇒　県内全市町村の同一災害による被害が対象 ④　自然災害で災害救助法が適用された市町村が複数の都道府県にある場合 ⇒　全都道府県（県内全市町村）の同一災害による被害が対象
支給対象	①　上記の災害による死亡者（３ヶ月以上の行方不明者を含む） ②　住居地以外の市町村の区域内（県外も含む）で災害に遭遇して死亡した者
支給対象遺族	死亡当時の配偶者（事実婚を含む）、子、父母、孫、祖父母を対象とし、兄弟姉妹は対象がおらず、さらに死亡者の死亡当時に同居又は生計を同じくしていた場合に限る。
支給額	①　生計維持者が死亡した場合　５００万円 ②　①以外の場合　２５０万円
費用負担	国１／２、県１／４、市町村１／４

□災害障害見舞金の支給

対象災害	災害弔慰金の場合と同様
支給対象者	上記の災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者
支給額	①　生計維持者　　２５０万円 ②　①以外の場合　１２５万円
費用負担	災害弔慰金の場合と同様

□災害援護資金の貸付

対象災害	県内で自然災害により災害救助法による救助が行われた市町村が１市町村でもある場合、県内全市町村の被害が対象となる。
貸付対象者	上記の災害で被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付けられる。 ただし世帯の年間総所得が次の金額を超えた世帯は対象とならない。 ①　世帯員が１人　　２２０万円 ②　〃　　２人　　４３０万円 ③　〃　　３人　　６２０万円 ④　〃　　４人　　７３０万円 ⑤　〃　　５人以上　７３０万円に世帯員の人数から４人を除いた者１人につき３０万円を加算した額 ⑥　住居が滅失した場合は、世帯員の人数にかかわらず１，２７０万円
貸付対象となる被害	①　療養期間が１ヶ月以上である世帯主の負傷 ②　住居の全壊、半壊又は家財の被害額が時価の１／３以上の損害
貸付金額	①　世帯主の１ヶ月以上の負傷　　限度額　１５０万円 ②　家財の１／３以上の損害　　〃　１５０万円 ③　住居の半壊　　〃　１７０（２５０）万円 ④　住居の全壊　　〃　２５０（３５０）万円 ⑤　住居の全体が滅失若しくは流失　　〃　３５０万円 ⑥　①と②が重複　　〃　２５０万円 ⑦　①と③が重複　　〃　２７０（３５０）万円 ⑧　①と④が重複　　〃　３５０万円 ※　（　）は、特別の事情がある場合の額
償還期間	１０年間とし、据置期間は、そのうち３年間
利率	保証人あり無利子。保証人なし年１．５％（措置期間中は無利子）
償還方法	年賦、半年賦又は月賦
負担割合	貸付原資の２／３を国庫補助、１／３を県負担

『【資料】第２．２２「吉川市災害弔慰金の支給等に関する条例」』参照
『【資料】第２．２３「吉川市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則」』参照

２．３ 被災者生活再建支援制度【 市民課、地域福祉課 】

(1) 制度の概要

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援法に基づき、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

□被災者生活再建支援制度

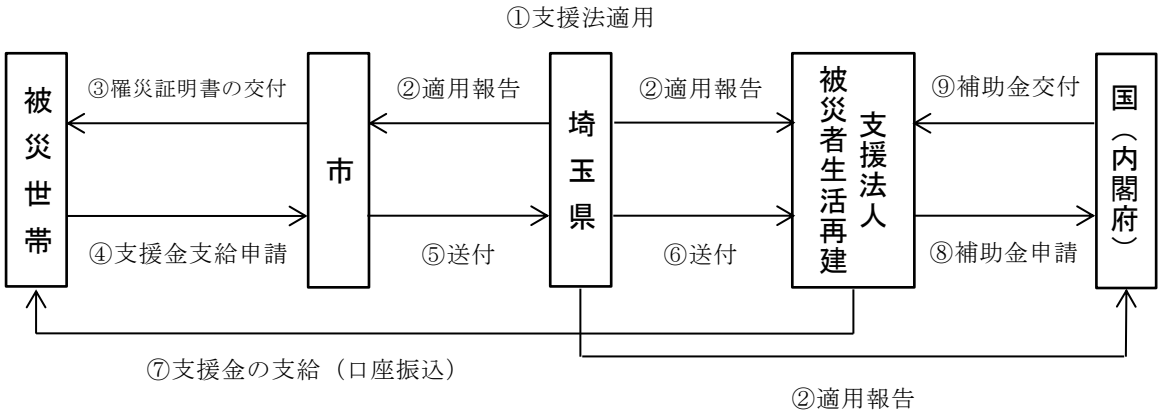
<table>
<tr><td>目的</td><td>被災者生活再建支援金を支給し、被災者の自立した生活の開始を支援する。</td></tr>
<tr><td>対象災害</td><td>自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）</td></tr>
<tr><td>対象災害の規模</td><td>政令で定める自然災害
①　災害救助法施行令第１条第１項第１号又は第２号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害
②　市町村において 10 以上の世帯の住宅が全壊した自然災害
③　県において 100 以上の世帯の住宅が全壊した自然災害
④　①又は②の市町村を含む都道府県で、５世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口１０万人未満に限る）における自然災害
⑤　５世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～③の区域に隣接する市町村（人口１０万人未満に限る）における自然災害</td></tr>
<tr><td>支援対象世帯</td><td>住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として政令で定めるもの
①　住宅が全壊した世帯
②　住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯
③　災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯
④　大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯
⑤　中規模半壊の被害を受けたと認められる世帯
※　全壊:損害割合５０％以上
大規模半壊:損害割合４０％以上５０％未満
中規模半壊:損害割合３０％以上４０％未満
半壊:損害割合２０％以上５０％未満</td></tr>
<tr><td>支援金の額</td><td>支給額は、以下の２つの支援金の合計額となる。
（※世帯人数が１人の場合は、各該当欄の金額の３／４の額）
①住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）
<table>
<tr><th>住宅の被害程度</th><th>全壊</th><th>解体</th><th>長期避難</th><th>大規模半壊</th></tr>
<tr><td>支給額</td><td>１００万円</td><td>１００万円</td><td>１００万円</td><td>５０万円</td></tr>
</table>
②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）
〈全壊等〉
<table>
<tr><th>住宅の再建方法</th><th>建設・購入</th><th>補修</th><th>賃借（公営住宅以外）</th></tr>
<tr><td>支給額</td><td>２００万円</td><td>１００万円</td><td>５０万円</td></tr>
</table>
〈中規模半壊〉
<table>
<tr><th>住宅の再建方法</th><th>建設・購入</th><th>補修</th><th>賃借（公営住宅以外）</th></tr>
<tr><td>支給額</td><td>１００万円</td><td>５０万円</td><td>２５万円</td></tr>
</table>
※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、差額を支給</td></tr>
</table>

市	①住宅の被害認定 ②罹災証明書等必要書類の発行 ③被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④支給申請書等の必要書類のとりまとめ及び県への送付
県	①被害状況のとりまとめ ②災害が法適用となる場合の内閣府等への報告及び公示 ③支給申請書等の必要書類のとりまとめ及び支援法人への送付
被災者生活再建支援法人	①国への補助金交付申請等 ②支援金の支給 ③支給申請書の受領・審査・支給決定 ④申請期間の延長・報告
国（内閣府）	被災者生活再建支援法人への補助金交付等

(2) 支援金の支給

「市民支援班（市民課）及び生活再建班（地域福祉課)」は、被害世帯の支給申請の受付を行い、被災者台帳、罹災証明書をもとに、支給申請書の必要書類を取りまとめ、県に送付する。

□支援金の支給手続き



※県では支援金支給に関する事務の全部を被災者生活再建支援法人に委託している。

２．４ 埼玉県・市町村被災者安心支援制度【 市民課、地域福祉課 】

(1) 制度の概要

「２．３　被災者生活再建支援制度」では、同一の地域で発生した同一災害にも関わらず、一部の地域で支援制度が適用されないという地域的不均衡が生じる場合がある。

このため、県と県内全市町村の相互扶助により、支援法の適用とならない地域で自然災害により被災した全壊世帯等に対して、法と同様の支援を行うことなどを柱とした独自の制度を創設し支援を行う（平成２６年４月１日以降に発生した自然災害から適用。ただし、半壊特別給付金については令和２年４月１日以降に発生した自然災害から適用)。

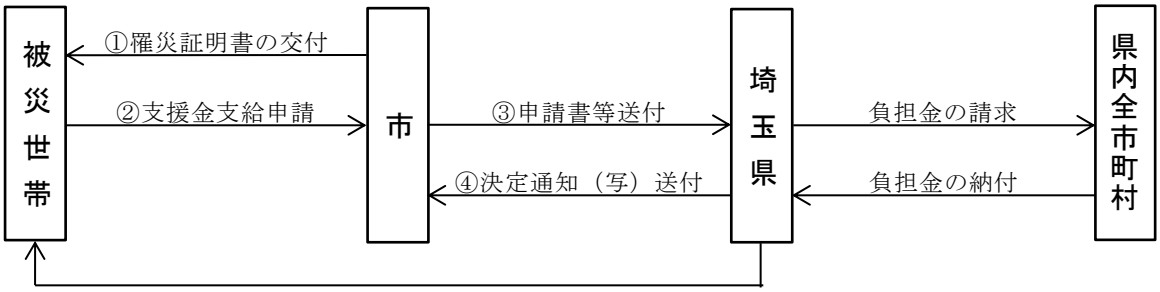
□埼玉県・市町村生活再建支援金

目的	被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域において、埼玉県・市町村生活再建支援金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。
対象災害	※被災者生活再建支援法の規定と同様の内容
対象災害の規模	自然災害の規模は問わない。ただし、対象は被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域に限る。
支援対象世帯	※被災者生活再建支援法の規定と同様の内容
支援金の額	※被災者生活再建支援法の規定と同様の内容
市	①住宅の被害認定 ②罹災証明書等必要書類の発行 ③被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第１次審査及び県への書類送付
県	①被害状況のとりまとめ ②支給申請書等の受領、審査（第２次）、支給の可否の決定 ③被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 ④被災世帯主へ支援金の支給 ⑤各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 ⑥申請期間の延長決定

(2) 埼玉県・市町村生活再建支援金の支給

「市民支援班（市民課）及び生活再建班（地域福祉課）」は、被害世帯の支給申請の受付・第一次審査を行い、罹災台帳、罹災証明書をもとに必要書類を取りまとめ、県に送付する。

□支援金の支給手続き



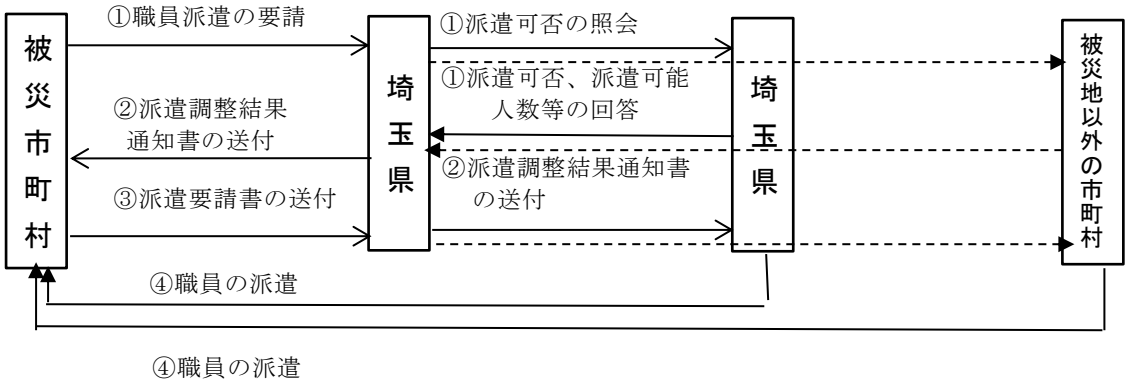
□埼玉県・市町村半壊特別給付金の概要

目的	災害救助法が適用とならなかった地域の半壊世帯に対し、埼玉県・市町村半壊特別給付金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。
対象災害	※被災者生活再建支援法の規定と同様の内容
対象災害の規模	自然災害の規模は問わない。ただし、対象は災害救助法が適用とならなかった地域に限る。
支給対象世帯	埼玉県・市町村生活再建支援金及び埼玉県・市町村半壊特別給付金に関する要綱第２条第１項(２)オで定める住家が半壊した世帯
給付金の額	５０万円（※世帯人数が１人の場合は、３７万５千円）
市	①　住宅の被害認定 ②　罹災証明書等必要書類の発行 ③　被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④　支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第１次審査及び県への書類の送付
県	①　被害状況のとりまとめ ②　支給申請書等の受領、審査（第２次)、支給の可否の決定 ③　被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 ④　被災世帯主へ給付金の支給 ⑤　各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 ⑥　申請期間の延長決定

□埼玉県・市町村人的相互応援の概要

目的	災害による被災市町村の迅速な応急対策及び復旧対策を応援することにより、被災者の速やかな生活の再建を支援する。
対象災害	災害対策基本法（昭和３６年保率第２２３号）第２条第１号に規定する災害
対象災害の規模	被災市町村のみでは十分かつ迅速に救助、応急対策及び復旧対策を実施することが困難な場合に、必要な技術職、事務職及び技能職等の職員を被災市町村からの要請に応じて短期間派遣するものとする。
被災市町村	①県に職員派遣の要請（派遣要請依頼書の提出） ②県から派遣調整結果通知書を受領、確認 ③派遣市町村又は県の派遣期間に対して派遣要請書を提出 ④応援職員の受入れ
被災地以外の市町村（派遣市町村）	①派遣可能の可否、派遣可能職員数の回答 ②県から派遣調整結果通知書の受領、確認 ③要請市町村から派遣要請書を受領 ④職員の派遣
県	①要請市町村から職員派遣要請の受理、市長村又は県の機関に対して派遣の可否についての照会 ②派遣市町村又は県の機関と派遣人数等について調整及び派遣調整結果通知書を要請市町村、派遣市町村及び県の派遣機関に送付 ③要請市町村から派遣要請書を受領 ④県の派遣機関による職員の派遣

□埼玉県・市町村人的相互応援による職員派遣手続



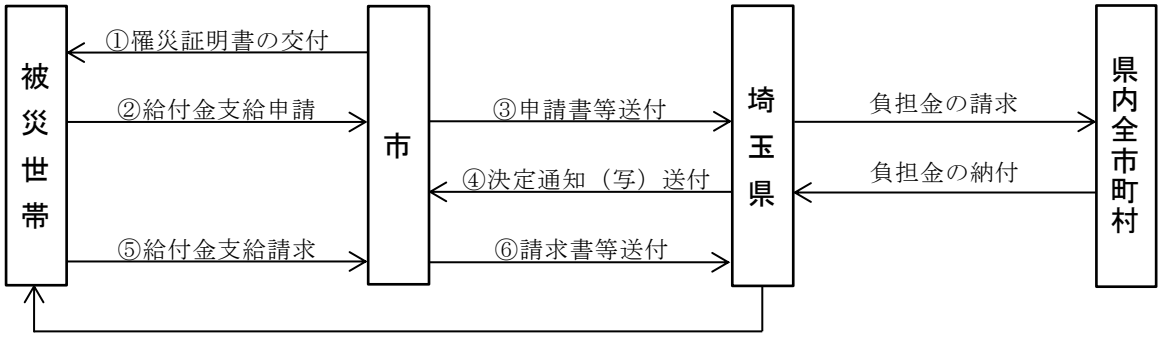
□埼玉県・市町村家賃給付金の概要

目的	自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯に対し、埼玉県・市町村家賃給付金を支給し、被災世帯の生活の再建を図ることを支援する。
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）
対象災害の規模	自然災害の規模は問わない。
給付対象世帯	下記の特別な理由により、県又は市町村が提供し、又は斡旋する公営住宅等に入居せず、自己の費用をもって賃借した民間賃貸住宅（仮住宅）に入居した全壊世帯（埼玉県・市町村家賃給付金に関する要綱第３条に規定する世帯）。 ①全壊世帯に身体障がい者がおり、近隣の公営住宅等にバリアフリー住宅がないこと。 ②全壊世帯に児童又は生徒がおり、公営住宅等に入居すると通学区域が変更になること。 ③公営住宅等に入居すると１週間に１日以上通院しているかかりつけ医療機関から離れ、自動車等の通院手段がなく通院が困難になること。 ④公営住宅等に入居すると全壊した住宅の所在地から離れて遠くなり、親族の介護、介助が困難になること。 ⑤公営住宅等に入居すると、入居の規定により、当該自然災害発生前から飼育しているペットの飼育が困難になること。 ⑥その他、前各号に準ずるやむを得ないと認められる理由
給付金の額	給付金の額は、仮住宅の賃借料相当額（敷金、礼金、権利金、共益費、管理費等を除く。）とし、月額６万円を上限とする。ただし、支給対象世帯の世帯員が５人以上である場合には、給付金の額は月額９万円を上限とする。 支給期間は、仮住宅に連続して入居する期間とし、最長１２月とする。
市	①住宅の被害認定 ②罹災証明書等必要書類の発行 ③被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第１次審査及び県への書類送付
県	①被害状況のとりまとめ ②支給申請書等の受領、審査（第２次）、支給の可否の決定 ③被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 ④被災世帯主へ給付金の支給 ⑤各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 ⑥申請期間の延長決定

(3) 埼玉県・市町村家賃給付金の支給

「市民支援班（又は地域福祉課)」は、被害世帯の支給申請及び支給請求の受付・第一次審査を行い、罹災台帳、罹災証明書をもとに必要書類を取りまとめ、県に送付する。

□給付金の支給手続き



④決定通知送付、⑦給付金の支給（口座振込）

２．５ 災害復興住宅融資【 都市計画課 】

住宅金融支援機構は、地震等の自然災害により住宅に被害を受けた者に対し、住宅金融支援機構法の規定に基づき災害復興住宅融資（建設資金、購入資金又は補修資金）を行う。

『【資料】第２．２４「住宅復興資金」』参照

２．６ 租税等の徴収猶予及び減免等【 課税課、収納課、国保年金課、保育幼稚園課、長寿支援課 】

被災した納税義務者等に対し、地方税法又は市条例等により、期限の延長及び減免等を行うときは、それぞれの実態に応じて適時適切に講じるものとする。

(1) 市税の徴収猶予及び減免

市長は、災害により被災者の納付すべき市税について、法令及び条例等の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

□減免

① 市民税（吉川市税条例第５１条）
罹災した納税義務者本人又は住宅、家財の被災の程度に応じて減免を行う。
② 固定資産税（吉川市税条例第７１条）
罹災した固定資産（土地、家屋、償却資産）の被災の程度に応じて減免を行う。
③ 特別土地保有税（吉川市税条例第１３９条の３）
罹災した土地の被災の程度に応じて減免を行う。
④ 国民健康保険税（吉川市国民健康保険税条例第２５条）
罹災した納税者本人又は住宅、家財の被災の程度に応じて減免を行う。

(2) 国税等の徴収猶予及び減免

国及び県は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、国税・地方税（延滞金等を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施するものとする。

(3) 国民年金保険料の免除（国民年金法第９０条）

被災した年金加入者又はその世帯員が災害によって財産に損害を受け、保険料を納付することが困難な事情にあるときは、市が申請を受付け、内容を確認し、日本年金機構が審査・決定を行う。

(4) 後期高齢者医療保険料の減免及び徴収猶予（埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第１８条）

①減免（埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第１８条）

被保険者又は生計維持者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたとき保険料を減免する。

②徴収猶予（埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第１７条）

災害により財産に損害を受けた納付義務者が保険料を一時的に納付することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、その給付金額を限度として、６月以内の期間に限って徴収を猶予する。

(5) 保育料の減免（吉川市子ども・子育て支援法等施行条例第８条）

災害により著しい損失を受け、保育料を納付することが困難と認められるときは、保育料を減免する。

(6) 介護保険料の徴収猶予及び減免（吉川市介護福祉総合条例第２０条・第２１条）

災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた場合には、その損失の程度に応じて徴収の猶予及び減免する。

(7) 介護保険利用者負担額の減免（吉川市介護福祉総合条例施行規則第４２６条）

災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた場合には、その損失の程度に応じて減免する。

２．７ 就労支援【 商工課 】

市は、災害により離職を余儀なくされた被災者の状況の把握に努め、状況によって臨時職業相談窓口の設置などの措置を国（越谷公共職業安定所）に要請する。また、国等が行う職業のあっせん等の措置について、被災者へ情報提供を行う。

(1) 公共職業安定所による職業のあっせん（国：埼玉労働局）

災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、災害の状況に応じて、以下の措置を行う。

① 臨時職業相談窓口の設置

② 公共職業安定所に出向くことが困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施

③ 職業訓練受講指示・職業転換給付金制度の活用等

④　災害救助法が適用された市町村長から労務需要があった場合の労働者の斡旋

(2) 雇用保険の失業等給付に関する措置（国：埼玉労働局）

①　証明書による失業の認定

災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、証明書により事後に失業認定を行い、求職者給付を支給する。

②　激甚災害による休業者に対する求職者給付の支給

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」第２５条に定める措置が適用された場合は、災害による休業等のため、賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く。）に対し、失業しているものとみなして求職者給付を支給する。

(3) 未払賃金立替払制度（国：埼玉労働局）

災害により事業主が倒産等の状態に至り、労働者に賃金を支払うことができなくなった場合であって、未払賃金立替払制度の対象となる事案について、労働者からの申請等に基づき､未払賃金のうちの一定額を立替払いするための手続きを速やかに行う。

２．８ 生活保護【 地域福祉課 】

被災者の恒久的生活確保のため県及び市は、低所得者に対しておおむね次の措置を講じるものとする。

生活保護の申請をされた被災者世帯に対し、生活保護法に基づく保護の要件に適合しているか調査の上、その最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長する。

２．９ 郵便事業に係る措置【 日本郵便(株) 】

日本郵便㈱は、災害が発生した場合において、災害の態様及び公衆の被害状況など被災地の実情に応じ、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

(1) 郵便関係

①　被災者に対する郵便葉書などの無償交付

災害救助法が発動された場合、被災１世帯当たり、通常郵便葉書５枚及び郵便書簡１枚の範囲内で無償交付する。なお、交付場所は日本郵便㈱が指定した郵便局とする。

②　被災者が差し出す通常郵便物の料金免除

被災者が差し出す通常郵便物（速達郵便物及び電子郵便を含む）の料金免除を実施する。なお、取扱場所は日本郵便㈱が指定した郵便局とする。

③ 被災地あて救助用郵便物の料金免除

日本郵便㈱が公示して、被災者の救助などを行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物品を内容とするゆうパック及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。なお、引受場所は全ての郵便局（簡易郵便局を含む。）とする。

④ 利用の制限及び業務の停止

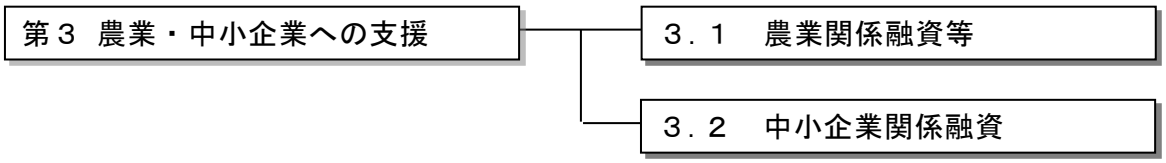
重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止することがある。

第３　農業・中小企業への支援

本市は、地震により被害を受けた農業者又は団体に対し復旧を促進し、農業の生産力の維持増進と経営の安定に向けた各種支援制度による融資や補助の円滑化を図るとともに、農業災害補償法に基づき、農業共済団体に対し災害補償業務の迅速、適正化、仮払いにより早期に共済金の支払いができるよう措置を講じる。

なお、融資に当たっては、災害復旧に必要な資金の融資が円滑に実施されるよう業務の適正かつ迅速化に努める。

また、被災した中小企業に対しては、各種融資制度の周知を図り、再建を促進するものとする。



３．１ 農業関係融資等【 農政課 】

被災した農業者又は団体の復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」、「埼玉県農業災害対策特別措置条例」等に基づき融資する。また、県は、資金対策として一般金融機関及び政府系金融施設の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう次の措置を実施する。

(1) 資金融資

① 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基づく資金融資

② 埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく融資措置

③ ㈱日本政策金融公庫による資金貸付

『【資料】第２．２５「被災農林漁業関係者への融資制度」』参照

(2) 埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく補助措置

県は、隣接する市町村の区域に１０ha 以上の農作物減収被害があった場合等、埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づき「特別災害」として指定し、市と連携し、肥料・農薬・種苗の購入費等の補助を行う。

(3) 農業災害補償

農業災害補償法に基づく農業共済団体に対し災害補償業務の迅速、適正化を図る。

３．２ 中小企業関係融資【 商工課 】

被災した中小企業は、県の経営安定資金（災害復旧関連）を利用できる。

また、被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、一般金融機関（銀行、信用金庫、信用組合）及び政府系金融機関（㈱日本政策金融公庫、㈱商工組合中央金庫）の融資及び県の制度融資、信用保証協会による融資の保証により、施設の復旧並びに事業の再建に必要な資金が迅速かつ円滑に融資されるよう県は次の措置を実施し、国に対しても要望する。

① 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金償還期間の特例

激甚災害を受けた中小企業者に対する激甚災害を受ける以前において、小規模事業者等設備導入資金助成法によって貸し付けた資付金（公益財団法人埼玉県産業振興公社が貸与した設備に係る割賦代金を含む。）について、県は償還期間を２年以内において延長することができるものとする。

② 埼玉県信用保証協会への要請

埼玉県信用保証協会に対し、罹災者への保証審査の迅速化を要請し資金の円滑化を図る。

③ 資金貸付の簡易迅速化、条件緩和等の措置

被災地を管轄する金融機関に対して、被害の状況に応じて貸付手続きの簡易迅速化、貸付条件の緩和等について特別の取扱いをするよう要請する。

④ 資金需要の把握

中小企業関係の被害状況について調査し再建のための資金需要について速やかに把握する。

⑤ 中小企業者に対する周知

市町村及び中小企業関係団体を通じ、国、県及び政府系金融機関等が行う金融の特別措置について中小企業者に周知、徹底を図る。

『【資料】第２．２６「被災中小企業への融資制度」』参照

第２節　公共施設等の復旧計画

公共土木施設が災害等により被害を受けた場合は、各施設管理者は、被害状況を調査し復旧に努めるものとする。特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を要するものについて、迅速かつ計画的に実施する。関係する災害復旧事業計画の種類は以下のとおりとする。

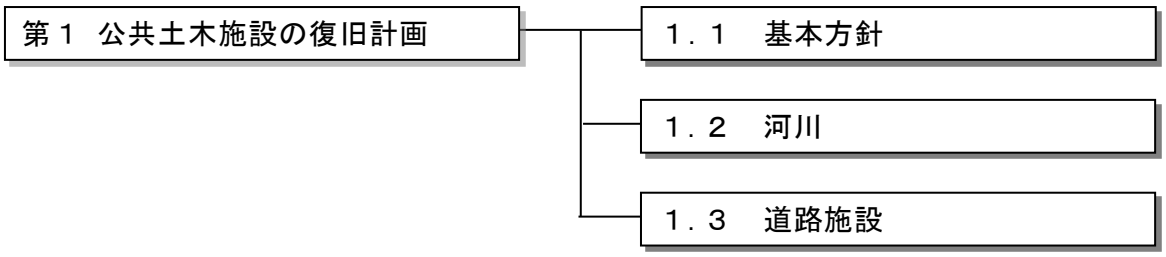
第１　公共土木施設の復旧計画

第２　都市施設の復旧計画

第１　公共土木施設の復旧計画

公共土木施設が災害等により被害を受けた場合は、各施設管理者は、被害状況を調査し復旧に努めるものとする。

特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を要するものについて、迅速かつ計画的に実施する。



１．１ 基本方針【 関係各課 】

(1) 災害復旧事業実施体制の確立

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、実施に必要な職員の配備、職員の応援、派遣等の活動体制について必要な措置をとる。

(2) 災害復旧事業計画の作成

市は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査・検討し、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。

復旧事業計画の策定に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、再度災害の防止に努めるよう関係機関と十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

なお、災害復旧事業計画の種類は次のとおりである。

① 公共土木施設災害復旧事業計画
② 農林水産業施設災害復旧事業計画
③ 都市災害復旧事業計画
④ 上下水道災害復旧事業計画
⑤ 住宅災害復旧事業計画
⑥ 社会福祉施設災害復旧事業計画
⑦ 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
⑧ 学校教育施設災害復旧事業計画
⑨ 社会教育施設災害復旧事業計画
⑩ 復旧上必要な金融その他の資金計画
⑪ その他の計画

(3) 財政援助及び助成計画の作成

市は、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は援助するものについては、財政援助及び助成計画を作成して、復旧事業費の査定実施が速やかに行えるよう努める。

国は、次の財政援助根拠法令等に基づき、法律又は予算の範囲内において災害復旧事業の全部又は一部を負担又は補助する。

① 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
② 公立学校施設災害復旧等国庫負担法
③ 公営住宅法
④ 土地区画整理法
⑤ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
⑥ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
⑦ 予防接種法
⑧ 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で事業費の２分の１を国庫補助する。
⑨ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
⑩ 県が管理している公立公園施設に関する災害復旧助成措置
⑪ 水道法

(4) 災害復旧事業の実施

復旧事業の事業費が決定され次第、速やかに事業が実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率を上げるよう努める。

被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本としつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。

また、復旧事業の実施に当たっては、緊急といえども関係住民に対して理解を得られるように努める。

なお、災害復旧工事における労働災害を防止するため、災害復旧工事現場に対し適切な監督指導等を行う。

１．２ 河川【 河川下水道課 】

河川管理者は、河川が災害等により被害を受けた場合、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うものとする。

特に、公共の安全確保上緊急に復旧を行う必要のある対象は、次のとおりである。

① 護岸の決壊で市民の日常生活に重大な影響を与えているもの。
② 護岸等の決壊で破堤のおそれのあるもの。
③ 河川の護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの。
④ 河川の埋そくで、流水のそ通を著しく阻害するもの。

１．３ 道路施設【 道路課 】

道路管理者は、道路、橋梁、道路付属物等が被害を受けた場合、被害状況を速やかに調査し、公益占用物件等の復旧計画と調整の上、被害を受けた施設を復旧する。

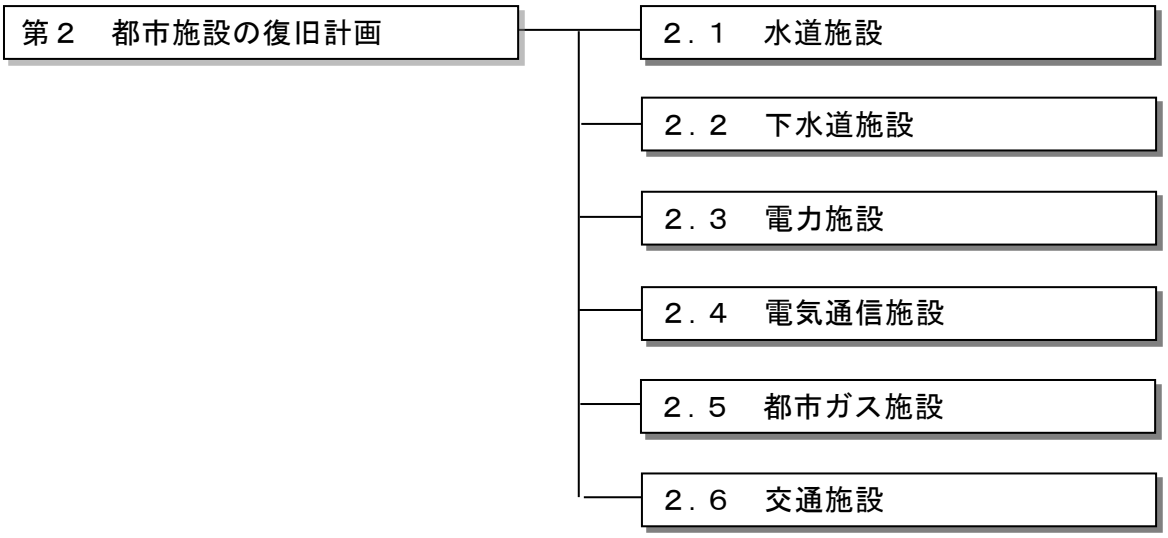
公共の安全確保上緊急に復旧を行う必要のある対象は、次のとおりである。

① 道路の埋没又は決壊により、交通が不可能又は著しく困難であるもの。
② 道路の埋没又は決壊で、これを放置することにより、二次災害が生じるおそれのあるもの。

第２　都市施設の復旧計画

災害時には、上下水道施設、電力施設、電気通信施設、ガス施設、交通施設などの都市施設に被害が生じることが考えられる。これらの施設は、市民の生活と密着しているものであり、その影響は極めて大きい。

このため、これらの施設の機能を一刻も早く回復し再開することが必要である。



２．１ 水道施設 【 水道課 】

復旧に際しては､配水調整等により順次給水区域を拡大しつつ速やかに復旧に努める。

(1) 施設復旧の優先順位

①　取水施設、導水施設、浄水施設、送配水管（特に重要と認められる管路）

②　一般管路（配水管等）

(2) 管路における復旧順位

①　送配水本管復旧

＜第１段階＞　送水管及び給水上重要な主要配水幹線

＜第２段階＞　主要配水幹線に準じる管路及び必要と認められる管路

②　配水小管復旧

重要と認められる管路を優先し、順次復旧に努める。

２．２ 下水道施設【 河川下水道課 】

施設復旧の順位は、下水道幹線及び処理場等の復旧状況を中川水循環センターと調整しつつ、幹線管渠を優先し、続いて枝線及びポンプ場等、順次速やかに復旧して処理可能区域の拡大に努める。

２．３ 電力施設【 東京電力パワーグリッド(株)川口支社 】

復旧の順位は、原則として、人命にかかわる施設、対策の中枢である官公署、生活安定のために重要な報道機関、避難所等の施設について優先的に復旧計画を立てるが、災害状況、施設復旧の難易度を考慮し、電力供給上復旧効果の大きいものから復旧を行う。

２．４ 電気通信施設【 東日本電信電話(株)埼玉事業部 】

(1) 復旧の順位

通信の途絶解消及び重要通信確保の上で、復旧順位については被害状況、通信そ通状況、回線構成、公共の利益等の実績を考慮し、できる限りそ通回線の均衡を図って復旧する。

(2) 改善措置

被害の再発を防止するため、電気通信設備等の被害原因を分析し、各々の原因に応じた改善措置をとる。

□重要通信を確保する機関（各社の契約約款に別の定めがある場合はその定めによる。）

第１順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第２順位	ガス・水道の供給確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第１順位以外の国又は地方公共団体
第３順位	第１順位、第２順位に該当しないもの

２．５ 都市ガス施設【 東彩ガス(株) 】

ガスの供給を停止した場合の供給再開については、二次災害を防止するため、次の手順により慎重に進める。

(1) 供給施設における措置

ガスの供給を一時又は一部停止した場合は､所定の点検計画に基づき､施設の点検、補修を行い､各設備の安全性確認の後､標準作業に基づいて､ガスの供給を再開する。

(2) 供給施設の点検

ガス再供給時のガス漏れ等による二次災害を防止するため、次の点検措置を行う。

① 中圧導管

中圧導管は路線別に点検調査し、必要に応じ被害箇所の修復を行う。

② 整圧器

作動、据付状況等の点検を行い、作動機能を確認する。

③ 低圧本支管

整圧器出側からの本支管についても点検調査を行い、被害が大きい地区については、復旧措置をブロック単位で実施し、順次修復する。

④ 供給の再開

供給を停止した導管系統のうち、点検済みの中圧導管については、ガスのエアーパージや気密試験を行い、整圧器以降に低圧導管の検査完了地区ごとに、供給を開始する。

(3) 需要家設備の点検

低圧本支管の点検修理と並行して、各需要家の内管検査及びガスメーターの点検を実施し、必要な補修を行う。

２．６ 交通施設【 東日本旅客鉄道(株) 】

災害に伴う被災線区の迅速な運転再開を図り、社会経済活動の早急な回復と災害復旧に際しては、再び同様な被害を被ることのないよう耐震性の向上を図るとともに、関係行政機関が行う復旧作業等を考慮し、迅速かつ適切な復旧を実施する。

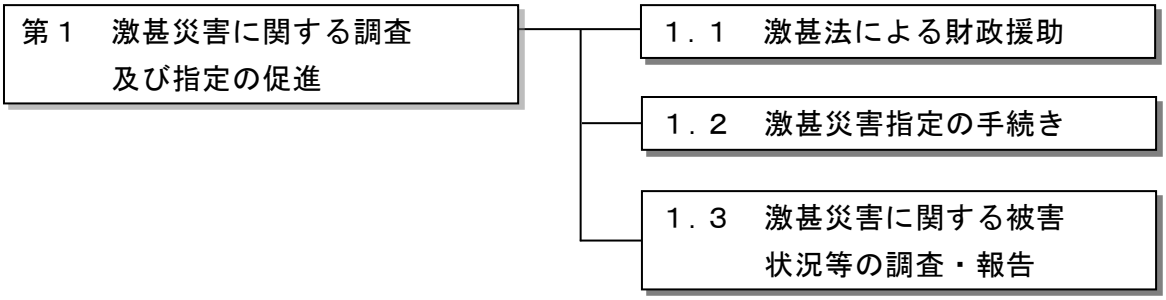
第３節　激甚災害の指定

激甚法に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置を講ずる。

第１　激甚災害に関する調査及び指定の促進

第２　特別財政援助額の交付手続等

第１　激甚災害に関する調査及び指定の促進



１．１ 激甚法による財政援助【 総括班（危機管理課）、財政班（財政課） 】

著しく激甚である災害が発生した場合における、地方公共団体の経費の負担の適正化及び罹災者の災害復興の意欲を高めることを目的とした激甚災害に対処するための特別の財政援助に関する法律が制定されている。

この法律は、激甚災害と指定された災害を対象に、国の地方公共団体に対する特別の財政援助と、罹災者に対する特別の助成措置を内容としている。

市は、災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

□財政援助措置の対象

１　公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

・公共土木施設災害復旧事業
・公共土木施設復旧事業関連事業
・公立学校施設災害復旧事業
・公営住宅災害復旧事業
・生活保護施設災害復旧事業
・児童福祉施設災害復旧事業
・老人福祉施設災害復旧事業
・身体障がい者社会参加支援施設災害復旧事業
・障がい者支援施設等災害復旧事業
・婦人保護施設災害復旧事業
・感染症指定医療機関災害復旧事業
・感染症予防事業
・堆積土砂排除事業
・たん水排除事業

２　農林水産業に関する特別の助成

・農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
・農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
・開拓者等の施設の災害復旧事業等に対する補助

・天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
・森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
・土地改良区等の行うたん水排除事業に対する補助
・共同利用小型漁船の建造費の補助
・森林災害復旧事業に対する補助

３　中小企業に関する特別の助成

・中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
・小規模企業者等設備導入資金助成法による資付金の償還期間の特例
・事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

４　その他の財政援助及び助成

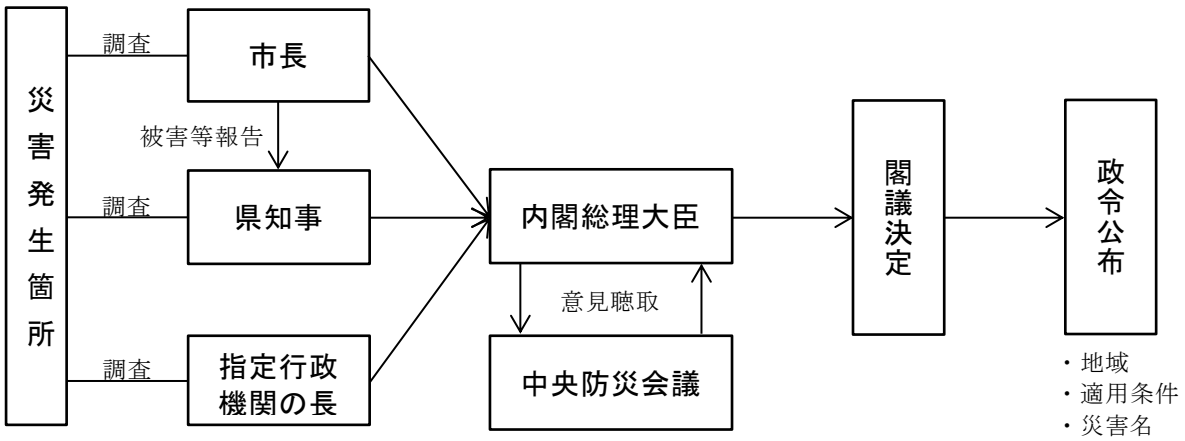
・公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
・私立学校施設災害復旧事業に対する補助
・日本私学振興財団の業務の特例
・市町村が施行する伝染病予防事業に関する特例
・母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例
・水防資材費の補助の特例
・罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
・産業労働者住宅建設資金融通の特例
・小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
・雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例
・上水道施設及び簡易水道施設の災害復旧事業に対する補助

１．２ 激甚災害指定の手続き【 総括班（危機管理課） 】

市長は、災害が発生した場合は速やかにその災害の状況及び措置の概要を県知事に報告し、これを受けた県知事は内閣総理大臣に報告する（災害対策基本法第５３条)。

内閣総理大臣は、その災害が激甚法第２条第１項に規定する激甚な災害に該当すると判断したときは、中央防災会議の意見を聴いた上で、激甚災害として指定し、その災害に対してとるべき措置を指定する政令の制定により、必要な財政援助措置がとられることとなる。

□激甚災害の指定手続き



１．３ 激甚災害に関する被害状況等の調査・報告【 総括班（危機管理課） 】

(1) 知事への報告

市長は、市内で災害が発生した場合は、災害対策基本法第５３条第１項の規定に基づき、速やかにその被害状況を県知事へ報告するものとする。

(2) 報告事項

被害状況等の報告は、災害が発生した時から当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行うものとする。

① 災害の原因
② 災害が発生した日時
③ 災害が発生した場所又は地域
④ 被害の程度（災害対策基本法施行規則別表第１に定める事項）
⑤ 災害に対する措置
⑥ その他必要な事項

(3) 激甚災害に関する調査

県は、市の被害状況を検討の上、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置を講じる。

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

第２ 特別財政援助額の交付手続等【 総括班（危機管理課）、財政班（財政課） 】

市長は激甚災害の指定を受けたときは、事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき調書等を作成し、県知事に提出しなければならない。

第４節　災害復興の基本方針

被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をよりよいものに改変する復興計画を速やかに作成し、計画的な復興事業を推進する。

第１　基本方針

第１　基本方針

地震災害によって、本市内の広い地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合、市の復興は、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となるため、市の復興計画を速やかに作成しなくてはならない。

ここでは、復興の際必要となる災害復興計画をより円滑に進めるために、災害復興事業の基本となる方針を定めることにする。

なお、復旧・復興に当たっては，男女共同参画の観点から，復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するとともに、高齢者、障がい者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

第１　基本方針
１．１　防災・減災のまちづくり
１．２　災害復興計画作成への体制づくり
１．３　災害復興事業の実施

１．１ 防災・減災のまちづくり【 関係各課 】

市は、再度の災害防止とともに、より快適な都市環境を目指し、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災・減災のまちづくりを進めるものとする。

復興計画の作成に当たっては、市民の理解を得ることを前提とし、「安全で災害に強い」、「要配慮者に優しく安心して住める」、「互いに協力し、助け合う」などのまちづくりを目指す方針のもとに作成しなければならない。

１．２ 災害復興計画作成への体制づくり【 関係各課 】

市の災害復興ビジョンをいち早く示すことは、被災した市民に未来への夢をもたらし、復興への目標とエネルギーを生み出す原動力となり、個々の復興事業を円滑に推進することが可能となる。

発災後、できるだけ早い時期に災害復興計画の専門チームを編成し、災害復興ビジョンの速やかな公表を目指すものとする。

(1) 復興に関する事前の取組み

早期の復興を実現するため、復興方針や復興計画が速やかに策定できるよう、あらかじめ復興手続等について検討を行い、必要に応じて復興プラン等を策定する。

(2) 災害復興対策本部の設置

市は、被災状況を速やかに把握し、復興の必要性を確認した場合は、市長を本部長とする復興対策本部を設置する。当該本部を設置した場合には、災害復興に関する県との連絡調整及び技術的支援のための県派遣職員の受入れなど、必要に応じた支援受入体制を整備する。

(3) 災害復興計画の作成

① 災害復興方針の策定

市は、災害復興計画の基本的な方向性を定める災害復興方針を策定するため、学識経験者、有識者、市議会議員、市民代表、行政関係職員により構成される復興検討委員会を設置し、復興方針を策定する。また、復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を市民に公表する。

② 災害復興計画の策定

市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

当該計画では、必要に応じて以下の事項について計画策定を行なう。

ア　市街地復興に関する計画

イ　産業振興に関する計画

ウ　生活復興に関する計画

エ　上記計画の事業手法、財源確保及び推進体制に関する計画

１．３ 災害復興事業の実施【 都市計画課、関係各課 】

(1) 災害復興事業の実施

市は、災害復興事業に関する専門部署を設置し、県からの技術的、財政的支援を得つつ、当該部署を中心に災害復興計画に基づき、災害復興事業を実施する。

(2) 市街地復興事業のための行政上の手続きの実施

市街地復興事業のための行政上の手続きの実施に当たっては、発災直後から１週間程度を目安とし、建築基準法第８４条建築制限や被災市街地復興推進地域の都市計画決定を行う区域の建築物被害状況を把握・調査する必要があり、当該業務の実施のための体制を整備する。

① 建築基準法第８４条建築制限区域の指定

県は、建築主事を置く市町村（建築基準法第９７条の２に基づき建築主事を置く市町村を除く。）以外の市町村で、被災した市街地で都市計画又は土地区画整理法による土地区画整理事業のため必要があると認められる場合には、建築基準法第８４条による建築制限区域の指定を行う。（吉川市は、建築基準法第９７条の２の規定に基づき建築主事を置いていることから、県が指定を行うことになる。）

② 被災市街地復興特別措置法上の手続き

被災市街地復興特別措置法は、都市計画法で定める都市計画区域内で、災害において相当数の建築物が滅失した区域、諸条件から不良な街区の環境が形成されるおそれがある区域について指定ができるため、災害復興計画を作成する際には、積極的な活用を図るものとし、被災市街地復興特別措置法第５条の規定による被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行う。なお、被災市街地復興推進地域の決定は、通常の都市計画決定の手続きと同様の手続きが必要となる。

この法の特徴としては、次のとおりである。

ア 被災市街地復興推進地域においては、建築制限期間が２年間である。

イ 建築行為等の許可が得られないとして、買収の申し出があった場合、特別な事情がない限り、県知事は時価で買い取る。

ウ 住宅不足の著しい被災市街地復興推進地域内での被災市街地復興土地区画整理事業で、復興共同住宅区を定めることができる。

エ 第二種市街地再開発事業の適用条件の緩和が受けられる。

オ 公営住宅等の入居資格を３年間除外することができる。

第５章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置計画

第１節　趣旨

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 25 年 12 月施行）は、南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）の指定や南海トラフ地震防災対策推進基本計画の策定など、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的としている。

同法に基づき、平成 26 年 3 月 28 日現在で、1 都 2 府 26 県 707 市町村が推進地域に指定されている。本県域は、推進地域には指定されていないが、平成 24 年 8 月に内閣府が発表した南海トラフで発生しうる最大クラスの地震において､震度 5 弱から 5 強程度が推計されている。

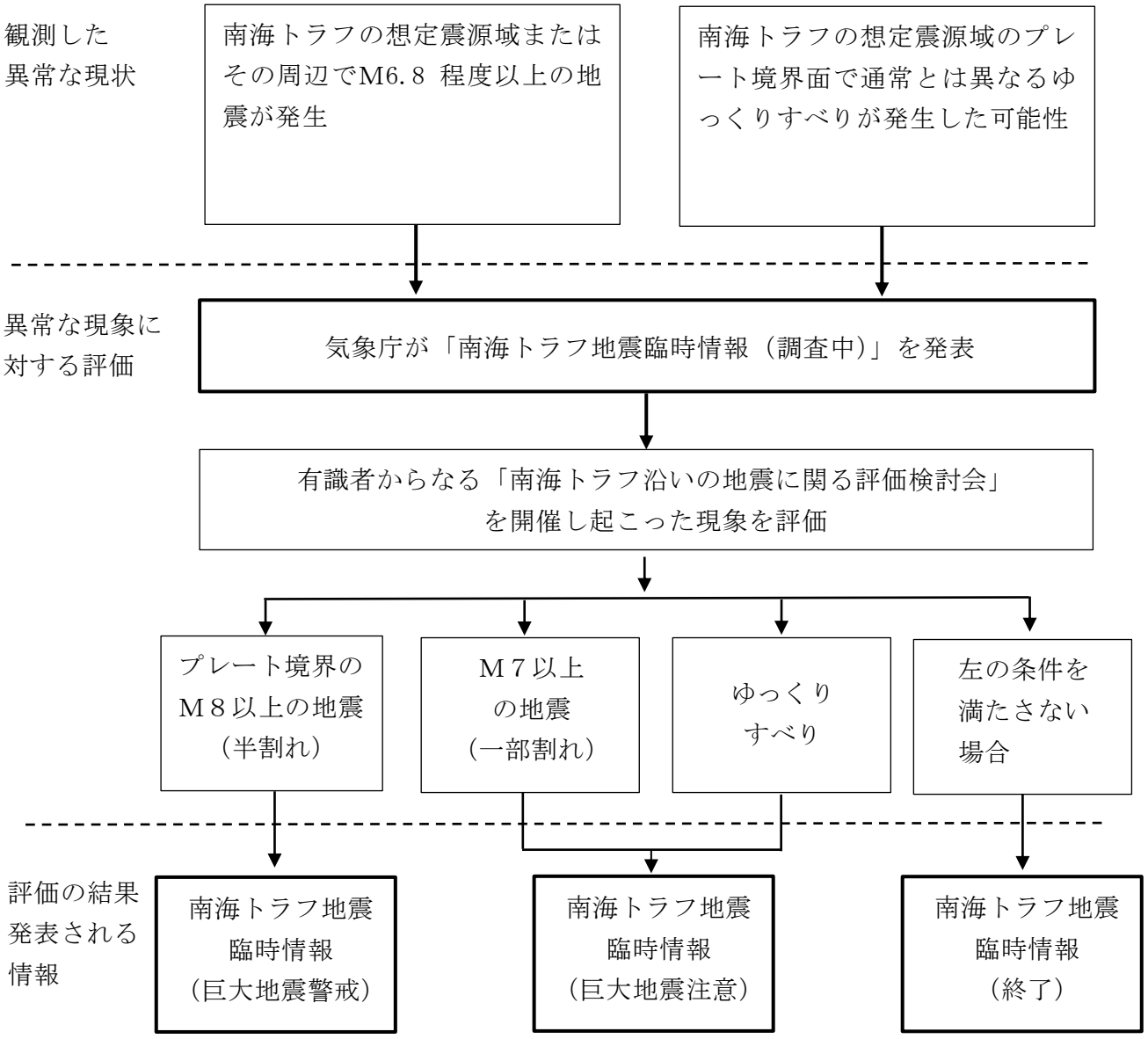
南海トラフ地震の発生の可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表することになるが、人口が集中している県南部でかなりの被害が発生することが予想されるとともに、臨時情報発表に伴う社会的混乱も懸念される。

このため、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」（内閣府（防災担当））を参考に、南海トラフ地震臨時情報の発表に伴う対応措置を定めるものである。

第２節　南海トラフ地震臨時情報の関係機関への伝達

市は、県から、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合に気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）」や「南海トラフ地震関連解説情報」を受けた場合は、直ちに庁内及び防災関係機関に情報を伝達する。

【南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ】



第３節　住民、企業等への呼びかけ

市は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）」の連絡を受けた場合は、住民に対して、日頃からの地震への備えの再確認をするとともに、一定期間、できるだけ安全な行動をとるなど、適切に対応するよう呼びかける。

また、企業等に対しても適切な防災対応をとるよう呼びかける。

ケース	気象庁発表情報	警戒、注意をする期間
半割れ	南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震警戒）	２週間 （警戒：１週間） （注意：１週間）
一部割れ	南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震注意）	１週間
ゆっくりすべり	南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震注意）	すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間

■住民の防災対応

・日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認等、一定期間地震発生に注意した行動をとる。

（例）家具の固定状況の確認、非常用持ち出し袋の確認、避難場所や避難経路の確認、家族との安否確認方法の確認等

・日常生活を行いつつ、一定期間できるだけ安全な行動をとる。

（例）高いところに物を置かない、屋内のできるだけ安全な場所で生活、すぐに避難できる準備（非常用持出品等）、危険なところにできるだけ近づかない等

■企業等の防災対応

・日頃からの地震への備えの再確認等、警戒レベルを上げることを中心とした防災対応を実施した上で、できる限り事業を継続する。

（例）安否確認手段の確認、什器の固定・落下防止対策の確認、食料や燃料等の備蓄の確認、災害物資の集積場所等の災害拠点の確認、発災時の職員の役割分担の確認等

第４節 地震発生後の対応

異常な現象が発生した後に、実際に南海トラフ地震（後発地震）が発生した場合は、市及び防災関係機関は、「第３章震災応急対策活動計画」、「第４章震災復旧復興計画」に基づき災害対応を行うものとする。

第３編　風水害対策計画

第３編　風水害対策計画

第１章　風水害対策の総則

第１節　風水害の災害特性

第１　風水害の災害履歴

本市に被害をもたらした昭和元年以降の主な風水害は、次のとおりである。最近の水害の原因は台風による豪雨や突発的で局地的な集中豪雨等による内水氾濫が多いが、これは本市の都市化による雨水の貯留・浸透機能の低下や近年の異常気象などの影響による豪雨が大きな要因となっていると考えられる。

また、本市に甚大な被害をもたらした風水害としては、昭和２２年９月のカスリーン台風による水害で、県南東部では、台風による降雨量は多くはなかったが、利根川上流域では、豪雨となり、多くの河川で増水し、利根川においては、北埼玉郡東村（現・加須市）新川通地先で右岸堤防が幅約３４０ｍにわたり決壊し、決壊後、約２日目に本市のほぼ全域が浸水した。また、この洪水により、埼玉県東部低地や東京都東部低地（葛飾区、足立区、江戸川区）、面積約４４０ｋ㎡が浸水した。

□主な風水害

発生年代	年号	気象名	本市の被害状況（人的被害、住家被害）
1938	昭和 13 年	大　　雨	倒壊家屋 1 棟、浸水 101 棟
1947	昭和 22 年	カスリーン台風	死傷者 3 名、倒壊家屋 5 棟、浸水 2,269 棟
1966	昭和 41 年	台風 4 号	浸水 10 棟
1979	昭和 54 年	台風 20 号	床下浸水 4 棟
1982	昭和 57 年	台風 18 号	床上浸水 31 棟、床下浸水 184 棟
1985	昭和 60 年	台風 6 号	床上浸水 18 棟、床下浸水 82 棟
1986	昭和 61 年	台風 10 号	床上浸水 2 棟、床下浸水 120 棟
1989	平成 元年	台風 13 号	負傷者 1 名
1989	平成 元年	台風 22 号	床下浸水 2 棟
1991	平成 3 年	台風 18 号	床上浸水 18 棟､床下浸水 220 棟
1992	平成 4 年	大　　雨	床下浸水 50 棟
1993	平成 5 年	台風 11 号	床上浸水 25 棟、床下浸水 980 棟
1993	平成 5 年	大　　雨	床下浸水 3 棟
1996	平成 8 年	台風 17 号	床下浸水 117 棟
1999	平成 11 年	大　　雨	床上浸水 4 棟、床下浸水 10 棟
2000	平成 12 年	台風 3 号	床下浸水 35 棟
2004	平成 16 年	台風 22 号	床下浸水 19 棟
2004	平成 16 年	台風 23 号	床下浸水 35 棟
2008	平成 20 年	大　　雨	床上浸水 1 棟、床下浸水 8 棟
2009	平成 21 年	台風 9 号	床下浸水 6 棟
2011	平成 23 年	大　　雨	床下浸水 2 棟
2013	平成 25 年	台風 26 号	床上浸水 22 棟、床下浸水 13 棟
2015	平成 27 年	台風 18 号等	床上浸水 7 棟、床下 13 棟
2019	令和元年	台風 19 号等	床下浸水 3 棟
2023	令和 5 年	台風 2 号等	床上浸水 20 棟、床下浸水 75 棟

第２　風水害の被害想定

風水害には、台風や低気圧、竜巻などがもたらす強風による風災害と、台風や集中豪雨などによる降雨災害がある。

本市で起こりうる風水害は、主に降雨災害の水害と平成２５年９月に越谷市、松伏町などで被害を受けた竜巻災害の風害である。

水害には、大雨の時に、近年の都市化の進展に伴う土地の保水・遊水機能の低下などにより、降った雨が一度に河川や水路などへ流入するため、水路や下水道の排水能力を上回るとともに、河川水位が急激に上昇し、市内に雨水が滞留する内水氾濫と、河川の堤防から水があふれ、又は堤防が決壊することで引き起こされる外水氾濫の２種が想定される。

また、本市は、平坦な地形であることから、土砂災害警戒区域等の指定は無く、土石流、地すべり、がけ崩れといった土砂災害の危険性は低い。

なお、風害の竜巻災害については、**『第４編　その他自然災害対策計画』**で定めるものとする。

１　内水氾濫

本市は、江戸川と中川に挟まれた平均標高の低い沖積低地で平坦な地形であることから、降った雨が河川にはけにくい特性をもっており、また、近年の都市化の進展に伴う農地の減少等により、保水・遊水機能が低下している。

市では、河川・水路の整備や調整池の整備等、総合的な治水対策を推進しているが、近年においても台風や局地的な大雨により、市内の低地部等で道路浸水や床上・床下浸水などの被害が見られ、今後も被害の可能性がある。

２　外水氾濫

本市における外水氾濫は、昭和２２年のカスリーン台風の利根川堤防決壊以降、河川の改修等が進められ、近年、起こっていない。

また、大河川の外水氾濫については、甚大な被害をもたらすことが想定されることから、洪水時の円滑な避難を確保し、災害の被害の軽減を図るため、洪水予報河川及び水位情報周知河川について、水防法第１４条等の規定に基づき、河川管理者は、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、浸水する区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流、河岸浸食）を表示した図面（洪水浸水想定区域図）を作成・公表している。

本市では、利根川（上流部）、江戸川、中川、荒川（以上、国管理河川）、中川、綾瀬川（中流部）、元荒川、新方川、大落古利根川（以上、県管理河川）の河川において浸水想定区域に指定されており、これらの河川が氾濫した場合には、市域の大部分が浸水し、河川によっては浸水継続時間が 1～2 週間となる可能性もあることから、大きな被害が生じることが想定される。

□本市に係る浸水想定区域の概要

指定河川名	浸水想定区域図	作成主体	指定年月日	氾濫河川・指定の前提となる降雨	市域の浸水被害想定の状況等
利根川	利根川水系利根川・広瀬川・早川・小山川洪水浸水想定区域図	利根川上流河川事務所	H29.7.20	・利根川、広瀬川、早川、小山川が氾濫した場合（支派川等の氾濫や内水氾濫を含まない） ・利根川流域、八斗島上流域の 72 時間総雨量 491mm	・ほぼ全域が 0.5m 以上、3～5m の浸水が多くを占めており、一部で 5～10m 浸水すると想定される。 ・浸水継続時間は、ほぼ全域で 1 週間以上、多くは 2 週間の浸水が想定されている。
江戸川	利根川水系江戸川洪水浸水想定区域図	江戸川河川事務所	H29.7.20	・江戸川が氾濫した場合（支川の氾濫や内水氾濫を含まない） ・利根川流域、八斗島上流域の 72 時間総雨量 491mm	・ほぼ全域が 0.5m 以上、市西部は 3～5m の浸水が多く、江戸川沿いの一部で 5～10m 浸水すると想定される。 ・浸水継続時間は、ほぼ全域で 3 日以上、多くは 1 週間の浸水が想定されている。 ・江戸川沿いの全区間広い範囲に渡り、氾濫流による家屋倒壊等氾濫想定区域となる。
中川（国管理区間）	利根川水系中川・綾瀬川洪水浸水想定区域図	江戸川河川事務所	H29.7.20	・中川、綾瀬川が氾濫した場合（支川の氾濫や内水氾濫を含む） ・中川・綾瀬川流域の 48 時間総雨量 596mm	・市北東部を除くほぼ全域が浸水し、大半は 0.5～3m の浸水と想定される。 ・浸水継続時間は、浸水区域でほぼ 3 日以上、市南側を中心に、1 週間の浸水が想定されている。 ・中川沿いの市域南側は、河岸浸食による家屋倒壊等氾濫想定区域となる。
荒川	荒川水系荒川洪水浸水想定区域図	荒川上流河川事務所 荒川下流河川事務所	H28.5.30	・荒川が氾濫した場合（支派川などの氾濫や内水氾濫を含まない） ・荒川流域の 72 時間総雨量 632mm	・市南西部が浸水し、一部で 0.5～3m 浸水すると想定される。 ・市南西部の一部は、1～3 日の浸水継続時間が想定されている。
元荒川・大落古利根川・新方川中川（県管理区間）・綾瀬川・	利根川水系中川・綾瀬川・元荒川及び大落古利根川・新方川洪水浸水想定区域図	埼玉県県土整備部河川砂防課	R2.5.26	・中川、綾瀬川、元荒川、新方川、大落古利根川が氾濫した場合（内水氾濫を含む） ・48 時間総雨量 596 ㎜	・ほぼ全域が 1m 未満、市北部などで 1～2m、一部で 2～5m 浸水すると想定される。

※県管理河川である「中川・綾瀬川・元荒川・大落古利根川・新方川」は、想定最大規模降雨による浸水想定区域図が未公表であるため、計画規模による。

3　大規模水害

平成 27 年の水防法改正により、想定最大規模の降雨を想定した洪水浸水想定区域の指定が進められている。吉川市においては、想定最大規模降雨による江戸川や利根川の氾濫により、市のほぼ全域で 0.5m以上、多くが 3～5mの浸水深となり、1～2 週間程度の期間、浸水が継続することが想定されている。また、河川沿いの地域では、河岸浸食や氾濫流による家屋倒壊等の危険のある氾濫想定区域が示されており、早期立退き避難等の注意を要する。（詳細は、前述の「本市に係る浸水想定区域の概要」参照。）

○ 大規模水害時の被害事象の特徴と課題

・広大な地域が浸水する場合があること
・浸水深が深く避難しなかった場合に死者の発生率が極めて高くなる地域があること
・地下空間を通じて浸水が拡大する可能性があること
・浸水地域では電力が停止する可能性が非常に高いこと
・浸水継続時間が長く、ライフライン被害の発生と併せて孤立者の生活環境の維持が極めて困難となる地域があること

第２節　風水害対策の基本方針

第１　風水害対策の基本的考え方

本市の風水害対策は、昭和２２年のカスリーン台風や平成 30 年 7 月豪雨、平成 27 年９月関東・東北豪雨などの過去の災害の教訓を生かしつつ、本市の風水害の特性に応じた、より具体的な「予防対策計画」かつ実践的な「応急対策活動計画」を策定するものとする。

第２　風水害対策の目標

本市は、利根川（上流部）、江戸川、中川、荒川（以上、国管理河川）、中川、綾瀬川（中流部）、元荒川、新方川、大落古利根川（以上、県管理河川）の河川において浸水想定区域に指定されており、これらの河川が氾濫した場合には、市域の大部分が浸水するとともに、市域以外でも浸水し、大きな被害が生じることが想定されている。

また、大規模水害については、国の中央防災会議において「首都圏大規模水害対策大綱（平成２４年９月）」が策定され、首都圏大規模水害対策協議会において、避難準備や避難のあり方、また、応急対応のあり方が検討されている。

このことから、本市の風水害対策は、これらの河川が氾濫した場合に被害を最小限にとどめ、早期復旧ができる対策を目標とする。

また、台風のほか、近年、全国各地で多発している突発的で局地的な豪雨に対応できる対策も目標とする。

さらに、大規模水害については、広域避難対策等、市区町村等の地方公共団体単独では十分な対応が困難なため、国による主導のもと、県や市区町村、民間企業、市民等のあらゆる関係主体が相互に連携して総力を挙げて壊滅的な被害を回避する対策を目標とする。

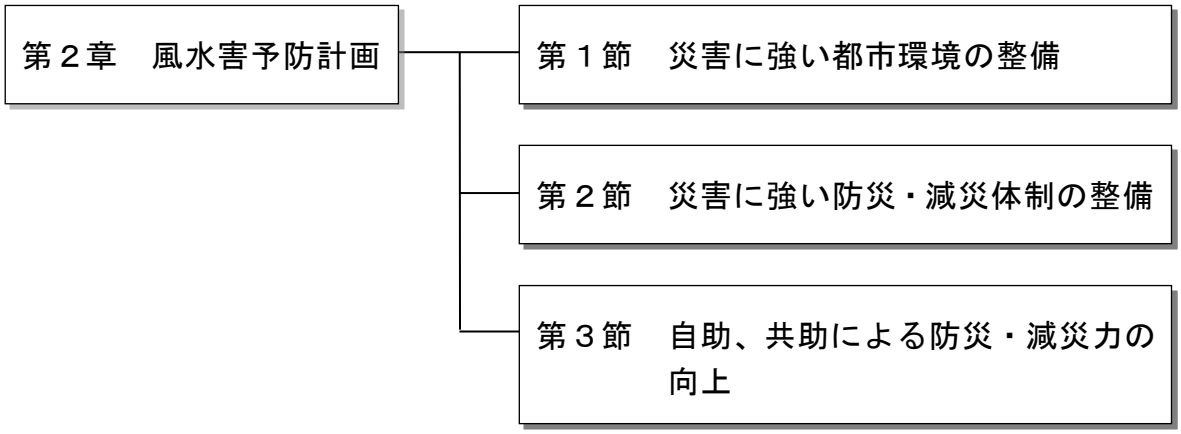
第２章　風水害予防計画

近年、台風や集中豪雨などにより洪水、土砂災害の被害が全国各地で発生している。しかし、これらの災害は、事前に対策を進めることで被害を最小限にとどめることが可能である。

風水害による被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止し、市民の生命、身体、財産を守るためには、風水害予防計画のもと、市民・企業・行政が一体となって総合的な防災・減災対策を推進することが重要である。被害軽減のための対策としては、総合的な治水対策を進めるとともに、災害時の活動体制や資機材等の整備を行い、災害に強い防災・減災体制を推進していくことが必要である。

また、市民一人ひとりが風水害に対して正しい知識を持ち、災害時に適切に行動できるよう防災・減災意識を高めるとともに、自主防災組織など地域住民の連携による活動体制の強化・育成が重要である。

≪施策の体系≫



第１節　災害に強い都市環境の整備

災害による被害を軽減するためには、総合的な治水対策を推進し、災害に強い都市づくりを行うことが必要である。

ライフラインの途絶、交通網の遮断は、応急対策の実施や市民生活に多大な影響を与えることとなるため、これらの都市施設の安全化を図ることが重要である。

また、災害時の円滑な避難、救援・救護活動を行うためには、防災拠点の整備を進めることが必要である。

第１　災害に強い都市づくり

本市は、台風や豪雨による被害を予防し、かつ円滑な応急活動を実施するため、河川、下水道の整備や雨水の流出抑制をはじめとした総合的な治水対策を推進するとともに、地盤災害の予防、交通ネットワークの整備を行うことにより、災害に強い都市づくりを進める。

ここでは、災害に強い都市づくりの推進のために必要な施策を定める。

１．１ 総合的な治水対策の推進【 河川下水道課、農政課、江戸川河川事務所、埼玉県 】

市は、吉川市総合治水計画に基づき、長期的な整備方針としておおむね５年に１回の確率で発生すると想定される降雨（時間雨量おおむね５５ｍｍ）に対して安全な治水施設（河川、雨水排水路、調整池、ポンプ等）の整備を推進する。

国や県は、各河川の整備計画等に基づき、河川改修や放水路、調節池などの整備を推進する。

また、都市化の進展に伴って失われた保水・遊水機能を回復増進するため、農地の保全に努めるとともに、調整池、雨水貯留浸透施設等の整備を推進する。

１　河川施設の整備【 河川下水道課、江戸川河川事務所、埼玉県 】

河川管理者は、大雨等による河川の堤防及び河道の被害を最小限にとどめるため、河川改修等を実施するとともに、災害時における被害状況等の情報収集体制の充実を図る。

＜現況＞

□市内河川一覧

水系	河川名		河川管理者（市内の区間）
利根川水系	江戸川	一級河川	国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所
	中川	一級河川	国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所 （上流端：松伏町下赤岩 1672-1 地先から下流） 埼玉県（国管理区間上流端から上流）
	大場川	一級河川	埼玉県
	第二大場川	一級河川	埼玉県
	新方川	一級河川	埼玉県
	西大場川	準用河川	吉川市
	上第二大場川	準用河川	吉川市

＜計画＞

① 江戸川（江戸川河川事務所）

首都圏氾濫区域堤防強化対策や吉川市鍋小路地区河川防災ステーション等の整備を推進する。

② 中川（江戸川河川事務所）

中川･綾瀬川流域治水プロジェクトに基づき､河川の拡幅や堤防等の整備を推進する。

③ 大場川・第二大場川（埼玉県）

河川の拡幅や調節池等の整備を推進する。

④ 上第二大場川（吉川市）

準用河川改修事業全体計画を踏まえ、河川の拡幅整備を推進する。

2 下水道の整備【 河川下水道課 】

本市の下水道事業は、昭和５３年に中川流域下水道関連事業として、事業認可を得て整備を進めている。

下水道施設の維持管理の充実に努め、浸水被害を最小限にとどめるための計画的な整備を推進するとともに、今後の施設整備においては、地震対策のための耐震化の推進にあわせ、効果的な雨水排水のための排水路、ポンプ施設等の整備・改修を計画的に推進する。

＜現況＞

本市の公共下水道の全体計画区域（雨水）は、９０６ha であり、このうち整備面積は、４７０ha である。（令和５年３月３１日現在）

□雨水施設

主要なポンプ施設

共保雨水ポンプ場　　排水量　　４．４０㎥/s

高久雨水ポンプ場　　排水量　　７．３５㎥/s

＜計画＞

① 下水道（雨水）の未整備区域の整備を推進する。

② 浸水常襲区域の排水ポンプの機能強化や水路、一時貯留施設等の整備などの浸水対策を推進する。

③ 下水道ストックマネジメントに基づいた主要雨水ポンプ場の設備更新を実施する。

3 雨水流出抑制対策の推進【 河川下水道課、農政課 】

市は、雨水の流出量を抑えるため、保水・遊水機能を有する農地等の保全に努めるとともに、公共施設等の建設時には、雨水浸透ますや各種雨水浸透施設の設置に努める。

また、土地区画整理事業等の開発に当たっては調整池等の整備を行うとともに、既成市街地についても浸水常襲区域の被害を軽減するため調整池等の雨水流出抑制対策の推進を図る。

また、市民や事業者に対し、水害対策としての地下浸透及び雨水貯留の意義や効果の啓発を行い、雨水浸透ます及び雨水貯留施設の設置を促進する。

＜現況＞

□市内の主な調整池・調節池 （令和５年４月現在）

名称	容量（㎥）	整備進捗状況
吉川調節池（県）	110,000	整備完了
吉川美南調節池（県）	135,000	整備完了
吉川中央第一調整池（市）	81,000	整備完了
保調整池（市）	671	整備完了
美南１・２丁目、３丁目調整池（市）	26,000	整備完了
東埼玉テクノポリス調整池（市）	59,300	整備完了
吉川美南駅東口１号調整池	101,651	整備中
吉川美南駅東口２号調整池	15,000	整備中

資料）河川下水道課

□農地地目別面積の推移 （各年１月１日現在）

区　分	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
総数（ha）	1,352	1,314	1,308	1,290	1,284
田(ha)	1,134	1,105	1,101	1,085	1,080
畑(ha)	218	209	207	205	204

資料）農業委員会

＜計画＞

調整池等の整備を推進するとともに、吉川市まちづくり整備基準条例等に基づき、建築行為、開発行為等に対し、雨水流出抑制施設の設置を指導し、促進する。

農地は、農地法、農業振興地域の整備に関する法律、生産緑地法等による保全を図る。

１．２ 防災・減災都市づくりの推進【 都市計画課 】

本市は、災害による被害を未然に防止することはもとより、被害を最小限にとどめるため、土地区画整備事業等の各種都市計画を活用するとともに、新市街地の形成にあたっては、浸水想定区域を踏まえた造成計画に努めるなど、都市の防災・減災構造化を図っていく。

【施策の内容】
第２編　震災対策計画
　第２章　震災予防計画
　　第１節　災害に強い都市環境の整備
　　　第１　災害に強い都市づくり
　　　　１．１　防災・減災都市づくりの推進（P39～40）を準用する。

１．３ 地盤災害の予防【 埼玉県、環境課 】

(1) 地下水の取水規制の推進

地盤の低化をもたらす地盤沈下は、水害の被害を増大させるおそれがある。そのため県では、地盤沈下対策として埼玉県生活環境保全条例に基づき地下水の採取規制を推進するとともに､地盤沈下を防止するために地下水から表流水への水源転換に努めている。

(2) 地盤沈下緊急時対策の推進

本市は、埼玉県地盤沈下緊急時対策要綱における対象地域として東部地域６市３町に含まれていることから、埼玉県生活環境保全条例施行規則第８２条に規定する地盤の沈下の防止に係る緊急時における知事の要請に応じ、必要な対応を実施する。

１．４ 防災・減災空間の確保【 都市計画課、農政課 】

【施策の内容】
第２編　震災対策計画
　第２章　震災予防計画
　　第１節　災害に強い都市環境の整備
　　　第１　災害に強い都市づくり
　　　　１．３　防災・減災空間の確保（P41）を準用する。

１．５ 交通ネットワークの整備【 道路課 】

【施策の内容】

第２編　震災対策計画
　第２章　震災予防計画
　　第１節　災害に強い都市環境の整備
　　　第１　災害に強い都市づくり
　　　　１．４　交通ネットワークの整備（P42）を準用する。

１．６ 土地利用の適正化【 都市計画課 】

【施策の内容】

第２編　震災対策計画
　第２章　震災予防計画
　　第１節　災害に強い都市環境の整備
　　　第１　災害に強い都市づくり
　　　　１．５　土地利用の適正化（P43）を準用する。

第２　都市施設の安全化

防災・減災上重要となる公共建築物、道路交通施設、河川施設及びライフライン施設の都市施設は、日常の市民生活及び社会経済活動、また、災害時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。

このため、市及び関係機関は、発災後直ちに機能回復を図ることはもちろん、事前の予防措置として、地震対策のための耐震性の強化等の対策と並行して、風水害時の被害軽減のための諸施策を実施し、被害を最小限にとどめるための対策を講じるものとする。

２．１ 建築物の安全化【 開発建築課、財政課、教育総務課 】

市は、公共建築物及び一般建築物について耐震化・不燃化と並行し、風水害時の被害軽減のために、浸水及び強風対策の促進を図る。

１　公共建築物の安全化

市は、防災拠点施設及び避難拠点施設となる学校、公民館等については、耐震性の向上を図るとともに、浸水及び強風対策の実施に努める。

また、今後建設される施設については、浸水想定区域を踏まえ、浸水対策を実施する。

２　一般建築物等の安全化

市は、建築物等の所有者、管理者等に対し、建築物の浸水対策、落下対象物等の強風対策の促進を図り、建築物等の安全化を図る。また、地下空間での豪雨及び洪水に対する危険性について、事前の周知を図り、地下空間を有する施設管理者と連携し、避難誘導等安全体制の確保に十分配慮するとともに、洪水時には迅速かつ的確な情報等の伝達、利用者等の避難のための措置等を講じる。

＜計画＞

①　浸水想定区域内の建築物に関する知識の普及・啓発

市の洪水ハザードマップや国・県などのパンフレットを通じ、建築物の浸水対策や地下空間の浸水対策の概要について普及・啓発を行うものとする。

②　落下対象物等の安全対策

市は、看板等の安全点検及び改修指導に努めるものとする。また、市民等へ屋根、アンテナ等の屋外設置物の固定・補強、外壁や窓の補強等の必要性について、市広報紙やホームページなど、あらゆる機会を通じ、普及・啓発に努めるものとする。

２．２ 道路施設の安全化【 道路課 】

道路施設は、水害により浸水や破損した場合、避難や救出・救護活動、水防活動、応急復旧活動に大きな支障をもたらすことが予想される。このことから、道路施設の安全化は極めて重要な課題である。

県道、市道の各道路管理者は、側溝等の雨水排水施設の維持管理に努めるとともに、既設橋梁の落橋・流失防止対策を進め、災害時の避難や救出・救護等に支障のないように整備推進を図る。

また、浸水時に水深が大きくなることが予想されるアンダーパスや側溝等の危険箇所については、大雨時に危険であることを促す看板の設置等を推進する。

２．３ ライフライン施設の安全化【 水道課、河川下水道課、東彩ガス㈱、東京電力パワーグリッド㈱川口支社、東日本電信電話㈱埼玉事業部 】

【施策の内容】

第２編　震災対策計画
　第２章　震災予防計画
　　第１節　災害に強い都市環境の整備
　　　第２　都市施設の安全化
　　　　２．４　ライフライン施設の安全化（P47～51）を準用する。

２．４ 文化財の災害予防【 生涯学習課 】

【施策の内容】

第２編　震災対策計画
　第２章　震災予防計画
　　第１節　災害に強い都市環境の整備
　　　第２　都市施設の安全化
　　　　２．５　文化財の災害予防（P52～53）を準用する。

第３　防災拠点の整備

災害発生後の応急・復旧対策を円滑に進めていくためには、応急・復旧対策に必要な機能が防災拠点に集約されていることが必要である。

また、大規模水害時には、家屋の被害、ライフラインの途絶等により、多くの市民が避難を要する場合が予想される。これらの市民の迅速かつ安全な避難を実施するため、平常時から避難に必要な体制の整備を図るものとする。

ここでは、防災拠点の整備の推進のために必要な施策を定める。

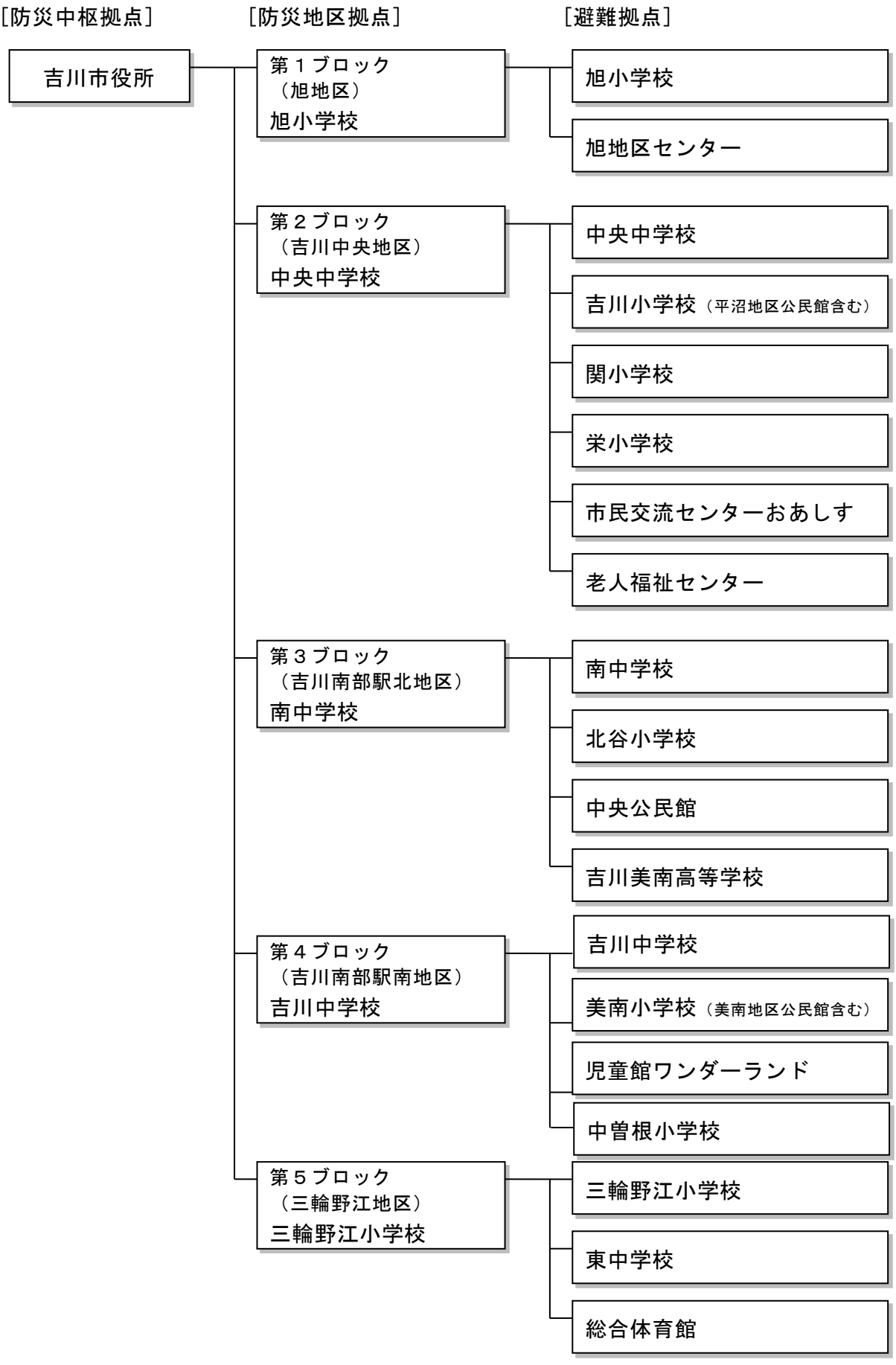
３．１ 防災拠点施設の整備【 危機管理課 】

災害対策本部が設置される防災中枢拠点と連携を図るため、長期の避難生活に耐えられる避難拠点、地区の物資集積や応急対策の拠点となる防災地区拠点を各地区に配置するとともに、自衛隊等の活動拠点となる受援拠点を市内に配置する。

また、江戸川右岸に整備する吉川市鍋小路地区河川防災ステーションには、江戸川などの洪水時等における水防活動拠点となる水防センターの整備を推進する。

名称	活動拠点の役割	施設名
防災中枢拠点	・災害対策本部拠点として各地区拠点へ指示 ・各関係機関、県、自衛隊等との連絡調整	吉川市役所 ※市役所が被災した場合は、 吉川松伏消防組合消防本部
防災地区拠点	・防災中枢拠点との連携 ・各地区の応急対策の拠点 ・避難拠点への物資の供給拠点	各防災ブロックごとに次の 指定一般避難所を地区拠点とする。 第１ブロック：旭小学校 第２ブロック：中央中学校 第３ブロック：南中学校 第４ブロック：吉川中学校 第５ブロック：三輪野江小学校
受　援　拠　点	・自衛隊、警察、消防の活動拠点	〈臨時ヘリポート基地〉 美南中央公園 吉川運動公園 〈野営場所〉 吉川運動公園 美南中央公園 旭公園球場 永田公園
避　難　拠　点	・被災者の長期的な避難生活の場となる拠点 ・食料、飲料水等の配給の場となる拠点	指定一般避難所（１９箇所）

□防災拠点の概念図


［防災中枢拠点］
［防災地区拠点］
［避難拠点］
吉川市役所
第１ブロック
（旭地区）
旭小学校
旭小学校
旭地区センター
第２ブロック
（吉川中央地区）
中央中学校
中央中学校
吉川小学校（平沼地区公民館含む）
関小学校
栄小学校
市民交流センターおあしす
老人福祉センター
第３ブロック
（吉川南部駅北地区）
南中学校
南中学校
北谷小学校
中央公民館
吉川美南高等学校
第４ブロック
（吉川南部駅南地区）
吉川中学校
吉川中学校
美南小学校（美南地区公民館含む）
児童館ワンダーランド
中曽根小学校
第５ブロック
（三輪野江地区）
三輪野江小学校
三輪野江小学校
東中学校
総合体育館

３．２ 避難拠点の整備【 危機管理課、教育総務課、都市計画課 】

避難拠点は、浸水等による家屋の被害により生活の場を失った被災者、及び大規模な水害により、生命や身体に危険性の迫った市民が、安全な避難活動を行えるようにするために欠かすことのできないものである。さらに、平常時には市民の防災・減災及び地域のコミュニティ活動として、災害時には被災者の収容、救援及び情報の伝達場所として整備を図る必要がある。

本市の避難拠点の整備目標は、大規模な水害では、多くの市民が一時避難や避難生活が必要となることが想定され、市の指定一般避難所及び指定緊急避難場所では、避難者の収容能力不足が予想されるため、指定一般避難所及び指定緊急避難場所の整備を推進するほか、中高層の民間建物の所有者や管理者との一時避難の協力体制の整備を図るとともに、国や県、他市区町村と広域避難に向けた検討を進めるものとする。

１　指定緊急避難所・指定一般避難所

災害対策基本法に基づき市長が指定する洪水及び内水氾濫を対象とする指定緊急避難場所及び指定一般避難所を次に示す。なお、指定緊急避難場所及び指定一般避難所については、減災マップ、市ホームページなどにより、広く市民等に周知を図る。

①　指定緊急避難場所

指定緊急避難場所は、大規模な水害により、生命や身体に危険性の迫った市民が一時的に避難する場として、指定一般避難所と同様、本市の避難拠点である学校や主要な公共施設１８か所（老人福祉センターは、平屋のため除く。）を指定緊急避難場所として指定する。

②　指定一般避難所

指定一般避難所は、住宅の床上浸水やライフラインの停止などにより自宅での生活が困難になった被災者の一定期間の生活の場として、本市の避難拠点である学校や主要な公共施設１９か所を指定一般避難所として指定する。なお、指定一般避難所においては、防災用資機材・備蓄物資などを保管するための防災倉庫や災害用便槽など、避難者の生活環境の改善のための整備を推進するとともに災害時応援協定等による通信環境の確保に努めるものとする。

なお、指定緊急避難場所及び指定一般避難所は、次の指定基準をおおむね満たす施設を指定するものとする。

□指定一般避難所・指定緊急避難場所の指定基準

	指定基準
指定緊急避難場所	○一時的に大規模水害の発生後の二次災害などの危険から避難する場所として、十分な面積を有する施設であること ○切迫した状況において、速やかに開設される管理体制を有していること ○異常な現象による災害発生のおそれがない場所に立地していること ○浸水想定区域内に立地している場合は、洪水及び浸水に対して安全な構造であることのほか、浸水想定の浸水深の水位よりも上に避難上有効なスペースなどがあること

指定一般避難所	○被災者等の一時的な生活の場として、十分な面積を有する施設であること ○被災者等の受入れや被災者等への物資等の配布が可能な施設であること ○災害による影響が少ない場所に立地している施設であること ○物資の輸送等が容易な場所に立地している施設であること

本市の指定緊急避難場所は、次に示すとおりである。

なお、本市は、市全域が浸水する可能性も想定されていることから、近隣市町と調整し、市外の指定緊急避難場所、指定一般避難所を予め指定しておくなど、近隣市町と連携した取り組みを推進し、市民の安全確保に努める。

□指定緊急避難場所一覧

番号	防災ブロック		名称	所在地	収容可能面積	想定
	区分	拠点			2階以上	収容人数
1	第1	○	旭小学校	南広島 1940	684	342
2	第1		旭地区センター	旭 6-4	233	116
3	第2	○	中央中学校	中央 2-21-1	1,324	662
4	第2		吉川小学校	平沼 73	1,760	880
5	第2		関小学校	吉川団地 1-10	1,536	768
6	第2		栄小学校	中央 3-26-1	1,260	630
7	第2		市民交流センター おあしす	きよみ野 1-1	265	132
8	第3	○	南中学校	保 672	1,260	630
9	第3		北谷小学校	高富 857	1,320	660
10	第3		中央公民館	保 577	483	241
11	第3		吉川美南高等学校	高久 600	1,597	798
12	第4		中曽根小学校	中曽根 2-4	1,260	630
13	第4		美南小学校	美南 4-17-3	1,792	896
14	第4		児童館 ワンダーランド	美南 5-3-1	196	98
15	第4	○	吉川中学校	美南 5-17-1	1,498	749
16	第5	○	三輪野江小学校	加藤 641	804	402
17	第5		東中学校	上笹塚 3-104-1	768	384
18	第5		総合体育館	上笹塚 1-58-1	180	90
合計（18か所）					18,220	9,108

注）○は各ブロックの地区拠点である。

注）収容可能面積の単位は「㎡」、収容能力の単位は「人」。

注）想定収容人数は、一人当たりの専有面積を2㎡として計算した。

注）２階以上の収納可能面積は、学校において特別教室（校長室、職員室、保健室、家庭科室、図書室など）を除いた面積とした。

本市の指定一般避難所は、次に示すとおりである。

本市全体の指定一般避難所の長期的収容能力は、現在約４，３００人（全人口の５．９％）であり、避難者が収容しきれない場合は、小・中学校の校舎等で補完するものとする。

□指定一般避難所一覧・□防災ブロック別避難所の収容能力

第２編　震災対策計画
　第２章　震災予防計画
　　第１節　災害に強い都市環境の整備
　　　第２　防災拠点の整備
　　　３．２　避難拠点の整備
　　　□指定一般避難所一覧、□防災ブロック別避難所の収容能力（P60）を準用する。

２　指定福祉避難所

【施策の内容】

第２編　震災対策計画
　第２章　震災予防計画
　　第１節　災害に強い都市環境の整備
　　　第２　防災拠点の整備
　　　３．２　避難拠点の整備
　　　(2) 要配慮者スペースがある指定一般避難所（P61）、(3)指定福祉避難所の指定（P62）を準用する。

３　民間施設における一時避難場所の確保

大規模な水害時に、指定緊急避難場所、又は浸水が予想される区域外へ避難する時間がなくなった市民等が、中高層の民間建物を緊急一時的に避難・退避できる場所として利用できるよう、建築物の所有者や管理者との協定締結等の協力体制の構築に努めるものとする。

４　広域避難に向けた検討

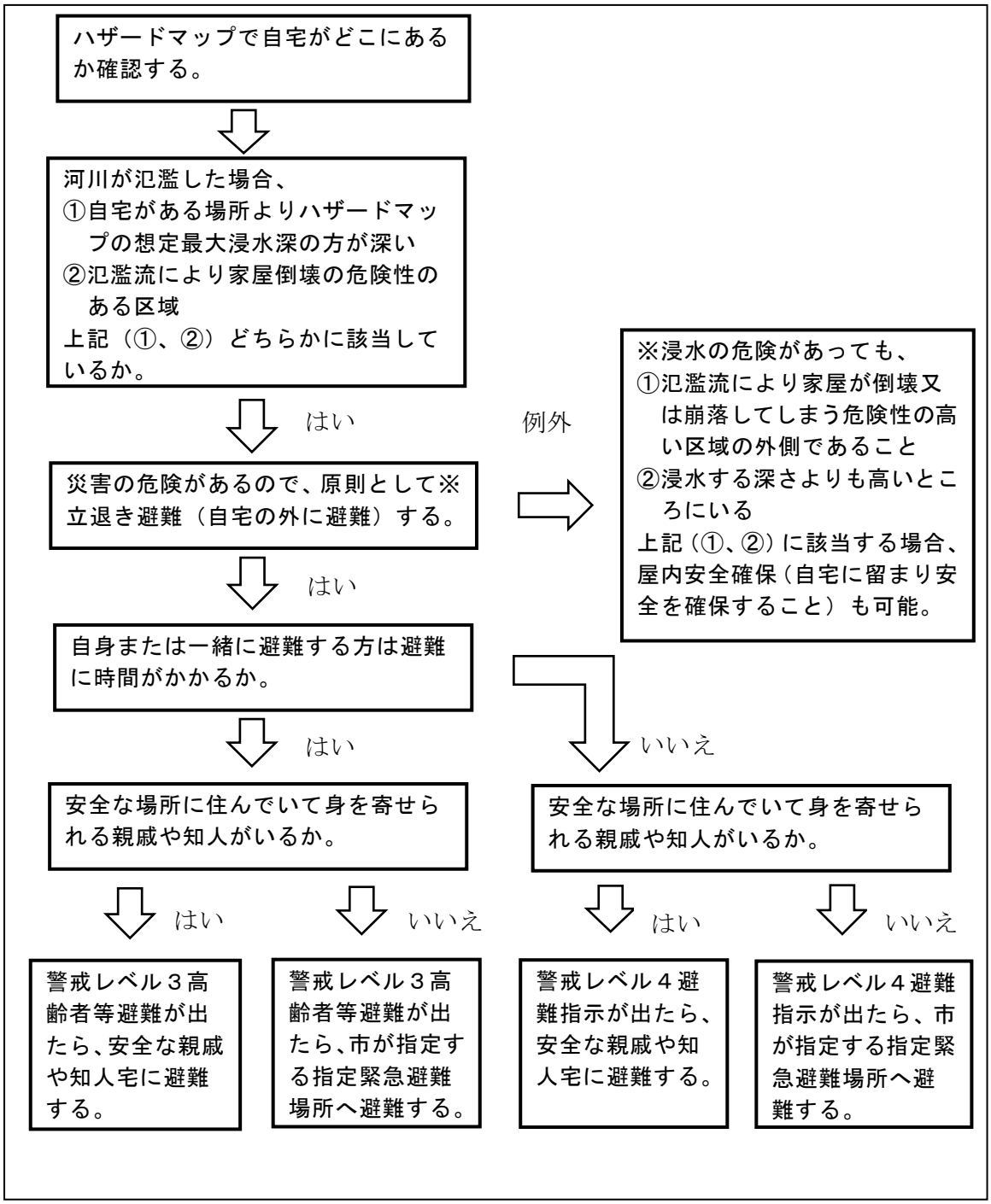
市域を超える広域避難を円滑に実施するため、国や県、他市区町村などと広域避難に向けた避難方針などを検討する。

３．３ 避難路の整備【 道路課、危機管理課 】

【施策の内容】

第２編　震災対策計画
　第２章　震災予防計画
　　第１節　災害に強い都市環境の整備
　　　第３　防災拠点の整備
　　　３．３　避難路の整備（P62）を準用する。

□水害時の避難行動フロー（例）



第２節　災害に強い防災・減災体制の整備

本市に災害が発生又は発生するおそれがある場合に、迅速、適切、かつ柔軟に対応するため、平常時からの備えを充実するとともに、災害発生直後の緊急時の対応力の強化を図り、人・物・情報を総合的に管理し、効率的、一体的に機能する災害に強い防災・減災体制を構築する。

第１　災害活動体制の整備

災害時には、迅速かつ適切な応急活動が重要である。また、あわせて、災害時であっても継続して行わなければならない通常業務がある。このため、初動体制をはじめとする緊急対応体制、応援協力体制等の災害活動体制を整備するとともに、災害時にあっても優先度の高い通常業務が適切に継続できる体制を整備する。

ここでは、災害活動体制の整備に関し必要な施策を定める。

１．１ 活動マニュアル等の整備【 危機管理課、各課 】

⑴ 活動マニュアルの作成

個々の職員が、常に気象状況等に注意し、災害の発生のおそれがあることを察知した場合、又は災害が発生した場合は、状況に応じて迅速で的確な対応ができるよう、実践的な活動マニュアルを作成し、周知徹底を図る。なお、活動マニュアルは組織の改編や人事異動等の状況の変化に対応し、毎年検討を加え、必要があると認める場合は修正するものとする。

活動マニュアルの内容は、次の事項とする。

① 災害時における各職員が果たすべき役割（災害対策業務の内容）
② 災害時における体制（動員体制等）
③ 災害時における参集方法及び参集基準
④ 夜間、休日における緊急連絡網

⑵ 避難所開設運営マニュアル、運営体制の整備

⑶ 業務継続計画（ＢＣＰ）の作成

⑷ 罹災証明書の発行体制の整備

【施策の内容】

第２編　震災対策計画
第２章　震災予防計画
第２節　災害に強い防災・減災体制の整備
第１　災害活動体制の整備
１．１　活動マニュアル等の整備
⑵ 避難所開設運営マニュアル、運営体制の整備
⑶ 業務継続計画（ＢＣＰ）の作成
⑷ 罹災証明書の発行体制の整備
（P65～66）を準用する。

(5) 事前行動計画（タイムライン）の作成

台風等の風水害は、いつ起こるか分からない大震災とは異なり、台風等が発生してから被害が生じるまで時間があり、先を見越した対応により減災が可能である。

予め、時系列の災害対応を整理した事前行動計画（タイムライン）を作成するものとする。なお、作成後は、計画に基づく対策を実践するとともに、その結果を点検・是正し、見直しを行うなど、継続的な取組みを実施するものとする。

１．２ 配備体制の整備【 危機管理課 】

災害の発生のおそれがある場合、又は災害が発生した場合は、速やかに情報収集や防災・減災対策を行えるよう、あらかじめ配備体制を定める。

また、近年は、予想のつかない局地的な集中豪雨等が発生し、家屋の浸水や道路の浸水などの被害が生じている。これらの突発的な集中豪雨等に対応するため、あらかじめ参集基準及び防災要員を定めるなど、緊急初動体制の整備を図る。

１．３ 職員訓練の充実【 危機管理課、各課 】

【施策の内容】

第２編　震災対策計画
　第２章　震災予防計画
　　第２節　災害に強い防災・減災体制の整備
　　　第１　災害活動体制の整備
　　　　１．２　職員訓練の充実（P66）を準用する。

１．４ 応援協力体制の整備【 危機管理課 】

１　河川管理者の協力事項

(1) 国土交通省関東地方整備局長

河川管理者国土交通省関東地方整備局長は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

① 水防管理団体に対して、河川に関する情報（川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、ＣＣＴＶの映像、ヘリ巡視の画像等）の提供

② 水防管理団体に対して、氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとの氾濫到達市区町村の事前提示、及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示

③ 堤防が決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは河川管理者による関係者及び一般への周知

④ 重要水防箇所の合同点検の実施

⑤ 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加

⑥ 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供

⑦　水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

(2) 埼玉県知事

河川管理者埼玉県知事は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

①　水防管理団体に対して、河川に関する情報（川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報等）の提供

②　水防管理団体に対して、氾濫（決壊又は溢流）想定ごとの氾濫到達市区町村の事前提示、及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示

③　堤防が決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは河川管理者による関係者及び一般への周知

④　重要水防箇所の合同点検の実施

⑤　水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加

⑥　水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供

⑦　水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

2　水防協力団体の指定、監督、情報の提供

市は、次に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体の申請により、水防協力団体として指定することができる。また、水防管理団体は水防協力団体が適正かつ確実な実施を確保するため水防計画に位置付けるとともに､その業務について報告させることができる。なお、国、県及び市は水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報提供、指導若しくは助言をするものとする。

(1) 水防協力団体の業務

①　水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力

②　水防に必要な器具、資材、又は設備の保管、提供

③　水防に関する情報又は資料の収集、提供

④　水防に関する調査研究

⑤　水防に関する知識の普及、啓発

⑥　前各号に附帯する業務

その他の事項については、次に示す項目を準用する。

【施策の内容】

第２編　震災対策計画
第２章　震災予防計画
第２節　災害に強い防災・減災体制の整備
第１　災害活動体制の整備
１．３　応援協力体制の整備（P66）を準用する。

１．５ 水防管理団体体制の整備【 危機管理課、江戸川水防事務組合 】

本市は、三郷市、春日部市及び松伏町と共同し、水防法第４条の規定により、埼玉県知事から指定された指定水防管理団体として、江戸川水防事務組合を組織している。

江戸川水防事務組合は、江戸川の洪水等の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的としている。

今後とも、江戸川水防事務組合で作成する水防計画書に基づき、水防に関する調査研究及び水防団の訓練の実施、水防資機材の整備などを行い、事前に水害に備えるとともに、水害の発生のおそれがあるとき、又は水害が発生した際には、河川巡視や応急復旧等を実施する体制の強化を図る。

□江戸川水防事務組合の概要

河川名	江戸川右岸
区域	自　春日部市西親野井３４６番地５地先 至　三郷市高州４丁目１４９番地１地先（距離３２㎞）
管理者	三郷市長
副管理者	吉川市長、春日部市長、松伏町長
管轄県土整備事務所	埼玉県越谷県土整備事務所
管轄河川事務所	江戸川河川事務所
水防本部（担当課）	三郷市（危機管理防災課）

出典）「令和 5 年度江戸川水防事務組合水防計画書」江戸川水防事務組合

１．６ 水防計画等の作成【 江戸川河川事務所、埼玉県、江戸川水防事務組合 】

水防計画は、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は閘門の操作、水防のための水防団及び消防機関の活動、水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援並びに水防団に必要な器具、資材、設備の整備及び運用について計画するものであり、本市に係る水防計画としては、水防法第７条の規定に基づき埼玉県が、また、同法３３条第１項の規定に基づき江戸川水防事務組合が水防計画を作成している。

また、江戸川河川事務所においても、同様の内容を定めた洪水対策計画書を作成している。

本市は、これらの計画に基づき、水防体制の整備及び水防活動などに当たる。

第２　災害情報収集伝達体制の整備【 危機管理課 】

災害が発生した場合には、多種多様かつ多量の災害情報が発生する。市及び防災関係機関が防災・減災対策を実施するためには、これらの災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達・処理するソフト、ハード両面のシステムを構築する必要がある。

特に、通常の勤務時間以外に災害が発生した場合でも、迅速かつ的確な災害情報の収集、伝達が可能な体制を整備しておく必要がある。

ここでは、災害時における情報収集伝達体制の整備に必要な施策を定める。

【施策の内容】

第２編　震災対策計画

第２章　震災予防計画

第２節　災害に強い防災・減災体制の整備

第２　災害情報収集伝達体制の整備（P69）を準用する。

第３　避難活動体制の整備

大河川の外水氾濫については、市域の大部分が浸水することが想定されることから、多くの市民が避難を要する場合が予想される。

外水氾濫の危険が迫った場合、又は外水氾濫が発生した場合に、市民の迅速かつ安全な避難を実施し、水害による人的被害を軽減するため、平常時から避難に必要な避難活動体制の整備を図るものとする。

３．１ 避難計画の作成【 危機管理課 】

災害による家屋の浸水、流失、ライフラインの途絶などの被害を被った被災者や危険性の迫った市民の迅速かつ的確な避難を実施し、人的被害の軽減と避難者の援護を図るため、その事態に対応した避難計画を作成する。

避難計画の主な内容は、次の事項とする。

①　避難情報発令の実施責任者
②　避難情報の発令基準
③　避難情報の明示事項（避難の対象地域、理由、避難経路、避難先など）
④　避難情報の伝達方法
⑤　避難想定人口
⑥　避難の方法
⑦　避難の誘導体制・方法
⑧　避難行動要支援者の避難支援体制

３．２ 避難誘導体制の整備【 危機管理課、地域福祉課、障がい福祉課、長寿支援課 】

市は、大規模水害時には、多くの市民の避難が想定され、また、避難行動要支援者の避難支援が必要なことから、消防本部、消防団、自主防災組織、自治会等と調整を図るとともに、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成を推進し、地域連携による避難誘導体制の確立を図る。

３．３ 避難所運営体制の整備【 危機管理課 】

市は、避難所の運営が円滑かつ統一的に行えるよう、運営組織の構成や運営方法、業務内容、各種報告の様式などを記載した避難所開設運営マニュアルなどを作成するとともに、防災・減災、福祉、保健衛生などの庁内組織体制の整備を図る。また、避難所の施設管理者や自主防災組織、自治会等と調整し、運営体制の確立を図る。

第４　非常用物資の備蓄

災害が発生した直後の市民の生活を確保するため、食料、飲料水、生活必需品等の備蓄及び調達体制の整備を推進する。

なお、本市においては、大規模水害時には市域の大部分が浸水することから、避難者数の想定は、困難である。

このため、備蓄物資の数量等については、**『第２編 第２章 第２節「第３　非常用物資の備蓄」(P71～76)』**を準用する。

また、市では、大規模水害時に不足する物資等を確保するため、他市町村との応援協定や民間業者との協定等により備蓄体制を整備する。

４．１ 食料供給体制の整備【 危機管理課 】

【施策の内容】
第２編　震災対策計画
　第２章　震災予防計画
　　第２節　災害に強い防災・減災体制の整備
　　　第３　非常用物資の備蓄
　　　　３．１　食料供給体制の整備（P71～72）を準用する。

４．２ 給水体制の整備【 水道課、危機管理課 】

【施策の内容】
第２編　震災対策計画
　第２章　震災予防計画
　　第２節　災害に強い防災・減災体制の整備
　　　第３　非常用物資の備蓄
　　　　３．２　給水体制の整備（P72～74）を準用する。

４．３ 生活必需品供給体制の整備【 危機管理課 】

【施策の内容】
第２編　震災対策計画
　第２章　震災予防計画
　　第２節　災害に強い防災・減災体制の整備
　　　第３　非常用物資の備蓄
　　　　３．３　生活必需品供給体制の整備（P74～75）を準用する。

４．４ 防災用資機材の備蓄【 危機管理課 】

【施策の内容】
第２編　震災対策計画
　第２章　震災予防計画
　　第２節　災害に強い防災・減災体制の整備
　　　第３　非常用物資の備蓄
　　　　３．４　防災用資機材の備蓄（P75～76）を準用する。

４．５ 水防用資機材の備蓄【 危機管理課、江戸川水防事務組合、河川管理者 】

水害時の応急対策活動に必要な水防資機材を整備し、その維持、管理に努める。これらの水防用資機材は、堤防損壊、浸水対策をはじめ、道路復旧等にも対応できるよう整備に努めるものとする。

□備蓄資機材品目（例）

・鋸　・掛矢　・鉄ハンマー　・スコップ　・ツルハシ　・斧　・丸太　・鉄杭
・ロープ　・土のう　・１ｔ土のう　・ペンチ　・発電機　・コードリール
・照明具　・排水ポンプ　・バンセン　・ゴムボート

第５　消防・救急体制の整備【 消防本部 】

風水害時の消防活動、救助活動に対応するため、消防車両及び資機材等を計画的に整備するとともに、消防活動、救助活動、救急救命活動に係る高度な知識を持った消防人員の育成を図り、消防・救急体制の整備を図る。また、あわせて、大規模な災害に備え、消防相互応援協定の円滑な運用体制の整備を図る。

【施策の内容】
第２編　震災対策計画
　第２章　震災予防計画
　　第２節　災害に強い防災・減災体制の整備
　　　第４　消防・救急体制の整備（P77～85）を準用する。

第６　災害時医療体制の整備【 健康増進課、危機管理課、消防本部、関係機関 】

大規模な災害が発生した場合、災害時における応急医療体制を確保するため、平常時から初動及び後方医療体制、医薬品等の確保について整備を図る必要がある。

ここでは、災害時の医療体制の整備に必要な施策について定める。

【施策の内容】
第２編　震災対策計画
　第２章　震災予防計画
　　第２節　災害に強い防災・減災体制の整備
　　　第５　災害時医療体制の整備（P86～89）を準用する。

第７　緊急輸送体制の整備【 道路課、財政課、危機管理課 】

災害発生後の市内において効率的な緊急輸送を行うため、地域の状況に基づいて、あらかじめ県、近隣市町、関係機関、関連企業と協議の上、市内の各防災拠点を結ぶ道路を選定し、緊急輸送道路として指定する。

ここでは、緊急輸送体制の整備の推進のために必要な施策を定める。

【施策の内容】
第２編　震災対策計画
　第２章　震災予防計画
　　第２節　災害に強い防災・減災体制の整備
　　　第６　緊急輸送体制の整備（P90～93）を準用する。

第８　応急住宅対策【 都市計画課、開発建築課、吉川美南駅周辺地域整備課、工事検査課 】

災害による家屋の浸水、流失等の被害により、家屋を失い自らの資力で住宅を確保できない被災者に対しては、一時的な住居の安定を図るため、速やかに住宅の応急修理の措置や仮設住宅を供給することが必要である。

ここでは、応急住宅対策の実施のための必要な体制の整備を定める。

【施策の内容】
第２編　震災対策計画
　第２章　震災予防計画
　　第２節　災害に強い防災・減災体制の整備
　　　第７　応急住宅対策（P94）を準用する。

第９　要配慮者の安全対策

平成２８年１０月に発生し、東北地方に上陸した台風１０号による災害時には、要配慮者利用施設（高齢者施設）の入居者が犠牲になったことから、避難勧告等の発令・伝達や高齢者の避難支援についての課題が明らかになった。また、平成３０年７月に発生した平成３０年７月豪雨（西日本豪雨）においても、被災地全体のうち６０歳以上の高齢者の死者数は約７割であり、改めて、高齢者などに配慮した避難を行うための情報伝達が十分に行われなかったこと、また、安否確認が円滑に進まなかったことなどの課題が浮き彫りになった。

ここでは、災害時に身体・生命を守る自衛能力が不足している高齢者や障がい者及び言葉の文化が異なり災害時に迅速で的確な行動がとりにくい外国人等のいわゆる要配慮者の安全確保に必要な施策を定める。

９．１ 避難行動要支援者の安全対策【 危機管理課、地域福祉課、障がい福祉課、長寿支援課、消防団、民生委員・児童委員、自治会、自主防災組織等 】

９．２ 在宅の要配慮者全般の安全対策【地域福祉課、障がい福祉課、長寿支援課、市民参加推進課、市民課、危機管理課 】

【施策の内容】

第２編　震災対策計画
　第２章　震災予防計画
　　第２節　災害に強い防災・減災体制の整備
　　　第８　要配慮者の安全対策
　　　　８．１　避難行動要支援者の安全対策（P95～97）
　　　　８．２　在宅の要配慮者全般の安全対策（P97～98）を準用する。

９．３ 要配慮者利用施設の安全対策【 危機管理課、障がい福祉課、長寿支援課、保育幼稚園課、子育て支援課、健康増進課、教育総務課、社会福祉施設、事業所等 】

１　市による安全対策

市は、水防法第１５条の規定に基づき、浸水想定区域内の次に掲げる施設について、利用者などの洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るため、あらかじめ施設の名称や所在地、連絡先等を把握し、洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。また、国や県などとともに、避難確保計画又は浸水防止計画の作成や自衛水防組織の設置、訓練の実施など、自衛水防の取組みを支援し、地域水防力の向上を図る。

なお、各施設への洪水予報等の伝達方法は、ファクシミリ、電子メール又は電話を基本とする。

(1) 要配慮者利用施設

主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災・減災上の配慮を要する者が利用する施設（保育所(園)、幼稚園、学校、高齢者福祉施設、障がい者福祉施設、病院など）

(2) 地下街等

地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（延べ面積が1,000 ㎡以上の地下街又は地階の床面積の合計が 5,000 ㎡以上の防火対象物など）

(3) 大規模工場等

大規模な工場その他の施設であって洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められる施設（国土交通省令で定める基準を参酌して市の条例で定める用途及び規模に該当する施設で、その施設の所有者又は管理者からの申出があった場合に限る。延べ床面積が 10,000 ㎡以上の工場、作業所又は倉庫など）

『【資料】第３．１「浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧」』参照

２　施設の所有者又は管理者による安全対策

市地域防災計画に定められた要配慮者利用施設等の所有者又は管理者は、水防法に基づき、避難確保計画又は浸水防止計画の作成や自衛水防組織の設置、訓練の実施など、自衛水防の取組みを実施する。なお、避難確保計画又は浸水防止計画を作成した場合、また、自衛水防組織を設置した場合は、市長へ報告する。

□水防法による施設の所有者又は管理者の措置等

事業所等	要配慮者利用施設	地下街等	大規模工場等
措置の義務付け	義務（自衛水防組織の設置は任意）	義務	努力義務（自衛水防組織の設置は任意）
措置の内容	・避難確保計画の作成 ・訓練の実施 （自衛水防組織を設置した場合） ・業務に係る活動要領	・避難確保計画の作成 ・浸水防止計画の作成 ・訓練の実施 ・自衛水防組織の設置	・浸水防止計画の作成 ・訓練の実施 （自衛水防組織を設置した場合） ・業務に係る活動要領

その他の事項については、次に示す項目を準用する。

【施策の内容】

第２編　震災対策計画
　第２章　震災予防計画
　　第２節　災害に強い防災・減災体制の整備
　　　第８　要配慮者の安全対策
　　　　８．３　要配慮者利用施設の安全対策
　　　　（P99）を準用する。

第１０　遺体の埋・火葬対策【 危機管理課 】

【施策の内容】
第２編　震災対策計画
　第２章　震災予防計画
　　第２節　災害に強い防災・減災体制の整備
　　　第１０　遺体の埋・火葬対策（P103）を準用する。

第１１　文教対策【 学校教育課、小・中学校 】

災害時において、乳幼児、児童、生徒及び学生の生命及び身体の安全と教育活動の確保に万全を期すため事前計画を策定する。

【施策の内容】
第２編　震災対策計画
　第２章　震災予防計画
　　第２節　災害に強い防災・減災体制の整備
　　　第１２　文教対策（P104）を準用する。

第３節　自助、共助による防災・減災力の向上

市民や地域、事業所等の日ごろの災害への備えと災害時の的確な対応が被害を軽減する上で最も大きな力となることは、これまでの多くの事例が示しているところである。このことから、自主防災組織の育成強化、市民の防災・減災思想、防災・減災知識の普及・啓発、ボランティア活動の環境整備等を図り、市民や地域、事業所等との連携による防災・減災体制の構築を推進する。

また、災害時に身体、生命を守る自衛能力が不足している高齢者や障がい者等の要配慮者に配慮した防災・減災体制の整備を推進する。

第１　防災・減災意識の高揚

水害による被害を防止し、又は軽減するためには、市及び防災関係機関等による各種の災害対策の推進とともに、市民の果たす役割が極めて大きい。

そのため、市は、市民に対し生涯を通じて体系的な教育を行うことにより、市民の災害対応力を高めるとともに、市民が地域を守る一員としての役割を認識し、積極的に防災・減災学習に取り組むための環境の整備を行う。

１．１ 啓発活動の推進【 危機管理課 】

市民を対象とする防災・減災知識の普及を図るため、啓発資料の作成及び防災・減災教育用設備や資機材の貸出し、講演会や研修会、出前講座の開催等を行う。

また、市ホームページも活用した防災・減災広報の充実を図りつつ、災害に対する知識の普及や防災・減災意識の高揚に努める。

(1) 広報紙等による防災・減災知識の普及

市発行の広報紙や市ホームページに水害の予防や対策などに関する情報を掲載し、水害に係る防災・減災知識の普及・啓発を図る。

(2) 洪水ハザードマップ・内水ハザードマップの作成配布

河川の氾濫により想定される浸水区域や浸水深、浸水継続時間、早期の立退き避難が必要な区域などの浸水関連情報と避難場所、避難時危険箇所、避難情報の伝達方法などの避難方法等に係る情報をまとめた洪水ハザードマップを作成し、市民に周知する。

また､本市では､台風や集中豪雨などの大雨時に内水氾濫が発生していることから、過去の道路冠水実績などを表示した内水ハザードマップを作成し、市民に周知する。

(3) 埼玉県防災学習センター等の周知

埼玉県の防災環境や地震、暴風雨などの災害時の対処方法など、市民の自発的な防災・減災学習の促進を図るため、埼玉県防災学習センター等の周知を図る。

(4) 災害情報入手手段の普及・啓発

市民が自ら災害情報などを入手できるよう市や県、携帯電話事業者などで行っている地震や気象警報などのメール配信サービスを周知し、登録を促進する。

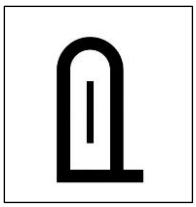
(5) 過去の災害教訓の周知

市は、過去に起こった大規模災害の教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民に閲覧できるよう公開に努めるものとする。

＜現況＞本市における「自然災害伝承碑※」の登録・公開状況は次のとおりである。

No.	碑名	災害名	災害種別	建立年	所在地	登録公開日
1	協同碑（きょうどうひ）	明治 23 年台風（1890 年 8 月）	洪水	1894 年	大字川藤　木売落悪水路敷地（県道川藤野田線沿い）	R4.9.29
2	重修加藤樋之碑（ちょうしゅうかとうといのひ）	明治 29 年の大洪水（1896 年 9 月 12 日）	洪水	1900 年	大字吉屋 717 番地先、新田用水路敷地内	R4.9.29
3	大威徳明王（だいいとくみょうおう）	安永元年～2 年の洪水（1772 年～1773 年）	洪水	1774 年	大字加藤 745 番地先、道路脇	R4.9.29

※国土交通省国土地理院が令和元年(2019)に作成した新しい地図記号。
国土地理院は、災害伝承や先人の教訓を地域防災に役立てるため、全国の市区町村と連携し、自然災害伝承碑の位置や伝承内容を集約し、国土地理院の公式ホームページで公開している
（令和 5 年 12 月 21 日現在：全国 591 市町村、2,068 基）。



1．2 市民による防災・減災力の向上【 市民等 】

市民は、自分自身や家族の命、身体、財産などを守るため、自ら防災・減災意識を高めるとともに、日ごろから災害に備えた防災・減災対策に取り組むなど、防災・減災力の向上に努める。特に、水害時に被害を防止し、又は軽減するため、土のうの備蓄や避難場所・避難経路の確認、避難情報などの入手方法の確認など、家庭内での水害対策に取り組むよう努める。

【施策の内容】
第２編　震災対策計画
　第２章　震災予防計画
　　第３節　自助、共助による防災・減災力の向上
　　　第１　防災・減災意識の高揚
　　　　１．２　市民による防災・減災力の向上（P108）を準用する。

1．3 防災・減災教育の推進【 危機管理課、学校教育課、消防本部、事業所等 】

【施策の内容】
第２編　震災対策計画
　第２章　震災予防計画
　　第３節　自助、共助による防災・減災力の向上
　　　第１　防災・減災意識の高揚
　　　　１．３　防災・減災教育の推進（P108～109）を準用する。

第２　防災・減災訓練の充実

災害時の応急対策活動が円滑に行われるためには、平常時から防災・減災訓練を実施し、災害に備えておく必要がある。このため、防災・減災業務に従事する関係者の防災・減災実務の習熟と実践的能力を涵養し、防災関係機関、市民との連携と防災・減災体制の強化を目指し、防災・減災訓練を継続的に実施していく。

また、市民は、防災・減災対策の重要性を理解し、各種の防災・減災訓練への積極的・自主的な参加、家庭での防災・減災会議の実施等の防災・減災行動を継続的な実施に努める。

２．１ 防災・減災訓練の種類【 関係機関 】

【施策の内容】

第２編　震災対策計画
　第２章　震災予防計画
　　第３節　自助、共助による防災・減災力の向上
　　　第２　防災・減災訓練の充実
　　　　２．１　防災・減災訓練の種類（P110～111）を準用する。

２．２　水防訓練【 江戸川水防事務組合 】

江戸川水防事務組合は、梅雨期及び台風期の出水に備え、水防についての実務の習熟と技術の習得を図るため、水防計画に基づき、水防団、消防機関及び水防協力団体等の協力を得て毎年１回水防訓練を行う。

第３　自主防災組織等の育成・強化

大規模な災害時には、市、消防、警察等の防災関係機関は、組織の全機能を挙げて防災・減災活動を行うこととなるが、道路及び橋梁の損壊や通信施設の途絶等により災害対策活動が阻害されることが予想される。

そこで、市民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識のもと、災害から地域住民の生命、身体及び財産を守るために自主的な防災・減災活動を行う組織が必要となってくる。

このような防災・減災活動が効果的に行われるよう、地域ごとに自主的な防災組織の育成を図るとともに、日ごろから防災・減災意識の高揚と防災・減災知識の普及に努め、防災・減災体制の強化を推進するものとする。

３．１ 水害対策の協力体制の整備【 危機管理課 】

大規模な水害や近年の突発的かつ予測不能な集中豪雨の際は、市の職員で対応することが困難なことが予想されるため、以下のような自主的な予防対策及び水防活動が行えるよう自主防災組織等との協力体制を整備する。

(1) 予防対策

① 浸水常襲地域（道路・建物など）の把握
② 土のうの一時保管場所の提供
③ 避難行動要支援者の把握、避難支援者の選定

(2) 水防活動

① 土のうの配付・回収
② 道路の一時通行止め
③ 被害状況の把握・報告
④ ポンプの設置・操作
⑤ 避難行動要支援者の情報伝達・避難支援

３．２ 地域の自主防災組織の育成【 危機管理課、消防本部 】

３．３ 事業所等の自主防災組織の育成【 危機管理課、商工課、消防本部 】

【施策の内容】

第２編　震災対策計画
　第２章　震災予防計画
　　第３節　市民の協力による防災・減災対策
　　　第３　自主防災組織等の育成・強化
　　　３．１　地域の自主防災組織の育成（P112～113）
　　　３．２　事業所等の自主防災組織の育成（P113～114）
　　　を準用する。

３．４ 地区防災計画の策定【 危機管理課 】

【施策の内容】
第２編　震災対策計画
　第２章　震災予防計画
　　第３節　自助・共助による防災・減災力の向上
　　　第３　自主防災組織等の育成・強化
　　　　３．３　地区防災計画の策定（P114）を準用する。

第４　災害ボランティアとの連携【 地域福祉課、危機管理課 】

災害時におけるボランティア活動は、被災地の救援・救護活動に重要な役割を担うことから、市は、民間の団体あるいは個人のボランティアとの連携協力の仕組みを平常時から構築しておく必要がある。

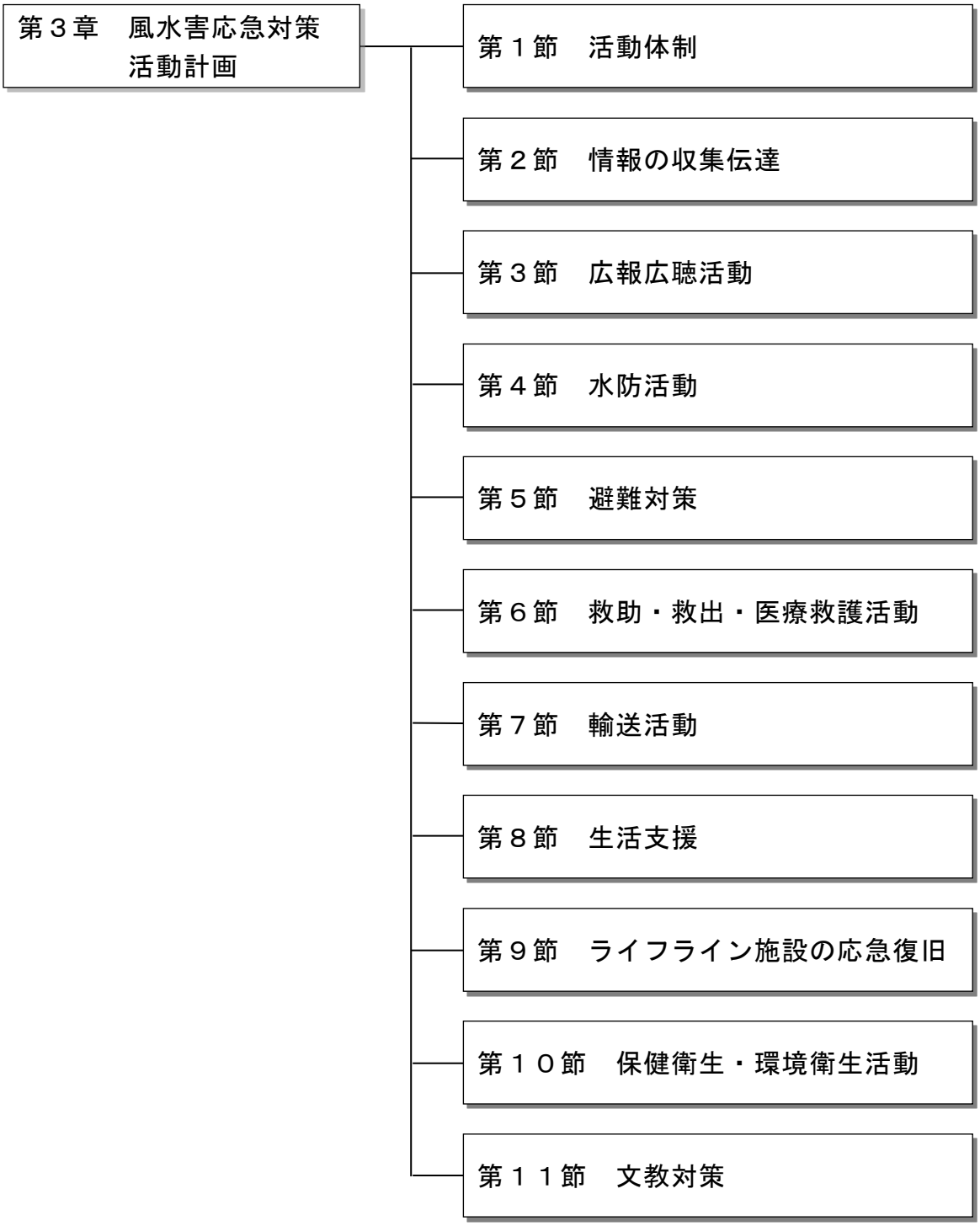
ここでは、災害時にボランティアとの連携協力が円滑に行えるような環境を整備するために必要な施策を定める。

【施策の内容】
第２編　震災対策計画
　第２章　震災予防計画
　　第３節　市民の協力による防災・減災対策
　　　第４　災害ボランティアとの連携（P115）を準用する。

第３章　風水害応急対策活動計画

大規模な風水害の発生は、家屋の倒壊や浸水、道路・交通網の寸断等の災害の多発を伴うことが予想される。また、本市においては、利根川、江戸川、中川などが氾濫した場合には、多数の市民を避難させる必要がある。そのため、本市は、大規模な風水害発生前後における事前対策活動及び応急対策活動を迅速かつ効率的に実施するため、風水害応急対策計画を策定する。

≪施策の体系≫



第１節　活動体制

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、県、近隣市町その他防災関係機関の協力を得て、災害応急対策を迅速かつ強力に推進できるよう、活動体制を定める。

第１　初動対応【 危機管理課、河川下水道課、道路課 】

市の防災・河川・道路担当職員は、平時から気象状況及び河川状況等を監視し、気象予報・警報等が発せられ、水害の発生のおそれがあるときは、円滑に水害対策活動体制へ移行できるよう、次の項目を行う。

なお、勤務時間外においては、あらかじめ定められた参集基準に基づき、市役所へ自主参集するものとする。

１　気象状況、河川状況等の情報収集及び監視
２　河川施設、ポンプ施設、排水施設等の点検
３　水防資機材の点検
４　活動体制の検討
５　伝達系統の確認

第２　活動体制と配備基準【 全職員 】

風水害時に迅速で有効な水害対策活動を行うため、職員の動員配備を徹底するとともに、夜間・休日等における活動体制の確保を図る。

なお、水害対策活動に当たって本市のとるべき配備体制、配備基準は、次のとおりとする。

□配備体制と配備基準

レベル	配備体制	配備基準	活動内容
1	第１ 監視体制	❶台風が発生した場合 ❷前線が発生した場合 ❸河川上流付近で大雨等が発生した場合	◆気象情報等の収集（危機管理課） ◆必要に応じ、総括班による情報共有
2	第２ 監視体制	❶台風による影響の可能性がある場合 ❷前線による影響の可能性がある場合 ❸河川上流付近の大雨等による影響の可能性がある場合 ❹ゲリラ豪雨や降雹、突風等の可能性がある場合	◆気象情報等の収集、全庁への情報提供（危機管理課） ◆総括班による情報共有 ◆状況により土木施設班、下水道・河川施設班活動
3	待機体制	❶台風の影響により大雨等が明らかに見込まれる場合 ❷前線の影響による大雨等が明らかに見込まれる場合 ❸ゲリラ豪雨や降雹、突風等が見込まれる場合 ❹線状降水帯の発生の可能性がある場合 ❺河川水位が「水防団待機水位」に到達する見込みがある場合	◆気象情報、水位等の収集 ◆総括班による情報共有、対策検討 ◆水害対策活動班への情報共有、指示 ◆各水害対策活動班の活動準備、待機
4	第１ 警戒体制	❶大雨警報が発表された場合 ❷大雨等により局所的に冠水等が発生又は発生するおそれがある場合 ❸降雹や突風等が発生した場合 ❹河川水位が「水防団待機水位」に到達し、なお水位が上昇する見込みがある場合	◆水害対策活動室設置 ◆気象、水位等の情報収集・共有 ◆水害対策活動班による活動開始 ◆冠水や被害状況等の把握、共有
5	第２ 警戒体制	❶大雨等により広範囲にわたり冠水等が発生又は発生するおそれがある場合 ❷降雹や突風等により局所的に被害が発生した場合 ❸河川水位が「氾濫注意水位」に到達し、なお水位が上昇する見込みがある場合	◆水害対策活動班による活動継続 ◆気象、水位等の情報収集・共有 ◆被害状況の把握、共有 ◆状況に応じ、災害対策本部設置の検討 ◆状況に応じ、避難所開設の準備 ◆避難情報「高齢者等避難」の発令の検討
6	第１ 非常体制	❶洪水警報が発表された場合 ❷大雨等により住宅等への浸水被害が発生又は発生するおそれがある場合 ❸降雹や突風等により広範囲に被害が発生した場合 ❹河川水位が「避難判断水位」に到達し、なお水位が上昇する見込みがある場合 ❺洪水予報「氾濫警戒情報」が発表された場合	◆災害対策本部設置 ※水害対策活動班継続 ◆気象、水位等の監視・情報収集・共有 ◆避難所の開設 ◆避難情報「高齢者等避難」の発令 ◆避難情報「避難指示」の発令の検討 ◆被害状況の把握、共有
7	第２ 非常体制	❶河川水位が「氾濫危険水位」に到達し、なお水位が上昇する見込みがある場合 ❷洪水予報「氾濫危険情報」が発令された場合	◆気象、水位等の情報収集・共有 ◆避難情報「避難指示」の発令 ◆被害状況の把握、共有 ◆状況に応じ、水害対策活動班の退避 ◆状況に応じ、関係機関への応援要請 ◆第３非常体制への移行準備
8	第３ 非常体制	❶河川の氾濫が発生した場合 ❷気象警報「大雨特別警報（浸水害）」が発表された場合 ❸洪水予報「氾濫発生情報」が発表された場合	◆避難情報「緊急安全確保」の発令 ◆被害状況の把握、共有 ◆関係機関等への応援要請 ◆復旧対策開始

※水害対策活動班

総括部の指示により活動拠点(水害対策活動室)を設置し、応急的な水害対策活動を実施する体制をいう。

※水害対策活動班の管理者及び職員配置

市長は、年度ごとに出水期前に水害対策活動班の管理者及び職員の配置を定め、当該管理者及び職員に通知するものとする。

1　配備体制の決定権者

配備体制	決定権者
待機体制	市民生活部長
警戒体制	市民生活部長
非常体制	市長

2　配備体制の発令手順

(1) 待機体制

危機管理課長は、待機体制の配備基準に該当するとき、気象状況や河川の状況等を市民生活部長へ報告する。

市民生活部長は、都市建設部長と協議し、待機体制を発令する。

(2) 警戒体制

危機管理課長は、第１警戒体制の配備基準に該当するとき、気象状況、被害状況等を市民生活部長へ報告する。

市民生活部長は、都市建設部長と協議し、副市長の承認を得て、警戒体制を発令し、水害対策活動室を設置する。

(3) 非常体制

市民生活部長は、第１非常体制の配備基準に該当するとき、気象状況、被害状況等を市長へ報告する。

市長は、被害状況等に応じて、非常体制を発令し、災害対策本部（第１非常体制又は第２～第３非常体制）を設置する。

3　配備体制の伝達方法

危機管理課長は、発令された配備体制について、各水害対策活動班管理者に配備体制及び配備要員を伝達する。

各水害対策活動班管理者は、あらかじめ定めた伝達系統に従い、配備体制及び配備要員を各職員へ伝達する。

なお、警戒体制以上が発令されたときは、吉川松伏消防組合等、関係機関へ連絡するものとする。

(1) 勤務時間内

電話、庁内放送、口頭等により行う。

(2) 勤務時間外

あらかじめ定められた緊急連絡網により、電話やメール、アプリケーション等で行う。

なお、甚大な災害が発生し、電話等による伝達が不可能となった場合には、職員は、テレビやラジオ等による情報を収集し、自らの判断により所定の場所に参集する。

4　勤務時間外の職員の待機・参集等

職員は、水害対策活動班管理者から伝達された指示に基づき、次のとおり、待機又は所定の場所へ参集する。なお、伝達方法は、原則、勤務時間内のときは、電話又は直接指示するものとし、勤務時間外のときは、あらかじめ定められた緊急連絡網により電話等で連絡するものとする。

(1) 待機

職員は、自宅又は職場等、水害対策活動班管理者から指示された場所で待機する。

なお、自宅の場合は、気象予報・警報等に留意し、電話連絡により、出動の指示があった場合は、速やかに所定の場所へ参集できるよう準備しておくものとする。

(2) 参集

水害対策活動班管理者から指示された時間に参集する。なお、参集時には、道路浸水等の被害状況を収集し、水害対策活動班管理者に報告するものとする。

また、テレビやラジオ等により、本市に大規模な被害の情報を入手したときは、自主的に市役所へ参集するものとする。

(3) 参集途上における被害状況の把握

参集する職員は、参集途上において災害情報を収集しなければならない。

なお、参集途上における被害状況の把握は、迅速な参集を第一として、その範囲で把握した情報を報告するものである。

５　動員職員状況の把握

各水害対策活動班管理者は、動員職員の状況について、危機管理課長へ報告する。

危機管理課長は、各水害対策活動班の動員職員の状況を取りまとめ、市民生活部長へ報告する。

第３　災害対策本部（第１非常体制）の設置と運営【 全職員 】

非常体制における災害対策本部（第１非常体制）は、次のとおりとする。

１　災害対策本部（第１非常体制）の設置

・洪水警報が発表された場合
・大雨等により住宅等への浸水被害が発生又は発生するおそれがある場合
・降雹や突風等により広範囲に被害が発生した場合
・河川水位が「避難判断水位」に到達し、なお水位が上昇する見込みがある場合
・洪水予報「氾濫警戒情報」が発表された場合

２　災害対策本部（第１非常体制）の組織等

(1) 災害対策本部（第１非常体制）の組織

災害対策本部（第１非常体制）の組織は、次のとおりとする。

□水害対策活動室（警戒体制）～災害対策本部（第１非常体制）組織表

本部長：市長　副本部長：副市長、市民生活部長　本部員：参与、教育長、各室部局長、消防長				
本部員	部	班	担当課等	兼務
市民生活部長	総括部	総括班	危機管理課	
		土木施設班	道路課	
		下水道・河川施設班	河川下水道課	
政策室長	広報情報部	広報情報班	政策室（職員担当以外）	
			庶務課（情報管理担当）	
総務部長	市民財務部	市民支援班	市民課	
議会事務局長	議会部	議会班	議会事務局	
都市計画部長 都市建設部長	応急対策部	応急対策１班	都市計画課	
			開発建築課	
			工事検査課	
		応急対策２班	課税課	
		応急対策３班	政策室（職員担当）	河川下水道課
			長寿支援課（介護給付）	
		応急対策４班	農政課	
			農業委員会事務局	
		応急対策５班	吉川美南駅周辺地域整備課	環境課・環境センター
		応急対策６班	財政課	
			会計課	
		応急対策７班	収納課	
		応急対策８班	保育幼稚園課	
			地域福祉課（保護）	
		水道施設・給水班	水道課	
こども福祉部長 健康長寿部長	福祉救援部	要配慮者支援班	地域福祉課	
			障がい福祉課	
			長寿支援課（高齢福祉・介護認定）	
		避難所班	庶務課（文書担当）	学校教育課
			市民サービスセンター	教育センター
			子育て支援課	給食センター
			児童館ワンダーランド	
			子育て支援センター	
			こども発達センター	
			保育所	
			国保年金課	
			スポーツ推進課	
			市民参加推進課	
			生涯学習課	
			中央公民館	
			監査委員事務局	
健康長寿部長	医療救護部	救護班	健康増進課	
産業振興部長	環境物資部	環境衛生班	環境課	
			環境センター	
		産業物資班	商工課	教育総務課
			企業誘致担当	
教育部長	教育部	学校教育班	教育総務課	
			学校教育課	
			教育センター	
			給食センター	

(2) 災害対策本部長の代行の順位（第１非常体制・第２～第３非常体制共通）

災害対策本部長に事故があった場合又は欠けた場合の本部長代行の順位は、次のとおりである。

第１順位　副市長

第２順位　市民生活部長

第３順位　政策室長

(3) 災害対策本部（第１非常体制）の事務分掌

災害対策本部（第１非常体制）の事務分掌は、次のとおりとする。

□災害対策本部（第１非常体制）の事務分掌（災害対策本部・総括部・広報情報部・市民財務部・議会部）

部名等	班名等	担当部署等	事務分掌
災害対策本部	本部長	市長	●災害対策活動に係る重要事項を決定すること。 ●本部の事務を統轄し、職員の指揮監督を行うこと。
	副本部長	副市長 市民生活部長	●本部長を補佐し、本部長に事故のあるときは、その職務を代理すること。
	本部員	参与 教育長 政策室長 総務部長 会計管理者 議会事務局長 こども福祉部長 健康長寿部長 産業振興部長 都市計画部長 都市建設部長 教育部長 消防長	●収集された災害情報に基づき、災害対策活動方針の検討に関すること。 ●災害対策本部の決定事項の指揮命令に関すること。 ●本部長の命を受け本部の事務に従事するほか、必要に応じて現地におもむき指揮監督に関すること。 ●部の業務を掌理し、所属職員の指揮監督を行うこと。
	本部連絡員	市長が指名した各職員	●各部における収集情報及び災害対策活動実施状況の本部への伝達に関すること。 ●本部決定事項の各部への伝達に関すること。
総括部	総括班	危機管理課	●水害対策活動室の設置、会議の運営に関すること。 ●各班への職員動員要請、活動要請、連絡調整、情報伝達に関すること。 ●気象情報、河川情報、被害状況、交通規制状況、ポンプ稼働状況等の収集、分析、情報伝達、取りまとめに関すること。 ●県等への被害報告に関すること。 ●消防、県、警察等の関係機関との連絡調整、応援要請に関すること。 ●資機材、公用車等の手配に関すること。
	土木施設班	道路課	●市内の道路冠水状況の把握、対策に関すること。 ●道路冠水の予防、事後の道路側溝清掃に関すること。 ●総括班との情報連携に関すること。
	下水道・河川施設班	河川下水道課	●河川施設、ポンプ施設、排水施設等の点検に関すること。 ●排水ポンプの設置及び操作に関すること。 ●吐口の開閉操作に関すること。 ●大型ポンプによる湛水排除に関すること。
広報情報部	広報情報班	政策室（職員担当以外） 庶務課（情報管理担当）	●道路浸水状況、危険箇所、被害家屋等の現地調査の撮影、記録、整理、報告に関すること。 ●水害対策活動室の撮影、記録、整理、報告に関すること。 ●気象情報、河川情報、災害情報、交通機関運行状況等の広報(ホームページ、メール等）に関すること。 ●情報機器関係の設置、管理（水害対策活動室の開設）に関すること。 ●特別職との連絡調整に関すること。
市民財務部	市民支援班	市民課	●市民等からの要望、苦情、問合せの受付、記録、整理に関すること。 ●総括班の応援に関すること。
議会部	議会班	議会事務局	●市議会議員の対応に関すること。

□災害対策本部（第１非常体制）の事務分掌（応急対策部）

部名等	班名等	担当部署等	事務分掌
応急対策部	応急対策１班	都市計画課 開発建築課 工事検査課	●須賀、榎戸地区の湛水排除、浸水対策に関すること。 ●中川のゲート調整(須賀)、大型ポンプによる湛水排除に関すること。 ●担当エリアの交通対策及び土のう配布に関すること。
	応急対策２班	課税課	●旧県道葛飾吉川松伏線西側地区の湛水排除、浸水対策に関すること。 ●中川のゲート調整に関すること。 ●吉川５区・月の公園(保)ポンプに関すること。 ●担当エリアの交通対策及び土のう配布に関すること。
	応急対策３班	政策室（職員担当） 長寿支援課（介護給付） ※河川下水道課 ※は兼務	●高久、共保ポンプ場、駅美南№１、№２、美南１・２丁目、美南３丁目、東埼玉東テクノポリスの浸水対策に関すること。 ●木売落の清掃に関すること。 ●上第２大場川、大場川、西大場川のゲート調整・巡視に関すること。 ●大型ポンプによる湛水排除に関すること。 ●応急対策４班との連携に関すること。
	応急対策４班	農政課 農業委員会事務局	●木売落のゲート調整に関すること。 ●旭土地改良区との調整(木売落排水機場など）に関すること。 ●葛西土地改良区(二郷半用水、新田用水、東大場川など)との調整に関すること。 ●農地、農業施設の被害調査、撮影、記録、整理、報告に関すること。 ●応急対策３班との連携に関すること。
	応急対策５班	吉川美南駅周辺地域整備課 ※環境課 ※環境センター ※は兼務	●県道加藤平沼線北側から関会野谷線南側地区の湛水排除、浸水対策に関すること。 ●吉川調節池、中央第１調整池、中井沼・アクアパーク、栄町(中井橋)ポンプに関すること。 ●担当エリアの交通対策及び土のう配布に関すること。
	応急対策６班	財政課 会計課	●第１区画整理地内吉川駅北側地区の湛水排除、浸水対策に関すること。 ●担当エリアの交通対策及び土のう配布に関すること。 ●応急対策７班との連携に関すること。
	応急対策７班	収納課	●第１区画整理地内吉川駅南側及び美南地区(高富隋道含む)の湛水排除、浸水対策に関すること。 ●担当エリアの交通対策及び土のう配布に関すること。 ●応急対策６班との連携に関すること。
	応急対策８班	保育幼稚園課 地域福祉課（保護）	●県道加藤平沼線南側の市街化区域(三郷吉川線東側の保、中野、小松川地域)の湛水排除、浸水対策に関すること。 ●担当エリアの交通対策及び土のう配布に関すること。
	水道施設・給水班	水道課	●水道施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 ●被災者への応急給水に関すること。

□災害対策本部（第１非常体制）の事務分掌（福祉救援部・医療救護部・環境物資部・教育部・吉川市消防団）

部名等	班名等	担当部署等	事務分掌
福祉 救援部	要配慮者 支援班	地域福祉課 障がい福祉課 長寿支援課 （高齢福祉・介護認定）	●避難行動要支援者への情報伝達、避難支援に関すること。 ●要配慮者利用施設への情報伝達、安全確保、支援に関すること。 ●福祉避難所施設管理者との連絡調整に関すること。
	避難所班	庶務課（文書担当） 市民ｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ 子育て支援課 児童館ﾜﾝﾀﾞｰﾗﾝﾄﾞ 子育て支援センター こども発達センター 保育所 国保年金課 スポーツ推進課 市民参加推進課 生涯学習課 中央公民館 監査委員事務局 ※学校教育課 ※教育センター ※給食センター ※は兼務	●施設管理者との連絡調整に関すること。 ●避難所の開設準備に関すること。 ●避難所の開設及び閉鎖に関すること。 ●避難者の支援に関すること。 ●学校教育班との連携に関すること。
医療 救護部	救護班	健康増進課	●避難所、福祉避難所、在宅要配慮者宅への巡回医療の実施に関すること。 ●医師会・歯科医師会・薬剤師会・草加保健所との連絡調整に関すること。 ●救急医療機関との連絡調整に関すること。 ●負傷者等の搬送支援、消防との連絡調整に関すること。 ●学校教育班との連携に関すること。
環境 物資部	環境衛生班	環境課 環境センター	●環境衛生対策(消毒・し尿処理・ゴミ処理等)に関すること。 ●ペット同行避難者対応に関すること。 ●応急対策活動５班の支援に関すること。
	産業物資班	商工課 企業誘致担当 ※教育総務課 ※は兼務	●避難所への食料、飲料水、生活必需品等の調達、配分、運送、管理に関すること。
教育部	学校教育班	教育総務課 学校教育課 教育センター 給食センター	●児童、生徒の安全確保に関すること。 ●施設の被害調査に関すること。 ●避難所開設支援（学校施設管理者の連絡調整含む）に関すること。 ●避難所班との連携に関すること。 ●避難所班の支援に関すること。
吉川市 消防団	団長 副団長		●災害対応の総合分析判断に関すること。 ●現場指揮に関すること。 ●災害現場における被害の状況及びその対応状況の把握に関すること。 ●応急救護所等に関すること。
	第1分団～第13分団		●消防長または消防署長の所轄の下に消防署受持区域の災害の警戒及び防御並びに警戒区域の設定の行動に関すること。

(5) 災害対策活動班管理者の所掌事務

①班員名簿及び緊急連絡網の作成　②災害対策活動班マニュアルの作成及び班員への周知
③水防訓練・伝達訓練等の実施　　④水防資機材等の点検・設置
⑤班員への配備体制及び配備要員の伝達　⑥動員職員状況の報告　⑦水害対策活動の実施
⑧応援要員の要請　⑨被害状況、水害対策活動状況等の報告　⑩活動記録等の作成
※①～④については、毎年度、出水期前にあらかじめ実施するものとする。

3　災害対策本部の設置場所（第１非常体制・第２～第３非常体制共通）

災害対策本部は、庁舎３階会議室に設置する。本部の設営、看板の設置等は、総括班が行う。なお、庁舎が被災し、庁内での本部設置が不可能となった場合は、吉川松伏消防組合消防本部に設置する。

4　災害対策本部の運営（第１非常体制・第２～第３非常体制共通）

災害対策本部長は、副本部長及び各部長で構成する災害対策本部会議を開催し、災害予防及び災害応急対策の総合的な基本方針を決定する。

5　部の設置

災害対策本部に部を設置し、市災害対策本部会議の決定した方針に基づき災害対策の活動の実施に当たる。

6　災害対策本部（第１非常体制）の所掌事務

次の事項に関して、災害対策本部（第１非常体制）の基本方針を決定する。

(1) 災害対策本部の設置及び廃止に関すること。
(2) 災害情報、被害情報の収集及び分析とそれに伴う対策活動の基本方針に関すること。
(3) 高齢者等避難の発令又は解除に関すること。
(4) 避難所の開設又は閉鎖に関すること。
(5) 消防本部等への応援要請に関すること。
(6) 災害対策活動班の配備体制及び職員の動員計画に関すること。
(7) 災害対策本部（第２～第３非常体制）への移行に関すること。

7　災害対策本部設置及び廃止の報告（第１非常体制・第２～第３非常体制共通）

危機管理課長は、災害対策本部設置後、江戸川水防事務組合及び関係機関へ災害対策本部設置の報告を行う。また、廃止したときも同様とする。

8　災害対策本部（第２～第３非常体制）へ移行

(1) 水害被害が拡大

本部長は、第２非常体制の配備基準に該当するときは、災害対策本部（第２非常体制）へ移行し、第３非常体制の配備基準に該当するときは、災害対策本部（第３非常体制）へ移行する。

(2) 水害被害が解消

本部長は、水害の発生のおそれが解消し、かつ、水害対策活動がおおむね完了したときは、災害対策本部を廃止する。

第４　災害対策本部（第２～第３非常体制）の設置と運営【 全職員 】

非常体制における災害対策本部（第２～第３非常体制）は、次のとおりとする。

１　災害対策本部（第２非常体制）の配備基準

・河川水位が「氾濫危険水位」に到達し、なお水位が上昇する見込みがある場合。
・洪水予報「氾濫危険情報」が発令された場合

２　災害対策本部（第３非常体制）の配備基準

・河川の氾濫が発生した場合
・気象警報「大雨特別警報（浸水害)」が発表された場合
・洪水予報「氾濫発生情報」が発表された場合

３　災害対策本部（第２～第３非常体制）の所掌事務

次の事項に関して、災害対策本部の基本方針を決定する。

(1) 災害対策本部（第２～第３非常体制）の設置及び廃止に関すること。
(2) 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。
(3) 避難指示の発令又は解除に関すること。
(4) 避難所の開設又は閉鎖に関すること。
(5) 災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）の適用に関すること。
(6) 市町村の相互応援に関すること。
(7) 埼玉県、自衛隊及び公共機関に対する応援要請に関すること。
(8) 各部の連絡調整に関すること。
(9) 防災・減災対策に要する経費の支弁に関すること。
(10)その他、災害対策に関する重要事項の決定等に関すること。

４　現地災害対策本部の設置

本部長は、被災地における応急対策を迅速かつ強力に実施する場合は、現地災害対策本部を設置することができる。

５　本部の弾力的運用

本部長は、災害の規模及び被害状況により必要があると認めるときは、部班を弾力的に運用する。

６　災害対策本部（第２～第３非常体制）の組織等

(1) 災害対策本部（第２～第３非常体制）の組織

災害対策本部（第２～第３非常体制）の組織は、次のとおりとする。

□災害対策本部（第２～第３非常体制）組織表

本部長：市長　副本部長：副市長、市民生活部長　本部員：参与、教育長、各室部局長、消防長				
本部員	部	班	担当課等	兼務
市民生活部長	総括部	総括班	危機管理課	道路課
			政策室（職員担当）	河川下水道課
政策室長	広報情報部	広報情報班	政策室（職員担当以外）	
			庶務課（情報管理担当）	
総務部長 会計管理者	市民財務部	市民支援班	市民課	課税課
				収納課
		被害調査税務班	課税課	
			収納課	
		財政班	財政課	
		出納班	会計課	
議会事務局長	議会部	議会班	議会事務局	
こども福祉部長	福祉救援部	生活再建班	地域福祉課	
		要配慮者支援班	障がい福祉課	
			長寿支援課	
		保育班	保育幼稚園課	
			保育所	
			こども発達センター	
			子育て支援センター	
健康長寿部長		避難所班	庶務課（文書担当）	地域福祉課
			市民サービスセンター	子育て支援センター
			子育て支援課	障がい福祉課
			児童館ワンダーランド	こども発達センター
			国保年金課	保育幼稚園課
			スポーツ推進課	保育所
			市民参加推進課	長寿支援課
			生涯学習課	学校教育課
			中央公民館	教育センター
			監査委員事務局	給食センター
	医療救護部	救護班	健康増進課	
産業振興部長	環境物資部	環境衛生班	環境課	
			環境センター	
		産業物資班	商工課	教育総務課
			企業誘致担当	
			農政課	
			農業委員会事務局	
都市計画部長	応急対策部	住宅対策班	都市計画課（公園緑地担当以外）	
			開発建築課	
			吉川美南駅周辺地域整備課	
			工事検査課	
都市建設部長		土木施設班	道路課	
			都市計画課（公園緑地担当）	
		下水道・河川施設班	河川下水道課	
		水道施設・給水班	水道課	
教育部長	教育部	教育施設班	教育総務課	生涯学習課
		学校教育班	学校教育課	
			教育センター	
		給食班	給食センター	
消防長	吉川松伏消防組合		吉川市消防団	

(2)災害対策本部（第２～第３非常体制）の事務分掌

災害対策本部（第２～第３非常体制）の事務分掌は、次のとおりとする。

□災害対策本部（第２～第３非常体制）の事務分掌（災害対策本部・総括部）

部名等	班名等	担当部署等	事務分掌
災害対策本部	本部長	市長	●災害対策活動に係る重要事項を決定すること。
			●本部の事務を統轄し、職員の指揮監督を行うこと。
	副本部長	副市長 市民生活部長	●本部長を補佐し、本部長に事故のあるときは、その職務を代理すること。
	本部員	参与 教育長 政策室長 総務部長 会計管理者 議会事務局長 こども福祉部長 健康長寿部長 産業振興部長 都市計画部長 都市建設部長 教育部長 消防長	●収集された災害情報に基づき、災害対策活動方針の検討に関すること。
			●災害対策本部の決定事項の指揮命令に関すること。
			●本部長の命を受け本部の事務に従事するほか、必要に応じて現地におもむき指揮監督に関すること。
			●部の業務を掌理し、所属職員の指揮監督を行うこと。
	本部連絡員	市長が指名した各職員	●各部における収集情報及び災害対策活動実施状況の本部への伝達に関すること。
			●本部決定事項の各部への伝達に関すること。
総括部	総括班	危機管理課 政策室（職員担当） ※道路課 ※河川下水道課 ※は兼務	●各部職員の動員に関すること。
			●災害対策本部の設置及び開設に関すること。
			●災害対策本部会議の運営に関すること。
			●地震情報、気象予報・警報等の収集伝達に関すること。
			●防災行政無線等の運用、保安及び確保に関すること。
			●被害状況の総括取りまとめに関すること。
			●避難情報の発令等に関すること。
			●避難所・福祉避難所の開設等の指示に関すること。
			●避難状況の総括取りまとめに関すること。
			●応急・復旧対策の実施状況の総括取りまとめに関すること。
			●県災害対策本部への報告に関すること。
			●県、市町村及び防災関係機関に対する応援要請及び受入れに関すること。
			●消防、警察その他防災関係機関との連絡調整に関すること。
			●自衛隊の災害派遣要請及び受入れに関すること。
			●消防、警察、「救護班」等への救出・救助・救護の活動要請に関すること。
			●ヘリコプターによる輸送手段の確保に関すること（消防本部への離着陸場の開設及び運行支援の協力依頼含む。）。
			●本部の活動記録に関すること。
			●災害対策要員のローテーション計画の作成に関すること。
			●公用車の配車に関すること。
			●職員等の食料、飲料水等の確保に関すること。
			●災害救助法の適用事務に関すること。（広報情報班と調整）

□災害対策本部（第２～第３非常体制）の事務分掌（広報情報部）

部名等	班名等	担当部署等	事務分掌
広報 情報部	広報 情報班	政策室（職員担当以外） 庶務課（情報管理担当）	●災害情報の現地収集(パトロール班の編成)に関すること。
			●本部長、副本部長（副市長）の秘書に関すること。
			●職員の安否確認、被災状況の把握に関すること。
			●消防本部、警察との被害状況の情報共有に関すること。
			●各班からの被害情報の収集、各班への情報伝達に関すること。
			●各班、消防、警察からの市民の人的被害情報、安否情報の収集に関すること。
			●「避難所班」からの避難施設の被害情報、及び避難者等の避難情報、被害情報の収集に関すること。
			●「要配慮者支援班」からの要配慮者の人的被害情報・安否情報・避難情報、及び要配慮者利用施設の被害情報の収集に関すること。
			●交通機関の被害情報の収集に関すること。
			●交通機関の応急・復旧対策の要請に関すること。
			●交通規制状況の把握に関すること。
			●ライフラインの被害情報の収集に関すること。
			●ライフラインの応急･復旧対策の要請に関すること。
			●近隣市町の被害状況、災害対応状況等の収集に関すること。
			●災害の撮影記録に関すること。
			●市民、来訪者への避難情報の伝達に関すること。
			●市民、帰宅困難者への災害情報の広報に関すること。
			●自治会、自主防災組織への災害情報、生活情報の伝達及び被害情報の収集に関すること。
			●外国人に対する情報提供等に関すること。
			●避難者に対する生活情報の広報に関すること。
			●被災者に対する生活支援情報等の広報に関すること
			●報道機関に対する発表、取材対応に関すること。
			●報道機関との連絡調整・情報交換・要請に関すること。
			●県、警察との広報調整に関すること。
			●関係防災機関の広報内容の把握に関すること。
			●庁内関係者への防災情報の広報に関すること。
			●情報紙の作成、配付に関すること。
			●災害見舞い及び視察者の対応に関すること。

□災害対策本部（第２～第３非常体制）の事務分掌（市民財務部・議会部）

部名等	班名等	担当部署等	事務分掌
市民 財務部	市民 支援班	市民課 ※課税課 ※収納課 ※は兼務	●電話交換業務に関すること。
			●被災市民の総合相談窓口の開設、相談業務及び被災者支援に関する各種申請書の受理に関すること。
			●罹災証明書の発行事務に関すること。（火災以外） （被害調査、被災者台帳の作成は、「被害調査税務班」）
			●市民の安否確認、避難確認の窓口業務に関すること。
			●安否情報システムの運用等に関すること。
			●「広報情報班」からの市民の安否情報、避難情報の収集に関すること。
			●市外からの避難者の受入れ窓口業務、把握に関すること（「広報情報班」への受入れ状況の報告含む。）。
			●全国避難者情報システムの運用等に関すること。
	被害調査 税務班	課税課 収納課	●被災住宅の被害認定調査に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。
			●「広報情報班」からの市民の人的被害、建物被害等の情報の収集に関すること。
			●被災者台帳（人的・建物等）の作成に関すること。
			●被災者に対する市税の減免及び徴収猶予に関すること。
	財政班	財政課	●市庁舎、公共施設（教育部所管施設以外）の応急危険度判定調査に関すること（建築技師）。
			●市庁舎、公共施設（他課で管理している公共施設は除く。）、市有財産の被害状況の把握、応急修理に関すること（「広報情報班」への報告含む。）。
			●公用車の手配・管理、燃料の確保に関すること。
			●災害対策関係予算及び資金に関すること。
			●国、県等の補助金に関すること。
			●被災住宅の応急危険度判定調査に関すること（建築技師：住宅対策班への応援）
			●被災住宅の被害認定調査に関すること（建築技師：被害調査税務班への応援）
	出納班	会計課	●災害対策に必要な現金及び物資の出納に関すること。
議会部	議会班	議会事務局	●議会との情報共有に関すること。

□災害対策本部（第２～第３非常体制）の事務分掌（福祉救援部）

部名等	班名等	担当部署等	事務分掌
福祉 救援部	生活再建班	地域福祉課	●救援物資、義援金品の受領及び管理・配分に関すること（総括班、避難所班と調整)。
			●災害弔慰金及び被災者生活再建支援金等の支給及び被災者に対する災害援護資金等の貸付けに関すること。
			●災害ボランティアセンターの開設及び運営に関すること（市社会福祉協議会との連絡調整)。
			●行方不明者の捜索窓口の設置､遺体の収容､埋火葬に関すること。
			●行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関すること。
			●「避難所班」への応援に関すること。
	要配慮者 支援班	障がい福祉課 長寿支援課	●避難行動要支援者への情報伝達、避難支援に関すること。
			●避難行動要支援者の安否情報、避難情報の収集及び報告に関すること。
			●要配慮者利用施設への災害情報の伝達、被害情報の収集及び報告に関すること。
			●福祉避難所の開設、管理、運営に関すること（総括班、避難所班と調整)。
			●福祉避難所の食料、飲料水、生活必需品、日常用具等の需要把握、本部への調達要請、管理及び配給に関すること。
			●要配慮者の福祉避難所、社会福祉施設等への誘導・移送に関すること（避難所班と調整)。
			●「避難所班」への応援に関すること。
	保育班	保育幼稚園課 保育所 こども発達ｾﾝﾀｰ 子育て支援ｾﾝﾀｰ	●保育所児童の避難、救護及び保護（保護者の帰宅困難対策含む。）に関すること。
			●応急保育に関すること。
			●保育所施設等の応急修理及び災害復旧工事に関すること。
			●「避難所班」への応援に関すること。
	避難所班	庶務課（文書担当） 市民ｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ 子育て支援課 児童館ﾜﾝﾀﾞｰﾗﾝﾄﾞ 国保年金課 スポーツ推進課 市民参加推進課 生涯学習課 中央公民館 監査委員事務局 ※地域福祉課 ※子育て支援ｾﾝﾀｰ ※障がい福祉課 ※こども発達ｾﾝﾀｰ ※保育幼稚園課 ※保育所 ※長寿支援課 ※学校教育課 ※教育センター ※給食センター ※は兼務	●避難所の開設及び管理・運営に関すること。
			●避難所施設の被害状況の把握及び報告に関すること。
			●施設利用者の避難及び救護に関すること（施設のみ)。
			●避難者、帰宅困難者の避難所への誘導に関すること。
			●避難状況・避難者の被害状況の収集及び報告に関すること。
			●帰宅困難者の一時滞在の受入れ、把握及び報告に関すること。
			●要配慮者の配慮事項等の収集及び報告に関すること。
			●福祉避難所の本部への開設要請に関すること。
			●食料、飲料水、生活必需品等の需要把握、本部への調達要請、管理及び配給に関すること。
			●避難者等からの情報による救出・救助・救護活動の本部への活動要請に関すること。

□災害対策本部（第２～第３非常体制）の事務分掌（医療救護部・環境物資部）

部名等	班名等	担当部署等	事務分掌
医療 救護部	救護班	健康増進課	●医療救護所の設置に関すること。
			●病院、診療所等への災害情報の伝達、被害情報の収集及び報告に関すること。
			●医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関との連絡調整・応援要請に関すること。
			●避難所、福祉避難所、在宅要配慮者宅への巡回医療の実施に関すること。
			●草加保健所との連絡調整に関すること。
			●救急医療機関との連絡調整に関すること。
			●負傷者等の搬送支援、消防との連絡調整に関すること。
			●防疫に関すること。
			●医薬品等の調達に関すること。
環境 物資部	環境 衛生班	環境課 環境ｾﾝﾀｰ	●環境衛生対策に関すること。
			●そ族昆虫駆除に関すること。
			●ごみ処理に関すること。
			●し尿処理に関すること。
			●関係団体へのがれきの撤去、運搬等の応援要請に関すること。
			●災害廃棄物の一時保管場所の確保、処理に関すること。
			●動物愛護・猛獣対策に関すること。
	産業 物資班	商工課 企業誘致担当 農政課 農業委員会事務局 ※教育総務課 ※は兼務	●食料・飲料水・生活必需品等の調達、配分、運送、及び管理に関すること（総括班と調整）。
			●救出用資機材の調達に関すること。
			●応急対策活動用資機材の調達に関すること。
			●輸送車両の調達に関すること。
			●緊急通行車両に関すること。
			●県トラック協会への協力要請に関すること。
			●農地、農業用施設の被害調査に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。
			●農地・農業用施設の応急・復旧対策に関すること。
			●農産物・園芸作物の被害調査に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。
			●農産物・園芸作物の応急・復旧対策に関すること。
			●家畜の防疫に関すること。
			●商工業関係の被害調査（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。
			●被災者台帳（農業・商工業関係）の作成に関すること。
			●被災事業者等に対する融資支援制度等の広報に関すること（広報情報班と調整）。
			●悪質商法等の防犯情報の広報に関すること（広報情報班と調整）。

□災害対策本部（第２～第３非常体制）の事務分掌（応急対策部）

部名等	班名等	担当部署等	事務分掌
応急対策部	住宅対策班	都市計画課（公園緑地担当以外） 開発建築課 吉川美南駅周辺地域整備課 工事検査課	●避難所の応急危険度判定調査に関すること（教育施設班と調整)。
			●被災住宅の応急危険度判定調査に関すること。
			●被災住宅の応急修理に関すること。
			●被災宅地危険度判定調査に関すること。
			●災害危険区域の警戒及び巡視に関すること。
			●事業区域の被害調査に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む)。
			●事業区域の応急修理及び災害復旧工事に関すること。
			●野外避難所の設営及び管理に関すること。
			●一時入居施設の確保に関すること。
			●応急仮設住宅等の用地確保に関すること。
			●応急仮設住宅の建設及び維持・管理に関すること。
			●被災住宅の応急修理に関すること。
			●市有建物の応急修理に関すること。
	土木施設班	道路課 都市計画課 （公園緑地担当）	●道路、橋梁、公園等の被害調査、記録及び応急修理に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む)。
			●道路、橋梁、公園等の災害復旧工事に関すること。
			●緊急輸送道路の確保に関すること（「広報情報班」へ確保状況の報告含む。)。
			●道路障害物の除去作業に関すること（環境衛生班と調整)。
			●市建設業協会等との連絡及び協力要請に関すること。
			●交通対策に関すること
			●「総括班」への応援に関すること（道路課のみ)。
	下水道・河川施設班	河川下水道課	●下水道施設の被害調査、記録及び応急修理に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む)。
			●下水道施設の災害復旧工事に関すること。
			●河川の被害調査、記録及び応急修理に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む。)。
			●河川の災害復旧工事に関すること。
			●排水対策に関すること。
			●「総括班」への応援に関すること。
	水道施設・給水班	水道課	●被災者への応急給水に関すること。
			●給水方針に関すること。
			●応急給水情報の広報に関すること（広報情報班と調整）
			●水道施設の被害調査、記録及び応急修理に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む。)。
			●水道施設の災害復旧工事に関すること。
			●災害時の水源確保に関すること。
			●吉川市管工事協同組合、日本水道協会埼玉県支部への協力要請に関すること。

□災害対策本部（第２～第３非常体制）の事務分掌（教育部）

部名等	班名等	担当部署等	事務分掌
教育部	教育施設班	教育総務課 ※生涯学習課 ※は兼務	●避難所、社会教育施設（教育部所管施設）の応急危険度判定調査に関すること（住宅対策班と調整）。
			●学校教育施設、社会教育施設の被害調査、記録及び応急修理に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。
			●学校教育施設、社会教育施設の災害復旧工事に関すること。
			●文化財の被害調査及び記録に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。
			●文化財の復旧に関すること。
			●被災住宅の応急危険度判定調査に関すること（建築技師：住宅対策班への応援）
			●被災住宅の被害認定調査に関すること（建築技師：被害調査税務班への応援）
			●「産業物資班」への応援に関すること。（教育総務課のみ）
			●「避難所班」への応援に関すること。（生涯学習課のみ）
	学校教育班	学校教育課 教育センター	●児童、生徒の避難、救護及び保護（保護者の帰宅困難対策含む。）に関すること。
			●児童、生徒及び職員の被害状況の把握に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。
			●被災児童、生徒及び職員の保健衛生に関すること。
			●被災児童､生徒の学用品等の支給に関すること。
			●学校施設の避難所使用等に関すること。
			●応急教育に関すること。
			●「避難所班」への応援に関すること。
	給食班	給食センター	●被災者及び災害救助従事者への炊き出し及び配給に関すること。
			●応急給食に関すること。
			●「避難所班」への応援に関すること。

□災害対策本部の事務分掌（吉川松伏消防組合・吉川市消防団）

部名等	班名等	事務分掌
吉川松伏消防組合	総括班	●警防本部運営の総括に関すること。
		●災害対応の総合分析判断に関すること。
		●災害対策本部との連絡調整に関すること。
		●他都道府県及び市町村等の消防部隊の対応に関すること。
	警防班	●災害情報及び部隊、人員の整理に関すること。
		●消防班及び消防団の運用に関すること。
		●他都道府県及び市町村等の警防部隊の活動拠点確保に関すること。
		●作戦会議の運営及び庶務に関すること。
	総務班	●消防職員の人事管理に関すること。
		●庁舎に関すること。
		●報道対応に関すること。
	予防班	●警防本部各班の情報連絡に関すること。
		●災害状況及び災害活動の記録に関すること。
		●危険物施設等の安全措置に関すること。
	指令班	●消防通信の運用に関すること。
		●出動指令に関すること。
		●災害状況等の情報収集に関すること。
	指揮班	●現場指揮に関すること。
		●現地における被害の状況及びその対応状況の把握に関すること。

		●増強部隊の編成に関すること。
		●関係機関の現地派遣職員との調整。
		●現場広報に関すること。
	消防班	●増強部隊の編成に関すること。
		●現地における被害の状況及びその対応状況の把握に関すること。
		●消防車両、資機材に関すること。
		●関係機関の現地派遣職員との調整。
		●現場指揮に関すること。
		●災害の警戒、防御、鎮圧及び予防に関すること。
		●救急救助活動に関すること。
		●現場広報に関すること。
		●災害の警戒及び防御並びに警戒杭域の設定に関すること。
		●避難者の誘導に関すること。
吉川市消防団	団長 副団長	●災害対応の総合分析判断に関すること。
		●現場指揮に関すること。
		●災害現場における被害の状況及びその対応状況の把握に関すること。
		●応急救護所等に関すること。
	第1分団～ 第13分団	●消防長または消防署長の所轄の下に消防署受持区域の災害の警戒及び防御並びに警戒区域の設定の行動に関すること。

6　災害対策本部設置及び廃止の報告

災害対策本部の設置又は廃止について、次のとおり、報告するものとする。

報告先	担当	報告・通知の方法
各部	広報情報班	庁内放送、庁内ネットワーク、ＦＡＸ、電話、口頭等
県災害対策課	総括班	災害オペレーション支援システム、県防災行政無線ＦＡＸ、電話等
市民	広報情報班	市ホームページ、登録制メール、減災アプリ、ＳＮＳ、Ｌアラート（NHKｄ放送、テレ玉ｄ放送)、FMラジオ（エフエムこしがや)、ケーブルテレビ（J-COM)、広報車、報道発表等
自治会・ 自主防災組織	広報情報班	メール、ＦＡＸ、電話等
防災関係機関	総括班	メール、ＦＡＸ、電話等
防災会議委員	総括班	メール、ＦＡＸ、電話等
報道機関等	広報情報班	メール、ＦＡＸ、電話等

『【資料】第２．１２「防災関係機関一覧」』参照

7 市災害対策本部会議の開催

本部長は、副本部長及び本部員で構成する市災害対策本部会議を開催し、活動方針を決定する。

＜活動内容と手順＞

(1) 開催

① 会議は、本部連絡員又は庁内放送を通じて、本部長が必要の都度招集し、開催するものとする。

② 本部員は、それぞれの分掌事項について会議に必要な資料を提出しなければならない。

③　本部長は、必要と認められるときは、関係防災機関を会議に出席させるものとする。

(2) 協議事項

災害対策本部は、応急対策など的確迅速な防災・減災活動を実施するに当たっての基本方針を協議し、早急に実施すべき事項を決定する。

なお、会議を開催するいとまのないときは、在庁又は連絡可能な最上級意志決定者において専決する。

(3) 決定事項の周知

会議の決定事項のうち、関係職員に周知を要するものについては、本部連絡員や班長を通じて、速やかにその徹底を図るものとする。

８　職員の確保

(1) 「総括班」の長は、初動各班の参集状況を確認し、緊急を要する班へ職員の重点配置を行う。

(2) 各部の長は、災害対策活動を実施するに当たり職員が不足し、他部班の職員の応援を受けようとするときは、「総括班」の長あてに次の要領で要請を行う。

①　各部の長は、その所掌事務を処理するに当たり職員が不足し、自部内他班の職員を動員してもなお不足するときは、「総括班」の長に要請する。

②　「総括班」の長は、前記の応援要請を受けた場合、市の職員をもって不足すると判断したきは、県又は他の市の職員、防災関係機関等の派遣を要請する。

９　災害の長期化に備えた対策要員のローテーション計画作成

１０　来庁者への対応

災害対策本部へ直接来庁してくる被災者には、適宜避難所等へ誘導する。

また、苦情や相談に対する市の窓口は一本化し、「市民支援班」で対応する。

１１　報道機関への対応

「広報情報班」は、プレスルームを設置し、取材に来る報道機関に対応する。なお、「広報情報班」からの報道機関への災害情報の提供は、提供時間を決めて行う。

第５　動員配備【 総括班 】

風水害に対処するため、本部長等は、『第３章「第２　活動体制と配備基準【全職員】(風水害－応急－3)」』に示す配備基準に応じた配備体制をとり、別紙に示す職員の動員配備を行う。

なお、本部長不在の場合の意志決定者については、『第３章「第２　活動体制と配備基準【全職員】 １　配備体制の決定権者（風水害－応急－3)」』に従うものとする。また、事前に指定された本部員の参集が不可能である場合は、副部長級をもって充てるものとする。

別紙

□配備体制別動員計画表（待機体制～警戒体制～第１非常体制）（１／２）

災害対策本部の組織		通常組織	統括本部員/統括副本部員	班長課	待機体制	警戒体制		非常体制
						第１	第２	第１
本部長		市長						◎
副本部長		副市長						◎
		市民生活部長			※	※◎	※◎	◎
本部員		参与						◎
		教育長						◎
		政策室長						◎
		総務部長						◎
		会計管理者						◎
		議会事務局長						◎
		こども福祉部長				△	△	◎
		健康長寿部長				△	△	◎
		産業振興部長						◎
		都市計画部長						◎
		都市建設部長			※	※◎	※◎	◎
		教育部長				△	△	◎
		消防長						◎
総括部	総括班	危機管理課	市民生活部長	□	◎	◎	◎	◎
	土木施設班	道路課		□	◎	◎	◎	◎
	下水道・河川施設班	河川下水道課		□	◎	◎	◎	◎
広報情報部	広報情報班	政策室（職員担当以外）	政策室長/総務部長	□	○	○	○	◎
		庶務課（情報管理担当）			○	○	○	◎
市民財務部	市民支援班	市民課	総務部長	□	○	○	○	◎
議会部	議会班	議会事務局	議会事務局長	□		○	○	◎
応急対策部	応急対策１班	都市計画課	都市建設部長	□		○	○	◎
		開発建築課				○	○	◎
		工事検査課				○	○	◎
	応急対策２班	課税課		□		○	○	◎
	応急対策３班	政策室（職員担当）		□		○	○	◎
		長寿支援課（介護給付）				○	○	◎
		＊河川下水道課				○	○	◎
	応急対策４班	農政課		□		○	○	◎
		農業委員会事務局				○	○	◎
	応急対策５班	吉川美南駅周辺地域整備課		□		○	○	◎
		＊環境課				○	○	◎
		＊環境センター				○	○	◎
	応急対策６班	財政課		□		○	○	◎
		会計課				○	○	◎
	応急対策７班	収納課		□		○	○	◎
	応急対策８班	保育幼稚園課		□		○	○	◎
		地域福祉課（保護）				○	○	◎
	水道施設・給水班	水道課		□		○	○	◎

□配備体制別動員計画表（待機体制～警戒体制～第１非常体制）（２／２）

災害対策本部の組織		通常組織	統括本部員/統括副本部員	班長課	待機体制	警戒体制		非常体制
						第１	第２	第１
福祉救援部	要配慮者支援班	地域福祉課	こども福祉部長/健康福祉部長	□		○	○	◎
		障がい福祉課				○	○	◎
		長寿支援課(高齢福祉・介護認定)				○	○	◎
	避難所班	庶務課（文書担当）				○	○	◎
		市民サービスセンター				○	○	◎
		子育て支援課		□		○	○	◎
		児童館ワンダーランド				○	○	◎
		子育て支援センター				○	○	◎
		こども発達センター				○	○	◎
		保育所				○	○	◎
		国保年金課				○	○	◎
		スポーツ推進課				○	○	◎
		市民参加推進課				○	○	◎
		生涯学習課				○	○	◎
		中央公民館				○	○	◎
		監査委員事務局				○	○	◎
		＊学校教育課				○	○	◎
		＊教育センター				○	○	◎
		＊給食センター				○	○	◎
医療救護部	救護班	健康増進課	健康長寿部長	□		○	○	◎
環境物資部	環境衛生班	環境課	産業振興部長	□		○	○	◎
		環境センター				○	○	◎
	産業物資班	商工課		□		○	○	◎
		企業誘致担当				○	○	◎
		＊教育総務課				○	○	◎
教育部	学校教育班	教育総務課	教育部長	□		○	○	◎
		学校教育課				○	○	◎
		教育センター				○	○	◎
		給食センター				○	○	◎
吉川松伏消防組合		吉川市消防団	消防長					◎

注）○印は、指定された職員の動員を示す。

注）◎印は、課等に属する職員全員又はその職にある者の動員を示す。

注）□印は、班の統制を行う課を示す。

注）＊印は、兼務課を示す。

注）※印は、体制について協議又は発令する者を示す。

注）△印は、必要に応じて、自主避難のための指定一般避難所の開設等に関する協議を実施するため、動員する者を示す。

注）統括本部員は、対策本部組織（部・班）を統括する者を示す。

注）統括副本部員は、統括本部員とともに対策本部組織（部・班）を統括又は統括本部員を補佐する者を示す。

注）警戒体制では、第１は水害対策活動室での内水対応、第２は内水対応から外水警戒（避難所開設）の活動を行う。

□配備体制別動員計画表（第２～第３非常体制）（１／２）

災害対策本部の組織		通常組織	統括本部員/統括副本部員	班長課	非常体制	
					第２	第３
本部長		市長			◎	◎
副本部長		副市長			◎	◎
		市民生活部長			◎	◎
本部員		参与			◎	◎
		教育長			◎	◎
		政策室長			◎	◎
		総務部長			◎	◎
		会計管理者			◎	◎
		議会事務局長			◎	◎
		こども福祉部長			◎	◎
		健康長寿部長			◎	◎
		産業振興部長			◎	◎
		都市計画部長			◎	◎
		都市建設部長			◎	◎
		教育部長			◎	◎
		消防長			◎	◎
総括部	総括班	危機管理課	市民生活部長	□	◎	◎
		政策室（職員担当）			◎	◎
		＊道路課			◎	◎
		＊河川下水道課			◎	◎
広報情報部	広報情報班	政策室（職員担当以外）	政策室長	□	◎	◎
		庶務課（情報管理担当）			◎	◎
市民財務部	市民支援班	市民課	総務部長	□	◎	◎
		＊課税課			◎	◎
		＊収納課			◎	◎
	被害調査税務班	課税課		□	◎	◎
		収納課			◎	◎
	財政班	財政課		□	◎	◎
	出納班	会計課	会計管理者	□	◎	◎
議会部	議会班	議会事務局	議会事務局長	□	◎	◎
福祉救援部	生活再建班	地域福祉課	こども福祉部長	□	◎	◎
	要配慮者支援班	障がい福祉課		□	◎	◎
		長寿支援課			◎	◎
	保育班	保育幼稚園課		□	◎	◎
		保育所			◎	◎
		こども発達センター			◎	◎
		子育て支援センター			◎	◎

□配備体制別動員計画表（第２～第３非常体制）（２／２）

災害対策本部の組織		通常組織	統括本部員/統括副本部員	班長課	非常体制	
					第２	第３
福祉救援部	避難所班	庶務課（文書担当）	健康長寿部長		◎	◎
		市民サービスセンター			◎	◎
		子育て支援課		□	◎	◎
		児童館ワンダーランド			◎	◎
		国保年金課			◎	◎
		スポーツ推進課			◎	◎
		市民参加推進課			◎	◎
		生涯学習課			◎	◎
		中央公民館			◎	◎
		監査委員事務局			◎	◎
		＊地域福祉課			◎	◎
		＊子育て支援センター			◎	◎
		＊障がい福祉課			◎	◎
		＊こども発達センター			◎	◎
		＊保育幼稚園課			◎	◎
		＊保育所			◎	◎
		＊長寿支援課			◎	◎
		＊学校教育課			◎	◎
		＊教育センター			◎	◎
		＊給食センター			◎	◎
医療救護部	救護班	健康増進課	健康長寿部長	□	◎	◎
環境物資部	環境衛生班	環境課	産業振興部長	□	◎	◎
		環境センター			◎	◎
	産業物資班	商工課		□	◎	◎
		企業誘致担当			◎	◎
		農政課			◎	◎
		農業委員会事務局			◎	◎
		＊教育総務課			◎	◎
応急対策部	住宅対策班	都市計画課（公園緑地担当以外）	都市計画部長/都市建設部長	□	◎	◎
		開発建築課			◎	◎
		吉川美南駅周辺地域整備課			◎	◎
		工事検査課			◎	◎
	土木施設班	道路課		□	◎	◎
		都市計画課（公園緑地担当）			◎	◎
	下水道・河川施設班	河川下水道課		□	◎	◎
	水道施設・給水班	水道課		□	◎	◎
教育部	教育施設班	教育総務課	教育部長	□	◎	◎
		生涯学習課			◎	◎
	学校教育班	学校教育課		□	◎	◎
		教育センター			◎	◎
	給食班	給食センター		□	◎	◎
吉川松伏消防組合		吉川市消防団	消防長		◎	◎

注）□印は、班の統制を行う課を示す。

注）◎印は、課等に属する職員全員又はその職にある者の動員を示す。

注）＊印は、兼務課を示す。

注）統括本部員は、対策本部組織（部・班）を統括する者を示す。

注）統括副本部員は、統括本部員とともに対策本部組織（部・班）を統括又は統括本部員を補佐する者を示す。

第６　緊急初動体制の編成【 全職員 】

台風等の大雨については、気象予報、警報等の発表により、おおむね災害の発生が事前に予想され、待機体制から災害発生の程度により警戒体制又は非常体制などへ移行し、水害活動の体制を整えることができるが、近年の突発的かつ予測不能な集中豪雨は、初動対応又は待機体制を整えることが困難である。

この突発的かつ予測不能な集中豪雨に対応するため、次のとおり、緊急初動体制を編成する。

１　緊急初動体制の編成方針及び活動内容

緊急初動体制の編成方針及び活動内容は、次のとおりとする。

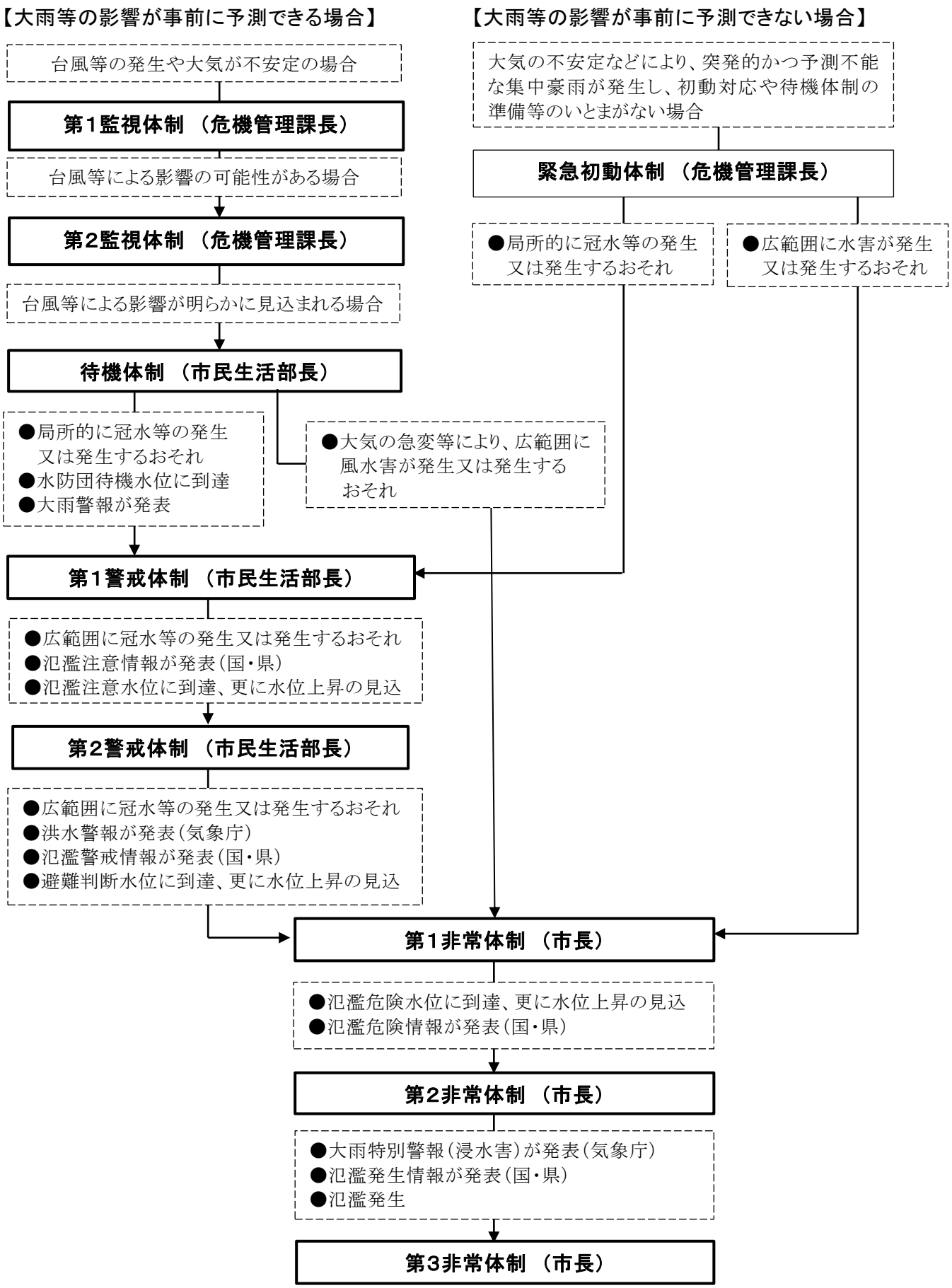
配備の区分	編成方針	緊急初動時の主な活動内容
勤務時間内	危機管理課長は、突発的に水防活動が必要なときは、総括班を招集するとともに、直ちに各水害対策活動班の管理者へ職員の緊急動員の要請及び対策活動内容を指示し、水防活動に当たる。 また、被害状況等により、警戒体制又は非常体制へ移行する。	気象や河川の監視、被害状況の調査、ポンプ場等のポンプ稼働、交通対策、土のうの設置
勤務時間外	水害対策活動班の総括班職員は、あらかじめ定められた参集基準により、自主的に市役所へ参集し、気象及び風水害に係る情報の収集・確認に当たる。 参集後、危機管理課長は、雨量及び被害の状況等により、水防活動が必要なときは、直ちにあらかじめ定めた連絡系統に基づき、各水害対策活動班の管理者へ職員の緊急動員を要請し、各水害対策班職員参集後、対策活動内容を指示し、水防活動に当たる。 また、被害状況等により、警戒体制又は非常体制へ移行する。	

２　参集途上における被害状況の把握

参集する職員は、参集途上において災害情報を収集しなければならない。

なお、参集途上における被害状況の把握は、迅速な参集を第一として、その範囲で把握した情報を報告するものである。

□体制移行の流れ


【大雨等の影響が事前に予測できる場合】
台風等の発生や大気が不安定の場合
第1監視体制 （危機管理課長）
台風等による影響の可能性がある場合
第2監視体制 （危機管理課長）
台風等による影響が明らかに見込まれる場合
待機体制 （市民生活部長）
●局所的に冠水等の発生又は発生するおそれ
●水防団待機水位に到達
●大雨警報が発表
●大気の急変等により、広範囲に風水害が発生又は発生するおそれ
第1警戒体制 （市民生活部長）
●広範囲に冠水等の発生又は発生するおそれ
●氾濫注意情報が発表（国・県）
●氾濫注意水位に到達、更に水位上昇の見込
第2警戒体制 （市民生活部長）
●広範囲に冠水等の発生又は発生するおそれ
●洪水警報が発表（気象庁）
●氾濫警戒情報が発表（国・県）
●避難判断水位に到達、更に水位上昇の見込
【大雨等の影響が事前に予測できない場合】
大気の不安定などにより、突発的かつ予測不能な集中豪雨が発生し、初動対応や待機体制の準備等のいとまがない場合
緊急初動体制 （危機管理課長）
●局所的に冠水等の発生又は発生するおそれ
●広範囲に水害が発生又は発生するおそれ
第1非常体制 （市長）
●氾濫危険水位に到達、更に水位上昇の見込
●氾濫危険情報が発表（国・県）
第2非常体制 （市長）
●大雨特別警報（浸水害）が発表（気象庁）
●氾濫発生情報が発表（国・県）
●氾濫発生
第3非常体制 （市長）

第７　広域応援要請

災害時において、市の防災機関のみでは対処しえないと判断した場合は、速やかに県、近隣市町その他の行政機関、公共機関、自衛隊及び市内民間団体等への応援・協力の要請を実施する。

７．１ 江戸川水防事務組合に対する要請【 総括班 】

市は、江戸川、中川において亀裂、漏水等の被害が発生し、市の職員、消防団員等のみでは対応が不可能と判断される被害が発生した場合は、「総括班」は速やかに江戸川水防事務組合に被害の状況を報告し、江戸川水防事務組合へ応援要請を行う。

７．２ 江戸川河川事務所に対する要請【 総括班 】

市は、大規模な浸水が発生し、市や消防本部等の機械や資機材のみでは対応が不可能と判断される被害が発生した場合は、「総括班」は速やかに江戸川河川事務所に被害の状況を報告し、災害対策用機械や人員等の派遣要請を行う。

７．３ 県に対する要請【 総括班 】

大規模な風水害の発生に際して、本市内の防災機関のみでは対応が不可能と判断される被害が発生した場合や、市域を越えての避難の実施の場合など県の応援が必要と判断されるときは、「総括班」は速やかに県災害対策本部へ応援要請を行う。

＜活動内容と手順＞

第２編　震災対策計画
　第３章　応急対策活動計画
　　第３節　混乱期から実施する活動
　　　第７　広域応援要請
　　　　７．１　県に対する要請（P185～187）を準用する。

７．４ 自衛隊への災害派遣要請【 本部長（市長）、総括班 】

自衛隊の災害派遣要請が必要と判断されたときは、「総括班」は、県危機管理課を通じて、県知事に災害派遣を要請するものとする。

＜活動内容と手順＞

第２編　震災対策計画
　第３章　応急対策活動計画
　　第３節　混乱期から実施する活動
　　　第７　広域応援要請
　　　　７．２　自衛隊への災害派遣要請（P187～189）を準用する。

７．５ 協定締結市町村等への要請【 総括班 】

大規模な風水害の発生に際して、本市内の防災機関のみでは対応が不可能と判断される被害が発生した場合や、市域を越えての避難の実施の場合など、他市町村、指定地方公共機関等の応援が必要と判断されるときは、「総括班」は速やかに災害対策基本法や相互応援協定等に基づき、他市町村、指定地方公共機関等へ応援要請を行う。

＜活動内容と手順＞

第２編　震災対策計画
　第３章　応急対策活動計画
　　第３節　混乱期から実施する活動
　　　第７　広域応援要請
　　　　７．３　協定締結市町村等への要請（P189）を準用する。

７．６ 民間団体等への要請【 総括班 】

本市は、災害時の応急対策をより効果的に遂行するために、関係防災機関のみならず、市の区域における民間団体の協力を得るものとする。

＜活動内容と手順＞

第２編　震災対策計画
　第３章　応急対策活動計画
　　第３節　混乱期から実施する活動
　　　第７　広域応援要請
　　　　７．４　民間団体等への要請（P189～191）を準用する。

７．７ 応援要員の受入れ【 総括班 】

「総括班」は、応援要員の受入体制を整えるものとする。

＜活動内容と手順＞

第２編　震災対策計画
　第３章　応急対策活動計画
　　第３節　混乱期から実施する活動
　　　第７　広域応援要請
　　　　７．６　応援要員の受入れ（P191～192）を準用する。

第８　市民等の活動【 市民、事業所等 】

市民、事業所は、気象予報・警報が発表されたときは、事前に水害対策を行い、風水害による被害の防止に努めるものとする。

また、市から避難情報が発令された場合又は発令されていない場合であっても、自らの判断で、速やかに、避難の準備又は避難を行い、自分や家族等の身の安全を確保するものとする。

１　情報収集

市民等は、テレビ、ラジオ、インターネット等により、気象情報等を入手するとともに、防災行政無線、市や江戸川河川事務所のホームページ等から、避難情報等の入手に努める。また、洪水ハザードマップで河川が氾濫したときの自宅等が浸水する深さや浸水継続時間、早期立退きが必要な区域等を確認しておく。

２　浸水事前対策

浸水被害が発生する事前の準備として、浸水被害の発生のおそれがある地域の市民等は、道路浸水や建物浸水などの被害を防ぐため、側溝の清掃や土のうの設置に努める。また、２階等へ家財道具等の移動に努める。

３　飛来物対策

台風等の到来に際しては、事前に自宅の屋根や塀等の修理、飛来物の撤去やアンテナ等の固定に努める。

４　避難対策

市から避難情報が発表された場合又は発令されていない場合であっても、自らの判断で、速やかに避難準備、又は避難に努める。また、事前に非常持出品や避難場所、避難経路を確認しておく。

(1) 求められる行動

① 高齢者等避難

高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。

※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者

※高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。

② 避難指示

危険な場所から全員避難(指定緊急場所への立退き避難又は屋内安全確保)する。

③ 緊急安全確保

指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。

(2) 避難時の心得

① 動きやすい服装（運動靴）で、２人以上で避難する。
② 原則、徒歩で避難し、車での避難は控える。
③ 地域や近所と協力して避難する。

５ 地域での水害対策

市民、事業所等は、自主防災組織等が行う応急活動の協力に努める。

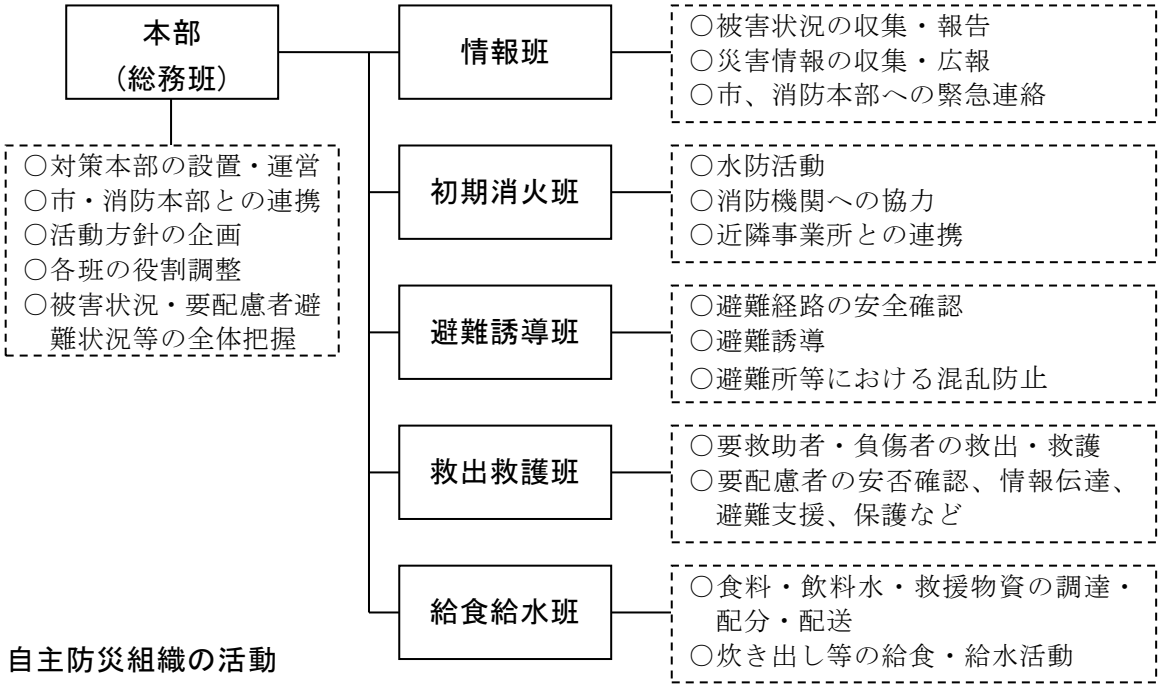
第９ 自主防災組織の活動【 自主防災組織 】

水害の発生の恐れがあるとき、又は発生した場合、自主防災組織は、市及び防災関係機関と緊密な連携を図り、水防活動、避難誘導等の応急活動を実施する。

＜活動内容と手順＞

１ 自主防災組織の活動体制

自主防災組織は、水害時に迅速かつ効率的な活動を実施するために、基本的に次の例により班編成して活動する。なお、突発的かつ予測不能な集中豪雨のときには、まず、土のうの設置や道路の通行止めなどを行い、市へ活動状況や被害状況等を報告する。



２ 自主防災組織の活動

(1) 総務班の活動内容

① 対策本部の設置及び運営

水害の発生のおそれがあるとき、又は発生したときは、必要に応じて、対策本部を設置し、運営する。

② 市との連携

対策本部を設置後、市へ報告し、市から気象予報・警報、避難情報等を入手するとともに、市へ被害状況や活動状況等を報告するなど、市と連携を図る。

③ 活動方針の企画

市や情報班から入手した情報から、各班の活動内容及び配置などの活動方針を企

画する。

④　各班との連絡、調整

各班の活動内容の調整を行うとともに、必要な情報を各班へ連絡する。

(2) 情報班の活動

①　被害状況等の収集・報告

パトロールにより、道路浸水等の被害状況等を収集し、対策本部へ報告する。

②　防災情報等の収集・伝達

気象予報・警報、避難情報等をテレビ、ラジオ、インターネット等の報道機関から収集し、対策本部へ報告する。また、必要と認める情報を地域内の住民へ伝達するとともに、必要に応じて、地域内の住民に対して、土のう積み等の浸水対策について呼び掛けを行う。

③　市・消防本部等への緊急連絡

人命にかかわる災害情報は、市や消防本部等へ緊急連絡する。

(3) 初期消火班の活動

初期消火班は、水害時においては、水防活動を行う。

①　水防活動

市、消防団と協力して、土のうの設置、道路の通行止め、ポンプの設置・操作等の水防活動に当たる。また、必要に応じて、近隣事業所に水防活動の協力を求める。

(4) 避難誘導班

①　避難誘導

避難誘導班員は、市災害対策本部の避難情報の発令に基づき、地域住民を避難場所に誘導する。

②　要配慮者（特に避難行動要支援者）への情報伝達・避難支援

「救援救護班」に協力する。

③　避難所運営（給食給水班と連携）

市と協力して、避難所運営を行う。

(5) 救援救護班の役割

①　救援・救護活動

浸水等により、救援・救護を必要とする者が発生した場合には、近隣住民等に協力を求め、救援・救護活動を行う。浸水状況により危険又は困難な救援・救護作業が必要な場合は、速やかに消防本部に対して出動を要請するとともに、消防隊員が到着するまでの間、現場の安全確保に当たる。

②　要配慮者（特に避難行動要支援者）への情報伝達・避難支援（避難誘導班と連携）

あらかじめ把握している災害時避難行動要支援者へ気象予報・警報や避難情報等を伝達する。

なお、高齢者等避難が市から発令された場合は、避難準備の援助や避難場所までの避難支援を行う。

(6) 給食給水班

①　食料・飲料水・物資の調達・配分

市や地域内の家庭、販売業者等から食料、飲料水、救援物資等を調達し、避難者

等へ配分する。また、炊き出し等により給食活動を行う。

② 避難所運営

「避難誘導班」に協力する。

第１０　災害ボランティアの確保【 生活再建班 】

応急対策活動を迅速かつ的確に実施するため、ボランティアの動員、必要な場合における近隣の者の協力等を確保し、労務供給の万全を図る。

＜活動内容と手順＞

第２編　震災対策計画

第３章　応急対策活動計画

第４節　緊急救援期から実施する活動

第１０　災害ボランティアの確保（P225～226）を準用する。

第１１　災害救助法の適用【 総括班、広報情報班 】

災害により、被害の程度が一定の基準を超える場合は、災害救助法の適用を県知事に申請し、法に基づく救助の実施の決定を求める。

なお、本市においては　床上浸水住家（浸水が住家の床上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができない状態となったもの）が２４０棟を超えている場合は、災害救助法の適用基準（基準１）を満たすこととなる。

＜活動内容と手順＞

第２編　震災対策計画

第３章　応急対策活動計画

第４節　緊急救援期から実施する活動

第１１　災害救助法の適用（P227～231）を準用する。

第２節　情報の収集伝達

本市域において、風水害が発生、又は発生するおそれがある場合に、円滑かつ的確に災害応急対策活動を行うため、また、災害情報を市民等へ迅速かつ正確に伝達するため、その種類、発表基準、収集伝達体制を定める。

第１　収集する情報【 全職員 】

風水害時に収集すべき主な情報は、次のとおりとする。

□待機体制・警戒体制で収集すべき主な情報

情報項目		収集する情報	収集時期	主な収集源	主な入手手段	担当水害対策活動班
気象関係	特別警報・警報・注意報、気象情報	○予測される雨量等、警戒すべき災害事項	発表後即時	○気象庁・熊谷地方気象台	県防災行政無線、防災情報提供システム（気象庁）、ホームページ、テレビ、電話（ホットライン等）	総括班
	雨量情報	○予想雨量 ○降雨状況 ○時間雨量	随時	○気象庁・熊谷地方気象台 ○災害オペレーション支援システム ○各雨量観測実施機関 ○気象コンサルタント　等	災害オペレーション支援システム、ホームページ、電話（ホットライン等）	総括班
水防関係	河川情報	○河川の水位 ○河川の水位・流量等の時間変化	随時	○各河川管理者 ○広報情報班、応急対策班 ○消防団 ○自主防災組織	ホームページ、班員・消防団員等からの報告、電話（ホットライン等）	総括班
	洪水予報等	○洪水予報・水防警報・水位情報周知の発表状況と内容	発表後即時	○各河川管理事務所	ファクシミリ、電話、ホームページ、電話（ホットライン等）	総括班
	近隣市町の水防体制等	○災害対策本部設置状況 ○避難情報発表状況 ○避難状況 ○被害状況	随時	○近隣市町	電話、災害オペレーション支援システム、ホームページ	総括班
被害関係	浸水地域等	○道路浸水箇所・浸水深 ○交通規制箇所 ○床上・床下浸水被害建物等の棟数・世帯・世帯人員・浸水深等	随時	○広報情報班、応急対策班 ○消防団 ○自主防災組織、市民	班員、消防団員等からの報告	総括班 広報情報班
	危険箇所等	○河川の被災箇所（漏水、亀裂、法崩、すべり、洗掘等）	発見後即時	○広報情報班、応急対策班 ○消防団 ○自主防災組織	班員、消防団員等からの報告	総括班 広報情報班
市民関係	市民の動向	○消防団・自主防災組織の活動状況 ○自主避難の状況	随時	○消防団 ○自主防災組織 ○避難所施設管理者 ○市民	消防団、自主防災組織、施設管理者等からの報告	総括班
	児童生徒の動向	○小・中学校の授業状況 ○児童生徒の避難状況	随時	○各小・中学校	校長からの報告	総括班 学校教育班

避難情報の発令の判断を支援するための情報提供の一環として、河川管理者及び熊谷地方気象台等から、気象情報、雨量情報、河川情報、今後の見通し等を必要に応じ、直接電話で伝える仕組みのこと。

□非常体制で収集すべき主な情報

情報項目		情報の内容	収集時期	主な収集源	主な入手手段	担当災害対策活動班
被害関係	人的被害	○死者・行方不明者・負傷者の人数等	随時	○消防本部、警察 ○医療機関 ○広報情報班（パトロール班） ○消防団 ○自主防災組織、市民	各機関、班員、消防団員等からの報告	総括班 広報情報班
	一般建物被害	○全壊、流出、床上・床下浸水被害等の棟数・世帯・世帯人員・浸水深等	随時	○消防本部、警察 ○広報情報班（パトロール班）、住宅対策班、被害調査税務班 ○消防団 ○自主防災組織、市民	各機関、班員、消防団員等からの報告	
	道路被害	○浸水箇所・浸水深 ○交通規制箇所 ○橋梁の被災状況	随時	○消防本部、警察 ○広報情報班（パトロール班）、土木施設班 ○消防団 ○自主防災組織、市民	各機関、班員、消防団員等からの報告	
	河川被害	○氾濫箇所（溢水、決壊） ○氾濫による浸水区域・浸水深の現況と予測 ○被災箇所（漏水、亀裂、法崩、すべり、洗掘等）	随時	○各河川管理事務所 ○消防本部、警察 ○広報情報班（パトロール班）、下水道・河川施設班 ○消防団 ○自主防災組織	電話、ファクシミリ、各機関、班員、消防団員等からの伝達・報告	
	要配慮者利用施設被害	○建物の被災状況 ○要配慮者等の避難状況	随時	○各施設管理者 ○要配慮者支援班	施設管理者、班員等からの報告	
	公共施設被害	○避難所施設の被災状況 ○公共施設の被災状況	被災後即時	○各施設管理者 ○教育施設班、学校教育班	施設管理者、班員等からの報告	
	ライフライン被害	○鉄道、電気、水道、ガス、電話、通信施設等の被災状況	被災後即時	○各ライフライン関係機関	各ライフライン関係機関等からの報告	
	田畑被害	○田畑の流出・埋没・冠水の箇所・面積	被災後即時	○産業物資班	班員等からの報告	
市民関係	避難状況	○各避難所の避難人数 ○避難実施区域の避難状況 ○避難行動要支援者等の要配慮者の避難状況 ○児童生徒の避難状況	避難準備・高齢者等避難開始等発表後随時	○避難所施設管理者 ○消防本部、警察 ○各小・中学校 ○避難所班、要配慮者支援班、学校教育班 ○消防団 ○自主防災組織 ○民生委員・児童委員 ○避難支援者	施設管理者、各機関、校長、班員、消防団員等からの報告	
	対策活動状況	○自主防災組織の活動状況	随時	○自主防災組織	自主防災組織、消防団員等からの報告	

注）「□待機体制・警戒体制で収集すべき主な情報」の「気象関係・水防関係」は、
非常体制でも、引き続き情報の収集を行うものとする。

第２　特別警報・警報・注意報の収集伝達【 総括班 】

気象庁は、気象業務法に基づき、大雨や強風などによって災害が起こるおそれのあるときは「注意報」を、重大な災害が起こるおそれのあるときは「警報」を、さらに、重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときは「特別警報」を、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、埼玉県内の市町村ごとに発表する。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水･氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

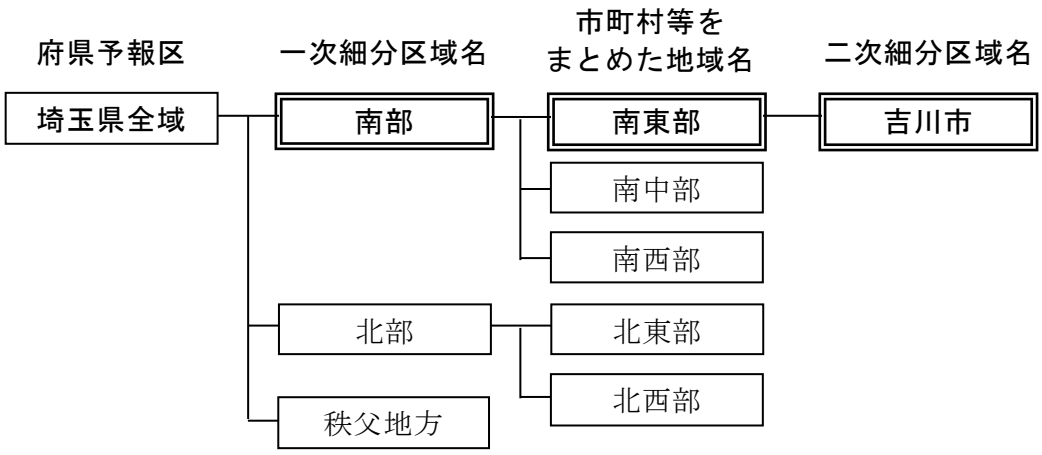
また、防災上重要な情報として各種の「気象情報」を発表する。その対象地域、種類及び発表基準は次のとおりである。

１　特別警報・警報・注意報等の対象地域

気象庁は、防災機関の防災活動が円滑に行えるように、平成２２年５月から原則として個別の**「市町村を発表区域（二次細分区域）」**として特別警報・警報・注意報を発表する。

なお、天気予報は、各都道府県をいくつかに分けた**「一次細分区域」**単位で発表する。

また、テレビやラジオ放送では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、**「市町村等をまとめた地域」**の名称を用いて、警戒が必要な地域を周知する場合がある。



□埼玉県の特別警報・警報・注意報、予報の細分区域

一次細分区域名	市町村等をまとめた地域名	二次細分区域名
南部	南東部	**吉川市**、春日部市、草加市、越谷市、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町、松伏町
	南中部	さいたま市、川越市、川口市、所沢市、狭山市、上尾市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、北本市、富士見市、ふじみ野市、伊奈町、三芳町、川島町
	南西部	飯能市、入間市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、毛呂山町、越生町
北部	北東部	行田市、加須市、羽生市、鴻巣市、久喜市
	北西部	熊谷市、本庄市、東松山市、深谷市、滑川町、嵐山町、小川町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町
秩父地方		秩父市、横瀬町、皆野町、長瀞町、小鹿野町

２　特別警報・警報・注意報等の種類と発表基準

特別警報・警報・注意報等の種類及び発表基準（吉川市）は、次の表のとおりである。

□特別警報・警報・注意報の種類と概要（１／２）

種類		概　要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

□特別警報・警報・注意報の種類と概要（２／２）

種類		概　要
注意報	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の発生するおそれがあるときに発表される。

※地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。また、地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害)」として発表される。

□特別警報・警報・注意報等の発表基準（一般の利用に適合するもの）（１／２）

種類			発表基準
特別警報	気象特別警報	大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合 ≪50 年に一度の値≫ 48 時間雨量：354 ㎜、3 時間雨量：128 ㎜、土壌雨量指数：241
		大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 ≪50 年に一度の積雪深：参考値≫ 熊谷：32 ㎝（既往最深積雪：62 ㎝）
		暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合
		暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合

□特別警報・警報・注意報等の発表基準（一般の利用に適合するもの）（２／２）

種類			発表基準
警報	気象警報	暴風警報	平均風速：20m/s
		暴風雪警報	平均風速：20m/s 以上で、雪を伴う
		大雨警報（浸水害）	表面雨量指数基準：17
		大雪警報	降雪の深さ：12 時間降雪の深さ 10cm
	洪水警報		流域雨量指数基準：大場川流域＝6.5 複合基準：大場川流域=（8，6.2）、中川流域=（12，23） 指定河川洪水予報による基準：中川［吉川］、江戸川［野田］
注意報	気象注意報	風雪注意報	平均風速：11m/s 雪を伴う
		強風注意報	平均風速：11m/s
		大雨注意報	表面雨量指数基準：10 土壌雨量指数基準：117
		大雪注意報	降雪の深さ：12 時間降雪の深さ 5cm
		濃霧注意報	視程：100m
		雷注意報	落雷等で被害が予想される場合
		融雪	なし
		乾燥注意報	最小湿度：25%、実効湿度：55%
		なだれ	なし
		着氷・着雪注意報	著しい着氷（雪）で被害が予想される場合
		霜注意報	早霜、晩霜期に最低気温４℃以下
		低温注意報	夏期：低温のため農作物等に著しい被害が予想される場合 冬期：最低気温－6℃以下
	洪水注意報		流域雨量指数基準：大場川流域＝5.2 複合基準：大場川流域=（8，4）、中川流域=（8，20.7）、江戸川流域=（5，12.9） 指定河川洪水予報による基準：中川［吉川］、江戸川［野田］
	記録的短時間大雨情報		1 時間雨量：100mm、かつ、大雨警報発表中に、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合

※特別警報発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速等について過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断をします。

注 1）50 年に一度の値の値は、吉川市にかかる 5km 格子の 50 年に一度の値の平均値をとったものである。

注 2）50 年に一度の値は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味はない。

注 3）大雨特別警報は、一定程度の広がりを持って 50 年に一度の大雨となり、かつ、更に雨が降り続くと予想される地域のうち、重大な災害が発生するおそれが高まっている市町村に発表される。個々の市町村で 50 年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

注 4）台風については、指標となる中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）に発表されている、大雨・暴風・高潮・波浪の警報が、特別警報として発表されることに留意。

注 5）温帯低気圧については、指標となる最大風速と同程度の風速が予想される地域における、大雨・暴風（雪を伴う場合は暴風雪）・高潮・波浪の警報が、特別警報として発表されることに留意。

○キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

□警報の危険度分布等の概要

種　類	概　要
浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当。
浸水キキクル （洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。

○早期注意情報（警報級の可能性）

５日先までの警報級の現象の可能性が［高］、［中］の２段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県南部など）で、２日先から５日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県）で発表される。大雨に関して、明日までの期間に［高］又は［中］が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル１である。

○全般気象情報、関東甲信地方気象情報、埼玉県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等

に発表される。雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する埼玉県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。

○記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（１時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。

□警報・注意報等の発表基準（水防活動の利用に適合するもの）

水防活動の利用に適合する（水防活動用）警報及び注意報の種類及び概要は次のとおりであり、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

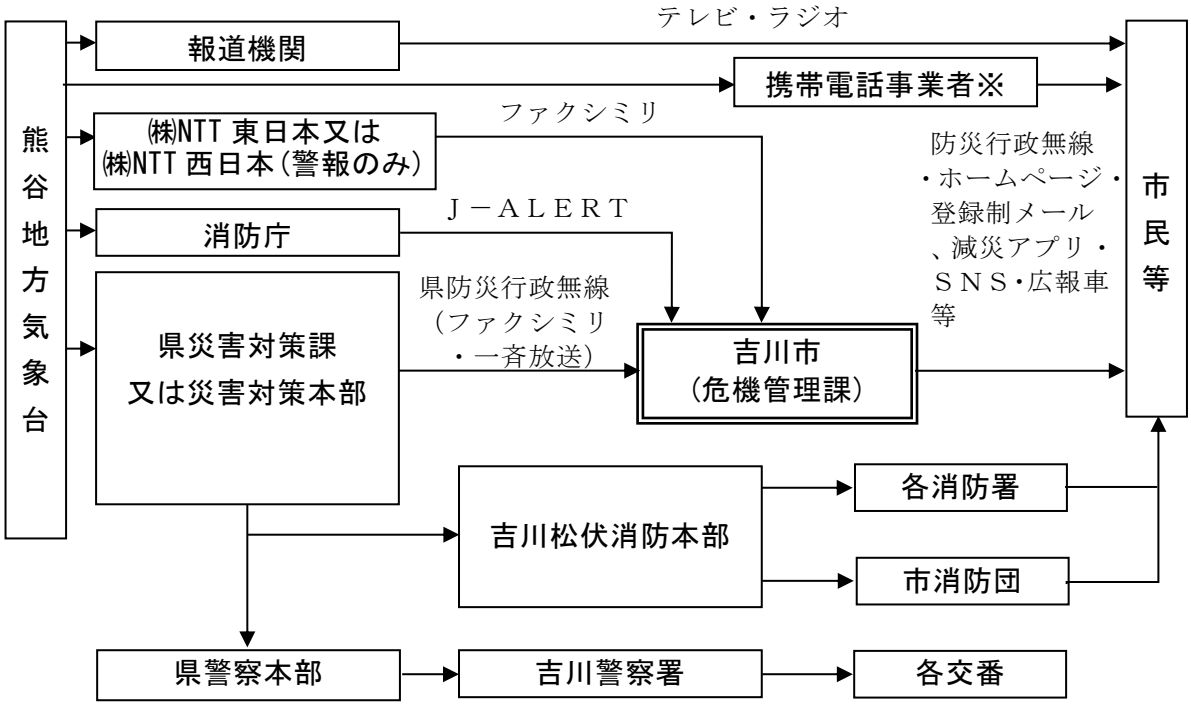
水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	概　　要
水防活動用気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生する恐れが著しく大きいときに発表される。
水防活動用洪水警報	洪水警報	河川の上流域での降雨や降雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	河川の上流域での降雨や降雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される

３　特別警報・警報・注意報等の伝達系統及び伝達体制

市は、県等関係機関から注意報・警報等の伝達を受けた場合には、必要に応じて、市民等へ伝達する。

なお、特別警報の伝達を受けた場合には、直ちに防災行政無線、市ホームページ、登録制メール、減災アプリ、緊急速報メール、ＳＮＳ、電話応答サービス、緊急時情報伝達収集システム（よしかわ安心電話）等により市民等へ周知するなどの対応をとるものとする。

□本市に関係する特別警報・警報・注意報等の伝達系統



※　緊急速報メールは、気象等（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

４　気象業務法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害の危険度が高まった場合に避難指示等の判断に活用するために県と熊谷地方気象台が共同して発表する情報であるが、本市は、埼玉県地域防災計画において土砂災害の危険の認められない地域とされているため、当該情報の発表対象の市町村とされていない。

５　消防法に基づく火災気象通報

火災気象通報は、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに熊谷地方気象台長が県知事に対して行う通報で、市町村長が発令する火災警報の基礎となる。湿度、風速などにより通報基準を定めており、本市を含む予報区分である埼玉県南東部の通報基準は以下のとおりである。

火災気象通報は、消防法の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに熊谷地方気象台長が県知事に対して行われる通報で、市町村長が発令する火災警報の基礎となる。実効湿度、風速などにより通報基準を定めており、本市を含む埼玉県南部（一次細分区域で発表）の通報基準は次のとおりである。

次のいずれかの条件を満たしたとき、火災気象通報は発表される。
①最小湿度が 25%以下で実効湿度が 55%以下になると予想される場合
②平均風速が 11m/s 以上、ただし降雨、降雪中は除く
③最小湿度が 30%以下で実効湿度が 60%以下となり、平均風速が 10m/s 以上になると予想される場合

６　竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、一次細分区域単位（埼玉県南部）で発表される。

なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が一次細分区域単位（埼玉県南部）で発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね１時間である。

竜巻災害対策については、
『第４編　その他自然災害対策計画』で定める。

7　異常な現象発見時の対応

災害対策基本法第 54 条により、災害の発生するおそれがある異常な現象を発見した市民等は、遅滞なくその旨を市長又は警察官に通報を行う。

通報を受けた市長は、気象庁その他の関係機関に通報を行う。

(1) 気象庁に通報を行う事項

①　気象に関する事項

著しく異常な気象現象（例えば、竜巻、強いひょうなど）

②　地震・火山に関する事項

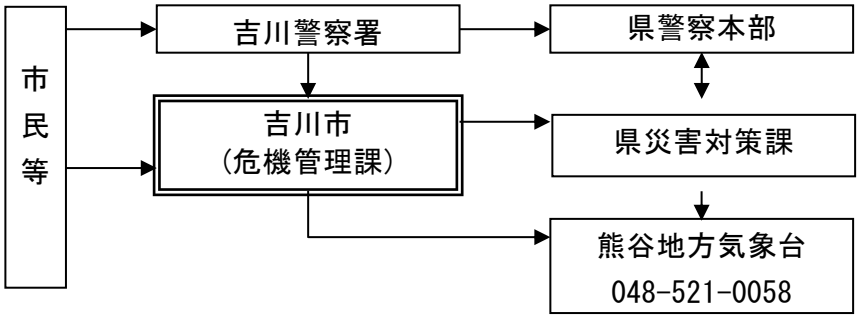
・数日間にわたり頻繁に感ずるような地震

・噴火現象及び噴火以外の火山性異常現象

(2) 気象庁機関の通報先

熊谷地方気象台に通報を行う。

□異常な現象発見時の伝達系統



□特別警報・警報・注意報等の伝達体制：総括責任者及び担当班

総括責任者	担当班
危機管理課長	総括班

第３　洪水予報、水防警報等の収集伝達【 総括班 】

国や県が、洪水により重大な損害を生じるおそれがあると認め、あらかじめ指定した河川については、水防法に基づき、「洪水予報」、「水防警報」、「水位情報周知」が発表される。

市は、これらの情報を収集、伝達し、水防活動や避難活動等を行う。

1　水防法及び気象業務法に基づく洪水予報

(1) 洪水予報の種類等

国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水により重大な損害が生じるおそれがある河川について、洪水予報を行う河川の区間をあらかじめ指定し、河川で洪水のおそれがあると認められるときに、気象庁と共同して、降雨や水位の現況及び予想、水位の危険度レベルなどを洪水予報として防災関係機関や報道機関、市民等へ発表する。

市は、洪水予報から得られる情報をもとに、水防活動や避難情報の発令を行う。

□洪水予報の種類

水位 危険度 レベル	洪水予報の標題 (洪水予報の種類)	発表基準	求める行動の段階、避難行動を判断する目安等
レベル 5	氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき、 氾濫が継続しているとき	・氾濫水への警戒を求める段階 ・新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要
レベル 4	氾濫危険情報 (洪水警報)	氾濫危険水位(危険水位)に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき	・いつ氾濫してもおかしくない状態 ・避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階 ・避難指示の発令判断の目安 ・住民の避難判断 ・相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫のおそれがある水位
レベル 3	氾濫警戒情報 (洪水警報)	氾濫危険水位(危険水位)に到達することが見込まれるとき、又は避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	・避難準備などの氾濫に対する警戒を求める段階 ・高齢者等避難の発令判断の目安 ・河川の氾濫に関する住民への注意喚起
レベル 2	氾濫注意情報 (洪水注意報)	氾濫注意水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき、又は、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込めないとき	・氾濫の発生に対する注意を求める段階 ・水防団の出動の目安
レベル 1	(発表なし)		・水防団が体制を整える段階

注) 利根川上流部(利根川)については、氾濫発生情報と併せて「氾濫水の予報」を発表する。

(2) 本市に関係する洪水予報が発表される河川

洪水予報については、「国土交通大臣と気象庁長官が共同して行なう洪水予報(水防法第 10 条第 2 項及び気象業務法第 14 条の 2 第 2 項)」と「県知事と気象庁長官が共同して行なう洪水予報(水防法第 11 条第 1 項及び気象業務法第 14 条の 2 第 3 項)」がある。

口本市に関係する洪水予報が発表される河川（国土交通大臣と気象庁長官が共同発表）

予報区域名	河川名	洪水予報実施区域	洪水予報基準水位観測所	氾濫注意水位（警戒水位）	避難判断水位	氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）	河川位置	所在地	発表機関
利根川上流部	利根川	左岸　群馬県伊勢崎市柴町字小泉 1555 番地先～茨城県猿島郡境町字北野 1920 番地先 右岸　群馬県佐波郡玉村町大字小泉字飯玉前 70 番 6 地先～江戸川分派点	八斗島（やったじま）	1.9	3.1	4.1	左岸河口から 181.5km 下 46m	群馬県伊勢崎市八斗島町	国土交通省関東地方整備局・気象庁予報部
			栗橋（くりはし）	5.0	7.6	9.2	右岸河口から 130.5km 下 100m	埼玉県久喜市栗橋	
江戸川	江戸川	左岸　利根川からの分派点～海（旧川を除く） 右岸　利根川からの分派点～海（旧川を除く）	西関宿（にしせきやど）	6.1	8.1	8.9	右岸河口から 58.0km 上 410m	埼玉県幸手市西関宿	
			野田（のだ）	6.3	8.5	9.1	左岸河口から 39.0km 上 26m	千葉県野田市中野台	
中川	中川	左岸　埼玉県北葛飾郡松伏町大字下赤岩字内膳堀内下 1647 番の 1 地先～東京都葛飾区高砂 2 丁目 55 番の 3 地先 右岸　埼玉県北葛飾郡松伏町大字下赤岩字大落向 937 番の 1 地先～東京都葛飾区青戸 2 丁目 623 番の 1 地先	吉川（よしかわ）	3.6	3.7	4.1	左岸河口から 30.5km 上 135m	埼玉県吉川市平沼	国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所・気象庁予報部・熊谷地方気象台
荒川	荒川	左岸　埼玉県深谷市荒川字下川原 5 番の 2 地先～海（旧川を除く） 右岸　埼玉県大里郡寄居町大字赤浜字後古沢 218 番の 18 地先～海（旧川を除く）	熊谷（くまがや）	3.5	5.0	5.5	左岸河口から 76.4km ＋130m	埼玉県熊谷市榎町	国土交通省関東地方整備局・気象庁予報部
			治水橋（じすいばし）	7.5	12.2	12.7	右岸河口から 41.6km ＋290m	埼玉県さいたま市西区飯田新田	
			岩淵水門（いわぶちすいもん）（上（かみ））	4.1	6.5	7.7	右岸河口から 21.0km 上 82.8m	東京都北区志茂 5 丁目	

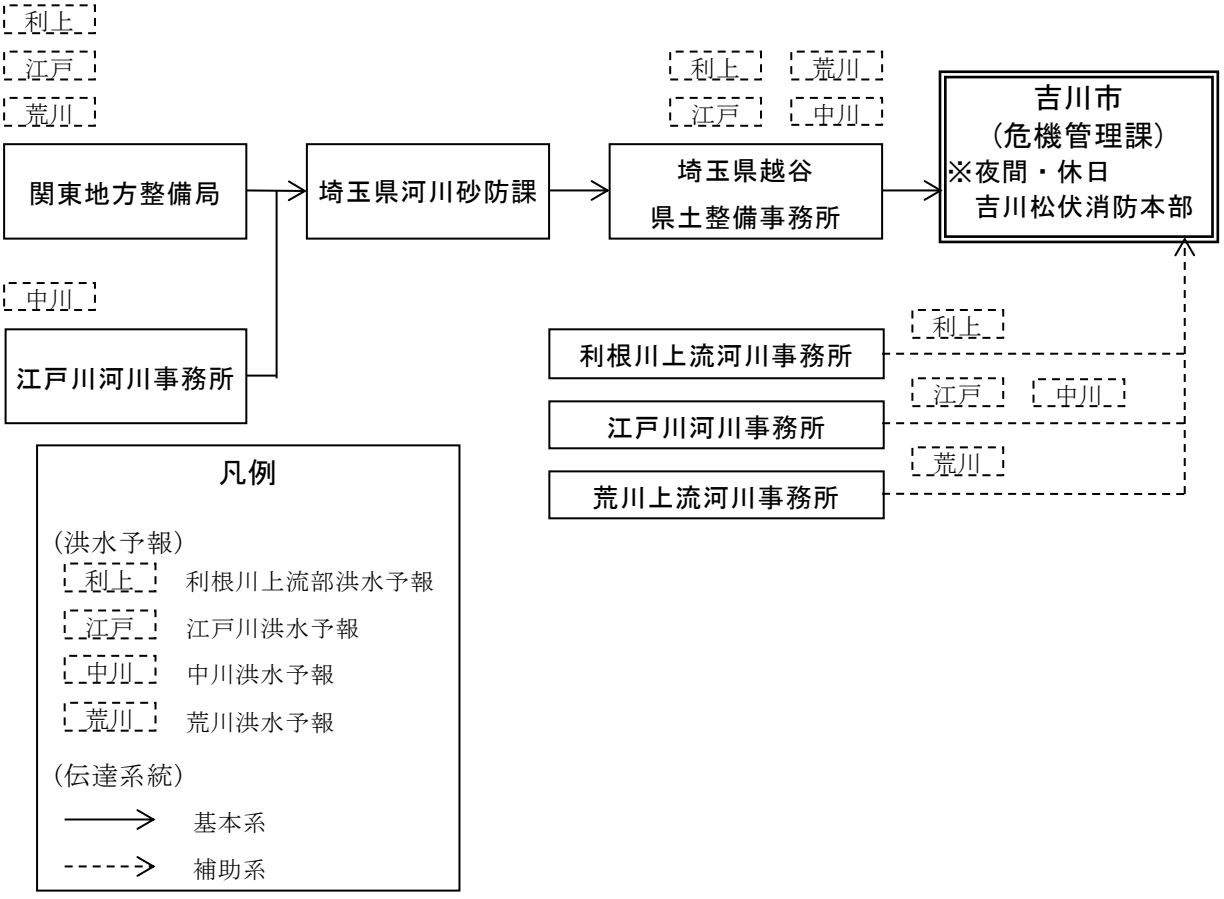
□本市に関係する洪水予報が発表される河川（県知事と気象庁長官が共同発表）

予報区域名	河川名	洪水予報実施区域	洪水予報基準水位観測所	氾濫注意水位（警戒水位）	避難判断水位	氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）	河川位置	所在地	発表機関
綾瀬川中流部（一の橋区間）	綾瀬川	左岸　埼玉県さいたま市緑区大字大門字野原 4910 番の 2 地先暅橋下流端～埼玉県越谷市大字蒲生字山王 3794 番地先直轄管理区間境 右岸　埼玉県川口市東川口 5 丁目 31 番 14 号地先暅橋下流端～埼玉県草加市金明町 1361 番地 3 地先直轄管理区間境	一の橋（いちのはし）	4.05	4.12	4.60	河口から 19.1km	埼玉県草加市長栄町	埼玉県河川砂防課・熊谷地方気象台

(3) 本市に関係する洪水予報の伝達系統

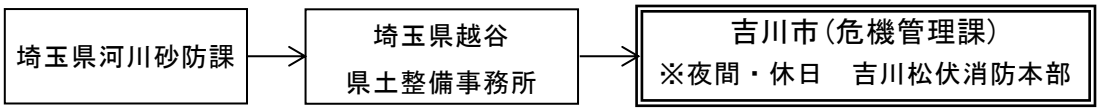
本市への洪水予報の伝達は、原則、ファクシミリで行われ、基本系と補助系の２系統から伝達される。なお、洪水予報がファクシミリで送付されたら、直ちに、送信元へ受信確認の連絡を行う。

□本市に関係する洪水予報の伝達系統（利根川上流・江戸川・中川・荒川：国管理河川）



□本市に関係する洪水予報の伝達系統（綾瀬中流部（一の橋区間）：県管理河川）

※基本系の１系統のみ



□伝達系統電話番号等

機関名	電話番号	ＦＡＸ
関東地方整備局	048-600-1419	048-600-1420
利根川上流河川事務所	0480-52-9839	0480-52-9852
江戸川河川事務所	04-7125-7332	04-7123-6741
荒川上流河川事務所	049-246-6715	049-246-6391
埼玉県河川砂防課	048-830-5137	048-830-4865
埼玉県越谷県土整備事務所	048-964-5224	048-960-1530

２　水防法に基づく水防警報

(1) 水防警報の種類等

国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水により重大な損害が生じるおそれがある河川について、水防警報を行う河川をあらかじめ指定し、河川で洪水のおそれがあるときに、河川の水位等に基づき、各種の水防活動の内容を示した水防警報を防災関係機関等へ発表する。

市は、水防警報の内容に基づき、消防団員の出動又は出動の準備等を消防本部へ要請する。

□水防警報の種類とその発表基準等

種類	内容	発表基準
待機	１　出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 ２　水防機関の出動時間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予警報等及び河川状況等により必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により、又は、水位、流量その他河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。
指示	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・法崩・亀裂等河川の状態を示しその対応策を指示するもの。	氾濫警戒情報~~等~~により、又は、既に氾濫注意水位（警戒水位）を超え、災害の起こるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。
地震による堤防の漏水、沈下の場合、津波の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。		

(2) 本市に関係する水防警報が発表される河川

水防警報については、「国土交通大臣が行う水防警報(水防法第 16 条)」と「県知事が行う水防警報(水防法第 16 条第 3 項)」がある。

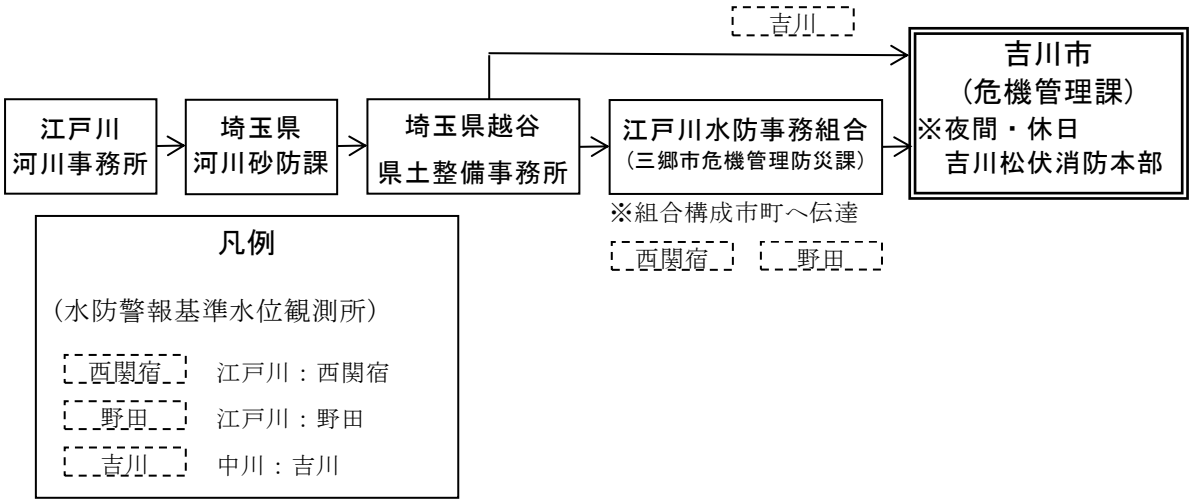
□本市に関係する水防警報が発表される河川

区分	河川名	水防警報基準水位観測所	水防警報区域						実施機関
			水防警報区域	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	所在地	
国土交通大臣が行う水防警報	江戸川	西関宿	左岸　幹川分派点～千葉県野田市岡田 1084 番地先 右岸　幹川分派点～埼玉県春日部市新宿新田 100 番の 1 地先	4.5	6.1	8.1	8.9	埼玉県幸手市西関宿	江戸川河川事務所
		野田	左岸　千葉県野田市東金野井 1410 番の 1 地先～千葉県流山市木 8 番の 2 地先 右岸　埼玉県北葛飾郡松伏町築比地 2539 番の 1 地先～埼玉県三郷市高洲四丁目 149 番地先	4.6	6.3	8.5	9.1	千葉県野田市中野台	
	中川	吉川	左岸　埼玉県北葛飾郡松伏町大字下赤岩字内膳堀内下 1647 番の 1 地先～大場川合流点 右岸　埼玉県北葛飾郡松伏町大字下赤岩字大落向 937 番の 1 地先～桁川合流点	3.3	3.6	3.7	4.1	埼玉県吉川市平沼	
県知事が行う水防警報	中川	牛島	左岸　埼玉県春日部市下柳 1167 番地先～埼玉県北葛飾郡松伏町下赤岩内膳堀内上 1672 番の 1 地先 右岸　埼玉県春日部市牛島 1323 番の 1 地先（倉松川合流点）～埼玉県北葛飾郡松伏町下赤岩字掛井堀中通 1876 番の 1 地先	5.20	5.85	－	6.25	埼玉県春日部市藤塚	埼玉県河川砂防課
	新方川	増林	左岸　埼玉県春日部市大字増田新田字南 313 番地先～埼玉県吉川市川野（中川合流点） 右岸　埼玉県さいたま市岩槻区大字大戸字沼端 515 番地先～越谷市中島（中川合流点）	3.25	3.90	－	4.02	埼玉県越谷市花田	

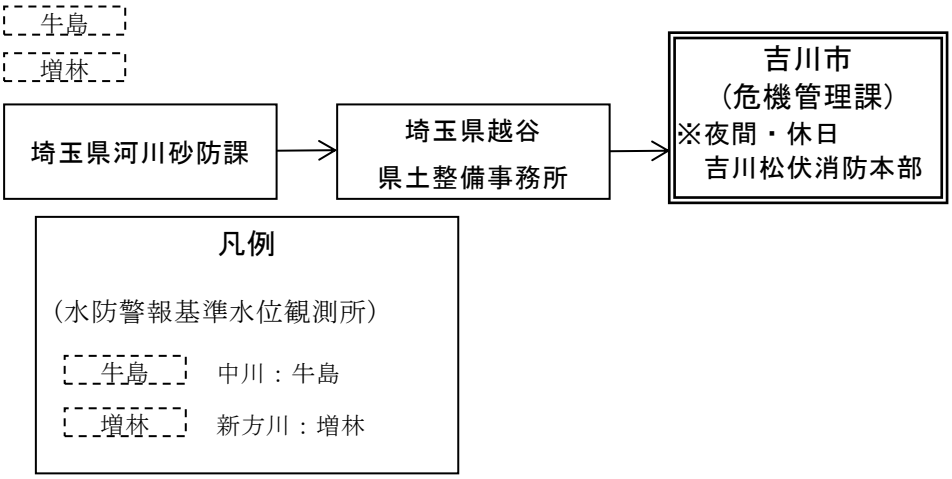
(3) 本市に関係する水防警報の伝達系統

本市への水防警報の伝達は、原則、ファクシミリで行われる。なお、水防警報がファクシミリで送付されたら、直ちに、送信元へ受信確認の連絡を行う。

□本市に関係する水防警報の伝達系統（江戸川河川事務所が発表する水防警報）



□本市に関係する水防警報の伝達系統（埼玉県河川砂防課が発表する水防警報）



□伝達系統電話番号等

機関名	電話番号	ＦＡＸ
江戸川河川事務所	04-7125-7332	04-7123-6741
埼玉県河川砂防課	048-830-5137	048-830-4865
埼玉県越谷県土整備事務所	048-964-5224	048-960-1530
江戸川水防事務組合（三郷市）	048-952-1294	048-952-6780

3　水防法に基づく水位情報周知

(1) 本市に関係する水位情報周知が通知される河川

国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水により重大な損害が生じるおそれがある河川（洪水予報河川以外）について、水位情報周知を行う河川と当該河川の避難判断水位（特別警戒水位）をあらかじめ定め、当該河川の水位がこれに達したときは、水位又は流量などを水位情報周知として防災関係機関や報道機関、市民等へ発表する。

水位情報周知については、「国土交通大臣が行なう水位情報周知(水防法第 13 条第 1 項)」と「県知事が行なう水位情報周知(水防法第 13 条第 2 項)」があるが、本市に係る水位情報周知河川は後者のみである。

また、市は、水位情報周知から得られる情報をもとに、避難情報の発令を行う。

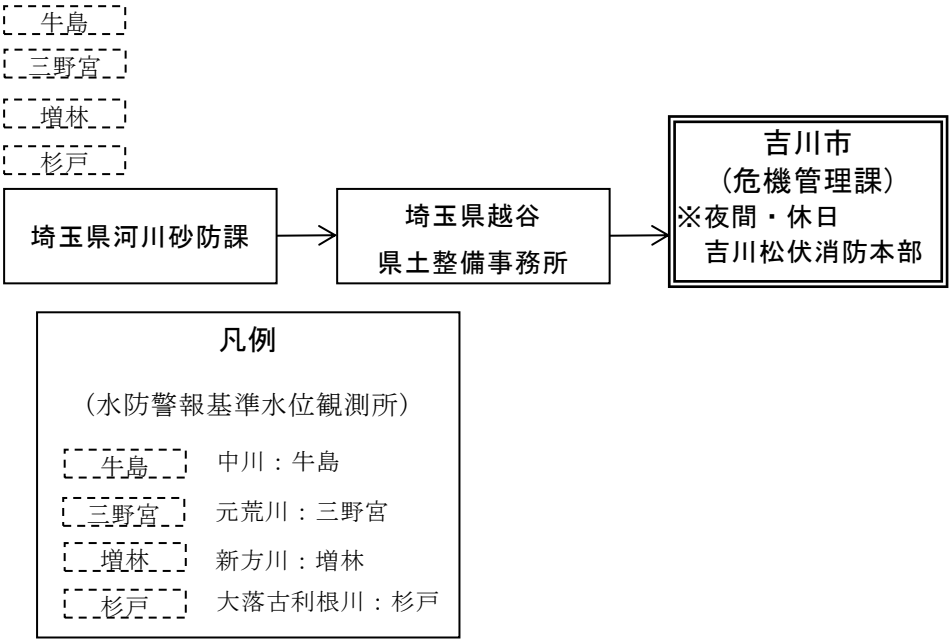
□本市に関係する水位情報周知が通知される河川

河川名	水位標名	区域	氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）	所在地	通知機関
中川	牛島	左岸　埼玉県春日部市下柳 1167 番地先～埼玉県北葛飾郡松伏町下赤岩内膳堀内上 1672 番の 1 地先 右岸　埼玉県春日部市牛島 1323 番の 1 地先（倉松川合流点）～埼玉県北葛飾郡松伏町下赤岩字掛井堀中通 1876 番の 1 地先	A.P.6.25	埼玉県春日部市藤塚	埼玉県河川砂防課
元荒川	三野宮	左岸　埼玉県越谷市大字野島字川端 73 番の 1 地先～埼玉県越谷市中島（中川合流点） 右岸　埼玉県越谷市大字三野宮字中川原 60 番の 3 地先～埼玉県越谷市東町 2 丁目（中川合流点）	A.P.6.80	埼玉県越谷市三野宮	
大落古利根川	杉戸	左岸　埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野 233 番地先～埼玉県北葛飾郡松伏町下赤岩（中川合流点） 右岸　埼玉県南埼玉郡宮代町和戸 3 丁目 14 番地先～越谷市増森（中川合流点）	A.P.7.91	埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸	
新方川	増林	左岸　埼玉県春日部市大字増田新田字南 313 番地先～埼玉県吉川市川野（中川合流点） 右岸　埼玉県さいたま市岩槻区大字大戸字沼端 515 番地先～越谷市中島（中川合流点）	A.P.4.02	埼玉県越谷市花田	

(2) 本市に関係する水位情報周知の伝達系統

本市へ水位情報周知の伝達は、原則、ファクシミリで行われる。なお、水位情報周知がファクシミリで送付されたら、直ちに、送信元へ受信確認の連絡を行う。

□本市に関係する水位情報周知の伝達系統



□伝達系統電話番号等

機関名	電話番号	ＦＡＸ
埼玉県河川砂防課	048-830-5137	048-830-4865
埼玉県越谷県土整備事務所	048-964-5224	048-960-1530

4　洪水予報、水防警報、水位情報周知等の伝達体制

(1) 情報伝達体制及び伝達先一覧

市は、国、県、江戸川水防事務組合等の関係機関から洪水予報、水防警報、水位情報周知等の情報の伝達を受けた場合には、応急対策や避難の実施に備え、必要に応じて関係部課署、関係機関及び市民その他関係する公私の団体に伝達する。

洪水予報、水防警報、水位情報周知等の情報伝達体制及び伝達先一覧は、次のとおりである。

□伝達先一覧

伝達先	都市整備部関係各課	消防団（水防団）※消防本部経由	こども福祉部、健康長寿部各課	教育部関係各課	要配慮者利用施設（水防法第15条第1項第3号に規定する施設）	市民その他公私の団体
目的／種別	水防活動のため	水防活動のため	要配慮者の避難のため	避難所開設準備、児童生徒の避難のため	施設利用者の避難のため	避難のため
洪水予報	○	○	○	○	○	○
水防警報	○	○				
水位情報周知	○	○	○	○	○	○

『【資料】第３．１「浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧」』参照

(2) 勤務時間外の情報伝達体制

消防本部は、休日、夜間の初動対応の確保のため、勤務時間外については、洪水予報、水防警報、水位情報周知等の情報を受信し、あらかじめ指定された市職員へ伝達を行う。

伝達された職員は、総括責任者（危機管理課長）へ情報を伝達し、総括責任者は、「伝達先一覧」に基づき、関係部課署、関係機関等に連絡する。

□洪水予報・水防警報等の伝達体制：総括責任者及び担当班

総括責任者	担当班
危機管理課長	総括班

第４　被害情報等の収集・報告

風水害の発生時において、災害応急対策活動を確実かつ迅速に実施するために、被害情報等の収集・報告を円滑に行う。

４．１ 被害情報等の収集【 広報情報班 】

広報情報班は、次により被害情報等を収集する。

＜活動内容と手順＞

１　「広報情報班（パトロール班）」による情報収集

(1) 「パトロール班」の編成

広報情報班は、「パトロール班」を組織し、各パトロール班の担当区域を定める。

なお、班員が不足する場合は、他災害対策活動班の協力を得る。

(2) 「パトロール班」の活動内容

①　被害情報の収集

被害情報の収集を行う際には、他災害対策活動班、消防団、自主防災組織との連携、情報交換に努める。

(3) 「パトロール班」の収集する被害情報

①　人的被害の状況（死者、行方不明者、負傷者等）
②　建物被害の状況（全壊・流失、損壊、床上・床下浸水被害等）
③　道路被害の状況（浸水箇所、道路・橋等の損壊等）
④　河川被害の状況（河川、水路等からの越水、河川施設等の損壊）
⑤　二次災害危険箇所（危険物の流出等）

２　職員参集途上時による情報収集

勤務時間外に参集を要する風水害が発生したときは、職員は、参集途上において被害情報を収集しなければならない。

収集した被害情報は、災害対策活動班班長へ報告し、当該班長は、被害情報を取りまとめ、「広報情報班」へ報告する。

３　自主防災組織による情報収集

自主防災組織は、被害の軽減を図るため、被害情報を収集する体制を設ける。

(1) 自主防災組織の活動内容

災害発生時、自主防災・減災活動を行うとともに、次の被害調査を行う。

被害情報は、災害対策本部との連絡手段が確保できるときは、情報を災害対策本部に連絡する。

連絡手段が途絶しているときには、現場で情報収集している「パトロール班」又は消防団へ直接伝達する。

①　人的被害の状況（死者、行方不明者、負傷者等）
②　建物被害の状況（全壊・流失、損壊、床上・床下浸水被害等）

③　道路被害の状況（浸水箇所、道路・橋梁等の損壊等）
④　河川被害の状況（河川、水路等からの越水、河川施設等の損壊）
⑤　二次災害危険箇所（危険物の流出等）
⑥　避難状況（避難行動要支援者等の要配慮者の安否確認、避難実施状況等）

4　消防団による情報収集

消防団は災害発生時に、全機能を挙げて水防活動及び避難活動を行う。

それとともに、可能な限りの被害情報の収集を行い、電話を用いて災害対策本部へ連絡する。通信手段が途絶されているときには、現場で情報収集している「パトロール班」へ直接伝達する。

5　被害写真等の撮影

被害写真等の撮影は、被害状況確認の資料として、また、記録保存のためにも極めて重要である。

災害全般にわたって「広報情報班」が被害状況を撮影し、災害応急対策等に活用するとともに、報道機関及び市民の撮影分についても必要に応じて提供を受け、災害記録写真等の収集確保に万全を期するものとする。

6　被害情報等の集約

「広報情報班」は、上記１～４により、また、各災害対策活動班、消防本部、警察署、ライフライン関係機関、市民等から、『□非常体制で収集すべき主な情報（P384)』を収集し、被害情報等を集約する。

この情報は、自衛隊の派遣要請依頼や広域応援要請に係る重要情報であるため、一刻も早い集約が必要である。集約が進むか、ある程度被害が重大であることが判明したときは、早急に「総括班」に報告するとともに、「総括班」の指示のもと、関係機関へ応急・復旧対策の要請を実施する。

7　人命にかかわる被害情報の調査・確認

「広報情報班」は、建物の全壊・流失、損壊、及び死者、重傷者等が発生した場合は、その住所、氏名、年齢等を速やかに調査するものとする。

被災世帯・被災人員等については、現地調査のみでなく、住民基本台帳等とも照合し、その正誤を確認するものとする。

外国人の人命にかかわる被害情報については、国籍を確認するものとする。

４．２ 要配慮者の被害情報等の収集【 要配慮者支援班、救護班 】

＜活動内容と手順＞

１　在宅の要配慮者の被害状況等の把握

在宅の要配慮者については、平常時より把握している避難行動要支援者に加え、家族や近隣の援護を失って自宅に取り残されるなど新たに援助を必要とする者が、災害発生により生じる。

「要配慮者支援班」は、消防団、民生委員・児童委員、自治会、自主防災組織、福祉団体、地域住民等の協力を得ながら、避難行動要支援者名簿を利用することにより、居宅に取り残された要配慮者の迅速な発見に努める。被害の規模等により対応が困難な場合においては、必要により、警察に協力を要請する。

要配慮者を発見した場合は、その受入先として、①避難場所又は避難所への移動、②在宅又は避難所等で生活ができない要援護高齢者、障がい者等の福祉避難所の確保や社会福祉施設等への緊急入所等の措置をとる。

２　社会福祉施設等の被害状況等の把握

「要配慮者支援班」は、次の把握に努める。また、各社会福祉施設等の管理者は、上記被害情報について速やかに「広報情報班」へ報告を行うものとする。

(1) 施設入所者の被害状況
(2) 施設・設備の被害状況
(3) 施設からの被災者の受入可能者数
(4) ライフライン、食料等に関する情報

３　医療機関の被害状況等の把握

「救護班」は、次の把握に努める。また、各医療機関は、被害情報について速やかに「広報情報班」へ報告を行うものとする。

(1) 医療、助産活動が可能な病院の確認

①　重症及び人工透析等継続治療を要する患者の受入可能限度の確認
　　患者受入れに当たっての不足医療資機材及び不足医療従事者（医師・看護師）等
②　救護班の派遣体制の確認
　ア　派遣可能救護班数
　イ　派遣可能医療従事者数
　ウ　救護活動のために必要な医薬品、医療資機材及び医療従事者(医師・看護師)等

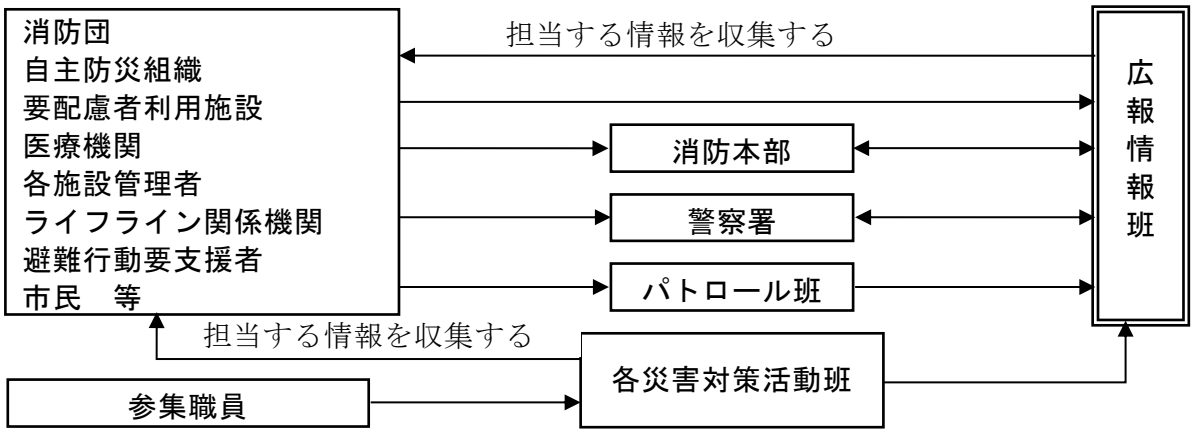
(2) 施設・設備の損壊、ライフラインの途絶等による診療機能が麻痺又は低下している病院の確認

①　簡易な修繕等により現状復旧可能な病院等
　ア　重症及び人工透析など継続治療を要する患者の実態確認(復旧までの一時搬送)
　イ　原状復旧に必要な修繕項目等
②　修繕不可能な病院等（当分の間、診療機能の回復の目処が立たない病院等）
　ア　入院患者の実態

４　外国人の被害状況等の把握

本市は、職員や語学ボランティア等により調査班を編成し、外国人の被害状況等の把握に努める。

□情報収集の流れ



□被害情報等の収集体制：総括責任者及び担当班

総括責任者	担当班
政策室主幹	広報情報班

４．３ 被害情報等の報告【 広報情報班 】

広報情報班は、集約した被害情報等を「総括班」に報告する。

なお、被害が重大（人命にかかわる情報、浸水被害が拡大する河川の決壊等の情報など）であることが判明したときは、早急に「総括班」に報告する。

報告を受けた総括班は、県等へ被害情報等を報告する。

なお、人命にかかわる被害情報については、発生後１時間以内に県等へ報告する。

＜活動内容と手順＞

１　県等への第１報

本市から県への第１報は、埼玉県災害オペレーション支援システムにより、被害の発生直後に必要事項を入力し、報告する。災害オペレーション支援システムが使用できない場合は、「発生速報（様式第１号)」を防災行政無線ＦＡＸ等で報告する。

なお、県へ連絡できない場合には、消防庁へ直接連絡する。無線及び有線による通信が不可能な場合は、連絡員を県災害対策本部春日部支部（東部地域振興センター）へ派遣する。

第１報は、報告者等が把握できた範囲の情報から直ちに報告する。

□報告先及び通信手段等

報告先		通信手段		番　号	
県	本部 （災害対策課）	一般加入電話		電話	048-830-8181
				FAX	048-830-8159
		防災行政無線電話	地上系	電話	(発信特番)-200-951
				FAX	(発信特番)-200-950
			衛星系	電話	(発信特番)-200-951
				FAX	(発信特番)-200-950
		危機管理防災部当直(時間外)		電話	048-830-8111
				FAX	048-830-8119
	春日部支部 （東部地域振興センター）	一般加入電話		電話	048-737-1110
				FAX	048-737-9958
		防災行政無線電話	地上系	電話	(発信特番)-276-951
				FAX	(発信特番)-276-950
			衛星系	電話	(発信特番)-276-951
				FAX	(発信特番)-276-950
消防庁	平日(9:30～18:15) 応急対策室	ＮＴＴ東日本回線		電話	03-5253-7527
				FAX	03-5253-7537
		消防防災行政無線		電話	TN-90-49013
				FAX	TN-90-49033
		地域衛星通信ネットワーク		電話	TN-048-500-90-49013
				FAX	TN-048-500-90-49033
	上記以外 宿直室	ＮＴＴ東日本回線		電話	03-5253-7777
				FAX	03-5253-7553
		消防防災行政無線		電話	TN -90-49102
				FAX	TN -90-49036
		地域衛星通信ネットワーク		電話	TN-048-500-90-49102
				FAX	TN-048-500-90-49036

（注）TN は、回線選択番号を示す。

『【様式】様式第１号「発生速報」』参照

２　報告の種別

災害対策本部の各部は、被災状況を「広報情報班」に報告する。報告を受けた「広報情報班」は各情報を集計し、「経過速報（様式第２号)」にまとめ「総括班」に報告する。「総括班」は、速やかに災害オペレーション支援システムにより報告する。

(1) 被害情報の報告

発生速報	被害の発生直後に災害オペレーション支援システムで報告する。 （災害オペレーション支援システムが使用不能の場合は、「発生速報（様式第１号)」により県防災行政無線ＦＡＸ等で報告する。）
経過速報	２時間ごとに逐次（県から指示があった場合は、県の指示に従う。)、災害オペレーション支援システムで報告する。 （災害オペレーション支援システムが使用不能の場合は、「経過速報（様式第２号)」により県防災行政無線ＦＡＸ等で報告する。）
確定報告	被害の確定後に災害オペレーション支援システムで報告する。 （災害オペレーション支援システムが使用不能の場合は、「被害状況調（様式第３号)」により、県災害対策課へ連絡する。災害の応急対策が終了した後７日以内に文書で報告する。）

３　報告事項及び留意点

本市が、県などの防災関係機関に報告する情報の報告事項及びその留意点は次のとおりとする。

(1) 報告事項

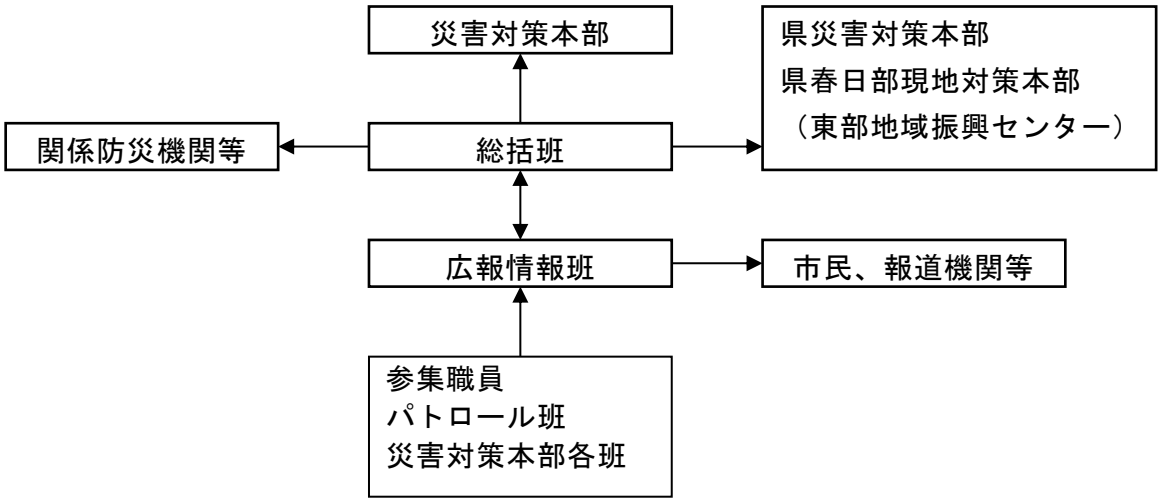
①　災害の種別
②　発生地域
③　被害日時
④　被害の状況（人的被害、住家被害、非住家被害、田畑被害、道路被害、その他施設被害、罹災世帯数・罹災者数、火災発生件数等）
※被害の程度等は「被害報告判定基準」に基づき判定する。）
⑤　災害に対して実施した措置及び今後の措置
ア　災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況
イ　市が実施した主な応急措置の状況
ウ　応援要請又は職員派遣の状況
エ　災害救助法適用の状況
オ　避難情報発令の状況（地区数、対象者数等）
カ　消防機関の活動状況（活動人数、主な活動状況等）
⑥　その他必要な事項

(2) 報告の留意事項

①　人的被害、住家被害、住民避難、浸水の状況等、災害応急対策を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報は、他の情報に優先して収集・報告する。
②　被害等の調査・報告に当たっては、関係機関及び内部の連絡を密にし、調査漏れや重複等の無いよう十分留意するとともに、被害数値等の調整を図る。
③　情報収集の迅速・正確を期するため、情報の収集・連絡に係る組織、設備、要領等の整備を図っておくものとする。特に、発災初期の情報は、市民組織を通じて直ちに通報されるよう体制を整えておく。
④　被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施する。
⑤　罹災世帯・罹災人員等の把握に当たっては、現地調査のほか住民基本台帳等と照合して正確を期する。
⑥　外国人の被害情報について、埼玉県災害オペレーション支援システムの災害報告に際し、特記事項欄に人的被害区分ごとの内数及び国籍内訳を入力する。

『【様式】様式第１号「発生速報」』参照
『【様式】様式第２号「経過速報」』参照
『【様式】様式第３号「被害状況調」』参照

(3) 情報伝達の流れ



□被害情報等の報告体制：総括責任者及び担当班

総括責任者	担当班
危機管理課長	総括班

４．４ 通信連絡体制の確立【 総括班、広報情報班 】

本市及び関係防災機関は、情報連絡を迅速かつ的確に行うために、非常の際における通信連絡を確保する。

＜活動内容と手順＞

１ 通信連絡方法の確認及び通信

(1) 基本方針

災害時における通信連絡は、災害オペレーション支援システム、県防災行政無線（地上系・衛星系）、インターネット、電話及びＦＡＸを利用して迅速かつ的確に行うものとするが、災害時における通信の混線を避けるために災害電話を指定し、窓口の統一を図る。

本市における連絡用電話は「広報情報班」に置き、また、市民等の問い合わせに対しては、窓口を一本化し「市民支援班」に置くものとする。

(2) 県及び関係防災機関との通信連絡の窓口の確認

① 県 ・・・・・・・・・ 「本部統括部（災害対策課）」
② 市 ・・・・・・・・・ 「広報情報班」
③ 関係防災機関 ・・・ 「防災関係機関一覧」（**資料編第２．１２参照**）

２ 有線通信途絶の場合の措置

大規模水害時においては、有線通信施設の被災等によって、通信連絡が困難になることが予想されるので、無線設備、伝令等によって通信連絡を確保する。

(1) 県との通信連絡

県防災行政無線（地上系・衛星系）を利用し、交信を行う。

(2) 市各班との連絡

災害現場等に出動している各班員との連絡は、デジタル簡易無線機、携帯電話等によって行う。また、必要に応じて災害現場に伝令を派遣する。伝令は、徒歩、自転車、バイク又は自動車を利用する。

市防災行政無線を使用する際、通信の混乱が予想されるため、必要に応じ適切な通信統制を実施し、円滑・迅速な通信の確保に努める。

なお、通信の統制は、次によって実施する。

① 統制者の専任（「広報情報班」から１人配備する。）
② 重要通信の優先（救助、避難情報等重要性の高い通信を優先する。）
③ 統制者の許可（通信に際しては、統制者の許可を得る。）
④ 子局間の通信の禁止（子局間の通信に際しては、統制者の許可を得る。）
⑤ 簡潔通話の実施
⑥ 専任の通信担当者の設置（各子局の担当者は出来るだけ変更しない。）

(3) アマチュア無線等の活用

有線が途絶し、災害対策上必要が生じた場合は、アマチュア無線やタクシー無線等を活用する。

３　公衆通信設備の優先利用

災害時において、公共の利益のために緊急に通信を行う必要のある通話については、非常又は緊急通話として取り扱い、他に優先する。

優先利用できる電話は、あらかじめ東日本電信電話(株)埼玉事業部の承認を受けた加入電話による。

４　通信施設利用の優先順位

通信施設を優先して使用する場合の優先順位は、おおむね次の順序による。

① 市民に対する避難情報発令等人命に関する事項
② 応急措置の実施に必要な事項
③ 災害警報
④ その他予想される災害の事態及びこれに対する事前措置に関する事項

５　臨時電話の設置

通信手段に不足するときは、東日本電信電話㈱埼玉事業部に依頼し、臨時電話を設置する。

６　電話の受付

災害時には、関係防災機関だけではなく、吉川市内外の住民から多数の問い合わせ電話が予測できる。このため、必要に応じて、その他の班員の中から、電話受理の専任者を選び、電話対応に従事させるものとする。

なお、電話受付時の注意点は、次のとおりである。

① 電話受付担当者は、関係防災機関からの情報と住民等からの問い合わせを的確に仕分けする（問い合わせは、「市民支援班」につなぐ）。

② 電話の殺到による初動通信活動への支障が起こらないようにするために、各種問い合わせに対応する電話を事前に決めておく。

『【資料】第２．１「防災行政無線整備一覧」』参照

４．５ 浸水解消後の情報管理【 広報情報班、各班 】

浸水が解消に至った場合、災害状況はある程度沈静化していると想定される。この時期は、これまでに錯綜した災害情報の整理を行うとともに、引続き情報管理体制を強化していくものとする。

＜活動内容と手順＞

１ 基本方針

浸水が解消したときは、情報はそれぞれの各班で個別収集し、関係防災機関等への伝達もそれぞれの各班で実施する。

「広報情報班」は、各班からの情報を収集・整理を行い、情報の一元化及び共有化を図ることにより、今後の本市の有機的な活動に役立てるものとする。

２ 被害状況調査

(1) 住家被害の迅速・正確な把握

住家被害は、災害救助法の適用（申請）、罹災証明書の発行、税の減免、救援物資の配分、義援金品の配分等、被災者に対する各種の救援活動を実施する上で最も基本となる情報である。そのため、応急対策期の情報管理は、住家被害の迅速・正確な把握を最重点課題とする。

「被害調査税務班」及び「住宅対策班」は、県災害対策本部応急復旧部と連携を図りながら、担当区域ごとに「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）により被害状況を把握する。

『【本文】第２編 第４章 第１節 第１「１．３ 住家の被害認定調査」、「１．４ 被災者台帳の作成」、「１．５ 罹災証明の発行」(P276～280)』参照

(2) その他の被害の調査（各班が実施）

住家被害調査の進捗状況をみながら、各班は所管の施設等の被害状況調査を実施する。

(3) 被害状況調査に当たっての留意事項

① 関係機関、諸団体、市民組織等の協力を求めて実施する。

② 被害が甚大なため、市において調査に専門的な技術を必要とするときは、県に応援を求めて実施する。

③ 吉川警察署をはじめ関係機関と十分な連絡をとる。

３　県への報告

「総括班」は、「広報情報班」より得た情報をもとに被害状況を取りまとめ、災害オペレーション支援システムを用いて県災害対策本部（災害対策課）に報告するものとする。

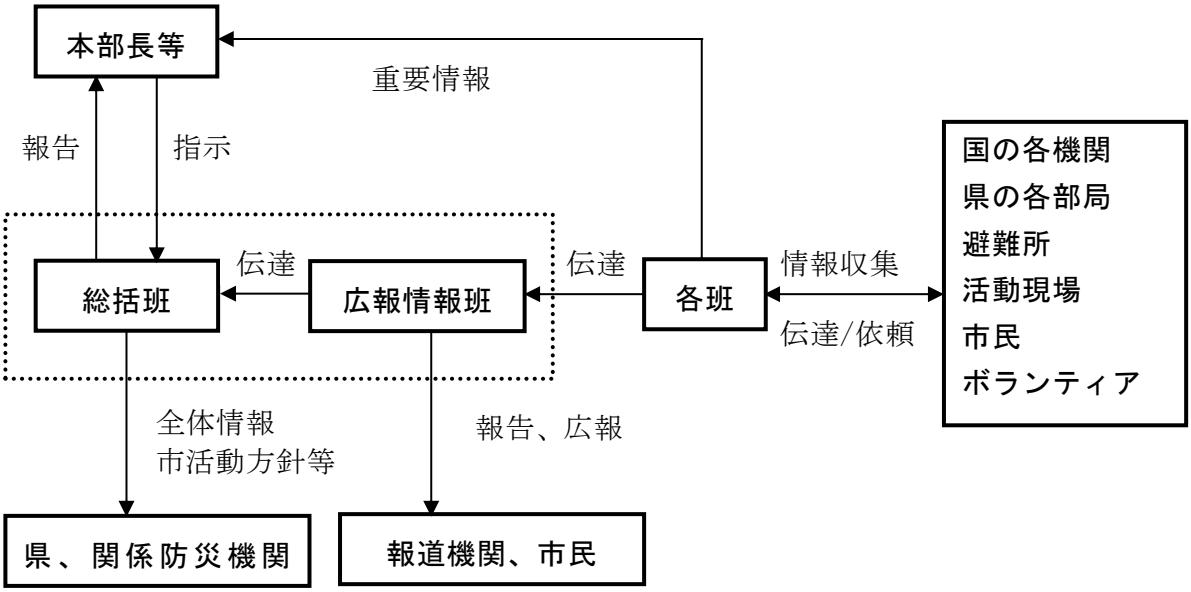
４　情報ファイルの作成（３日に１回は更新する）

「広報情報班」は、救援活動や生活情報についてその概要、実施機関・団体、連絡先を活動項目ごとに網羅したファイルを作成し、本部各班や市の窓口に配付する。

なお、活動項目の分類例は次のとおりとする。

①各対策のホットライン　②福祉　③心のケア　④法律・税金
⑤医療保健　⑥労働　⑦融資・生活資金　⑧住宅
⑨家屋解体・撤去　⑩教育　⑪外国人

□浸水解消後における情報の流れ



第３節　広報広聴活動

第１　広報活動

市及び関係防災機関は、風水害時にはできる限り速やかに市民及び報道機関に対し、気象予報・警報や洪水予報、避難情報と災害の正確な情報を提供することによって、パニックの発生を未然に防止し、市民が適切な行動をとれるようにする。

１．１ 実施機関とその役割【 広報情報班、消防本部、関係機関 】

広報の実施機関と広報・報道の内容は、次のとおりとする。

□広報・報道事項（その１）

機関名	広報・報道内容
吉川市「広報情報班」	**人命の安全にかかわる事項（発災前）**
	・気象情報に関すること。（気象予報・警報等） ・河川情報に関すること。（洪水予報、水防警報、水位情報周知等） ・避難情報に関すること。 （避難の指示内容、警戒区域、避難所の位置・経路、避難方法、携行品等） ・要配慮者に向けた広報に関すること。（情報伝達、避難支援等） ・災害による被害を最小限にとどめるための事前対策に関すること。 （土のうの設置、家財道具等の避難、飛来物対策など） ・その他市民の心得、人心の安定及び社会秩序保持のため必要な事項
	人命の安全にかかわる事項（発災後）
	・浸水状況に関すること。（発生箇所、被害状況、道路通行止め区間等） ・河川、橋梁等土木施設情報に関すること。（被害、復旧状況等） ・交通状況に関すること。 （交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、道路交通状況等） ・医療救護所開設状況に関すること。 ・二次災害危険情報に関すること。 ※「発災前」の事項も引き続き広報・報道する。
	市民生活の安定、人心の安定にかかわる事項
	・災害対策本部の設置又は解散に関すること。 ・水防活動の実施状況に関すこと。（実施場所、活動内容等） ・被害状況に関すること。（人的被害、建物被害等） ・避難状況に関すること。（避難所開設場所、避難者数等） ・個人安否情報に関すること。 （ＮＴＴ東日本の「災害用伝言ダイヤル（１７１）」等） ・電気､水道､ガス等事業施設被害状況に関すること。（被害状況､注意事項等） ・給食、給水の実施に関すること。（給水日時、場所、量、対象者等） ・衣料、生活必需品の供給、救援物資の配布に関すること。 （日時、場所、種類、量、対象者等） ・義援金の支給に関すること。 ・住宅の診断、応急修理、応急仮設住宅等に関すること。 ・仮設トイレ、風呂の設置に関すること。（設置場所等） ・し尿、ごみの処理情報に関すること。 ・防疫状況及び注意事項に関すること。 ・罹災証明書の交付に関すること。（窓口、期間等） ・各種相談窓口の設置すること。（生活再建、融資、総合相談窓口等）

□広報・報道事項（その２）

吉川市「広報情報班」	被災地域以外への広報
	・ボランティアの募集に関すること。 ・必要な救援物資の募集に関すること。 （救援物資の種類、送付先、送付方法等（梱包は、仕分け作業が円滑に実施できるよう、梱包を解かなくても、物資の種類、量、サイズが分かるようにして被災地に送付するなど）） ・義援金の募集に関すること ・被災地域外住民へのお願いに関すること。 （被災地へは、単なる見舞い電話等不要不急の電話をしないなど）
消防本部	・水防活動の実施状況に関すこと。（実施場所、活動内容等） ・被害状況に関すること。（人的被害、建物被害等） ・避難情報に関すること。 （避難の指示内容、警戒区域、避難所の位置・経路、避難方法、携行品等） ・医療救護所開設状況に関すること。 ・二次災害危険情報に関すること。
関係機関	・活動体制に関すること。 ・電気、ガス、危険物流出等の二次災害の防止に関すること。 ・所管業務の被害状況及び復旧状況に関すること。 ・その他各関係機関の活動に必要な事項

１．２ 広報の手段【 広報情報班 】

本市が、市民に対して実施する広報の手段は、防災行政無線、市ホームページ、広報車、登録制メール、減災アプリ、緊急速報メール、ＳＮＳ、電話応答サービス、Ｌアラート(NHKｄ放送､テレ玉ｄ放送)､FM ラジオ(エフエムこしがや)､ケーブルテレビ(J-COM)、緊急時情報伝達収集システム（よしかわ安心電話)、テレビ、新聞等によるものとする。

また、必要に応じて職員による現場での指示や看板、ビラ、広告等を作成して、現地で配付・掲示するとともに、自治会又は自主防災組織等による広報も行う。

広報の手段（媒体）の選定は、市災害対策本部会議から特に指示された場合を除き、「広報情報班」が状況を判断の上、適切なものを選定する。

(1) 緊急に伝達の必要があるもの（避難指示等）

→ 防災行政無線、市ホームページ、広報車、登録制メール、減災アプリ、ＳＮＳ、緊急速報メール、ケーブルテレビ（J-COM)、現場での指示（口頭)、自治会又は自主防災組織、テレビ・FM ラジオ（エフエムこしがや)（報道機関に依頼)、Ｌアラート（NHKｄ放送、テレ玉ｄ放送)、緊急時情報伝達収集システム（よしかわ安心電話）等

『【資料】第２．１５「広報文例』参照

(2) 一斉に伝達するもの（気象情報、河川情報、安否情報、医療救護所等）

→　防災行政無線、市ホームページ、広報車、登録制メール、減災アプリ、ＳＮＳ、FM ラジオ（エフエムこしがや)、ケーブルテレビ（J-COM)、緊急速報メール、緊急時情報伝達収集システム（よしかわ安心電話）

(3) 時期又は地域を限って行うもの

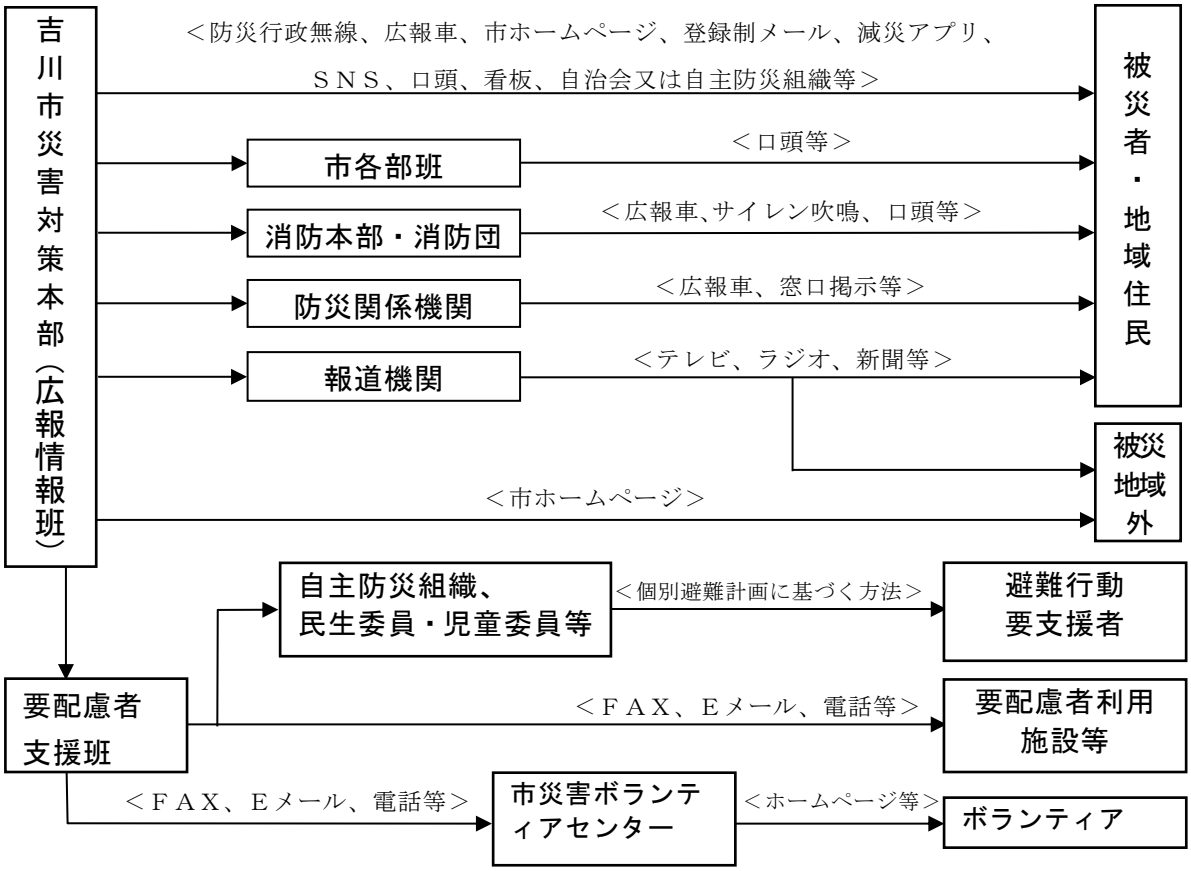
→　防災行政無線、市ホームページ、広報車、登録制メール、減災アプリ、ＳＮＳ、FM ラジオ（エフエムこしがや)、ケーブルテレビ（J-COM)、現場での指示（口頭)、看板、ビラ、張り紙、自治会又は自主防災組織、緊急時情報伝達収集システム（よしかわ安心電話）

(4) 被災地域外に対して行うもの

→　市ホームページ、テレビ、ラジオ、新聞（報道機関に依頼）等

１．３ 広報の方法【 広報情報班、要配慮者支援班】

広報の方法は、次の伝達経路のとおりとする。



１．４ 要配慮者に対する情報伝達【 広報情報班、要配慮者支援班 】

市は、避難行動要支援者を含む要配慮者に対して、適切に情報が伝達されるよう、次に示す方法で情報の提供を行うものとする。

１　高齢者、障がい者に対する情報伝達

①　ＦＡＸや携帯電話の文字メール機能等を利用した連絡体制（聴覚障がい者）

②　自主防災組織、民生委員・児童委員、ボランティアの協力

③　福祉団体の協力
④　手話通訳者の派遣（聴覚障がい者）
⑤　相談センターに高齢者、障がい者専用の相談窓口を設置
⑥　視覚障がい者に対する音声による情報の提供

２　外国人に対する情報伝達

本市及び県災害対策本部統括部・救援福祉部は、テレビ、ラジオ、インターネット通信等を活用して外国語による情報提供を行う。また、語学ボランティアの協力を得ながら、チラシや情報誌等の発行による生活情報の提供を随時行う。

①　市ホームページ等の外国語併記
②　語学ボランティアの協力
③　国際交流団体及び企業への協力要請
④　相談センターに外国人専用の窓口を設置
⑤　ラジオの１局を外国人専用とする。又は、外国人専用のミニＦＭ局の開局（県へ要請する。）

３　要配慮者利用施設に対する情報伝達

水防法第 15 条の規定に基づく、洪水予報、避難情報等については、「要配慮者支援班」及び「救護班」がＦＡＸ、Ｅメール等により、情報伝達を行うものとする。また、電話等により情報伝達の確認を行う。

『【資料】第３．１「浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧」』参照

１．５ 報道機関に対する発表等【 広報情報班 】

市災害対策本部は、「広報情報班」を窓口とし、定期的に報道機関に対して災害に関する情報を発表するものとし、災害に関する情報を掲示により提供する。また、必要に応じ記者会見場や設備の準備を行う。なお、発表内容については、市災害対策本部会議に諮るものとし、記者発表に際しては、次の者を発表者とし、その後の報道機関への発表についてもできるだけ発表者を固定して行うものとする。

(1) 市の発表者及び発表内容

①　市の発表者
　本部長、又は副本部長又は市民生活部長
②　発表内容
　ア　災害の種別、発生日時
　イ　災害発生の場所
　ウ　被害状況
　エ　応急対策の状況
　オ　市民に対する避難情報発令の状況
　カ　市民及び被災者に対する協力及び注意事項

１．６ 報道機関等に対する要請【 広報情報班 】

「広報情報班」は、被害状況等により広域的な広報等が必要なときは、県災害対策本部統括部に、次のような広報活動を要請するものとする。

また、報道機関等に対し、避難所などにおいてプライバシー等に配慮した取材活動を要請する。

① 広報車
② ヘリコプター
③ 活字媒体（広報誌の号外、一般新聞等）
④ 放送媒体（ラジオ、テレビ、ケーブルテレビ、臨時災害 FM 局）
⑤ インターネット、県ホームページ、九都県市ホームページ
⑥ 民間の電光掲示板等

１．７ 来庁者・電話問い合わせ者に対する対応【 市民支援班 】

「市民支援班」は、市民からの問い合わせを一手に引き受けるとともに、市庁舎につめかけた被災者を適宜避難所等に誘導する。

＜活動内容と手順＞

１ 電話による問い合わせ等への対応

(1) 窓口の一元化

市への市民からの問い合わせに対しては、原則として「市民支援班」が対応する。

(2) 「市民支援班」の活動体制

「市民支援班」は、問い合わせの種類（照会、被害通報、要請等）に応じた活動体制を組む。

(3) 緊急・重要情報の共有化

重要かつ緊急性の高い内容については、各班に報告する。

(4) 安否情報の対応

安否情報の確認に関しては、数多くの問い合わせがあると考えられる。

「市民支援班」は、「避難所班」や「要配慮者支援班」等からの情報を整理し、また、ＮＴＴ東日本の災害用伝言ダイヤル（１７１）の活用や、インターネットによる吉川市のホームページからの情報確認を紹介するなどして可能な限り対応する。

２ 来庁者への対応

大規模な風水害の発生後は、多数の市民が市庁舎につめかけることが予想される。

「市民支援班」は、応急対策の支障とならないように被災者を適宜避難所等に誘導するとともに、「広報情報班」を通じて庁内放送や掲示板等で情報の提供を行う。

１．８ 生活情報の提供【 広報情報班 】

浸水解消後は、市民の生活支援のための各種情報を提供していく。

＜活動内容と手順＞

１　ニーズの把握

「広報情報班」は、以下の方法等によって広報ニーズの把握を行う。

①　他各班からの報告
②　避難所からの報告
③　ボランティアからの連絡
④　報道機関との情報交換
⑤　関係防災機関との連絡調整

２　広報内容

市が実施する被災者救援活動の内容を中心とした広報を行う。

①衣食住関連の情報
②医療救護所開設状況
③避難所収容者名
④救援物資の種類、配付場所
⑤義援金の募集、支給
⑥ボランティア
⑦住宅診断
⑧仮設トイレ、風呂の設置場所
⑨ライフライン情報
⑩し尿、ごみ処理情報
⑪防疫情報と注意事項
⑫罹災証明書
⑬交通規制箇所
⑭各種の相談窓口の設置場所
⑮融資
⑯その他被災者救援に必要な事項

３　広報手段

①　新聞、テレビ、ラジオによる広報
②　水害ニュースの発行
　避難所生活に必要な情報を盛り込んだミニ情報誌
③　広報車
④　インターネットによる情報提供、市ホームページ
⑤　情報ボランティアの協力
⑥　聴覚障がい者、視覚障がい者、知的障がい者等への障がい特性に配慮した対応

第２　広聴活動

総合的な相談や情報提供の窓口等を設置し、被災者等の要望や相談等の広聴活動を行い、被災者や市民の要望等に適切に対応する。

２．１ 災害相談窓口の設置【 市民支援班、生活再建班 】

災害相談窓口を設置し、被災者から寄せられる多様な要望や相談等を聴取し、その早期解決に努める。

１　相談窓口の設置

(1) 市役所へ相談窓口を設置する。(一元化)
(2) 各避難所へ相談窓口を設置又は巡回相談を実施する。
(3) 本市及び県災害対策本部救援福祉部は、庁舎内等に災害に関する外国人の相談窓口を開設する。各相談窓口には、職員や語学ボランティア等を配置し、総合的な相談に応じる。
(4) 他機関との共同相談窓口を設置する。

２　要望・相談等の内容

(1) 応急対策に関する要望（土のうの設置、交通規制等）
(2) 被害状況の情報提供（道路浸水状況、建物被害状況等）
(3) 救援・救護に関する要望（避難支援、医療救護等）
(4) 安否確認に関する相談

生活再建に関する相談（見舞金の交付、税の減免、中小企業者・農業者への融資、罹災証明の発行等)、尋ね人に関する相談は、次に示す項目を準用するものとする。

３　相談窓口の開設

【施策の内容】
第２編　震災対策計画
　第４章　震災復旧復興計画
　　第１節　生活安定のための措置
　　　第１　災害市民相談
　　　　１．１　総合相談窓口の開設
　　　　１．２　尋ね人相談
　　　　（P276）を準用する。

第４節　水防活動

本市は、江戸川と中川に挟まれた平均標高の低い低地であり、台風や大雨により、たびたび、内水氾濫が発生している。

また、本市は、利根川、江戸川、中川、荒川等の浸水想定区域に指定されており、これらの河川が氾濫した場合には、市域の大部分が浸水し、大規模な被害が生じる可能性がある。

そのため、市は、内水氾濫の浸水被害の軽減を図るとともに、大河川の外水氾濫による浸水被害を軽減するため、国、県、江戸川水防事務組合の水防管理者等との連携により、水防対策を実施する。なお、震災時における河川施設の損壊等による水防活動の内容についても、本編を準用する。

第１　水防活動体制の確立【 総括班 】

市は、水害が発生し、又は水害の発生のおそれがある場合、消防本部等防災関係機関と協力し、水防活動を実施するための水防体制を確立する。

＜活動内容と手順＞

１　活動体制

市は、『【本文】本編 本章「第１節 活動体制」(P349～382)』に定める配備体制により、市職員及び水防団員（消防団員）を中心とした水防活動を実施する。

２　協力応援

市は、必要に応じて、防災関係機関等へ水防活動の協力応援を要請する。

(1) 相互応援

市長は、河川堤防の決壊等により、市域に甚大な被害が発生又は発生するおそれがあるときは、関係する法令及び相互応援に関する協定等に基づき、県、地方公共団体、自衛隊その他防災関係機関等に対して、職員の派遣、水防用資機材・救援物資等の調達等、協力応援を速やかに要請する。

(2) 費用の負担

協力応援のために要した費用の負担については、相互間の協議により定めるものとする。ただし、協議が整わない場合は、県知事がこれを調整する。

『【本文】本編 本章 第１節「第７　広域応援要請」(P377～378)』参照

３　水防信号

水防法第２０条の規定による水防信号は、次のとおりとする。

□水防信号の種類と措置

水防信号　（地震による堤防の漏水･沈下等の場合は、下記に準じて水防信号を発する）			
警鐘信号	サイレン信号	発するとき	措置事項
第１信号 ○休止○休止 ○休止	5秒15秒　5秒15秒　5秒15秒 ○―休止　○―休止　○―休止	河川の水位が警戒を要する水位に達したとき。	区域内の居住者に周知するとともに、必要な団員を招集し、河川の警戒に当たる。
第２信号 ○―○―○ ○―○―○	5秒6秒　5秒6秒　5秒6秒 ○―休止　○―休止　○―休止	水防管理者から洪水等のおそれがある旨の警告があったとき。	水防団員及び消防機関に属する者を招集し、河川の警戒に当たる。
第３信号 ○-○-○-○ ○-○-○-○	10秒5秒　10秒5秒　10秒5秒 ○―休止　○―休止　○―休止	堤防が決壊し、または、これに準ずべき事態が発生したとき。	必要により、当該水防管理団体の区域内に居住する者の出勤を求める。
第４信号 乱打	1分5秒　1分5秒 ○―休止　○―休止	洪水等が著しく切迫し、区域内の居住者を避難させる必要があると認めたとき。	必要と認める区域内の居住者を避難のため立ち退くことを指示する。

備考　１　信号は適宜の時期継続するものとする。

２　必要があれば警鐘信号及びサイレン信号の併用を妨げない。

３　危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

第２　水防活動の実施【 全職員、消防本部、水防団（消防団） 】

本市においては、国、県の河川管理者から複数の河川に関する浸水想定区域が指定されており、複数の河川からの洪水予報や水防警報、水位情報周知等の情報に基づき水防活動を講じる必要があることから、これら国、県、江戸川水防事務組合の河川管理者、水防管理者及び吉川松伏消防組合、水防団（消防団）、警察署等と緊密に連携を取りながら水防活動を実施する。

＜活動内容と手順＞

１　監視及び警戒活動

市及び消防本部、消防署、水防団（消防団）は、水害が発生し、又は水害の発生のおそれがある場合は、被害箇所、浸水履歴のある箇所等を中心とした市内巡視を行う。

また、河川の重要水防箇所、排水機場等を中心とした河川巡視を行うとともに、水位等を監視する。

『【資料】第３．２「本市に係る河川の重要水防箇所」』参照

２　気象情報、河川情報、水防情報等の収集伝達

『【本文】本編 本章「第２節　情報の収集伝達」(P383～415)』を準用する。

３　水防作業の実施

市は、監視及び警戒により水防措置が必要と認められる場合には、関係機関と協力し、水防作業を実施する。

(1) 排水施設・水門等の操作による水防作業

河川及び水路の管理者は、排水施設の稼働操作、水門の開閉操作等を行う体制を整備し、随時、内水排除を行なう。

また、市は、状況に応じて、国、県、旭土地改良区等へ排水施設の稼働操作、水門等の開閉操作等の実施を要請する。

(2) 積み土のう工法等による水防作業

市は、住宅等への浸水及び道路浸水等の被害を軽減するため、積み土のう工法、排水ポンプ設置による排水作業等を実施する。

４　水防作業上の措置

(1) 交通対策

道路管理者は、水防のため必要がある場合、吉川警察署との連携のもとに交通対策を行う。

(2) 警戒区域の設定

市長及び消防長は、水防のため必要がある場合、警戒区域を設定し、一般住民の立入りを禁止、又は制限し、若しくはその区域からの退去を命ずることができる。

(3) 警察官の援助の要求

水防管理者は、水防のため必要がある場合、吉川警察署長に対して、警察官の出動

を求める。

(4) 身分証明書の所持

調査及び指導のために現場に赴く職員は、身分証明書を所持しなければならない。

『【様式】様式第１３号「水防法に規定する身分証明書」』参照

５　避難

市長は、堤防の決壊等、甚大な被害が発生又は発生するおそれがあるときは、**『本編 本章「第５節 避難対策」(P434～447)』**の定めるところにより、必要と認める地域住民に対して避難指示等を発令し、避難の誘導・救護を行う。

６　応援要請

大規模水害発生時において、市の防災機関のみでは対処しえないと判断した場合は、速やかに江戸川水防事務組合、江戸川河川事務所、県、自衛隊、水防協力団体、他市町村等への応援・協力の要請を実施する。

なお、広域応援要請については、**『【本文】本編 本章 第１節「第７　広域応援要請」(P377～378)』**を準用する。

７　費用負担と公用負担

(1) 費用負担（水防法第４１条）

水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担する。

ただし、他の水防管理団体の応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、負担する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体と応援を求められた水防管理団体で協議して定め、協議が成立しない場合は、知事にあっせんを申請することができる。

(2) 利益を受ける市町村の費用負担（水防法第４２条）

水防管理団体の水防によって、当該水防管理団体の区域以外の市町村が著しく利益を受けるときは、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担する。負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。当該協議が成立しないときは、水防管理団体は知事にあっせんを申請することができる。

(3) 公用負担（水防法第２８条）

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。

① 必要な土地の一時使用
② 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
③ 車両その他の運搬用機器の使用
④ 工作物その他の障害物の処分

第３　警戒区域の設定【 土木施設班、消防本部、消防団 】

災害が発生し、又は発生しようとしている場合、応急措置の一つとして、警戒区域を設けて、応急対策従事者以外の者の立入りを制限、禁止し、又はその区域から退去を命ずる。

＜活動内容と手順＞

１　設定権者

災害対策基本法等による警戒区域の設定権者は、次のとおりである。

□避難情報を発令する場合の目安

実施責任者	避難情報の内容
市長	○市民等の生命、身体に危険を及ぼすと認めるとき。 （災害対策基本法第６３条第１項）
警察官	○市民等の生命、身体に危険を及ぼすと認める場合で、かつ市長又は委任を受けた吏員が現場にいないとき。 （災害対策基本法第６３条第２項） ○市長又は委任を受けた吏員から要求があったとき。 （災害対策基本法第６３条第２項）
自衛官	○市民等の生命、身体に危険を及ぼすと認める場合で、かつ市長又は委任を受けた吏員がその場にいないとき。 （災害対策基本法第６３条第３項）
消防吏員又は消防団員	○ガス等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときに、火災警戒区域を設定するとき。 ○火災の現場において、消防警戒区域を設定するとき。 （消防法第２３条の２、第２８条）

２　警戒区域を設定した場合の伝達・報告方法

市は、警戒区域を設定したときは、県に報告するとともに、消防本部、警察その他防災関係機関へ通知するものとする。

市民へは、『**【本文】本編 本章 第３節「１．３　広報の方法」(P419)**』を準じて、市民等へ周知する。

第４　交通対策【 土木施設班（道路管理者） 】

道路管理者は、応急対策活動や避難路の確保等のため、吉川警察署との連携のもとに適切な処置をとるものとする。

【施策の内容】
第２編　震災対策計画
　第３章　震災応急対策活動計画
　　第２節　発災直後に実施する活動
　　　第８　交通対策（P142）を準用する。

第５　決壊時の処置【 総括班、土木施設班、下水道・河川施設班、消防本部、水防団（消防団）、江戸川水防事務組合、江戸川河川事務所、越谷県土整備事務所 】

本市は、堤防決壊時の処置として、以下の活動を行なう。

＜活動内容と手順＞

１　堤防決壊時の処置

(1) 通報

市長は、江戸川又は中川の堤防等が破提し、又はこれに準ずべき事態が発生したときは、水防法第 25 条の規定により直ちにその旨を国土交通省江戸川河川事務所長、埼玉県越谷県土整備事務所長、江戸川水防事務組合本部長、及び氾濫が予想される方向の隣接水防管理団体又は市町村長に通報する。

また、通報を受けた埼玉県越谷県土整備事務所長は、これを県知事、関係各警察署、その他必要な箇所に連絡する。

(2) 警察官の出動要請

堤防等が破提又はこれに準ずべき事態が予想されるときは、市長は吉川警察署長に対して警察官の出動を要請する。

(3) 居住者等の水防義務

市長は、水防のため、必要があるときはその区域内に居住する者、又は水防現場にいる者を水防作業に従事させることができる。

□決壊時の通報先（水防管理団体・河川管理者）

河川名	関係機関名	電話番号
江戸川	江戸川河川事務所	04-7125-7332
	運河出張所	04-7152-0102
	埼玉県越谷県土整備事務所	048-964-5224
	江戸川水防事務組合(三郷市)	048-952-1294
中川(国管理区域)	江戸川河川事務所	04-7125-7332
	中川出張所	048-962-2634
	埼玉県越谷県土整備事務所	048-964-5224
	江戸川水防事務組合(三郷市)	048-952-1294
中川(県管理区域)	埼玉県越谷県土整備事務所	048-964-5224
新方川	埼玉県越谷県土整備事務所	048-964-5224

２ 避難のための立ち退き

(1) 立ち退き

市長は、洪水により著しい危険が切迫し、その必要があると認めたときは、当該区域の居住者に、水防法第 29 条による立ち退き又はその準備を指示する。

(2) 立退予定地等の地域住民への周知

市長は、立退予定地、経路又は可能な処置を設定し、あらかじめ立退予定地等の地域住民へ周知徹底しておくものとする。

(3) 立ち退きの通知

市長は、立ち退きを指示した場合、直ちに県知事及び吉川警察署長に通知する。

3　応援要請

堤防決壊時において、市の防災機関のみでは対処しえないと判断した場合は、速やかに江戸川水防事務組合、江戸川河川事務所、県、自衛隊、水防協力団体等への応援・協力の要請を実施する。

なお、広域応援要請については、『**【本文】本編 本章 第１節「第７　広域応援要請」(P377～378)**』を準用する。

4　水防解除

水位が警戒水位以下に減じ、水防警戒の必要がなくなったときは、水防管理者は水防解除を命ずるとともに、これを一般に周知させ、県知事に対してその旨を報告するものとする。

5　費用負担と公用負担

(1) 費用負担（水防法第 41 条）

水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担する。

ただし、他の水防管理団体の応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、負担する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体と応援を求められた水防管理団体で協議して定める。

(2) 利益を受ける市町村の費用負担（水防法第 42 条）

水防管理団体の水防によって、当該水防管理団体の区域以外の市町村が著しく利益を受けるときは、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担する。負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。当該協議が成立しないときは、水防管理団体は知事にあっせんを申請することができる。

(3) 公用負担（水防法第 28 条）

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。

① 必要な土地の一時使用
② 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
③ 車両その他の運搬用機器の使用
④ 工作物その他の障害物の処分

第６　水防報告【 総括班、広報情報班 】

市長は、水防警報の「出動」が発令されてから解除までの間、水防活動の状況を埼玉県水防計画及び江戸川水防事務組合水防計画の定めるところにより報告を行なう。

□水防活動の報告の種類

項 目	内 容
開始報告	水防活動を開始したときに「様式第１４号」により報告する。
定時報告	水防警報の「出動」が発令されてから１時間ごとに「様式１５号」により報告する。
異常報告	亀裂、漏水、越水、洗掘等の状況が生じた場合は、逐次、情報収集し、「様式第１６号」により報告する。
破堤等重大災害状況報告	破堤等、重大な状況が生じた場合は、速やかに情報収集し、又は情報が入り次第、「様式第１７号」により報告する。
水防解除報告	水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき等、市域内の水防活動の必要がなくなったときは、水防の非常配備体制を解除し、これを市民等に周知するとともに、関係機関に通知する。
てん末報告	水防活動が終結したときは、「様式第１４号」により、埼玉県越谷県土整備事務所を経由して、県水防本部に報告する。

『【様式】様式第１４号「水防活動の報告様式（水防活動実施報告書）」』参照
『【様式】様式第１５号「水防活動の報告様式（活動内容報告）」』参照

□水防活動の報告先

河川名	関係機関名	電話番号
江戸川	江戸川河川事務所	04-7125-7332
	運河出張所	04-7152-0102
	埼玉県越谷県土整備事務所	048-964-5224
	江戸川水防事務組合(三郷市)	048-952-1294
中川(国管理区域)	江戸川河川事務所	04-7125-7332
	中川出張所	048-962-2634
	埼玉県越谷県土整備事務所	048-964-5224
	江戸川水防事務組合(三郷市)	048-952-1294
中川(県管理区域)	埼玉県越谷県土整備事務所	048-964-5224
新方川	埼玉県越谷県土整備事務所	048-964-5224

第７　二次災害防止活動【 住宅対策班、消防本部、関係機関 】

消防本部をはじめ各機関は、危険物漏洩等の二次災害による人的被害の防止対策を行い、市民の安全を図る。

【活動内容等】

第２編　震災対策計画

第３章　震災対策応急対策活動計画

第４節　緊急救援期から実施する活動

第７　二次災害防止活動（P213～216）を準用する。

第５節　避難対策

本市においては、河川からの越水や堤防等の河川施設の被害による外水氾濫が発生した場合、市域の多くが浸水し、多数の被災者が生じることが予想される。

そのため、市は、外水氾濫による洪水に対しては、原則として浸水が始まる前の段階で避難が完了できるよう雨量や河川水位等による客観的な判断基準に基づく避難情報の発令を的確に行うものとする。

また、市は、水路や下水道の雨水排水能力が不足した場合に発生する内水氾濫が発生した場合についても、パトロールや市民からの通報に基づき早期に浸水箇所を把握し、的確な避難情報の発令及び安全な避難誘導に努めるものとする。

さらに、避難者の避難生活が円滑に行われるように努めるとともに、避難生活を適切に支援する。

第１　避難行動（安全確保行動）の考え方【 総括班 】

本市の避難情報の発令の判断基準等を定めるにあたり、避難行動の基本的な考え方を次に示す。

(1) 避難の目的

「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るための行動」とする。

命を守るという観点では、災害のどのような事象が命を脅かす危険性を持つことになるのかを認識し、避難行動を取るにあたっては、次に掲げる事項をできる限り明確にする必要がある。

①　災害種別毎に脅威がある場所を特定すること
②　それぞれの脅威に対して、どのような避難行動を取れば良いかを明確にすること
③　どのタイミングで避難行動を取ることが望ましいかを明確にすること

(2) 避難行動の基本

①立退き避難

ハザードマップ等に掲載されている洪水浸水想定区域や、区域に指定されていないものの災害リスクがあると考えられる地域（中小河川沿い、局所的な低地）（以下「災害リスクのある区域等」という。）の居住者等が、自宅・施設等にいては命が脅かされるおそれがあることからその場を離れ、災害リスクのある区域等の外側等、安全な場所に移動することが「立退き避難」であり、災害対策基本法第 60 条第１項に規定される避難行動の基本である。なお、「立退き避難」は、自らが居る建物から離れ避難するという意味で「水平避難」と呼称される場合もあれば、浸水から身を守るため上の方に避難するという意味で「垂直避難」と呼称される場合もある。

□立退き避難が必要な水害の主な事象

・比較的大きな河川において、堤防から水があふれたり（越流）、堤防が決壊したりした場合に、河川から氾濫した水の流れが直接家屋の流失をもたらす場合
・氾濫した水の浸水の深さが深く、平屋の建物で床上まで浸水するか、２階建て以上

の建物でさらに浸水の深さがこれを上回ることにより、屋内の安全確保では、身体に危険が及ぶ可能性のある場合

・浸水により、地下、半地下に氾濫した水が流入する場合

・ゼロメートル地帯のように浸水が長期間継続する場合

□立退き避難の対象とならないと考えられる水害の主な事象

・短時間で局地的な大雨の場合、下水道や側溝が溢れ、浸水する場合もあるが、局所的に浸水している箇所に近づかなければ、命を脅かす危険性がほとんどない。

・中小河川の氾濫で浸水の深さが浅い地域の場合、屋内の安全確保で命を脅かす危険性がほとんどない。

・浸水の深さが浅い内水の場合、屋内の安全確保で命を脅かす危険性がほとんどない。

②屋内安全確保

災害から身の安全を確保するためには災害リスクのある区域等からの「立退き避難」が最も望ましいが、洪水に対しては、住宅構造の高層化や浸水想定（浸水深、浸水継続時間等）が明らかになってきていること等から、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等であっても、ハザードマップ等で自ら自宅・施設等の浸水想定等を確認し、上階への移動や高層階に留まること（待避）等により、計画的に身の安全を確保することが可能な場合がある。この行動が「屋内安全確保」であり、居住者等が自らの確認・判断でとり得る行動である。

ただし、自宅・施設等自体は災害リスクのある区域等にあり浸水するおそれがあるため、「屋内安全確保」を行うためには少なくとも以下の条件が満たされている必要があり、居住者等が自ら確認・判断する必要がある。

①自宅・施設等が家屋倒壊等氾濫想定区域※１に存していないこと

②自宅・施設等に浸水しない居室があること

③自宅・施設等が一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障※２を許容できること

※１ 家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸浸食が発生することが想定される区域のこと。なお、この区域に指定されていなくても、一般に河川や堤防に面した場所に自宅・施設等が存していると、災害リスクは高い。

※２ 支障の例：水、食糧、薬等の確保が困難になるおそれ
電気、ガス、水道、トイレ等の使用ができなくなるおそれ

③ 緊急安全確保

「立退き避難」を行う必要がある居住者等が、適切なタイミングで避難をしなかった又は急激に災害が切迫する等して避難することができなかった等により避難し遅れたために、災害が発生・切迫（切迫とは、災害が発生直前、又は未確認だが既に発生している蓋然性が高い状況）し、指定緊急避難場所等への立退き避難を安全にできない可能性がある状況※に至ってしまったと考えられる場合に、そのような立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等することが「緊急安全確保」である。

ただし、本行動は、災害が既に発生・切迫している状況において避難し遅れた居住者等がとる次善の行動であるため、本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。例えば、移動した上階まで浸水することがありえ、また、近隣に相対的に安全な建物があるとは限らない。また、災害が発生・切迫している状況下で市から警戒レベル５緊急安全確保が発令されるとは限らない。さらに、住居の構造・立地、周囲の状況等が個々に異なるため、緊急時においては、市は可能な範囲で具体的な行動を示しつつも、最終的には居住者等自らの判断に委ねざるを得ない。

このため、市は居住者等への避難情報の周知・普及啓発の際、当該行動をとるような状況は極めて危険で回避すべきものであり、このような状況に至る前の警戒レベル３高齢者等避難や警戒レベル４避難指示が発令されたタイミングで避難する必要があることを強調する必要がある。

※「避難を安全にできない可能性がある状況」の例は以下のとおり

（災害発生後）

・河川が氾濫し、自宅・施設等や避難経路が大規模に浸水している状況

（災害発生直前）

・立退き避難中に河川が氾濫し、氾濫水や道路の路肩決壊等により被災するおそれがある
・大雨・夜間の移動は視界が限られ、また、水路・下水道等が氾濫していれば路面が見えにくくなるため、道路の側溝や蓋が外れたマンホール等に落下するおそれがある
・立退き避難中にアンダーパス等の浸水箇所に車で侵入し、立ち往生するおそれがある

第２　避難情報の発令【 総括班、広報情報班、避難所班、土木施設班、消防本部、消防団 】

風水害は、大雨や台風等により生じるため、気象予報や洪水予報等の警報等が出るなど、避難すべき事態に至る前にある程度の時間的余裕があり、直前の準備が可能である。

その点に留意しながら、人命又は身体の保護のため、迅速かつ効果的に避難情報の発令を実施する。

□避難情報の種類

避難情報等	居住者等がとるべき行動
【警戒レベル５】 緊急安全確保 （市長が発令）	●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
【警戒レベル４】 避難指示 （市長が発令）	●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル３】 高齢者等避難 （市長が発令）	●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル２】 大雨・洪水・高潮 注意報 （気象庁が発表）	●発表される状況：気象状況悪化 ●居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急 避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認 。
【警戒レベル１】 早期注意情報 （気象庁が発表）	●発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ ●居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。

(1) 要避難地域の把握

発災直前は、本市が浸水想定区域に含まれる河川の洪水予報、水防警報、水位情報周知等の情報収集に努め、速やかに高齢者等避難又は避難指示が発令できるよう避難対策の準備を行う。また、災害が発生するおそれがある場合は、要避難地域の把握に努め、高齢者等避難又は避難指示を発令し、安全な避難誘導等を行う。

発災後は浸水箇所や浸水に伴う危険箇所等の把握に努め､安全な避難誘導等を行う。

□外水氾濫発災前の要避難地域の把握

河川名	必要情報	要避難地域の検討方法
利根川	①洪水予報 ②浸水想定区域 ③浸水継続時間	利根川の氾濫水が市域に到達するのには、相当の時間(11 時間程度)が予想されるため、氾濫の規模や雨量、水位を把握し、近隣市町や県等にも情報収集や協議を実施した上で、市域の要避難地域を設定し、安全な避難先の検討を行う。
荒川	①洪水予報 ②浸水想定区域 ③浸水継続時間	荒川の氾濫水が市域に到達するのには相当の時間(2 日程度)が予想されるため、氾濫の規模や雨量、水位を把握し、近隣市町や県等にも情報収集や協議を実施した上で、市域の要避難地域を設定し、安全な避難先の検討を行う。
江戸川	①洪水予報 ②浸水想定区域 ③浸水継続時間 ④家屋倒壊等氾濫想定区域 ⑤水防警報	江戸川の破堤・越水による氾濫水は瞬時に(2 時間程度)市域のほぼ全域が浸水することが予想されるため、洪水注意報(氾濫注情報)が発表された段階で市全域を要避難地域として設定する検討を行う。同時に、近隣市町や県等にも情報収集や協議を実施した上で、安全な避難先の検討を行う。
中川	①洪水予報 ②浸水想定区域 ③浸水継続時間 ④家屋倒壊等氾濫想定区域 ⑤水防警報 ⑥水位情報周知	中川の氾濫では中川沿いの地域で早期に浸水が想定される。また、中川沿いを始めとして浸水深が１ｍを超える地域がある。このため、中川の水位や洪水予報等の情報を把握し、近隣市町や県等にも情報収集や協議を実施した上で、要避難地域を設定し、安全な避難先の検討を行う。
綾瀬川	①洪水予報 ②浸水想定区域	綾瀬川・元荒川の氾濫では、市域の浸水の可能性は低いが、綾瀬川・元荒川の洪水予報又は水位情報周知等の情報を把握し、近隣市町や県等にも情報収集や協議を実施した上で、状況に応じて、要避難地域を設定し、安全な避難先の検討を行う。
元荒川	①水位情報周知 ②浸水想定区域	
新方川	①水位情報周知 ②浸水想定区域 ③水防警報	新方川・大落古利根川の氾濫では、中川西側の須賀・榎戸地区が浸水することが予想される。このため、新方川・大落古利根川の水位情報周知等の情報を把握し、近隣市町や県等にも情報収集や協議を実施した上で、須賀・榎戸地区の要避難地域を設定し、安全な避難先の検討を行う。
大落古利根川	①水位情報周知 ②浸水想定区域	

□外水氾濫発災後の要避難地域の把握

必要情報	要避難地域の検討方法
①洪水予報・水防警報・水位情報周知 ②浸水発生区域及び浸水深 ③想定される浸水発生区域・浸水深 ④浸水に伴う危険箇所(アンダーパス、橋梁、浸水道路等)	左記の必要情報を把握し､近隣市町や県等にも情報収集や協議を実施した上で、要避難地域を設定し､安全な避難先の検討を行う。

(2) 避難情報の発令

市は、風水害から人命、身体を保護し、又は災害の拡大防止のため特に必要がある場合は、地域住民に対して避難情報の発令を行う。

＜活動内容と手順＞

1　避難情報の発令

本部長は、災害が発生するおそれがある状況、災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難するべき状況において、避難に時間を要する高齢者等に対して「高齢者等避難」の発令を行う。避難に時間を要する高齢者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了することを期待して発令するものである。

また、災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難するべき状況において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して「避難指示」の発令を行う。居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了することを期待して発令するものである。

(1) 避難情報の発令の判断基準

①　避難情報発令のための客観的な判断基準の整備

市は、あらかじめ避難情報の発令のための判断基準について、雨量や水位、国、県等関係機関の発表する注意報・警報、洪水予報等に基づき、可能な限り客観的な判断基準を整備するものとする。

②　客観的な判断基準が設定できる風水害

本市に関係する浸水想定区域の指定状況から、本市おいて想定される風水害のうち、洪水予報等の現状を踏まえ、客観的な避難情報の判断基準が設定できる風水害は以下のものである。

□客観的な避難判断の基準設定の可否

河川名	関係する浸水想定区域図	基準設定の可否	理由
江戸川	・利根川水系江戸川浸水想定区域図	設定可	江戸川の洪水予報が利用可能
中川	・利根川水系中川・綾瀬川浸水想定区域図（国作成） ・中川・綾瀬川・元荒川及び大落古利根川・新方川浸水想定区域図（県作成）	設定可	中川の洪水予報や水位周知情報が利用可能
新方川・大落古利根川	・中川・綾瀬川・元荒川及び大落古利根川・新方川浸水想定区域図（県作成）	設定可	新方川・大落古利根川の水位周知情報が利用可能
利根川	・利根川水系利根川・広瀬川・早川・小山川浸水想定区域図	設定不可	氾濫の規模、位置等により、氾濫水の到達状況や浸水状況 等が異なるため、洪水予報の情報のみでは判断が困難
荒川	・荒川水系荒川浸水想定区域図	設定不可	
綾瀬川・元荒川	・中川・綾瀬川・元荒川及び大落古利根川・新方川浸水想定区域図（県作成）	設定不可	
内水氾濫	－	設定不可	

③　本市における避難情報の判断基準

本市における避難情報の判断基準は、次のとおりとする。

□避難判断基準

<table>
<tr><th>区分</th><th colspan="6">江戸川・中川・新方川・大落古利根川の
外水氾濫・特別警報の発表</th><th>利根川･荒川等の
外水氾濫、内水氾濫等</th></tr>
<tr><td rowspan="4">高齢者等避難
（避難行動要支援者等に対する避難情報）</td><td colspan="6">○氾濫警戒情報が発表され、さらに水位の上昇（氾濫危険水位の到達）が予測されるとき
○避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならないとき</td><td rowspan="9">○利根川・荒川・綾瀬川・元荒川の氾濫により、市域へ氾濫水の到達が予想されるとき。
○江戸川・中川・新方川・大落古利根川・利根川・荒川・綾瀬川・元荒川以外の河川において、破堤、越水等、市民に危険が及ぶおそれがあるとき。
○内水氾濫により、市民に危険が及ぶおそれがあるとき。
○県本部長・河川管理者から避難情報発令の要請があったとき。
○気象台等から災害に関する警報が発せられ、避難を要すると判断されるとき。
○危険物の漏出・流出等により、市民に危険が及ぶおそれがあるとき。

※上記の状況により、避難情報を発令する。</td></tr>
<tr><td colspan="6">目安となる水位（避難判断水位）</td></tr>
<tr><td colspan="2">江戸川
（西関宿）</td><td colspan="2">江戸川
（野田）</td><td colspan="2">中川
（吉川）</td></tr>
<tr><td colspan="2">8.10</td><td colspan="2">8.50</td><td colspan="2">3.70</td></tr>
<tr><td rowspan="4">避難指示</td><td colspan="6">○氾濫危険情報又は水位情報周知が発表され、さらに水位の上昇が予測されるとき
○破堤につながるような堤防の亀裂、漏水等を発見したとき
○大雨特別警報が発表されたとき。</td></tr>
<tr><td colspan="6">目安となる水位</td></tr>
<tr><td colspan="3">洪水予報河川
（氾濫危険水位）</td><td colspan="3">水位周知河川
（洪水特別警戒水位）</td></tr>
<tr><td>江戸川
(西関宿)</td><td>江戸川
（野田）</td><td>中川
（吉川）</td><td>中川
（牛島）</td><td>新方川
（増林）</td><td>大落古利根川
(杉戸)</td></tr>
<tr><td>8.90</td><td>9.10</td><td>4.10</td><td>6.25</td><td>4.02</td><td>7.91</td></tr>
<tr><td>緊急安全確保</td><td colspan="6">○氾濫発生情報が発表されたとき
○破堤につながる大規模な堤防の亀裂、漏水等を発見したとき
○破堤、越水を発見したとき</td></tr>
</table>

注）上記の判断基準にかかわらず、災害の状況や要避難地域の状況等により本部長が必要と認めた場合、本部長は適宜、避難情報を発令することができる。

注）上記の判断基準は、可能な限り避難情報の発令の客観的な判断基準を整備する観点から示したものであり、必要に応じて見直すものとする。

注）上記の表中の各河川の「目安となる水位」は、変更されることがあるので、注意すること。

(2) 避難情報の発令権者及び内容

機関の名称	勧告・指示・警告・命令を行う要件等	根拠法令
本部長（市長）	①災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市長は必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。 ②災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえつて人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、市長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。	災害対策基本法第６０条第１項、災害対策基本法第６０条第３項
警察官	①市長が避難のための立退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があつたときは、警察官は、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は緊急安全確保を指示することができる。	災害対策基本法第６１条
	②人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおよれのある天災等危険な事態がある場合においては、特に急を要する場合においては、危害を受けるおそれのある者に対し、その場の危害を避けしめるために必要な限度でこれを引き留め、若しくは避難させ、又はその場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に対し、危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。	警察官職務執行法第４条
自衛官	①災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、　警察官がその場にいない場合に限り、警察官執務執行法第４条の職務を執行できる。	自衛隊法第９４条
知事、その命を受けた職員、水防管理者	①洪水、津波又は高潮によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。 ②地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域内の居住者に対し避難のために立ち退くべきことを指示することができる。	水防法第２９条 地すべり等防止法第２５条

消防長又は 消防署長	①ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、消防長又は消防署長は、火災警戒区域を設定して、その区域内における火気の使用を禁止し、又は総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。	消防法 第２３条の２

２　避難情報の伝達内容及び報告並びに市民への伝達方法

(1) 伝達内容

避難情報の伝達の際は、次の内容を明示して行う。

① 発令日時
② 発令者
③ 避難対象地域及び対象者
④ 避難の理由
⑤ 危険の度合い
⑥ 避難の時期（避難行動の開始時期と完了させるべき時期）
⑦ 避難場所及び避難経路
⑧ 市民のとるべき行動、避難時の留意事項
⑨ 担当者、連絡先

(2) 報告

市は、避難情報を発令したときは直ちに県に報告するとともに、放送事業者に情報提供を行う。また、消防本部、警察その他防災関係機関へ通知するものとする。

なお、県及び放送事業者へは、Ｅメールを併用して、ＦＡＸで情報伝達を行うものとする。ただし、ＦＡＸで伝達できない場合は、Ｅメールで情報伝達したことを電話で伝えるものとする。

(3) 市民への周知

本市は、避難情報の発令を行った場合、又は他機関からその旨の通知を受けた場合は、速やかにその内容を市民に対して周知する。

避難の必要がなくなった場合も同様とする。また、市域を越えての避難誘導を行う場合には、必要に応じて隣接市町や被災地外へも併せて連絡し、周知を行う。

なお、周知方法は、**『本編 本章「第３節 広報広聴活動」(P416～423)』**に準じて行うものとする。

『【資料】２．１５「広報文例」』参照

３　避難情報の解除

避難情報の解除は、原則として、すべての気象警報、水防警報が解除された後で、かつ当該住民の身辺から災害による直接の危険がないと認められるときとする。

４　警戒区域の設定

災害が発生し、又は発生しようとしている場合、応急措置の一つとして、警戒区域を設けて、応急対策従事者以外の者の立入りを制限、禁止し、又はその区域から退去を命ずる。**『【本文】本編 本章 第４節「第３ 警戒区域の設定」(P428)』参照**

第３　避難誘導及び移送【 避難所班、要配慮者支援班、消防本部、消防団、自主防災組織 】

「避難所班」、消防職員、消防団員、自主防災組織等は協力して、避難場所又は避難所へ住民を避難誘導及び移送する。被害の規模等により対応が困難な場合においては、必要により、警察等に協力を要請する。

また、「要配慮者支援班」は、避難支援者や民生委員・児童委員、自主防災組織、消防団等と連携し、避難行動要支援者の安否確認や避難支援に必要な措置をとる。

＜活動内容と手順＞

１　避難の誘導者

避難の誘導は、市職員、消防団員、自主防災組織が実施するものとし、状況に応じ、地区ごとに責任者及び誘導員を定めておくものとする。被害の規模等により対応が困難な場合においては、必要により、警察官、消防職員、自衛官等に協力を要請する。

また、避難行動要支援者に対しては、個別避難計画に基づき、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団等の協力を得て、避難の誘導を行う。

２　避難順位

避難順位は、緊急避難の必要がある地域から行うものとし、通常の場合は、次の順位による。

①　避難行動要支援者
②　要配慮者（避難行動要支援者以外の高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、傷病者など）
③　その他の住民

３　誘導方法及び移送方法

避難場所又は避難所への誘導方法及び移送方法は、次のとおりである。

①　避難経路の指示（できる限り安全な経路を選定すること。）
②　避難経路中の危険箇所の事前伝達
③　避難経路中の危険箇所に誘導員を配置
④　夜間においては、可能な限り投光機、照明器具を使用
⑤　出発及び到着の際の人員点検
⑥　自力立ち退きが不可能な避難者に対する車両移送
　（状況により県へ応援要請を行う。）

４　交通対策

道路管理者は、避難路の確保等のため、交通対策を実施するものとする。被害の規模等により対応が困難な場合においては、必要により、警察に協力を要請する。

『【本文】本編 本章 第４節「第４ 交通対策」(P429)』参照

５　避難行動要支援者に対する安否確認及び避難誘導

要配慮者支援班は、避難行動要支援者の避難について、あらかじめ作成した「避難行動要支援者名簿」、「個別避難計画」等に基づき、避難支援者や自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団等と連携し、避難行動要支援者の避難支援（避難行動要支援者宅への個別訪問や緊急連絡等による所在把握、介助者による避難誘導等）に万全を期するものとする。

ただし、避難支援にあたっては、介助人の欠如、補装具の破損、避難所への案内の不備（特に知的・視覚・聴覚障がい者）等によって、避難所への移動に支障をきたすことも予測される。そのため、要配慮者支援班は、避難支援者や自治会・自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団等と連携し、避難行動要支援者の安否確認及び誘導に努めなければならない。また、ケースワーカー等の福祉関係者は、避難行動要支援者の安否確認及び避難誘導を最優先として初動活動を実施するものとする。

なお、風水害時の避難行動要支援者の安否確認、避難誘導については、あらかじめ定められた個別避難計画に基づき行うものとするが、

① 介助人の不足
② 補装具・日常生活用具の破損
③ 避難所案内の不備（特に知的・視覚障がい者、外国人）
④ 道路の損壊（車イス利用者）

等によって、避難行動要支援者の避難に支障を来すことが予想される。

「要配慮者支援班」、避難支援者、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団等は、避難誘導時に地域住民に協力を強く呼び掛けながら安否確認、避難誘導を行うものとする。被害の規模等により対応が困難な場合においては、必要により、警察に協力を要請する。

『【本文】第２編 第３章 第４節「第１３　要配慮者への配慮」(P236～241)』参照

６　社会福祉施設等の要配慮者の避難等

施設・設備の損壊、ライフライン等の途絶等により、社会福祉施設の機能が麻痺している場合に、「要配慮者支援班」は、食料・飲料水の確保、近隣施設及び県災害対策本部への人員派遣の要請、入所者の移送等必要な援助を行うものとする。

(1) 入所者の相互受入れ

「要配慮者支援班」は、県災害対策本部救援福祉部に対し、県下の社会福祉施設の受入れの調整を要請するとともに、社会福祉施設、社会福祉協議会等の関係機関と協力し、移送を行う。

(2) 在宅援護者の受入れ

「要配慮者支援班」は、在宅又は避難所等で介護等を要する被災者を発見した場合は、県災害対策本部救援福祉部へ報告し、避難所等から社会福祉施設等へ社会福祉協議会等の関係機関と協力し、移送を行う。

(3) 社会福祉施設及び医療機関における避難誘導

社会福祉施設や医療機関等に入所（入院）している患者等の多くは、起居動作の不可能又は困難な傷病者や高齢者等である。

したがって、風水害による被害が発生した場合は、特に迅速かつ的確に施設の被災状況を把握し、患者等に対しては、極度の恐怖感、不安感をなくすよう配慮して接する。

また、緊急に避難が実施できるように輸送車両及び搬送用タンカ、その他必要資機材を確保し、医師、看護師等の職員を適切に配置する。

7　学校、社会福祉施設、病院等における避難対策

学校、社会福祉施設、病院等においては、あらかじめ作成した避難計画などに基づき、児童・生徒、施設入所者、入院患者等の避難に万全を期するものとする。

第４　避難所の開設等【 総括班、避難所班、学校教育班 】

風水害時の避難においては、浸水が発生する前の段階で市民の避難が完了していることが重要である。そのため、市は、避難情報の発令を行った場合、又は市民が自発的に避難を開始した場合には、本部長は速やかに避難所の開設担当者に開設の準備を指示する。なお、自主避難のための指定一般避難所の開設の協議については、必要な本部員が参集、協議を行うものとし、協議の結果については、市長の承認のもと、自主避難のための指定一般避難所の開設を発令する。

「避難所班」及び「学校教育班」は、地域住民や自治会及び自主防災組織等と協力し、速やかに所定の避難所等へ市民を誘導する。

また、開設及び誘導を行った後は、「総括班」と連絡調整を図りながら、施設の運営体制の確立に努めるとともに、「救護班」と協力して医療救護所等の設置準備を行うものとする。

なお、避難所及び救護活動拠点が浸水等の理由で使用不能な場合は、その旨を「広報情報班」に連絡するとともに、代替場所の確保に努めるものとする。

【活動内容と手順】

第２編　震災対策計画
　第３章　震災対策応急対策活動計画
　　第３節　混乱期から実施する活動
　　　第４　避難対策
　　　４．５　避難所等の開設
　　　４．６　避難所の運営
　　　４．７　広域一時滞在
　　　４．８　普通生活への復帰・避難所の縮小
　　（P161～170）を準用する。

【活動内容と手順】

第２編　震災対策計画
　第３章　震災対策応急対策活動計画
　　第４節　緊急救援期から実施する活動
　　　第１３　要配慮者への配慮（P236～241）を準用する。

第６節　救助・救出・医療救護活動

大規模な水害の発生時には、広域あるいは局地的に、救助・医療救護等を必要とする多数の要救助者、傷病者の発生が予想される。

そのため、消防本部は、消防団を含めて、その全機能を挙げて救急救助の活動体制を確立し、医療機関、防災関係機関との密接な連携により、市民の生命、身体を守るため、迅速に救急救助・医療救護活動を実施する。

第１　救出救助活動【 消防本部、消防団、救護班 】

浸水発生後、浸水区域の被災者に対し、救出救助活動を実施することは、応急対策活動の中で優先されるべき活動である。

したがって、消防、警察その他の防災関係機関が連携して、迅速かつ効果的な救出救助活動を推進していくものとする。

＜活動内容と手順＞

１　情報収集及び伝達

(1) 被災情報の把握

迅速な救急救助活動を実施するために、あらゆる交通手段を利用し、被害状況の早急かつ的確な把握に努める。

①　救急救助事案の発生状況（行方不明者、負傷者、要救助者等）
②　病院等医療施設の被害状況
③　市内全域の浸水状況（要救出現場等）
④　道路・橋梁・河川等の被害状況（浸水箇所、損壊、交通規制等）
⑤　建物の被害状況（浸水、全壊、流失等）

(2) 情報の伝達

消防本部は、災害の状況を本部長に報告し、応援要請等の手続きに遅れのないよう対処する。

２　活動体制の確立

(1) 消防本部・消防団の活動体制

①　市内の浸水被害状況、また、１１９番通報、かけこみ通報、消防無線、参集職員の情報等を総合的に勘案し、消防職員及び消防団員で活動体制を整える。
②　災害のため救出を要する場合には、本部長の指示により、消防本部は、消防本部・署に救出隊を設置し、これをもって救急救助活動を行う。
③　救急救助の必要な現場への出動は、救命効率を高めるため、救急隊と他の隊が連携して出動する。また、救助活動を必要としない現場への出動は救急隊のみとし、救命を要する重傷者を優先に出動する。

(2) 警察との連携

消防本部又は消防団は、吉川警察署と連携して浸水区域からの避難誘導、浸水家屋

等からの救出、救護及び避難に遅れた者の発見、救出・救助に努める。

(3) 自衛隊派遣要請

緊急に救出を要する住民が多数であり、消防において救出困難と認められるときは、自衛隊の派遣要請を「総括班」に依頼する。

『【本文】本編 本章 第１節「第７　広域応援要請」(P377～378)』参照

(4) 緊急消防援助隊及び広域緊急援助隊（警察）の受け入れ

(5) その他機関等からの人員の投入

被害の程度が大きく、従来の救出機関等での対応が困難な場合は、付近住民、企業、各種団体等から人員の提供を受ける。

「土木施設班」は、企業、各種団体等に人員の提供を依頼する。

「広報情報班」は、報道機関や広報車等で住民への協力の呼びかけを行う。

(6) 医療機関との連絡協調

救出業務を実施するに当たり、傷病者を受け入れるべき医療機関との連絡協調については、(一社)吉川松伏医師会を通じて各消防署に随時連携を図り、協力体制の確立を期するものとする。

『【本文】第２編 第２章 第２節 第５「５．１ 医療体制の整備」(P86～89)』参照

３　救助及び救急活動

(1) 活動方針

救助隊及び救急隊は、人命の救助及び救急活動を優先して実施する。

(2) 事前措置

消防長は、救助・救急業務の推進に当たり、管内の各医療機関及び警察等関係機関との密接な連携により、災害発生時の迅速的な医療救護活動の方策を講ずるとともに、その徹底に努める。

(3) 活動要領

①　基本方針

ア　重傷者優先の原則

救助及び救急活動は、救命の措置を必要とする傷病者を優先とし、その他の傷病者はできる限り自主的な処置を行わせる。

イ　救助・救急の効率重視の原則

同時に小規模救助・救急事象が併発している場合は、救命効果の高い事象を優先する。

②　活動内容

災害事故現場における救出、救急活動は、次のとおりとする。

ア　傷病者の救出作業

イ　傷病者の応急処置

ウ　傷病者の担架搬送及び救急搬送

エ　救急医療品、資器材及び医療班（医師、看護師）等の救急搬送

オ　仮設救護所より常設医療機関への救急搬送
カ　重傷病者等の救急搬送

(4) 実施要領

①　救助・救急事象の把握

救助事象は警戒派遣署隊、参集職員、消防団員、自主防災組織、通行人、警察官等のあらゆる情報媒体を活用して、把握に努める。

②　救出

自力で避難できない者や浸水区域に取り残され救助を要する者を把握し、ボートや各種救助用資器材及び人員を活用して、危険を排除し、生命及び身体の安全を確保する。

③　応急処置

被災傷病者に対する止血、被服処置、気道確保、人工呼吸及び応急処置等を実施し、症状の悪化防止を図る。

④　現場仮救護所の設置

傷病者が多数発生している災害現場には、現場仮救護所を設置して救護活動を行う。現場仮救護所の要員は、初期においては先着救急隊を中心に充て、その災害状況に応じて順次後着救急隊の隊員をもって増強するとともに、直近の医師又は地域防災計画に基づき編成される医療救護班の派遣を求める。

⑤　担架搬送及び救急搬送

救出された傷病者及び救護処置を施した傷病者を担架隊により医療救護所等への救急搬送を行う。また、傷病者の救急搬送に当たっては、軽症者等の割り込みにより救急車が占有されることのないよう、毅然とした態度で活動する。なお、このようなおそれがある場合は、現場の警察官等に協力を依頼し、混乱を避ける。

⑥　医療班及び医療品資材等の緊急輸送

被災傷病者収容施設において、医師、看護師等の不足が生じたとき及び手術上必要な医薬品資器材、血液、血清等の緊急配備要請による輸送を行う。

⑦　消防団員、自主防災組織、市民への協力要請

救出した負傷者は救急隊に引き継ぐことを原則とするが､これができない場合は､消防団員、自主防災組織及び付近住民に指示し、現場付近の仮救護所又は医療機関に搬送させるか、医師の派遣を要請する。

4　要救出現場に対する救出用資機材の投入

「産業物資班」は、被害発生後直ちに建設団体等に救出用資機材の貸与依頼を行い、救出従事機関等からの提供要望に対応できる体制にしておくこと。

『【資料】第２．１３「応急対策活動の応援協力事業所」』参照

5　連絡調整・地域分断・役割分担

①　消防、警察及び自衛隊は互いに調整し、救出救助活動の役割分担を決定する。

②　各救出救助従事機関は、不足人員や資機材を融通しあうとともに、市災害対策本部に提供要請を行う。

③　各救出救助従事機関は、自らの活動地域内において、消防団、住民、企業等の協力を積極的に求めていくこと。

④　各救出救助従事機関は、その管轄区域の救出救助方法を決定する。ただし、特殊技術を要する場合は、消防本部に対し必要な救出隊の派遣を要請する。

⑤　救出救助活動の重複を避けるため、検索済みのところはわかるように印をつけておく。

⑥　必要に応じて、消防、警察、自衛隊等の総括指揮機関の設置を検討する。

6　他消防機関に対する応援の要請

本部長又は消防長は、自地域の消防力で十分な活動が困難である場合には、隣接市町及び県及びその他関係機関に対し応援を要請する。

県下における消防機関の応援要請手順及び緊急消防援助隊に係る応援要請手順は次のとおりである。

□応援要請の手続き等

消防相互応援協定による応援要請	被災市町村長は、自地域の消防力で十分な活動が困難である場合には、あらかじめ結んだ消防相互応援協定に基づき他の消防機関に応援を要請する。
知事による応援出動の指示等	被害状況の把握の結果、埼玉県内に被害が発生しており被災地域のみでは十分な対応ができないと判断されるとき、知事は、県内の市町村長又は消防長に対して応援出動の指示を行うことができる。 被災市町村長は、自地域の消防力で十分な活動が困難である場合には、知事に対して応援要請を求めることができる。
緊急かつ広域的な応援要請	知事は、被害状況を速やかに把握し、県内の消防力をもってしても対応が不可能と認めた時は、消防組織法第 44 条、緊急消防援助隊運用要綱及び「埼玉県緊急消防援助隊受援計画」に基づき緊急消防援助隊を要請するものとする。

7　その他注意事項

①　救出した負傷者は、直ちに救急車でその症状に応じた救急病院等へ搬送する。

負傷者多数の場合は、その状況を市災害対策本部に通報し、さらに救急車の出動を要請するものとする。

『【本文】本編 本章 第７節「第１ 緊急輸送体制の確立」(P454)』参照

②　救出のために出動を命ぜられた隊は、その主要な目的の活動が完了した場合は、別災害地への出動体制を速やかにとるものとする。

第２　医療救護【 救護班 】

災害のため医療機関の機能が停止し、又は著しく不足若しくは混乱により、市民が医療の途を失った場合に、応急的に医療又は助産を実施する。

１　医療機関における要配慮者対策

災害時は、要配慮者にとっては、肉体的にも、精神的にもかなり厳しい生活を強いられることになる。

「救護班」は、（一社）吉川松伏医師会、吉川歯科医師会、吉川薬剤師会、草加保健所等と協力して、避難所や在宅避難者宅、仮設住宅等を巡回訪問し、要配慮者の健康の把握に努め、必要に応じた治療又は病院への移送を実施する。

(1) 医療、助産活動が可能な医療機関の役割

① 重症及び人工透析など継続治療を要する患者の受入体制を整備する。
② 救護班を編成する。
③ 救護活動用医療セット及び資機材を準備する。
④ 救護活動に当たって不足する医薬品等医療資機材及び医療従事者を市災害対策本部又は草加保健所へ供給要請する。
⑤ 市災害対策本部、草加保健所からの派遣要請又は自らの判断で救護活動を行う。

(2) 施設・設備の損壊、ライフラインの途絶等により診療機能が麻痺又は低下している医療機関の役割

① 簡易な修繕等により原状復旧が可能な医療機関の場合
ア 重症及び人工透析など継続治療を要する入院患者を原状復旧するまで一時的に後方病院等へ搬送することとし、搬送先については、消防本部、草加保健所等へ協力を要請する。
イ 原状復旧に必要な修繕、不足する医薬品等医療資機材及び医療従事者等を医療救護班又は草加保健所等へ供給要請する。
ウ 原状復旧後は、医療救護班及び草加保健所に報告するとともに、上記の救護活動を行う。

② 修繕不可能な医療機関の場合（当分の間、診療機能の回復の目処がたたない病院等)

入院患者を後方病院等へ搬送することとし、搬送先については、消防本部又は草加保健所等へ協力を要請する。

その他の事項については、次に示す項目を準用する。

【活動内容等】
第２編　震災対策計画
第３章　震災対策応急対策活動計画
第４節　緊急救援期から実施する活動
第２　医療救護（P202～204）を準用する。

第３　行方不明者の捜索、遺体の収容処理、埋火葬
【 要配慮者支援班、救護班、（一社）吉川松伏医師会、吉川歯科医師会、市民課 】

災害による行方不明者、死亡したと推定される者の捜索、収容処理、埋葬（火葬）を実施する。

【活動内容等】

第２編　震災対策計画

第３章　震災対策応急対策活動計画

第４節　緊急救援期から実施する活動

第９　行方不明者の捜索、遺体の収容処理、埋火葬（P221～224）を準用する。

第７節　輸送活動

第１　緊急輸送体制の確立【 広報情報班、土木施設班、産業物資班 】

災害時における被災者、災害応急対策要員、災害対策用資機材及び救援物資の緊急輸送体制を速やかに確立する。

【活動内容等】

第２編　震災対策計画

第３章　震災対策応急対策活動計画

第４節　緊急救援期から実施する活動

第１　緊急輸送体制の確立（P197～201）を準用する。

第８節　生活支援

第１　緊急給水体制の確立【 水道施設・給水班 】

災害のため飲料水が枯渇又は汚染して現に飲料水を得ることができない者に対し、飲料水を供給するとともに、給水施設の早期復旧を図る。

【活動内容等】
第２編　震災対策計画
　第３章　震災対策応急対策活動計画
　　第４節　緊急救援期から実施する活動
　　　第３　緊急給水体制の確立（P205～206）を準用する。

第２　緊急食料供給体制の確立【 産業物資班、避難所班、教育施設班、給食班 】

災害によって、日常の食事に支障を生じた者及び応急対策活動に従事する者に対し、炊き出しその他によって食料を確保する。

【活動内容等】
第２編　震災対策計画
　第３章　震災対策応急対策活動計画
　　第４節　緊急救援期から実施する活動
　　　第４　緊急食料供給体制の確立（P207～209）を準用する。

第３　緊急生活必需品供給体制の確立【 産業物資班、広報情報班 】

災害によって、生活上必要な被服や寝具その他日常用品等をそう失又は破損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し、給付又は貸与する。

【活動内容等】
第２編　震災対策計画
　第３章　震災対策応急対策活動計画
　　第４節　緊急救援期から実施する活動
　　　第５　緊急生活必需品供給体制の確立（P210～211）を準用する。

第４　住宅対策【 住宅対策班 】

災害によって住家が被害を受けた者に対し、仮設住宅及び一時入居施設の提供又は応急修理を実施する。

【活動内容等】
第２編　震災対策計画
　第３章　震災対策応急対策活動計画
　　第５節　応急対策期から実施する活動
　　　第５　住宅対策（P253～257）を準用する。

第５　義援金品の受付・配分【 生活再建班、広報情報班、出納班、総括班】

災害が発生した場合に、各方面から寄託される義援金品の受付け及びこれらの配分等を適切に実施する。

【活動内容等】
第２編　震災対策計画
　第３章　震災対策応急対策活動計画
　　第５節　応急対策期から実施する活動
　　　第８　義援金品の受付・配分（P264～265）を準用する。

第６　農業対策【 産業物資班 】

災害によって被害を受けた農地、農作物及び農業用施設の応急対策を実施する。

【活動内容等】
第２編　震災対策計画
　第３章　震災対策応急対策活動計画
　　第５節　応急対策期から実施する活動
　　　第６　農業対策（P258）を準用する。

第９節　ライフライン施設の応急復旧

第１　防災拠点施設における通信、電力、ガスの応急復旧
【 産業物資班、総括班 】

迅速かつ的確な初動活動を実施するため、防災拠点施設においては、優先的に通信、電力、ガスの応急復旧を行う。

【活動内容等】
第２編　震災対策計画
　第３章　震災対策応急対策活動計画
　　第４節　緊急救援期から実施する活動
　　　第６　防災拠点施設における通信、電力、ガスの応急復旧（P212）を準用する。

第２　土木施設被害応急復旧【 土木施設班 】

災害によって被害を受けた土木施設を把握し、被災、破損等で利用不能となった土木施設の応急復旧を実施する。

【活動内容等】
第２編　震災対策計画
　第３章　震災対策応急対策活動計画
　　第５節　応急対策期から実施する活動
　　　第３　土木施設被害応急復旧（P247～248）を準用する。

第３　ライフライン施設の応急対策【 土木施設班、水道施設・給水班、東京電力パワーグリッド㈱川口支社、東彩ガス㈱、東日本電信電話㈱埼玉事業部、東日本旅客鉄道㈱ 】

災害によって被害を受けた上水道、下水道、電気、ガス、電気通信、交通施設を把握し、被災、破損等で利用不能となったライフライン施設の応急復旧を実施する。

【活動内容等】
第２編　震災対策計画
　第３章　震災対策応急対策活動計画
　　第５節　応急対策期から実施する活動
　　　第９　ライフライン施設の応急対策（P266～272）を準用する。

第１０節　保健衛生・環境衛生活動

第１　防疫・保健衛生活動【 救護班、環境衛生班、保健所 】

災害の被災地域においては、衛生環境が悪化し、感染症等の疾病の発生が予想されるので、これを防止するため、防疫及び保健衛生活動を実施する。

【活動内容等】
第２編　震災対策計画
　第３章　震災対策応急対策活動計画
　　第４節　緊急救援期から実施する活動
　　　第１２　防疫・保健衛生活動（P232～235）を準用する。

第２　災害廃棄物等の処理【 環境衛生班 】

災害時において、道路障害等により一時的にごみや、し尿の処理が困難になることが予想される。排出されたごみ等が無秩序に放置されると、地域の衛生環境に重大な影響を及ぼすだけでなく、復旧活動等の障害ともなるので、迅速に処理する。また、浸水した建築物等から発生する廃木材及びコンクリートがら等を速やかに処理し、その後の復旧事業を円滑に進める。

【活動内容等】
第２編　震災対策計画
　第３章　震災対策応急対策活動計画
　　第５節　応急対策期から実施する活動
　　　第４　災害廃棄物等の処理（P249～252）を準用する。

第１１節　文教対策

第１　文教対策【 学校教育班、保育班、教育施設班 】

この対策は、本市における市立小・中学校の災害対策として、災害の予防応急対策及び復旧を通じて、児童・生徒の生命及び身体の安全と教育活動の確保を図るものとする。

第２　【活動内容等】
　第３章　震災対策応急対策活動計画
　　第５節　応急対策期から実施する活動
　　　第７　文教対策（P259～263）を準用する。

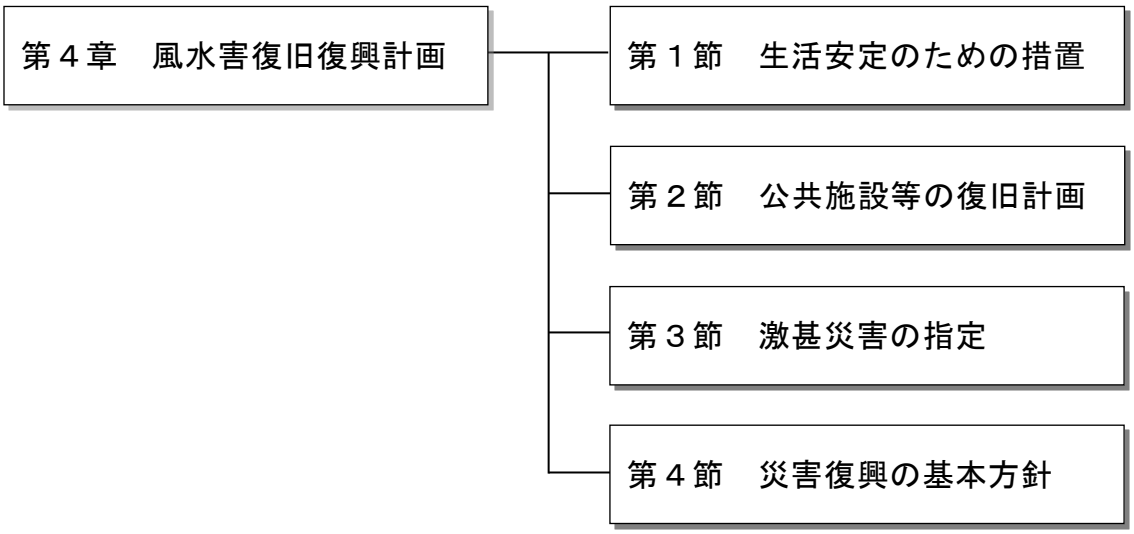
第４章　風水害復旧復興計画

大規模風水害の発生に伴い多くの市民が負傷し、住居や家財を失うことによる社会的混乱の発生が予想される。

本市は、人心の安定と社会的秩序の維持を図るため、各防災機関は協力して生活安定のための措置を講じるものとする。

また、被災した公共土木施設、都市施設及び農業施設に対する応急措置後は、本来の生活基盤、都市基盤及び農業生産基盤を維持するとともに、災害の拡大や再発防止を目指した災害復興計画を策定するものとする。

≪施策の体系≫



第１節　生活安定のための措置

災害により被害を受けた市民の自立復興を促進し、もって市民生活安定の早期回復を図ることを目的に、被災者の支援について次の計画を定めるものである。

第１　災害市民相談

被災者から寄せられる多様な生活上の不安に対応できるような総合相談窓口を開設し、被災以前の状態への早期回復を図っていく。

１．１ 総合相談窓口の開設【 市民支援班、関係各課 】
１．２ 尋ね人相談【 広報情報班、市民支援班 】
１．３ 住家の被害認定調査【 被害調査税務班、住宅対策班 】
１．４ 被災者台帳の作成【 被害調査税務班、要配慮者支援班、生活再建班、市民支援班 】
１．５ 罹災証明の発行【 市民支援班、市民課 】

【施策の内容】
第２編　震災対策計画
　第４章　震災復旧復興計画
　　第１節　生活安定のための措置
　　　第１　災害市民相談（P275～280）を準用する。

第２　被災者の生活確保【 関係各課、関係機関 】

災害により被害を受けた市民が速やかに再起し生活の安定を早期に回復するよう、被災者に対する災害弔慰金等の支給、災害援護資金・住宅資金等の貸付け、住宅の再建等の施策を講ずるものとする。

【施策の内容】
第２編　震災対策計画
　第４章　震災復旧復興計画
　　第１節　生活安定のための措置
　　　第２　被災者の生活確保（P281～292）を準用する。

第３　農業・中小企業への支援【 農政課、商工課 】

本市は、風水害により被害を受けた農業者又は団体に対し復旧を促進し、農業の生産力の維持増進と経営の安定に向けた各種支援制度による融資や補助の円滑化を図るとともに、農業災害補償法に基づき、農業共済団体に対し災害補償業務の迅速、適正化、仮払いにより早期に共済金の支払いができるよう措置を講じる。

なお、融資に当たっては、災害復旧に必要な資金の融資が円滑に実施されるよう業務の適正かつ迅速化に努める。

また、被災した中小企業に対しては、各種融資制度の周知を図り、再建を促進するものとする。

【施策の内容】
第２編　震災対策計画
　第４章　震災復旧復興計画
　　第１節　生活安定のための措置
　　　第３　農業・中小企業への支援（P293～294）を準用する。

第２節　公共施設等の復旧計画

道路、河川等の公共土木施設及び上下水道、電気、ガス、電話、交通等の都市施設は、都市生活の基幹をなすものであり、都市生活上、極めて重要な機能を持っている。

これらの施設については、被災した施設の原形復旧に併せて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計又は改良を実施するなど、将来の災害に備える事業計画を策定し、復旧の早期実施を図る。

第１　公共土木施設の復旧計画【 関係各課 】

公共土木施設が災害等により被害を受けた場合は、各施設管理者は、被害状況を調査し復旧に努めるものとする。特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を要するものについて、迅速かつ計画的に実施する。

【施策の内容】
第２編　震災対策計画
　第４章　震災復旧復興計画
　　第２節　公共施設等の復旧計画
　　　第１　公共土木施設の復旧計画（P296～297）を準用する。

第２　都市施設の復旧計画【 関係各課、関係機関 】

災害時には、上下水道施設、電気施設、電気通信施設、ガス施設、交通施設などの都市施設に被害が生じることが考えられる。これらの施設は、市民の生活と密着しているものであり、その影響は極めて大きい。

このため、これらの施設の機能を一刻も早く回復し再開することが必要である。

【施策の内容】
第２編　震災対策計画
　第４章　震災復旧復興計画
　　第２節　公共施設等の復旧計画
　　　第２　都市施設の復旧計画（P298～300）を準用する。

第３節　激甚災害の指定

激甚法に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置を講ずる。

第１　激甚災害に関する調査及び指定の促進【 総括班（危機管理課）、財政班（財政課） 】

【施策の内容】
第２編　震災対策計画
　第４章　震災復旧復興計画
　　第３節　激甚災害の指定
　　第１　激甚災害に関する調査及び指定の促進（P302～304）
　　を準用する。

第２　特別財政援助額の交付手続等【 総括班（危機管理課）、財政班（財政課） 】

市長は激甚災害の指定を受けたときは、事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき調書等を作成し、県知事に提出しなければならない。

第４節　災害復興の基本方針

被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をよりよいものに改変する復興計画を速やかに作成し、計画的な復興事業を推進する。

第１　基本方針【 関係各課 】

災害によって、本市内の広い地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合、市の復興は、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となるため、市の復興計画を速やかに作成しなくてはならない。

ここでは、復興の際必要となる災害復興計画をより円滑に進めるために、災害復興事業の基本となる方針を定めることにする。

【施策の内容】
第２編　震災対策計画
　第４章　震災復旧復興計画
　　第４節　災害復興の基本方針
　　　第１　基本方針（P305～307）を準用する。

第４編
その他自然災害対策計画

第４編　その他自然災害対策計画

第１章　その他自然災害対策の総則

第１節　想定するその他自然災害

本市の想定する地震・風水害以外の自然災害は、市民の生命、身体若しくは財産に重大な被害を及ぼし、また、社会的に影響を与える以下の自然災害とする。

１　竜巻災害
２　雪害
３　火山噴火降灰災害

第２節　その他自然災害対策の基本方針

第１　その他自然災害対策の基本的考え方

本市の地震・風水害以外の自然災害対策は、想定する自然災害に応じて、過去の災害の教訓を生かしつつ、本市の地域特性に応じた、災害発生の予防対策を定める「予防計画」、及び災害が発生した場合、効果的な応急対策活動を定める「応急対策活動計画」を策定するものとする。

第２　その他自然災害対策の目標

本市の地震・風水害以外の自然災害対策は、自然災害が発生した場合の甚大な被害に対応し、被害を最小限にとどめる対策を目標とする。

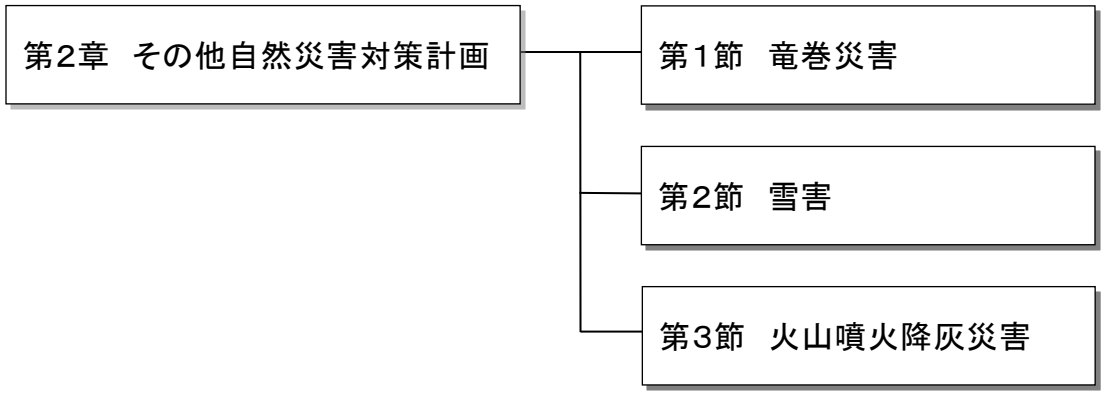
第２章　その他自然災害対策計画

本章では、『**本編 第１章「第１節 想定するその他自然災害」（その他自然災害-1)**』で想定した各種自然災害について、予防計画及び応急対策活動計画を定める。

なお、応急対策活動については、災害対策本部を設置する前は、発生した自然災害に関係する課で実施するものとし、災害対策本部設置後は、『**「第２編 第３章 第１節「第３ 非常配備体制と組織図」、「第４ 非常配備体制と事務分掌」**(P119～129)』に準じ、実施するものとする。

また、復旧及び復興に関する事項は、『**第２編「第４章 震災復旧復興計画」**』及び『**第３編「第４章 風水害復旧復興計画」**』に準じ、実施するものとする。

≪施策の体系≫



第１節　竜巻災害

平成２５年に発生が確認された竜巻は全国で３３件あり、昭和３６年以降で２番目に多い年となった。県内においても９月２日と１６日の二度にわたり大きな竜巻災害を受け、この二度にわたる竜巻災害は、埼玉県において過去に発生した竜巻災害の中で最も大きな被害となった。

我が国の竜巻等の突風の特徴としては、発現時間が短く、空間的に小規模であることから、発生の有無、発生場所や時間を高い精度で予測することは、現在のところ困難であり、県内のどこでも竜巻等の突風は発生する可能性がある。

このため、本市は、突発的に発生し、局地的に甚大な被害をもたらす竜巻や突風等による災害に対応し、被害を最小限にするための対策を講じるものとする。

第１　竜巻等の発生状況、災害履歴、気象情報等

１．１ 竜巻等の種類と特徴

１　竜巻

積乱雲に伴う強い上昇気流により発生する激しい渦巻きで、多くの場合、漏斗状又は柱状の雲を伴う。被害域は、幅数１０～数１００ｍで、長さ数 km の範囲に集中するが、数１０km に達したこともある。

竜巻は、直線的に移動し、被害地域は帯状になる特徴がある。なお、移動速度は時速数１０km 程度のものが多いが､ほとんど移動しない場合や時速９０km と非常に速い場合もある。

２　ダウンバースト

積乱雲から吹き降ろす下降気流が地表に衝突して水平に吹き出す激しい空気の流れである。吹き出しの広がりは数１００ｍから１０km 程度で、被害地域は円形又は楕円形など面的に広がる特徴がある。

３　ガストフロント

積乱雲の下で形成された冷たい（重い）空気の塊が、その重みにより温かい（軽い）空気の側に流れ出すことによって発生する。水平の広がりは竜巻やダウンバーストより大きく、数１０km 以上に達することもある。



出典）気象庁ホームページ

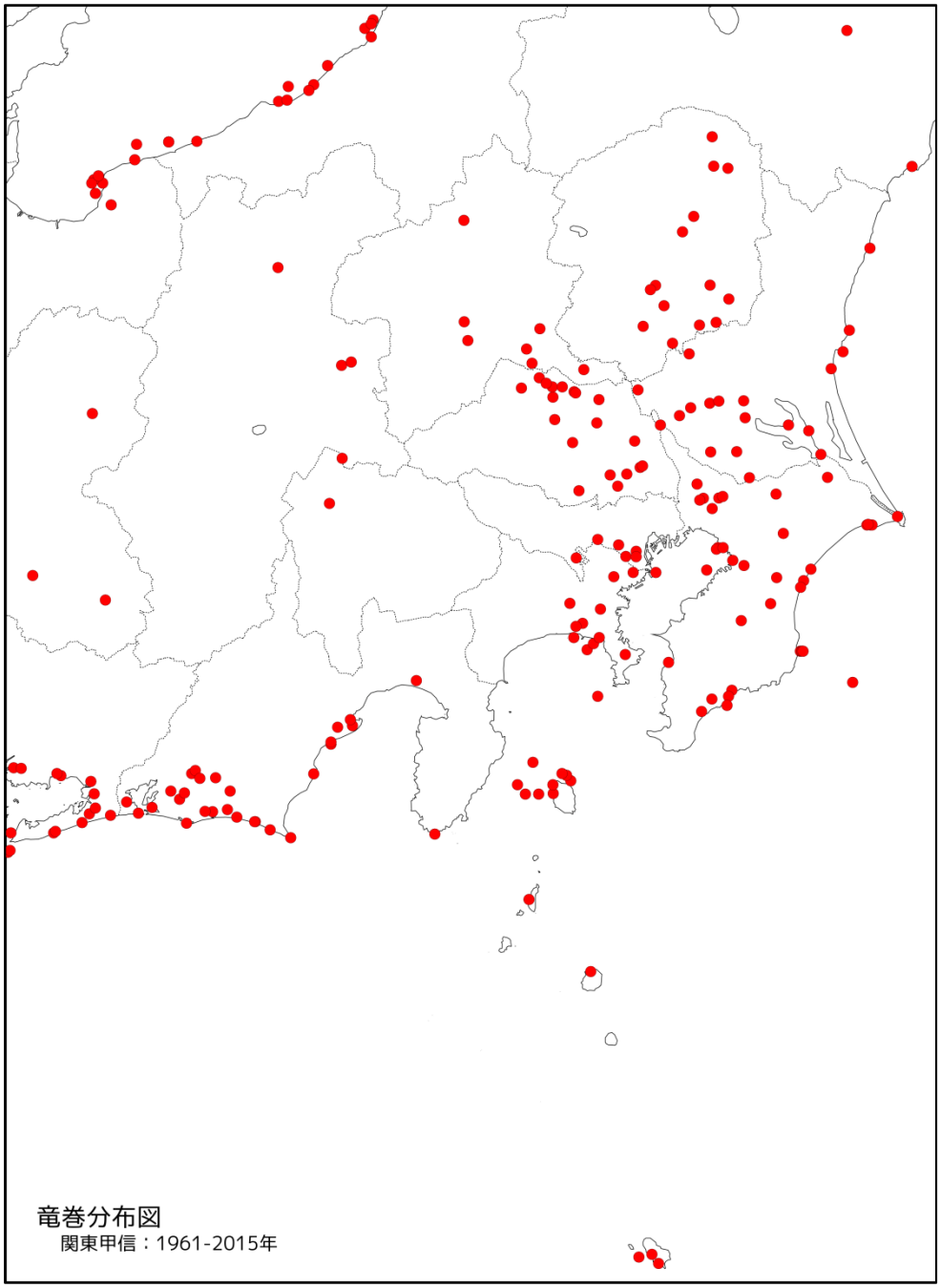
１．２　竜巻等の発生確認状況

下図は、昭和３６年～平成２７年までの間に関東甲信地域で陸上及び沿岸で確認した、現象区別が「竜巻」及び「竜巻又はダウンバースト」の竜巻分布図である。

全国の平成１９年～平成２９年を平均した１年当たりの竜巻発生確認数は、海上竜巻を含めた竜巻全体では約５５件、海上竜巻を除けば約２３件となっている。

なお、県内における竜巻発生確認数は、平成３年～平成２９年の間に１６件で関東甲信地域では、竜巻発生確認数が一番多い県となっている。

月別では、前線や台風の影響および大気の状態が不安定となりやすいことなどにより、突風の発生確認数は７月から１１月（９月が最も多い）にかけて多く、この５か月で全体の約７０％を占めている。



出典）気象庁ホームページ

１．３ 竜巻等による災害履歴

本市に大きな被害をもたらした竜巻等の突風による災害は、確認されていない。

しかしながら、本市に隣接する越谷市及び松伏町では、平成２５年９月２日に竜巻による甚大な被害が発生した。

次の表は、気象庁が把握している突風被害のうち、平成１２年から平成２９年の間で被害の大きかった主な事例である。

現象区別	発生日時	発生場所等	藤田スケール	死者	負傷者	住家全壊	住家半壊
竜巻	平成 29 年 8 月 8 日	愛知県 豊橋市、豊川市	F2	0	3	3	6
竜巻	平成 28 年 10 月 5 日	高知県 高知市、南国市	F2	0	4	0	1
竜巻	平成 26 年 8 月 10 日	栃木県 栃木市	F1	0	2	0	8
竜巻 (注 1)	平成 25 年 9 月 16 日	埼玉県熊谷市、行田市、滑川町等	F1	0	6	10	12
竜巻 (注 2)	平成 25 年 9 月 4 日 12 時 20 分頃	栃木県 鹿沼市・塩谷町	F1	0	3	0	2
竜巻 (注 2)	平成 25 年 9 月 2 日 14 時 00 分頃	埼玉県さいたま市・越谷市・松伏町等	F2	0	64	13	36
竜巻	平成 24 年 5 月 6 日 12 時 35 分頃	茨城県 常総市・つくば市	F3	1	37	76	158
竜巻	平成 23 年 11 月 18 日 19 時 10 分頃	鹿児島県 大島郡徳之島	F2	3	0	1	0
ガスト フロント	平成 20 年 7 月 27 日 12 時 50 分頃	福井県 敦賀市	F0	1	9	0	0
竜巻	平成 18 年 11 月 7 日 13 時 23 分	北海道 佐呂間町	F3	9	31	7	7
竜巻	平成 18 年 9 月 17 日 14 時 03 分	宮崎県 延岡市	F2	3	143	*79	*348
その他	平成 17 年 12 月 25 日 19 時 10 分頃	山形県 酒田市	F1	5	33	0	0
その他	平成 16 年 10 月 9 日 16 時 00 分頃	静岡県 伊東市	不明	*5	*100	*165	*244
ダウンバースト	平成 15 年 10 月 13 日 15 時 30 分頃	茨城県 神栖町	F1～F2	2	7	不明	不明

※被害数の「*」は、他の気象現象による被害数も含んでいる。
※注１の竜巻の被害等は、熊谷地方気象台・前橋地方気象台・東京管区気象台が共同で発表した「現地災害調査速報　平成 25 年 9 月 16 日に埼玉県比企郡滑川町、熊谷市、行田市および群馬県太田市で発生した突風について（平成 25 年 9 月 30 日）」による。
※注２の竜巻の被害等は、 内閣府が発表した「9 月 2 日及び 4 日の竜巻等による被害状況等について（第 11 報）（平成 25 年 10 月 7 日　18 時 00 分現在」による。
資料）気象庁ホームページ
『【資料】第４．１「藤田スケール（Ｆスケール）』参照

１．４ 竜巻等による被害の特徴

〇短時間で狭い範囲に被害が集中して発生する

被害は数分～数１０分で長さ数㎞～数１０㎞・幅数１０～数１００ｍの狭い範囲に集中する。過去に発生した竜巻の中には、時速約９０㎞（秒速２５ｍ）で移動したものもあり同一場所での滞留時間は短い。

〇建物が倒れたり、車がひっくり返ったりすることがある

強い竜巻に襲われると、強風によって建物が倒壊し、車が転倒することがある。

〇様々な物が竜巻に巻き上げられたり、猛スピードで飛んできたりする

人や様々な物が飛ばされるだけでなく、巻き上げられた物が猛スピードで飛んでくることも竜巻の恐ろしさである。

〇建物の中にいても注意が必要である

飛んできたものが窓ガラスを割ったり、軽い木材であっても竜巻により猛スピードで飛来すると、簡単に住宅の壁に刺さったり突き破ったりする。

１．５ 竜巻等に関する気象情報等

１ 竜巻注意情報

(1) 竜巻注意情報の概要

竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報を補足する情報として、各地の気象台等が担当地域（一次細分区域単位）を対象に発表する。有効期間を発表から１時間としているが、注意すべき状況が続く場合には、竜巻注意情報を再度発表する。この情報は、気象台等から防災関係機関や報道機関へ伝達されるとともに、本市へは、県防災行政無線ＦＡＸ、また、Ｊ－ＡＬＥＲＴを経由し、伝達される。

ねお、適中率は概ね 5%程度、捕捉率は 30%程度であり、竜巻注意情報が竜巻発生後に発表されることもある。（平成 25 年 9 月 2 日の竜巻災害は、竜巻発生後に発表（14 時 00 分頃竜巻発生、14 時 11 分竜巻注意情報発表）された。）

《 参考（竜巻注意情報の発表例）》

埼玉県竜巻注意情報　第〇号
平成２×年〇月△日１２時３５分　〇〇地方気象台発表

埼玉県南部は、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になっています。

＜竜巻の目撃情報があった場合の発表例＞　※平成２６年９月２日から開始
【目撃情報あり】埼玉県南部で竜巻などの激しい突風が発生したとみられます。
　埼玉県南部は、竜巻などの激しい突風が発生するおそれが非常に高まっています。

空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。
落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。
この情報は、△日１３時５０分まで有効です。

※竜巻の目撃情報は、全国の気象庁職員によるもののほか、関東地方の消防本部から提供（試行的に実施中）されるものも活用することとしている。
※消防本部からの情報提供は、「竜巻等突風の発生を想起させる通報があった場合」又は「出動した消防職員が現地で竜巻等突風が発生した可能性を認識した場合」としている。
※目撃情報があった場合に記載する地域名称は、気象庁の天気予報で用いる一次細分区域名を用いるため、吉川市は、「埼玉県南部」と表記される。

□各年の竜巻注意情報の精度（平成 25 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日まで）

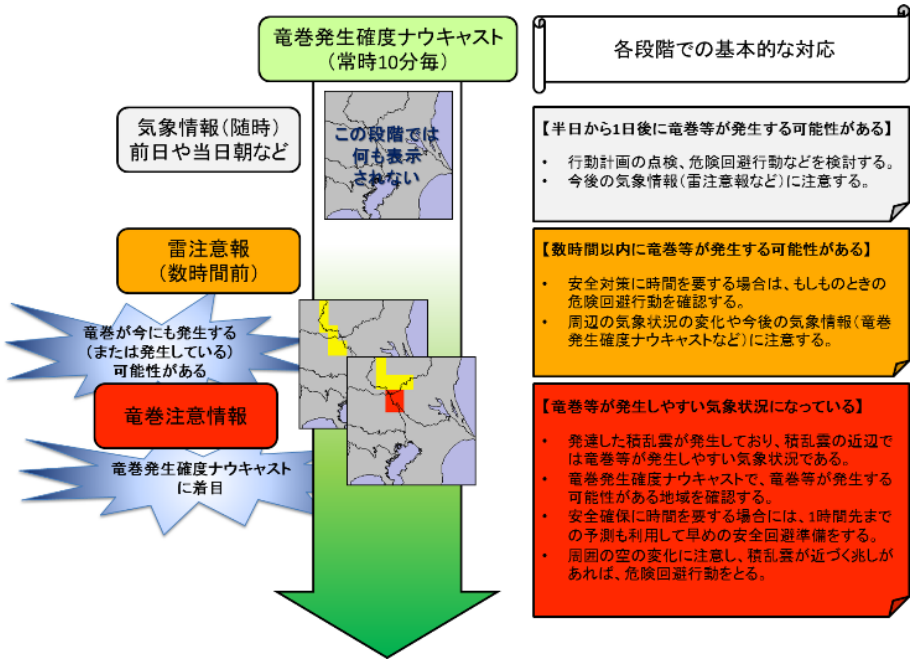
	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
適中率 （ ）は最大瞬間風速 20m/s 以上の事例を含めた適中率	4% (24%)	2% (22%)	4% (24%)	4% (25%)	2% (18%)
捕捉率 ［ ］は F1 以上の捕捉率	42% [38%]	27% [33%]	35% [78%]	34% [50%]	40% [36%]
発表数	606	604	402	372	909
突風回数 ［ ］は F1 以上の回数	59 [21]	37 [6]	48 [9]	44 [14]	45 [11]

〇適中率：竜巻注意情報の発表数のうち、有効期間内に突風（竜巻、ダウンバースト、ガストフロント）の発生があった発表の数の割合を表している。
〇最大瞬間風速 20m/s 以上の事例を含めた適中率：突風が発生するか、もしくは対象県内のアメダス観測で最大瞬間風速が 20m/s 以上を記録した場合に適中とみなし、その割合を表している。
〇捕捉率：実際に発生した突風回数のうち、竜巻注意情報が予測できた突風の数の割合を表している。
資料）気象庁予報部

(2) 竜巻注意情報の発表までの流れ

竜巻などの激しい突風に対する気象情報は、発生の可能性に応じて段階的に発表される。半日～１日程度前には、気象情報で「竜巻などの激しい突風のおそれ」と明記して注意を呼びかける。数時間前には、雷注意報でも「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかける。さらに、今まさに、竜巻やダウンバーストなどの激しい突風が発生しやすい気象状況となった段階で、「竜巻注意情報」が発表される。

なお、竜巻などの激しい突風の発生可能性の予報として、竜巻発生確度ナウキャストを常時１０分毎に発表しているが、竜巻注意情報は竜巻発生確度ナウキャストで発生確度２が現れた地域（一次細分区域単位）に発表される。



出典）気象庁ホームページ

２　竜巻発生確度ナウキャスト

竜巻発生確度ナウキャストは、気象庁が気象ドップラーレーダーなどから「竜巻が今にも発生する又は発生している可能性の程度」を推定し、これを発生確度という用語で表しているものであり、竜巻の発生確度を１０㎞格子単位で解析し、その１時間後（１０～６０分先）までの予測を行うもので、１０分毎に更新して提供している。

なお、竜巻発生確度ナウキャストは、分布図形式の情報として防災機関等に提供するほか、気象庁ホームページでも提供している。

□発生確度

発生確度２	○竜巻などの激しい突風が発生する可能性があり注意が必要である。 ○予測の的中率※は７～１４％程度、捕捉率は５０～７０％程度である。 ○発生確度２となっている地域に竜巻注意情報が発表される。
発生確度１	○竜巻などの激しい突風が発生する可能性がある。 ○発生確度１以上の地域では、予測の的中率※※は１～７％程度であり、発生確度２に比べて低くなるが、捕捉率は８０％程度であり見逃しが少ない。

※発生確度２の予測の的中率：発生確度２となった場合を「竜巻あり」の予測としたとき、予測回数に対して実際に竜巻が発生する割合

※※発生確度１以上の予測の的中率：発生確度１以上となった場合を「竜巻あり」の予測としたとき、予測回数に対して実際に竜巻が発生する割合

３　雷ナウキャスト

雷ナウキャストは、気象庁が雷の激しさや雷の可能性を１㎞格子単位で解析し、その１時間後（１０～６０分先）までの予測を行うもので、１０分毎に更新して提供している。

雷の解析は、雷監視システムによる雷放電の検知及びレーダー観測などを基にして活動度１～４で表している。予測については、雷雲の移動方向に移動させるとともに、雷雲の盛衰の傾向も考慮している。

雷ナウキャストでは、雷監視システムによる雷放電の検知数が多いほど激しい雷（活動度が高い：２～４）としている。雷放電を検知していない場合でも、雨雲の特徴から雷雲を解析（活動度２）するとともに、雷雲が発達する可能性のある領域も解析（活動度１）している。

なお、雷ナウキャストは、気象庁ホームページで提供している。

□活動度

活動度	雷の状況	
４	**激しい雷**	落雷が多数発生している。
３	**やや激しい雷**	落雷がある。
２	**雷あり**	雷光が見えたり、雷鳴が聞こえたりする。 落雷の可能性が高くなっている。
１	**雷可能性あり**	現在は、雷は発生していないが、今後、落雷の可能性がある。

第２　竜巻災害予防計画

突発的に発生し、局地的に甚大な被害をもたらす竜巻や突風については、その発生を事前に正確に予測することは困難である。

このため、竜巻や突風が発生又は発生の可能性が高まったときに、市民等へ適切に情報伝達や情報収集が行われるよう情報収集・伝達体制の整備を図るとともに、市民等が適正な行動がとれるよう竜巻に関する知識の普及を図る。

２．１ 情報収集伝達体制の整備【 危機管理課 】

竜巻による災害が発生した場合には、多種多様かつ多量の災害情報が発生する。市及び防災関係機関が防災・減災対策を実施するためには、これらの災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達・処理するソフト、ハード両面のシステムを構築する必要がある。

特に、通常の勤務時間以外に竜巻による災害が発生した場合でも、迅速かつ的確な災害情報の収集、伝達が可能な体制を整備しておく必要がある。

【施策の内容】

第２編　震災対策計画

第２章　震災予防計画

第２節　災害に強い防災・減災体制の整備

第２　災害情報収集伝達体制の整備（P69～70）を準用する。

２．２ 竜巻に関する知識の普及啓発の推進【 危機管理課 】

竜巻は、突発的かつ局所的に発生するため、その発生を防ぐことは困難であり、また、その発生を事前に正確に予測することは困難である。

このため、特に人的被害を軽減するためには、市民等が竜巻に関する正しい知識を持ち、竜巻注意情報が発表されたときの対応や竜巻に遭遇したときの的確な身の守り方等について習得しておく必要があることから、市発行の広報紙や防災マップ、市ホームページに竜巻に関する情報を掲載し、竜巻に関する防災・減災知識の普及・啓発を図る。

また、竜巻注意情報、竜巻発生確度ナウキャスト等の気象情報等の知識の普及や取得方法などについても普及・啓発を図る。

さらに、住宅のガラス飛散防止対策や農業施設の低コスト耐候性ハウスの導入などの予防対策や風水災等を補償する損害保険（火災保険等）の加入などの促進を図る。

『【資料】第４．２「竜巻注意情報発表時等の具体的な対応例」』参照

２．３ 学校・保育所・社会福祉施設等の安全対策【学校教育課、保育幼稚園課、地域福祉課、障がい福祉課、長寿支援課 】

学校、保育所、施設管理者等は、竜巻が発生又は発生の可能性が高まったときに乳幼児、児童、生徒、施設入所者等の生命及び身体の安全の確保に万全を期すため、竜巻注意情報等の取得方法及び竜巻対応マニュアル等の整備に努めるとともに、竜巻に遭遇したときの的確な身の守り方や避難行動などの訓練の実施に努める。

また、施設のガラス飛散防止対策などに努め、人的及び建物被害の軽減を図る。

《 参考（越谷市内の公共施設等の主な被害）》

〇桜井南小学校：窓ガラスの破損等
〇北陽中学校：体育館の屋根３分の１・窓ガラスの破損等
〇深田保育所：フェンスの破損等
〇第二学校給食センター：屋根３分の１・窓ガラス・調理器具の破損等
〇北体育館：窓ガラスの破損、天井の一部破損など
〇しらこばと運動公園
　競技場：門扉・フェンスの倒壊、トラックのウレタン塗装の破断等
　第二競技場：防球ネット支柱の倒壊、フェンス・倉庫の倒壊等

２．４ 非常用物資の備蓄【 危機管理課 】

平成２５年９月の越谷市・松伏町等の竜巻災害では、暴風による建物被害のほか、飛来物による建物被害も多数発生し（越谷市では、１，６６８棟)、越谷市・松伏町では、ブルーシート・土のう袋などを被災者へ配付した。

また、電柱倒壊などにより、県内において最大約６万軒の停電が発生した。

本市においても、これらの教訓を踏まえ、ブルーシート（屋根・外壁等の覆う用)、土のう袋（がれき等の収納用、ブルーシート等の固定用)、トラロープ（がれき等の牽引、建物等の固定用)、投光器、発電機などの備蓄に努める。

《 参考（越谷市のブルーシート等の配付状況）》
〇ブルーシート：約９，１００枚
〇土のう袋：約１９，３００枚
（全壊:30 棟、大規模半壊:59 棟、半壊:143 棟、一部損壊:1,436 棟）

《 参考（停電の復旧状況）》

９月２日（月）	１４時頃（竜巻発生）	停電件数：約６万軒
	２２時１２分	停電件数：約２，５００軒
３日（火）	７時４０分	停電件数：約８００軒
４日（水）	１４時１６分	停電復旧完了

資料）東京電力㈱埼玉支店

第３　竜巻災害応急対策活動計画

竜巻・突風等に対する応急対策活動計画は、竜巻・突風等が発生又は発生の可能性が高まった際に市民等に対して適切な対処を促すための情報伝達や、竜巻災害が発生した際の初動体制の編成や情報の収集・伝達、人命救助、避難所の開設・運営、交通対策など、発災後直ちに必要となる活動と、被災者への給食・給水、がれき処理、被災者の生活再建支援などのように、被害状況に応じ発災後ある程度の時間を経て必要となる活動とに大きく分けられる。

本章は、竜巻災害発生後における応急対策活動を迅速かつ効率的に実施するため、竜巻発生からの時間の経過に応じた活動計画とする。

３．１ 竜巻情報の収集・伝達【 危機管理課 】

１　竜巻注意情報発表時における対応

竜巻は、発現時間が短く、発現場所も極めて狭い範囲に限られるが、竜巻注意情報は比較的広い範囲（一次細分区域単位）を対象に発表される。

このため、市は、埼玉県に竜巻注意情報が発表されたときは、竜巻注意情報に「目撃情報」の記載の有無を確認するとともに、気象庁ホームページの「竜巻発生確度ナウキャスト」で、竜巻等が発生する可能性がある地域（１時間先までに予測されている地域を含む。）等を確認する。

□市域内又は隣接市町で竜巻の発生が目撃された場合

(1) 危機管理課は、情報の覚知後、直ちに市民、職員等に竜巻に関する情報を伝達するとともに、県消防防災課、吉川警察署、吉川松伏消防組合、熊谷地方気象台など、防災関係機関に通報を行う。

なお、学校、保育所、その他公共施設等の施設管理担当課は、直ちに施設職員へ情報伝達を行う。また、屋外での催事、工事箇所等についても、担当課が情報伝達を行う。

(2) 緊急初動体制として政策室、議会事務局、庶務課、都市建設部等の職員で「パトロール班」を編成し、被害情報等を収集する。

□竜巻注意情報の目撃情報で「埼玉県南部」、又は「千葉県北西部」が記載されている場合

(1) 情報の覚知後、直ちに市民、職員等に竜巻注意情報の内容を周知する。

なお、学校、保育所、その他公共施設等の施設管理担当課は、直ちに施設職員へ情報伝達を行う。また、屋外での催事、工事箇所等についても、担当課が情報伝達を行う。

(2) 危機管理課は、消防本部と連携し、気象の変化（「空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降りだす、冷たい風が吹き出す」等の積乱雲が近づく兆し）等、竜巻の発生の兆候等について調査する。

(3) 緊急初動体制として政策室、議会事務局、庶務課、都市建設部等の職員で「パトロール班」を編成し、被害情報等の収集に備える。

(4) 危機管理課は、「竜巻発生確度ナウキャスト」、「雷ナウキャスト」、「降水ナウキ

ャスト」等により、雷の発生状況や降雨状況などを監視する。

□竜巻注意情報の目撃情報が無、又は目撃情報が「埼玉県北部」、「埼玉県秩父地方」、かつ、市域が「発生確度１」の場合

（１時間先までの予測で市域が「発生確度１」の範囲に含まれている場合も含む。）

危機管理課は、市域が「発生確度１」の範囲外になるまで、「竜巻発生確度ナウキャスト」、「雷ナウキャスト」、「降水ナウキャスト」等により、雷の発生状況や降雨状況などを監視する。

□竜巻注意情報の目撃情報が無、又は目撃情報が「埼玉県北部」、「埼玉県秩父地方」、かつ、市域が「発生確度２」の場合

（１時間先までの予測で市域が「発生確度２」の範囲に含まれている場合も含む。）

危機管理課は、市域が「発生確度１及び２」の範囲外になるまで、「竜巻発生確度ナウキャスト」、「雷ナウキャスト」、「降水ナウキャスト」等により、雷の発生状況や降雨状況などを監視する。

また、気象の変化（「空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降りだす、冷たい風が吹き出す」等の積乱雲が近づく兆し）にも注意する。

特に、「雷ナウキャスト」において、市域が「活動度４」（１時間先までに市域が「活動度４」の予測を含む。）の範囲に含まれている場合は、監視等を強化する。

□情報伝達の判断基準

<table>
<tr><th>目撃情報
の記載</th><th>目撃情報の
地域名称</th><th>竜巻発生確度
ナウキャスト</th><th>雷
ナウキャスト</th><th>情報伝達等</th></tr>
<tr><td rowspan="5">有</td><td>埼玉県南部又は
千葉県北西部</td><td colspan="2">※１</td><td>・直ちに情報伝達を実施</td></tr>
<tr><td rowspan="4">埼玉県北部又は
埼玉県秩父地方</td><td rowspan="2">発生確度１</td><td>活動度１～３</td><td rowspan="2">・気象情報等の監視</td></tr>
<tr><td>活動度４</td></tr>
<tr><td rowspan="2">発生確度２</td><td>活動度１～３</td><td rowspan="2">・気象情報等の監視
・情報伝達の検討、準備</td></tr>
<tr><td>活動度４</td></tr>
<tr><td rowspan="4">無</td><td rowspan="2">－</td><td rowspan="2">発生確度１</td><td>活動度１～３</td><td rowspan="2">・気象情報等の監視</td></tr>
<tr><td>活動度４</td></tr>
<tr><td rowspan="2">－</td><td rowspan="2">発生確度２</td><td>活動度１～３</td><td rowspan="2">・気象情報等の監視
・情報伝達の検討、準備</td></tr>
<tr><td>活動度４</td></tr>
<tr><td colspan="3">市域内又は隣接市町で竜巻の発生が目撃</td><td>・直ちに情報伝達を実施</td></tr>
</table>

※１：市域において、竜巻などの激しい突風が発生するおそれが非常に高まっているので、竜巻発生確度ナウキャスト・雷ナウキャストは、判断基準とはしない。

３．２ 竜巻注意情報等の伝達系統及び伝達体制【 危機管理課 】

市は、気象情報等の監視等により、市域内又は隣接市町で竜巻の発生の可能性が高まった際には、防災関係機関及び市民等に竜巻に関する情報を伝達する。

また、市は、竜巻発生を確認、又は、市民等から竜巻発生の通報があった場合には、直ちに市民、職員等に竜巻に関する情報を伝達するとともに、県災害対策課、吉川警察署、吉川松伏消防組合、熊谷地方気象台など、防災関係機関に通報を行う。

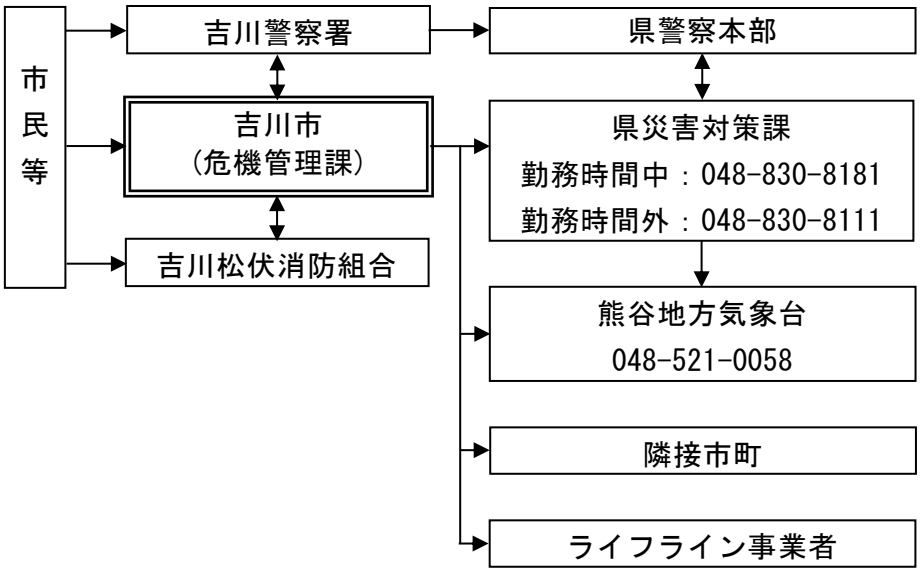
市民・職員等へ伝達するときは、竜巻に対する注意の呼掛けに関する留意点として、人が大勢集まる屋外行事、子供や高齢者を含む屋外活動、テントの使用、また、高所、

クレーン、足場等での作業など、安全確保に時間を要する場合には、早めの避難開始を心がける旨の内容を補った上で伝達するものとする。

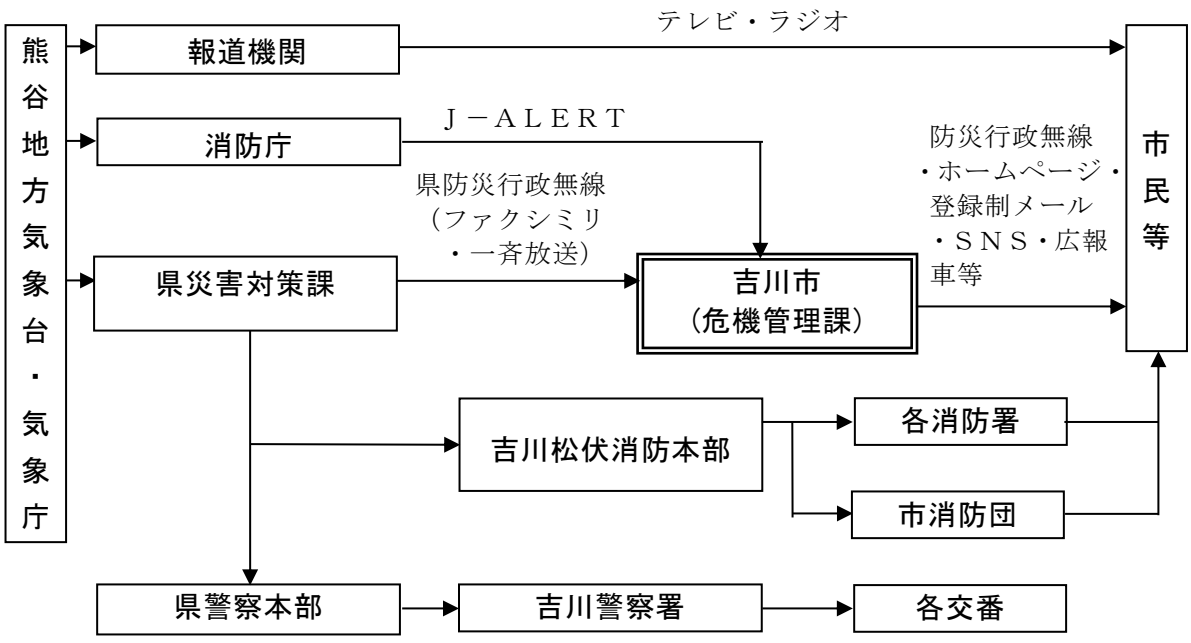
『【資料】第２．１５「広報例文」』参照

『【資料】第４．２「竜巻注意情報発表時等の具体的な対応例」』参照

□竜巻発見時の伝達系統



□本市に関係する竜巻注意情報等の伝達系統



３．３ 応急対策活動

竜巻による被害発生後は、災害対策本部を設置し、**『第２編 第３章 震災応急対策活動計画』**等に準じて、応急対策活動及び復旧活動を実施するものとする。

なお、発生後、特に重要な応急対策活動及び復旧活動を次に示す。

１ 応急対策活動（初動期：発災直後～）

発災直後の初動期は、人命の救出・救助活動を最優先とする。また、県等への竜巻災害発生の報告、被害の全体像の把握、市民への情報提供などを行う。

(1) 埼玉県、消防本部、警察、熊谷地方気象台等への第１報【 総括班（危機管理課） 】

竜巻が発生した場合、市民から消防本部や警察本部に入電がある可能性が高い。

市は、竜巻の発生を知った場合には、詳細情報がわからない段階でも、県消防防災課、吉川松伏消防組合、吉川警察署、熊谷地方気象台あてに第一報を報告する。

また、竜巻は、数 km～数１０km 移動することもあることから、隣接市町へも竜巻の発生を報告するとともにライフラインの被害調査、応急復旧活動、二次災害の防止などを速やかに行うためライフライン事業者へも報告する。

(2) 災害対策本部の設置、緊急初動体制の編成【 総括班（危機管理課）、全職員 】

市は、竜巻災害発生後、勤務時間内外を問わず、直ちに災害対策本部を設置し、人的被害の防止・軽減を図るため、いち早く被災情報の収集を行い、状況に応じた的確な緊急初動体制を編成する。なお、勤務時間外では参集した限られた職員数で効果的な活動を実施するために、竜巻による大規模な被害が発生した場合は、被災の状況や職員の参集状況等に応じた緊急初動体制を編成する。

□緊急初動体制と主な応急対策活動

○危機管理課、庶務課（情報管理担当）、政策室（職員担当）
：気象・竜巻情報の収集・伝達、職員の招集、緊急初動体制の編成、災害対策本部の設置、防災関係機関等への連絡・報告、応急対策活動の指示

○政策室（職員担当以外）、議会事務局、市民参加推進課
：パトロール班による被害調査、広報広聴活動、被害情報の収集・とりまとめ、報道機関対応、自治会・自主防災組織との連携・協力要請

○総務部（庶務課（情報管理担当）を除く）、会計課、監査委員事務局
：救出救助活動、市民問合せ窓口の設置、建物被害調査、被災者台帳の作成

○健康長寿部、こども福祉部
：医療救護活動、要配慮者の安否確認、避難所の開設・運営、応急物資等の配付、保育所・医療機関・社会福祉施設等の被害対応、災害救助法の対応

○産業振興部、環境課
：農業・商工業の被害対応、がれき収集・処理、食料・生活必需品等の調達

○都市建設部、都市計画部
：交通対策、道路・河川等の被害対応、応急危険度判定、応急住宅対応、水道施設の被害対応、応急給水対応

○教育部
：児童生徒の安全確保、学校・公共施設等の被害対応
○消防本部・消防署
：救出救助活動、医療救護活動、消火活動、火災防止活動
○消防団
：常備消防の活動支援、要配慮者の安否確認、道路のがれき除去、交通整理

(3) 人命にかかわる災害情報等の収集・報告・広報活動【 広報情報班 】

竜巻は、突発的に発生し、局地的に甚大な被害をもたらすため、市は、竜巻災害発生後、直ちにパトロール班を編成し、被災地を特定する。なお、人命の救出救助を最優先とした災害応急対策を確実かつ迅速に実施するために、災害情報及び被害情報の収集・報告を円滑に行う。

また、市及び防災関係機関は、できるだけ速やかに市民、自治会・自主防災組織及び報道機関に対し、竜巻に関する情報と災害の正確な情報を提供することによって、パニックの発生を未然に防止し、市民が適切な行動がとれるようにする。

【活動内容等】

第３章　震災応急対策活動計画
　第３節　混乱期から実施する活動
　　第５　人命にかかわる災害情報等の収集・報告
　　第６　人命にかかわる広報活動
　　（P171～184）を準用する。

(4) 救出救助・医療救護活動【 消防本部、消防団、救護班 】

竜巻発生時には、局地的に救出救助・医療救護等を必要とする多数の要救助者、傷病者の発生が予想される。

そのため、消防本部は、消防団を含めて、その全機能を挙げて救出救護の活動体制を確立し、医療機関、吉川警察署、防災関係機関との密接な連携により、市民の生命、身体を守るため、迅速に救出救助・医療救護活動を実施する。

また、市も救出救助班、救護班を編成し、救出救助・医療救護活動を実施する。

【活動内容等】

第３章　震災応急対策活動計画
　第３節　混乱期から実施する活動
　　第２　消防活動
　　２．４　救出活動（P153～154）
　第４節　緊急救援期から実施する活動
　　第２　医療救護（P202～204）を準用する。

(5) 学校、保育所、公共施設等の安全確保

【 教育施設班、学校教育班、要配慮者支援班、施設管理者 】

学校・保育所等の校長・所長等は、竜巻が発生又は発生の可能性が高まったときは、あらかじめ作成した竜巻対応マニュアル等に基づき、乳幼児、児童生徒等の生命及び身体の安全の確保に万全を期する。

また、学校・保育所等が被災した場合、児童生徒の安否確認、臨時休校、児童生徒の下校措置等を行うとともに、施設の被害状況等を調査し、広報情報班へ報告する。

公共施設等においても、同様に利用者等の生命及び身体の安全の確保に万全を期するともに、施設の被害状況等を調査し、広報情報班へ報告する。

(6) 交通対策【 土木施設班（道路管理者)、吉川警察署 】

道路管理者は、発災後直ちに応急対策活動や避難路の確保等のため、吉川警察署と連携し、道路等の被害箇所・区間における交通規制やう回路の選定、その他誘導等の適切な措置を行うものとする。

【活動内容等】

第３章　震災応急対策活動計画
　第２節　発災直後
　　第８　交通対策（P142～144）を準用する。

２　応急対策活動（救援期：概ね３時間後～）

救援期は、被災者の生活を確保するため、避難所の設置、応急物資の配付、応急危険度判定を行うとともに、道路・ライフラインの応急復旧などを行う。

(1) 災害救助法の適用【 総括班 】

被害の規模が大きい場合、災害救助法の適用により、救助・救援活動の円滑化を図る必要がある。そのため、市は、速やかに被害情報等を県に報告するとともに、災害救助法の適用を県知事に申請し、法に基づく救助の実施の決定を求める。

【活動内容等】

第３章　震災応急対策活動計画
　第４節　緊急救援期から実施する活動
　　第１１　災害救助法の適用（P227～231）を準用する。

(2) 避難所の開設等【 避難所班、救護班 】

「避難所班」は、竜巻による建物の損壊やライフラインの停止などにより自宅での生活が困難になった被災者の一時的な生活の場などとして、避難所を開設する。なお、避難所は、被災地から近く、建物及びライフラインなどが被災していない指定避難所（できる限り公民館等の公共施設を優先とする。）に開設する。また、自治

会館等の避難所としての利用について、自治会への協力を求める。

また、「救護班」は、（一社）吉川松伏医師会と連携し、被災者の健康維持を図るため、保健師による巡回健康相談や医師による訪問診療などを実施する。

さらに、市は、必要に応じ、日本赤十字社職員等による救護支援や、警察本部・警察署による夜間パトロールの強化、避難所へ女性警察官の配置の手配を行う。

【活動内容等】

第３章　震災応急対策活動計画
第３節　混乱期から実施する活動
第４　避難対策（P156～170）を準用する。

(3) 応急物資の配付【 避難所班、産業物資班 】

市は、建物が損壊した被災者に対し、建物の応急処置として、ブルーシート、トラロープ、土のう袋等を配付する。また、がれき収集袋として、土のう袋を配付する。

なお、市の備蓄では、不足するときは、県、江戸川河川事務所等に応援を要請する。また、配付場所は、開設した避難所、又は被災地付近の公共施設とする。

《 参考（ブルーシート等備蓄状況）》
●ブルーシート：3,000 枚　●トラロープ：100 巻　●土のう袋：10,000 枚

(4) 応急危険度判定の実施【 住宅対策班 】

市は、被災建築物応急危険度判定や被災宅地危険度判定を実施し、二次的な災害を防止するとともに、被害程度を確認する。なお、施設や住宅等に著しい被害を生じるおそれのある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じて住民避難の実施、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

なお、被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士の確保が困難な場合には、県等に応援を要請する。

□要請先

・被災建築物応急危険度判定士：県建築安全課震災対策・構造指導担当
（電話：048-830-5527）
・被災宅地危険度判定士：県都市計画課開発指導・屋外広告物担当
（電話：048-830-5478）

【活動内容等】

第３章　震災応急対策活動計画
第４節　緊急救援期から実施する活動
第７　二次災害防止活動
７．２　建物倒壊による二次災害の防止（P215～216）を準用する。

(5) 道路の応急復旧【 土木施設班 】

市は、竜巻・突風等により道路上に飛散したがれき等の障害物を、迅速に処理し、交通に支障のない状態とする。

(6) ライフラインの応急復旧【 水道施設・給水班、ライフライン事業者 】

平成２５年９月の竜巻災害では、強風や飛来物等による電柱倒壊等により、約２日間にわたる大規模な停電被害が発生した。その他のライフライン施設についても、竜巻による施設被害、また、停電の影響による供給停止などが考えられる。

このため、ライフライン事業者は、竜巻等による設備の機能停止・故障・損壊等を速やかに把握し、復旧に係る措置を講ずる。また、応急対策の実施に当たり、災害対応の円滑化や市民生活の速やかな復旧を目指し、他の機関と連携するものとする。

【活動内容等】

第３章　震災応急対策活動計画
第５節　応急対策期から実施する活動
第９　ライフライン施設の応急対策（P266～272）を準用する。

(7) 治安維持活動【 吉川警察署 】

竜巻による被害発生時には、さまざまな社会的混乱や交通の混乱等の発生が予想されるため、市民の生命、身体及び財産の保護を図るため、竜巻の被害のあった地域を中心に、速やかに各種の犯罪予防、取締り、交通秩序の維持その他公共の安全と秩序を維持し、治安の維持の万全を期する。

(8) 広域応援要請【 総括班 】

災害時において、市の防災機関のみでは対処しえないと判断した場合は、速やかに県、江戸川河川事務所、近隣市町、自衛隊等への応援・協力の要請を実施する。

なお、被害の状況に応じて、迅速かつ的確に情報の収集・交換及び災害派遣の支援等を行うため、県や江戸川河川事務所から情報連絡員（リエゾン）、また、気象庁から気象庁機動調査班（JMA-MOT）などが派遣されることから、受入体制を整備しておくものとする。

□受入体制の例

○活動スペースの提供
○通信設備（電話、ＦＡＸ、災害オペレーション支援システム等）使用への取り計らい
○県から情報連絡員が派遣されていることの職員、関係者への周知
○災害や被害、市の災害活動に関する情報提供

【活動内容等】

第３章　震災応急対策活動計画
　第３節　混乱期から実施する活動
　　第７　広域応援要請（P185～192）を準用する。

(9) 自治会・自主防災組織への協力要請【 広報情報班 】

市は、被災地及び被災地近隣の自治会・自主防災組織などに、主に次の活動の協力を要請する。

① 被害状況の把握・伝達
② 避難行動要支援者等の安否確認・避難支援
③ 救出・救護活動
④ 広報活動（被災者支援情報、悪徳商法等への注意喚起）
⑤ 避難所開設・運営
⑥ 給食給水活動（配給・炊き出し等）
⑦ 防犯パトロール　など

【活動内容等】

第３章　震災応急対策活動計画
　第３節　混乱期から実施する活動
　　第８　自主防災組織の活動（P193～195）を準用する。

３　応急対策活動（復旧期：概ね２４時間後～）

復旧期は、被災者の生活支援・再建に向けた相談窓口の設置、住宅の被害認定調査、罹災証明書の発行を行うとともに、支援制度の確立と情報提供を行う。

(1) 総合相談窓口の開設【 市民支援班 】

市は、電話による竜巻被害相談を受けるため、市役所の会議室に電話相談窓口を設置するとともに、来庁者用の総合相談窓口（ワンストップ体制）を設置する。

(2) 住家の被害認定調査【 被害調査税務班、住宅対策班 】

市は、遅滞なく、被災者へ罹災証明書を交付するため、迅速に住家の被害認定調査を実施する。

(3) 被災者台帳の作成【 被害調査税務班、要配慮者支援班、生活再建班、市民支援班 】

「被害調査税務班」は、被災者支援について「支援漏れ」や「手続きの重複」をなくし、中長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、「要配慮者支援班」、「生活再建班」、「市民支援班」と連携し、個々の被災者の被害状況や支援状況、配慮事項等を一元的に集約する被災者台帳を作成する。

(4) 罹災証明の発行【 市民支援班 】

罹災証明は、災害救助法による各種施策や市税の減免を実施するに当って必要とされる家屋の被害程度について、被災者の応急的、一時的な救済を目的に、市長が確認できる程度の被害について証明するものとする。

なお、市は、被災者から罹災証明の申請があったときは、遅滞なく、住家等の被害状況を調査し、罹災証明書を交付するものとする。

なお、受付場所は、状況に応じて、被災地付近の公共施設にも設けるものとする。

(1)～(4)の活動内容等は、次を準用するものとする。

【活動内容等】

第４章　震災復旧復興計画
第１節　生活安定のための措置
第１　災害市民相談（P275～280）を準用する。

(5) がれき収集・運搬・処理【 環境衛生班 】

市は、災害廃棄物処理計画を作成し、廃棄物処理業者等の協力を得て収集作業を実施する。なお、家庭用のがれき収集袋として土のう袋の配布に努める。

がれき収集・運搬・処理にあたっての主な留意点は、次のとおりである。

○仮置き場（一時集積場所）を設置し、がれきの受け入れを行う。

○がれきの回収方法や個人で持ち込む場合の集積場所を指定し、広報情報班に情報提供する。

○農薬やガスボンベ等の危険物は特に安全に配慮し、適切に回収する。

○地域の集積場所まで個人で持ち込めない場合、廃棄部処理業者等による収集・運搬・処理を要請する。

○効率的に処理を行うため、仮置き場や集積場所に受け入れる際には、がれきの種類ごとに置き場を明示し、分別して保管する。（例：木くず、金属くず、瓦類及び危険物など）

○倒壊建築物の解体にあたっては石綿含有建材の使用の有無を確認し、石綿を使用している場合には散水等の飛散防止対策を徹底する。（参考：「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（平成１９年８月環境省））

○県は、市町村への支援として、災害廃棄物の処理等について協定を締結している。（一社）埼玉県環境産業振興協会に協力を要請するほか、環境省の災害等廃棄物処理事業費国庫補助金の交付について調整を行う。

□市指定の仮置き場候補地

資材置場（川藤）、環境センター（鍋小路）、一般廃棄物最終処分場（鍋小路）、公園、グラウンド等

《 参考（越谷市の対応）》
・市内の公園９か所に被災者向けの一時保管場所を設置し、自宅などから持参できるがれきを対象に無料回収を行い、集積後、廃棄物処理施設に運搬した。搬入が困難な住民に対しては個別対応した。
・被害のあった地域の自治会ごとに回収場所を決めてもらい、市が回収した。個人で持ち込む場合の対応として、地域ごとに集積場所を指定した。地域の集積場所まで自分で持ち運べない場合は、個別対応した。
・（一社）埼玉県環境産業振興協会の協力及び市の経費でがれきを処理した。
・農地のがれき処理は、自治体や農業団体の職員がボランティアで水田周辺のがれきを撤去した。
・処理量：推定 8,000 ㌧
（全壊:30 棟、大規模半壊:59 棟、半壊:143 棟、一部損壊:1,436 棟）

(6) 被災者への支援情報等の提供【 広報情報班 】

市は、市民に対して、広報誌、市ホームページ、登録制メール、減災アプリ、ＳＮＳ等により、被害情報や支援情報を随時提供する。

口提供する情報の例

○人的、物的被害の情報
○災害救助法、被災者生活再建支援法など支援制度の適用状況
○避難所の開設、閉鎖情報
○救援物資の配付品目、配付場所
○被災者支援情報（住宅支援、支援金・義援金品、税の減免、融資制度等）
○被害認定調査や罹災証明書発行に関する情報
○がれきの回収方法、集積場所等
○防犯情報（空き巣対策、悪徳商法等）
○総合相談窓口の設置、各種担当窓口の連絡先

(7) 応急住宅対策【 住宅対策班 】

① 被災住宅の応急修理・住宅関係障害物の除去

市は、災害救助法の適用があった場合には、竜巻により住宅が半壊し自己の資力では応急修理を行うことができない人を対象として、日常生活に不可欠な部分について必要最小限の修理を市が直接行う。応急修理の実施にあたっては、あらかじめ応急修理の実施要領等を定めるとともに、応急修理を実施する事業者を指定しておくことが望ましい。

また、強風等により住宅に運び込まれた障害物を除去し、住宅の応急復旧に努める。なお、必要に応じて、県に応援要請を行うものとする。

② 応急的な住宅の提供

県は、竜巻により全壊等の住宅被害を受けた被災者のために、応急的な住宅として公営住宅等（市町村営住宅や県営住宅、国家公務員宿舎、独立行政法人都市再生機構の住宅など）の提供や斡旋を行う。

原則として、市を応急的な住宅の提供に関する相談・申込み等の窓口とし、一定期間の使用を許可して当面の生活の場を提供する。また、精神的・時間的ゆとりを確保することにより被災者の生活基盤の立て直しを支援する。

□住宅提供の基本的な流れ

① 市は、全壊などの住宅被害状況を把握し、県住宅課に情報を提供する。
② 市と県は協議の上、応急的な住宅の提供方法等を決定する。
③ 市は、住宅の被害を受けた市民に対し、応急的な住宅の提供方法等を広報する。
④ 応急的な住宅への入居を申請した市民に対し、目的外使用許可により、応急的な住宅を提供する。

(8) 農業被害対策【 産業物資班 】

① 被害情報の収集・発信

市は、埼玉県春日部農林振興センター、さいかつ農業組合等の関係機関と連携し、農地、農作物及び農業施設への被害状況を速やかに把握する。

② 技術支援

市は、農業被害に対する技術対策について、関係機関との連携の下、農業者への技術対策指導を速やかに行う。

③ 経営再建のための支援制度（補助事業、融資制度）

県は、隣接する市町村の区域に１０ha 以上の農作物減収被害があった場合等、埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づき「特別災害」として指定し、市町村と連携し、肥料・農薬・種苗の購入費等の補助や、農協等が融資する農業災害資金の利子補給を行う。

(9) 被災者の生活確保【 関係各課 】

災害により被害を受けた市民が速やかに再起し生活の安定を早期に回復するよう、被災者に対する災害弔慰金等の支給、災害援護資金・住宅資金等の貸付、住宅の再建等の施策を講ずるものとする。

また、金融機関、ライフライン事業者等へ被災者支援の要請等に努める。

【活動内容等】

第４章　震災復旧復興計画
第１節　生活安定のための措置
第２　被災者の生活確保（P281～292）を準用する。

『【資料】第４．３「平成２５年埼玉県内竜巻災害の被災者支援（参考）」』参照

《 参考（埼玉県・市町村被災者安心支援制度）》
平成２５年９月に発生した竜巻災害では、越谷市は被災者生活再建支援法の適用基準（１０世帯以上の住宅全壊被害）を満たす被害が発生したため、越谷市内の住宅の全壊等の被災者は、法に基づく、被災者生活再建支援制度の支援を受けられたが、松伏町は適用基準を満たす被害が発生しなかったため、松伏町内の住宅の全壊等の被災者は、支援を受けることができなかった。
この同じ災害で受けた同じ被害に対し、支援が受けられる被災者と受けられない被災者が存在するという不均衡等の課題に対応するため、県と県内全市町との共同による埼玉県独自の被災者支援制度を平成２６年４月に創設した。

(10) 災害ボランティア【 生活再建班 】

被害状況を踏まえ、市災害ボランティアセンターを開設し、ボランティアの派遣に係る希望受付を開始する。

なお、募集にあたっては、被害状況や受入体制等を考慮し、どの範囲（地域内・地域外、個人・団体等）で受付けるか明確にして広報するものとする。

口ボランティア活動の例

市街地・農地のがれき等の撤去、ゴミ出し、室内清掃、家財の搬出等

【活動内容等】

第３章　震災応急対策活動計画
第４節　緊急救援期から実施する活動
第１０　災害ボランティアの確保（P225～226）を準用する。

(11) 財政措置【 財政班 】

① 特別交付税の措置（県市町村課）

特別交付税に関する省令第３条第１号

一　災害による財政需要の増加又は財政収入の減少があること。

② ふるさと創造資金市町村緊急支援事業（県地域政策課）

ふるさと創造資金において、災害、事件、事故等により、緊急又は不測の事態に対応するための事業として市町村緊急支援事業がある。ただし、他の法律等で支援があるもの等は対象外とする。

《 参考（平成 25 年 9 月竜巻災害）》
埼玉県では、ふるさと創造資金市町村緊急支援事業として、地域のコミュニティ活動及び防災活動の拠点としての機能回復を図るため、越谷市、松伏町の地域コミュニティ施設（自治会館等）の改修事業について支援を行った。

第２節　雪害

県内では、南岸低気圧の接近・通過と上空の寒気の影響により、降雪となることが多い。

平成２６年２月８日から９日、同月１４日から１５日にかけては、関東甲信地方を中心に大雪となり、１５日に秩父で９８㎝、熊谷で６２㎝と観測史上最大の積雪となった。

大雪の原因としては、地球温暖化の進行に伴う海水温度の上昇が、降雪につながる大量の水蒸気を供給したと考えられており、今後このような大雪が頻発するおそれがある。

本市は、こうした大量の降雪による災害に対応し、大量の降雪により発生する各種雪害（積雪災害（交通途絶）、雪圧災害（構造物破壊、農作物損耗）、着雪・着氷災害（架線切断）、吹雪災害（列車事故））が、市民生活等に与える影響を最小限にするための対策を講じるものとする。

第１　大雪に関する記録、気象警報等

１.１ 平成２６年２月１４日から１５日にかけて発達した低気圧による大雪

１　概要

２月１４日から１５日にかけて、低気圧の接近・通過と上空の寒気の影響により、関東甲信地方を中心に雪が降り続き、埼玉県では最深積雪を大幅に更新する記録的な大雪となった。この大雪の影響で、県内では、転倒などによる人的被害や停電が発生したほか、鉄道の運休、高速道路や一般道路の通行止めなど交通機関にも大きな影響を及ぼした。

２　気象の状況

２月１３日２１時に南西諸島で発生した低気圧は、本州の南海上を北東に進み、次第に発達しながら１５日明け方から昼頃にかけて関東地方沿岸に接近した後、関東の東を北東に進んだ。また、関東地方の上空約１５００メートル付近には－６℃以下の寒気に覆われていた。

この低気圧と上空の寒気の影響により、１４日早朝から雪が降り続き、埼玉県では先週（２月８日から９日）に引き続き大雪となり、最深積雪は、熊谷で６２㎝、秩父で９８㎝となった。

３　降雪量

□平成２６年２月の降雪量

観測地点	月最深積雪		降雪の深さ日合計				
	１５日	従来最高値	８日	９日	１４日	１５日	従来最高値
熊谷	６２㎝	４５㎝	４３㎝	０㎝	３３㎝	２７㎝	４３㎝
秩父	９８㎝	５８㎝	４６㎝	２㎝	５９㎝	３６㎝	４９㎝
東京	２７㎝	４６㎝	２２㎝	０㎝	１８㎝	９㎝	３３㎝

□平年値（１９８１年から２０１０年の３０年平均値）

【熊谷】月最深積雪：　６㎝、年降雪量：２１㎝
【秩父】月最深積雪：１０㎝、年降雪量：６６㎝
【東京】月最深積雪：　４㎝、年降雪量：１１㎝

４　埼玉県内の被害状況（平成２６年２月２７日現在の速報値）

⑴ 人的被害

・死亡：３名　・重症：２８名　・中等症：１３５名　・軽症：２９６名

⑵ 住家被害

・半壊：１件　・一部損壊：９件

⑶ ライフライン被害

停電、 鉄道（一部運転見合わせ)、高速道路・国道・県道（一部区間の通行止め）

⑷ 県有施設被害

・くまがやドームの幕屋根破損
（幕屋根全体に数本の亀裂が入り、積もった雪がドーム内に落下。）

⑸ 農業被害

・農作物の被害（野菜、花き、果樹等）
・農業施設の被害（農業用パイプハウス・農業用鉄骨ハウス等の倒壊及び損壊）
・畜産施設の倒壊及び損壊
・その他（生乳収集不能、家畜への被害、果樹倒木等）

⑹ 森林等の被害状況

・森林（立木）被害　・きのこ生産施設の損壊

⑺ 秩父市、飯能市等で孤立集落が発生

※本市においても、２月８日から９日、同月１４日から１５日の大雪で、人的被害（中等症：１名、軽傷１名)、県道の通行止め（吉越橋)、市道の通行止め（高富隧道、中曽根跨線橋)、農作物・農業施設の被害、樹木の倒壊、カーポートの破損等の被害が発生した。

１．２ 大雪に関する主な特別警報・警報・注意報等の種類と発表基準等

□特別警報・警報・注意報等の発表基準（吉川市）

種類			発表基準
特別警報	気象特別警報	大雪特別警報	大雪により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予測される場合 ≪50 年に一度の積雪深：参考値≫ 熊谷：33 ㎝（既往最深積雪：62 ㎝）
		暴風雪特別警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予測される場合（「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。）
警報	気象警報	暴風雪警報	平均風速が 20m/s 以上で、雪を伴い、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
		大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 ≪基準≫12 時間の降雪の深さが 10cm 以上と予想される場合
注意報	気象注意報	風雪注意報	平均風速が 11m/s 以上で、雪を伴い被害が予想される場合
		大雪注意報	大雪によって被害が予想される場合 ≪基準≫12 時間の降雪の深さが 5cm 以上と予想される場合
		着氷・着雪注意報	着氷（雪）が著しく、通信線や送電線等に被害が起こると予想される場合

注）特別警報の基準は、特に異常な現象を捕捉する気象要素として、都道府県や市区町村の意見を聴取して定めている。また、警報や注意報の発表基準は、災害の発生と気象要素との関係を地域毎に調べ、都道府県等の防災機関と調整して決めている。

注）上記の他、「雷注意報」、「強風注意報・暴風警報」、「洪水注意報・警報」、「大雨注意報・警報」、「竜巻注意情報」等の注意報・警報等が併せて発表されることもある。

第２　雪害予防計画

２.１ 情報収集伝達体制の整備【 危機管理課 】

１　気象情報等の収集・伝達体制の整備

市は、降雪・積雪に係る気象情報や災害情報等を収集・伝達する体制を整備する。

２　市民への情報伝達及び事前周知

市、県及び熊谷地方気象台は、市民が主体的に状況を判断し、適切な対処行動がとれるよう、降雪・積雪に係る気象情報や災害情報を市民に伝達する体制を整備するとともに、気象情報の取得方法や活用方法についての周知に努める。

２.２ 雪害時の応急対応力の強化【 道路課、危機管理課 】

１　防災用資機材の備蓄

市は、大規模な雪害時の道路の除雪等に対応するため、スコップや凍結防止剤などの防災用資機材の整備に努める。

２　応援協力体制の整備

市は、大規模な雪害時の道路の除雪等に対応するため、吉川市建設業協会等との協力体制を整備する。また、吉川市建設業協会に所属する業者が保有する除雪機械、凍結防止剤などを把握する。

３　防災関係機関との連携強化

降雪・積雪情報や除雪情報を共有するため、市と県、国等との連絡体制の確立に努める。また、異常な積雪に伴い、除雪能力が大幅に制限されることを想定し、優先的に除雪すべき路線（防災活動拠点施設、警察署、消防署、災害時に拠点となる病院施設等の沿線）をあらかじめ選定し、防災関係機関で共有しておくものとする。

４　雪捨て場の事前選定

道路除雪した雪などの排雪に備えて、あらかじめ適当な雪捨て場を選定しておくものとする。なお、雪捨て場は、ダンプトラックの往来が可能な場所とする。

口雪捨て場候補地

最終：調整池、調節池、河川敷等

仮置：公園、グラウンド等

５　道路の排水口、集水桝等の維持管理

雪解け水、また、降雪後の大雨による道路冠水に備え、道路の排水口・集水桝等の維持管理に努める。

２.３ 建築物、ライフライン施設等の雪害予防【 都市計画課、施設管理者、水道課、ライフライン事業者 】

１　建築物

市、県及び施設管理者は、庁舎や学校など防災・減災活動の拠点施設、駅など不特定多数の者が利用する施設、社会福祉施設や医療施設等など要配慮者に関わる施設については、雪害に対する安全性の確保を図るものとする。

(1) 新設施設等の耐雪構造化

施設管理者は、新築又は増改築に当たっては、建築基準法に基づき、積雪実績を踏まえた耐雪性の確保を図るものとする。

(2) 老朽施設の点検及び補修

施設管理者は、毎年、施設の点検の実施に努めるとともに、必要な箇所について補修又は補強に努めるものとする。

２　ライフライン施設

ライフライン事業者は、大雪による被害から電力、通信、ガス及び上下水道等の確保を図り、降積雪時における都市機能を維持し、市民の日常生活の安定と産業経済の停滞の防止を図るため、必要な防災・減災体制の整備を図るとともに、施設の耐雪化・凍結防止などの予防対策に努めるものとする。

また、ライフライン事業者は、大雪による被害の状況、応急対策の実施状況を迅速かつ的確に収集し、利用者、関係機関等に対し迅速かつ的確に情報提供できるよう、市及び防災関係機関との連携体制の整備を図るものとする。

２.４ 農業に係る雪害予防【 農政課 】

市及び県は、雪害による農産物等の被害を未然に防止し、又は被害を最小限にするため、農業団体等と連携して、低コスト耐候性ハウス等の導入などの施設の耐雪化を促進するとともに、被害防止に関する指導に努めるものとする。

２.５ 大雪時における防災・減災知識等の普及【 危機管理課 】

大雪時における市民の安全確保及び被害の軽減を図るためには、市民、事業者等の自主的な取組み及び防災・減災活動への協力が不可欠であることから、市及び県は、大雪時の路上駐車の禁止、自動車使用の自粛、自宅又は事業所前の生活道路・歩道等の除雪協力等について、普及啓発に努めるものとする。

２.６ 市民、事業所、自治会・自主防災組織等の自助・共助による予防対策

【 市民、事業所、自治会・自主防災組織 】

地震災害や風水害と同様、雪害に対しても、市民、事業所、自治会・自主防災組織等による予防対策や自主的な除雪などの応急対策活動の協力が必要であることから、市民、事業所、自治会・自主防災組織等は、次に示す予防対策に努めるものとする。

○気象情報の入手方法や大雪時の適切な対処行動等の習得
○住宅・事業所等の建築物、カーポート、農業施設等の耐雪化
○食料、飲料水、生活必需品、燃料等の備蓄
○スコップなどの除雪作業用品の備蓄
○要配慮者の把握
○消火栓、道路の排水口・集水桝等の設置箇所の把握

第３　雪害応急対策活動計画

３．１ 活動体制の確立【 危機管理課、道路課、施設管理担当課 】

市は、大雪による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、気象情報、被害情報等の収集活動に努めるとともに、災害応急対策を検討し、県及び防災関係機関などの協力を得て、応急対策活動を実施する。

また、大規模な災害が発生した場合には、災害対策本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県及び関係機関等との連携のもと、応急対策活動を円滑に行う体制を整えるものとする。

なお、雪害対策活動に当たって本市のとるべき配備体制、配備基準は、次のとおりとする。

１　配備体制と配備基準

配備の区分	配備基準	活動内容	災対本部の設置
注意体制	○原則として大雪注意報又は風雪注意報が発表され、積雪の深さがおおむね5cmに達し、さらに降雪が続くと見込まれるとき	○道路課が主要道路、橋、跨線橋、隧道、駅前広場等の除雪作業及び通行止めの準備又は実施する体制 ○施設敷地内の積雪の状況により、庁舎、公共施設等の施設管理担当課が利用者の安全対策及び施設管理のため、除雪作業等を実施する体制	無
警戒体制	○原則として大雪警報又は暴風雪警報が発表され、積雪の深さがおおむね10cmに達し、さらに降雪が続くと見込まれるとき	○危機管理課、都市建設部各課、農政課、施設管理担当課が監視及び警戒並びに雪害対策活動に当たる体制	無
非常体制	○大雪特別警報又は暴風雪特別警報が発表されたとき ○甚大な被害（災害救助法が適用される被害など）が発生、又は発生するおそれがあるとき	○災害対策本部を設置して、全職員を動員し、市の組織及び機能のすべてを挙げて活動する体制	有

注）積雪の深さは、市役所敷地または対象アメダスで観測したものを参考とする。

２　配備体制の決定権者

配備体制	決定権者
注意体制	道路課長、施設管理担当課長
警戒体制	市民生活部長
非常体制	市長

３　配備体制の発令手順

(1) 注意体制

道路課長、施設管理担当課長は、道路、庁舎、公共施設等の利用者の安全対策及

び施設管理のため､除雪作業等を実施する必要があるときは､注意体制を発令する。

(2) 警戒体制

危機管理課長は、大雪警報又は暴風雪警報が発表され、積雪の深さがおおむね１０㎝に達し、さらに降雪が続くと見込まれるときは、気象状況、被害状況等を市民生活部長へ報告する。

市民生活部長は、都市建設部長と協議し、警戒体制を発令する。

(3) 非常体制

市民生活部長は、大雪特別警報又は暴風雪特別警報が発表されたとき、又は、甚大な被害（災害救助法が適用される被害など）が発生、又は発生するおそれがあるときは、気象状況、被害状況等を市長へ報告する。

市長は、被害状況等に応じて、非常体制を発令し、災害対策本部を設置する。

３．２ 情報の収集・伝達・広報【 危機管理課、道路課 】

１　積雪に関する被害情報等の伝達

市は、積雪等により道路の交通規制を実施したときは、県、警察、消防本部等に報告する。また、人的被害、建物被害、ライフライン被害、公共交通の運行状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報も含め、災害オペレーション支援システム等により、把握できた範囲から遅滞なく県に報告する。

２　市民等への広報

市は、道路の交通規制を実施したときや大雪警報、暴風雪警報、大雪特別警報又は暴風雪特別警報等が発表されたときは、市ホームページ、登録制メール、ＳＮＳなどにより、交通規制箇所や気象情報の発表状況、公共交通の運行状況等を市民等へ周知する。

また、あわせて、大雪時に市民・事業所等がとるべき行動を周知する。

□市民・事業所等のとるべき行動（例）

○テレビやラジオなどで気象状況を確認する。
○停電や断水に備え、非常持ち出し品及び防災用品・防災資機材などを準備する。
○不要不急の外出は極力避ける。
○外出の際は、滑りにくい靴を着用するなど歩行中の転倒に注意する。
○道路の凍結や着雪による自転車・自動車のスリップ事故等に注意する。
○交通機関の混乱等も予想されるので、時間に余裕を持って行動する。
○自動車が立ち往生した場合に車のマフラーを雪が塞いで、一酸化炭素中毒にならないようにする。
○路上駐車をしない。また、ゴミ集積所が道路上の場合、ゴミ出しを控える。
○自宅・事業所の除雪作業を行う際は、足元や周囲に気を配り、転倒・転落・交通事故の防止対策を講じるとともに、屋根雪の落下に注意する。なお、敷地内の雪は、敷地内に堆積するものとし、道路に堆積しないよう努める。
○自宅・事業所前の生活道路、歩道、道路の排水口・集水桝等の道路脇などへの除雪の協力に努める。また、近所（高齢者世帯など）の除雪の協力に努める。

３．３ 道路機能の確保【 道路管理者、吉川警察署 】

市、県及び関係機関は、異常な積雪時には互いに連携し、災害対応における拠点施設及び病院など市民の命を緊急的・直接的に救助する施設、市民生活に著しい影響を与えるライフライン施設等が機能するために必要な道路確保を最優先に取り組む。

１　効率的な除雪

異常な積雪時には、次の優先除雪道路の交通確保を最優先とし、機械及び人員を集中的に動員して除雪を行う。なお、機械及び人員が不足するときは、吉川市建設業協会等への応援を要請する。さらに応援が必要な場合は、県へ応援を要請する。

除雪作業の実施にあたっては、職員の巡視による状況の把握を行い、除雪路線を決めた上で行う。実施の目安は、道路の車道部分において、概ね１０㎝以上の積雪があり、２車線以上の幅員を確保できないなど、車両の通行に支障をきたしている区間とする。また、雪解け水や降雪後の大雨による道路冠水を予防するため、道路の排水口、集水桝等も除雪を行う。

□優先除雪道路

○吉川駅・吉川美南駅の駅前広場（歩道部分含む）
○吉川駅・吉川美南駅への主要なアクセス道路
○緊急輸送道路
○救急医療機関等へのアクセス道路

２　交通規制

道路管理者は、降雪状況に合わせ、事前規制の実施や地域や路線の特性に合わせた交通規制を検討する。

また、気象状況や積雪量、路面等交通の危険状況に応じて、吉川警察署と緊密な連携の下、交通の安全確保、除雪作業の円滑化を図るため、交通規制を実施する。

なお、緊急的な除雪の実施に当たって必要がある場合、吉川警察署に対し、緊急交通規制の実施を要請する。要請を受けた吉川警察署は、必要な交通規制を実施するとともに、緊急を要する場合は、既存規制の一部解除を実施する。

３　道路管理者による放置車両等の措置

道路管理者は、災害復旧に関する工事又は除雪その他の道路の維持の施行のため緊急やむを得ない必要がある場合においては、道路に長時間放置された車両について、現場に当該車両の運転をする者その他当該車両の管理について責任がある者がいないときに限り、当該車両を移動することができる。（「道路法第６７条の２」要略）

また、道路管理者は、緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合においては、区間を指定し、緊急車両の妨げとなる放置車両や立ち往生車両等の運転者等に対して、移動を命令することができる。なお、運転者の不在時等においては、道路管理者自ら車両を移動することができる。（「災害対策基本法第７６条の６」要略）

３．４ 雪捨て場の確保【 道路課 】

道路除雪した雪などの排雪が必要となったときは、あらかじめ選定した雪捨て場の中から、ダンプトラックの往来が可能な雪捨て場を確保し、運搬するものとする。

なお、ダンプトラック、機械及び人員が不足するときは、吉川市建設業協会等への応

援を要請する。さらに応援が必要な場合は、県へ応援を要請する。

３．５ 庁舎・公共施設等の安全確保【 各施設管理担当課 】

施設管理担当課は、施設の被害状況を調査するとともに、庁舎・公共施設等の利用者等の転倒防止などの安全の確保を図るため、積雪の状況により、敷地内の除雪を実施する。なお、人員が不足するときは、各施設管理担当課が属する部内の課に応援を要請するものとする。

３．６ ライフライン等の応急・復旧対策【 水道課、ライフライン事業者 】

ライフライン事業者は、冠雪、着雪、凍結等による設備の機能停止・故障・損壊等を速やかに把握し、復旧に係る措置を講ずる。また、応急対策の実施に当たり、災害対応の円滑化や市民生活の速やかな復旧を目指し、他の機関と連携するものとする。

市及び県は、ライフライン事業者等が応急対策に必要な情報（被災情報、除雪状況、通行可能な道路等）や活動スペース等について、ライフライン事業者等に提供又は貸し出すことにより、その復旧作業を支援する。

【活動内容等】
第２編　震災対策編
第３章　震災応急対策活動計画
第５節　応急対策期から実施する活動
第９　ライフライン施設の応急対策（P266～272）を準用する。

３．７ 被災住宅の生活支援【 地域福祉課 】

積雪による荷重を原因とする建築物の倒壊により、住家を失った被災者の生活場所を確保する。

３．８ 救急搬送・救出救助活動【 消防本部 】

消防本部・消防署は、大雪時には、転倒、交通事故などによる多くの傷病者や建物の倒壊、落雪による救助者などが発生するおそれがあるため、円滑かつ迅速な救急搬送及び救出救助活動が実施できるよう、降雪・積雪の状況に応じ、活動体制を強化するとともに、消防車両のチェーン装着などの道路積雪対策等を実施するものとする。

３．９ 農業者への支援【 農政課 】

市は、農作物や農業施設等に積雪すると、農作物の被害や農業施設の倒壊等の被害が発生するおそれがあるため、被害状況の迅速な把握と、必要な支援措置を講ずる。

３．１０ 市民、事業所、自治会・自主防災組織、消防団による活動

【 市民、事業所、自治会・自主防災組織、消防団 】

大雪による積雪は、市内全域に及ぶため、市や県、消防、警察、防災関係機関による除雪、交通規制、救援・救護などの応急対策活動には限界がある。

そのため、市民、事業所、自治会・自主防災組織は、次に示す防災・減災活動を自主的に行い、被害の軽減に努めるものとする。また、消防団は、自治会・自主防災組織の活動に協力するものとする。

１　市民、事業所

「３．２　情報の収集・伝達・広報」の「市民等のとるべき主な行動（例)」を参考に自分や家族の身の安全確保及び自主的な防災・減災活動に努める。

特に、自宅・事業所前の生活道路、歩道、道路の排水口・集水桝等の道路脇などへの除雪の協力に努める。また、近所（高齢者世帯など）の除雪の協力に努める。

２　自治会・自主防災組織・消防団

地域内の生活道路、歩道、通学路、道路の排水口・集水桝、消火栓周辺等の除雪に努める。また、要配慮者の安否確認、救援・救護に努めるとともに、要配慮者宅の除雪に努める。

第３節　火山噴火降灰災害

県内で想定される地震と火山の噴火は直接関係ないが、相模トラフや南海トラフで大規模な地震が発生した場合には、国内の火山活動が活発化する可能性が中央防災会議で指摘されている。

火山噴火予知連絡会では、全国で１１１火山を活火山として選定しており、そのうち「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」として５０火山を選定し、気象庁では、噴火の前兆を捉えて噴火警報等を適確に発表するために、地震計、傾斜計、空振計、ＧＰＳ観測装置、遠望カメラ等の観測施設を整備し、関係機関からのデータ提供も受け、火山活動を２４時間体制で常時観測・監視している。

県内に降灰などの被害が想定される活火山としては、富士山と浅間山が想定され、富士山については、富士山火山防災協議会による富士山火山防災マップによれば、本市を含む県南地域で最大２～１０ｃｍ程度、その他の地域で２ｃｍ未満の降灰が想定されている。

また、浅間山については、天明３年（１７８３年）の大噴火において、本庄市から深谷市にかけて軽石、火山灰の降下、堆積が確認されている。

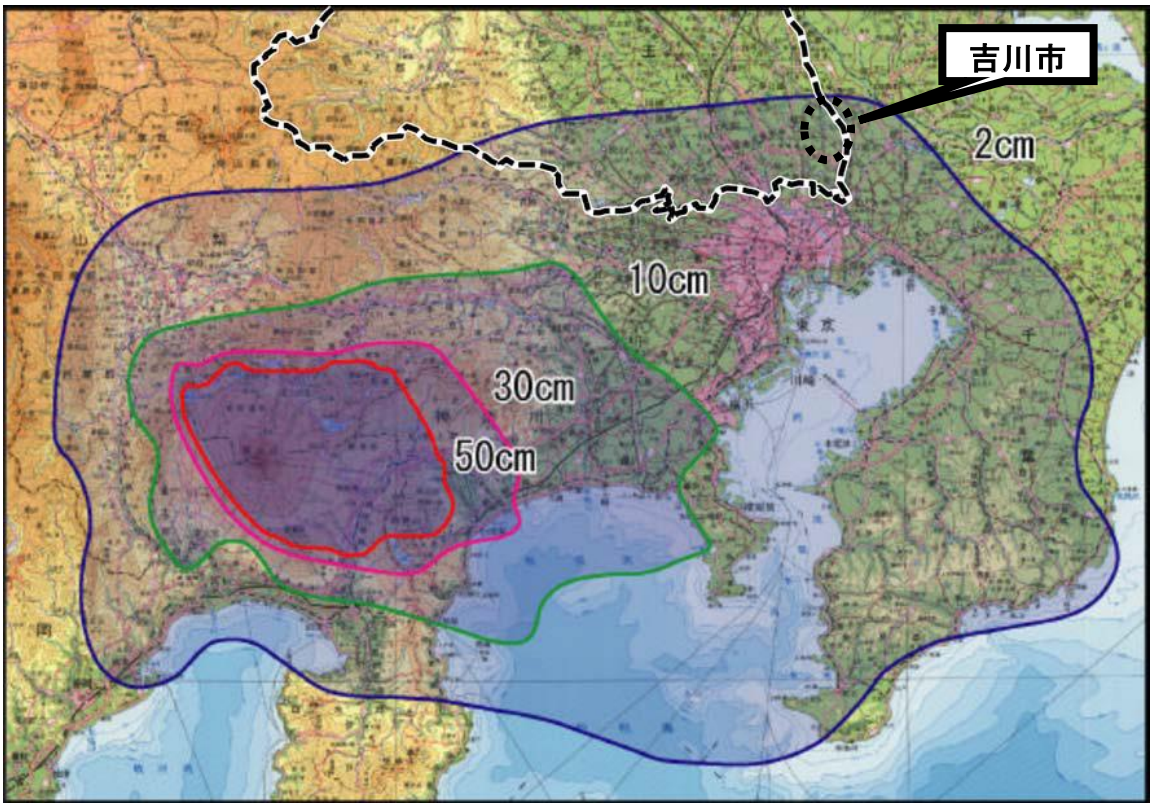
このため、本市は、富士山の噴火による大規模な降灰に対応し、富士山の噴火が市民生活等に与える影響を最小限にするための対策を講じるものとする。

第１　火山噴火降灰の被害想定、噴火情報等

１．１ 被害想定

富士山が噴火した場合、本市では、最大２～１０㎝の降灰堆積の可能性がある。

□富士山火山防災マップ（出典：富士山火山防災協議会）



１．２ 火山灰の概要

１　降灰

細かく砕けた火山灰が空高く吹き上げられ、風に乗って遠くまで運ばれた後、降下する現象。火口の近くでは厚く積もり、遠くにゆくにしたがって徐々に薄くなる。多量の降灰があると、屋根に積もった火山灰の重みにより木造の建物等が倒壊する可能性もあることから、除灰や堅牢な建物への避難が必要となる。

２　火山灰の特徴

○粒子の直径が２㎜より小さな噴出物（２～０．０６３㎜を砂、０．０６３㎜未満をシルトと細分することもある）
○マグマが噴火時に破砕・急冷したガラス片・鉱物結晶片
○亜硫酸ガス（SO2)、硫化水素（H2S)、フッ化水素（HF）等の火山ガス成分が付着
○水に濡れると硫酸イオン等が溶出
○乾燥した火山灰粒子は絶縁体だが、水に濡れると酸性を呈し、導電性を生じる
○硫酸イオンは金属腐食の要因
○溶出した硫酸イオンは火山灰に含まれるカルシウムイオンと反応し、硫酸カルシウム（石膏）となる湿った火山灰は乾燥すると固結する
○火山灰粒子の融点は、一般的な砂と比べ約１，０００℃と低い
○粒径分布は生成過程の噴火様式によって異なる
・苦鉄質(シリカに乏しい)マグマ ⇒ 非爆発的噴火 ⇒ 細粒粒子の生産率少ない
・珪長質(シリカに富む)マグマ　⇒ 爆発的噴火　⇒ 細粒粒子の生産率多い

出典）内閣府・広域的な火山防災対策に係る検討会

１．３ 噴火に関する警報等

１　噴火警報（火口周辺）・噴火警報（居住地域）・噴火警報（周辺海域）

気象庁が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域)」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺)」、影響が海域に限られる場合は「噴火警報（周辺海域)」として発表する。噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。

２　噴火予報

気象庁が、予想される火山現象の状況が静穏である場合その他火口周辺等においても影響を及ぼすおそれがない場合で、火山の状態の変化等を周知する必要があると認める場合に発表する。

３　噴火警戒レベル

噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関

や居住地域の住民等の「とるべき防災対応」を５段階に区分して発表する指標である。

注）居住地域とは、噴火に伴い警戒、避難等が必要な火口周辺の居住地域のことで、本市域は、含まれていない。

□噴火警戒レベル

種別	名　称	対象範囲	レベルとキーワード	火山活動の状況	住民等の行動
特別警報	噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル５「避難」	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要（状況に応じて対象地域や方法等を判断）。
			レベル４「避難準備」	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている）。	警戒が必要な居住地域での避難の準備、要配慮者の避難等が必要（状況に応じて対象地域を判断）。
警報	噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	レベル３「入山規制」	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	通常の生活（今後の火山活動の推移に注意。入山規制）。状況に応じて要配慮者の避難準備等。
		火口周辺	レベル２「火口周辺規制」	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	通常の生活。
予報	噴火予報	火口内等	レベル１「活火山であることに留意」	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	

４　噴火速報

噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表する。

なお、以下のような場合には発表しない。

・普段から噴火している火山において、普段と同じ規模の噴火が発生した場合
・噴火の規模が小さく、噴火が発生した事実をすぐに確認できない場合

５　火山の状況に関する解説情報

火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもので、定期的又は必要に応じて臨時に発表する。臨時に発表する際は、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示する。

６　降灰予報

気象庁は、以下の３種類の降灰予報を提供する。

(1) 降灰予報（定時）

・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（３時間ごと）に発表。

・18 時間先（３時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。

(2) 降灰予報（速報）

・噴火が発生した火山※１に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後５～10 分程度で発表。

・噴火発生から１時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。

※１降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。
降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

(3)降灰予報（詳細）

・噴火が発生した火山※２に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後 20～30 分程度で発表。

・噴火発生から６時間先まで（１時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供。

※２降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。
降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。
降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表。

□降灰量階級と降灰の厚さ

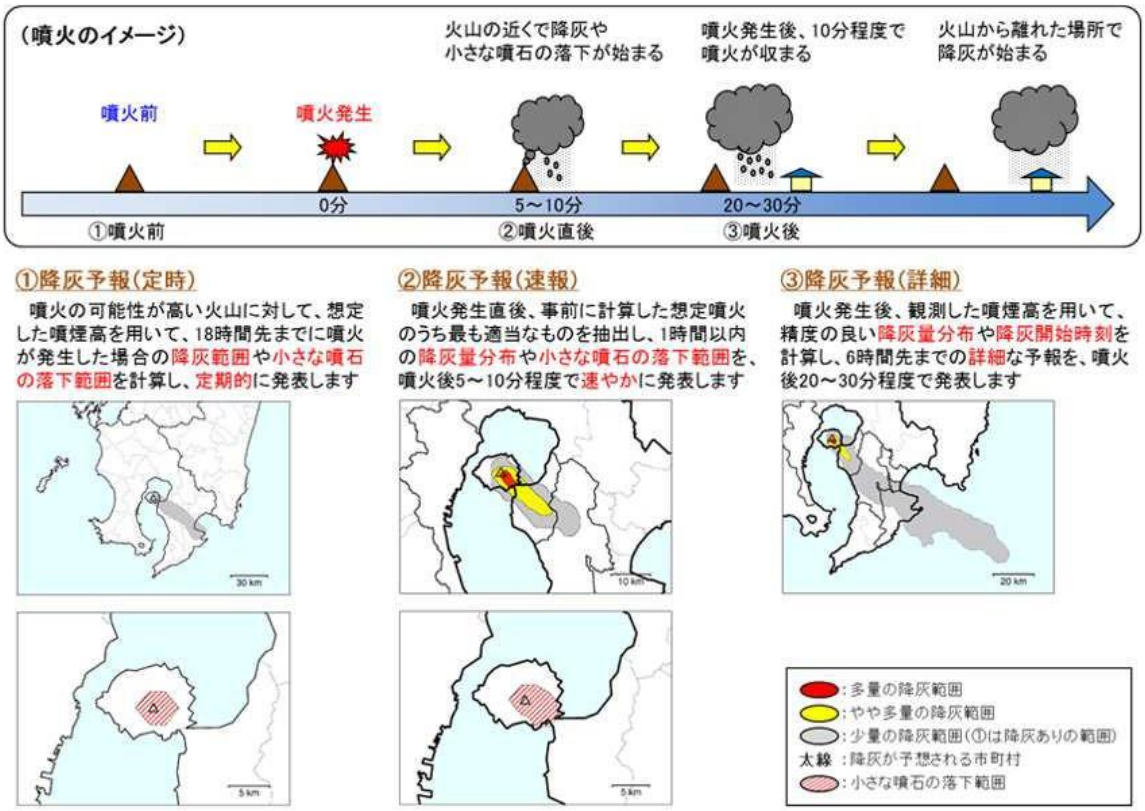
降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多量	1mm 以上
やや多量	0.1mm 以上 1mm 未満
少量	0.1mm 未満

□降灰量階級ととるべき行動等

名称	表現例			影響ととるべき行動		その他の影響
	厚さ キーワード	イメージ				
		路面	視界	人	道路	
多量	1mm 以上 【外出を控える】	完全に覆われる	視界不良となる	外出を控える。 慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患（肺気腫等）が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器等の異常を訴える人が出始める。	運転を控える。 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる。	がいしへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある
やや多量	0.1mm ≦厚さ＜ 1mm 【注意】	白線が見えにくい	明らかに降っている	マスク等で防護喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある。	徐行運転する。 短時間で強く降る場合は視界不良のおそれがある。 道路の白線が見えなくなるおそれがある（およそ 0.1～0.2mm で鹿児島市は除灰作業開始）	稲等の農作物が収穫できなくなったり、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある。
少量	0.1mm 未満	うっすら積もる	降っているのがようやくわかる	窓を閉める。 火山灰が衣服や身体に付着する。 目に入ったときは痛みを伴う。	フロントガラスの除灰。 火山灰がフロントガラス等に付着し、視界不良の原因となるおそれがある。	航空機の運航不可。※1

※1 富士山ハザードマップ検討委員会（2004）による設定

□降灰予報の発表イメージ



※降灰予報は、噴煙の高さと気象予測データを用いて、降灰の範囲と降灰量を予測しています。そのため、噴煙の高さや気象予測の誤差により、降灰予報と実際の降灰範囲や降灰量が異なることがあります。

7　火山ガス予報

居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報で、気象庁が発表する。

8　火山現象に関する情報等

噴火警報・予報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁（及び○○管区気象台）が発表する。

①火山活動解説資料

地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもので、毎月又は必要に応じて臨時に発表する。

②週間火山概況

過去一週間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎週金曜日に発表する。

③月間火山概況

前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。

④噴火に関する火山観測報

主に航空関係機関向けの情報で、噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙の高さ等の情報を直ちに発表する。

第２　火山噴火降灰災害予防計画

２．１ 火山噴火に関する知識の普及【 危機管理課 】

火山現象や前兆現象について、火山に関する情報や報道がなされたときに理解できるよう、火山現象とその危険性に関する知識の普及啓発及び火山情報（噴火警報・予報、降灰予報）の種類と発表基準についての周知に努める。

２．２ 家庭での食料、飲料水、生活必需品等の備蓄の促進【 危機管理課 】

富士山が噴火した場合、高速道路への降灰等に伴い、物資の輸送に支障が生じるおそれがあるため、発災時に冷静な対応を市民に要請するためにも、家庭内における食料、飲料水、生活必需品等の備蓄を促進する。

２．３ 事前対策の検討【 危機管理課、道路課、環境課、農政課、健康増進課、水道課、河川下水道課 】

降灰によって生じることが想定される災害について、予防・事前対策を検討する。

□予防・事前対策の主な検討事項

○市民の安全、健康管理等
○視界不良時の交通安全の確保
○農産物等への被害の軽減対策
○上下水道施設への影響の軽減対策
○降灰の処理（道路除灰、家庭除灰、一時仮置き場・最終処分場など）

第３　火山噴火降灰災害応急対策活動計画

３．１ 活動体制の確立【 危機管理課 】

市は、降灰による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、火山噴火に関する情報や被害情報等の収集活動に努めるとともに、災害応急対策を検討し、県及び防災関係機関などの協力を得て、応急対策活動を実施する。

また、大規模な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、災害対策本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県及び防災関係機関等との連携のもと、応急対策活動を円滑に行う体制を整えるものとする。

３．２ 被害情報等の収集・伝達【 危機管理課、環境課、健康増進課 】

降灰による被害発生時に円滑な応急対策活動を実施するため、各防災関係機関の緊密な連携の下、降灰による被害に関する情報を的確かつ迅速に把握する。

１　降灰に関する情報の伝達

市及び県は、富士山に関する噴火警報や降灰予報が発表されたとき、又は市域で降灰を確認したときは、市及び県は、協力して降灰分布を把握するとともに、熊谷地方気象台等から降灰に関する風向き・風速情報を取得し、報道機関等の協力を得るとともに、防災行政無線、市ホームページ、登録制メール、減災アプリ、ＳＮＳなどにより、降灰状況等を市民等へ周知する。

２　被害情報等の伝達

市は、必要に応じて、次の降灰調査項目を参考に降灰に関する情報（降灰及び被害の状況）を調査し、災害オペレーション支援システム等により県に伝達する。

県は、気象庁地震火山部火山監視・情報センターに降灰の情報を伝達する。

□降灰調査項目

○降灰の有無・堆積の状況
○時刻・降灰の強さ
○構成粒子の大きさ
○構成粒子の種類・特徴等
○堆積物の採取
○写真撮影
○降灰量・降灰の厚さ
○構成粒子の大きさ

３　市民・事業所等のとるべき行動の周知

市及び県は、富士山に関する噴火警報や降灰予報が発表されたとき、又は市域で降灰を確認したときは、市民等のとるべき行動などについて、市ホームページ、登録制メール、減災アプリ、ＳＮＳなどにより市民等に周知する。

□市民・事業所等のとるべき行動（例）

○テレビやラジオなどで気象庁が発表する火山の噴火警報等を確認する。
○市域及び周辺地域の降灰の予測状況を確認する。
○停電や断水に備え、非常持ち出し品及び防災用品・防災資機材などを準備する。

○家屋に火山灰が入らないように窓を閉め、洗濯物は外には干さないようにする。
○降灰中は、外出を控える。なお、外出する場合は、マスクやゴーグル、帽子の着用や傘の使用、ハンカチなどで口元を覆う等、目やのど、頭などを保護する。
○降灰中は、自動車の運転を控える。なお、自動車を運転する場合は、降灰により視界不良になるため、ライトの点灯やワイパーを使用し、視界を確保する。また、滑りやすくなるため、スリップに注意する。
○交通機関の混乱等も予想されるので、時間に余裕を持って行動する。
○自宅・事業所前の生活道路・歩道等の降灰除去の協力に努める。また、近所（高齢者世帯など）の降灰除去の協力に努める。
○家庭・事業所における降灰の処理方法に関する情報

３．３ 警備・交通規制【 吉川警察署、道路管理者 】

降灰による被害発生時には、さまざまな社会的混乱や交通の混乱等の発生が予想されるため、市民の生命、身体及び財産の保護を図るため、速やかに各種の犯罪予防、取締り、交通秩序の維持その他公共の安全と秩序を維持し、治安の維持の万全を期する。

また、降灰時には、視界不良による衝突事故やスリップ事故等が急増することが予想されることから、降灰による視程不良が解消されるまでの間、道路交通の安全を確保するため交通規制を実施する。

３．４ 被災住宅の生活支援【 地域福祉課 】

降灰の堆積による荷重を原因とする建築物の倒壊により、住家を失った被災者の生活場所を確保する。

３．５ 市民の健康管理【 健康増進課 】

現段階では、火山灰による健康被害について、明確な見解は明らかになっていないが、特に喘息疾患には悪影響を与える可能性が高いため、対応を検討する。

３．６ 道路・ライフラインの応急・復旧対策

【 道路課、水道課、河川下水道課、ライフライン事業者】

降灰による被害の様相及び二次災害の可能性等を各実施主体が平常時から調査し、いち早く被害の軽減及び復旧活動が行えるよう対策を講じる。

１　道路除灰

市は、吉川市建設業協会等の協力を得て除灰作業を実施する。除灰作業の実施にあたっては、職員の巡視による状況の把握を行い、降灰除去路線を決めた上で行う。実施の目安は、道路の路側線（白線）が見えづらくなった場合や道路に降灰が撒き上がり歩行者や車両の通行に支障をきたす場合とする。降灰量が少ない場合は、散水車のみで対応することも視野に入れるものとする。

なお、次の優先除灰道路の交通確保を最優先とし、機械及び人員を集中的に動員して除灰を行う。なお、応援が必要な場合は、県へ応援を要請する。

□優先除灰道路

○吉川駅・吉川美南駅の駅前広場（歩道部分含む）
○吉川駅・吉川美南駅への主要なアクセス道路
○緊急輸送道路
○救急医療機関等へのアクセス道路

２　ライフライン施設

【活動内容等】
第２編　震災対策編
　第３章　震災応急対策活動計画
　　第５節　応急対策期から実施する活動
　　　第９　ライフライン施設の応急対策（P266～272）を準用する。

（参考）他県の降灰によるライフライン被害では、次の事例が報告されている。
○道路：降灰が側溝に溜まり流れが悪くなる。
○電気設備：降灰の荷重により、電線が切れる。
　　雨を含んだ火山灰が付着した碍子の絶縁不良によってショートする。
○鉄道：分岐器に降灰が堆積し、運行に支障が出る。

３．７ 農業者への支援【 農政課 】

市は、降灰が発生、又は発生するおそれがある場合には、直ちに農業者に対し、農作物の収穫や農作物・ビニールハウス等への火山灰の付着防止など、被害の軽減対策に努めるよう周知する。

また、農作物やビニールハウスなどに火山灰が付着した場合には、光合成の阻害等により農作物の生育に悪影響を及ぼすため、付着した火山灰を、できるだけ速やかに除去するよう支援する。

さらに、火山灰が多量に土壌に混入すると、土壌の理化学性を悪化させ、農作物の生育に悪影響をもたらすとされているため、土壌への土壌改良資材等の混和や除灰等の的確な指導を行う。

３．８ 降灰の処理【 環境課、道路課、都市計画課 】

１　降灰の除去

降灰の除去は、原則として土地所有者又は管理者が行うものとし、民有地内の降灰の除去は、各家庭又は各事業者による対応を原則とする。

２　降灰の回収

(1) 各家庭から排出された降灰の回収は、市が実施するものとし、市は、降灰の収集・処理計画を作成し、事業者の協力を得て収集作業を実施する。なお、各事業者から排出された降灰については、一時仮置き場までの運搬は各事業者の責任において実施するものとする。

(2) 市は、各家庭において除去した降灰を回収場所に出すためのポリ袋（克灰袋）の配付に努める。ポリ袋（克灰袋）の配付が間に合わない場合は、ごみ袋又はレジ袋等を二重にして出す等、回収場所への出し方を市民等へ周知する。

(3) 市及び県は、火山灰の処分場所を事前に選定する。また、県は、最終処分場の確保が難しい場合に備え、広域的な処分を検討するとともに、国に働きかけていく。

３　火山灰一時仮置き場

(1) 用地の主な要件

○平坦な場所（火山灰の移動、流出を防止）
○河川や水路等から一定程度離れた場所（下流域への流出を防止する）
○ダンプトラックの往来が可能な場所（後日、処分場へ移動させることを念頭に）
○公有地、公共施設（私有地への集積は、地権者と合意が必要）

□一時仮置き場候補地

資材置場（川藤）、環境センター（鍋小路）、一般廃棄物最終処分場（鍋小路）、公園、グラウンド等

(2) 留意事項

○用地の現状復旧や処分場への運搬がしやすい工夫（シート等の敷設）
○風による飛散防止（シート等で覆う）
○降雨による流出防止（排水溝の設置）
○火山灰盛土の崩壊防止（盛土高５ｍ以下）　等

４　火山灰最終処分場

(1) 用地の主な要件

○二次被害を回避するため住宅、河川等に隣接しない場所
○多量の火山灰を捨てることが可能な空間を有する場所
○ダンプトラックの往来が可能な場所
○私有地の場合、地権者と代償措置等について合意が必要

□最終処分場（例）

建設発生土等の土砂捨て場、砕石場跡地、採鉱跡地、原野等

(2) 留意事項

○風による飛散（表面を槌などで物理的に覆う）
○降雨による流出防止（素掘り側溝、雨水集水池等の設置）
○火山灰に付着した火山ガス成分による汚濁水の流出（素掘り側溝、雨水集水池等の設置）

５　火山灰処理の法令上の取扱い

○「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」における「廃棄物」に該当しない。
○「土壌汚染対策法」の対象外。
○「海洋汚染防止法」における「廃棄物」に該当し、海洋への廃棄は原則禁止。
○ 土砂として、各施設管理主体、市町村の判断で土捨て場等に処分されるべきもの。ただし、処分方法について条例等で規定されている場合はそれに従う。
○大量の降灰があった場合などにおいて、「環境大臣が緊急に処理することが必要と判断した場合」は、海洋への廃棄が認められる可能性がある。（海洋汚染防止法第１０

条第６項）

○毒性のガス成分が付着している場合があり、サンプル調査等により科学的性質を確認する等の留意が必要。

３．９ 広域一時滞在【 危機管理課、市民課、健康長寿部、こども福祉部 】

市は、県知事から他都道府県からの避難者の受入れの協議があった場合は、避難所等から適切なものを選定し、受け入れるものとする。

３．１０ 物価の安定、物資の安定供給【 商工課 】

噴火によって引き起こされる物流障害に伴い、不安心理からくる買い占めや事業者の売り惜しみ等、生活必需品の供給が過度に阻害されることがないよう、市民や事業者に冷静な行動を求めるため、市及び県は、食料をはじめとする生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、事業者による買い占め、売り惜しみが生じないよう監視するとともに、必要に応じて指導等を行う。

また、市及び県は、市民が落ち着いた消費行動がとれるよう、生活必需品の供給状況等について、必要な情報提供に努める。

３．１１ 市民、事業所、自治会・自主防災組織、消防団による活動

【 市民、事業所、自治会・自主防災組織、消防団 】

降灰は、市内全域に及ぶため、市や県、消防、警察、防災関係機関による降灰除去、交通規制、救援・救護などの応急対策活動には限界がある。

そのため、市民、事業所、自治会・自主防災組織は、次に示す防災活動を自主的に行い、被害の軽減に努めるものとする。また、消防団は、自治会・自主防災組織の活動に協力するものとする。

１　市民、事業所

「３．２　被害情報等の収集・伝達」の「３　市民・事業所等のとるべき行動（例）」を参考に自分や家族の身の安全確保及び自主的な防災・減災活動に努める。

特に、自宅や事業所前の生活道路・歩道等の自主的な降灰除去に努める。

２　自治会・自主防災組織・消防団

地域内の生活道路、歩道、通学路、消火栓周辺等の降灰除去に努める。また、要配慮者の安否確認、救援・救護に努めるとともに、要配慮者宅の降灰除去に努める。

第５編　事故対策計画

第５編　事故対策計画

第１章　事故対策の総則

第１節　想定する事故災害

本市の想定する事故災害は、市民の生命、身体若しくは財産に重大な被害を及ぼし、また、社会的に影響を与える以下の事故災害とする。

１　大規模火災
２　危険物等災害
３　放射性物質事故災害
４　道路災害
５　鉄道事故災害
６　航空機事故災害

第２節　事故対策の基本方針

第１　事故対策の基本的考え方

本市の事故対策は、想定する事故に応じて、災害発生の予防対策を定める「予防計画」、及び災害が発生した場合、効果的な応急対策活動を定める「応急対策活動計画」を策定するものとする。

第２　事故対策の目標

本市の事故対策は、事故災害の発生を予防するとともに、事故が発生した場合の甚大な被害に対応し、被害を最小限にとどめる対策を目標とする。

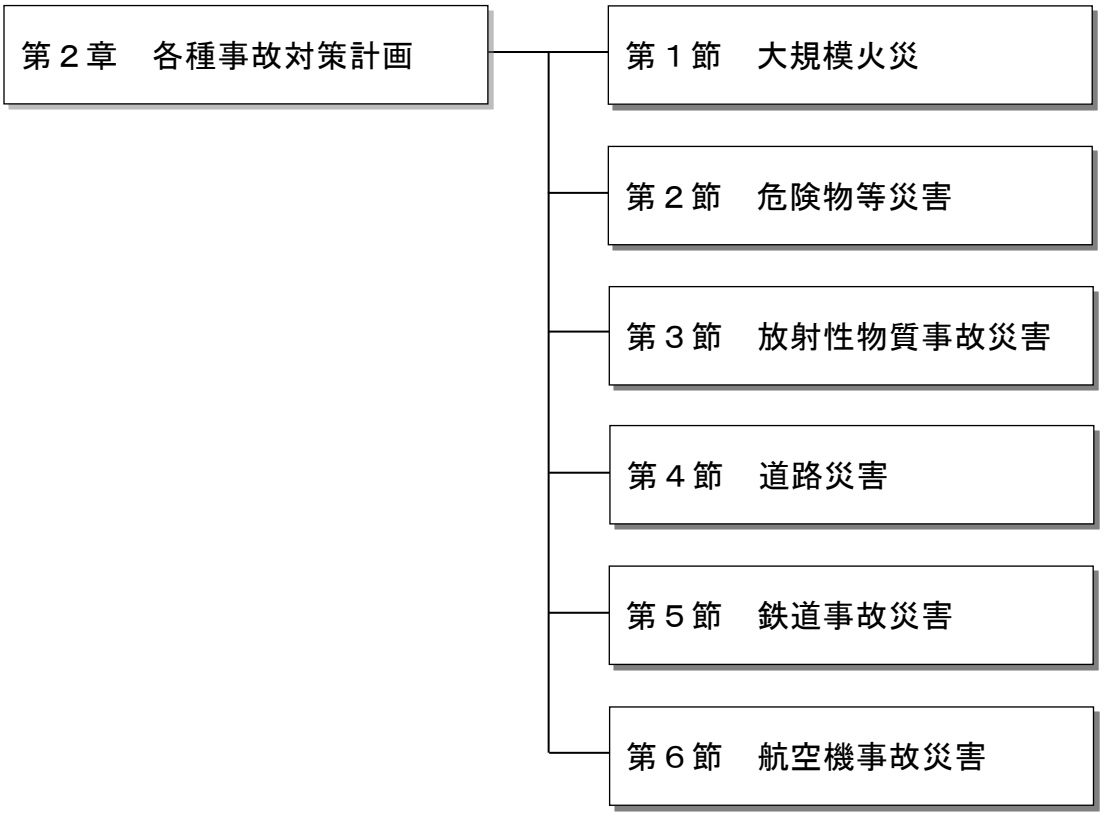
第２章　各種事故対策計画

本章では、『**本編 第１章「第１節 想定する事故災害」(事故-1)**』で想定した各種事故災害について、予防計画及び応急対策活動計画を定める。

なお、応急対策活動については、災害対策本部を設置する前は、発生した事故災害に関係する課で実施するものとし、災害対策本部設置後は、『**「第２編 第３章 第１節「第３ 非常配備体制と組織図」(P119～120)、「第４ 非常配備体制と事務分掌」(P121～129)**』に準じ、実施するものとする。

また、復旧及び復興に関する事項は、『**第２編「第４章 震災復旧復興計画」**』及び『**第３編「第４章 風水害復旧復興計画」**』に準じ、実施するものとする。

≪施策の体系≫



第１節　大規模火災

第１　大規模火災予防計画

大規模な火災の予防を図るため、建築物の不燃化や災害に強い都市構造の形成などに努めるとともに、消防体制や消防団の組織、消防施設の強化等を推進する。

また、平時からの情報通信体制の整備、関係機関との連携、資機材の整備、防災意識の普及啓発を進める。

１．１ 防災都市づくりの推進【 都市計画課、危機管理課 】

市は、火事による被害を軽減し、延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の耐震・不燃化、避難路、避難地・緑地等の配置による延焼遮断帯の確保、土地区画整理事業等による市街地の面的な整備、水面・緑地帯の計画的確保、防火地域及び準防火地域の防火性に配慮した地区計画などの的確な指定等を行い、災害に強い都市構造の形成を図るものとする。

また、火災の延焼拡大の危険性が高い地域や消防活動が困難な地域等を中心に、耐震性貯水槽や防火水槽、消火栓の整備を推進するとともに、プール、自然水利等の消防水利の確保に努めるものとする。

１．２ 火災に対する建築物の安全化【 都市計画課、消防本部 】

(1) 消防用設備等の維持管理

消防本部は、多数の者が出入りする事業所等の高層建築物、病院及びホテル等の消防用設備等が災害時にその機能を有効に発揮できるよう、事業者による定期的な点検や適正な維持管理を促進する。

(2) 建築物の不燃化

建築物の不燃化を促進するため、次の対策を推進するものとする。

○都市計画法第８条第１項第５号の規定による防火地域及び準防火地域の指定拡大
○消防法第７条の規定による建築同意制度の効果的な運用
○高層建築物等に係る防災計画指導

１．３ 火災発生原因の制御【 消防本部 】

(1) 建築物の防火管理体制

消防本部は、消防法第８条に規定する防火対象物には、必ず防火管理者を選任させるものとする。防火管理者は、当該建築物についての消防計画の作成、消防訓練の実施、消防用設備等の整備点検等、防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図るものとする。

(2) 予防査察指導の強化

消防本部は、消防法の規定に基づいて、防火対象物の用途、地域等に応じて計画的な予防査察を行い、常に区域内の防火対象物の実態を把握しておくとともに、火災発

生危険箇所の発見に努め、その安全の確保に万全を期すよう関係者に対して指導するものとする。

(3) 高層建築物等の火災予防対策

消防本部は、高層建築物、社会福祉施設等に対し、消防訓練の実施、消防用設備の維持管理等について、指導徹底を図るものとする。

(4) 火災予防運動の実施

市民に火災予防思想と具体的な予防知識を普及するため、消防本部は、関係機関の協力を得て、年２回春季と秋季に火災予防運動を実施するものとする。

(5) 火災防御検討会の開催

消防本部は、大規模火災又は特殊な原因による火災について、県と連携して火災防御検討会を定期的に開催し、防御活動の細部にわたって検討を加え、将来の消防活動及び教養の資料とするものとする。

１．４ 消防計画の作成【 消防本部 】

消防本部は、以下の事項に留意した消防計画を策定する。

(1) 組織計画

消防本部が災害に対処するための事務機構と災害時の部隊の編成を事前に定めるものとする。

(2) 消防団の充実・強化

地域のリーダーとしての活動が期待される消防団の充実・強化を図る。

計画の策定に当たっては、資機材の充実、訓練、意識の高揚等に配慮する。

(3) 消防施設整備計画

消防力の現況を把握し、施設の整備拡充と人員の確保を図り、消防力の整備指針にのっとり社会構造の変化に対処できる増強計画とする。計画は通常５箇年次の整備計画とし、消防力等の更新についても併せて検討するものとする。

(4) 調査計画

消防機関が災害に対して、適切な防御活動を行うことができるよう、消防地図、地理、水利及び災害危険区域等を調査するための実施計画を策定するとともに、実地調査の結果に基づき、大規模な災害の発生を予想した被害想定図を作成する。

(5) 教育訓練計画

消防機関がその任務を達成するためには、消防職員、団員の資質の向上を図る必要があることから、教育訓練計画には基礎訓練を重点的に取り上げる。また、消防対象物に応じた防御知識の習得と技能の向上を図るよう指導する。

(6) 災害予防計画

科学技術及び産業経済の発展と社会生活の向上によって災害の危険性が増大するとともに、複雑多様化しているため、火災を発生させるおそれのある施設、設備、器具及び危険物等の予防審査を行うとともに、一般市民の災害予防に対する協力体制を確立する。

(7) 警報発令伝達計画

異常気象時に災害を未然に防止するため、火災警報の発令及び解除の基準を定め、

その伝達及び周知方法等を計画する。

(8) 情報計画

災害情報収集、報告は災害に対処するうえで重要なものであるから、これらが的確に行われるための体制を確立する。

(9) 火災警防計画

地形別、地域別、構造別、気象別等に火災の特性を把握し、消防力を有機的かつ、合理的に運用できる警防計画を確立し、防御効果を高度にあげるよう消防職員、団員に習熟させるものとする。

(10) 風水害等警防計画

風水害等を警戒、防御するための消防団員の招集、出動体制及び水防関係機関との協力体制等についての計画を定めておく。

(11) 避難計画

避難の勧告、指示、避難経路、避難先等を具体的に定める。

(12) 救急・救助計画

生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者に対する救急・救助が的確に行われるよう計画を定める。

(13) 応援協力計画

大規模災害の発生に際して、消防本部のみでこれに対処することができない場合等に相互に応援協力するため、消防機関相互間及び関係機関等との間の協力体制を確立しておく。応援協定は、口頭又は習慣によることなく、必ず文書をもって締結しておくものとする。

１．５ 火災予防対策の充実【 消防本部 】

(1) 火災等の防止

出火要因には、ガス、石油、電気等の火気使用設備・器具のほか、危険物、化学薬品等からの出火が考えられるため、相当数の火災が予想される。このため、出火の危険につながる要因を個々に分析、検討し、必要に応じて規制の強化を図る。

また、市民に対しては、防災意識の高揚と防災行動力の向上を図ることによって災害時における出火をできる限り防止する。

① 予防査察

市内の防火対象物及び危険物施設等に対し、査察年間計画及び消防長、署長、予防課長が特に必要と認めたとき、並びに火災予防上緊急を要する場合に実施し、不備事項等について必要な措置を講じる。

査察対象物の区分は、次のとおりとする。

区分	用途・施設
第１対象	政令対象物のうち特定防火対象物
第２対象	政令対象物のうち特定防火対象物以外の防火対象物
第３対象	危険物製造所等
第４対象	少量危険物貯蔵取扱所、指定可燃物貯蔵取扱所、高圧ガス関係施設
第５対象	第１対象から第４対象以外の消防対象物

② 予防広報

各家庭における出火防止措置の徹底を図るため、全国火災予防運動（年２回）を中心として歳末特別警戒時や各種イベント開催に併せ、ポスター掲示、チラシ配布及び防災機器の展示を行うとともに、機会あるごとに広報誌を通じ、啓発活動の実施に努める。

(2) 初期消火体制の強化

延焼火災を防止するためには、出火の未然防止とともに、特に初期消火対策が重要である。このため、消防用設備の適正化、初期消火資機材の普及及び家庭、事業所及び地域における自主防災体制を充実強化し、防災教育、防災訓練により市民の防災行動力を高め、初期消火体制の確立を図る。

＜現況＞

① 消防用設備の設置指導

消防法に基づき、建築確認申請時に消防用設備の適正な設置を指導している。

② 初期消火資機材の設置促進

初期消火資機材の設置が義務付けられた事業所に対する指導を行うとともに、任意設置の一般家庭に対しては、住宅用消火器の必要性をＰＲしている。

③ 事業所における自主防災体制

消防法第８条に規定する防火対象物の管理について権限を有する者は、資格を有する者のうちから防火管理者を定め、消防計画の作成、消防訓練の実施、消防用設備等の維持管理、その他防火管理上必要な業務を行わせる義務がある。

消防本部では、選任された防火管理者に対して防火管理業務の適正執行を指導助言している。

④ 地域における自主防災体制

自治会等の地域単位で実施する消火訓練に際して訓練指導を行い、初期消火の重要性を啓発している。

＜計画＞

① 地域住民の初期消火力の整備

消防本部の消防力には限界があることから、地域の自主防災体制を充実する必要がある。そのため、自主防災組織の育成を図り、市民による消火器消火、バケツリレー等初期消火力を高め、消防本部及び消防団等と一体となった地震火災防止のための活動体制を確立する。

② 事業所の初期消火力の強化

事業所独自で行動できるよう自主防災対策の強化を図るとともに、職場での従業員及び周辺住民の安全確保のために、平常時から初期消火等について具体的な対策計画の作成を促進する。

③ 地域住民と事業所の連帯

計画的かつ効果的に防災教育、防災訓練を行い、市民の防災行動力を一層高めていくとともに、家庭、自主防災組織及び事業所等の協力・連携を促進し、地域における総合防災体制を充実強化していく。

(3) 消防団員の確保

消防本部は、消防団員の確保を図るため、次のことに取り組むものとする。

① 消防団装備の機械化、軽量化

② 中核となる団員の育成及び団員の資質の向上を図る

③ 青年層、女性の加入促進

１．６ 避難拠点、避難路の整備【 危機管理課、地域福祉課、障がい福祉課、長寿支援課、教育総務課、道路課 】

【活動内容等】

第２編　震災対策編

第２章　震災予防計画

第１節　災害に強い都市環境の整備

第３　防災拠点の整備

３．２　避難拠点の整備

３．３　避難路の整備

（P62～63）を準用する。

第２　大規模火災応急対策活動計画

２．１ 災害情報の収集・連絡【 関係機関 】

(1) 大規模火災発生直後の被害情報の収集・連絡

① 市

市は、火災の発生状況、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め､把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

② 県、警察

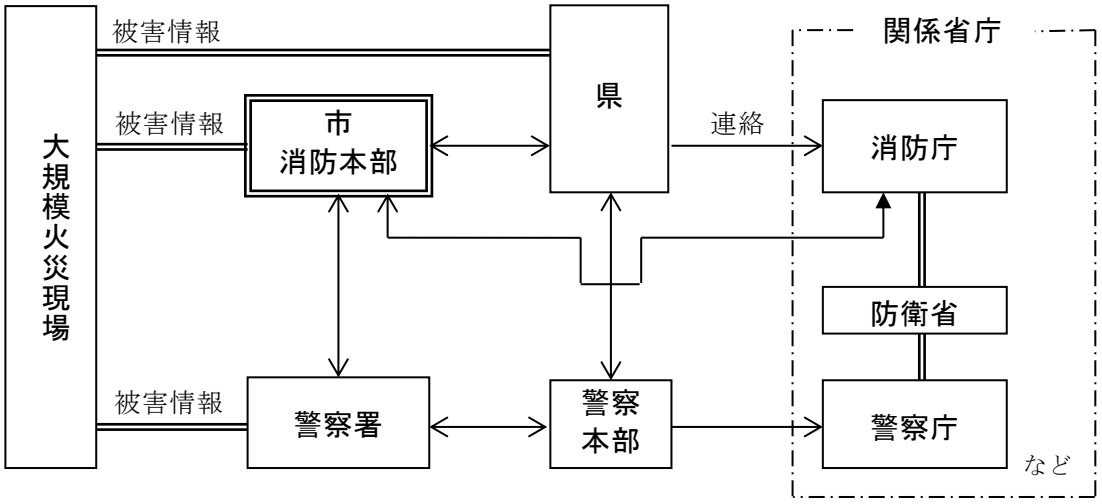
県は、必要に応じヘリコプター等による目視、撮影等による被害情報の収集を行うものとする。

また、市等から情報を収集するとともに、映像情報等の概括的な情報を把握し、これらの情報を、警察、消防庁及び関係省庁に報告するものとする。

(2) 大規模火災情報の収集・連絡系統

大規模火災情報の収集・連絡系統は、以下のとおりとする。

□大規模火災情報の収集・連絡系統



(3) 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

市、県及び関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に情報交換を行うものとする。

(4) 通信手段の確保

市及び県等の防災関係機関は、災害発生後直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。また電気通信事業者は、市及び県等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

２．２ 活動体制の確立【 危機管理課、事業所 】

(1) 市の活動体制

市は、発災後速やかに職員の非常参集を行い、被害情報の収集活動に努めるとともに、災害応急対策を検討し、必要な措置を講じる。

また、大規模な災害が発生した場合には、災害対策本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県及び関係機関等との連携のもと、災害応急活動を円滑に行う体制を整えるものとする。

(2) 事業者の活動体制

火災が発生した事業所の防火管理者は、発災後速やかに災害の拡大の防止のため必要な措置を講じるとともに、従業員の非常参集、施設利用者の避難誘導、情報収集連絡体制の確立等必要な対策を講じるものとする。

２．３ 消防本部による消防活動【 消防本部 】

(1) 情報収集、伝達及び応援隊の受入準備

① 災害状況の把握

１１９番通報、かけこみ通報、消防無線、参集職員の情報等を総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

② 把握結果の緊急報告

消防長は、災害の状況を市長（場合によっては知事）に対して報告し、応援要請等の手続きに遅れのないよう働きかける。

③ 応援隊の受入準備

応援隊の円滑な受入れを図るため、準備を行う。

(2) 大規模火災への対応

火災の発生状況に応じて、それぞれの防ぎょ計画に基づき鎮圧にあたる。その際、以下の原則にのっとる。

① 避難地及び避難路確保優先の原則

火災が大規模に拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消防活動を行う。

② 重要地域優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。

③ 消火可能地域優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行う。

④ 市街地火災消防活動優先の原則

大工場、大量危険物貯蔵取扱施設、危険物輸送中の事故等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分の消防活動を最優先とした消防活動を行う。

⑤ 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護に必要な消防活動を優先する。

⑥　火災現場活動の原則

○出場隊の指揮者は、災害の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の状況を総合的に判断し、行動を決定する。

○火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。

○火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、市民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火造建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

⑦　救急救助

要救助者の救出救助とその負傷者に対しての応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

【活動内容等】

第２編　震災対策編
第３章　震災応急対策活動計画
第３節　混乱期から実施する活動
第２　消防活動
２．１　消防本部による消防活動
４　救助及び救急活動（P150～151）
２．４　救出活動（P153～154）を準用する。

２．４ 消防団による消防活動【 消防団 】

(1) 消火活動

地域における消火活動、あるいは主要避難路確保のための消火活動を、単独又は消防本部と協力して行う。

(2) 救急救助

消防本部による活動を補佐し、要救助者の救出救助と負傷者に対しての応急処置を実施し、安全な場所へ搬送を行う。

(3) 避難誘導

避難の指示又は勧告がなされた場合は、これを市民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら市民を安全に避難させる。

(4) 情報収集

早期に災害情報を収集し、消防本部に連絡する。

(5) 応援隊の受入準備

応援隊の受入準備及び活動地域への案内等を消防本部と協力して行う。

２．５ 他消防機関に対する応援の要請【 消防本部 】

(1) 消防相互応援協定に基づく応援要請

消防長は、消防本部の消防力で対応できない場合には、あらかじめ締結した消防相

互応援協定に基づき他の消防機関に応援を要請する。

(2) 知事による応援出動の指示等

市長は、自地域の消防力で十分な活動が困難である場合には、知事に対して応援を要請する。

(3) 要請上の留意事項

① 要請の内容

市長は、応援を要請したいときは、次の事項を明らかにして知事に要請する。要請は緊急を要するため通信により行い、後日文書を提出することとするが、被害が甚大で状況把握すら困難である場合は、その旨を県に連絡し被害状況の把握活動に対する支援を要請する。

ア 火災の状況（負傷者、要救助者の状況）及び応援要請の理由
イ 応援消防隊の派遣を必要とする期間（予定）
ウ 応援要請を行う消防隊の種別と人員
エ 市への進入経路
オ 応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み

② 応援隊の受入体制

応援隊の円滑な受入れを図るため、応援要請を行う消防機関は、受入体制を整える。なお、緊急消防援助隊については、緊急消防援助隊調整本部が受入体制を整える。

ア 応援隊の誘導方法
イ 応援隊の人員、機材数、指揮者等の確認
ウ 応援隊の活動拠点の確保

２．６ 緊急輸送活動【 産業物資班、土木施設班、消防本部、吉川警察署、道路管理者 】

(1) 緊急輸送活動

市及び消防本部は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行うものとする。

(2) 交通の確保

道路管理者及び警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

警察は、道路管理者と連携を保ち、緊急輸送を確保するため道路及び交通状況を迅速に把握し、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。

２．７ 避難対策【 総括班、広報情報班、避難所班、要配慮者支援班、消防本部、消防団 】

【活動内容等】
第２編　震災対策計画
　第３章　震災応急対策活動計画
　　第３節　混乱期から実施する活動
　　　第４　避難対策（P156～170）を準用する。

２．８ 応急復旧活動【 土木施設班、住宅対策班、関係機関 】

市及び公共機関は、専門技術をもつ人材等を活用するなどして、それぞれの所管する施設設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン及び公共施設等の応急復旧を速やかに行うものとする。

２．９ 被災者等への情報伝達【 広報情報班、市民支援班、関係機関 】

(1) 被災者等への情報伝達活動

市及び防災関係機関は、大規模火災の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供するものとする。また、情報提供に当たっては、防災行政無線、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者への伝達に十分に配慮するものとする。

(2) 市民への的確な情報の伝達

市は、市民に対し、大規模火災の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達するものとする。

(3) 関係者等からの問合せへの対応

市は、必要に応じ、発災後速やかに市民や関係者等からの問合せに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置などの体制の整備を図るものとする。また、効果的・効率的な情報の収集、整理及び提供に努めるものとする。

第２節　危険物等災害

第１　危険物等災害予防計画

危険物質による災害の発生及び拡大を防止するため、関係機関と連携した保安体制の強化や適正な施設の維持管理の保安措置を講ずるための保安教育及び防火思想の啓発等の徹底を図る。

消防本部は、県及び危険物施設管理者と密接な連携を保ち、災害の防止を図る。

１．１ 危険物【 消防本部、関係機関 】

(1) 危険物製造所等の整備改善

消防本部は、次により危険物製造所等の整備改善を図る。

①　危険物製造所等の位置、構造及び設備が消防法等の規定による技術上の基準に適合した状態を維持するように指導する。

②　立入検査を励行して災害防止の指導をする。

③　危険物取扱いの安全確保のため予防規程の作成遵守を指導する。

ア　消防法に基づき、石油タンク、アルコールタンク等に対する固定消火設備が地震に耐え得るよう設備の改善を指導する。

イ　停電、断水時においても消火用送水に支障を来さないよう指導する。

ウ　防油堤外への石油、アルコール類の流出防止及び道路の亀裂に対しては、あらかじめ十分な土のうと砂利を備蓄するよう指導する。

エ　関係各業者に対し、消火用化学資材を増量保有するよう指導する。

オ　その他県地域防災計画に定められた各項に準じ、消防法に基づいて設備の改善を図るよう指導する。

(2) 危険物取扱者制度の運用

消防本部は、次による危険物取扱者制度の効果的な運用を図る。

①　危険物保安監督者の選任、解任の届出を徹底させる。

②　危険物の取扱いについて技術上の基準を遵守するよう指導する。

③　法定講習会等の保安教育を徹底する。

(3) 安全管理

消防本部は、次により施設、取扱いの安全管理を図る。

①施設の管理に万全を期するため危険物施設保安員等の選任を指導する。

②危険物取扱いの安全確保のため予防規程の作成遵守を指導する。

１．２ 高圧ガス【 消防本部、関係機関 】

消防本部は、県及び施設管理者と連携し、以下の高圧ガス災害予防対策を行なう。

(1) 高圧ガスの製造、販売、貯蔵、移動及び消費並びに容器の製造等について、高圧ガス保安法の基準に適合するよう検査又は基準適合命令を行い、災害の発生を防止する。

(2) 経済産業大臣、警察及び消防本部との必要な情報交換等密接な連携のもとに、防災上の指導を行う。

(3) 埼玉県高圧ガス団体連合会及び埼玉県高圧ガス地域防災協議会と連携して、各種保安講習会等を開催するとともに、高圧ガス保安協会の作成した事故情報を配布するなど防災上の指導を行う。
(4) 高圧ガス施設における製造保安責任者等の製造現場の責任者が、確実に日常点検及び定期点検等を実施するよう施設の維持管理及び保安教育の徹底等の指導を強化する。

１．３ 火薬類【 消防本部、関係機関 】

消防本部は、警察や県と連携し、以下の活動を行う。

(1) 火薬類の製造、販売、貯蔵、消費、その他の取扱いを武器等製造法及び火薬類取締法の基準に適合するよう指導又は措置命令を行い、公共の安全の確保を図る。
(2) 経済産業大臣、警察及び消防と協調して取締指導方針の統一、情報交換等を図るほか、必要に応じ関係機関の協力のもとに防災上の指導に当たる。
(3) 埼玉県火薬類保安協会と連携して、火薬類取扱保安責任者講習会等を開催するとともに、全国火薬類保安協会の作成した事故例の配布を行い、火薬類の自主保安体制の確立を図るなど、防災上の指導に当たる。

（参考）吉川市内には、火薬類製造所、火薬庫は存在しない。（令和３年４月１日現在）

１．４ 毒物・劇物【 保健所、関係機関 】

保健所等の関係機関は、以下の活動を行う。

(1) 毒物・劇物の製造、輸入、販売、取扱いについて、毒物及び劇物取締法に基づく指導及び立入検査等を行い、災害の発生を防止し、公共の安全を確保する。
(2) 警察及び消防と協調し、情報交換等を図るほか、必要に応じ関係機関の協力のもとに防災上の指導に当たる。
(3) 埼玉県毒物劇物協会の協力のもとに、毒物劇物安全管理講習会等を開催して、毒物・劇物の適正管理などについて防災上の指導に当たる。

＜現況＞

□危険物関連施設（吉川市内）　（令和５年４月１日現在）

製造所等の種別	計	製造所	貯蔵所							取扱所		
			屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	給油取扱所	販売取扱所	一般取扱所
計	125	2	32	3	0	24	0	19	0	27	0	18
		2	78							45		

資料）吉川松伏消防組合

□高圧ガスの取扱施設（吉川市内）　（令和５年４月１日現在）

種別			取扱施設数
製造所	１種【許可】	一般高圧ガス	0
		液化石油ガス	1
		冷凍	0
	２種【届出】	一般高圧ガス	2
		液化石油ガス	0
		冷凍	2
貯蔵所	１種【許可】		1
	２種【届出】		4
販売	高圧ガス販売(工業用販売)		18
	液化石油ガス販売		9

資料）埼玉県危機管理防災部化学保安課

□毒物・劇物の取扱施設（吉川市内）　（令和５年４月１日現在）

製造所等の種別	計	製造業	輸入業	販売所			業務上取扱者			特定毒物研究者	特定毒物使用者
				一般	農業用品目	特定品目	電気めっき	金属熱処理	運送		
計	26	2	0	18	3	1	1	0	1	0	0
		2	0	22			2			0	0

資料）埼玉県草加保健所

第２　危険物等災害応急対策活動計画

２．１ 危険物【 事業所 】

(1) 活動方針

消防法により規制を受ける危険物施設に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、施設管理者は災害防止のための措置を講じるとともに、直ちに消防本部又は警察等に通報する。通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに、連携して災害防止の緊急措置を講じる。

(2) 応急措置

施設管理者は、現場の消防、警察、関係機関との連絡を密にし、次の措置を講じる。

①　危険物の流出及び拡散の防止

②　流出した危険物の除去、中和等

③　災害を免れた貯蔵施設等の応急点検及び必要な応急措置

④　その他災害の発生又は拡大防止のための応急措置

２．２ 高圧ガス【 消防本部、事業所 】

(1) 活動方針

高圧ガス保安法により規制を受ける高圧ガス関係の事業所に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、施設管理者は、二次的災害を起こすおそれがあることから作業は必ず中止し、必要に応じガスを安全な場所に移すか又は放出させ、市民の安全を確保するため退避させる等の措置を講じるとともに、直ちに消防本部又は警察等に通報する。通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに、連携して災害防止の緊急措置を講じる。

(2) 応急措置

①　高圧ガス災害については、必要に応じて埼玉県高圧ガス事故災害応急対策要領に基づき応急措置を講じるものとする。

②　施設等の管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講じる。

ア　製造作業を中止し、必要に応じて設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員以外は退避させる。

イ　貯蔵所又は充てん容器が危険な状態になったときは、直ちに充てん容器は安全な場所に移す。

ウ　ア、イに掲げる措置を講じることができないときは、従業者又は必要に応じて付近の市民に退避するよう警告する。

エ 充てん容器が外傷又は火災を受けた場合には､充てんされている高圧ガスを安全な場所で廃棄し、又はその充てん容器とともに、水中に沈め、若しくは地中に埋める。

③　消防長は、災害の防止又は公共の安全の維持のため必要がある場合には、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に規定される液化石油ガスの供給設備及び消費設備について基準適合命令を発する。

２．３ 火薬類【 事業所 】

(1) 活動方針

火薬類取締法により、火薬庫が火災等により危険な状態になった場合においては、その後において二次的大災害を起こすおそれがあることから、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、当面の責任者は応急の措置を講じるとともに、速やかに警察官、消防職員、消防団員等のうち最寄りの者に届け出る。届け出を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに、同時に災害防止の緊急措置を講じる。

(2) 応急措置

施設管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講じる。

① 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地域に移す余裕のある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張人をつけて、関係者以外の者が近づくことを禁止する。

② 道路が危険であるか又は搬送の余裕がない場合は、火薬類を付近の水溝等の水中に沈めるなど安全な措置を講じる。

③ 搬出の余裕がない場合は､火薬庫にあっては入口窓などを目張等で完全に密閉し、木部には消火措置を講じるとともに、爆発により災害を受けるおそれのある地域への立入禁止や危険区域内の市民等を避難させるための措置を講じる。

２．４ 毒物・劇物【 保健所、事業所 】

(1) 活動方針

毒物・劇物取扱施設に係る災害が発生し、不特定、又は多数の者に保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、施設管理者は直ちにその旨を保健所、警察又は消防に届け出ることとし､保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じる。

また、届け出を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに、災害防止の緊急措置を講じる。なお、特殊な災害に対処するために、特に必要があると認められる場合には、消防庁長官の指示による緊急消防援助隊の特殊災害部隊(毒劇物対応隊)により、応急措置を講じる。

(2) 応急措置

施設管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講じる。

① 毒物・劇物の流出等の防止措置及び中和等の除外措置を講じる。

② 災害を免れた貯蔵設備等の応急点検及び必要な災害防止措置を講じる。

③ 毒物・劇物による保健衛生上の危害が生じる災害発生時の中和、消火等の応急措置及び緊急連絡、要員、資材確保など活動体制を確立する。

２．５ ＮＢＣ災害による人身被害対策【 危機管理課、消防本部、関係機関 】

(1) 市の活動方針

市は、市内にＮＢＣ災害による人身被害が発生した場合は、法令、県地域防災計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体の協力を得て、応急対策の実施に努めるものとする。

(2) 応急措置

① 原因解明

人身被害発生直後は、原因物質の特定が不可能な状況が予想されるため、通報を受けた防災関係機関は、迅速、確実な原因解明に努め、応急措置の速やかな実施に努める。

『【資料】第５．１「ＮＢＣ災害による人身被害の連絡通報体制」』参照

② 情報収集

市は、市内に人身被害が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関して市で既に措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告する。

③ 立入禁止等の措置

市は、警察及び消防本部と連携し、法令の定めるところにより人身被害に関わる建物、車両、船舶その他の場所への立入りを禁止し、またこれらの場所にいる者を退去させる。

④ 救出・救助

消防本部は、警察、市と協力して、救出・救助活動に当たる。

⑤ 避難誘導

市長又は警察官等は、被害拡大のおそれがあると認められたときは、必要に応じて被害現場周辺の市民に対して避難の勧告又は指示を行うものとする。

⑥ 応援要請

市は、毒性ガス発生事件と推測される場合には、県及び他の市町村と緊密な連絡を図るとともに、市長は必要に応じて県に対し自衛隊の派遣要請を行う。

第３節　放射性物質事故災害

第１　放射性物質事故災害予防計画

東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故では、その影響は広範囲に拡大し、本市にも大きな影響が及んだところである。

本計画では、核燃料物質・放射性同位元素等（以下「放射性物質」という。）が一般環境中に飛散する等の事故（以下「放射線関係事故」という。）が発生した場合の影響の甚大性に鑑み、その迅速かつ円滑な対応を図るため、特に地域防災計画にその予防計画、及び応急対策活動計画を定めるものとする。

なお、本市には、放射性同位元素取扱施設が所在するほか、本市を通過している常磐自動車道を使用して、核燃料物質が運送されている。また、本市には原子力施設はないが、福島第一・第二原子力発電所のほか、東海第二原子力発電所、柏崎刈羽原子力発電所及び浜岡原子力発電所といった、本市から比較的近い場所に原子力発電所が立地している。

（参考）東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い発生した放射性物質への市の対応

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い発生した放射性物質は、関東まで飛散し、特に千葉県の東葛地区、そして本市を含む埼玉県の東南部地域では、その影響により、周辺市町村に比べ空間線量が高い値を示すこととなった。

その結果、小さな子どもを持つ保護者等から不安の声が市に寄せられたため、市として「吉川市における空気中の放射線量に関する当面の考え方」（平成２３年７月。以下「当面の考え方」という。）を示し、国等から統一的な基準が示されるまでの間の対応を図った。

それと併せ、月１回、市内学校施設や保育所、公園など２７箇所における放射線量の測定を行い、「当面の考え方」に基づき、比較的空間線量の高い箇所では、活動の制限を促すなどの対応を実施した。

その後、国の「平成２３年３月１１日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成２３年法律第１１０号。以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）に対応することを見越し、１１月には市独自に「吉川市放射性物質除染計画（第１期計画：平成２３年１１月～平成２４年３月）第１版。以下「除染計画」という。」を策定し、子どもたちに影響のある個所から順次除染を実施した。

そして１２月２８日に国の「汚染状況重点調査地域」に指定されたため、改めて「放射性物質汚染対処特措法」に基づく除染計画を策定（第５版まで改定）し、除染にかかる費用について、国に支援を求めるとともに、学校、公園等の除染を実施した。

１．１ 関係機関との連携体制の整備【 危機管理課、消防本部、東日本高速道路㈱、放射性同位元素使用事業者 】

⑴ 通報連絡体制の整備

市及び消防本部は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱施設の箇所、所在地及び取扱物質の種類等の把握に努めるものとする。

また、放射性同位元素使用施設の管理者は、何らかの要因により、放射性同位元素等の漏洩等放射線の発生による放射線障害のおそれが生じた場合、円滑かつ迅速な対応がとれるよう、あらかじめ消防機関、警察、市、県、国に対する通報連絡体制を整備するものとする。

さらに、市、消防本部及び東日本高速道路㈱、放射性物質取扱事業者等は、放射性物質事故が発生した場合の職員の非常参集体制を整備するとともに、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、関係機関との連携等について、職員への周知を図るものとし、県及び市は、放射線関係事故発生時における緊急情報連絡を確保するため、防災行政無線システム等の整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図るものとする。

１．２ 緊急被ばく医療機関との連携【 危機管理課、消防本部 】

市及び消防本部は、県があらかじめ把握する放射線被ばくによる障害の専門的治療に要する医療機関等との連絡体制を整備しておくものとする。

１．３ 防護資機材の整備【 危機管理課、消防本部 】

市及び消防本部は、放射性物質事故に備えて、救急・救助活動に必要な放射線防護資機材の整備に努めるものとする。

１．４ 放射線量等の測定体制の整備【 環境課、消防本部 】

市は、放射性物質事故が発生した場合に市内各地点における放射線量等を測定する体制を整備する。

１．５ 避難収容活動の備え【 危機管理課 】

市は、放射性物質事故が発生した場合の避難収容施設を、あらかじめ検討し、指定するとともに、市民に周知する。

第２　放射性物質事故災害応急対策活動計画

本市における放射性物質事故発生現場としては、核燃料物質等の輸送中や医療機関等における火災等が想定される。

このうち、核原料物質、放射性同位元素使用施設での事故発生の場合に放出される放射線による周辺環境への影響は、輸送中における事故のそれと比較して小さいものと考えられる。そのため、対策を定めるに当たっては、輸送中の事故によるものを中心として、その他の場合にあってはこれを援用するものとする。

さらに、本市から比較的近い場所に立地している原子力発電所において放射能漏れの事故が発生した場合に備え、放射線量等の測定体制の整備、避難住民等の外部被ばくの簡易測定及び健康相談について体制をあらかじめ想定するものとする。

また、これら対策を講ずる場合にあっては、国、県などが行う主体的な対策と密接に連携して行うものとする。

２．１ 事故情報の収集・連絡【 関係機関 】

(1) 核燃料物質等輸送時の事故情報等の連絡

原子力事業者（原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）（以下「原災法」という。）第２条第１項第３号に定める者。以下「事業者」という。）の原子力防災管理者は、核燃料物質等（原子力基本法第３条第２号に定める物質及びそれに汚染された物質）の輸送中に核燃料物質等の漏洩等の事故が発生し、それが「特定事象（原災法第１０条前段の規定に基づき通報を行うべき事象」）に該当する事象である場合、直ちに原災法施行規則に定める「第 10 条通報」様式により、また、その後は以下の事項について、消防本部、警察署に通報するとともに、県、市及び安全規制担当省庁などに通報するものとする。

『【資料】第５．２「特定事象通報基準(輸送時の事故)」』参照

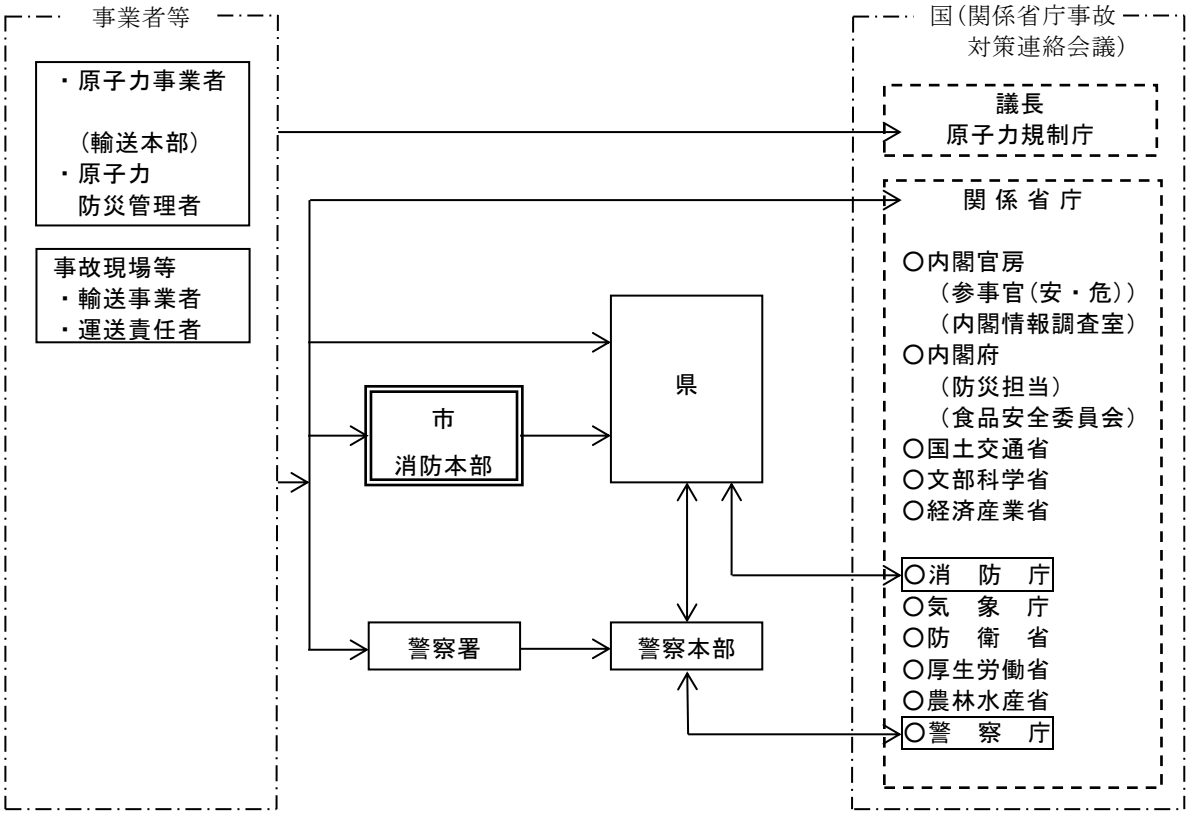
① 特定事象発生の場所及び時刻
② 特定事象の種類
③ 検出された放射線量、放射性物質の状況及び放出状況
④ 気象状況（風向、風速など）
⑤ 周辺環境への影響
⑥ 輸送容器の状態
⑦ 被ばく者の状況及び汚染拡大の有無
⑧ 応急措置
⑨ その他必要と認める事項

市は、事業者などから受けた情報について、県、道路管理者、警察及び消防など関係機関等との間で、情報の交換などを行うものとする。

(2) 核燃料物質等輸送時の事故情報の収集・連絡系統

核燃料物質等輸送時の事故情報の収集･連絡系統は､次のとおりとするものとする。

□核燃料物質等輸送時の事故（特定事象）発生に係る連絡系統



※通報先は、事故発生現場を管轄する県、市町村、消防本部、消防機関、警察署とする。

(3) 応急対策活動情報の連絡

事業者の原子力防災管理者は、県、市及び国に対し、応急対策の活動状況等を連絡するものとする。

市は、県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。また、県は、県が実施する応急対策の活動状況等を市に連絡するものとするとともに、国などに、応急対策の活動状況等を随時連絡するものとする。

２．２ 活動体制の確立【 危機管理課、消防本部、原子力事業者等 】

(1) 原子力事業者等の活動体制

事業者及びその委託を受けて核燃料物質等を輸送する者（以下「事業者等」という。）は、事故の拡大防止のため、必要な応急措置を迅速に講じるものとする。

事業者等は、事故発生後直ちに、関係機関への通報、人命救助、消火、汚染防止、立入制限等の事故の状況に応じた応急の措置を講じるとともに、警察官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な措置を実施するものとする。なお、事業者等の講ずべき措置は、以下のとおりとする。

① 関係機関への通報・連絡
② 異常事態発生に伴う放射線モニタリング
③ 消火及び輸送物への延焼防止
④ 輸送物の移動

⑤　立入制限区域の設定及び立入制限（事故発生現場の半径１５ｍ以内について、立入りを制限する）
⑥　汚染の拡大防止及び除染
⑦　放射線障害を受けた者、又は受けたおそれのある者の救出
⑧　その他放射線障害の防止のために必要な措置

(2) 消防本部の対応

核燃料物質等輸送事故の通報を受けた消防本部は、直ちにその旨を市及び県に報告するとともに、事故災害の状況把握に努め、状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助・救急等の必要な措置を講じるものとする。

※警戒区域の設定に係る留意事項

警戒区域（応急対策を行うために必要な区域）として、事業者が立入制限を行った事故発生現場の半径１００ｍ以内の立入制限区域を含め、道路上で事故発生現場の風上２０ｍ及び風下最大２ｋｍの離隔距離を確保する。

(3) 市の活動体制

市は、事故の状況等を県に報告するとともに、速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制及び災害対策本部の設置等、必要な体制をとるものとし、機関相互の連携を図るものとする。

２．３ 消火活動【 消防本部、原子力事業者等 】

核燃料物質等輸送中において火災が発生した場合は、事業者等は輸送作業従事者等の安全を確保しつつ、迅速に消火活動を行うものとする。

消防本部は、事業者等からの情報や専門家等の意見をもとに、消火活動方法の決定及び活動中の安全性を確保し、事業者等と協力して迅速に消火活動を行うものとする。

また、消防本部は、被災の状況により、相互応援協定等に基づき、迅速かつ円滑に応援を要請するものとする。

２．４ 災害対策本部の設置（原子力緊急事態宣言発出時の対応）【 総括班 】

原災法第１５条に規定する原子力緊急事態に至った場合、国は、原子力緊急事態宣言を発出して、原子力災害対策本部及び現地対策本部を設置することから、市は、災害対策本部を設置し、原子力災害合同対策協議会の構成員として出席するとともに、必要に応じて、「５　緊急輸送活動」以下の措置を講じるものとする。

『【資料】第５．３「原子力緊急事態宣言発令基準（輸送中の事故）」』参照

２．５ 緊急輸送活動【 産業物資班、救護班、土木施設班、道路管理者、消防本部、吉川警察署 】

(1) 緊急輸送活動

市及び消防本部は、県と連携して車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行うものとする。

傷病者の搬送は、放射性物質に関する知識を有する者が傷病者の放射性物質の被ば

く状況を確認し、二次汚染を防止する処置を施し、安全が確保された後に搬送する。

(2) 交通の確保

道路管理者及び警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用し、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。警察は、緊急通行路を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。

交通規制に当たっては、警察及び道路管理者は、相互に密接な連絡を取るものとする。特に、文部科学省等の国の機関及び応急対策活動に従事する原子力関係機関から派遣される専門家等の通行を優先するなど配意する。

２．６ 警戒区域の設定【 総括班 】

(1) 警戒区域の設定

市長は、事業者の原子力防災管理者からの事故情報、緊急時モニタリングの結果、専門家の助言等に基づき、屋内退避、避難を行う区域（警戒区域）を指定するものとする。

(2) 屋内退避・避難等の実施の指示

市長は、警戒区域を設定した場合は、県知事に報告し、関係市町村長に通知するとともに､必要な屋内退避､又は避難の措置を市民に講じるよう指示等するものとする。

また、市域を越えてこれらの退避又は避難を行う必要が生じた場合においては、市長は県知事に対し、受入先の市町村が収容施設の供与やその他の災害救助を実施するよう要請するものとする。

これらの屋内退避、避難等の措置についての指標は、次の表のとおりである。

□屋内退避、避難等の措置

屋外にいる場合に予測される被曝線量（予測線量当量）（mSv/y）		防護対策の内容 （注）
外部全身線量	甲状腺等各臓器毎の組織線量	
10～50	100～500	住民は、自宅等の屋内へ退避。 窓を閉め気密性に配慮すること。
50以上	500以上	住民は、避難。

mSv：ミリシーベルト

注：防護対策の内容は、以下のとおりである。

屋内退避：自宅等の屋内に退避することにより、その建物の持つ遮蔽効果及び気密性によって放射線の防護を図る。

避難：放射線被ばくをより低減できる地域に移動するものとする。

(3) 関係機関への協力の要請

市長は、警戒区域を設定したときは、警察その他の関係機関に対し、協力を要請するものとする。

２．７ 退避・避難収容活動【 避難所班、要配慮者支援班 】

(1) 退避・避難等の実施

市長は、屋内退避対象地域の市民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示をするものとする。

また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得た上で、退避所又は避難所を開設するものとする。

この避難誘導に当たっては、乳幼児、児童、妊産婦、高齢者、障がい者等とその付添人の避難を優先し、必要に応じて車両等による搬送等の措置を講じるものとする。

(2) 避難所の運営管理

市は、避難所の開設に当たっては、情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努め、円滑な運営管理を図るものとする。

また、市は、避難所ごとに、避難者の早期把握に努めるとともに、避難所の良好な生活環境の維持に努めるものとする。

(3) 要配慮者（高齢者・障がい者等）への配慮

市は、乳幼児や児童、妊産婦、高齢者、障がい者等に関する避難誘導や避難所生活に十分配慮するものとする。

特に、高齢者、障がい者の避難所での健康状態の把握に努めるとともに、健康管理対策に努めるものとする。

『【資料】第５．４「ＯＩＬと防護措置について」』参照

２．８ 市民への情報伝達【 広報情報班、市民支援班、関係機関 】

(1) 周辺住民への情報伝達活動

市及び防災関係機関は、県と連携し、核燃料物質等事故・災害の状況、安否情報、交通施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供するものとする。

また、情報提供に当たっては、防災行政無線、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障がい者、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮するものとする。

(2) 市民への的確な情報の伝達

市は、市民に対し、安否情報、道路施設などの復旧状況等の情報を積極的に伝達するものとする。

(3) 市民等からの問合せへの対応

市は、必要に応じ、速やかに市民等からの問合せに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置体制等を整備するものとする。また、効果的・効率的な情報の収集、整理及び提供に努めるものとする。

２．９ 放射性物質等の除去【 原子力事業者 】

事業者は、関係市町村及び防災関係機関との連携を図りつつ、事故終息後も汚染拡大防止に努めるとともに、事故現場及び周辺環境における放射性物質の除去・除染を行うものとする。

２．１０ 飲料水・飲食物の摂取制限【 水道施設・給水班、産業物資班、救護班 】

市は、警戒区域を設定した場合など、事業者の原子力防災管理者からの事故の情報、緊急時モニタリングの結果及び国、県の指導、助言又は指示に基づき、必要に応じ、当該区域等における飲料水、飲食物の摂取制限を行うものとする。

『【資料】第５．４「ＯＩＬと防護措置について」』参照

２．１１ 被害状況調査及び住民の健康調査【 避難所班、環境衛生班、救護班 】

(1) 被災住民の登録

市は、県の指示に基づき、避難所に収容した住民の登録を行なうものとする。

(2) 被害調査

市は、県の指示に基づき、次に掲げる事項に起因して被災地の住民が受けた被害を調査するものとする。

① 退避・避難等の措置
② 立入禁止措置
③ 飲料水、飲食物の制限措置
④ その他必要と認める事項

(3) 住民の健康調査

市は、退避・避難した地域住民に対して、必要に応じ健康調査を実施し、住民の健康維持を図るものとする。

緊急被ばく医療が必要と認められる者に対しては、あらかじめ把握している医療機関と連携を図り、収容等を行うものとする。なお、この場合において、搬送等を行う場合は、二次汚染に十分配慮し、実施するものとする。

２．１２ 放射性物質取扱施設事故対策【 関係機関 】

(1) 事故情報の収集・連絡

① 放射性物質取扱施設での事故情報等の連絡

放射性物質取扱事業者は、施設において、何らかの要因による放射性物質の漏洩等の事故が発生した場合は、速やかに以下の事項について、県、市、警察、消防機関及び国の関係機関に通報するものとする。

ア 事故発生の時刻
イ 事故発生の場所及び施設
ウ 事故の状況
エ 気象状況（風向、風速など）
オ 放射性物質の放出に関する情報
カ 予想される災害の範囲及び程度等

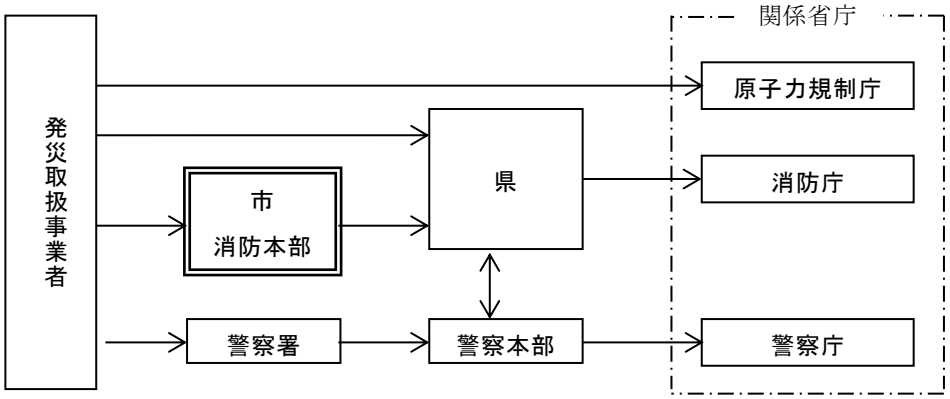
キ　その他必要と認める事項

県は、放射性物質取扱事業者から受けた情報を直ちに総務省消防庁及び市町村など関係機関等へ連絡するものとする。

②　放射性物質取扱事業所の事故情報の収集・連絡系統

放射性物質取扱事業所の事故情報の収集・連絡系統は、次のとおりとする。

□放射性同位元素取扱事業所での事故発生の場合に係る連絡系統



③　放射性物質による事故災害の影響の早期把握のための活動

県は、国と連携し、必要に応じて、放射性物質による環境への影響について把握するものとする。

④　応急対策活動情報の連絡

放射性物質取扱事業者は、県、市及び国に対し、応急対策の活動状況等を連絡するものとする。

市は、県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡するものとするとともに、国に、応急対策の活動状況等を随時連絡するものとする。

(2) 活動体制の確立

活動体制の確立は、『**本章 本節 第２「２．２ 活動体制の確立」**(P538)』を準用する。

２．１３ 原子力発電所事故応急対策【 環境衛生班、産業物資班、広報情報班、水道施設・給水班、避難所班】

第４編第２章第３節２.４～２.１１については、原子力発電所事故応急対策にも準用するものとする。

ただし、警戒区域の設定の範囲については、緊急時モニタリング及び県・市による放射線量の測定の結果等を踏まえて検討を行う。

1　放射線量等の測定体制の整備

(1) 市内の空間放射線量の測定と放射線量の分布の把握

市は、公園や校庭等の日常生活に密着する場所において、空間放射線量の測定を実施し、市内における放射線量の分布を把握するものとする。

(2) 飲料水及び農畜産物の放射性物質測定体制の整備

市は、飲料水及び農畜産物の安全性を確保するとともに、風評被害を防ぐため、「原子力施設等の防災対策について」（昭和 55 年 6 月、原子力安全委員会）及び「環境放射線モニタリング指針」（平成 20 年 3 月、原子力安全委員会）等に基づき、県と緊密な連携を取りながら、飲料水の放射性物質の測定を実施し、市民に迅速かつ的確な情報を提供するとともに、必要に応じて飲料水及び農畜産物の摂取制限等を行うものとする。

(3) 除染後の除去土壌等の放射性物質測定体制の整備【 環境衛生班 】

市は、学校、公園等の土壌を除染し、除去土壌を市内に保管した場合には、定期的に空間放射線量率を測定することで、放射能濃度に応じた適切な管理を行うものとする。

『【資料】第５．５「市で保管している除去土壌の状況一覧」』参照

2　市民への的確な情報提供

市は、市民に対し、測定した空間放射線量等の結果を迅速かつ的確に情報提供する。

3　他県からの避難者の受入れ

他県において原発事故が発生した場合の本市における避難者の受入れについては、**『【本文】第２編 第３章 第３節「第４ 避難対策」(P156～170)』**を準用する。

なお、東海第二原子力発電所から 30km 圏内に位置する茨城県水戸市と平成 30 年 12 月 25 日、また、浜岡原子力発電所から 31 ㎞圏内に位置する静岡県焼津市と令和 5 年 3 月 24 日に、原発事故を想定した県外広域避難に関する協定を締結した。

第４節　道路災害

第１　道路災害予防計画

地震や水害その他の理由により道路施設被害、橋梁の落下、斜面及び擁壁の崩落等の道路構造物の大規模な被害が生じた場合並びに危険物を積載する車両の事故などにより危険物等が流出した場合の予防対策について定める。

１．１ 道路の安全確保【 道路課、道路管理者 】

(1) 道路交通の安全のための情報の充実

道路管理者は、熊谷地方気象台が発表する気象、地象、水象に関する情報を有効に活用できる体制を整備しておくものとする。

また、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るため、道路パトロールの実施等による情報の収集・連絡体制を整備するものとする。

さらに、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に災害発生の危険性についての情報等を迅速に提供するための体制を整備するものとする。

(2) 道路施設等の整備

①　危険箇所の把握

道路管理者は､災害の発生するおそれのある危険箇所をあらかじめ調査･把握し、道路施設等の防災対策を行うものとする。

また、災害の発生するおそれのある道路区間を、異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間として事前設定し、交通関係者、地域住民及び道路利用者に広報するものとする。(ただし、市域には「異常気象時通行規制区域」及び「特殊通行規制区間」は設定されていない。)

②　予防対策の実施

道路管理者は、以下の予防対策に努めるものとする。

ア　道路施設等の点検を通じ、現状の把握に努める。

イ　道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を図る。

ウ　道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努める。

エ　バイパスの整備や多車線化などにより、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。

また、道路管理者は、災害が発生した際、道路施設等の被害情報の把握及び応急復旧活動を行うために必要な体制をあらかじめ備えておくとともに、災害からの円滑な復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料の整備に努めるものとする。

③　資機材の整備

道路管理者は、被災した道路施設等の早期復旧を図るため、あらかじめ応急復旧用資機材を保有しておくものとする。

１．２ 情報収集、連絡体制の整備【 危機管理課、道路管理者 】

市及び道路管理者は、国、県、関係市町村、関係都県、警察、消防本部等の関係機関との間に情報の収集・連絡体制を整備するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

第２　道路災害応急対策活動計画

地震や水害その他の理由により道路施設被害、橋梁の落下、斜面及び擁壁の崩落等の道路構造物の大規模な被害が生じた場合並びに危険物を積載する車両の事故などにより危険物等が流出した場合の対策について定める。

２．１ 災害情報の収集・連絡【 関係機関 】

(1) 事故情報等の連絡

道路管理者は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合には、速やかに県、市、関係都県及び国（国土交通省）と相互に連絡を取りあうものとする。

(2) 災害発生直後の被害情報の収集・連絡

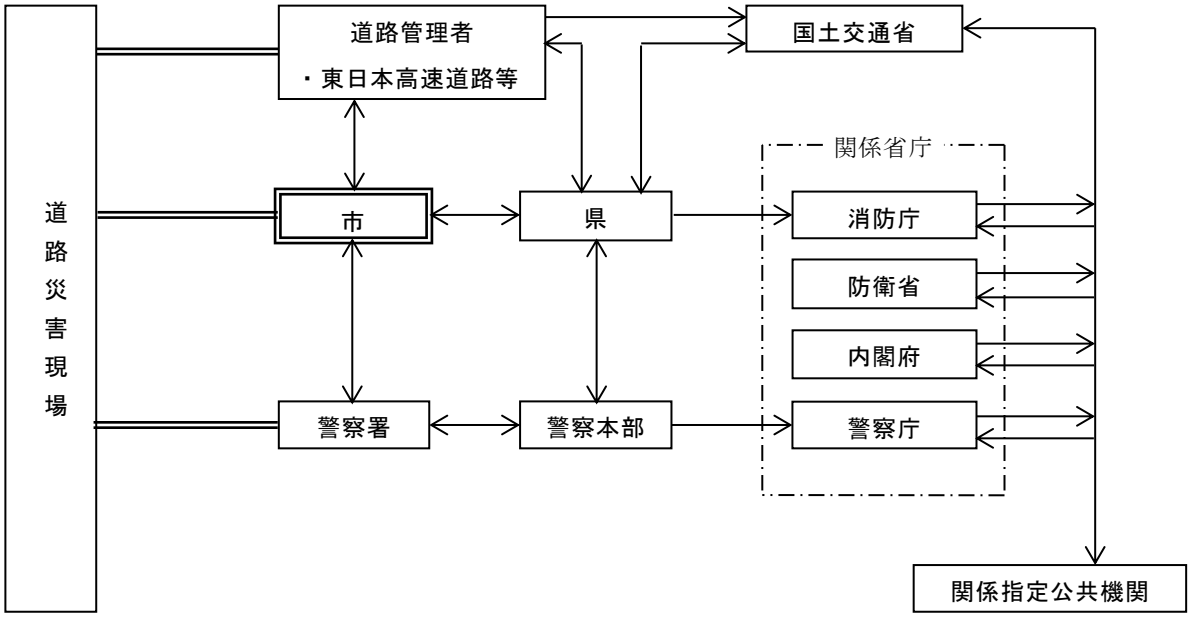
道路管理者は、被害状況を県、市、関係都県及び国（国土交通省）と相互に連絡を取り合うものとする。

市は、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、収集した被害情報を直ちに県に連絡するものとする。

(3) 道路災害情報の収集・連絡系統

道路災害情報の収集・連絡系統は、次のとおりとする。

□道路災害情報の収集・連絡系統



(4) 応急対策活動情報の連絡

道路管理者は、国（国土交通省）に応急対策活動の実施状況、対策本部設置状況等を連絡するものとする。

市は、県に応急対策活動の実施状況、対策本部設置状況等を連絡するとともに、応援の必要性を連絡するものとする。

２．２ 活動体制の確立【 危機管理課、道路課 】

市は、発災後速やかに職員の非常参集を行い、被害情報等の収集活動に努めるとともに、応急対策を検討し、必要な措置を講じるものとする。

また、市は、大規模な災害が発生した場合には、災害対策本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県及び関係機関等との連携のもと、応急対策活動を円滑に行う体制を整えるものとする。

２．３ 消火活動【 消防本部、道路管理者 】

(1) 道路管理者

道路管理者は、県、警察及び市等の要請を受け、迅速かつ的確な初期消火活動に資するよう協力するものとする。

(2) 消防本部

消防本部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うとともに、必要に応じて消防相互応援協定等に基づき、他の消防機関に消火活動の応援要請を行うものとする。

２．４ 緊急輸送活動【 産業物資班、救護班、土木施設班、道路管理者、消防本部、吉川警察署 】

(1) 緊急輸送活動

市及び県は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行うものとする。

(2) 交通の確保

道路管理者は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するとともに、緊急輸送を確保するため、一般車両の通行の禁止又は制限を行う。

２．５ 危険物の流出に対する応急対策【 消防本部、道路管理者 】

(1) 道路管理者

道路管理者は、危険物の流出が認められた場合、関係機関と協力し、直ちに除去活動や避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

(2) 消防本部

消防本部は、危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行うものとする。

２．６ 応急復旧活動【 道路管理者 】

道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、道路施設等の仮設等の応急復旧活動を行い、早期の道路交通の確保に努めるものとする。また、道路施設の応急復旧活動に際し、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。

２．７ 被災者等への情報伝達【 広報情報班、市民支援班、関係機関 】

(1) 被災者等への情報伝達活動

市、県及び防災関係機関は、相互に連携を図り、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確な情報を適切かつ迅速に提供するものとする。

また、情報提供に当たっては、掲示板、広報紙、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障がい者、外国人等の避難行動要支援者を含む要配慮者への伝達に十分に配慮するものとする。

(2) 市民への的確な情報の伝達

市は、市民に対し、道路災害の状況、安否情報、道路施設などの復旧状況等の情報を積極的に伝達するものとする。

(3) 関係者等からの問合せへの対応

市は、必要に応じ、発災後速やかに市民や関係者等からの問合せに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置などの整備を図るものとする。また、効果的・効率的な情報の収集、整理及び提供に努めるものとする。

２．８ 道路災害からの復旧【 道路管理者 】

道路管理者は、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を行うものとする。

道路管理者は、復旧に当たり、可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。

第５節　鉄道事故災害

第１　鉄道事故災害予防計画【 危機管理課 】

市は、市域内で鉄道事故が発生した場合に、迅速かつ的確に対応できるよう、関係機関との連携体制を整備するものとする。

また、市は、法令、県地域防災計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体の協力を得て、応急対策の実施に努めるものとする。

第２　鉄道事故災害応急対策活動計画

市域において列車の衝突、脱線、てん覆その他の事故により、多数の死傷を伴う鉄道災害が発生した場合の応急救助対策及び復旧等の諸対策について定めるものとする。

２．１ 事業者の活動体制【 東日本旅客鉄道㈱ 】

事業者は、事故発生後直ちにその所掌事務に係る事故災害応急対策を実施するとともに、関係機関への通報、人命救助、消火、被害拡大の防止措置、立入制限など、事故の状況に応じた応急措置を講じるものとする。警察官又は消防職員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な処置を実施するものとする。

２．２ 市の活動体制【 危機管理課 】

市は、市域に鉄道事故が発生した場合、法令、県地域防災計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに市内の公共的団体及び市民等の協力を得て、事故災害応急対策の実施に努めるものとする。

２．３ 連絡通報体制【 危機管理課 】

市は、市域に鉄道事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関して市で既に措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告する。

２．４ 事故後の応急措置【 総括班、避難所班、救護班、消防本部、東日本旅客鉄道㈱ 】

(1) 避難誘導

① 乗客等の避難

鉄道事故が発生し、乗客等の生命に危険が及ぶ場合は、避難誘導を行う。なお、避難誘導の際は、高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者を優先して行う。

ア 事業者の対応

事業者は、鉄道事故が発生した場合は、列車内又は駅構内等の乗客等を速やかに安全な場所に避難誘導する。

イ 消防本部の対応

消防本部は、鉄道事故が発生した場合は、事業者、警察と協力し、列車内又は駅構内などの乗客等を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに、現場一帯の立入禁止等の措置を講じる。

② 災害現場の周辺住民の避難

鉄道事故が発生し、災害現場の周辺住民の生命財産に危害が及ぶ場合、市長、警察官等は避難の勧告又は指示を行う。

(2) 救出・救助

【活動内容等】
第２編　震災対策編
　第３章　震災応急対策活動計画
　　第３節　混乱期から実施する活動
　　　第２　消防活動
　　　　２．１　消防本部による消防活動
　　　　　　４　救助及び救急活動（P150～151）
　　　　２．４　救出活動（P153～154）を準用する。

(3) 消火活動

鉄道事故災害は、市街地での脱線、転覆等の場合には、火災面積が広域に及ぶ危険性があり、集団的死傷者の発生が予想されるので、人命の安全確保を最優先に消火活動を実施する。

(4) 応援要請

鉄道事故発生時において、市及び関係機関は相互の応援協力により適切な応急救助を実施するものとする。

(5) 医療救護

【活動内容等】
第２編　震災対策編
　第３章　震災応急対策活動計画
　　第４節　緊急救援期から実施する活動
　　　第２　医療救護（P202～204）を準用する。

第６節　航空機事故災害

第１　航空機事故災害予防計画【 危機管理課 】

市は、市域内で航空機の墜落等の事故が発生した場合に、迅速かつ的確に対応できるよう、関係機関との連携体制を整備するものとする。

また、市は、法令、県地域防災計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体の協力を得て、応急対策の実施に努めるものとする。

第２　航空機事故災害応急対策活動計画

市域において航空機の墜落、衝突その他の事故により、多数の死傷を伴う航空機事故災害が発生した場合の応急救助対策及び復旧等の諸対策について定めるものとする。

２．１ 事業者の活動体制【 事業者 】

事業者は、事故発生後直ちに東京空港事務所に通報するものとする（航空法第 76 条）。

また、その所掌事務に係る事故災害応急対策を実施するとともに、関係機関への通報、人命救助、消火、被害拡大の防止措置、立入制限など、事故の状況に応じた応急措置を講じるものとする。警察官又は消防職員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な処置を実施するものとする。

２．２ 市の活動体制【 危機管理課 】

市は、市域に航空機事故が発生した場合、法令、県地域防災計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに市内の公共的団体及び市民の協力を得て、事故災害応急対策の実施に努めるものとする。

２．３ 連絡通報体制【 危機管理課 】

市は、市域に航空機事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関して市で既に措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告する。

２．４ 事故後の応急措置【 総括班、避難所班、救護班、消防本部、事業者 】

(1) 避難誘導

① 乗客等の避難

航空機事故が発生し、乗客等の生命に危険が及ぶ場合は、避難誘導を行う。なお、避難誘導の際は、高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者を優先して行う。

ア 事業者の対応

事業者は、航空機事故が発生した場合は、航空機内の乗客等を速やかに安全な場所に避難誘導する。

イ 消防本部の対応

消防本部は、航空機事故が発生した場合は、事業者、警察と協力し、航空機内の乗客等を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに、現場一帯の立入禁止等の措置を講じる。

② 災害現場の周辺住民の避難

航空機事故が発生し、災害現場の周辺住民の生命財産に危害が及ぶ場合、市長、警察官等は避難の勧告又は指示を行う。

(2) 救出・救助

【活動内容等】
第２編　震災対策編
　第３章　震災応急対策活動計画
　　第３節　混乱期から実施する活動
　　　第２　消防活動
　　　　２．１　消防本部による消防活動
　　　　　　４　救助及び救急活動（P150～151）
　　　　２．４　救出活動（P153～154）を準用する。

(3) 消火活動

航空機事故災害は、市街地に墜落した場合には、火災面積が広域に及ぶ危険性があり、集団的死傷者の発生が予想されるので、人命の安全確保を最優先に消火活動を実施する。

(4) 応援要請

航空機事故発生時において、市及び関係機関は相互の応援協力により適切な応急救助を実施するものとする。

(5) 医療救護

【活動内容等】
第２編　震災対策編
　第３章　震災応急対策活動計画
　　第４節　緊急救援期から実施する活動
　　　第２　医療救護（P202～204）を準用する。

資料集

目　　次

◎総則

【 資料 】第１．１「吉川市防災会議条例」…… 1
【 資料 】第１．２「災害時応援協定等一覧」…… 2

◎震災対策計画

【 資料 】第２．１「防災行政無線整備一覧」…… 12
【 資料 】第２．２「吉川市防災倉庫防災資機材等備蓄状況」…… 15
【 資料 】第２．３「埼玉県防災ヘリコプター応援協定」…… 16
【 資料 】第２．４「吉川市消防団の団員、機械器具置場、消防自動車等の現況」…… 18
【 資料 】第２．５「(一社) 吉川松伏医師会、吉川歯科医師会、吉川薬剤師会名簿」 …… 19
【 資料 】第２．６「緊急通行車両等の確認事務処理要領」…… 21
【 資料 】第２．７「応急仮設住宅建設適地一覧」…… 28
【 資料 】第２．８「火葬場」…… 29
【 資料 】第２．９「自主防災組織一覧」…… 30
【 資料 】第２．１０「吉川市自主防災組織助成要綱」…… 31
【 資料 】第２．１１「吉川市災害対策本部条例」…… 36
【 資料 】第２．１２「防災関係機関一覧」…… 37
【 資料 】第２．１３「応急対策活動の応援協力事業所」…… 39
【 資料 】第２．１４「災害援助基準」…… 40
【 資料 】第２．１５「広報文例」…… 44
【 資料 】第２．１６「トリアージタッグ」…… 51
【 資料 】第２．１７「災害救助法事務手順」…… 52
【 資料 】第２．１８「吉川市被災建築物応急危険度判定要綱」…… 55
【 資料 】第２．１９「埼玉県被災建築物応急危険度判定要綱」…… 59
【 資料 】第２．２０「埼玉県被災宅地危険度判定実施要綱」…… 62
【 資料 】第２．２１「応急仮設住宅設置要領（埼玉県)」 …… 64
【 資料 】第２．２２「吉川市災害弔慰金の支給等に関する条例」…… 66
【 資料 】第２．２３「吉川市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則」…… 69
【 資料 】第２．２４「住宅復興資金」…… 72
【 資料 】第２．２５「被災農林漁業関係者への融資制度」…… 73
【 資料 】第２．２６「被災中小企業への融資制度」…… 74
【 資料 】第２．２７「災害時における安否不明者等の氏名等に関する公表方針(埼玉県)」…… 75

◎風水害対策計画

【 資料 】第３．１「浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧」…… 77
【 資料 】第３．２「本市に係る河川の重要水防箇所」…… 81

◎その他自然災害対策計画

【 資料 】第４．１「藤田スケール（Ｆスケール)」 …… 89
【 資料 】第４．２「竜巻注意情報発表時等の具体的な対応例」…… 91
【 資料 】第４．３「平成２５年埼玉県内竜巻災害の被災者支援（参考)」 …… 92

◎事故対策計画

【 資料 】第５．１「ＮＢＣ災害による人身被害の連絡通報体制」…… 94
【 資料 】第５．２「特定事象通報基準（輸送時の事故)」 …… 95
【 資料 】第５．３「原子力緊急事態宣言発令基準（輸送時の事故)」 …… 95
【 資料 】第５．４「ＯＩＬと防護措置について」…… 96
【 資料 】第５．５「市で保管している除去土壌の状況一覧」…… 98

【 資料 】第１．１「吉川市防災会議条例」（P5、P6）

吉川市防災会議条例

昭和３９年３月１２日
条例第４号
改正　略
平成 30 年６月 18 日条例第 22 号

（目的）
第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第１６条第６項の規定に基づき、吉川市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。
（所掌事務）
第２条　防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
(1) 吉川市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
(2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
(3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
(4) 前３号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務
（会長及び委員）
第３条　防災会議は、会長及び委員３４人以内をもって組織する。
２　会長は、市長をもって充てる。
３　会長は、会務を総理する。
４　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
５　委員は、次に掲げる者をもって充てる。
(1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
(2) 埼玉県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
(3) 埼玉県警察の警察官のうちから市長が任命する者
(4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
(5) 吉川市教育委員会教育長
(6) 吉川松伏消防組合消防長、吉川消防署長及び吉川市消防団長
(7) 吉川市水道事業の企業職員のうちから市長が指名する者
(8) 指定公共機関及び指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
(9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
(10)　前各号に掲げる者のほか、市長が防災上必要と認めて任命する者
６　前項第８号、第９号及び第１０号の委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
７　前項の委員は、再任されることができる。
（専門委員）
第４条　防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
２　専門委員は、関係地方行政機関の職員、埼玉県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。
３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
（議事等）
第５条　この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。
附　則
略

【 資料 】第１．２「災害時応援協定等一覧」
(P13、P62、P67、P70、P72、P74、P75、P76、P89、P92、P203、P209、P233)

１　行政機関（１／２）

協定等名	協定等先	協定等の概要	協定等年月日	協定締結部署
災害に対する相互応援及び協力に関する協定	草加市、越谷市、八潮市、三郷市、松伏町	(1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資器材の提供 (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供 (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供 (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣 (5) ボランティアのあっせん (6) 被災者に対する避難所及び避難場所の相互利用 (7) ごみ及びし尿の処理 (8) その他被災者救援等に必要なもの	平成８年 ８月 23 日	危機管理課
埼玉県吉川市・岩手県室根村災害相互応援協定	岩手県一関市	(1) 食料、飲料水その他の救援物資の確保及び提供 (2) 被災者の救出、施設の応急復旧に必要な資材、機材の確保及び提供 (3) 救援及び応急復旧びに必要な人員の派遣 (4) その他特に要請にあった事項	平成９年 ４月 15 日	危機管理課
災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	埼玉県内全市町村	(1) 食料、生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供 (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 (3) 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供 (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣 (5) 被災者の一時収容のための施設の提供 (6) 被災傷病者の受入れ (7) 遺体の火葬のための施設の提供 (8) ボランティア受付及び活動調整 (9) 被災児童及び生徒の応急教育の受入れ (10) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項	平成 19 年 ５月１日	危機管理課

１　行政機関（２／２）

協定等名	協定等先	協定等の概要	協定等年月日	協定締結部署
災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定	埼玉県清掃行政研究協議会	災害発生時における一般廃棄物及び災害廃棄物の処理について相互支援	平成20年 7月15日	環境課
茨城県高速自動車等における消防相互応援協定	関係市町村、関係広域市町村圏事務組合、関係消防本部	協定区域に火災、救急事故及びその他の災害が発生した場合は、協定出場区域表に基づき消防隊、救急隊、その他の人員資機材を出動する。	平成22年 3月31日	危機管理課
災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局【甲】 吉川【乙】	１　甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。 (1) 一般被害状況に関すること (2) 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）の被害状況に関すること (3) その他甲又は乙が必要な事項 ２　乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員（リエゾン）を派遣し、情報交換を行う。	平成23年 2月15日	危機管理課
原子力災害における水戸市民の県外広域避難に関する協定	茨城県 水戸市	東海第二原発の原子力災害における広域避難協定 （埼玉県内１１市町と協定、避難所開設等）	平成30年 12月25日	危機管理課
災害時における県立学校の使用に関する覚書	埼玉県立吉川美南高等学校	災害時に避難施設としての使用に関する管理・運営方法など	令和3年 4月1日	危機管理課

２　公共的団体・民間企業等（１／８）

番号	分類	協定名	相手方の名称	締結年月日	概要
1	物資・食料・燃料供給	災害時における救援物資提供に関する協定書	コカ・コーライーストジャパン株式会社	平成 17 年 4 月 4 日	地域貢献型自動販売機内の製品を無償提供、飲料水の優先的な安定供給
2	物資・食料・燃料供給	緊急時における物資等の協力に関する協定書	さいかつ農業協同組合	平成 17 年 7 月 29 日	緊急避難時の建物・施設の利用、車輌の使用、飲料・生活用品の提供
3	インフラ・ライフライン復旧	災害時等における応急対策活動の協力に関する協定書	吉川市建設業協会	平成 18 年 6 月 20 日	災害発生時の応急対策活動等
4	医療救護	災害時における医薬品等の供給に関する協定書	吉川薬剤師会	平成 18 年 9 月 25 日	医薬品・衛生材料等の供給等
5	インフラ・ライフライン復旧	災害時における電気設備等の復旧等に関する協定書	埼玉県電気工事工業組合越谷支部	平成 21 年 2 月 9 日	公共施設等の電気設備等の復旧活動・電気に係る事故防止活動
6	インフラ・ライフライン復旧	災害時における水道施設の応急復旧の応援に関する協定	吉川市管工事協同組合	平成 23 年 1 月 17 日	水道施設の応急復旧（水道課取扱い）
7	避難収容	地震災害時における帰宅困難者対応に関する協力協定	東日本旅客鉄道株式会社大宮支社	平成 25 年 3 月 28 日	帰宅困難者の受け入れ体制、避難誘導
8	避難収容	災害時等における相互協力に関する協定	社会福祉法人九星会（青葉保育園）	平成 25 年 3 月 28 日	入所児童の緊急一時保育、保育に関する相談窓口の設置、保育物資の提供等（保育幼稚園課取扱い）
9	避難収容	災害時等における相互協力に関する協定	社会福祉法人千歳会（よしかわエンゼル保育園）（旧吉川団地保育園）	平成 25 年 3 月 28 日	入所児童の緊急一時保育、保育に関する相談窓口の設置、保育物資の提供等（保育幼稚園課取扱い）
10	避難収容	災害時等における相互協力に関する協定	社会福祉法人育暎福祉会（育暎保育園）	平成 25 年 3 月 28 日	入所児童の緊急一時保育、保育に関する相談窓口の設置、保育物資の提供等（保育幼稚園課取扱い）
11	避難収容	災害時等における相互協力に関する協定	社会福祉法人吉川仲よし会（吉川つばさ保育園）	平成 25 年 3 月 28 日	入所児童の緊急一時保育、保育に関する相談窓口の設置、保育物資の提供等（保育幼稚園課取扱い）

２　公共的団体・民間企業等（２／８）

番号	分類	協定名	相手方の名称	締結年月日	概要
12	避難収容	災害時等における相互協力に関する協定	社会福祉法人コビーソシオ(コビープリスクールよしかわみなみ・コビープリスクールよしかわステーション)	平成 25 年 3 月 28 日	入所児童の緊急一時保育、保育に関する相談窓口の設置、保育物資の提供等（保育幼稚園課取扱い）
13	避難収容	災害時等における相互協力に関する協定	社会福祉法人祥和会（かほ保育園）	平成 25 年 3 月 28 日	入所児童の緊急一時保育、保育に関する相談窓口の設置、保育物資の提供等（保育幼稚園課取扱い）
14	避難収容	災害時における福祉避難所の開設等に関する協定書	社会福祉法人平成会（吉川平成園）	平成 25 年 9 月 17 日	施設の一部を、被災した要援護者を対象とした避難所として開設
15	避難収容	災害時における福祉避難所の開設等に関する協定書	社会福祉法人楽栄会（ききょう苑）	平成 25 年 9 月 17 日	施設の一部を、被災した要援護者を対象とした避難所として開設
16	避難収容	災害時における福祉避難所の開設等に関する協定書	医療法人社団心明会（ケアリングよしかわ）	平成 25 年 9 月 17 日	施設の一部を、被災した要援護者を対象とした避難所として開設
17	災害広報	吉川市防災防犯情報提供の協働事業に関する協定書	株式会社フューチャリンクネットワーク	平成 26 年 3 月 16 日	災害が発生した場合又は発生のおそれがある場合において、ポータルサイトを利用した情報提供
18	災害広報	災害情報等の広報に関する協定書	株式会社ジェイコ(旧株式会社JCN関東)	平成 26 年 4 月 24 日	災害が発生した場合又は発生のおそれがある場合において、地域のケーブルテレビを利用した情報提供
19	避難生活支援	特設公衆電話の設置などに関する協定	東日本電信電話株式会社	平成 26 年 8 月 29 日	災害が発生した際の通信手段としての利用する非常電話について、事前に指定避難所に配備する覚書
20	災害広報	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	平成 27 年 5 月 8 日	災害が発生した場合又は発生のおそれがある場合において、吉川市ホームページのキャッシュサイト(複製したサイト)を利用した情報提供等
21	インフラ・ライフライン復旧	災害時における応急対策活動に関する協定	埼玉土建一般労働組合吉川松伏支部	平成 27 年 7 月 16 日	救助活動、施設の修復活動等
22	緊急輸送	災害時における人員、物資等の輸送業務に関する協定	埼玉県トラック協会吉川支部	平成 27 年 7 月 16 日	物資の緊急輸送支援等

２　公共的団体・民間企業等（３／８）

番号	分類	協定名	相手方の名称	締結年月日	概要
23	物資・食料・燃料供給	災害時における物資の供給協力に関する協定	セッツカートン株式会社	平成 27 年 7 月 16 日	避難所への段ボールベッド、間仕切り、簡易トイレ等の提供
24	物資・食料・燃料供給	災害時における物資供給等の協力に関する協定	株式会社コモディイイダ	平成 27 年 7 月 16 日	食料や生活必需品等の提供
25	被害状況把握	災害時における家屋被害認定調査に関する協定	埼玉土地家屋調査士会	平成 27 年 7 月 27 日	家屋被害認定調査の支援等
26	物資・食料・燃料供給	災害時における飲料水の提供に関する協定	株式会社伊藤園	平成 27 年 7 月 27 日	飲料水等の提供
27	物資・食料・燃料供給	災害時における物資供給等の協力に関する協定	株式会社セキ薬品	平成 27 年 7 月 30 日	食料や生活必需品等の提供
28	物資・食料・燃料供給	災害時における物資供給等の協力に関する協定	株式会社アクティオ	平成 27 年 8 月 7 日	仮設トイレや発電機、その他レンタル機材、建設重機、車両の供給
29	避難収容	洪水等の災害における一時避難場所施設利用に関する協定	三井住友信託銀行株式会社	平成 27 年 8 月 20 日	洪水等が発生した場合に施設の一部を一時避難場所（ウニクス吉川）として提供
30	避難生活支援	災害時における被災者等相談の実施に関する協定	埼玉司法書士会	平成 27 年 8 月 20 日	被災者等へ法律相談業務の提供
31	物資・食料・燃料供給	災害時における物資供給等の協力に関する協定	株式会社ライフコーポレーション	平成 27 年 9 月 1 日	食料や生活必需品等の提供
32	遺体の取扱	災害時における被災者支援協力等に関する協定	一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会	平成 27 年 9 月 28 日	遺体収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに作業等の役務の提供など
33	平時の取り組み	避難場所誘導案内付電柱広告に関する協定	東電タウンプランニング株式会社埼玉総支社	平成 27 年 9 月 28 日	避難場所誘導看板の設置協力
34	避難収容	災害時等における相互協力に関する協定	社会福祉法人創人会（きらり美南保育園）	平成 27 年 10 月 6 日	入所児童の緊急一時保育、保育に関する相談窓口の設置、保育物資の提供等（保育幼稚園課取扱い）
35	避難収容	災害時等における相互協力に関する協定	キッズベアー株式会社（こぐま保育園、こぐま保育園マミー）	平成 27 年 10 月 6 日	入所児童の緊急一時保育、保育に関する相談窓口の設置、保育物資の提供等（保育幼稚園課取扱い）

２　公共的団体・民間企業等（４／８）

番号	分類	協定名	相手方の名称	締結年月日	概要
36	避難収容	災害時等における相互協力に関する協定	株式会社フェアリィー（ふぇありい保育園）	平成 27 年 10 月 21 日	入所児童の緊急一時保育、保育に関する相談窓口の設置、保育物資の提供等（保育幼稚園課取扱い）
37	物資・食料・燃料供給	災害時における石油燃料の優先供給に関する協定	埼玉県石油業組合吉川支部	平成 27 年 10 月 29 日	災害時における石油燃料の優先供給
38	物資・食料・燃料供給	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社ゼンリン関東エリアグループ	平成 27 年 11 月 24 日	地図製品（最新の住宅地図）等の供給及び利用等に関する事項など
39	物資・食料・燃料供給	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	生活協同組合コープみらい	平成 28 年 1 月 8 日	食料や生活必需品等の提供
40	物資・食料・燃料供給	災害時支援等に関する協定	株式会社吉川スクールランチサービス	平成 28 年 4 月 1 日	市の地域計画に定める給食（炊出し）、給食（炊出し）の実施に係る食材の調達、災害時の市民支援に係る初期対応
41	支援受け入れ体制	災害時における支援活動に関する協定	吉川青年会議所	平成 28 年 9 月 1 日	支援物資等の調達活動、受付、仕分け、輸送及び配給活動。専門的な知識や総合的な救助活動
42	物資・食料・燃料供給	災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定	一般社団法人日本福祉用具供給協会	平成 28 年 9 月 1 日	介護用品・衛生用品等の福祉用具等物資を確保
43	インフラ・ライフライン復旧	災害時における応急対策活動の協力に関する協定	吉川市造園業協会	平成 28 年 10 月 12 日	災害等が発生し、又は発生が予想される場合において、応急対策活動の協力要請
44	物資・食料・燃料供給	災害時におけるLPガスの優先供給等に関する協定	一般社団法人埼玉県 LP ガス協会南東武支部	平成 28 年 10 月 12 日	災害時においてLPガスを必要とするときは、避難所等へ優先供給等について協力
45	避難生活支援	災害時における民間賃貸住宅の提供支援に関する協定	公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会越谷支部	平成 28 年 10 月 18 日	被災者の応急的な住宅を確保するに当たり、民間賃貸住宅提供の協力
46	物資・食料・燃料供給	災害時における物資の供給に関する協定	社会福祉法人彩凜会（旧 特定非営利活動法人 なまずの里福祉会）	平成 28 年 11 月 25 日	福祉用具（車椅子及び付属品、床ずれ防止用具、手すり、スロープ、歩行器）等物資の供給（障がい福祉課取扱い）
47	医療救護	災害時の医療救護活動に関する協定	一般社団法人吉川松伏医師会	平成 29 年 1 月 27 日	医療救護班を編成し、救護所及び避難所に派遣する（健康増進課取扱い）

２　公共的団体・民間企業等（５／８）

番号	分類	協定名	相手方の名称	締結年月日	概要
48	支援受け入れ体制	災害時における支援活動に関する協定	吉川工専工業組合	平成 29 年 5 月 11 日	支援物資等の調達活動、受付、仕分け、輸送及び配給活動。専門的な知識や総合的な救助活動（商工課取扱い）
49	支援受け入れ体制	災害時における支援活動に関する協定	東埼玉テクノポリス協同組合	平成 29 年 5 月 25 日	支援物資等の調達活動、受付、仕分け、輸送及び配給活動。専門的な知識や総合的な救助活動（商工課取扱い）
50	医療救護	災害時の歯科医療救護活動に関する協定	吉川歯科医師会	平成 29 年 5 月 26 日	歯科医療救護要員を、救護所及び避難所に派遣する（健康増進課取扱い）
51	避難生活支援	災害時における被災者支援に関する協定	埼玉県行政書士会	平成 29 年 6 月 28 日	被災者等へり災証明、自動車登録、相続関係などの申請書類に関する相談業務の提供
52	物資・食料・燃料供給	災害時における物資の供給に関する協定	サンマックス株式会社	平成 29 年 7 月 6 日	灯光機等の供給
53	避難収容	災害時における福祉避難所の開設等に関する協定書	社会福祉法人端午会（みなみの苑）	平成 29 年 8 月 7 日	施設の一部を、被災した要援護者を対象とした避難所として開設（長寿支援課取扱い）
54	避難収容	災害時における福祉避難所の開設等に関する協定書	社会福祉法人吉宙会（ほほえみの家）	平成 29 年 8 月 7 日	施設の一部を、被災した要援護者を対象とした避難所として開設（長寿支援課取扱い）
55	避難収容	災害時における福祉避難所の開設等に関する協定書	有限会社仁（夢ホームよしかわ）	平成 29 年 8 月 7 日	施設の一部を、被災した要援護者を対象とした避難所として開設（長寿支援課取扱い）
56	支援受け入れ体制	大規模災害時における支援活動に関する協定	一般社団法人 AZ-COM 丸和・支援ネットワーク	平成 29 年 8 月 31 日	支援物資等の調達活動、受付、仕分け、輸送及び配給活動。専門的な知識や総合的な救助活動（商工課取扱い）
57	被災者生活支援	災害発生時における吉川市と吉川市内郵便局の協力に関する協定	吉川市内郵便局代表日本郵便株式会社吉川郵便局	平成 30 年 3 月 27 日	(1) 緊急車両等としての車両の提供(車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。) (2) 収集した市内の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報提供 (3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動 (4) 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用されたときに次に掲げる郵便業務に係

57	被災者 生活支援	災害発生時に おける吉川市と 吉川市内郵便局 の協力に関する 協定	吉川市内郵便局代表 日本郵便株式会社 吉川郵便局	平成 30 年 3 月 27 日	る災害特別事務取扱及び援護対策 ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除 ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除 エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除 (5) 郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供 (6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置並びに郵便局社員による郵便物の取集、交付等及びこれらを確実に行うための必要な事項(注) (7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い
58	物資・食料・燃料 供給	災害時における物資の供給に関する協定	NPO 法人コメリ 災害対策センター	平成 30 年 4 月 6 日	(1)物資等の優先供給、(2)物資等の価格安定、(3)物資に関する情報交換
59	災害 広報	災害時における放送等に関する協定	㈱エフエムこしがや	平成 30 年 7 月 31 日	災害及び減災に関する情報の放送
60	避難 収容	災害時等における相互協力に関する協定	社会福祉法人ちとせ交友会(吉川美南ちとせ保育園)	平成 29 年 5 月 25 日	入所児童の緊急一時保育、保育に関する相談窓口の設置、保育物資の提供等(保育幼稚園課取扱い)
61	避難 収容	災害時等における相互協力に関する協定	株式会社 フロンティアキッズ (つつじ保育園)	平成 29 年 6 月 28 日	入所児童の緊急一時保育、保育に関する相談窓口の設置、保育物資の提供等(保育幼稚園課取扱い)
62	避難 収容	災害時等における相互協力に関する協定	遠藤博之(hoiku 縁)	平成 29 年 7 月 28 日	入所児童の緊急一時保育、保育に関する相談窓口の設置、保育物資の提供等(保育幼稚園課取扱い)
63	避難 収容	災害時等における相互協力に関する協定	NPO 法人こどもの広場おひさま(おひさま保育園)	平成 30 年 8 月 29 日	入所児童の緊急一時保育、保育に関する相談窓口の設置、保育物資の提供等(保育幼稚園課取扱い)
64	避難 収容	災害時等における相互協力に関する協定	社会福祉法人すくすくどろんこの会(よしかわ杜の保育園)	平成 30 年 8 月 29 日	入所児童の緊急一時保育、保育に関する相談窓口の設置、保育物資の提供等(保育幼稚園課取扱い)

２　公共的団体・民間企業等（７／８）

番号	分類	協定名	相手方の名称	締結年月日	概要
65	公金の取扱い	災害時における吉川市指定金融機関の事務取扱に関する協定	株式会社 埼玉りそな銀行	平成 31 年 4 月 1 日	吉川市指定金融機関としての公金の収納支払及び預金取扱いに関すること（会計課取扱い）
66	避難収容	災害時等における相互協力に関する協定	学校法人ワタナベ学園（認定こども園 吉川さくらの森）	令和元年 5 月 31 日	入所児童の緊急一時保育、保育に関する相談窓口の設置、保育物資の提供等（保育幼稚園課取扱い）
67	その他	包括連携に関する協定	コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社	令和元年 11 月 25 日	防犯・防災に関すること（政策室取扱い）
68	被災状況調査	小型無人機による災害対策活動支援に関する協定	一般社団法人 AZ-COM 丸和・支援ネットワーク 一般社団法人環境ロボティクス協会	令和 2 年 8 月 1 日	被災状況の把握、被害の拡大防止、被災場所の早期復旧等
69	避難収容	洪水等の災害における一時避難場所施設利用に関する協定	株式会社 丸和運輸機関	令和 2 年 9 月 4 日	洪水等が発生した場合に施設の一部を一時避難場所として提供
70	インフラ・ライフライン復旧	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	東京電力パワーグリッド株式会社 川口支社	令和 2 年 12 月 8 日	停電の復旧に関すること
71	支援受け入れ体制	吉川市災害ボランティアセンターの設置運営等に関する協定	（福）吉川市社会福祉協議会	令和 3 年 2 月 12 日	災害ボランティアセンター（VC）に関すること
72	避難収容	洪水等の災害における一時避難場所施設利用に関する協定	東武商事株式会社	令和 3 年 2 月 16 日	洪水等が発生した場合に施設の一部を一時避難場所として提供
73	避難生活支援	吉川市水道事業災害時支援協定	ヴェオリア・ジェネッツ・関東サービス工社委託業務共同企業体	令和 3 年 3 月 30 日	災害時に伴い水道施設が被災し、又は被災するおそれがある場合に応急対策活動（広報活動、電話及び窓口対応、応急給水活動等）を行う（水道課扱い）
74	物資・食料・燃料供給	災害時における物資供給等の協力に関する協定	三協フロンテア 株式会社	令和 3 年 4 月 14 日	災害時にコンテナハウス等を提供
75	避難収容	災害時における協力に関する協定	アルファクラブ武蔵野 株式会社	令和 3 年 4 月 14 日	施設を一時避難場所や一時滞在場所として提供、また遺体の収容及び安置に関すること

２　公共的団体・民間企業等（８／８）

番号	分類	協定名	相手方の名称	締結年月日	概要
76	避難収容・物資供給	災害時における施設の提供及び物資の供給に関する協定	イオンタウン株式会社・イオンリテール株式会社	令和４年５月６日	・一時避難場所及び車両待避場所の提供 ・食料や生活物資等の提供
77	インフラ・ライフライン復旧	災害時における応急対策活動の協力に関する協定	篠田重機株式会社	令和５年７月12日	災害時における応急対策活動の協力
78	インフラ・ライフライン復旧	災害時における応急対策活動の協力に関する協定	新和環境株式会社	令和５年８月21日	災害時における応急対策活動の協力
79	輸送	災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定	佐川急便株式会社北関東支店	令和５年10月20日	災害時における支援物資の受入及び配送等
80	指定福祉避難所・一時避難場所	・災害時における要配慮者の指定福祉避難所に関する協定 ・洪水等の災害における一時避難場所施設利用に関する協定	株式会社セブン・スマイル	令和５年10月11日	・施設の利用者またはその家族を限定とし、被災した要援護者を対象とした避難所として開設（長寿支援課取扱い） ・施設の一部を一時避難場所として開設（危機管理課取扱い）
81	医療救護	災害時における婦人科領域のオンライン（スマルナ）相談事業に関する連携協定	株式会社ネクイノ	令和６年１月９日	災害時における婦人科領域のオンライン（スマルナ）相談
82	指定福祉避難所・一時避難場所	・災害時における要配慮者の指定福祉避難所に関する協定 ・洪水等の災害における一時避難場所施設利用に関する協定	株式会社愛総合福祉	令和６年３月６日	・施設の利用者またはその家族を限定とし、被災した要援護者を対象とした避難所として開設（長寿支援課取扱い） ・施設の一部を一時避難場所として開設（危機管理課取扱い）

【 資料 】第２．１「防災行政無線整備一覧」(P70、P414)

□固定系親局・屋外拡声子局設置場所（１／２）　　(令和５年４月現在)

No.		設置場所	所在地
親局		吉川市役所２階無線室	きよみ野一丁目 1
遠隔制御局		吉川松伏消防組合本部司令室	会野谷 481
屋外拡声子局	１	上内川幼児公園	上内川 171-26
	２	上新堀コミュニティーセンター	上内川 488
	３	中村下新堀集会所	上内川 1713-2
	４	船渡内集会所	上内川 1344-2
	５	下内川公会堂	下内川 422
	６	大柳公会堂	下内川 1333
	７	八子新田集会所	八子新田 1074-1
	８	鍋小路集会所	鍋小路 76-1
	９	環境センター付近	鍋小路 431
	１０	東中学校	上笹塚三丁目 104-1
	１１	笹沖会館	上笹塚 1670-1
	１２	関新田公会堂	関新田 1108
	１３	香取会館	吉屋一丁目 7-1
	１４	加藤防火水槽	加藤 710
	１５	三輪野江小学校	加藤 641
	１６	コビープリスクールよしかわ	飯島 231
	１７	三輪野江防火水槽	三輪野江 1380
	１８	川端会館北部敷地	三輪野江 2354-1 番地先
	１９	三輪組会館	三輪野江 1350-1
	２０	下組会館付近防火水槽	三輪野江 1589-2
	２１	兵庫会館付近防火水槽	三輪野江一丁目 36
	２２	二ツ沼集会所	二ツ沼二丁目 5
	２３	中島２丁目防火水槽	中島二丁目 1
	２４	皿沼１丁目防火水槽	皿沼一丁目 44
	２５	鹿見塚集会所	鹿見塚 33
	２６	郷土資料館	中井二丁目 151-1
	２７	ネオポリス第１公園	新栄一丁目 2
	２８	吉川市水道課	会野谷 496
	２９	吉川市総合体育館	上笹塚一丁目 58-1
	３０	屋形前集会所	川藤 2591-1
	３１	旭小学校	南広島 1940
	３２	上広島集会所	南広島 963
	３３	拾壱軒自治会館	拾壱軒 63-2
	３４	川藤幼児公園	川藤 638-13
	３５	前新田集会所	川藤 3996
	３６	後新田集会所	川藤 1761
	３７	榎戸資機材置場	川藤 4231-4
	３８	須賀公民館	須賀 242-3
	３９	川野公園	吉川二丁目 29
	４０	永田公園	きよみ野四丁目 10
	４１	きよみ野第３公園	きよみ野二丁目 19

□固定系親局・屋外拡声子局設置場所（２／２）　（令和５年４月現在）

No.		設置場所	所在地
屋外拡声子局	４２	関小学校	吉川団地 1-10
	４３	吉川市保健センター	吉川二丁目 1-13
	４４	中央中学校	吉川 234-1
	４５	栄小学校	吉川 615-1
	４６	御嶽神社	小松川 701
	４７	栄町公園	栄町 871-1
	４８	中央平沼公園	平沼 956-1
	４９	吉川児童公園	吉川一丁目 4
	５０	吉川小学校	平沼 73
	５１	保公園	保一丁目 33
	５２	南中学校	保 672
	５３	中野２区会館	中野 388-1
	５４	南配水場付近	木売新田 153-1
	５５	第２保育所	木売新田 4-1
	５６	北谷小学校	高富 857
	５７	吉川美南高等学校付近	高久 600
	５８	中新田公民館	中曽根 1382-1
	５９	保第２公園	保一丁目 28
	６０	共保雨水ポンプ場	木売一丁目 1-9
	６１	保第３公園	保一丁目 7
	６２	木売公園	木売三丁目 5
	６３	高久公園	高久一丁目 8
	６４	高久第２公園	高久一丁目 32
	６５	中曽根公園	中曽根二丁目 8
	６６	道庭公園	道庭一丁目 6
	６７	高富公園	高富一丁目 16
	６８	吉川市消防署南分署	美南二丁目 4
	６９	吉川市旭公園球場	旭 2977
	７０	美南４丁目公園	美南 4 丁目 16
	７１	美南中央公園	美南 2 丁目 5
	７２	美南３丁目第２公園	美南 3 丁目 17
	７３	川端会館南部敷地	三輪野江 1989-3

□デジタル簡易無線機（登録局）　　（令和５年４月現在）

基地局

設置場所	所在地
吉川市役所庁舎２階	きよみ野一丁目１番地

No.	呼び出し名称	出力	備考
１	吉川１	５W	携帯型
２	吉川２	５W	携帯型
３	吉川３	５W	携帯型
４	吉川４	５W	携帯型
５	吉川５	５W	携帯型
６	吉川６	５W	携帯型
７	吉川７	５W	携帯型
８	吉川８	５W	携帯型
９	吉川９	５W	携帯型
１０	吉川１０	５W	携帯型
１１	吉川１１	５W	携帯型
１２	吉川１２	５W	携帯型
１３	吉川１３	５W	携帯型
１４	吉川１４	５W	携帯型
１５	吉川１５	５W	携帯型
１６	吉川１６	５W	携帯型
１７	吉川１７	５W	携帯型
１８	吉川１８	５W	携帯型
１９	吉川１９	５W	携帯型
２０	吉川２０	５W	携帯型
２１	吉川２１	５W	携帯型
２２	吉川２２	５W	携帯型
２３	吉川２３	５W	携帯型
２４	吉川２４	５W	携帯型
２５	吉川２５	５W	携帯型
２６	吉川２６	５W	携帯型
２７	吉川２７	５W	携帯型
２８	吉川２８	５W	携帯型
２９	吉川２９	５W	携帯型
３０	吉川３０	５W	携帯型

【 資料 】第２．２「吉川市防災倉庫防災資機材等備蓄状況」(P76、P210)

□吉川市防災倉庫防災資機材等備蓄状況（主要な資機材、備蓄物資等）　　（令和５年１２月２８日現在）

No.	施　設	品名 / 備蓄場所	組立式トイレ	マンホールトイレ	簡易トイレ	携帯トイレ	発電機	コードリール	バルーン型投光器	投光器	三脚(投光器)	かまどセット	大型鍋	ガスバーナー	防水シート	アルファ米	保存水2ℓ	保存水500mℓ	毛布類
1	吉川小学校	防災倉庫(校舎併設)	4	4	2	1,000	2	5	1	6	3	2	2	2	18	200	60	120	630
2	旭小学校	防災倉庫(南門側)	4	4	2	1,000	2	5	1	6	3	2	2	2	20	350	240	72	610
3	三輪野江小学校	防災倉庫(体育館西側)	4	4	2	1,000	2	4	1	6	3	2	2	2	20	400	120	72	360
4	北谷小学校	防災倉庫(校庭南東)	2	4	2	2,000	2	5	1	6	3	2	2	2	18	400	180	120	800
5	関小学校	防災倉庫(北側校舎南側)	2	4	2	2,000	2	5	1	6	3	2	2	2	18	150	60	120	900
6	栄小学校	防災倉庫及び校舎倉庫	4	4	3	1,000	2	5	1	6	3	2	2	2	18	200	60	120	400
7	中曽根小学校	防災倉庫(プール南側)	5	4	2	1,000	2	5	1	6	3	2	2	2	20	200	132	120	610
8	東中学校	防災倉庫(体育館併設)	4	8	2	1,000	2	5	1	6	3	2	2	2	17	400	180	120	700
9	南中学校	防災倉庫(校舎北側)	4	8	3	2,000	2	4	1	6	3	2	2	2	20	400	240	120	900
10	中央中学校	防災倉庫(プール東側)	4	8	3	2,000	2	5	1	6	3	2	2	2	20	300	168	72	480
11	総合体育館	館内器具庫	2		4	1,000	2	5	1	6	3	2	2	2	10	200	180	120	400
12	老人福祉センター	防災倉庫(建物北側)	2		3	1,000	2	1	1	6	3	2	2	2	20	200	180	120	600
13	県立吉川美南高校	防災倉庫(格技場南側)			2	1,000	2	5	1	12	3	2	2	2	18	400	180	120	600
14	中央公民館	館内機械室	4		4	1,000	2	3	1	6	3	2	2	2	18	200	180	120	670
15	児童館ワンダーランド	防災倉庫(建物東側)	2		3		2	4	1	6	3	2	2	2	20	200	174	72	570
16	旭地区センター	館内器具庫	2		4	2,000	2	4	1	6	3	2	2	2	18	200	120	120	630
17	おあしす	施設北倉庫	2	4	3	2,200	2	3	1	6	3	2	2	2	10	200	60	120	600
18	美南小学校	防災倉庫(校舎北側)		2	3	2,000	3	5	1	3	3	2	2	2	20	350	300	120	2,400
19	吉川中学校	防災倉庫(校舎北側)		11	2		2	5		6	3	2	2		20	400	120	120	
20	加藤防災倉庫		3		7	12,000	2	26		34	11	4	3	8	1000				
21	平沼防災倉庫	防災倉庫			7	10,800		4							1,000	13,000	8,240	5,544	3,922
22	中井水防倉庫	防災倉庫																	
23	中曽根跨線橋下倉庫	防災倉庫													900				
24	吉川市役所	D書庫			2		2			6					100	1,700	300	72	
既備蓄数			54	69	67	47,000	43	113	18	157	68	42	41	44	3,343	20,050	11,474	7,704	16,782

【 資料 】第２．３「埼玉県防災ヘリコプター応援協定」(P83)

埼玉県防災ヘリコプター応援協定

（目的）

第１条　この協定は、埼玉県下の市町村、消防の一部事務組合および消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止するため埼玉県の所有する防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の応援を求めることについて必要な事項を定めることを目的とする。

（協定区域）

第２条　この協定区域は、前条の市町村等の区域とする。

（災害の範囲）

第３条　この協定において、災害とは、消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第１条に規定する災害をいう。

（応援要請）

第４条　この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長が、次のいずれかに該当する場合し、防災ヘリの活動を必要と判断する場合に、埼玉県知事（以下「知事等」という。）に対して行うものとする。

・災害が隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
・発災市町村等の消防力によっては防ぎょが著しく困難な場合
・その他救急搬送等防災ヘリによる活動が最も有効な場合

２　応援要請は、埼玉県環境部消防防災課防災航空係（以下「防災航空隊」という。）に、電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

・災害の種別
・災害発生の場所および被害の状況
・災害発生現場の気象状態
・飛行場外離着陸場の所在地および地上支援体制
・応援に要する資器材の品目および数量
・その他必要な事項

（防災航空隊の派遣）

第５条　知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状態を確認の上応援するものとする。

２　前項の規定による要請に応ずることができない場合は、知事は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

（防災航空隊の隊員の指揮）

第６条　前条第１項の規定により応援する場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町村等の消防長（消防本部をおかない村にあっては、当該村長。）が行うものとする。

（消防活動に従事する場合の特例）

第７条　応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町村等の長から隊員を派遣している市町村等の長に対して、埼玉県下消防相互応援協定（以下「相互応援協定」という。）第５条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

（経費負担）

第８条　この協定に基づく応援に要する経費は、埼玉県が負担するものとする。

２　前条に該当する活動に従事する場合においても、応援に要する経費は、相互応援協定第１３条の規定にかかわらず、埼玉県が負担するものとする。

（その他）

第９条　この協定に定めのない事項は、埼玉県および市町村等が協議して定めるものとする。

（適用）

第１０条　この協定は、平成３年４月１日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書５２通を作成し、知事および市町村等の長は、記名押印の上それぞれ一通を所持する。

平成３年３月２９日

【 資料 】第２．４「吉川市消防団の団員、機械器具置場、消防自動車等の現況」(P84)

□在職年数別消防団員数一覧表　（令和５年４月１日現在）

在職年数別 分団別	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上	計
本　　部	0	0	0	0	0	0	3	3
レッド エンジェルス	1 (1)	0 (0)	7 (7)	2 (2)	0	0	0	10 (10)
第　1分団	2	4	10	6	0	0	0	22
第　2分団	2	7	2	4	5	3	0	23
第　3分団	0	3	2	4	1	1	0	11
第　4分団	2	4	3	1	1	0	3	14
第　5分団	2	8	3	4	3	3	5	28
第　6分団	5	13	5	5	3	0	0	31
第　7分団	4	4	4	2	5	5	1	25
第　8分団	6	6	7	0	3	2	0	24
第　9分団	3	6	1	5	3	0	0	18
第１０分団	1	3	2	1	2	5	2	16
第１１分団	1	4	3	4	3	2	1	18
第１２分団	2	2	3	4	2	0	1	14
第１３分団	0	0	1	5	5	3	1	15
合　　計	31 (1)	64 (0)	53 (7)	47 (2)	36	24	17	272(10)

(　)：女性消防団員数

□機械器具置場・消防自動車一覧表　（令和５年４月１日現在）

分団名	機械器具置場		消防自動車		
	所在地	構造（階数）	登録 年月日	ﾎﾟﾝﾌﾟ 級別	備考
第　1分団	上内川 594	木造２階建	R3.10.7	Ｂ２級	多機能型車両
第　2分団	下内川 422-2	木造２階建	H8.10.1	Ｂ２級	小型動力ﾎﾟﾝﾌﾟ付積載車
第　3分団	南広島 843	木造２階建	H29.9.14	Ｂ２級	多機能型車両
第　4分団	川藤 225-2	木造２階建	H25.12.20	Ｂ２級	小型動力ﾎﾟﾝﾌﾟ付積載車
第　5分団	吉川 2-35-28	木造２階建	H26.3.27	Ｂ２級	総務省消防庁無償貸与車両
第　6分団	平沼 1-18-5	木造平屋建	H30.9.19	Ｂ２級	多機能型車両
第　7分団	木売 3-4-16	木造２階建	H24.11.27	Ｂ２級	小型動力ﾎﾟﾝﾌﾟ付積載車
第　8分団	中曽根 1-14-2	木造２階建	H28.10.22	Ｂ２級	多機能型車両
第　9分団	富新田 1-1	木造平屋建	R2.9.30	Ｂ２級	多機能型車両
第１０分団	上笹塚 3-246-1	鉄骨造２階建	H11.8.4	Ｂ２級	小型動力ﾎﾟﾝﾌﾟ付積載車
第１１分団	中島 2-72	鉄骨造平屋建	H27.2.3	Ｂ２級	小型動力ﾎﾟﾝﾌﾟ付積載車
第１２分団	加藤 424	木造２階建	H8.10.1	Ｂ２級	小型動力ﾎﾟﾝﾌﾟ付積載車
第１３分団	三輪野江 1476-1	木造２階建	H27.9.29	Ｂ２級	多機能型車両

【 資料 】第２．５「(一社) 吉川松伏医師会、吉川歯科医師会、吉川薬剤師会名簿」(P87)

□ (一社) 吉川松伏医師会 (吉川市内)　　(令和４年１月１日現在)

医療機関名	住　　所	電話番号
相羽医院	栄町 888-1	982-6266
秋本小児科アレルギー科医院	保 1-3-7 吉川医療ﾋﾞﾙ 5 階	983-1515
磯久クリニック	関 226-1	984-2211
埼葛クリニック	富新田 245	982-3211
さくら医院	中央 3-16-12	982-5511
金田整形外科	中央 1-15-20	981-6755
ひかり眼科	木売 1-5-3 吉川情報ｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ 2 階	982-1151
そめや整形外科	平沼 224	982-6563
たじま眼科・形成外科	中央 1-24-18	971-8139
田中皮フ科クリニック	木売 376	983-6686
つしまメンタルクリニック	保 1-20-1 竹内ﾋﾞﾙ 3 階	981-0645
土屋医院	加藤 664-1	982-2156
中村病院	鍋小路 81-1	982-3011
吉川内科医院	保 1-20-1 竹内ビル 3 階	983-5070
はすみクリニック	木売新田 40-1	984-5112
ネオポリスハヤシ医院	中央 3-44-31	981-0510
メディカルコミュニティ マイ	上笹塚 3-207	981-7171
吉川中央総合病院	平沼 111	982-8311
三宅クリニック	高富 2-10-1	983-2203
山口クリニック	木売 1-5-3 吉川情報ｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ 2 階	981-4842
吉川脳神経外科	川藤 850-4	984-3001
トミタこどもクリニック	中央 2-21-1	984-4150
美南こころの森クリニック	美南 5-6-4	940-7843
美なみ形成皮フ科	美南 5-31-2-2F	999-6012
むさし野ファミリークリニック	美南 5-31-2	972-4587
いで眼科クリニック	美南 5-6-9	973-7321
みわのえ整形外科	三輪野江 460	967-5129
吉川みなみクリニック	美南 2-23-1 3 階	982-2211

□吉川歯科医師会　（令和４年１月１日現在）

医療機関名	住　　所	電話番号
古山歯科	中央 3-29-6	981-0901
白井歯科	皿沼 1-50-2	982-0081
豊田歯科医院	高久 1-28-4	981-2636
戸張歯科クリニック	木売新田 131-1	982-0202
横川歯科医院	栄町 1495	982-7482
藤田歯科医院	木売 3-1-3 常盤ﾋﾞﾙ 1 階	982-1276
スサデンタルオフィス	中野 1-2 ｺｽﾓﾊｲﾂ 1 階	981-4981
たかせ歯科医院	高富 2-14-8	983-1182
よしかわ歯科クリニック	保 1-13-4 第一山室ﾋﾞﾙ 3 階	981-6521
宮崎歯科医院	鍋小路 14	983-0303
樋口歯科医院	木売 1-5-3 吉川情報ｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ 3 階	981-6489
きよみ野こども歯科矯正歯科	きよみ野 2-25-8	983-7744
だて歯科クリニック	関 360-1	983-8148
えじま歯科クリニック	美南 3-2-1	940-1782
ニーズ歯科	美南 5-4-3	972-5182
さくら歯科医院	吉川 1508-1	940-3814
ウニクスよしかわ歯科	栄町 797-1 ウニクス吉川店内店舗	984-1234
オリオン歯科	吉川 1-13-3 ライフ吉川駅前店 2 階	981-4617
すずらん歯科クリニック	保 1-12-19	984-6137
高富デンタルクリニック	高富 1-5-8	981-7785
吉川美南デンタルクリニック	美南 3-23-1 イオンタウン吉川美南 2 階	999-6001
おおつ歯科・矯正歯科	美南 2-8-16	972-6107

□吉川薬剤師会　（令和４年１月１日現在）

医療機関名	住　　所	電話番号
かのん薬局	中央 1-15-18	984-6420
さかえ薬局	保 788-16	981-5911
サンリツ薬局吉川店	上笹塚 3-231-2	984-6400
シーエス吉川薬局	平沼 114-1	984-5240
そうごう薬局吉川けやき通り店	中曽根 2-6-6	982-4861
そうごう薬局吉川中央店	中央 2-22-1	940-7041
そうごう薬局吉川店	木売 375-2	984-4133
そうごう薬局吉川美南店	木売新田 40-3	981-7281
中里薬局	平沼 134	982-0049
調剤薬局ファルマテラス	保 1-12-1	981-0500
ひまわり薬局	富新田 256-3	983-2120
双葉薬局	吉川団地 1-7-102	982-6348
ミント薬局	中央 3-44-30	971-8155
薬局くすりの福太郎吉川駅前店	木売 1-5-3	984-6280
薬局マツモトキヨシ吉川駅前通り店	保 1-27-6	981-8553
ブレーメン薬局みわのえ店	加藤 662-1	940-2981

【 資料 】第２．６「緊急通行車両等の確認事務処理要領」(P93)

緊急通行車両等の確認事務処理要領

（目的）

第１条　この要領は、災害対策基本法施行令（昭和３７年政令第２８８号）第３３条及び大規模地震対策特別措置法施行令（昭和５３年政令第３８５号）第１２条の規定に基づき、知事が行う緊急通行車両及び緊急輸送車両（以下「緊急通行車両等」という。）の確認事務の処理について、必要な事項を定めることを目的とする。

（緊急通行車両等の要件）

第２条　災害応急対策のため、緊急通行車両として確認する車両は、次の各号（災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第５０条第１項の各号）の一に該当する事項の業務に従事する車両とする。

(1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
(2) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
(3) 被災者の救難、救助その他の保護に関する事項
(4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
(5) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
(6) 清掃、防疫その他保健衛生に関する事項
(7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
(8) 緊急輸送の確保に関する事項
(9) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置に関する事項

２　大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災応急対策のため、緊急輸送車両として確認する車両は、次の各号（大規模地震対策特別措置法（昭和５３年法律第７３号）第２１条第１項の各号）の一に該当する事項の業務に従事する車両とする。

(1) 地震予知情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項
(2) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
(3) 応急の救護を要すると認められる者の救護その他の保護に関する事項
(4) 施設及び設備の整備及び点検に関する事項
(5) 犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に関する事項
(6) 緊急輸送の確保に関する事項
(7) 地震災害が発生した場合における食糧、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項
(8) 前各号に掲げるもののほか、地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項

（確認機関）

第３条　県有の車両、雇上車両及び業務の委託並びに協定に伴い必要となる車両（以下「関係車両」という。）の確認については、危機管理防災部長が行う。

２　緊急やむを得ない場合等においては、前２項の規定にかかわらず、埼玉県災害対策本部要綱別表第３又は同表第４に掲げる、現地災害対策本部長又は支部長に充てられる者が確認を行うことができる。

（確認）

第４条　第２条の規定による確認は、車両の使用者(以下「使用者」という。)の申出により、その都度行うものとする。

２　前項の申請受理は、緊急通行車両等確認申請書（様式第１）によるものとする。

（事前届出）

第５条　第３条に規定する車両のうち、災害応急対策又は地震防災応急対策に使用することがあらかじめ決定されているものについては、確認手続の省力化を図るため、使用者の申出により、第３条の各確認機関において、事前に緊急通行車両等に該当するか審査（以下「事前届出」という。）を行うことができる。

２　前項の申請は、緊急通行車両等事前届出書（様式第５の１）によるものとする。

３　審査の結果、緊急通行車両等に該当すると認められたものについては、緊急通行車両等事前届出済証（様式第５の２）を申請者に交付する。

（標章及び証明書の交付）

第６条　各確認機関は、第４条の確認を行ったときは、当該使用者に対し、災害対策基本法施行規則（昭和３７年総理府令第５２号）第６条第１項及び大規模地震対策特別措置法施行規則（昭和５４年総理府令第３８号）第６条の規定による緊急通行車両等の標章（様式第２）及び緊急通行車両等確認証明書（様式第３）（以下「標章等」という。）を交付するものとする。

２　各確認機関は、届出済車両についての確認の申請があった場合には、交付されている事前届出済証を提示させ、緊急通行車両等確認申請書（様式第１）を提出させること。この場合においては、確認のための審査は省略できるものとする。

（標章等の再交付）

第７条　緊急通行車両等として確認を受けた車両の使用者から標章等の亡失等の申出があったときは、再交付の申請をさせたうえ、標章等の再交付を行うものとする。

（使用者等に対する指導等）

第８条　使用者に標章等を交付する際には、次のことを教示するものとする

(1) 標章は、助手席側の内側ウインドウガラス上部の運転者の視界を妨げず、前面から見やすい箇所に貼付すること

(2) 緊急通行車両等確認証明書は、当該車両に常に備え付け、警察官等から提示を求められたときは、これを提示すること

(3) 標章等を不正に使用しないこと

(4) 次の各号の一に該当するときは、すみやかに当該標章等の返還をしなければならないこと

ア　緊急通行車両等としての緊急業務が終了したとき

イ　緊急通行車両等確認証明書の記載事項に変更が生じたとき

ウ　緊急通行車両等が廃車になったとき

エ　その他緊急通行車両等としての必要がなくなったとき

（標章等の整理）

第９条　各確認機関は、緊急通行車両等事前届出済証及び標章等の交付状況を明らかにするために、緊急通行車両等確認申請受理簿（様式第４）を備え、その整理をしなければならない。

附 則

略

様式第１

緊急通行車両等確認申請書

年　　月　　日

（あて先）
埼玉県知事

住所
申請者
氏名　　印

下記により、緊急通行（輸送）車両であることの確認を受けたいので申請します。

記

<table>
<tr><td colspan="2">番号標に表示されている番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">使用者</td><td>住所</td><td colspan="2">（　　）　　局　　番</td></tr>
<tr><td>氏名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">通行日時</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">通行経路</td><td>出発地</td><td>目的地</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

様式第２

１５



２１

備考

１　色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期間」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。

２　記号の部分には、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

３　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

様式第３

第　　号

年　月　日

緊急通行車両等確認証明書

埼玉県知事　　印

番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使用者	住所	（　　）　局　　番
	氏名	
通行日時		
通行経路	出発地	目的地
備考		

様式第４

緊急通行車両等確認申請受理簿（届出済証・標章等）

交付番号	登録番号	使用者氏名（機関名）	交付年月日	管轄支部	管轄警察署	備考

（注）用紙は、日本工業規格Ａ４とする。

様式第５の１

災害応急対策用
緊急通行車両等事前届出書

年　　月　　日

（あて先）
埼玉県知事

申請者
機関等の所在地（住所）
機関等の名称
氏名　　印
電話　　（　　）
【担当係　　担当者　　】

番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		災害対策基本法第５０条に規定する災害応急対策
使用者	住所	
	氏名	
出発地		

（注）この届出書は、作成の上、危機管理防災部（消防防災課）に提出してください。

様式第５の２

第　　号

緊急通行車両等事前届出済証

左記のとおり事前届出を受けたことを証する。

年　　月　　日

埼玉県知事　　印

（注）１　警戒宣言発令時又は大規模災害発生に伴う交通規制が実施された場合には、この届出済証を災害対策本部又は支部に提出して、所要の手続きを受けてください。なお、災害対策本部・支部での手続きが困難な場合は、最寄りの警察署や交通検問所で手続き可能です。
２　届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、再度申請し再交付を受けてください。
３　次に該当するときは、本届出済証を返還してください。
(1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき
(2) 緊急通行車両等が廃車となったとき
(3) その他緊急通行車両等としての必要がなくなったとき

（備考）用紙は、日本工業規格Ａ４とする。

【 資料 】第２．７「応急仮設住宅建設適地一覧」(P94、P255)

□応急仮設住宅建設適地一覧表　　（令和５年４月１日）

用地の名称等	所在地	建設可能面積（㎡）	建設可能戸数（戸）
永田公園	きよみ野四丁目 10 番地	6,362	90
中曽根公園	中曽根二丁目 8 番地	7,150	102
吉川沼辺公園	中央三丁目 25 番地 1	3,564	50
関公園	吉川一丁目 31 番地	3,336	47
道庭公園	道庭一丁目 6 番地	1,278	18
保第２公園	保一丁目 28 番地	1,209	17
高久第２公園	高久一丁目 32 番地	1,055	15
道庭緑地	道庭一丁目 15 番地 1 他	8,879	126
川野公園	吉川二丁目 29 番地	915	13
木売公園	木売三丁目 5 番地	1,260	18
高富公園	高富一丁目 16 番地	784	11
美南１丁目公園	美南一丁目 18 番地	1,072	15
高久公園	高久一丁目 8 番地	747	10
保公園	保一丁目 33 番地	930	13
吉川児童公園	吉川一丁目 4 番地	713	10
ほのぼの公園	保 763 番地 1 他	780	11
合計（１６箇所）		40,034	566

【選定の主な条件】

①近隣 100m以内に給水管が敷設されていること。
②公共下水管が敷地内や隣接地に敷設されていること又は公共下水道管接続不可の場合には、生活雑排水放流可能な水路等に接する敷地であること。
③近隣に電気が敷設されていること。
④４ｔ車以上の工事車両が進入可能な敷地であること。(敷地の出入り口に面する道路幅員6m以上)
⑤高低差の少ない敷地であること。(約 2／10 以内)
⑥今後造成する必要のないこと。
⑦今後概ね 3 年を超えて空地として存することが確実なこと。
⑧10 戸以上の建設が可能な敷地であること。
※応急仮設住宅建設で必要な敷地面積：１戸当たり７０㎡（駐車場確保不要）としていいます。
⑨二次災害を受ける危険性の少ない敷地であること。
⑩交通の便等利便性を考慮した敷地であること。

【 資料 】第２．８「火葬場」(P103、P224)

口火葬場　　（令和５年４月１日現在）

名　称	所在地	能　力	電　話
越谷市斎場	越谷市大字増林 3989 番地１	火葬炉１４基	048-960-6800

【 資料 】第２．９「自主防災組織一覧」(P113)

□自主防災組織一覧表　（令和５年４月１日現在）

番号	自主防災会名	番号	自主防災会名
1	モアステージ吉川自主防災会	2	栄町２区自主防災会
3	吉川団地自主防災会	4	高富地区自主防災会
5	中曽根自治会自主防災会	6	ネオポリス自治会自主防災会
7	栄町８区自主防災会	8	きよみ野東自主防災会
9	きよみ野西自主防災会	10	保４区自主防災会
11	保３区自主防災会	12	本吉川１区自治会自主防災会
13	本吉川２区自主防災会	14	本吉川３区自治会自主防災会
15	本吉川４区自主防災会	16	本吉川５区自主防災会
17	道庭自主防災会	18	中野２区自主防災会
19	保１区北自主防災会	20	保１区西自主防災会
21	保２区南自主防災会	22	高久２区自治会自主防災会
23	保５区自治会自主防災会	24	栄町３区自主防災会
25	保２区北自主防災会	26	須賀自主防災会
27	中野１区自主防災会	28	中野３区自主防災会
29	吉川東自主防災会	30	木売新田自主防災会
31	関自主防災会	32	後新田自主防災会
33	川野自治会自主防災会	34	自治会たんぽぽ自主防災会
35	保１区東自主防災会	36	富新田自治会自主防災会
37	下河岸自主防災会	38	木売町会自主防災組織
39	栄町１区自主防災会	40	川富自主防災会
41	川端自主防災会	42	美南１区自主防災会
43	美南２区自主防災会	44	美南３区自主防災会
45	川藤自主防災会	46	下組自主防災会
47	半割自主防災会	48	吉川中央西自主防災会
49	平沼野尻自主防災会	50	中川台自主防災会
51	エンゼルサンプレージ吉川自主防災会	52	上広島自主防災会
53	上町自主防災会	54	高久１区自主防災会
55	下内川自主防災会	56	上新堀自主防災会
57	下町自主防災会	58	育まち自主防災会
59	中新田自主防災会	60	中組自主防災会
61	鹿見塚自主防災会	―	―

設立年月日順

【 資料 】第２．１０「吉川市自主防災組織助成要綱」(P113)

吉川市自主防災組織助成要綱

平成16年６月23日告示第61号

第１章　総則

（目的）

第１条　この要綱は、自主防災組織（地震、風水害、火災等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に被害を防止し、若しくは軽減し、又は予防するため、住民が自主的に結成し、運営する組織をいう。以下同じ。）の設置及び活動並びに自主防災組織による防災資機材の購入について、予算の範囲以内において助成することにより自主防災組織の活動を支援し、もって地震その他災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

２　前項の規定による助成に関しては、補助金の交付手続等に関する規則（昭和53年吉川町規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

第２章　自主防災組織設置助成

（設置助成）

第２条　自主防災組織の設置助成（以下「設置助成」という。）の対象となる経費は、自主防災組織が当該自主防災組織の設置に際して別表に掲げる防災資機材（資機材保管庫を除く。以下この章において同じ。）を購入するための費用とし、その額は、当該費用の額及び次の表の左欄に掲げる加入世帯数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額（前年度以前に設置助成を受けたことがある場合にあっては、当該額から受けたことがある設置助成の額を合計した額を控除した額）を比較していずれか少ない額とする。この場合において、100円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

加入世帯数	金額
49世帯以下	50,000円
50～299世帯	80,000円
300～999世帯	100,000円
1,000世帯以上	120,000円

（交付の申請）

第３条　設置助成における規則第４条第１項の申請書は、吉川市自主防災組織設置助成金交付申請書（様式第１号）とする。

２　設置助成における規則第４条第１項に規定する市長の定める日は、防災資機材を購入する日の７日前とする。

３　設置助成における規則第４条第２項第５号の市長が定める事項は、次に掲げるとおりとする。

（１）　市長が別に定めるところにより交付する自主防災組織の認定を証した書類の写し

（２）　防災資機材の保管又は配置予定場所を記載した書類

（３）　見積書の写し

４　規則第４条第３項の規定により、設置助成における規則第４条第１項中第２号及び第３号並びに同条第２項第１号から第４号までの事項は、省略するものとする。

５　設置助成における交付申請は、１年度当たり１回に限るものとする。

（交付の決定）

第４条　設置助成における規則第７条の交付決定通知書は、吉川市自主防災組織設置助成金交付決定通知書（様式第２号）とする。

（交付の請求）

第５条　規則第７条及び前条の規定により吉川市自主防災組織設置助成金交付決定通知書を受けた自

主防災組織の代表者は、助成金の交付の請求をしようとするときは、吉川市自主防災組織設置助成金交付請求書（様式第３号）を市長に提出しなければならない。

２　前項の吉川市自主防災組織設置助成金交付請求書には、吉川市自主防災組織設置助成金交付決定通知書の写しを添付しなければならない。

（交付の方法）

第６条　市長は、前条各項の規定により吉川市自主防災組織設置助成金交付請求書を受けたときは、原則として、自主防災組織の代表者の指定する金融機関の預金口座に速やかに助成金を振り込むものとする。

（実績報告）

第７条　設置助成における規則第 13 条前段の報告書は、吉川市自主防災組織設置助成金実績報告書（様式第４号）とする。

２　前項の吉川市自主防災組織設置助成金実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（１）　防災資機材購入品目一覧表（様式第５号）

（２）　収支決算書（様式第６号）

（３）　防災資機材の領収書の写し

（４）　防災資機材の保管又は配置の場所を記載した書類

３　第１項の吉川市自主防災組織設置助成金実績報告書の提出期限は、防災資機材購入後 30 日以内とする。

（確定通知）

第８条　設置助成における規則第 14 条の規定による額の確定通知は、吉川市自主防災組織設置助成金確定通知書（様式第７号）によるものとする。

（財産処分の制限）

第９条　設置助成における規則第 18 条ただし書に規定する市長が定める期間は、防災資機材購入の日の属する会計年度の翌会計年度から起算して、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める期間とする。

（１）　電動の防災資機材　10 年

（２）　主として金属製の防災資機材　10 年

（３）　前２号に掲げる以外の防災資機材　５年

第３章　自主防災組織活動助成

（活動助成）

第 10 条　自主防災組織の活動助成（以下「活動助成」という。）の対象となる経費は、自主防災組織が行う防災訓練、防災研修、防災知識の普及啓発、防災資機材の点検等（以下「防災活動」という。）に要する費用とし、その額は、当該費用の額及び次の表の左欄に掲げる加入世帯数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を比較していずれか少ない額とする。この場合において、100 円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

加入世帯数	金額
49 世帯以下	4,500 円
50～299 世帯	7,500 円
300～999 世帯	9,000 円
1,000 世帯以上	11,000 円

（交付の申請）

第 11 条　活動助成における規則第４条第１項の申請書は、吉川市自主防災組織活動助成金交付申請書（様式第８号）とするに必要事項を記載し、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

２　活動助成における規則第４条第１項に規定する市長の定める日は、防災活動を実施する日の７日前とする。

３　活動助成における規則第４条第２項第５号の市長が定める事項は、次に掲げるとおりとする。
（１）　防災活動実施概要
（２）　見積書の写し
（３）　前２号に掲げる物のほか、市長が必要と認める書類
４　規則第４条第３項の規定により、活動助成における規則第４条第１項中第２号、第３号のうち経費の配分及び経費の使用方法、第４号及び第５号並びに同条第２項第１号から第４号までの事項は、省略するものとする。
５　活動助成における交付申請は、１年度当たり１回に限るものとする。

（交付の条件）

第 12 条　活動助成における規則第６条第２項の規定により付する条件は、防災活動の中止、期日の延期又は内容変更をする場合に、速やかに市長に報告することとする。

（交付の決定）

第 13 条　活動助成における規則第７条の交付決定通知書は、吉川市自主防災組織活動助成金交付決定通知書（様式第９号）とする。

（交付の請求）

第 14 条　規則第７条及び前条の規定により吉川市自主防災組織活動助成金交付決定通知書を受けた自主防災組織の代表者は、助成金の交付の請求をしようとするときは、吉川市自主防災組織活動助成金交付請求書（様式第 10 号）を市長に提出しなければならない。

２　前項の吉川市自主防災組織活動助成金交付請求書には、吉川市自主防災組織活動助成金交付決定通知書の写しを添付しなければならない。

（交付の方法）

第 15 条　市長は、前条各項の規定により吉川市自主防災組織活動助成金交付請求書を受けたときは、原則として、自主防災組織の代表者の指定する金融機関の預金口座に速やかに助成金を振り込むものとする。

（実績報告）

第 16 条　活動助成における規則第 13 条前段の報告書は、吉川市自主防災組織活動助成金実績報告書（様式第 11 号）とする。

２　前項の吉川市自主防災組織活動助成金実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
（１）　収支決算書
（２）　領収書の写し
（３）　前２号に掲げる物のほか、市長が必要と認める書類

３　第１項の吉川市自主防災組織活動助成金実績報告書の提出期限は、防災活動実施後 30 日以内とする。

（確定通知）

第 17 条　活動助成における規則第 14 条の規定による額の確定通知は、吉川市自主防災組織活動助成金確定通知書（様式第 12 号）によるものとする。

第４章　自主防災組織資機材購入助成

（資機材購入助成）

第 18 条　自主防災組織の資機材購入助成（以下「資機材購入助成」という。）の対象となる経費は、自主防災組織が行う防災活動に必要な別表に掲げる防災資機材の購入に要する費用とし、その額は、防災資機材の購入に要する費用の額（資機材保管庫の購入に要する費用の額にあっては、第１号に定める額に２分の１を乗じて得た額と 200,000 円を比較していずれか少ない額）の合計額に２分の１を乗じて得た額と次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定める額を比較していずれか少ない額とする。この場合において、100 円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。
（１）　資機材購入助成の交付金（以下「資機材購入助成金」という。）を交付されたことがない場合　次に掲げる額の合計額

ア　組織割　１自主防災組織につき 100,000 円
イ　世帯割　１世帯につき 800 円
（２）　資機材購入助成金を交付されたことがある場合で交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して９年以上経過しているとき　次に掲げる額の合計額
ア　組織割　１自主防災組織につき 50,000 円
イ　世帯割　１世帯につき 400 円
２　前項第２号に掲げる区分の資機材購入助成金の交付を受けようとする場合において、前回の資機材購入助成金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して10年以上経過しているときは、同号イの世帯割に係る世帯数は、前回の資機材購入助成金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して９年経過した年度の世帯数とする。
３　第１項第１号又は第２号に係る資機材購入助成金は、交付した額が同号の額に達しなかった場合は、同号の額から当該交付した額を控除した額を翌年度以降に繰り越すことができる。
４　前項の規定は、同項の規定により翌年度以降に繰り越した場合において、当該繰り越した額が当該繰り越した年度に交付した額を控除した額に達しなかったときについて、準用するものとし、当該年度の翌年度以降についても、この例による。
５　第１項第２号に係る資機材購入助成は、同項の規定により交付を受けた額（前項の規定により交付を受けた場合にあっては、当該繰り越した額の合計額）が第１項各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定める額に達した年度の翌年度以後でなければ、交付することができない。

（交付の申請）

第 19 条　資機材購入助成における規則第４条第１項の申請書は、吉川市自主防災組織資機材購入助成金交付申請書（様式第 13 号）とする。
２　資機材購入助成における規則第４条第１項に規定する市長の定める日は、防災資機材を購入する日の７日前とする。
３　資機材購入助成における規則第４条第２項第５号の市長が定める事項は、次に掲げるとおりとする。
（１）　防災資機材購入品目一覧表
（２）　見積書の写し
（３）　防災資機材の保管又は配置の予定場所が記載された書類
（４）　前３号に掲げる物のほか、市長が必要と認める書類
４　規則第４条第３項の規定により、資機材購入助成における規則第４条第１項中第２号、第３号のうち補助事業の完了予定期日以外の部分、第４号及び第５号並びに同条第２項第１号から第４号までの事項は、省略するものとする。

（交付の条件）

第 20 条　資機材助成における規則第６条第２項の規定により付する条件は、吉川市自主防災組織資機材購入助成金交付申請書の提出後、購入を予定する防災資機材の品目、数量又は金額に変更が生じた場合に、吉川市自主防災組織資機材購入助成金変更承認申請書（様式第 14 号）を市長に提出することとする。
２　市長は、前項の規定による吉川市自主防災組織資機材購入助成金変更承認申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適当であると認めたときは、変更後の助成金の額を自主防災組織の代表者に通知するものとする。

（交付の決定）

第 21 条　資機材助成における規則第７条の交付決定通知書は、吉川市自主防災組織資機材購入助成金交付決定通知書（様式第 15 号）とする。

（交付の請求）

第 22 条　規則第７条及び前条の規定により吉川市自主防災組織資機材購入助成金交付決定通知書を受けた自主防災組織の代表者は、助成金の交付の請求をしようとするときは、吉川市自主防災組織資機材購入助成金交付請求書（様式第 16 号）を市長に提出しなければならない。

２　前項の吉川市自主防災組織資機材購入助成金交付請求書には、吉川市自主防災組織資機材購入助成金交付決定通知書の写しを添付しなければならない。

（交付の方法）

第 23 条　市長は、前条各項の規定により吉川市自主防災組織資機材購入助成金交付請求書を受けたときは、原則として、自主防災組織の代表者の指定する金融機関の預金口座に速やかに助成金を振り込むものとする。

（実績報告）

第 24 条　資機材助成における規則第 13 条前段の報告書は、吉川市自主防災組織資機材購入助成金実績報告書（様式第 17 号）とする。

２　前項の吉川市自主防災組織資機材購入助成金実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（１）　防災資機材購入品目一覧表

（２）　防災資機材の領収書の写し

（３）　防災資機材の保管又は設置場所が記載された書類

３　第１項の吉川市自主防災組織資機材購入助成金実績報告書の提出期限は、防災資機材購入後 30 日とする。

（確定通知）

第 25 条　資機材助成における規則第 14 条の規定による額の確定通知は、吉川市自主防災組織資機材購入助成金確定通知書（様式第 18 号）によるものとする。

（財産処分の制限）

第 26 条　資機材助成における規則第 18 条ただし書に規定する市長が定める期間については、第９条の規定を準用する。

第５章　補則

（書類の整備等）

第 27 条　この要綱の規定による助成を受けた者は、助成事業等に係る収支の状況を帳簿その他の証拠書類により整備しておかなければならない。

２　前項に規定する帳簿その他の証拠書類は、当該助成事業等の完了の日から属する会計年度の翌会計年度から起算して５年間保管しなければならない。

（委任）

第 28 条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市民生活部長が別に定める。

略

別表（第２条、第 18 条関係）

防災資機材一覧表

区分	内容
対策本部・情報連絡用資機材	テント、発電機、コードリール、投光器、ガソリン携行缶、ラジオ、トランシーバー、懐中電灯、簡易トイレ、防水シート
初期消火用資機材	消火器、バケツ、可搬消防ポンプ
救出救護用資機材	ヘルメット、救助工具（のこぎり、万能斧、ボルトクリッパー、大ハンマー、バール、つるはし、スコップ等）、ジャッキ、エンジンカッター、チェーンソー、ロープ、脚立、救急セット、担架、簡易ベッド
避難誘導用資機材	拡声器、リヤカー、車椅子
給食給水用資機材	大釜、大型鍋、かまど、ガスバーナー、大型炊き出し器、調理用具
資機材保管庫	倉庫、物置
その他	市長が必要と認めた資機材

【 資料 】第２．１１「吉川市災害対策本部条例」(P121、P141)

吉川市災害対策本部条例

昭和３９年３月１２日
条例第５号

改正
平成８年３月 27 日条例第 24 号
平成 24 年 12 月 21 日条例第 18 号

（目的）
第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２３条の２第８項の規定に基づき、吉川市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。
（組織）
第２条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。
２　災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
３　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。
（部）
第３条　災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。
２　部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
３　部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。
４　部長は、部の事務を掌理する。
（現地災害対策本部）
第４条　現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。
２　現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。
（雑則）
第５条　この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、市長が定める。
附　則
略

【 資料 】第２．１２「防災関係機関一覧」(P141、P176、P190、P200、P201、P369、P412)

令和３年４月１日現在

関係機関	担当部署	電話番号	ＦＡＸ番号
国土交通省江戸川河川事務所	防災対策課	04-7125-7436	04-7123-1741
農林水産省関東農政局	埼玉県拠点地方参事官室	048-740-5044	048-601-0510
厚生労働省春日部労働基準監督署	業務課	048-735-5471	048-735-3748
陸上自衛隊第１師団第３２普通科連隊	第３科	048-663-4241 (内線 437)	048-663-4241 (内線 440)
国土交通省利根川上流河川事務所	防災対策課	0480-52-3956	0480-52-9529
国土交通省荒川上流河川事務所	調査課	049-246-6360	049-244-9077
熊谷地方気象台	観測予報担当	048-521-0058	
埼玉県危機管理防災部	災害対策課 危機管理課	048-830-8181 048-830-8131	048-830-8159 048-830-8129
埼玉県東部地域振興センター	総務･防災担当	048-737-1110	048-737-9958
埼玉県県土整備部河川砂防課	防災担当	048-830-5137	048-830-4865
埼玉県草加保健所	総務担当	048-925-1551	048-925-1554
埼玉県越谷県土整備事務所	総務担当	048-964-5221	048-964-6584
埼玉県警察吉川警察署	警備課	048-958-0110	048-958-0110
東日本高速道路㈱関東支社 谷和原管理事務所	総務課	0297-52-2820	0297-52-2827
東日本旅客鉄道㈱吉川美南駅	吉川美南駅 吉川駅	048-981-5212 048-982-6641	
日本郵便㈱吉川郵便局	総務課	048-982-2200	048-982-3410
東京電力パワーグリッド(株)川口支社	渉外担当	048-218-4211	048-257-1943
東彩ガス(株)	供給保安部	048-735-5777	048-735-6282
(社)埼玉県トラック協会吉川支部	事務局	048-940-8900	
東日本電信電話㈱埼玉事業部		(時間内)(災害対策室) 048-626-6623 (時間外) 0120-444-113	
東武バスセントラル㈱吉川営業所		048-982-0052	048-982-0068
(一社)吉川松伏医師会	事務局	048-982-5595	048-982-5863
吉川歯科医師会	戸張歯科クリニック	048-982-0202	
吉川薬剤師会	中里薬局	048-982-0049	048-982-0045
社会福祉法人吉川市社会福祉協議会		048-981-8750	048-981-8750
日本赤十字社埼玉県支部		048-789-7117	048-834-1520
さいかつ農業協同組合三輪野江支店		048-982-0156	048-981-3713
吉川市商工会	事務局	048-981-1211	048-984-1189
吉川市建設業協会	名倉建設㈱	048-982-2041	048-981-2863
三郷市役所（江戸川水防事務組合）	危機管理防災課	048-952-1294	048-952-6780
春日部市役所	防災対策課	048-736-1111	048-733-3825
松伏町役場	総務課	048-991-1895	048-991-7681
越谷市役所	危機管理室	048-963-9285	048-965-7809
草加市役所	市長室危機管理課	048-922-0614	048-922-6591

関係機関	担当部署	電話番号	ＦＡＸ番号
八潮市役所	危機管理防災課	048-996-2868	048-995-7367
野田市役所	防災安全課	04-7136-1779	
流山市役所	防災危機管理課	04-7150-6312	04-7158-6696
一関市役所室根支所	地域振興課	0191-64-3801	0191-64-2115

【 資料 】第２．１３「応急対策活動の応援協力事業所」(P154、P450)

□吉川市建設業協会会員名簿　　令和３年４月１日現在

会　員　名	住　　所	電話番号	ＦＡＸ番号	備　　考
名倉建設㈱	栄町 1432-2	982－2041	981－2863	会長
㈱西山建設	皿沼 2-51	982－1472	982－7294	副会長
㈱松丸組	南広島 652	991－7018	991－6351	幹事
宮部造園土木㈱	土場 366-1	982－3842	983－3092	幹事
㈱日の出建設	小松川 621-2	982－5027	982－5076	監事
㈲吉川生ｺﾝｸﾘｰﾄ	川藤 1778	982－3828	981－4841	監事
㈱加藤日本店	加藤 443	982－1247	982－1947	会員
㈲ｺﾝｽﾄﾗｸｼｮﾝﾔﾏｻﾞｷ	きよみ野 2-14	982－0821	984－5515	会員
㈲島田設備	中曽根 1-16-9	982－2187	981－7166	会員
㈱Ｋ－１	吉川 649-2	984－3823	984－3824	会員
㈱大友建設	吉川 1-28-22	983－2966	983－2967	会員
金杉建設㈱	吉川 714-3	983－8211	981－6360	準会員

【 資料 】第２．１４「災害援助基準」(P169、P229、P230)

□災害救助基準（１／４）

救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 １人１日当たり　330 円以内 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から 7 日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額　1 戸当たり 5,714,000 円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から 20 日以内着工	1 費用は設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として 5,714,000 円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50 戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮説住宅」を設置できる。 4 供与期間は 2 年以内
		○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1 人 1 日当たり 1,160 円以内	災害発生の日から 7 日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。（1 食は1/3 日）
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者 (飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7 日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により、使用できず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4 月～9 月)、冬季(10 月～3 月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から 10 日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること。

区分＼世帯		1 人世帯	2 人世帯	3 人世帯	4 人世帯	5 人世帯	6 人以上 1 人を増すごとに加算
全壊 全焼 流失	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
	冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600

□災害救助基準（２／４）

救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
医療	医療の途を失った者 （応急的処置）	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険の診療報酬の額以内 3 施術者…協定料金の額以内	災害発生の日から 14 日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の 100 分の 80 以内の額	分べんした日から 7 日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 3 日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分１世帯当たり ①大規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 595,000 円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000 円以内	災害発生の日から3ヵ月以内（災害対策基本法第23条の３第１項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第１項に規定する非常災害対策本部又は同法第28 条の２第１項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、６か月以内）	
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1 人当たり次の金額以内 小学校児童　4,500 円 中学校生徒　4,800 円 高等学校等生徒　5,200 円	災害発生の日から 教科書 1ヶ月以内 文房具及び通学用品 15 日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12 歳以上）215,200 円以内 小人（12 歳未満）172,000 円以内	災害発生の日から 10 日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。

□災害救助基準（３／４）

救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10 日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後 3 日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	○洗浄、消毒等 １体当たり3,500円以内 ○一時保存 既存建物借上費：通常の実費 既存建物以外： １体当たり5,400円以内 ○検 案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った１世帯当たりの平均137,900円以内	災害発生の日から 10 日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費 （法第4条第1項）	1　被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7　救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費 （法第4条第2項）	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第４条第１号から第４号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の統括する都道府県等（法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別に定める額

□災害救助基準（４／４）

救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれ次のイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。 イ 3千万円以下の部分の金額については100 分の10 ロ 3千万円を超え6 千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1 億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2 億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3 億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5 億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5 億円を超える部分の金額については 100 分の 4	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の清算する事務を行う期間以内	災害救助費の清算事務を行うのに要した経費も含む。

注）この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

出典）災害救助事務取扱要領（令和３年６月） 内閣府政策統括官（防災担当）

【 資料 】第２．１５「広報文例」(P183、P418、P443、P479)

１　基本的事項

○原則、最初に「こちらは防災よしかわです」、最後に「以上、防災よしかわでした」を付け加える。
○放送の内容は、原則、２回繰り返す。
○重要な情報は、繰返し、放送する。

２　地震関連

□地震情報等の周知（その１）

◎ただいま、大きな地震がありました。
皆さん、落ち着いて行動してください。
身の安全を守り、火の始末をしてください。
あわてて、外へ飛び出さないでください。
今後も、テレビやラジオ、市役所からの情報に注意して、落ち着いて行動してください。
◎先程の地震の震源地は○○で、震源の深さは○㎞と推定されます。
吉川市の震度は○で、地震の規模はマグニチュード○でした。
今後も、テレビやラジオ、市役所からの情報に注意して、落ち着いて行動してください。
◎電話がかかりにくい状態になっています。
電話の使用を控えてください。
また、重要な緊急連絡以外は、市役所や警察、消防への電話は控えてください。
今後も、テレビやラジオ、市役所からの情報に注意して、落ち着いて行動してください。

□地震情報等の周知（その２）

◎今後、余震が予想されます。
落下物やブロック塀などに気を付けてください。
また、今一度、火の始末をしてください。
ガスの元栓を閉め、電化製品の電源を切って、ブレーカーを切ってください。
今後も、テレビやラジオ、市役所からの情報に注意して、落ち着いて行動してください。
◎川が増水するおそれがあります。
川のそばには近づかないでください。
今後も、テレビやラジオ、市役所からの情報に注意して、落ち着いて行動してください。

□市民、地域への協力要請

◎市民の皆さん、家族や近所の方の身の安全を確認してください。
自治会と自主防災組織は、地域の避難行動要支援者などのお年寄りや障害を持っている方などの身の安全を確認し、市役所へ報告してください。
また、市民の皆さん、消火活動、救出・救助活動、避難の支援などに協力してください。

□火災発生の状況

◎○○付近で火災が発生しています。
　現在も延焼中です。（現在、○○方面へ燃え広がっています。）
　○○地域の住民の方は、直ちに○○へ避難してください。
◎市内の皆さん、避難の用意をしてください。
　○○付近で火災が発生しています。
　飛び火に注意してくださない。
　お年寄りや子供さんは安全な○○公園や広場へ避難して下さい。

□ライフラインの被害の状況

◎現在、市内の電気、ガス、水道はすべて供給を停止しています。
　また、電話も不通となっています。
　復旧の見通しは立っていません。
　ラジオ等の情報に注意し、デマにまどわされないように落ち着いて行動してください。

□交通の状況

◎現在、○○鉄道はすべて運転を見合わせています。
　各鉄道機関では、線路などの点検を行っていますが、まだ運転再開の見通しは立っていません。
　今後の情報に注意してください。
◎現在、市内のすべての道路（○○通り）が○○のため車両の通行が禁止されています。
　市民の皆さん、自動車は使用しないでください。
　ドライバーの皆さんは、カーラジオの情報や現場の警察官などの指示に従ってください。
◎現在、○○鉄道は、○○～○○間で運転が一部再開されました。
◎現在、市内を運行しているバスは、○○通りを走っている○○交通の○○行きです。
　その他のバスは、運転の見通しが立っていません。

□被害の概況

◎これまでにわかった被害の状況をお知らせします。

亡くなった方	○○人	行方のわからない方	○○人
重傷者	○○人	軽傷者	○○人
全壊家屋	○○棟	半壊家屋	○○棟

　です。

□避難の準備の周知

◎現在、○○地区は○○のため危険な状態になりつつあります。
　いつでも避難できるよう準備をしてください。
　避難する際の荷物は、非常持ち出し品など最小限にしましょう。

□避難の指示、誘導

◎家が壊れた人、家が壊れそうな人は、避難所へ避難してください。
　避難するときは、火を始末し、ガスの元栓を閉め、電気のブレーカーを切り、落ち着いて、落下物に注意し、避難してください。
◎○○周辺は、○○のため避難指示が出されました。
　避難するときは、火を始末し、ガスの元栓を閉め、電気のブレーカーを切り、落ち着いて、落下物に注意し、避難してください。
　避難先は、○○小学校です。戸締りをして家族揃って早く避難してください。
◎○○の方は○○公園、○○小学校に避難してください。
◎ただいま、○○一帯に避難指示が出されました。
　風向きが悪いため、この付近も危険となりました。
　急いで○○公園に避難してください。

□救護対策の周知

◎負傷者の臨時救護所が○○に設けられています。
　けがをされた方は、○○に行ってください。
◎負傷者の収容についてお知らせします。
　○○付近でけがをされた方は、○○病院に収容されています。

□罹災者の避難収容場所の周知

◎避難所のお知らせをいたします。
　被災者の避難場所は、○○と○○に設置されています。
　お困りの方は、直接避難所においでになるか、市役所にご相談下さい。

□防疫、保健衛生に関する注意

◎市民の皆さん、食中毒や伝染病にかからないように、飲み水は沸かして飲むなど衛生面に十分注意してください。
　また、熱が出たり、下痢等身体に異常を感じたときは、すぐ医師の手当てを受けてください。
　食中毒症状のときは、保健センターに連絡してください。

□重傷者受入れ可能医療機関

◎地震により重症を負われた方の診療・受入れは、○○医院、○○病院（市内、市周辺を含めて）で行っております。しかしながら、重傷者の発生が多数のため、救急車の数が足りず、要請どおり対応できない状況にあります。そのため、ご家族、隣近所、消防団、自主防災会などで、自主的に搬送いただけるようお願いします。なお、道路規制の状況については、ラジオ等の交通規制の情報にご注意ください。

□集団事故現場負傷者の収容先病院の周知

◎負傷者の収容についてお知らせします。○○付近で（△△付近の列車の脱線事故で）けがをされた方は（所在地）の□□病院に収容されています。

３　東海地震関連

□警戒宣言発表時

◎吉川市災害対策本部からお知らせします。
ただいま（本日、○○時○○分に）、東海地震の警戒宣言が発表されました。
市民の皆さん、落ち着いて行動してください。
○○○○を震源とする大地震が○○日（○○時間）以内に発生するおそれがあります。
この地震が発生した場合、吉川市では、震度○○程度の地震になると予想されます。
市民の皆さん、テレビやラジオのニュース、市役所からのお知らせに十分注意し、落ち着いて行動してください。

注）警戒宣言（東海地震予知情報）が発表されると、消防庁が J-ALERT を通じて、本市の防災行政無線を自動起動させ、防災行政無線の放送が流れる仕組みとなっている。
なお、放送の内容は、消防庁が決定する。

□警戒宣言時の注意事項（定期的に放送）

◎吉川市災害対策本部から市民のみなさんにお願いします。
現在、東海地震の警戒宣言が発表されています。
市民の皆さんは、
第１に　火の元の確認や火の始末､家具や照明器具などの転倒や落下の防止を行ってください。
第２に　食料や生活必需品、医薬品などの準備をしてください。
なお、食料や生活必需品などの買い占めは、控えてください。
第３に　水道や電気、ガスなどの供給の停止に備え、水の汲み置きや懐中電灯の準備などを行ってください。
第４に　自動車や電話の使用は控えてください。
また、重要な緊急連絡以外は、市役所や警察、消防への電話は控えてください。
第５に　不要な預貯金の引き出しは、控えてください。
最後に　デマなどに惑わされないよう、テレビやラジオのニュース、市役所からのお知らせに十分注意し、落ち着いて行動してください。

□警戒宣言発令中（定期的に放送）

◎吉川市災害対策本部からお知らせします。
ただいま、東海地震の警戒宣言が発表されています。
このため、市や警察、消防では、防災体制を整えています。
重要な緊急連絡以外は、市役所や警察、消防への電話は控えてください。
市民の皆さん、デマなどに惑わされないよう、テレビやラジオのニュース、市役所からのお知らせに十分注意し、落ち着いて行動してください。

□警戒宣言解除

◎吉川市災害対策本部からお知らせします。
○○月○○日に発表されました東海地震の警戒宣言は、解除されました。
市民の皆さん、デマなどに惑わされないよう、テレビやラジオのニュースなどで確認してください。

注）東海地震注意情報が発表されたときも、状況に応じて、上記を参考に広報を行う。

４　水害関連

□大雨警報（浸水害）等が発表されたとき

◎吉川市に大雨・洪水警報が発表されました。
予想される１時間最大雨量は○○ミリです。
○○日○○まで、低い土地の浸水、河川の増水や氾濫に警戒してください。
また、雷や竜巻にも注意してください。
低い土地、地下空間、河川など、危ないところには近づかないようにしてください。
今後の雨の降り方に注意してください。

□大雨特別警報が発表されたとき

◎吉川市に大雨特別警報が発表されました。
直ちに、避難場所への避難、外が危険な場合は、屋内の２階など高いところに避難するなど、命を守る行動をとってください。
予想される１時間最大雨量は○○ミリです。
○○日○○まで、低い土地の浸水、河川の増水や氾濫に警戒してください。
また、雷や竜巻にも注意してください。
低い土地、地下空間、河川など、危ないところには近づかないようにしてください。

□高齢者等避難発令時

◎緊急放送、緊急放送、（又は警戒レベル 3、警戒レベル 3)。
こちらは、防災よしかわです。
○○川が増水し氾濫するおそれがあるため、○○地区の洪水浸水想定区域に対し、警戒レベル 3「高齢者等避難」を発令しました。
○○地区の洪水浸水想定区域（又は、○○地区）にいる高齢者や障害のある人など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。

□避難指示発令時

◎緊急放送、緊急放送、（又は、警戒レベル 4、警戒レベル 4)
こちらは、防災よしかわです。
○○川が増水し氾濫するおそれが高まったため、○○地区の洪水浸水想定区域（又は、洪水浸水想定区域である○○地区）に対し、警戒レベル 4「避難指示」を発令しました。○○地区の洪水浸水想定区域（又は、○○地区）にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。ただし、避難場所等への避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。

□緊急安全確保発令時

（河川氾濫が切迫している状況）
◎緊急放送、緊急放送、（又は、警戒レベル 5、警戒レベル 5）
こちらは、防災よしかわです。
○○川が増水し既に堤防を越え氾濫が発生しているおそれがあります。○○地区の洪水浸水想定区域（又は、洪水浸水想定区域である○○地区）に対し、警戒レベル 5「緊急安全確保」を発令しました。避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。

（河川氾濫を確認した状況）
◎緊急放送、緊急放送、（又は、氾濫発生、氾濫発生）
こちらは、防災よしかわです。
○○川の水位が○○付近で堤防を越え氾濫が発生したため、○○地区の洪水浸水想定区域（又は、洪水浸水想定区域である○○地区）に対し、警戒レベル 5「緊急安全確保」を発令しました。避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。

５　竜巻関連

□竜巻注意情報が発表されたとき

【目撃情報を含まない場合】

◎埼玉県に竜巻注意情報が発表されました。
吉川市は、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になっています。
空の様子に注意してください。
雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。
落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。
この情報は、○○日○○時○○分まで有効です。

【竜巻発生に関する目撃情報を含む場合】

◎埼玉県に竜巻注意情報が発表されました。
埼玉県南部で、竜巻などの激しい突風が発生したとみられます。
埼玉県南部は、竜巻などの激しい突風が発生するおそれが非常に高まっています。
空の様子に注意してください。
雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。
落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。
この情報は、○○日○○時○○分まで有効です。

□竜巻等の発生情報を入手したとき（その１）

◎先ほど、吉川市内（○○市町内）に竜巻が発生したもようです。
大粒の雨が降り出す、雷や風が急変するなど積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。
竜巻が接近するのを確認した場合には、直ちに窓の無い部屋等へ移動し、低くかがんで頭と首を守るなど、安全確保に努めてください。
（竜巻の特徴は、地上から雲の底に伸びた渦や飛散物が筒状に舞い上がることが見えたり、ゴーというジェット機のようなごう音がする、気圧の変化で耳に異常を感じることなどです。）

□竜巻等の発生情報を入手したとき（その２）

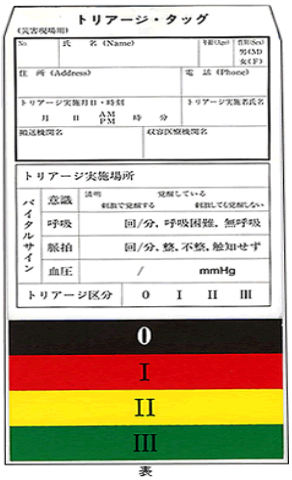
◎ただいま、吉川市内の○○地区で竜巻が発生したもようです。
皆さん、落ち着いて行動してください。
大粒の雨が降り出す、雷や風が急変するなど積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。
竜巻が接近するのを確認した場合には、直ちに窓の無い部屋等へ移動し、低くかがんで頭と首を守るなど、安全確保に努めてください。
また、重要な緊急連絡以外は、市役所や警察、消防への電話は控えてください。
今後も、市役所からの情報に注意して、身の安全を確保し、落ち着いて行動してください。

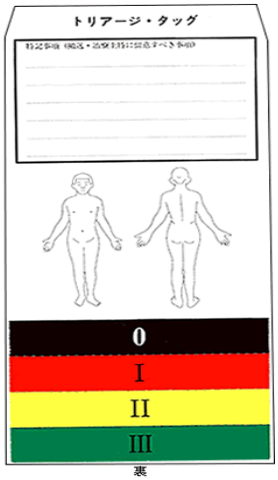
【 資料 】第２．１６「トリアージタッグ」(P203)

『トリアージタッグ』

トリアージとは、災害時等に多数の傷病者が同時に発生した場合、傷病者の緊急度や重傷度に応じて適切な処置や搬送を行うため、傷病者の治療優先度を決定することをいい、その際に用いるタッグ（識別票）をトリアージタッグという。

トリアージタッグは原則右手首に付ける。この部分が負傷していたり、切断しているときは左手首→右足首→左足首→首の順位で付ける場所を変える。





□トリアージタッグの記載方法

記 載 項 目	記 載 方 法 及 び 記 載 内 容
タッグのＮＯ	・トリアージ実施場所ごとに「通し番号」を記載する。 ・再度トリアージを行った場合でも、「通し番号」は変更しない。
氏名・年齢・性別・ 住所・電話 トリアージ実施 月日・時刻	・氏名、年齢、性別、住所は必ず記述する。 ・氏名等が不詳の場合、「氏名不詳」「推定年齢○歳」「吉川市○○の路上で収容」などと具体的に記載する。 ・トリアージを行った月日時刻を分単位まで記載する。
トリアージ実施者名	・トリアージを行ったものの氏名をフルネームで記載する。 ・医師が死亡を確認した場合、例えば「死亡確認医師：茨城太郎」などと検視・検案が容易にできるよう記載する。
搬送機関名	・「○消防本部○救急隊」「家族の自家用車」などと具体的に記載する。
収容医療機関名	・「○病院」「△診療所」などと具体的に記載する。
トリアージ実施場所	・「○学校救護所」「△診療所」などと具体的に記載する。
トリアージ区分	・トリアージ区分を○で囲むとともに、トリアージ区分と同じモギリ部分を残す。 ・症状が重くなって、区分を変更する場合には最初に○で囲んだ区分を×で消して新たな区分を記載し、その上部に変更時間を記載する。 ・症状が軽くなったことにより、区分を変更する場合には新たなタグを追加し、旧タグには大きく×を付けるが除去しない。 ・医師が死亡を確認した場合には、死亡群（0）に○を記載するとともに、死亡月日、時間を分単位まで記載する。
トリアージ実施機関	・「○病院班」「△医師会班」などトリアージ実施者の所属する機関名を記載する。 ・トリアージ実施者の職種「医師・救急救命士・その他」を○で囲む。
診断・処置内容	・医師、看護婦が「創傷」「骨折」「出血」などと記載する。 ・医師等が行った救急処置、例えば「消毒」「止血」などと記載する。医師が死亡を確認した場合には、「脳挫傷による死亡を確認」など、検視・検案が容易にできるように具体的に死因を記載する。
特記事項 （表・裏）	・医療従事者などが、搬送・治療上特に留意すべき事項を記載する。 （応急処置の内容、既往症、発見の状況、治療方針に関する事項） ・収容機関から他の医療機関への転送は紹介状を作成する。
人体図	・負傷箇所を表示するとともに、負傷の状況を具体的に記載する。

【 資料 】第２．１７「災害救助法事務手順」(P229)

災害発生時において、本市が行う救助事務の手順の概要を示したものである。災害の規模、程度、救助体制によって、その手順も変わるものであるが、これらを参考として、あらかじめ手順表を作成しておくとよい。

□災害発生時における市町村応急措置手順（１／３）

事項段階	市における実施事項		留意事項
	項　　目	内　　容	
事前準備	・気象情報等の収集、分析、冠水場所等の調査	気象情報を収集・分析すると共に、区域内の地理的な特殊性から引き起こされる災害や、冠水場所を想定し、対応策を検討する。	民間の気象情報サービスの利用やハザードマップ等の利用
	・関係各（課）部門の役割の明確化と意思決定システムの構築 ・情報の共有化	災害時における本市の組織体制及び、関係各（課）部門（及び職員）の役割分担を明確にし、緊急時の意志決定システムを構築しておくこと。その際、関係各（課）部門相互の情報の共有化を図り、相互に円滑な連絡が図られるよう工夫すること。	災害が夜間や休日に発生することを十分踏まえ、発生時の職員間の連絡体制についても検討しておくこと
	・連絡手段、利用方法の確保、確認 ・報告責任者の選定	電話の輻輳に備え、災害時の災害時優先電話や防災無線等の複数の連絡手段（利用方法）を確保・確認すると同時に、発災時（災害が想定される場合も含む）に県へ報告する責任者を決めておくこと。	緊急時の県及び関係機関への連絡体制をとること
	・地域防災計画及び災害関係法令などの確認	地域防災計画及び災害関係法令を再確認し、不明な点はあらかじめ、県に確認しておくこと。	意志決定を速やかに行えるように関係部局間に周知
	・市民への災害の連絡手段、方法の検討	災害時に、避難方法や避難所の場所等について市民へどのように周知させるか連絡手段、方法について検討しておくこと	防災無線、消防団、住民の連携強化
	・避難予定場所の確保	学校、公民館、民間の建造物の利用又は野外仮設物の設置準備	事前に危険箇所の確認をしておくこと
	・救助物資の準備	1 備蓄物資の確保（保存食料品） 2 救助用資機材の確保 3 商工会・消防団等との事前打ち合わせ	必要に応じて、医薬品等の調達先についても確認
	・区域内における被害状況、報告体制の確立	1 事前に担当区域を指定した調査班の設定 2 本市各地区に調査責任者並びに調査立会人を設定しておくこと 3 調査用紙、報告用紙を常備し、記載方法、被害程度の判定基準、報告要領について周知しておくこと	

□災害発生時における市町村応急措置手順（２／３）

事項段階		市における実施事項		留意事項
		項　　目	内　　容	
災害発生時点		・被害状況の把握	1 被害地区情報連絡責任者からの報告 2 調査班の出動 被害者台帳の作成 ①被害程度（人的、物的） ②家族の状況 ③課税状況、世帯類型、必要な救助	
		・被害状況の報告（発生報告）	県消防防災課へ報告	災害オペレーション支援システムの利用・入力
災害救助法の適用時点以降	第一段階	・災害救助法の適用要請	1 市当局（責任者）からの救助法適用要請 （県災害対策課へ） 電話　048-830-8181（直） 2 県職員等の応援要請	夜間・休日時においては、048-830-8111（危機管理防災部当直）
		・避難情報、避難所の開設	1 避難所への誘導、整理職員の派遣 2 避難状況の把握 3 避難所の維持管理	
		・罹災者の救出	1 救出のための要員（消防団員）の動員、及び救出に要する機械器具の確保（借上げ） 2 必要に応じ、関係機関への援助要請	
		・炊出し、その他による食品の給与	1 食糧の応急調達 2 炊出し所への責任者派遣 3 婦人会等への炊出し協力要請 4 給与状況の把握	避難所収容者以外の者に対しても給与できる。 消防団、市職員、応援要員分は別にする。協力活動に対する報酬は支払わない。
		・飲料水の供給	1 給水車の確保 2 機械器具の借上げ	
		・救護班の編成及び派遣（公立病院等の協力）	1 日赤救護班の派遣要請 2 病院又は診療所に移送	協力活動に対する報酬は支払わない。
		・死体の捜索と処理及び埋葬	1 死体捜索（機械器具借上、要員の援助要請） →消防団、自衛隊等の協力 2 死体処理（洗浄、縫合、消毒、検案、一時保存、救護班等の活動） 3 埋葬（埋葬火葬の実施、棺、骨壺代支給）	死体の安置所の確保

□災害発生時における市町村応急措置手順（３／３）

事項段階		市における実施事項		留意事項
		項　　目	内　　容	
災害救助法の運用時点以降	第二段階	・被害状況の調査、確認の完全化		
		・中間報告	とりあえず、電話、ＦＡＸで報告、後で文書報告（被害状況添付）、県災害対策課へ	
		・応急救助実施状況報告	救助日報に基づき、毎日報告する。	領収書の保管 日計表の記録
		・被服、寝具その他生活必需品の給与	物資購入（配分）計画作成 →購入 →給与	
		・学用品の給与	物資購入（配分）計画作成 →購入 →給与	
		・障害物の除去	1 対象世帯の選定 2 実施計画 （賃金職員雇上げ、機械借上げ、業者委託も可）	障害物の存在、場所及び経済的能力により対象者を選定すること。
	第三段階	・各種救助の実施継続		
		・義援金品の受付開始		救助法による救助物資と区別し、書類を作成すること
		・応急仮設住宅の設置	必要戸数の決定 →敷地の確保 →工事施工 →入居	対象者の選定方法を工夫すること
		・住宅の応急修理	対象世帯の選定 →実施計画 →大工左官等の雇上げ（業者委託も可）	
		・救助の特別基準申請	各救助のうち、特別基準申請の必要のあるものについての要請（救助期間内に電話連絡、文書は事後で可）	必ず、救助法の適用期間内に申請を行うこと
		・災害弔慰金等の支給	災害弔慰金の支給、災害傷害見舞金の支給	
		・災害援護資金の貸付	災害援護資金の貸付申請受付開始	
		・完了報告	文書報告（被害状況、救助実施状況、救助費概算調添付）→県災害対策課へ	

【 資料 】第２．１８「吉川市被災建築物応急危険度判定要綱」(P216)

吉川市被災建築物応急危険度判定要綱

平成２０年７月１７日
告示第１６４号

改正
平成２９年３月３１日
告示第１１３号

（趣旨）
第１条　この要綱は、地震により多くの建築物が被災した場合において余震等による建築物の倒壊及び部材の落下等から生ずる二次災害（以下「二次災害」という。）を防止し、市民の安全の確保を図るために行う被災建築物応急危険度判定に関し必要な事項を定めるものとする。
（定義）
第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
（１）　判定　地震により被災した建築物の被害の状況を調査し、二次災害発生の危険度の判定、表示等を行うことをいう。
（２）　判定士　判定の業務に従事するものとして、埼玉県被災建築物応急危険度判定士認定要綱（平成７年 12 月 15 日施行）の規定により知事の認定を受けたもの、埼玉県以外の都道府県の知事が定める者等をいう。
（３）　判定コーディネーター　判定の実施に当たり、判定実施本部及び災害対策本部と応急危険度判定士との連絡調整に当たる行政職員及び判定業務に精通した県内の建築関連団体等に属する者をいう。
２　前項各号に掲げるもののほか、この要綱中の用語は、法令その他別に定めるところによる。
（地震による被災建築物等の予測）
第３条　市長は、地震による被害想定等に基づき被災建築物の棟数を想定するとともに、市街地状況を勘案し、倒壊等被害の大きいと予想される地域をあらかじめ要判定地区として想定する等、判定実施のため必要な事項をあらかじめ定めておくものとする。
（判定士及び判定コーディネーターの確保）
第４条　市長は、あらかじめ市内の判定士及び職員の判定士の連絡網を作成しておくものとする。
２　市長は、職員のうちから判定コーディネーターを養成し、登録しておくものとする。
（判定実施の決定）
第５条　都市計画課長は、震度５強以上の地震が発生したときは、判定実施要否の判断に必要な被害情報を収集し、都市整備部長に報告するものとする。
２　都市整備部長は、前項の被害情報を基に判定の要否を災害対策本部長に具申するものとする。
３　災害対策本部長は、前項の規定による具申により、相当数の建築物が被災し、二次災害の発生の恐れがあると判断したときは、直ちに判定の実施を宣言し、判定実施本部を設置するとともに、埼玉県知事及び建築関係団体に連絡するものとする。
（判定の実施に関する県との連絡調整）
第６条　災害対策本部長は、判定実施の決定に伴い、被災建築物棟数及び判定士等の動員計画から、短期に判定を終了することが困難と思われるときは、埼玉県知事に対して判定に関する支援を要請するものとする。
２　第８条第１項の規定により置かれる判定実施本部長は、埼玉県判定支援本部の長に対し現地の被災状況を随時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議及び調整をするものとする。

（判定体制の周知）
第７条　災害対策本部長は、判定体制の充実のため、埼玉県及び彩の国既存建築物地震対策協議会と協力して広報等を行い、判定活動の周知に努めるものとする。
（判定実施本部）
第８条　判定実施本部に判定実施本部長を置き、都市整備部長をもって充てる。
２　判定実施本部に都市計画課職員を置く。
３　判定実施本部は、災害対策本部と緊密な連絡のもとに、判定計画を定め、判定を実施するものとする。
（判定計画）
第９条　判定実施本部は、第５条第１項の被害情報をもとに地震の規模、被災範囲を想定し、判定実施区域を設定し、当該区域内の判定対象建築物件数を推計するものとする。この場合において、すでに収集された被害情報が不十分なときは、災害対策本部長の協力を得て、被災状況の確認を行うものとする。
２　判定実施本部は、前項前段の規定により推計した判定対象棟数及び判定実施区域並びに判定に必要な判定士の数、投入できる判定士の数等を勘案して次のいずれかの判定の方法（以下「判定方法」という。）を選択する。この場合において、第３号に掲げる方法は、職員の判定士を中心とした判定が行えるときに限り選択するものとする。
（１）　建築物の所有者の要請に応じて立入り調査を含む判定
（２）　外観調査を中心とした判定
（３）　立入り調査を中心とした判定
３　判定実施本部長は、前項の規定による選択をした上で、次の内容からなる判定実施計画を策定する。
（１）　判定方法
（２）　判定実施区域及び優先順位
（３）　対象となる建築物の用途及び規模
（４）　判定実施期間
（５）　必要判定士数
（６）　応援判定士数
（７）　判定コーディネーター数
（８）　次の資機材（以下「判定資機材」という。）
ア　全国応急危険度判定協議会で定める判定調査票（以下「判定調査票」という。）
イ　全国応急危険度判定協議会で定める判定ステッカー（以下「判定ステッカー」という。）
ウ　判定実施区域全体の地図及び各担当の判定実施区域の地図
エ　携帯電話等の連絡用機材
オ　カメラ等の記録用機材
カ　判定士の腕章
キ　ガムテープ
ク　バインダー
４　判定実施本部長は、判定実施計画を策定したときは、速やかに前項第５号及び第６号の判定士数並びに同項第７号の判定コーディネーター数に対応できるような名簿を作成しなければならない。
５　第３項第７号の判定コーディネーター数は、同項第５号の必要判定士数の 100 分の１以上となるようにするものとする。
（判定コーディネーターの任命）
第 10 条　災害対策本部長は、前条第４項の名簿に基づき、都市計画課職員及び判定士のうちから必要な者を判定コーディネーターに任命するものとする。
（判定の準備）
第 11 条　判定コーディネーターは、判定実施計画に基づき判定実施日の前日までに、判定資機材及び

判定士の判定実施区域までの移動手段、食料、宿泊場所の確保等の準備を行うものとする。

（判定士の受付）

第 12 条　判定コーディネーターは、第４条第１項の規定により作成された連絡網により判定士に連絡を行い、判定への参集を要請するものとする。この場合において、判定コーディネーターは、判定資機材の持参も、併せて要請することができる。

２　判定コーディネーターは、第９条第４項の名簿をもとに、参集した判定士について、判定活動可能日数及び判定士の所持品の確認を行い、必要事項を受付台帳（様式）に記載することにより受付を行う。

（判定実施チーム及び班の編成）

第 13 条　各判定コーディネーターは協力して、参集した判定士を判定実施計画及び受付台帳に基づき、100 名以内ごとのグループに振り分けるものとする。

２　判定コーディネーターは、判定実施計画及び受付台帳により、次の事項を勘案して、前項のグループごとに、すべての判定士について原則２人で構成されるチームを編成する。

（１）　活動可能日

（２）　年齢

（３）　判定実施区域に関する知識

（４）　判定経験の有無

（５）　建築士の免許の種類及び専門分野

（６）　判定士の申出等

３　判定コーディネーターは、チームの特性、判定地域、判定建物等の特性を考慮し最大 10 チームで構成する班を編成し、班ごとに班長及び副班長を任命する。

４　班長は、班を統括する。班長に事故があり、又は欠けた場合は、副班長がその職務を代理する。

５　判定コーディネーターは、判定実施計画等の変更により現状のチーム編成では支障が生じる場合は、速やかにチームの再編成を行う。

６　班長は、所属する班に属するチームの状況を常に把握し、現状のチーム編成が判定活動に支障を及ぼすと判断される場合は、判定コーディネーターに再編成を具申するものとする。

（判定資機材等の配布）

第 14 条　判定コーディネーターは、必要に応じて以下の判定資機材及び次に掲げるものを班長及び副班長を通して各判定チームに配布するものとする。

（１）　建築関係データ

（２）　避難所の位置、火災発生地区、避難者への情報等の被災地情報

（３）　判定実施保留区域情報

（４）　食料

（５）　前各号に掲げるもののほか、必要と認められる物資

（判定作業の説明）

第 15 条　判定コーディネーターは、班長及び副班長に対して次の事項を説明する。

（１）　担当の判定実施区域

（２）　判定方法

（３）　避難所の位置、火災発生地区、避難者への情報等の被災地情報

（４）　気温、風速及び降雨の気象状況

（５）　余震の震度及び頻度の情報

（６）　出発時間、担当の判定実施区域への移動手段、集合時間及び集合場所

（７）　定時の連絡方法

（８）　新聞社等の情報伝達機関との対応方法

（判定の実施）

第 16 条　判定は、前条の規定による指示により、班長が各判定士に内容を伝え、判定士が実施する。

２　判定士は、判定作業に従事するときは判定士登録証を必ず携行するとともに、腕章等により判定

士として識別できるようにする。
3　判定は、チームで行う。
4　判定結果は、建築物ごとに判定調査票に記録し、当該建築物の出入口等見やすい場所に危険度に応じて「危険」、「要注意」、「調査済」のいずれかの判定ステッカーを貼付する。この場合において、判定ステッカーには必要に応じ、判定結果に基づく対処方法に関する簡単な説明等を付記することとする。
5　判定士は、判定作業中及び移動中は、チームで周辺の状況に注意を払い、危険な場所に近づかない等無理な活動は行わないものとする。
6　判定士は、緊急事態、判定における疑問等があったときは、班長を通じ携帯無線等で実施本部と連絡を行い、判定コーディネーターの指示を仰ぐものとする。

（判定の報告）

第 17 条　判定士は、判定作業終了後、判定実施本部に戻り、班長に判定結果、自己の健康状態等の報告を行う。この場合において、判定結果の中で特に注意を必要とする建築物については、その旨を併せて報告する。
2　班長は、各判定士から判定結果等の報告を受け次第、集計を行い、判定コーディネーターに報告する。この場合において、判定結果の中で特に注意を要すると報告された被災建築物等については、必要な措置について具申する。

（判定士の宿泊）

第 18 条　判定士は、原則として判定コーディネーターが準備した宿泊施設に宿泊する。ただし、地元判定士は、翌日の判定活動について判定コーディネーターの指示を受け、自宅に戻ることができる。

（住民に対する対応）

第 19 条　判定士は、判定を迅速かつ誠実に行い、被災地の住民に対し誠意を持って対応する。
2　判定士は、判定に対する住民等の理解を得るため判定実施本部等で準備した判定のパンフレットを持参し、必要に応じて配布する。
3　判定士は、判定中に、当該建築物の所有者等が当該建築物の中又は近傍にいる場合は、その場で判定結果を知らせることとし、判定についての質問等があった場合には、適切に回答するものとする。
4　判定士は、現地で判定以外の業務を求められたときは、丁重に断り、速やかにその場を離れるものとする。
5　判定士は、判定作業中に、建築物所有者等とトラブルとなったときは、判定ステッカーは貼らずに判定調査票にその旨の記録を残すものとする。
6　判定士は、外国人等で日本語の通じない居住者等に対しては、予め英語等で記載したステッカー及び判定結果説明書を用意し、手渡すものとする。

（判定活動における補償）

第 20 条　市長は、判定活動に民間の判定士等を従事させる場合は、全国被災建築物応急危険度民間判定士補償制度運用要領（平成 10 年５月 11 日施行）に基づく補償制度を適用するものとする。

（国等への派遣）

第 21 条　市長は、国又は他の地方公共団体から判定に対する支援の要請を受けた場合は、支障のない限り必要な支援を行うものとする。

（補則）

第 22 条　市長は、この要綱に定めるもののほか判定の円滑な実施を図るため、必要な財政上の措置その他所要の措置を講ずるものとする。

附　則

この告示は、平成 20 年８月１日から施行する。

附　則（平成 29 年３月 31 日告示第 113 号）

この告示は、平成 29 年４月１日から施行する。

【 資料 】第２．１９「埼玉県被災建築物応急危険度判定要綱」(P216)

埼玉県被災建築物応急危険度判定要綱

第１　目的

この要綱は、地震により多くの建築物が被災した場合、余震等による建築物の倒壊及び部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、県民の安全の確保を図るため、被災建築物応急危険度判定に関し必要な事項を定めることにより、その的確な実施を確保することを目的とする。

第２　定義

この要綱において、次の各項に掲げる用語の定義は、それぞれ次の各項に定めるところによる。

１　被災建築物応急危険度判定

地震により被災した建築物の余震等による倒壊及び部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険度の判定、表示等を行うことをいう。

２　応急危険度判定士

被災建築物応急危険度判定（以下、「判定」という。）業務に従事する者として、埼玉県被災建築物応急危険度判定士認定要綱に基づき知事の認定を受けた者又は埼玉県以外の都道府県の知事、独立行政法人都市再生機構若しくは全国被災建築物応急危険度判定協議会が認める者（別表参照）の代表者が定める者をいう。

３　応急危険度判定コーディネーター

判定の実施に当たり、判定実施本部、判定支援本部及び災害対策本部と応急危険度判定士との連絡調整に当たる行政職員及び判定業務に精通した県内の建築関連団体（以下、「関連団体」という。）等に属する者をいう。

第３　震前対策

１　市町村長は、判定の的確な実施を図るため、あらかじめ次の事項からなる、「市町村被災建築物応急危険度判定要綱」（以下、「市町村要綱」という。）を定めるものとする。

(1) 判定の実施
(2) 判定実施の決定
(3) 判定実施本部の設置
(4) 判定の実施に関する県との連絡調整等
(5) 判定対象区域、対象建築物の決定等の基準
(6) 応急危険度判定士、応急危険度判定コーディネーター及びその他の判定業務従事者（以下、「応急危険度判定士等」という。）の確保、判定の実施体制等
(7) 県に対する支援要請
(8) 判定の方法
(9) 判定結果の表示
(10) 応急危険度判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定その他必要な事項
(11) 判定用資機材の調達、備蓄
(12) その他必要な事項

２　知事は、市町村長が地域防災計画を踏まえて震前に計画する判定に関する事項について、必要な助言をすることができる。

３　知事は、市町村長からの要請に対し的確な支援が行えるよう、市町村長があらかじめ計画した事項についてとりまとめておくものとする。

４　県は、関連団体と協力して、応急危険度判定士等の養成及び登録を行うものとする。

５　県は、市町村及び関連団体と協力して、所定の判定用資機材を備蓄しておくものとする。

第４　判定の実施

１　市町村長は、地震により相当数の建築物が被災し、余震等により二次災害の発生のおそれがある

と判断したときは、直ちに判定の実施を決定し、判定実施本部の設置その他必要な措置を講じるものとする。

2　市町村長は、判定実施の決定に伴い、被災建築物数と応急危険度判定士等の動員計画から、短期に判定を終了することが困難と思われるとき等は、知事に対して判定に関する支援を要請することができる。

3　県は、震度5弱以上の地震が発生したときは、判定支援本部を設置し必要な支援を行うものとする。

4　知事は、市町村長から判定の実施に伴い支援の要請のあったときは、判定支援本部を設置し必要な支援を行うもののものとする。

第5　判定の実施に関する県と市町村間の連絡調整等

1　市町村長は、判定実施本部及び判定拠点の設置を決定したときは、県都市整備部建築安全課長に速やかに連絡するものとする。

2　判定実施本部の長は、判定支援本部の長に対し現地の被災状況を随時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議、調整し、速やかな報告を求めるものとする。

第6　判定対象区域、対象建築物の決定等の基準

　市町村長は、あらかじめ地震の規模、被災建築物等を推定し、優先的に判定を行うべき施設、区域及び判定対象建築物の決定等の基準を整備しておくものとする。

第7　応急危険度判定士等の確保、判定の実施体制等

1　県及び市町村は、関連団体の協力を得て、あらかじめ応急危険度判定士等の動員計画を作成するとともに、判定の実施を決定した場合は、必要な応急危険度判定士等の速やかな確保に努めるものとする。

2　県及び市町村は、地震災害に備え、市町村は判定実施本部、県は判定支援本部の体制について、あらかじめ整備しておくものとする。

第8　国及び都道府県に対する支援の要請並びに他都道府県に対する支援等

1　知事は、地震被害が大規模であること等により、国及び他都道府県の支援を受け入れる必要があると判断した場合は、国土交通大臣及び他都道府県の知事に対し、必要な支援を要請するものとする。

2　知事は、他都道府県から判定に対する支援の要請を受けた場合は、支障のない限り必要な支援を行うものとする。

3　知事は、判定の実施が決定された場合、必要に応じ関連団体に協力を求めるものとする。

第9　関連団体の協力

1　関連団体は、県及び市町村の震前対策に協力するとともに、判定の実施が決定された場合は、速やかに応急危険度判定士等の確保など必要な協力を行うものとする。

2　関連団体は、県が支援本部を設置した場合、その指示により、必要な措置を講じるものとする。

第10　判定の方法及び判定結果の表示

1　判定は、別に定める判定調査票に基づき実施するものとする。

2　判定を行った被災建築物については、判定結果に基づき、当該建築物の見やすい場所に「危険」、「要注意」、「調査済」のいずれかの表示を行うものとする。

第11　応急危険度判定士等の判定区域までの移動方法及び宿泊場所の設定等

1　県及び市町村は、応急危険度判定士等の判定区域までの移動について、判定の実施の決定後速やかに、被災状況等を検討し輸送方法を手配するものとする。

2　県及び市町村は、応急危険度判定士等の食料の準備及び必要に応じ宿泊場所の確保等を行うものとする。

第12　判定用資機材の調達

　県は、市町村長が判定の実施を決定し、判定作業に不足する所定の判定用資機材がある場合は、当該市町村に代わってこれを調達するものとする。

第13　判定活動等における補償

県は、判定に民間の応急危険度判定士等の参加を要請し判定活動に従事させる場合は、市町村と協力して、全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領に基づく補償制度に加入するものとする。

第14　その他

1　知事及び市町村長は、判定の円滑な実施を図るため、必要な財政上の措置、組織体制上の措置その他所要の措置を講じるものとする。

2　県、市町村及び関連団体は、自ら設立した彩の国既存建築物地震対策協議会等を通じて、市町村要綱等について情報交換し、判定の実施に際し、円滑な運用が図れるよう努めるものとする。

3　彩の国既存建築物地震対策協議会は、この要綱の目的を達成するため、県、市町村及び関連団体間の必要な連絡調整に努めるものとする。

4　県は、この要綱が市町村要綱制定等の目安となるよう、常に見直し、必要に応じ改正するものとする。

別表　全国被災建築物応急危険度判定協議会が認めるもの

団体名	代表者名	認めた日
(一社)マンション管理業協会	会長	平成１６年７月１日

附　則

略

【 資料 】第２．２０「埼玉県被災宅地危険度判定実施要綱」(P216)

埼玉県被災宅地危険度判定実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、市町村において、災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害（以下「大地震等」という。）により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を実施することによって、二次災害を軽減、防止し住民の安全の確保を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)「宅地」とは、宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第２条第１号に規定する宅地のうち住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物等の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地をいう。

(2)「宅地判定士」とは、被災宅地危険度判定を実施する者として、埼玉県被災宅地危険度判定士登録要綱（以下「登録要綱」という。）に基づき知事が被災宅地危険度判定士登録名簿に登録した者をいう。

(3)「被災宅地危険度判定」（以下「危険度判定」という。）とは、宅地判定士の現地踏査により、宅地の被災状況を調査し、変状項目ごとの配点から危険度を分類することをいう。

(4)「危険度判定実施本部」とは、危険度判定を実施するために被災した市町村の災害対策本部に設置する組織をいう。

(5)「危険度判定支援本部」とは、被災した市町村の実施する危険度判定活動を支援するために、県に設置する組織をいう。

(6)「被災宅地危険度判定連絡協議会」（以下「全国協議会」という。）とは、都道府県相互の支援等に関して事前に都道府県間の調整を行い、被災宅地危険度判定制度の実施体制の整備を図るために設置された組織をいう。

（県の事前準備）

第３条　知事は、危険度判定の実施に関する事項について、県内の市町村及び関係団体等と協議し、調整に努めるものとする。

２　知事は、市町村の協力を得て、危険度判定に関する講習会を開催し、宅地判定士の養成に努めるものとする。

３　知事は、登録要綱に基づき宅地判定士の登録及び更新に関する事務を行うものとする。

４　知事は、国、他の都道府県及び関係団体等と連携して、危険度判定の円滑な実施のための体制の整備を行うものとする。

５　知事は、危険度判定について、住民に周知させるため必要な処置を講じるものとする。

（市町村の事前準備）

第４条　市町村長は、危険度判定の実施に関する事項について、県と協議し、調整に努めるものとする。

２　市町村長は、危険度判定の円滑な実施のため、体制の整備を行うものとする。

３　市町村長は、危険度判定について住民に周知させるため必要な処置を講じるものとする。

（宅地判定士の事前準備）

第５条　宅地判定士は、常に危険度判定に関する知識の習熟に努めるものとする。

２　宅地判定士は、危険度判定の円滑な実施のため、県及び市町村が行う体制整備に協力するよう努めるものとする。

（危険度判定の実施）

第６条　市町村長は、大地震等の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定する。

２　市町村長は、危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象となる区域及び宅地を定める。
３　市町村長は、危険度判定の実施のための支援を知事に要請することができる。
４　知事は、市町村長から支援要請を受けた場合は、宅地判定士に協力を要請する等、支援措置を講じるものとする。
５　市町村長は、宅地判定士の協力のもとに、危険度判定を実施する。
６　被災の規模等により市町村が危険度判定の実施に関する事務を行うことができなくなったときは、知事は、危険度判定の実施に関し必要な措置を講じるものとする。

（判定結果の表示等）

第７条　市町村長は、二次災害を防止し、又は軽減するために、危険度判定の結果を当該宅地に表示する等、必要な措置を講じるものとする。
２　前項の規定による危険度判定結果の表示は、全国協議会の定める判定実施マニュアル等の手引による。

（資機材の調達及び備蓄）

第８条　県、市町村及び関係団体等は、危険度判定用資機材の調達及び備蓄に努めるものとする。

（委任）

第９条　この要綱に定めるほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附　則

略

【 資料 】第２．２１「応急仮設住宅設置要領（埼玉県）」(P256)

応急仮設住宅設置要領

1　目的

災害により住家が全壊、全焼又は流失し居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を確保することのできない者に建設し供与することにより、一時的な居住の安定を図ることを目的とする。

2　対象者

応急仮設住宅に収容できる者は、次の各号に該当するものとする。

(1) 住家が全壊、全焼又は流失し、他に居住する住家がない者

(2) 自らの資力では、住宅を得ることのできない者

3　規模及び費用

１戸当りの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,714,000円以内とする。

4　工事施行の方法

(1) 原則として知事が建設するが、救助の迅速を図るため、その建設を当該市町村に委任することができる。

(2) 委任をを受けた市町村は、請書（様式１）に応急仮設住宅に収容を要する者の名簿（様式２）を添えて知事に提出すること。

(3) 当該市町村長は、県の示す設計書を参考に、請負に付して建設すること。

(4) 工事着工の際は、着工届（様式３）に工事請負契約書の写を添えて知事に提出すること。

(5) 工事完了の際は、竣工届（様式４）を知事に提出し、検査を受けること。

5　工期

工事の最終の着工期限は、災害発生の日から２０日以内であるができる限り速やかに着工及び竣工すること。

6 敷地

(1) 原則として、公有地を利用すること。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することが可能であること。

(2) 私有地を借用して設置する場合は、市町村長が、土地の所有権者又は借地権者と、借地契約を結んでおくこと。

(3) 借地料は市町村の負担とすること。

7　入居者の決定

(1) 市町村長は、必要に応じて市町村関係職員、議会議員、町内会長、民生委員等による協議会を開催し、その意見を聴いて入居を要する者を決定し知事に提出すること。

(2) 知事は入居者を決定して、市町村長に通知する。

(3) 市町村長は、前項の決定を受け工事の完了次第入居手続きを進めること。

8　供 与

(1) 供与期間は、完成の日から２年以内とすること。

(2) 供与期間中の貸付料は、無料とすること。

(3) 供与期間中に増改築を必要とする場合は、予め知事の承認を受けて行うこと。

9　維持管理

(1) 委任を受けた市町村長が、公営住宅に準じて維持管理すること。

(2) 供与期間中に入居者が退去した場合は、その旨知事に報告しその指示を受けること。

10　指導監督

(1) 設置については、知事が行うこと。
(2) 工事については知事が行うこと。

11　繰替支弁金の支払い

市町村長は、県の竣工検査が終了したときは、請求書（様式５）２部を知事に提出すること。ただし、知事が必要と認めるものは概算支払いを行うことができる。

12　書類の提出

町村にあっては、知事へ提出すること。

様式　（略）

【 資料 】第２．２２「吉川市災害弔慰金の支給等に関する条例」（P283）

吉川市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和４９年９月１３日
条例第３０号

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和４８年法律第８２号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和４８年政令第３７４号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、及び自然災害により、被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

(1) 災害　暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

(2) 市民　災害により被害を受けた当時、この市の区域に住所を有した者をいう。

第２章　災害弔慰金の支給

（災害弔慰金の支給）

第３条　市は、市民が令第１条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

（災害弔慰金を支給する遺族）

第４条　災害弔慰金を支給する災害により死亡した市民（以下「死亡者」という。）の遺族の範囲は、法第３条第２項に定める遺族の範囲とする。

２　死亡者に配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれかがある場合は、次に掲げるところにより定めた順位により最も上位となった者に災害弔慰金を支給するものとする。

(1) 死亡者の死亡当時において、主として死亡者により生計を維持していた遺族を上位とし、その他の遺族を下位とすること。

(2) 前号の規定により同順位となった者については、次のアを最も上位とし、以下アにより近いものを上位として順位を定めること。

ア　配偶者
イ　子
ウ　父母
エ　孫
オ　祖父母

(3) 父母に養父母と実父母の別があるときは、養父母を上位とし、実父母を下位とすること。

(4) 祖父母において父母に養父母と実父母の別があるときは、養父母の父母を上位とし、実父母の父母を下位とすること。

(5) 祖父母において父母の父母に養父母と実父母の別があるときは、父母の養父母を上位とし、実父母を下位とすること。

３　前項の規定にかかわらず、同項の規定により災害弔慰金を支給すべき者が遠隔地にある場合等、当該支給すべき者に災害弔慰金を支給し難い事由があるときは、市長は、当該支給すべき者の次に上位となった者に災害弔慰金を支給することができる。当該次に上位となった者にも災害弔慰金を

支給し難い事由があるときは、当該次に上位となった者の次に上位となった者に支給することができるものとし、以下この例による。

4　市長は、前2項の規定により災害弔慰金を支給すべき者又は死亡者に配偶者、子、父母、孫及び祖父母のいずれもない場合において法第3条第2項に規定する死亡者の兄弟姉妹(次項において「死亡者の兄弟姉妹」という。）が２人以上あるときは、適当と認める者１人に災害弔慰金を支給するものとする。

5　前項の規定により支給された災害弔慰金は、当該災害弔慰金の支給を受けた者と第２項の規定により定めた順位が同じである者又は死亡者の兄弟姉妹全員に対し支給されたものとみなす。

（災害弔慰金の額）

第５条　災害により死亡した者１人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては5,000,000円とし、その他の場合にあっては2,500,000円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

（死亡の推定）

第６条　災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第４条の規定によるものとする。

（支給の制限）

第７条　災害弔慰金は、次に掲げる場合には支給しない。

(1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(2) 令第２条に規定する場合

(3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不適当と認めた場合

（支給の手続）

第８条　市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2　市長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第３章　災害障害見舞金の支給

（災害障害見舞金の支給）

第９条　市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

（災害障害見舞金の額）

第10条　障害者１人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては2,500,000円とし、その他の場合にあっては1,250,000円とする。

（準用規定）

第11条　第７条及び第８条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第４章　災害援護資金の貸付け

（災害援護資金の貸付け）

第12条　市は、令第３条に掲げる災害により、法第１０条第１項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2　前項に掲げる世帯は、その所得について法第１０条第１項に規定する要件に該当するものでなければならない。

（災害援護資金の限度額等）

第13条　災害援護資金の１災害における１世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の

種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね１月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア　家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね３分の１以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合　1,500,000 円

イ　家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合　2,500,000 円

ウ　住居が半壊した場合　2,700,000 円

エ　住居が全壊した場合　3,500,000 円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア　家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合　1,500,000 円

イ　住居が半壊した場合　1,700,000 円

ウ　住居が全壊した場合(エの場合を除く。)　2,500,000 円

エ　住居の全体が滅失し、又は流失した場合　3,500,000 円

(3) 第１号ウ又は前号イ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には「2,700,000円」とあるのは「3,500,000円」と、「1,700,000 円」とあるのは「2,500,000 円」と、「2,500,000 円」とあるのは「3,500,000円」と読み替えるものとする。

２　災害援護資金の償還期間は１０年とし、据置期間はそのうち３年（令第７条第２項括弧書の場合は５年）とする。

（保証人及び利率）

第 14 条　災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

２　災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、措置期間中は無利子とし、措置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年 1.5 パーセントとする。

３　第１項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第９条の違約金を包含するものとする。

（償還等）

第 15 条　災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還又は月賦償還とする。

２　償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還することができる。

３　償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第１３条、第１４条第１項及び第１６条並びに令第８条、第９条及び第１２条の規定によるものとする。

（規則への委任）

第 16 条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

略

【 資料 】第２．２３「吉川市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則」(P283)

吉川市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和５７年１２月１１日
規則第２０号

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この規則は、吉川市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和４９年吉川町条例第３０号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第２章　災害弔慰金の支給

（支給の手続）

第２条　市長は、条例第８条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別及び生年月日
(2) 死亡年月日及び死亡の状況
(3) 死亡者の遺族に関する事項
(4) 支給の制限に関する事項
(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（必要書類の提出）

第３条　市長は、この市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

２　市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第３章　災害障害見舞金の支給

（支給の手続）

第４条　市長は、条例第１１条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(1) 障害者の氏名、性別及び生年月日
(2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
(3) 障害の種類及び程度に関する事項
(4) 支給の制限に関する事項
(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（必要書類の提出）

第５条　市長は、この市の区域外で障害の原因となる負傷、又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

２　市長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和４８年法律第８２号）別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（様式第１号）を提出させるものとする。

第４章　災害援護資金の貸付け

（借入れの申込み）

第６条　災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書（様式第２号。以下「借入申込書」という。）を、市長に提出しなければならない。

(1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
(2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
(3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の使途についての計画
(4) 保証人を立てる場合は、保証人に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2　借入申込書には次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込者にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書

(2) 被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を１月から５月までの間に受けた場合にあっては、前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書

(3) その他市長が必要と認めた書類

3　借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月１日から起算して３月を経過する日までに提出しなければならない。

（調査）

第７条　市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討の上、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

（貸付けの決定）

第８条　市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書（様式第３号。以下「貸付決定通知書」という。）を、借入申込者に交付するものとする。

2　市長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書（様式第４号）を借入申込者に交付するものとする。

（借用書の提出）

第９条　貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、災害援護資金借用書（様式第５号。以下「借用書」という。）（保証人を立てる場合は、保証人の連署した借用書）に、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）の印鑑証明書を添えて市長に提出しなければならない。

（貸付金の交付）

第 10 条　市長は、前条の借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。

（償還の完了）

第 11 条　市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられる印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

（繰上償還の申出）

第 12 条　繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(様式第６号)を市長に提出するものとする。

（償還金の支払猶予）

第 13 条　借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書（様式第７号）を市長に提出しなければならない。

2　市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書（様式第８号）を当該借受人に交付するものとする。

3　市長は、支払猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書（様式第９号）を当該借受人に交付するものとする。

（違約金の支払免除）

第 14 条　借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書（様式第１０号）を市長に提出しなければならない。

2　市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払を免除した期間及び金額を記載した違約金支払免除承認通知書（様式第１１号）を当該借受人に交付するものとする。

3　市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(様式第１２号)を当該借受人に交付するものとする。

（償還免除）

第 15 条　災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免

除申請者」という。）は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書（様式第１３号）を市長に提出しなければならない。

２　前項の申請書には、次に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神若しくは身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

(3) 借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類

３　市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書（様式第１４号）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

４　市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書（様式第１５号）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

（督促）

第16条　市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

（氏名又は住所の変更届等）

第17条　借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は速やかに、その旨を市長に氏名等変更届（様式第１６号）を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

第５章　補則

第18条　この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、別に定める。

附　則

略

様　式

略

【 資料 】第２．２４「住宅復興資金」(P290)

□災害復興住宅融資（建設資金融資）　（独立行政法人住宅金融支援機構）

貸付対象者	住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」を交付されている者で、１戸当たりの住宅部分の床面積が 13 ㎡以上 175 ㎡以下の住宅を建設する者 建物と同時に宅地について被害を受け、宅地が流出して新たに宅地を取得する者に土地取得資金、整地を行う者に整地資金をそれぞれ建物資金とあわせて融資する。
貸付限度	① 建設資金（基本融資額）1,460 万円以下 ② 建設資金（特例加算額）450 万円以下 ③ 土地取得資金（基本融資額）970 万円以下 ④ 整地資金（基本融資額）390 万円以下
利　率	基本融資額年 1.20% 特例加算額年 2.10%
償還期間	耐火、準耐火・木造（耐久性）35 年以内 木造（一般）25 年以内 ※通常の償還期間に加え３年以内の元金据置期間を設定できる。（ただし、借入申込日現在の申込本人の年齢（１歳未満切り上げ）に償還期間（据置期間を含む。）を加えた年齢が 80 歳を超えないことが必要。）
そ の 他	住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」を交付されている者は「住宅の被害状況に関する申出書」の提出が必要。

出典）埼玉県地域防災計画

□災害復興住宅融資（補修資金融資）　（独立行政法人住宅金融支援機構）

貸付対象者	住宅に 10 万円以上の被害が生じ、「罹災証明書」（罹災の程度は問わない）を交付されている者。また、補修する家屋を移転する者に引方移転資金、宅地に被害を受け整地を行う者には整地資金を補修資金とあわせて融資する。
貸付限度	① 補修資金 640 万円以下 ② 引方移転資金・整地資金 390 万円以下
利　　率	基本融資額年 1.20%
償還期間	20 年以内 ※通常の償還期間に加え１年以内の元金据置期間を設定できる。（ただし、借入申込日現在の申込本人の年齢（１歳未満切り上げ）に償還期間（据置期間を含む。）を加えた年齢が 80 歳を超えないことが必要。）

出典）埼玉県地域防災計画

【 資料 】第２．２５「被災農林漁業関係者への融資制度」(P293)

□天災融資法に基づく資金融資

貸付相手方	被害農林漁業者
貸付対象事業 資金使途	種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具、家畜又は家きん、薪炭原木、しいたけほだ木、漁具、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油の購入、漁船の建造又は取得、労賃、水利費、共済掛金（農業共済又は漁業共済）の支払い等
貸付利率	年 3.0%以内、年 5.5%以内、年 6.5%以内
償還期限	３～６年以内（ただし、激甚災害のときは４～７年以内）
貸付限度額	市町村長の認定した損失額又は 200 万円（一般）のいずれか低い額 （激甚災害のときは 250 万円）
融資機関	農業協同組合、森林組合、漁業協同組合又は金融機関
担　　保	保証人
そ の 他	市長の被害認定を受けたもの

出典）埼玉県地域防災計画

□埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資

貸付の相手	被害農業者
資金使途	種苗・肥料・飼料・薬剤・家畜・蚕種等の購入資金、ビニールハウス・その他プラスチックハウス・ガラス室・果樹だな・蚕室・畜舎・放牧施設・畜産物の調整施設・きのこ栽培施設・養魚施設・農産物倉庫及び農業用生産資材倉庫・農業用生産資材製造施設・作業所の復旧に必要な資金等
貸付利率	年 3.5%以内
償還期限	６年以内（据置１年）
貸付限度額	市町村長の認定した損失額又は 500 万円のいずれか低い額
融資機関	農業協同組合等
担保	保証人、又は埼玉県農業信用基金協会の信用保証を付する
その他	市長の被害認定を受けたもの

出典）埼玉県地域防災計画

□農業災害補償

支払の相手	農業保険法に基づく共済加入の被災農家
農業共済 事業対象物	農作物（水稲、陸稲、麦）、果樹（ぶどう、なし）、蚕繭（春蚕繭、初秋蚕繭、晩秋蚕繭）、園芸施設（施設園芸用施設、附帯施設、施設内農作物）、畑作物（スイートコーン、大豆、茶）、家畜（乳用牛、肉用牛、馬、種豚、肉豚）、任意（建物、農機具）
支払機関	農業共済組合

出典）埼玉県地域防災計画

【 資料 】第２．２６「被災中小企業への融資制度」(P294)

□経営安定資金（災害復旧関連）

融資対象	県内の被災中小企業者であって、次の各号に該当する者（組合含む） ①　原則として県内で客観的に事業に着手しており、事業税を滞納していないこと ②　保証対象業種に属する事業を営むものであること ③　経済産業大臣の指定する災害その他突発的事由の影響を受け、市町村長の認定を受けている又は、災害の影響を受け、市町村の罹災証明を受けていること	
融資限度額	設備資金 5,000 万円（組合の場合 1 億円） 運転資金 5,000 万円（組合の場合 6,000 万円）	
融資条件	使途	整備資金及び運転資金
	貸付期間	設備資金 10 年以内　運転資金 7 年以内
	利率	大臣指定等貸付　年 1.0%以内（令和 2 年度） 知事指定等貸付　年 1.1%以内（令和 2 年度）
	担保	金融機関及び埼玉県信用保証協会との協議により定める
	保証人	個人　原則として不要 法人　原則として代表者以外の連帯保証人は不要
	信用保証	埼玉県信用保証協会の信用保証を付する
償還方法	元金均等月賦償還　措置期間 2 年以内	
申込受付場所	中小企業者は商工会議所又は商工会、中小企業組合は埼玉県中小企業団体中央会	

出典）埼玉県地域防災計画

【 資料 】第２．２７「災害時における安否不明者等の氏名等に関する公表方針(埼玉県)」(P221)

令和4年10月24日
埼玉県知事決裁

災害時における安否不明者等の氏名等に関する公表方針

1 趣旨

災害時における安否不明者等の氏名等の公表は、救出・救助活動等の効率化、円滑化につながることから、国による統一指針が示されるまでの間に県内で災害が発生し、県が指名等を公表する場合の基本的事項を整理するもの。

2 定義

災害	災害対策基本法第2条第1号に定めるもの
安否不明者	当人と連絡が取れず安否が不明で行方不明者となる疑いのある者
行方不明者	災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者
死者	災害が原因で死亡し、死体を確認した者、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者

3 対象とする災害

埼玉県災害対策本部又は災害即応室が設置された災害

4 公表基準

「氏名等の公表が救出・救助活動等の効率化、円滑化に資する場合」、「住民基本台帳の閲覧制限」や「家族等の同意の状況」を確認の上、公表・非公表を判断する。

<table>
<tr><th>区分</th><th>救出・救助活動等の効率化・円滑化</th><th>住民基本台帳の閲覧制限 ※1</th><th>家族等の同意</th><th>公表・非公表</th><th>公表・非公表の理由</th></tr>
<tr><td rowspan="2">安否不明者

行方不明者</td><td rowspan="2">○</td><td rowspan="2">制限なし</td><td>同意
(例外:連絡が取れない場合)※2</td><td>公表</td><td>人の生命、身体又は財産を保護するために緊急かつやむを得ないと認められるため</td></tr>
<tr><td>不同意</td><td rowspan="2">非公表
※3</td><td rowspan="2">本人又は家族の権利利益を侵害するおそれがあるため</td></tr>
<tr><td></td><td>制限あり</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">死者</td><td rowspan="3"></td><td rowspan="2">制限なし</td><td>同意</td><td>公表</td><td>事実の明確化と知る権利に応えるという社会的な公益性のため</td></tr>
<tr><td>不同意</td><td rowspan="2">非公表
※3</td><td rowspan="2">本人又は遺族の権利利益を侵害するおそれがあるため</td></tr>
<tr><td>制限あり</td><td></td></tr>
</table>

※1 住民基本台帳の閲覧制限とは、ﾄﾞﾒｽﾃｲｯｸ・ﾊﾞｲｵﾚﾝｽ、ｽﾄｰｶｰ行為、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置として、住民基本台帳の閲覧や住民票の写し等の交付が制限されていることをいう。

※2 家族等の同意を原則とするが、救出・救助活動等の効率化、円滑化の観点から知事が必要と判断した場合は、家族等の同意を必須とせずに公表する場合もある。ただし、その場合でも公表後に家族等から非公表の申出があった場合は、その時点から非公表とする。

※3 非公表であっても「居住市町村名」、「年代」及び「人数」等の個人が特定されない情報は公表する場合もある。

5 公表内容

氏名（フリガナ含む）、住所（大字まで）、年代

注1） 上記は全て住民基本台帳記載事項とする。

注2） 可能な範囲において年齢を公表する場合もある。

6 公表時期

発災後概ね48時間以内を目標（目安）とする。

7 公表に係る役割分担

県	対象者の氏名等の公表、公表内容に係る報道対応、市町村並びに警察・消防機関との調整、情報共有　等
市町村	安否不明者（行方不明者）のリスト作成、住民基本台帳の閲覧制限の確認、家族等への同意確認、県並びに警察・消防機関との情報共有、（対象者の氏名等の公表） 等
警察・消防機関	県・市町村との情報共有　等

8 その他

（1）公表に当たっては、関係市町村の意向、県警察本部との調整等を総合的に勘案し、災害の態様等に応じて個別に判断の上対応する。

（2）本方針は、市町村や警察等が独自に公表することを妨げるものではない。

（3）災害対策基本法第86条の15に基づく安否情報の回答については、法令等の規定に基づき別途取り扱うこととする。

【 資料 】第３．１「浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧」(P341、P420)

□要配慮者利用施設一覧表（１／４）　（令和６年１月１日現在）

種別	施設名称	所在地	電話番号	FAX 番号
病院	吉川中央総合病院	平沼 111	982-8311	981-2062
病院	中村病院	鍋小路 81-1	982-3011	982-7602
診療所	磯久クリニック	関 226-1	984-2211	984-2212
診療所	大久保クリニック	平沼 1649	982-7360	982-7395
障害者通所施設	社会福祉法人葭の里 吉川フレンドパーク	中井 3-177-2	981-8833	981-8855
障害者通所施設	社会福祉法人彩凜会 障がい福祉総合支援センターなまずの里	川藤 14-1	999-6853	999-6453
障害者通所施設	一般社団法人カルミア あいりす	高久 2-7-3	984-3205	984-3206
障害者通所施設	ヒューマニティーアシスト	高富 2-6-5	971-9113	971-9114
障害者通所施設	よりみち	川野 75-2	972-6922	972-6923
障害者通所施設	トレパニア	中曽根 2-6-11	984-7338	473-6771
障害者通所施設	デイズ	中曽根 2-13-9	984-7114	984-7115
障害者通所施設	はなみずき学園吉川校	高久 1-31-13	954-7797	954-7793
障害者通所施設	Ｇｏｏｄ　ｆａｃｅ	保 80-5	972-4693	972-4694
障害者通所施設	NPO 法人あおいはる Teku Teku	高久 1-38-4	973-7358	973-7359
障害者通所施設	ピノピノランド　吉川	吉川 1-2-6 戸張テナントビル１F	961-8416	961-8418
障害者通所施設	自立支援ステーション DEKITA 吉川	木売 2-3-11 グリンヒルビル 4F	984-3833	984-3834
障害者通所施設	運動学習支援教室エポックきよみ野教室	きよみ野 2-15-2	940-5031	940-5032
障害者通所施設	GRIP キッズ吉川	木売 2-9-6 BASKIN 1F	971-9309	971-9310
障害者通所施設	吉川市こども発達センター	吉川 2-1-13	983-4800	981-3881
障害者通所施設	コペルプラス吉川教室	中曽根 2-2-32	940-6974	940-6975
障害者通所施設	ハッピーテラス吉川教室	保 1-37-13 平成ビル２階	940-1685	940-1685
障害者通所施設	KANADEーカナデー	栄町 1514-1	940-3240	940-8760
障害者通所施設	てくてくＳＵＮ	高久 1-26-14	940-3777	940-5168
障害者通所施設	DEKITA^2吉川	木売 1-4-11 宏次ビル４階	984-3005	984-3006
障害者通所施設	ファンファーレ吉川	きよみ野 3-13-27	972-6531	972-6532
障害者通所施設	ネイスぷらす吉川美南校	美南 5-29-11 エンリッチ 1F	940-7137	940-7237
グループホーム(障がい者)	グループホームそらまめ	吉川 2-33-9 ｸﾞﾚｲｽﾊｲﾂ第一	982-4012	982-4012
グループホーム(障がい者)	グループホーム　とうもろこし	平沼 1-6-10　ツインハウス吉川	982-4012	982-4012
グループホーム(障がい者)	グループホームおくら	吉川 1-26-3 ビクトリー	982-4012	982-4012
グループホーム(障がい者)	リリーフハウス吉川	保 802-7	981-1502	981-1502
グループホーム(障がい者)	むさしの家きよみ野	きよみ野 2-15-2	940-3015	940-3016
グループホーム(障がい者)	Motto　Ⅰ	きよみ野 3-23-9	090-1606-9731	―
グループホーム(障がい者)	Motto　Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ	中野 104-7	090-1606-9731	―
グループホーム(障がい者)	Motto　Ⅴ・Ⅵ・Ⅶ・Ⅷ	中野 105-1　ヒカリハイツ	090-1606-9731	―
グループホーム(障がい者)	陽～ｈａｒｕ～	美南 5-7-10	972-6540	972-6542
介護老人福祉施設 通所介護(デイサービス) ショートステイ	特別養護老人ホーム 吉川平成園	加藤 187-1	981-8811	981-8810

介護老人福祉施設 通所介護(デイサービス) ショートステイ	特別養護老人ホームききょう苑	飯島 274	984-1603	984-1604
介護老人福祉施設	特別養護老人ホームみなみの苑	中曽根 1559-2	984-0373	984-1373
介護老人福祉施設	特別養護老人ホームほほえみの家	上内川 448-1	993-1616	991-0708

□要配慮者利用施設一覧表（２／４）　　（令和６年１月１日現在）

施設種別	施設名称	所在地	電話番号	FAX 番号
介護老人保健施設 通所リハビリ 医療型ショート	ケアリングよしかわ	八子新田 529	983-7711	983-7722
グループホーム	グループホームみんなの家・吉川きよみ野	きよみ野 2-15-1	984-6870	984-6871
グループホーム	グループホーム　なごみ	美南 5-7-10	971-9011	971-9012
グループホーム 通所介護（デイサービス） ショートステイ	ほほえみの家	上内川 444-1	993-1515	991-0708
有料老人ホーム	ツクイ・サンシャイン吉川	木売 2-11-3	984-5220	984-5221
有料老人ホーム	イリーゼよしかわ	美南 4-18-3	984-0770	984-0772
有料老人ホーム	夢ホームよしかわ	関新田 1-295-1	971-8401	971-8402
サービス付き高齢者向け住宅	ラフェスタ吉川	平沼 963	961-8401	―
サービス付き高齢者向け住宅	白桜苑吉川	美南 1-6-3	940-7245	940-7246
サービス付き高齢者向け住宅 通所介護(デイサービス)	医療法人相羽医院　たんぽぽの家	中央 3-28-2	983-8870	983-8871
サービス付き高齢者向け住宅	ラフェスタ吉川美南	高久 1-31-9	983-3777	983-3776
サービス付き高齢者向け住宅	日生オアシス吉川	美南 1-1-3	973-7753	973-7754
サービス付き高齢者向け住宅 通所介護(デイサービス)	エクラシア吉川	中央 3-31-4	050-6865-6189	940-8275
サービス付き高齢者向け住宅	みやこホーム	上笹塚 1-13	940-2688	940-2683
軽費老人ホーム	ケアハウス　平成	加藤 187-1	981-8366	981-8766
老人福祉センター	吉川市老人福祉センター	中央 3-50-4	982-7717	982-7721
通所介護（デイサービス）	ケアパートナー吉川	道庭 1-12-12	983-8812	983-6564
通所介護（デイサービス）	デイサービス寿々喜	川藤 3270-1	983-7739	993-7739
通所介護（デイサービス）	リハビリデイ　ねむの木	吉川 1-28-1	984-5555	984-5556
通所介護（デイサービス）	ふくしあ　吉川	川野 75-2	984-7192	984-7193
通所介護（デイサービス）	吉川リハビリセンター	道庭 1-4-12	984-1700	984-1701
通所介護（デイサービス）	デイサービス　くくのゆ	保 866-6	916-1420	947-2940
通所介護（デイサービス）	ツクイ吉川美南	美南 4-5-2	984-0910	984-0920

□要配慮者利用施設一覧表（３／４）　（令和６年１月１日現在）

施設種別	施設名称	所在地	電話番号	FAX 番号
通所介護（デイサービス）	リハビリ特化型・自立支援型デイサービス　アクティブサポート	平沼１４３－１	973-7492	973-7493
通所介護（デイサービス）	コンパスウォーク吉川	栄町７０４	967-5797	967-5798
通所介護（デイサービス）	Marvelous Reha	吉川団地 1-6-101	961-8164	961-8165
通所介護（デイサービス）	リハビリデイサービス ＯＮＥ	きよみ野 2-25-1 きよみ野ビル 102	940-8717	947-8718
通所介護（デイサービス）	デイサービス花びより	木売 588-2	972-4755	972-4765
通所介護（デイサービス）	みやこデイサービス	上笹塚 1-14	940-1192	940-1193
通所介護（デイサービス）	デイホーム花咲み	保 26-14	940-6193	940-6198
通所介護（デイサービス）ショートステイ	あずみ苑　吉川	保 931-1	983-8121	983-8122
通所介護(デイサービス）認知症対応型通所介護（デイサービス）看護小規模多機能型居宅介護	吉川いろ彩	須賀 246 番地	967-5284	967-5286
認知症対応通所介護（デイサービス）	ふくしあの家	川野 75-2	983-0305	984-7193
保育所(認可)	吉川市立第１保育所	きよみ野 2-22-1	982-0259	982-0259
保育所(認可)	吉川市立第２保育所	木売新田 16	982-5300	982-5300
保育所(認可)	コビープリスクールよしかわみなみ	美南 4-13-7	940-8464	981-0321
保育所(認可)	育暎保育園	高富 2-12-6	981-4574	981-9176
保育所(認可)	青葉保育園	木売新田 47	982-4171	982-4170
保育所(認可)	よしかわエンゼル保育園	木売新田 423	982-1434	982-2121
保育所(認可)	吉川つばさ保育園	保 1-24-1	951-5728	940-9728
保育所(認可)	コビープリスクールよしかわステーション	木売 1-8-3	971-7361	981-2711
保育所(認可)	かほ保育園	美南 4-2-3	984-2501	984-2501
保育所(認可)	きらり美南保育園	美南 4-26-32	971-9997	971-9998
保育所(認可)	吉川美南ちとせ保育園	美南 5-12-4	981-2870	981-2871
保育所(認可)	つつじ保育園	美南 2-23-1	983-7772	983-7771
保育所(認可)	よしかわ杜の保育園	中央 1-9-24	982-1090	982-1091
保育所(認可)	よしかわフラワー保育園	吉川団地 5-16	982-1212	982-1212
認定こども園(認可)	吉川さくらの森	保 1-21-7	984-5505	984-5505
小規模保育事業所(認可)	こぐま保育園	木売 1-9-8	981-1622	984-7228
小規模保育事業所(認可)	こぐま保育園マミー	保 1-4-12	973-7001	984-7228
小規模保育事業所(認可)	ふぇありぃ保育園吉川園	吉川 1-8-9	984-1530	984-1531

□要配慮者利用施設一覧表（４／４）　（令和６年１月１日現在）

施設種別	施設名称	所在地	電話番号	FAX 番号
小規模保育事業所（認可）	ナーサリールームつばさ	保 1-8-3 ヤマノベ第八ビル 1F	972-5568	940-9728
小規模保育事業所（認可）	hoiku 縁	美南 4-1-1	983-0678	983-0678
小規模保育事業所（認可）	おひさま保育園	吉川 1-14-13	981-4776	981-4776
小規模保育事業所（認可）	ふぇありぃ保育園吉川美南園	高富 1-5-2 パレス K1 階	971-5832	971-5935
保育所(認可外)	八島家庭保育室	保 1-36-5	982-1467	982-1467
保育所(認可外)	こぐま保育園フレンズ	木売 1-9-4	981-1622	981-1622
保育所(認可外)	リトルベアー保育園	木売 2-7-9	971-8642	984-7228
保育所(認可外)	カトレア保育園	木売 2-19-12 アズコム吉川 102	982-7771	982-7771
幼稚園	吉川あさひ幼稚園	上内川 888-2	991-3332	991-7620
幼稚園	茂幼稚園	中央 2-34-3	981-4594	982-7069
幼稚園	ワカマツ幼稚園	鹿見塚 131-2	982-1129	982-5955
幼稚園	越谷保育専門学校附属吉川幼稚園	保 780-13	981-0612	981-0619
幼稚園	吉川ムサシノ幼稚園	美南 5-25-1	982-6345	982-6390
小学校	吉川小学校	平沼 73	982-2420	982-2363
小学校	旭小学校	南広島 1940	991-2156	993-0236
小学校	関小学校	吉川団地 1-10	982-6247	984-5272
小学校	栄小学校	中央 3-26-1	982-3771	984-5274
小学校	北谷小学校	高富 857	982-5158	984-5273
小学校	中曽根小学校	中曽根 2-4	982-3051	982-3089
小学校	美南小学校	美南 4-17-3	984-3730	983-5268
小学校	三輪野江小学校	加藤 641	982-2330	984-5271
中学校	中央中学校	中央 2-21-1	982-0241	982-0236
中学校	南中学校	保 672	982-1066	982-1469
中学校	吉川中学校	美南 5-17-1	984-7565	984-7340
中学校	東中学校	上笹塚 3-104-1	982-0244	982-0258
高等学校	吉川美南高等学校	高久 600	982-3308	984-1180

注）要配慮者利用施設は、随時、把握に努め、更新するものとする。

【 資料 】第３．２「本市に係る河川の重要水防箇所」(P426)

□本市に係る重要水防箇所（江戸川右岸（国土交通省管理区間）：１／４）

番号	河川管理者 県土整備事務所	水防 管理団体	河川名	重要度		左右 岸別	重要水防箇所		延長(m)	重要なる理由	想定される 水防工法
				種別	階級		地先名	杭位置(K,m)			
江89	国土交通省 越谷県土	江戸川水防 事務組合	江戸川	越水（溢水） 堤体漏水 新堤防 旧川跡	B B 要注 要注	右	北葛飾郡松伏町 大字金杉	39.0k 上217m 39.0k	217.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 築堤後３年未満 Ｈ３０野田橋下流地区基盤整 備外工事(R2.3) 旧川跡の堤防	積み土嚢 シート張工 月の輪工
江90	国土交通省 越谷県土	江戸川水防 事務組合	江戸川	越水（溢水） 堤体漏水 新堤防 旧川跡	B B 要注 要注	右	吉川市大字 上内川	39.0k 38.5k 上298m	256.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 築堤後３年未満 Ｈ３０野田橋下流地区基盤整 備外工事(R2.3) 旧川跡の堤防	積み土嚢 シート張工 月の輪工
江91	国土交通省 越谷県土	江戸川水防 事務組合	江戸川	越水（溢水） 堤体漏水 旧川跡	B B 要注	右	吉川市大字 上内川	38.5k 上298m 38.5k 上111m	187.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 旧川跡の堤防	積み土嚢 シート張工 月の輪工
江92	国土交通省 越谷県土	江戸川水防 事務組合	江戸川	越水（溢水） 堤体漏水	B B	右	吉川市大字 上内川	38.5k 上111m 38.0k 上261m	297.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	積み土嚢 シート張工
江93	国土交通省 越谷県土	江戸川水防 事務組合	江戸川	越水（溢水） 新堤防	B 要注	右	吉川市大字 上内川	38.0k 上261m 37.5k 上301m	348.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 築堤後３年未満 H29 野田橋下流地区堤防整備 工事 (H31.2)	積み土嚢 シート張工
江94	国土交通省 越谷県土	江戸川水防 事務組合	江戸川	越水（溢水）	B	右	吉川市大字 上内川	37.5k 上301m 37.5k 上249m	52.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足）	積み土嚢
江95	国土交通省 越谷県土	江戸川水防 事務組合	江戸川	越水（溢水） 堤体漏水	B B	右	吉川市大字 上内川	37.5k 上249m 37.5k 上240m	9.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	積み土嚢 シート張工
江96	国土交通省 越谷県土	江戸川水防 事務組合	江戸川	越水（溢水） 堤体漏水 新堤防	B B 要注	右	吉川市大字 上内川	37.5k 上240m 37.0k 上417m	258.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 築堤後３年未満 Ｒ１江戸川右岸下内川地区堤 防整備外工事(R2.3) Ｒ２江戸川右岸下内川 地先堤防整備他工事(R3.6)	積み土嚢 シート張工
江97	国土交通省 越谷県土	江戸川水防 事務組合	江戸川	越水（溢水） 堤体漏水 新堤防	B B 要注	右	吉川市大字 下内川	37.0k 上417m 37.0k 上220m	197.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 築堤後３年未満 Ｒ１江戸川右岸下内川地区堤 防整備外工事(R2.3) Ｒ２江戸川右岸下内川地先堤防整備他工事 (R3.6)	積み土嚢 シート張工

□本市に係る重要水防箇所（江戸川右岸（国土交通省管理区間）：２／４）

番号	河川管理者 県土整備事務所	水防 管理団体	河川名	重要度		左右 岸別	重要水防箇所		延長(m)	重要なる理由	想定される 水防工法
江98	国土交通省 越谷県土	江戸川水防 事務組合	江戸川	越水（溢水） 堤体漏水 新堤防	B B 要注	右	吉川市大字 下内川	37.0k 上220m 36.5k 上233m	416.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 築堤後３年未満 Ｒ２江戸川右岸下内川地先堤 防整備他工事(R3.6)	積み土嚢 シート張工
江99	国土交通省 越谷県土	江戸川水防 事務組合	江戸川	越水（溢水） 堤体漏水	B B	右	吉川市大字 下内川	36.5k 上233m 36.5k 上214m	19.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	積み土嚢 シート張工
江100	国土交通省 越谷県土	江戸川水防 事務組合	江戸川	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	右	吉川市大字 下内川	36.5k 上214m 36.5k 上161m	53.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	積み土嚢 シート張工 月の輪工
江101	国土交通省 越谷県土	江戸川水防 事務組合	江戸川	越水（溢水） 新堤防	B 要注	右	吉川市大字 下内川	36.5k 上161m 36.0k 上94m	546.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 築堤後３年未満 H29 下内川堤防整備工事（H31.3）	積み土嚢 シート張工
江102	国土交通省 越谷県土	江戸川水防 事務組合	江戸川	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	右	吉川市大字 下内川	36.0k 上94m 35.5k 上370m	321.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	積み土嚢 シート張工 月の輪工
江103	国土交通省 越谷県土	江戸川水防 事務組合	江戸川	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	右	吉川市大字 八子新田	35.5k 上370m 35.5k 上369m	1.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	積み土嚢 シート張工 月の輪工
江104	国土交通省 越谷県土	江戸川水防 事務組合	江戸川	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水 新堤防	B B B 要注	右	吉川市大字 八子新田	35.5k 上369m 35.5k 上52m	317.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所 築堤後３年未満 Ｒ２江戸川右岸下内川地先堤 防整備他工事(R3.6)	積み土嚢 シート張工 月の輪工
江105	国土交通省 越谷県土	江戸川水防 事務組合	江戸川	堤体漏水 基礎地盤漏水 新堤防	B B 要注	右	吉川市大字 八子新田	35.5k 上52m 35.0k 上451m	85.0	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所 築堤後３年未満 Ｒ２江戸川右岸下内川地先堤 防整備他工事(R3.6)	積み土嚢 シート張工
江106	国土交通省 越谷県土	江戸川水防 事務組合	江戸川	工作物	B	右	吉川市大字 八子新田	35.0k 上459m	1箇所	玉葉橋	
江107	国土交通省 越谷県土	江戸川水防 事務組合	江戸川	堤体漏水 基礎地盤漏水 旧川跡 新堤防	B B 要注 要注	右	吉川市大字 鍋小路	35.0k 上451m 35.0k 上438m	13.0	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所 旧川跡の堤防 築堤後３年未満 Ｒ２江戸川右岸下内川地先堤防整備他工事(R3.6)	シート張工 月の輪工

□本市に係る重要水防箇所（江戸川右岸（国土交通省管理区間）：３／４）

番号	河川管理者 県土整備事務所	水防 管理団体	河川名	重要度 種別	重要度 階級	左右 岸別	重要水防箇所 地先名	重要水防箇所 杙杭位置(K.m)	延長(m)	重要なる理由	想定される 水防工法
江108	国土交通省 越谷県土	江戸川水防 事務組合	江戸川	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水 旧川跡 新堤防	B B B 要注 要注	右	吉川市大字 鍋小路	35.0k 上438m 35.0k 上369m	69.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所 旧川跡の堤防 築堤後３年未満 Ｒ２江戸川右岸下内川地先堤防整備他工事(R3.6)	積み土嚢 シート張工 月の輪工
江109	国土交通省 越谷県土	江戸川水防 事務組合	江戸川	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水 旧川跡	B B B 要注	右	吉川市大字 鍋小路	35.0k 上369m 35.0k 上242m	127.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所 旧川跡の堤防	積み土嚢 シート張工 月の輪工
江110	国土交通省 越谷県土	江戸川水防 事務組合	江戸川	越水（溢水） 堤体漏水 旧川跡	B B 要注	右	吉川市大字 鍋小路	35.0k 上242m 35.0k 上228m	14.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 旧川跡の堤防	積み土嚢 シート張工 月の輪工
江111	国土交通省 越谷県土	江戸川水防 事務組合	江戸川	越水（溢水） 堤体漏水	B B	右	吉川市大字 深井新田	35.0k 上228m 35.0k 上150m	78.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	積み土嚢 月の輪工
江112	国土交通省 越谷県土	江戸川水防 事務組合	江戸川	越水（溢水）	B	右	吉川市大字 深井新田	35.0k 上150m 33.5k	1649.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足）	積み土嚢
江113	国土交通省 越谷県土	江戸川水防 事務組合	江戸川	越水（溢水）	B	右	吉川市大字 平方新田	33.5k 33.0k 上342m	150.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足）	積み土嚢
江114	国土交通省 越谷県土	江戸川水防 事務組合	江戸川	越水（溢水） 堤体漏水	B B	右	吉川市大字 平方新田	33.0k 上342m 33.0k 上290m	52.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	積み土嚢 シート張工
江115	国土交通省 越谷県土	江戸川水防 事務組合	江戸川	越水（溢水） 堤体漏水 旧川跡	B B 要注	右	吉川市大字 平方新田	33.0k 上290m 33.0k 上170m	120.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 旧川跡の堤防	積み土嚢 シート張工 月の輪工
江116	国土交通省 越谷県土	江戸川水防 事務組合	江戸川	越水（溢水） 旧川跡	B 要注	右	吉川市大字 平方新田	33.0k 上170m 33.0k 上5m	165.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 旧川跡の堤防	積み土嚢 月の輪工
江117	国土交通省 越谷県土	江戸川水防 事務組合	江戸川	越水（溢水） 旧川跡	B 要注	右	吉川市大字 吉屋	33.0k 上5m 33.0k	5.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 旧川跡の堤防	積み土嚢 月の輪工
江118	国土交通省 越谷県土	江戸川水防 事務組合	江戸川	越水（溢水）	B	右	吉川市大字 吉屋	33.0k 32.5k 上150m	304.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足）	積み土嚢
江119	国土交通省 越谷県土	江戸川水防 事務組合	江戸川	越水（溢水） 新堤防	B 要注	右	吉川市大字 吉屋	32.5k 上150m 32.0k 上236m	396.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 築堤後３年未満 H29 下内川堤防整備工事 (H31.3)	積み土嚢 シート張工
江120	国土交通省 越谷県土	江戸川水防 事務組合	江戸川	越水（溢水） 新堤防	B 要注	右	吉川市大字 加藤	32.0k 上236m 32.0k 上150m	86.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 築堤後３年未満 H29 下内川堤防整備工事 (H31.3)	積み土嚢 シート張工

□本市に係る重要水防箇所（江戸川右岸（国土交通省管理区間）：４／４）

番号	河川管理者 県土整備事務所	水防 管理団体	河川名	重要度		左右 岸別	重要水防箇所		延長(m)	重要なる理由	想定される 水防工法
				種別	階級		地先名	杙杭位置(K,m)			
江121	国土交通省 越谷県土	江戸川水防 事務組合	江戸川	越水（溢水）	B	右	吉川市大字 加藤	32.0k 上150m 30.5k 上236m	1467.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足）	積み土嚢
江122	国土交通省 越谷県土	江戸川水防 事務組合	江戸川	越水（溢水）	B	右	吉川市大字 三輪野江	30.5k 上236m 30.0k	651.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足）	積み土嚢
江123	国土交通省 越谷県土	江戸川水防 事務組合	江戸川	工作物	B	右	吉川市大字 三輪野江	30.5k 上203m	1箇所	常磐自動車道江戸川橋梁（下り）	
江124	国土交通省 越谷県土	江戸川水防 事務組合	江戸川	工作物	B	右	吉川市大字 三輪野江	30.5k 上187m	1箇所	常磐自動車道江戸川橋梁（上り）	
江125	国土交通省 越谷県土	江戸川水防 事務組合	江戸川	越水（溢水） 旧川跡	B 要注	右	吉川市大字 三輪野江	30.0k 29.5k 上44m	395.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 旧川跡の堤防	積み土嚢 月の輪工

出典）令和３年度埼玉県水防計画

□本市に係る重要水防箇所（中川右岸（国土交通省管理区間））

番号	河川管理者 県土整備事務所	水防 管理団体	河川名	重要度		左右 岸別	重要水防箇所		延長(m)	重要なる理由	想定される 水防工法
				種別	階級		地先名	杙杭位置(K,m)			
中5	国土交通省 越谷県土	吉川市	中川	(重点) 越水（溢水） 旧川跡	 A 要注	右	吉川市大字 川藤	32.5k 上374m 32.5k 上323m	51	計算水位が現況堤防高以上（流下能力不足） 旧川跡の堤防	積み土嚢 月の輪工
中6	国土交通省 越谷県土	吉川市	中川	(重点) 越水（溢水）	 A	右	吉川市大字 川藤	32.5k 上323m 32.0k 上464m	347	計算水位が現況堤防高以上（流下能力不足）	積み土嚢
中7	国土交通省 越谷県土	吉川市	中川	越水（溢水）	 B	右	吉川市大字 須賀	32.0k 上464m 32.0k 上415m	49	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足）	積み土嚢
中8	国土交通省 越谷県土	吉川市	中川	(重点) 工作物	 A	右	吉川市大字 須賀	32.0k 上423m	1箇所	新川橋	
中9	国土交通省 越谷県土	吉川市	中川	(重点) 越水（溢水）	 A	右	吉川市大字 須賀	32.0k 上415m 32.0k 上83m	332	計算水位が現況堤防高以上（流下能力不足）	積み土嚢
中10	国土交通省 越谷県土	吉川市	中川	(重点) 越水（溢水）	 A	右	吉川市大字 川野	32.0k 上83m 31.5k 上328m	224	計算水位が現況堤防高以上（流下能力不足）	積み土嚢
中11	国土交通省 越谷県土	吉川市	中川	(重点) 越水（溢水）	 A	右	吉川市大字 川野	31.5k 上328m 31.5k 上305m	23	計算水位が現況堤防高以上（堤防高は計画堤防高未満）	積み土嚢
中12	国土交通省 越谷県土	吉川市	中川	(重点) 越水（溢水）	 A	右	吉川市大字 川野	31.5k 上305m 31.5k 上277m	28	計算水位が現況堤防高以上（流下能力不足）	積み土嚢

出典）令和３年度埼玉県水防計画

□本市に係る重要水防箇所（中川左岸（国土交通省管理区間）：１／２）

番号	河川管理者 県土整備事務所	水防 管理団体	河川名	重要度		左右 岸別	重要水防箇所		延長(m)	重要なる理由	想定される 水防工法
				種別	階級		地先名	杙杭位置(K,m)			
中6	国土交通省 越谷県土	吉川市	中川	(重点) 越水（溢水）	 A	左	吉川市大字 川藤	33.0k 上120m 32.5k 上223m	393	計算水位が現況堤防高以上（流下能力不足）	積み土嚢
中7	国土交通省 越谷県土	吉川市	中川	(重点) 越水（溢水）	 A	左	吉川市大字 川藤	32.5k 上223m 32.5k 上124m	99	計算水位が現況堤防高以上（堤防高は計画堤防高未満）	積み土嚢
中8	国土交通省 越谷県土	吉川市	中川	(重点) 越水（溢水）	 A	左	吉川市大字 川藤	32.5k 上124m 32.5k 上99m	25	計算水位が現況堤防高以上（流下能力不足）	積み土嚢
中9	国土交通省 越谷県土	吉川市	中川	(重点) 越水（溢水）	 A	左	吉川市大字 川藤	32.5k 上99m 32.5k	99	計算水位が現況堤防高以上（堤防高は計画堤防高未満）	積み土嚢
中10	国土交通省 越谷県土	吉川市	中川	(重点) 越水（溢水）	 A	左	吉川市大字 川藤	32.5k 32.0k 上352m	151	計算水位が現況堤防高以上（流下能力不足）	積み土嚢
中11	国土交通省 越谷県土	吉川市	中川	(重点) 工作物	 A	左	吉川市大字 川藤	32.0k 上423m	1箇所	新川橋	
中12	国土交通省 越谷県土	吉川市	中川	(重点) 越水（溢水）	 A	左	吉川市大字 川藤	32.0k 上352m 32.0k 上294m	58	計算水位が現況堤防高以上（堤防高は計画堤防高未満）	積み土嚢
中13	国土交通省 越谷県土	吉川市	中川	(重点) 越水（溢水） 堤体漏水	 A B	左	吉川市大字 川藤	32.0k 上294m 31.0k 上74m	1222	計算水位が現況堤防高以上（堤防高は計画堤防高未満） 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	積み土嚢 築きまわし
中14	国土交通省 越谷県土	吉川市	中川	(重点) 越水（溢水） 堤体漏水	 A B	左	吉川市大字 川藤	31.0k 上74m 31.0k 上49m	25	計算水位が現況堤防高以上（流下能力不足） 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	積み土嚢 築きまわし
中15	国土交通省 越谷県土	吉川市	中川	(重点) 越水（溢水） 堤体漏水	 A B	左	吉川市大字 吉川	31.0k 上49m 31.0k 上48m	1	計算水位が現況堤防高以上（流下能力不足） 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	積み土嚢 築きまわし
中16	国土交通省 越谷県土	吉川市	中川	(重点) 越水（溢水）	 A	左	吉川市大字 吉川	31.0k 上48m 30.5k 上239m	288	計算水位が現況堤防高以上（流下能力不足）	積み土嚢
中17	国土交通省 越谷県土	吉川市	中川	(重点) 工作物	 A	左	吉川市大字 平沼	30.5k 上255m	1箇所	吉川橋（架替中）	
中18	国土交通省 越谷県土	吉川市	中川	(重点) 越水（溢水）	 A	左	吉川市大字 平沼	30.5k 上239m 30.0k 上223m	511	計算水位が現況堤防高以上（流下能力不足）	積み土嚢
中19	国土交通省 越谷県土	吉川市	中川	(重点) 工作物	A	左	吉川市大字 平沼	30.5k 上225m	1箇所	吉川橋（仮橋）	
中20	国土交通省 越谷県土	吉川市	中川	(重点) 越水（溢水）	 A	左	吉川市大字 保	30.0k 上223m 29.5k 上258m	482	計算水位が現況堤防高以上（流下能力不足）	積み土嚢

口本市に係る重要水防箇所（中川左岸（国土交通省管理区間）：２／２）

番号	河川管理者 県土整備事務所	水防 管理団体	河川名	重要度		左右 岸別	重要水防箇所		延長(m)	重要なる理由	想定される 水防工法
中21	国土交通省 越谷県土	吉川市	中川	工作物	B	左	吉川市大字保	30.0k 上205m	1箇所	吉越橋	
中22	国土交通省 越谷県土	吉川市	中川	越水（溢水）	B	左	吉川市大字保	29.5k 上258m 29.5k 上233m	25	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足）	積み土嚢
中23	国土交通省 越谷県土	吉川市	中川	（重点） 越水（溢水）	 A	左	吉川市大字保	29.5k 上233m 29.5k	233	計算水位が現況堤防高以上（流下能力不足）	積み土嚢
中24	国土交通省 越谷県土	吉川市	中川	（重点） 越水（溢水）	 A	左	吉川市 木売２丁目	29.5k 29.0k 上479m	30	計算水位が現況堤防高以上（流下能力不足）	積み土嚢
中25	国土交通省 越谷県土	吉川市	中川	（重点） 越水（溢水） 堤体漏水	 A B	左	吉川市 木売２丁目	29.0k 上479m 29.0k 上458m	21	計算水位が現況堤防高以上（流下能力不足） 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	積み土嚢 築きまわし
中26	国土交通省 越谷県土	吉川市	中川	（重点） 越水（溢水） 堤体漏水	 A B	左	吉川市 木売２丁目	29.0k 上458m 29.0k 上255m	203	計算水位が現況堤防高以上（堤防高は計画堤防高未満） 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	積み土嚢 築きまわし
中27	国土交通省 越谷県土	吉川市	中川	（重点） 越水（溢水） 堤体漏水	 A B	左	吉川市 高富１丁目	29.0k 上255m 29.0k 上254m	1	計算水位が現況堤防高以上（堤防高は計画堤防高未満） 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	積み土嚢 築きまわし シート張工
中28	国土交通省 越谷県土	吉川市	中川	（重点） 越水（溢水） 堤体漏水	 A B	左	吉川市 高富１丁目	29.0k 上254m 29.0k 上229m	25	計算水位が現況堤防高以上（流下能力不足） 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	積み土嚢 築きまわし シート張工
中29	国土交通省 越谷県土	吉川市	中川	（重点） 越水（溢水） 堤体漏水	 A B	左	吉川市 高富１丁目	29.0k 上229m 28.5k	723	危険箇所（越水）（氾濫ブロック毎） 計算水位が現況堤防高以上（堤防高は計画堤防高未満） 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	積み土嚢 築きまわし シート張工
中30	国土交通省 越谷県土	吉川市	中川	（重点） 越水（溢水） 堤体漏水	 A B	左	吉川市高久 １丁目	28.5k 28.0k 上425m	47	計算水位が現況堤防高以上（堤防高は計画堤防高未満） 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	積み土嚢 築きまわし
中31	国土交通省 越谷県土	吉川市	中川	越水（溢水） 堤体漏水	B B	左	吉川市高久 １丁目	28.0k 上425m 28.0k 上421m	4	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	積み土嚢 築きまわし
中32	国土交通省 越谷県土	吉川市	中川	越水（溢水）	B	左	吉川市高久 １丁目	28.0k 上421m 27.5k 上314m	614	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足）	積み土嚢

出典）令和３年度埼玉県水防計画

□本市に係る重要水防箇所（中川・新方川・大場川（県管理区間））

番号	補助番号	河川管理者 県土整備事務所	水防 管理団体	河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所		延長(m)	重要なる理由	想定される水防工法
					種別	階級		地先名	杙杭位置(K,m)			
中県4 ～5		埼玉県 越谷県土	春日部市 松伏町	中川	堤防高	B	左	春日部市永沼 松伏町下赤岩	43.8 33.7	10,000	堤防余裕高不足	積み土嚢
大場1		埼玉県 越谷県土	吉川市 三郷市	大場川	堤防高	B	左	吉川市平沼 三郷市半田	16.8 12.0	4,800	堤防余裕高不足	積み土嚢
大場2		埼玉県 越谷県土	吉川市 三郷市	大場川	堤防高	B	右	吉川市平沼 三郷市半田	16.8 12.0	4,800	堤防余裕高不足	積み土嚢

出典）令和３年度埼玉県水防計画

【 資料 】第４．１「藤田スケール（Ｆスケール)」(P470)

竜巻などの激しい突風をもたらす現象は水平規模が小さく、既存の風速計から風速の実測値を得ることは困難です。このため、１９７１年にシカゴ大学の藤田哲也博士により、竜巻やダウンバーストなどの突風により発生した被害の状況から風速を大まかに推定する藤田スケール(Ｆスケール)が考案されました。

被害が大きいほどＦの値が大きく、風速が大きかったことを示します。日本ではこれまでＦ４以上の竜巻は観測されていません。

藤田スケール	風速	被害の状況
F0	17～32 m/s (約 15 秒間の平均)	テレビのアンテナなどの弱い構造物が倒れる。小枝が折れ、根の浅い木が傾くことがある。非住家が壊れるかもしれない。
F1	33～49 m/s (約 10 秒間の平均)	屋根瓦が飛び、ガラス窓が割れる。ビニールハウスの被害甚大。根の弱い木は倒れ、強い木は幹が折れたりする。走っている自動車が横風を受けると、道から吹き落とされる。
F2	50～69 m/s (約 7 秒間の平均)	住家の屋根がはぎとられ、弱い非住家は倒壊する。大木が倒れたり、ねじ切られる。自動車が道から吹き飛ばされ、汽車が脱線することがある。
F3	70～92 m/s (約 5 秒間の平均)	壁が押し倒され住家が倒壊する。非住家はバラバラになって飛散し、鉄骨づくりでもつぶれる。汽車は転覆し、自動車はもち上げられて飛ばされる。森林の大木でも、大半折れるか倒れるかし、引き抜かれることもある。
F4	93～116 m/s (約 4 秒間の平均)	住家がバラバラになって辺りに飛散し、弱い非住家は跡形なく吹き飛ばされてしまう。鉄骨づくりでもペシャンコ。列車が吹き飛ばされ、自動車は何十メートルも空中飛行する。１トン以上ある物体が降ってきて、危険この上もない。
F5	117～142 m/s (約 3 秒間の平均)	住家は跡形もなく吹き飛ばされるし、立木の皮がはぎとられてしまったりする。自動車、列車などがもち上げられて飛行し、とんでもないところまで飛ばされる。数トンもある物体がどこからともなく降ってくる。

出典) 気象庁ホームページ

また、気象庁では、藤田スケールを改良し、より精度良く突風の風速を評定することができる「日本版改良藤田スケール（ＪＥＦスケール)」を平成２７年１２月に策定し、平成２８年４月より突風調査に使用しています。

突風による被害の状況を、被害指標（何が）と被害度（どうなった）に当てはめることにより、従来の藤田スケールに比べ、風速を絞り込んで評定することができます。

階級	風速	被害の状況
JEF0	25～38 m/s (3 秒平均)	・木造の住宅において、目視でわかる程度の被害、飛散物による窓ガラスの損壊が発生する。比較的狭い範囲の屋根ふき材が浮き上がったり、はく離する。 ・園芸施設において、被覆材（ビニルなど）がはく離する。パイプハウスの鋼管が変形したり、倒壊する。 ・物置が移動したり、横転する。 ・自動販売機が横転する。 ・コンクリートブロック塀（鉄筋なし）の一部が損壊したり、大部分が倒壊する。 ・樹木の枝（直径 2cm～8cm）が折れたり、広葉樹（腐朽有り）の幹が折損する。
JEF1	39～52 m/s (3 秒平均)	・木造の住宅において、比較的広い範囲の屋根ふき材が浮き上がったり、はく離する。屋根の軒先又は野地板が破損したり、飛散する。 ・園芸施設において、多くの地域でプラスチックハウスの構造部材が変形したり、倒壊する。 ・軽自動車や普通自動車（コンパクトカー）が横転する。 ・通常走行中の鉄道車両が転覆する。 ・地上広告板の柱が傾斜したり、変形する。 ・道路交通標識の支柱が傾倒したり、倒壊する。 ・コンクリートブロック塀（鉄筋あり）が損壊したり、倒壊する。 ・樹木が根返りしたり、針葉樹の幹が折損する。
JEF2	53～66 m/s (3 秒平均)	・木造の住宅において、上部構造の変形に伴い壁が損傷（ゆがみ、ひび割れ等）する。また、小屋組の構成部材が損壊したり、飛散する。 ・鉄骨造倉庫において、屋根ふき材が浮き上がったり、飛散する。 ・普通自動車（ワンボックス）や大型自動車が横転する。 ・鉄筋コンクリート製の電柱が折損する。 ・カーポートの骨組が傾斜したり、倒壊する。 ・コンクリートブロック塀（控壁のあるもの）の大部分が倒壊する。 ・広葉樹の幹が折損する。 ・墓石の棹石が転倒したり、ずれたりする。
JEF3	67～80 m/s (3 秒平均)	・木造の住宅において、上部構造が著しく変形したり、倒壊する。 ・鉄骨系プレハブ住宅において、屋根の軒先又は野地板が破損したり飛散する、もしくは外壁材が変形したり、浮き上がる。 ・鉄筋コンクリート造の集合住宅において、風圧によってベランダ等の手すりが比較的広い範囲で変形する。 ・工場や倉庫の大規模な庇において、比較的狭い範囲で屋根ふき材がはく離したり、脱落する。 ・鉄骨造倉庫において、外壁材が浮き上がったり、飛散する。 ・アスファルトがはく離・飛散する。
JEF4	81～94 m/s (3 秒平均)	・工場や倉庫の大規模な庇において、比較的広い範囲で屋根ふき材がはく離したり、脱落する。
JEF5	95 m/s～ (3 秒平均)	・鉄骨系プレハブ住宅や鉄骨造の倉庫において、上部構造が著しく変形したり、倒壊する。 ・鉄筋コンクリート造の集合住宅において、風圧によってベランダ等の手すりが著しく変形したり、脱落する。

出典）気象庁ホームページ

【 資料 】第４．２「竜巻注意情報発表時等の具体的な対応例」(P475、P479)

□竜巻注意情報発表時等状況ごとの対処行動例

(A)竜巻注意情報発表時、(B)積乱雲の近づく兆しを察知した時、(C)竜巻の接近を認知した時には、下記に示したそれぞれの状況に対応した対処行動例を参考に、適切な行動をとる。

状況の時系列的変化	対処行動例
(A)竜巻注意情報発表時	・空の変化（積乱雲が近づく兆し）に注意する。 ・竜巻発生確度ナウキャストや気象レーダー画像にアクセスできる場合であれば、自分が今いる場所の状況についてこまめ（５～10 分程度ごと）に確認する。 ・安全確保に時間を要する場合（人が大勢集まる野外行事、テントの使用や子供・高齢者を含む野外活動、高所・クレーン・足場等の作業）は万一に備え、早めの避難開始を心がける。
(B)積乱雲が近づく兆しを察知したとき （積乱雲が近づく兆し） 空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す等	・野外の場合、頑丈な建物など安全な場所に移動する。 ・屋内の場合、雨戸や窓、カーテンなどを閉める。
(C)竜巻の接近を認知したとき （竜巻接近時の特徴） ①雲の底から地上に伸びるろうと状の雲が見られる ②飛散物が筒状に舞い上がる ③竜巻が間近に迫った特徴（ゴーというジェット機のようなごう音 ④耳に異常を感じるほどの気圧の変化等）を認知したとき なお、夜間で雲の様子がわからないとき、屋内で外が見えないときは③及び④の特徴により認知する。	竜巻を見続けることなく、直ちに以下の行動をとる。 （屋内） ・窓から離れる。 ・窓の無い部屋等へ移動する。 ・部屋の隅・ドア・外壁から離れる。 ・地下室か最下階へ移動する。 ・頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る。 （屋外） ・近くの頑丈な建物に移動する。 ・頑丈な建物がなければ、飛散物から身を守れるような物陰に身を隠し、頭を抱えてうずくまる。 ・強い竜巻の場合は、自動車も飛ばされるおそれがあるので、自動車の中でも頭を抱えてうずくまる。

出典)「竜巻等突風対策局長級会議」報告（平成 24 年 8 月 15 日）※気象庁資料をもとに作成

【 資料 】第４．３「平成２５年埼玉県内竜巻災害の被災者支援（参考）」（P488）

□各市町村の見舞金制度

市町村	支援策	支援の内容
越谷市	①災害見舞金	住家の全壊世帯　：10 万円 半壊世帯　　：５万円
	②竜巻見舞金【新規】	住家の全壊世帯　：５万円 半壊世帯　　：３万円 一部損壊世帯　：１万円 ※①と併給可
松伏町	①竜巻被災者見舞金【新規】	住家の全壊世帯　：５万円 半壊世帯　　：３万円 一部損壊世帯　：１万円 ※①と併給可
熊谷市	①竜巻災害復旧支援金【新規】	・被災者生活再建支援法の対象外の世帯に対する家屋修理費補助 住家の半壊世帯　：20 万円 一部損壊世帯　：10 万円
	②災害見舞金	住家の全壊世帯　：10 万円 半壊世帯　　：５万円 一部損壊世帯　：１万円
	③特別災害見舞金【新規】	非住家の全壊、半壊、一部損壊：1 万円
行田市	①竜巻災害見舞金【新規】	住家の一部損壊世帯：1 万円

□義援金

・日本赤十字社埼玉県支部、埼玉県共同募金会が義援金を募集（埼玉県竜巻災害義援金）
・集まった義援金については、県が関係団体と設置する「埼玉県竜巻災害義援金配分委員会」が配分額を決定し、被災者に支給した。

□埼玉県と市町村の被災者支援の具体例（災害救助法の適用が前提となる支援も含む）　（１／２）

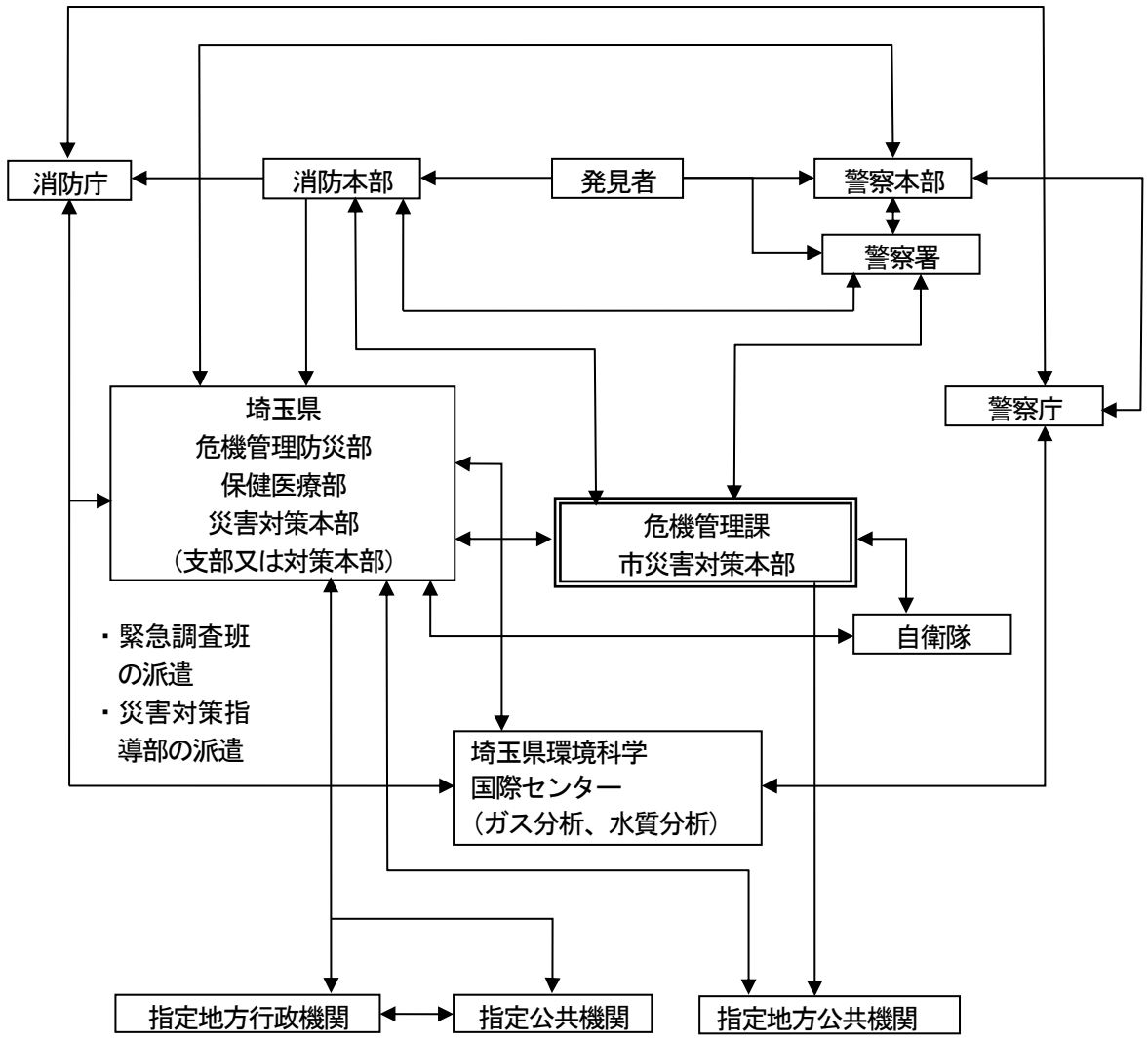
	県・関係機関	市町村
被災者支援	・災害ボランティア支援センターの支援（福祉部） ・被害認定調査に係る応援職員派遣（総務部）	・災害ボランティアの派遣（災害ボランティアセンターの運営） ・被害認定調査 ・罹災証明書の発行 ・被災者相談窓口の設置 ・各種申請手数料の免除
生活再建資金	・被災者生活再建支援法の適用。申請の取りまとめ、支援法人への送付 ・生活福祉資金の貸付（福祉部、県社会福祉協議会） ・災害援護資金の貸付（危機管理防災部） ・災害復旧支援融資等（埼玉りそな、武蔵野銀行、埼玉縣信用金庫等） ・ろうきん福祉ローン（中央労働金庫） ・義援金（日本赤十字社・埼玉県共同募金会）の募集・配分	・被災者生活再建支援金の申請受付、取りまとめ、県への送付 ・生活福祉資金の貸付（市町村社会福祉協議会） ・災害援護資金の貸付（福祉担当課） ・各種融資制度の広報 ・生活必需品購入支援金の支給（社会福祉協議会） ・市町村義援金の募集・配分 ・見舞金等の支給

□埼玉県と市町村の被災者支援の具体例（災害救助法の適用が前提となる支援も含む）　（２／２）

	県・関係機関	市町村
住宅関連	・県営住宅等の提供 ・災害復興住宅融資（(独)住宅金融支援機構）の広報	・市町村営住宅の提供、公営住宅の提供の広報 ・災害復興住宅融資（(独)住宅金融支援機構）の広報 ・応急修理の受付・実施
税金・保険料の減免、徴収猶予	・個人事業税、不動産取得税、自動車税、自動車取得税の減免等（県税事務所）	・市町村民税、固定資産税の減免等 ・市町村税の納入猶予等 ・国民健康保険税等の減免 ・国民年金保険料の免除 ・後期高齢者医療保険料等の減免等 ・介護保険料の免除、徴収猶予 ・介護保険居宅介護サービス費、介護保険介護予防サービス費等の免除 ・障害児通所給付費等利用者負担額の減免 ・上下水道料金の減免
中小企業等への支援	・経営安定資金・知事指定等貸付（災害復旧関連）（産業労働部、商工会議所・商工会・埼玉県中小企業団体中央会） ・災害復旧貸付（日本政策金融公庫） ・災害復旧に要する資金の融資（各金融機関）	・融資に関する相談窓口 ・各金融機関の害復旧に要する資金の融資や相談窓口の広報
農業者への支援	・被害を受けた農作物の技術支援 ・収穫減や園芸施設等への被害補償（農業共済組合） ・農林漁業セーフティネット資金（日本政策金融公庫）	・各種資金（農業近代化資金、スーパーＬ資金、農林漁業セーフティネット資金、農業災害補償）の広報
育児・教育支援	・母子寡婦福祉資金の貸付（県各福祉事務所） ・埼玉県高等学校等奨学金の貸与（教育局） ・埼玉県父母負担軽減事業補助金（家計急変世帯）（総務部）	・認可保育所等の保育料の減免 ・児童クラブ、学童クラブ保育料の減免等 ・就学援助制度（要保護・準要保護児童制度） ・特別支援教育就学奨励費 ・幼稚園就園奨励費補助金の加算措置、市町村立幼稚園減免
その他支援	・がれき撤去について、環境省の災害等廃棄物処理補助金の交付 ・日本私立学校・共済事業団融資（日本私立学校・共済事業団）	・がれき一時保管場所の設置及び処理 ・ブルーシート、土のう及び土のう袋の配布 ・消消費生活相談（悪質リフォーム業者対策）
公共料金等に関する支援	・電気料金支払期限延長等の特別措置（東京電力㈱） ・電話料等の支払い延長等（ＮＴＴ㈱） ・ＮＨＫ料金の免除（日本放送協会） ・携帯電話料金支払期限延期等の支援措置（各携帯電話会社）	

出典）埼玉県地域防災計画、埼玉県地域防災計画（資料編）

【 資料 】第５．１「ＮＢＣ災害による人身被害の連絡通報体制」(P529)



【 資料 】第５．２「特定事象通報基準（輸送時の事故）」(P532)

○事業所外運搬に使用する容器にあっては、１m離れた地点で１００μSv/h 以上の放射線量を検出したとき
○事業所外運搬の場合にあっては、当該運搬に使用する容器（L型、ＩＰ−１型を除く）からの放射性物質の漏えいがあったとき

【 資料 】第５．３「原子力緊急事態宣言発令基準（輸送時の事故）」(P534)

火災、爆発等があり、当該運搬容器において、次に掲げる放射線量又は放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき
○事業所外運搬に使用する容器にあっては、１m離れた地点で１０mSv/h 以上の放射線量を検出したとき
○事業所外運搬の場合にあっては、当該運搬に使用する容器（ＩＰ型を除く）から、放射性物質の種類に応じてＡ２値等の漏えいがあったとき

【 資料 】第５．４「ＯＩＬと防護措置について」(P536、P537)

<table>
<tr><th></th><th>基準の種類</th><th>基準の概要</th><th colspan="3">初期設定値※1</th><th>防護措置の概要</th></tr>
<tr><td rowspan="3">緊急防護措置</td><td>ＯＩＬ１</td><td>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準</td><td colspan="3">５００μSv/h
（地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率※2）</td><td>数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)</td></tr>
<tr><td>ＯＩＬ４</td><td rowspan="2">不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準</td><td colspan="3">β線：４０，０００cpm※3
（皮膚から数 cm での検出器の計数率）</td><td rowspan="2">避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。</td></tr>
<tr><td colspan="3">β線：１３，０００cpm※4【１ヶ月後の値】
（皮膚から数 cm での検出器の計数率）</td></tr>
<tr><td>早期防護措置</td><td>ＯＩＬ２</td><td>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※5 の摂取を制限するとともに、住民等を１週間程度内に一時移転させるための基準</td><td colspan="3">２０μSv/h
（地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率※2）</td><td>１日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに１週間程度内に一時移転を実施。</td></tr>
<tr><td>飲食物摂取制限※9</td><td>飲食物に係るスクリーニング基準</td><td>ＯＩＬ６による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準</td><td colspan="3">０．５μSv/h※6
（地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率※2）</td><td>数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。</td></tr>
<tr><td></td><td>ＯＩＬ６</td><td>経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準</td><td>核種※7</td><td>飲料水・牛乳・乳製品</td><td>野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他</td><td>１週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>放射性ヨウ素</td><td>３００Bq/kg</td><td>２，０００Bq/kg※8</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>放射性セシウム</td><td>２００Bq/kg</td><td>５００Bq/kg</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種</td><td>1Bq/kg</td><td>１０Bq/kg</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>ウラン</td><td>２０Bq/kg</td><td>１００Bq/kg</td><td></td></tr>
</table>

※１　「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるＯＩＬの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはＯＩＬの初期設定値は改定される。

※２　本値は地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上１ｍでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

※３　我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が２０㎠の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約１２０Bq/㎠相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※４　※３と同様、表面汚染密度は約４０Bq/㎠相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※５　「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

※６　実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※７　その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、ＩＡＥＡのＧＳＧ－２におけるＯＩＬ６値を参考として数値を設定する。

※８　根菜、芋類を除く野菜類が対象。

※９　ＩＡＥＡでは、ＯＩＬ６に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるＯＩＬ３、その測定のためのスクリーニング基準であるＯＩＬ５が設定されている。ただし、ＯＩＬ３については、ＩＡＥＡの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、ＯＩＬ５については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

【 資料 】第５．５「市で保管している除去土壌の状況一覧」(P539)

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い発生した放射性物質の除染後の除去土壌については、環境省の定める「除染関係ガイドライン」に基づき、保管及びモニタリングを行っている。

□市で保管している除去土壌の状況一覧　　**（令和４年３月３１日現在）**

	施設名	保管場所	保管方法	除去土壌等の数量土壌	放射線防護の遮へい措置の内容
1	つばさ保育園	現場保管	地下保管	4.000m3	遮へい(覆土)30ｃｍ
2	旧・第３保育所	現場保管	地下保管	26.000m3	遮へい(覆土) 30ｃｍ
		仮置場	地上保管	6.000m3	遮へい(覆土)30ｃｍ 隔離 5m以上
3	青葉保育園	現場保管	地下保管	30.000m3	遮へい(覆土)30ｃｍ
4	育暁保育園	現場保管	地下保管	0.040m3	遮へい(覆土)30ｃｍ
5	第二保育所	現場保管	地下保管	0.400m3	遮へい(覆土)30ｃｍ
6	吉川中央緑地	現場保管	地下保管	1.000m3	遮へい(覆土)30ｃｍ
7	加藤児童広場	現場保管	地下保管	34.000m3	遮へい(覆土)30ｃｍ
8	中島児童広場	現場保管	地下保管	6.000m3	遮へい(覆土)30ｃｍ
9	兵庫児童広場	現場保管	地下保管	28.000m3	遮へい(覆土)30ｃｍ
10	道庭緑地	現場保管	地下保管	10.000m3	遮へい(覆土)30ｃｍ
11	美南４丁目公園	現場保管	地下保管	32.000m3	遮へい(覆土)30ｃｍ
12	沼辺公園	現場保管	地下保管	0.700m3	遮へい(覆土)30ｃｍ
13	中曽根公園	仮置場	地上保管	0.340m3	遮へい(覆土)30ｃｍ 隔離 5m以上
14	なまずの里公園	仮置場	地上保管	0.620m3	遮へい(覆土)30ｃｍ 隔離 5m以上
15	吉川運動公園	仮置場	地上保管	20.000m3	遮へい(覆土)30ｃｍ 隔離 5m以上
16	上組中組児童広場	現場保管	地下保管	25.000m3	遮へい(覆土)30ｃｍ
17	美南中央公園	現場保管	地下保管	795.000m3	遮へい(覆土)30ｃｍ
18	きよみ野第３公園	現場保管	地下保管	1.000m3	遮へい(覆土)30ｃｍ
19	三輪野江小学校	現場保管	地下保管	410.000m3	遮へい(覆土)30ｃｍ
20	北谷小学校	現場保管	地下保管	363.000m3	遮へい(覆土)30ｃｍ
21	中央中学校	現場保管	地下保管	359.000m3	遮へい(覆土)30ｃｍ
22	栄小学校	現場保管	地下保管	53.000m3	遮へい(覆土)30ｃｍ
23	南中学校	現場保管	地下保管	289.000m3	遮へい(覆土)30ｃｍ
24	関小学校	現場保管	地下保管	0.680m3	遮へい(覆土)30ｃｍ
25	中曽根小学校	現場保管	地下保管	104.000m3	遮へい(覆土)30ｃｍ
26	東中学校	現場保管	地下保管	50.000m3	遮へい(覆土)30ｃｍ
27	吉川小学校	現場保管	地下保管	0.04 m3	遮へい(覆土)30ｃｍ
28	常磐道側道	仮置場	地上保管	372.000m3	遮へい(覆土)30ｃｍ 隔離 5m以上
29	三輪野江小学校通学路（加藤）	仮置場	地上保管	12.000m3	遮へい(覆土)30ｃｍ 隔離 5m以上
30	三輪野江小学校通学路（吉屋）	仮置場	地上保管	16.000m3	遮へい(覆土)30ｃｍ 隔離 5m以上
31	北谷小学校通学路（中曽根）	仮置場	地上保管	17.000m3	遮へい(覆土)30ｃｍ 隔離 5m以上
32	県道三郷松伏線	仮置場	地上保管	2.500m3	遮へい(覆土)30ｃｍ 隔離 5m以上
合計				3,138.280m3	

※「仮置場」：吉川市環境センターの最終処分場

様式集

目　　次

【 様式 】様式第　１号「発生速報」…… 1
【 様式 】様式第　２号「経過速報」…… 2
【 様式 】様式第　３号「被害状況調」…… 3
【 様式 】様式第　４号「避難情報等の情報提供用紙」…… 8
【 様式 】様式第　５号「罹災証明書」…… 9
【 様式 】様式第　６号「放送要請依頼用紙」…… 14
【 様式 】様式第　７号「応援要請書（直接応援市町村へ要請)」 …… 16
【 様式 】様式第　８号「災害時相互応援連絡表（県へ要請)」 …… 17
【 様式 】様式第　９号「被災者台帳情報提供申請書（本人)」 …… 18
【 様式 】様式第１０号「被災者台帳情報外部提供同意書」…… 19
【 様式 】様式第１１号「被災者台帳情報提供依頼書（地方公共団体)」 …… 22
【 様式 】様式第１２号「被災者台帳情報提供依頼書（NPO・民間等)」…… 23
【 様式 】様式第１３号「水防法に規定する身分証明書」…… 24
【 様式 】様式第１４号「水防活動の報告様式（水防活動実施報告書)」 …… 25
【 様式 】様式第１５号「水防活動の報告様式（活動内容報告)」 …… 26

【 様式 】様式第１号「発生速報」(P137、P176、P410、P411)

発　生　速　報

吉川市

年　月　日　時　分　受信	発信者		受信者	

１　被害発生	
２　被害場所	
３　被害程度	
４　災害に対する措　置	
５　その他必要事　項	

（注）内容は簡単に要を得たものとする。

出典）埼玉県地域防災計画

【 様式 】様式第２号「経過速報」(P176、P411)

経　過　速　報

吉川市

発信者		受信者	

災害の種別		発生地域	
被害日時	自　　月　　日	至　　月　　日	
報告区分			

区分				被害	区分				被害
人的被害	死者		人		田畑被害	田	流失・埋没	ha	
	行方不明者		人				冠水	ha	
	負傷者	重傷	人			畑	流失・埋没	ha	
		軽傷	人				冠水	ha	
住家被害	全壊（焼）（流失）		棟		道路被害	決壊		箇所	
			世帯			冠水		箇所	
			人		その他被害	文教施設		箇所	
	半壊（焼）		棟			病院		箇所	
			世帯			橋りょう		箇所	
			人			河川		箇所	
	一部破損		棟			砂防		箇所	
			世帯			清掃施設		箇所	
			人			崖くずれ		箇所	
	床上浸水		棟			鉄道不通		箇所	
			世帯			被害船舶		隻	
			人			水道		戸	
	床下浸水		棟			電話		回線	
			世帯			電気		戸	
			人			ガス		戸	
						ブロック塀等		箇所	
非住家被害	公共建物	全壊（焼）	棟		罹災世帯数			世帯	
		半壊（焼）	棟		罹災者数			人	
	その他	全壊（焼）	棟		火災発生	建物		件	
		半壊（焼）	棟			危険物		件	
						その他		件	

災害に対してとられた措置

(1)　災害対策本部の設置状況

(2)　市のとった主な応急措置の状況

(3)　応援要請又は職員派遣の状況

(4)　災害救助法適用の状況

(5)　避難命令・勧告の状況

市町村数　　地区数

人　　員　　人

(6)　消防機関の活動状況

ア　出動人員　　消防職員　　名

消防団員　　名

イ　主な活動内容（使用した機材を含む）

出典）埼玉県地域防災計画

【 様式 】様式第３号「被害状況調」(P176、P411)

被　害　状　況　調

吉川市

（１／２）

災害の種別		発生地域	
被害日時	自　　月　　日　　至　　月　　日		
報告区分	確定		

区分				被害	区分				被害
人的被害	死者		人		田被畑害	田	流失・埋没	ha	
	行方不明者		人				冠水	ha	
	負傷者	重傷	人			畑	流失・埋没	ha	
		軽傷	人				冠水	ha	
					道被路害	決壊		箇所	
住家被害	全壊		棟			冠水		箇所	
			世帯		その他被害	文教施設		箇所	
			人			病院		箇所	
	半壊		棟			橋りょう		箇所	
			世帯			河川		箇所	
			人			砂防		箇所	
	一部破損		棟			清掃施設		箇所	
			世帯			崖くずれ		箇所	
			人			鉄道不通		箇所	
	床上浸水		棟			被害船舶		隻	
			世帯			水道		戸	
			人			電話		回線	
	床下浸水		棟			電気		戸	
			世帯			ガス		戸	
			人			ブロック塀等		箇所	
非住家被害	公共建物	全壊（焼）	棟		罹災世帯数			世帯	
		半壊（焼）	棟		罹災者数			人	
	その他	全壊（焼）	棟		火災発生	建物		件	
		半壊（焼）	棟			危険物		件	
						その他		件	

区分			被害	市町村災害対策本部		
公立文教施設		千円			名称	
農林水産施設		千円			設置	月　日　時
公共土木施設		千円				
その他公共施設		千円			解散	月　日　時
小計		千円				
公立施設被害市町村数		団体		災害対策本部設置市町村数		
その他	農産被害	千円			計	団体
	林産被害	千円				
	畜産被害	千円				
	水産被害	千円				
	商工被害	千円		災害救助法適用市町村名		
					計	団体
	その他	千円		消防職員出勤延人数	人	
被害総額		千円		消防団員出勤延人数	人	

備考

1　災害発生場所

2　災害発生年月日

3　災害の種類概況

4　消防機関の活動状況

5　その他（避難の勧告・指示等の状況）

出典）埼玉県地域防災計画

確定報告記入要領（１／３）

区分	基準
人的被害	１ 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。 ２ 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。 ３ 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち１月以上の治療を要する見込みのものとする。 ４ 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち１月未満で治療できる見込みのものとする。
住家被害	１ 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 ２ 棟とは、一つの独立した建物とする。 ３ 世帯とは、生計を一つにしている実際の生活単位とする。 ４ 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の 70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。 ５ 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。 ６ 「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。 ７ 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。 ８ 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非住家被害	１ 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 ２ 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。 ３ 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。 ４ 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。
田畑被害	１ 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。 ２ 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。 ３ 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。

確定報告記入要領（２／３）

区分	基準
道路被害	１ 道路決壊とは、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第２条第１項に規定する道路のうち橋りょうを除いたもので、一部が破損し、車両の通行が不能となった程度の被害を受けたもの。 ２ 道路冠水とは、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第２条第１項に規定する道路のうち橋りょうを除いたもので、一部が冠水し、車両の通行規制が行われる程度の被害を受けたもの。
その他被害	１ 「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。 ２ 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。 ３ 「河川」とは、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利､床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。 ４ 「砂防」とは、砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第１条に規定する砂防施設、同法第３条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第３条の２の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。 ５ 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。 ６ 「崖くずれ」とは、崖くずれによって人・住家等に被害を生じたもの、また復旧工事を必要とする程度の被害を受けたもの。 ７ 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。 ８ 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。 ９ 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。 10 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。 11 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。 12 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。 13 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。 14 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舎､下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。 15 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。
火災発生	火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

確定報告記入要領（３／３）

区分	基準
被害金額	１ 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。 ２ 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。 ３ 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。 ４ 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。 ５ 「公共施設災害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。 ６ 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。 ７ 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。 ８ 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。 ９ 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。 １０ 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

出典）埼玉県地域防災計画

【 様式 】様式第４号「避難情報等の情報提供用紙」(P159)

避難指示等発令情報

市・町・村

送付日時：　　月　　日　　時　　分

１　避難情報の別

□　避 難 指 示（災害対策基本法第６０条）

□　避難準備情報（地域防災計画等）

２　発　　令　　月　　日　　時　　分

３　解　　除　　月　　日　　時　　分

４　対象地域　　埼玉県　　市・町・村

（おおよその対象世帯数：　　世帯）

５　避難すべき理由

□　大雨により河川の氾濫の危険があるため（河川名　　）

□　大雨により地滑りの危険があるため

□　地震により地滑りの危険があるため

□　地震により家屋崩壊の危険があるため

□　その他（　　）

所属及び氏名　　市・町・村　　課　　氏名：

電話　　（　　）　　ＦＡＸ　　（　　）

【 様式 】様式第５号「罹災証明書」(P230、P280)

第１　罹災証明・被災証明・罹災（被災）届出証明書　申請書

様式第１号　　(整理番号　　)

罹災証明・被災証明・罹災(被災)届出証明　申請書

(提出先)　　年　月　日

吉川市長

申請者	住所	
	氏名	
	電話	

以下の災害被害に係る証明書の交付を申請します。

被害原因	年　月　日の　　による
被害場所	□申請者住所と同じ (☑すれば記載不要)　吉川市
被害内容	□住家（□自家　□借家）　／　□非住家（　　） ※住家とは現実に居住のために使用している建物のこと。 □外構等　□家財道具　□自動車　□その他（　　） □人的被害（□死亡　　名　□行方不明　　名　□負傷　　名）
被害状況	
請求目的	□被災者生活再建支援制度　□損害保険　□見舞金・弔慰金 □税や保険料の減免　□その他（　　）
必要書類	□罹災証明書　　枚　□被災証明書　　枚 □罹災(被災)届出証明書

罹災証明書を申請する場合は下記の欄も記入してください。

世帯主	住所	□申請者住所と同じ (☑すれば記載不要)　吉川市				
	氏名	□申請者住所と同じ (☑すれば記載不要)				
世帯構成員	※罹災証明書は世帯主あてに交付します。同一世帯構成員について証明が必要な場合は記入してください。					
	氏名	続柄	年齢	氏名	続柄	年齢

罹災者もしくは同一世帯の親族以外の方が手続きをする場合は下記の委任状が必要です。

委任状

年　月　日

代理人　住所

氏名

上記の者を代理人と定め、罹災証明書等の申請手続きに関する権限を委任します。

委任者　住所

氏名

本人の自署による署名又は記名押印をしてください

(下欄には記入しないでください。)

罹災(被災)届出証明書

上記のとおり、届出をしたことを証明します。

年　月　日

証明第　　号

吉川市長

（申請者が所有者本人の場合の同意欄）

住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のことをいいます。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

被害認定調査を迅速に行うため、固定資産課税台帳等に記載された建物所在・地番、床面積、構造、図面といった情報を利用する場合があります。

□確認しました

年　　月　　日

（所有者と申請者が異なる場合の同意欄）

住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のことをいいます。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

被害認定調査を迅速に行うため、固定資産課税台帳等に記載された建物所在・地番、床面積、構造、図面といった情報を利用する場合があります。

（住家の所有者が記入すること）

□確認しました

年　　月　　日

住所

氏名

【 様式 】様式第５号「罹災証明書」(P230、P280)

第２　罹災証明書

様式第２号

(整理番号)

罹　災　証　明　書

世帯主住所			
世帯主氏名			
世帯構成員	氏名	続柄	年齢

罹災原因	年　　月　　日の　　による

被災住家※の所在地	
住家※の被害の程度	
浸水区分	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

住家以外の被害	

上記のとおり、相違ないことを証明します。

証明第　　号

年　　月　　日

吉川市長

【 様式 】様式第５号「罹災証明書」(P230、P280)

第３　被災証明書

様式第３号

(整理番号)

被　災　証　明　書

住　　所	
氏　　名	
被害原因	年　月　日の　　による
被害場所	
被害対象	□住家（□自家　□借家） □非住家（　　） □外構等　□家財道具　□自動車 □人的被害 （□死亡　　名　□行方不明　　名　□負傷　　名） □その他 （　　）
被害の状況	

上記のとおり、被災したことを証明します。
証明第　　号
年　月　日

吉川市長

【 様式 】様式第５号「罹災証明書」(P230、P280)

第４　被害認定再調査申請書

様式第４号

(整理番号)

被 害 認 定 再 調 査 申 請 書

年　　月　　日

吉川市長　　宛て

住　　所
申請者　　氏　　名
電話番号

家屋の再調査を次のとおり申請します。

罹災家屋の所在地	☐申請者住所と同じ (☑すれば記載不要)　吉川市
罹災者氏名	☐申請者住所と同じ (☑すれば記載不要)
罹災原因	年　月　日の　による
第１回目の調査の結果	☐全壊　☐大規模半壊　☐中規模半壊　☐半壊　☐準半壊　☐準半壊に至らない (一部損壊)
再調査申請理由	

【 様式 】様式第６号「放送要請依頼用紙」(P186)

放送要請依頼用紙

市町村名
吉川市

【件名】　放送要請について（依頼）

年　　月　　日（　）　　：

吉川市災害対策本部　第　　号

【本文】　災害対策基本法第５７条に基づく放送要請を次のとおり依頼します。

１　要請理由　　＜チェック欄＞

(1)　避難情報、警報等の周知徹底を図るため　　□

(2)　災害時の混乱を防止するため　　□

(3)　吉川市長から依頼があったため　　□

(4)　　□

２　放送事項

について

（別紙のとおり）

３　放送希望日時＜チェック欄＞

(1)　直ちに　　□

(2)　日時　　□　　月　　日（　）　　：

４　その他

５　連絡先

課所名	担当名	職・氏名	電話／メールアドレス
			TEL　　－　　－ 内線 無線番号 E-mail

別紙

出典）埼玉県地域防災計画

【 様式 】様式第７号「応援要請書（直接応援市町村へ要請）」(P187)

文　書　番　号
年　月　日

応援要請書

市町村長　様

吉川市長

災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定第３条第１項に基づき、別添様式１のとおり応援を要請します。

様式１

災害時相互応援連絡表

要請側市町村連絡者	埼玉県連絡者	応援側市町村連絡者
担当課 氏名 電話 FAX		担当課 氏名 電話 FAX

次のとおり応援を要請（実施）します。

要請市町村	
応援市町村	
要請日時	年　月　日（午前・午後　時　分）
被害の状況	
応援の内容	①被災市町村は、要請する応援の種類・応援の具体的な内容及び必要量を具体的に記入する。必要に応じて別要すること。 ②受信した市町村は、応援の可否を判断して、応援できる内容・数量を書き加え、被災市町村に返信する。
応援希望時期	
応援場所	
応援経路	
その他必要事項	

出典）埼玉県地域防災計画

【 様式 】様式第８号「災害時相互応援連絡表（県へ要請）」(P187)

文　書　番　号
年　月　日

応援要請書

市町村長　様

吉川市長

災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定第３条第２項に基づき、別添様式２のとおり応援を要請します。

様式２

災害時相互応援連絡表

要請側市町村連絡者	埼玉県連絡者	応援側市町村連絡者
担当課 氏名 電話 FAX	担当課 氏名 電話 FAX	担当課 氏名 電話 FAX

次のとおり応援を要請（受諾）します。

要請市町村	
応援市町村	
要請日時	年　月　日（午前・午後　時　分）
被害の状況	
応援の内容	①被災市町村は、要請する応援の種類・応援の具体的な内容及び必要量を具体的に記入する。必要に応じて別要すること。 ②受信した市町村は、応援の可否を判断して、応援できる内容・数量を書き加え、県に返信する。
応援希望時期	
応援場所	
応援経路	
その他必要事項	

出典）埼玉県地域防災計画

【 様式 】様式第９号「被災者台帳情報提供申請書（本人）」(P279)

被災者台帳情報提供申請書（本人）

フリガナ			
氏　名			印
生年月日		性別	男　・　女
住　所			
提供を求める台帳情報	希望する提供情報に〇をつけてください。 １　氏名 ２　生年月日 ３　性別 ４　住所又は居所 ５　住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況 ６　援護の実施の状況 ７　要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由 ８　電話番号その他の連絡先 ９　世帯の構成 10　罹災証明書の交付の状況 11　１から 10 に掲げるもののほか、被災者の援護の実施に関し市町村長が必要と認める事項 ① ② ③ ④ ⑤		
申請者連絡先			
電話番号		ＦＡＸ番号	
携帯電話番号		メールアドレス	

役所確認欄
※本人確認の証明書（該当する箇所に丸をつける）

個人番号カード		運転免許証	
身分証明書		保険証	
その他　　確認手段：			

出典）内閣府「被災者台帳情報提供の様式例（本人）」」

【 様式 】様式第１０号「被災者台帳情報外部提供同意書」(P279)

被災者台帳情報外部提供同意書

<table>
<tr><td>フリガナ</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>生年月日</td><td></td><td>性別</td><td>男　・　女</td></tr>
<tr><td>住　所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="4">連絡先（市町村または外部提供先からの問い合わせが可能な連絡先をご記入ください）</td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td></td><td>ＦＡＸ番号</td><td></td></tr>
<tr><td>携帯電話番号</td><td></td><td>メールアドレス</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">あなたの台帳情報の外部提供について、以下の①から③のいずれかをお選びください。
（全ての提供先、情報の範囲に同意）
□①提供先、提供する情報の範囲を問わず、申請者から台帳情報の提供申請があった場合に、台帳情報を提供することに同意します。</td></tr>
<tr><td colspan="4">（任意の提供先、情報の範囲に同意）
□②下記にチェックした提供先、提供する情報の範囲において、申請者から台帳情報の提供申請があった場合に、台帳情報を提供することに同意します。
下記のｉからⅳにおいて、台帳情報の提供に同意する提供先、提供を同意する情報の範囲をチェック又は記載してください。</td></tr>
<tr><td>外部提供先
及び
提供可能情報</td><td colspan="3">ｉ公共料金等減免
□　電力会社（　　）
□　ガス会社（　　）
□　水道料金（吉川市　水道課）
□　下水道料金（吉川市　河川下水道課）
□　ＮＨＫ
□　ＮＴＴ
□　携帯電話会社（会社名・支店名　　）
連絡先（市において把握している場合は不要）：
住所：〒
電話番号：
メールアドレス：
担当者：
□　その他（　　）
連絡先（市において把握している場合は不要）：
住所：〒
電話番号：
メールアドレス：
担当者：
※同意された提供先に対し、被災者台帳に記載・記録された情報のうち、料金減免に必要な情報を提供します。
※市に対するもの（税、保育料等）については、外部ではないため、本様式による同意は不要です。</td></tr>
</table>

	ii 被災者支援団体等への提供 □　民生委員 □　社会福祉協議会 □　町内会等地域自治組織 □　消防団 □　その他（民間事業者、ＮＰＯ、ボランティア団体等） 団体等名称： 団体等連絡先（市区町村において把握している場合は不要）： 住所：〒 電話番号： メールアドレス： 担当者： □　提供を同意する情報（　　） ※別紙から番号を記入ください □　提供先団体が希望する（申請する）情報はすべて提供しても良い iii 被災者支援に関する各種制度を有する団体への提供 □　社会福祉協議会（再掲） □　国（官署名：　　） □　被災者生活再建支援法人 □　独立行政法人住宅金融支援機構 □　その他 団体等名称： 団体等連絡先（市において把握している場合は不要）： 住所：〒 電話番号： メールアドレス： 担当者： □　提供を同意する情報（　　） ※別紙から番号を記入ください □　提供先団体が希望する（申請する）情報はすべて提供しても良い iv その他 提供同意する団体名： 提供を同意する理由： 団体等連絡先（市において把握している場合は不要）： 住所：〒 電話番号： メールアドレス： 担当者： □　提供を同意する情報（　　） ※別紙から番号を記入してください。 □　提供先団体が希望する（申請する）情報はすべて提供しても良い
□　③台帳情報を提供することに同意しません。	

※同意いただいた内容について、同意された外部提供先から災害対策基本法施行規則第８条の６の規定に基づく申請があった場合、同意及び申請の範囲内で被災者台帳掲載情報を提供いたします。

別紙

＜被災者台帳掲載情報（法令の定めによるもの）＞

１　氏名
２　生年月日
３　性別
４　住所又は居所
５　住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況
６　援護の実施の状況
７　要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
８　電話番号その他の連絡先
９　世帯の構成
10　罹災証明書の交付の状況
11　１から 10 に掲げるもののほか、被災者の援護の実施に関し市町村長が必要と認める事項
①
②
③
④
⑤

（備考）
１　本様式は、災害対策基本法施行規則第８条の５第４号の規定に基づく本人の同意を確認するためのものです。
２　被災者台帳は、災害対策基本法第９０条の３の規定に基づき、市町村が被災された方の援護を総合的かつ効率的に実施するための基礎となる台帳で、法令に基づき、上記１から 11 に掲げる事項が掲載されております。
３　被災者台帳掲載情報については、市町村が被災された方の援護を実施するために作成するものですが、災害対策基本法第９０条の４の規定に基づき、①本人、②本人の同意がある場合はその提供先、③当該市町村役所内、④他の地方公共団体（台帳情報の提供を受ける他の地方公共団体が、被災者に対する援護の実施に必要な情報に限ります）に提供することができます。

出典）内閣府「被災者台帳情報外部提供同意の様式例」

【 様式 】様式第１１号「被災者台帳情報提供依頼書（地方公共団体）」(P279)

第　　号
年　　月　　日

〇〇市（区・町・村）長
　　〇〇　〇〇　様

吉川市長

被災者台帳情報の提供について（依頼）

災害対策基本法施行規則（昭和３７年総理府令第５２号）第８条の６の規定に基づき、貴団体において整備された被災者台帳情報について、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があることから、下記の情報について、ご提供いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

１　申請者の氏名及び住所
代表者：吉川市長
所在地：埼玉県吉川市きよみ野一丁目１番地
担　当：　　課
（担当連絡先：電話　　－　　－　　、ＦＡＸ　　－　　－
メールアドレス

２　申請に係る被災者を特定するために必要な情報

３　提供を受けようとする台帳情報の範囲
・災害対策基本法第９０条の３第２項第１号に規定する氏名
・災害対策基本法第９０条の３第２項第２号に規定する生年月日
・災害対策基本法第９０条の３第２項第４号に規定する住所又は居所
・災害対策基本法第９０条の３第２項第６号に規定する援護の実施の状況
・災害対策基本法施行規則第８条の５第１項第１号に規定する電話番号その他の連絡先
・災害対策基本法施行規則第８条の５第１項第３号に規定する罹災証明書の交付の状況

４　使用目的
貴市（区・町・村）から本市（区・町・村）に避難している被災者に対する援護を総合的かつ効率的に実施するため

５　提供を希望する媒体
電子媒体（　　形式）　紙媒体（個表・一覧）　その他（　　形式）

６　その他

出典）内閣府「被災者台帳情報提供依頼文書例（地方公共団体）」

【 様式 】様式第１２号「被災者台帳情報提供依頼書（NPO・民間等）」(P279)

第　　号
年　　月　　日

（あて先）吉川市長

被災者台帳情報の提供について（依頼）

災害対策基本法施行規則（昭和３７年総理府令第５２号）第８条の６の規定に基づき、貴市において整備された被災者台帳情報について、貴市から委託を受けている「　　者支援事業」により被災者に対する援護を実施するため必要があることから、下記の情報について、ご提供いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

１　申請者の氏名及び住所
代表者：
所在地：
担　当：
（担当連絡先：電話　　－　　－　　、ＦＡＸ　　－　　－
メールアドレス　　）

２　申請に係る被災者を特定するために必要な情報

３　提供を受けようとする台帳情報の範囲
・災害対策基本法第９０条の３第２項第１号に規定する氏名
・災害対策基本法第９０条の３第２項第２号に規定する生年月日
・災害対策基本法第９０条の３第２項第４号に規定する住所又は居所
・災害対策基本法施行規則第８条の５第１項第１号に規定する電話番号その他の連絡先

４　使用目的
貴市から委託を受けている「　　者支援事業」により被災者に対する援護を実施するため

５　その他

出典）内閣府「被災者台帳情報提供依頼文書例（NPO・民間等）」

【 様式 】様式第１３号「水防法に規定する身分証明書」(P427)

（表面）

第　　号

身　分　証　明　書

次の者は、水防法第４９条第１項の規定により必要な土地に立ち入ることができる者であることを証明する。

職　　名
氏　　名　　年　　月　　日生

交　　付　　年　　月　　日
有効期限　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

（水防管理団体名）
管理者　氏　名　　印

（裏面）

水防法（抜粋）

第４９条　都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

２　都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

出典）埼玉県水防計画

【 様式 】様式第１４号「水防活動の報告様式（水防活動実施報告書)」(P432)

水防管理団体の報告

水防活動実施報告書　第　　報

年　　月　　日

水防管理団体名	
課所名	
作成者	
連絡先	

出水の概況	川　　水位　　ｍ 雨量　　㎜			
水防実施箇所	川　　左 岸 ・ 右 岸　　市　　地先			
日時	自　　月　　日　　時　・　至　　月　　日　　時			
出動人員（人）	水防団員	消防団員	その他	合 計
水防作業の概況及び工法	作業準備 ・ 作業開始 ・ 作業中 ・ 作業完了			
被害箇所	堤防 ・ 高水敷 ・ 水門 ・ 樋管 ・ その他（　　）			
被害状況及び水防の状況	亀裂 ・ 漏水 ・ 法崩れ ・ 越水 ・ 溢水 ・ 破堤 ・ 洗掘 ・その他（　　）			
	原因は（　　・ 調査中 ・ 不明 ）			
	今後、(大幅に拡大する ・ 拡大する ・ 小規模にとどまる ・調査中 ・不明)と見込まれる			
使用資機材			住民の協力	
			死傷者	
避難情報の発令状況				

注 1　各水防管理団体は、水防を行った箇所毎に作成すること。
　 2　各水防管理団体は、速やかに所管県土整備事務所を経由して知事に報告すること。

【 様式 】様式第１５号「水防活動の報告様式（活動内容報告）」(P432)

令和〇〇年台風〇号における水防活動
（〇〇県〇〇市消防団・令和〇〇年〇月〇日～〇日）

〇概要（例）

〇〇市消防団は、令和〇〇年〇月〇日、台風〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ〇部隊〇名が出動。市内では、１時間雨量１００mmを超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出動延人数	主な活動内容
〇/〇～〇/〇 約１２時間	〇名	・土のう積み（３００袋） ・避難誘導（２０世帯） ・排水作業（３件）

水防活動または被害状況写真

〇〇川左岸（〇〇地先）
堤防巡視

水防活動または被害状況写真

〇〇川左岸（〇〇地先）
積み土のう工

水防活動または被害状況写真

〇〇川右岸（〇〇地先）
月の輪工

水防活動または被害状況写真

〇〇地区の浸水被害

水防活動実施箇所

地図

吉川市地域防災計画

昭和４２年　４月　１日　初版
昭和６０年　４月３０日　改定
平成　９年　３月３１日　改定
平成１９年　３月　１日　改定
平成２１年　３月３１日　改定
平成２５年　１月３１日　改定
平成２７年　３月２４日　改定
平成２８年　５月２３日　改定
平成２９年　７月２６日　改定
平成３１年　３月２７日　改定
令和　４年　３月２５日　改定
令和　６年　３月２６日　改定

作　成　吉川市防災会議

事務局　吉川市市民生活部危機管理課
〒342－8501
埼玉県吉川市きよみ野一丁目１番地
TEL　048－982－5111(代表)